早稻田大學出版部

明治四十三年五月廿五日印刷
明治四十三年五月廿八日發行

早稻田大學編輯部編纂

發行者　荒川信賢
東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所
東京牛込區早稻田
早稻田大學出版部
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

漢籍國字解全書

續刊豫告

（次回以下の配本に添へて逐次見本を發表すべし豫約價亦本書の割合とす）

本全書完成の爲に既約十二卷完結後に左記三書五卷を續刊せんとす、左氏傳は經書の完成を圖る所以、傳習錄は朱子學派の近思錄に對すべき陽明學派の大著、楚辭は南方文學の缺を補ふ所以、共に本全書に缺くべからず（諸子類は下記の法を以て補ふ）是に於てか本全書は名實共に一大完璧となり永く學界の至寶たるべし、

第十三、第十四、第十五卷　（三册）

春秋左氏傳　加藤正庵講述

杜預の集解に據りて其全文を詳解したるものなり、行文簡潔、意義深遠の左氏傳も之に依て容易く讀むべし、今は集解の全文を加へて刊行せんとす

第十六卷

傳習錄　三輪執齋講述

講述者は本邦にて始て傳習錄を註解校刊せる碩儒なり、門人河田琴卿が其講義の委曲を筆記しおける者を本書とす、陽明派の知行合一説等凡て本書に詳なり、本書は佐藤一齋の有たりしを其門人奧宮慥齋の謄寫して自説を加筆せしものなれば、無双の珍寫本とす（谷内泰明氏珍藏）

第十七卷　（最終卷）

楚辭　淺見絅齋講述

朱子の集註本に據り其全文を詳細に講述せしを其門弟（蓋し若林强齋）の筆錄せるものなり、詰屈聱牙を以て聞えたる南方文學の雄大沈痛なる辭章は本書に依て、始めて廣く紹介せらるべきなり（國分青厓氏珍藏）

既約書目

- 第一卷　孝經、大學 中庸、論語　既出
- 第二卷　孟子　既出
- 第三卷　易經上　既出
- 第四卷　易經下
- 第五卷　詩經　既出
- 第六卷　書經
- 第七卷　小學　既出
- 第八卷　近思錄
- 第九卷　老子、莊子、列子
- 第十卷　孫子、唐詩選　既出
- 第十一卷　古文眞寶前集
- 第十二卷　古文眞寶後集　既出

附告

墨子、荀子、韓非子、管子等の名著は先哲の國字解なきを以て本大學漢文科講師に囑託して起稿を求めつゝあり近き將來に於て發表すべし（八卷凡六千頁）

早稻田大學出版部

論にして夫子の舊に復古せり、實に古今獨歩なりと謂べし、且夫天地の變化無盡にして、事物の運動無窮なるの謂を論せば、大極兩儀四象より加倍して六十四卦となり、筮に於ては四千九十六の變あり、又範圍に千三百七十六萬二千五百六十の動あり、一卦所通の數如此、由是觀之、天下の至錯たる事々物々に占書ありとも、其變を盡すことあらんや、是其書五車に載といへども足らずとする所以なり、然則何を以て其占法を得んや、唯窮理と得卦に由て其占法を知るなり、蓋本篇階梯の如き、專ら卦象を解して占事に備ふ、筮者其事に即て其象を推し、其窮理に照して活用せば其占難からず、雖然卦象無盡なるが故に、其象意相反するものあり、假令ば兌の卦の象意の如き、喜慶ある意あり又憂愁の意ありと云、中孚の象意に親和する意あり又相詭る意ありと云るが如き、各條往々此の類あり、占者窮理と得卦に由て其象意の辭を取舍するを要とす、唯易は活物なれば一に泥むことなかれ、其占例の如きは是篇及び周易本筮指南圓簪筮則に載たれば考ふべし、左國易の如きは其占深妙、其文簡約にして初學理會し難し、余が所著左國易一家言に、粗其義を解せり、互見して以て占用とすべし

蓋易を學ぶ者は道德に和順し、志誠實なるを主とす、客氣薄行の徒は却て此道を瀆す、夫易は性情を潔靜にして精微に至るを道とす家語曰、潔靜精微易教也、大傳曰、精義入神以致用と是なり、占兒の如きは聖學を知らず、唯愚民を誑惑して利を釣ことを勤む、家語に曰、易之失賊也と是なり、世人其賊なる者を見て易學を以て陋とし、卜筮を以て淺とするものは非なり、夫易は聖人の密經にして、以此洗心、性を盡し、命に至らしむるの道なり、徒に博物に馳せ詞藻に耽るものは、是放心の學にして君子の耻る所なり、若夫神易の蘊奥に遡り、性情の理に通じ、遊氣の原を知り、道義の旨に達し、尚且博聞にして詞藻を能せば、是文質彬々たるの君子にして世に希有なりと謂ふべし、

易學階梯附言畢

川を以再び願ふ所に、官はかなひしなれども、里人よりかまひ訴訟して成就せず、此度は又右の川筋に近き川に水筋あり、其を願て成や否を問、筮之得既濟之乾、先生曰此願は不成なり又成なり、不成なり又成なり、其故は既濟は已にとゝのふとも又つくるとも見る卦なり、然るに最初よりの事故を考るに、卦は一陽一陰と次第してあり、陽は剛にして不成の象、陰は柔にして成の象、故に不成なり成なりと云、且既濟の象に、坎の川の象幾筋もあり、又陽の配爻は皆艮なり、艮は止なり、是成んとしては止、成んとしては止の象なり、又之卦の乾と本卦の既濟と古易活法を以て見れば、天火同人あり、又天水訟あり、二が同人、三が訟、四が同人、五が訟也、同人は人と同くして訴を成こと屢なり、然れども坤の川筋塞て乾の無となれり、且既濟にて盡て乾の無となるの象あり、故に此願は不成、止て吉なり、川筋の出來る象なしと占せり、後悉的中す、此は精義入神の占と云べし、

由階梯爲占說

卜筮は神明に酬錯するの謂にして其事重く其道大なり、古昔聖王卜官を設けて天下の疑を決し、天下の吉凶を定む、其徵は尙書三禮等の書に見えたり互照すべし、春秋の世に至り聖代の遺風存して、猶列國に卜官有て國家の大事を占決せり、其後戰爭の世久しく、秦漢の交際に當て、卜官絕滅し、卜筮の典籍從て散亡せり、故に龜卜の如きは絕て傳ることなし、今由る處のものは易經と左國の占例となり、後世管輅郭璞の如き易に高名の人あれども、其人は天質靈惠あるものにて其書なければ唯名のみ、夫れ易は孔夫子大傳を作り、專ら三聖の道を說て後世に示したまひ、儒宗の大經となる故に、學者易經を研究して天地の理を觀察し、左國易を玩味して、占法を熟思すれば、龜卜の道絕たりといへども哀痛すべきにあらず、假令卜官の書傳り、龜卜の書存して、五車に載すといへども、天下の至錯無盡にして其事無窮なれば足れりと云べからず、抑易は道義の本源、鬼神の蘊奧にして、其書易より古なるはなく、易より妙なるは無し、他の聖經といへども之に及ぶべきものなし、故に吾師易の一家を立て、夫子の舊に復せんことを意とし、復古易經、大極說、筮數範圍圖の諸說の如きは古人未發の

終身を筮するは得卦の變不變倶に終身の吉凶を備ふなれば、卦象を廣く終身に配して占すべし、左傳敬仲及穆子の占の如き其例なり、又年齢の數の如きは、得卦の象と、五行の數を以て推定すべし、蓋體の强弱素行の善惡を察して、心中赫然として神發するに至ては、何ぞ終身のみならんや、子孫の吉凶までも明察すべし、則左氏周史の占の如きは、敬仲の子孫八世の後までも占せり、神なりと謂つべし、凡占の及ざる所なり、且年齢の數を知るの如きに至ては、又凡筮の及ばざる所なれども、其測法なきにあらず、其神密に至ては容易に理會し難く、且師門の秘訣たれば此に略す、

神明占事

大傳曰、始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情、周子曰、易何止、五經之源、其天地鬼神之奥乎、蓋易は四聖の傳たまふ所にして、宇宙の最尊最第一の書たること古人も之を說けり、白蛾先生の易學類篇に輯錄するが如し、本邦古にては安部清明の如き、易術に妙あること人口にありといへども、其書の今に傳ることなく、世俗怪談を傳て却て其德を汚すことなきにあらず、近世にては白蛾先生異邦にては管輅、郭璞、金黄の數子の如き、皆斯文を以て神明に通じ、盛名を不朽に傳ふ、此の諸賢も亦唯名のみにして其學世に傳らず、唯り白蛾先生は中興の易學にして著書も多く、易象を發明して後世に傳ふ、其功大なりと謂つべし、然れども其占法の如きは多くは射覆にして實事に疎なり、原夫春秋の世は聖を去ること遠からず、周史、史蘇、卜楚邱の如きは、其占左傳に載する所、精微深妙にして、吾儕の及ぶへきにあらず、其他五六條は學者の規則とすべき者あり、何れ左國の占を模範とするより外に規則とすべき書なし、中州先生の如きは專ら復古に志し、易經の錯誤を訂正し、卜筮は左國を模範とし、大極の說及生卦の法を發明して大に一家の學を成し、易道全備せり、實に天縱の才と謂つべし、又先生卜筮の如きも周史、史蘇に劣らざる神明の占あり、尊貴の請に筮して頗る妙占を聞くといへども憚りて記さず、民用の占の一二を記して其占の凡ならざることは周易本筮指南の占驗諸例の條に載たれば爰に略す、○享和の頃某なるもの先生に告て曰、或る川筋に通船のことを官に願しに不叶、故に其枝

以八卦配人身

乾を首とし、兌を口とし、離を目とし、震を足とし、巽を股とし、坎を耳とし、艮を鼻とし、坤を腹とす、又八卦を六根及心性に配するの義あれども大極の理を說くの用たれば略す、又八卦を臟腑に配するときは乾兌を肺とし、離を心とし、震を肝とし、巽を膽とし、坎を腎とし、艮坤を脾胃とす、

病筮

病筮は病症治方死生の四つを筮して其吉凶を知るを云、窮理を察し生卦を用て治方を處し重痾を救ふことあり、是篇以爻爲占條、包卦條、及圓箸筮則、窮理條、及病筮條と互見すべし、且占法の如きは本篇に見えたり、其詳なることは、言繁なれば略す、

年筮法

年筮は得卦を以て一年の吉凶を占するなり、毎月の吉凶は月頭に筮して其月の吉凶を察して可なり、又一筮して一年の吉凶を統、是を月に配して其月の吉凶を見るの法あり、何れの月にても筮したる月を始として十二月の吉凶を分占するなり、假令は得卦不變なれば、一爻に二月つゝ配し六爻に十二月を配し、本卦兩卦を得れば、十二爻に十二月を配するなり、但し月を爻に配する法は、當る爻を反覆して卦を見て其吉凶を占し、其爻を初に復し、又其次の爻を反覆して其月の卦とするなり、其不變の得卦に於て例せば、益の不變を得ば、益を一年の總占として、正二月は初を反して觀とし、三四月は二を反して中孚とし、五六月は三を反して家人とし、七八月は四を反して无妄とし、九十月は五を反して頤とし、十一十二月は上を反して屯として、十二月の吉凶を斷するなり、又本之兩卦、益の損に之が如きは正月は初を反して觀とし、一月に一爻反して六月は上爻に至りて、屯となり本卦終り、七月は之卦の初爻を反して蒙とし、八月は二を反して頤とし九月を大畜とし、乃至十月は睽、十一月は中孚、十二月は臨とし、一月を一爻に配して一年十二月を占し終るなり、他は例して知るべし、

終身之占法

が如き此一法なり、又革の彖傳に革水火相息と云り、是水盛なれば火を滅息し、火盛なれば水を滅息するの象に取れり、此聖人生尅の理より一等の深理あることを示せり、故に易は生尅を不取不捨して唯窮理と得卦の象に由て其占活潑活地たるべし、記す浪華に片上屋某なるものあり、染戸なりしに一人の奚奴を抱たり、其奚奴三年以前の主ありて未だ彼れに暇を取らずして、故里にかへり、今片上屋某なる方に來て隨身す、於是先主人なるもの其奴をかへすべしと云るに、片上某なるもの不肯、故に先主なるもの官に訟ふ、於是片上某吉凶を中州先生に問、先生筮之得巽之既濟、占之曰、巽の賓卦は兌(與賓主法可互照)上卦の巽は下に向の兌にして兌口を以て先主より言かけるの象なり、下卦の巽は兌口下に向て吾子彼が言を不肯象なり、二卦の象を以て見れば、彼言かけて我不肯故に訟に及ぶなり(是本卦爲已往)然るに內卦變じて爲離、外卦變じて爲坎、是我變じて火となり彼變じて水となる(賓主法)此水尅火にして、火は水に消さる、故に是の訟は吾子敗るの象なり、且離を文章とし巽を往來とす、(古易活法)巽變じて離となれば往來するの文章なり、往來の文章は尺素ならん、又坎をかくすとす、故に其尺素先主人の手にかくすの象あり、是に由て訟に敗るの義ありと云へり、翌日官に出るに彼先主人なるもの、片上生の尺素を以て官に呈す、其尺素は彼奚奴に姦計を敎て先主人を間するの文面にして甚不義無道なれば、官の怒を受て片上生大に敗たり、〇浪華に日蓮宗某と云る寺あり、(其名を諱む故に畧す)本寺なるものに某と云る寺、他の本山と云るに論ありて訟に及ぶことあり、浪華の寺は訟主の末寺なるゆゑに、其勝敗を先生に問、因て筮之得蹇之既濟、占之曰、蹇は難なり、既濟は事の盡るなり、蹇は進退不自由の象にして、不能進不能退、大なる難みをするの義なり、又外卦不動して內卦變したり、彼は不動して我變ず、是敗なり、然るに艮變離、離を文章とす、艮を止とす、止る處の文章は證文なるべし、又坎をかくすとす、由是觀之彼本山の手に訟主の寺の證文を止めたり、此が爲に彼の本山なるもの勝にして、訟主敗なるべしと云、果して其言の如し、此れ生尅を用るの規則たるべし、

觀、占して曰、觀は風地上を行の象にして、人に取ては出奔の義なり、觀は大艮にして艮は東北に當る、又大艮は衆の所止にして都會の地なり、故に江戸に出奔するならん、蓋風の物たるや、物に觸て必ず歸る、順に某生固より放蕩庸愚の質、必ず彼の地に容る所なけん、故に必ず歸り來らんと云、果して其言の如し、是方位を用るの占例なり、

以卦配時

初を朝六とし卯の刻とす、二を朝五とし辰の刻とす、三を晝四とし巳の刻とす、四を晝九とし午の刻とす、五を晝八とし未刻とす、上を晩七とし申の刻とす、又反復して初を暮六とし酉の刻とす、二を夜五とし戌の刻とす、三を夜四とし子の刻とす、五を夜八とし丑の刻とす、上を明七とし寅の刻とす、蓋之卦あらば反復せずして、之卦の初を暮六とし、順に上りて上を明七とするなり、占事有別說、此に略す、

以八卦配十干

震巽を甲乙とし、離を丙丁とし、乾兌を庚辛とし、坎を壬癸とし、坤艮を戊己とす、占事に於ては病筮に臨の解に之を得て曰、震は上り坎は下る、是解散の義なり、故に不治ならん、必ず甲乙の日に死せんと云、果して中するが如き是なり、

卦用生尅之説

占事に生尅を用るものは龜卜の法なり、蓋斷易に生尅を用ることは別說あり、此に略す、唯周易は象を主として生尅を用ることなし、然れども家學に勝敗を占するに其象あれば、生尅を用ることあり、下の占例にて觀察すべし、易は象なる故に生尅に拘泥すべからざる徵を云へば、火生土といへども、坤の陰晦を以て離明を傷るの象なる故に、離下坤上を明夷と名け、火尅金といへども一陰五陽を有つの象なる故に、大有と名け、五陽一陰を希望する象なる故に、同人と名く、土尅水といへども、水地上に在る象なる故に比と名け、木生火と云へども豐を日の上に物ある象として爻に日中見斗と云るが如き以て見つべし、又生尅に由らずして別に勝敗を云へるあり、左傳卜徒父が占に、蠱の卦を得て風山を吹き草木を破るの象とする

數を主とす、易は象なる故に八卦を五行に配すれば三つあまる、唯坎離の水火のみ一體にして、乾兌の金、震巽の木、艮坤の土、各二つ有りて五行に密合せず、是象と數と別なる所以なり、今八卦に數を配するに、震巽を三八とし、離を二七とし、乾兌を四九とし、坎を一六とし、坤艮を五十として、何れも生成の二數ありて一定し難し、蓋龜卜にては木の數にても三とか八とか又金の數にても四とか九とか、一つに定る、故に數を占するには龜卜に勝りたるものなきなれども、其法已に湮滅せる故に考索すべきなし、一大闕事と云べし、故に今强て八卦を五行に當て河圖に由て數を取るなり、是以易にては數を測ること至て難し、時價の筮などは、易象にて高下の趣は知るれども、其價數一定し難き故に、數を定ること容易ならず、其故は上に述る如く、一卦に二數づゝ有りて、且本之の兩卦にては、貞悔ともに八の數あり、是一定し難き所以なり、中州先生五行の生成の數を神數とし、五行交錯の密數と名く、八卦に配して甚深の妙義ありといへども、其法僅壹匁に百五十の生數あり、容易に理會し難く、密象なれば略す、又占例ありといへども、顯說し難し、但し初學は河圖の數を卦に當て占すとも、神發すれば能く的中するものなり、

以八卦配方位、

大傳の帝出於震の章は、方位平面圖にして、造化流行底の用を說く、同く天地定位の章は、對待底にして、天地體を說けり、後世天地定位の章を圖に作り、先天と云、帝出於震の章を後天と名づくるものは誤れり、共に大傳に出でゝ皆庖皇の時より傳來する故に、夫子一連の文に書きたまへり、若後天は文王に始るとならば、別に其人を指たまふべきなり、且夫物は體ありて後に用あり、用ありて體なきものは未有之、是故に體用共に庖皇より與ること決して疑べからず、故に今占事に方位を指は、所謂後天を用べし、先天の體象を用ることなかれ、其義は大傳に釋するゆゑに此に略す、方位平面圖とは震を東とし、巽を東南とし、離を南とし、坤を西南とし、兌を西とし、乾を西北とし、坎を北とし、艮を東北とす、其先天後天の稱的當ならず、用ることなかれ、占事に於ては浪華某の一蕩子家を出て歸らず、筮を先生に請、筮之得

む、坤土は離火と乾兌の金との間、艮土は坎水と震巽の木の間、自ら中央の理あり、若し圖書に於て云へば、河圖の相生を以て見れば火生土、土生金と相生す、土は中央に位すといへども、火と金との間に在りて坤土に當り、又洛書の相克を以て見れば、木克土、土克水との間に相克し、中央に位すといへども、木と水との間にありて、艮土に當れり、乾兌を金とす、兌は正秋にして西、乾は西北方を金とするより轉ず、○以上は八卦を五行に配する次第なり、然るに說卦傳に巽の木ありて震の木なく、乾の金ありて兌の金なし、又坤を地とし艮を山とすれども、直に指して土と云はず、然れば則說卦に說く處の者は、乾は剛なり故に金に取り、巽は上下に伸る象有て木に取る類なり、必しも五行を主として云にあらず、今云ふ所は四方と中央とを以て五行を取る、即河圖に據るものなり、彖傳、大象傳、繫辭傳に五行を云るは專ら五行を主とす、說卦の象を說と同じからず、又證を云はゞ、彖傳に巽を木とし、坎を水とし、離を火とす、大象傳にも同じ、繫辭傳に震を木とすること見へたり、斷レ木爲レ杵、掘レ地爲レ臼、臼杵之利、萬民以濟、蓋取二諸小過一と云り、木を震に取るなり、坤を地、艮を山とするときは土なること論なし、乾を金とするは說卦に爲レ金と云り、兌を金とすることは經傳共に見へず、然れども震巽共に木なるときは、乾兌金なること自から知べし、先儒八卦を以て五行に配することを不經とする者ありといへども非なり、易は陰陽なり、陰陽の化五行に非れば見るべからず、若五行に非ずと云ときは經中の象義說べからざるもの多し、今其徵を云はゞ、坤の六五に黃裳と云、黃は坤土中央の色に取る、遯の二、革の初に黃牛を云ふは、黃は艮土に取る、節の六五に甘節と云、臨の六三に甘臨と云、共に甘は坤土の味に取る、又兌の九四商レ兌と云、商は兌に取る、兌は金なり、金の音は商なり、四時の如きは繫辭に兌は正秋也とあり、他の方位準知すべし、師說尤精切なり、

以二八卦一配二五行一之數一

天地の間は象數にもるゝことなし、易は象を主とし、龜卜は數を主とす、易は陰陽に法り、天地を八つに分て八象と云、龜とは五行に法り、生克を以て占を成し

國語貞屯悔豫に、坤母也、震長男也、母老子彊と云、是本之の兩卦の八卦の象を以て横に義を取り占するなり、中州先生此を曲尺樣占事と云り、左傳に此法ある故に古易活法と名く、

辨三

辨三とは既往即今將來の三を辨ずるを云、蓋窮理と箸情を察して本之の卦に於て此の三を當て占するなり、但左傳の占を法則とし、此の辨三の法を以て其意を推すべし、範圍圖の右を既往とし、中央本之の卦を圖する處を即今とし、左を將來とす、既往を順卦と名け、將來を逆卦と云、中州先生易經及左國の占例に由て範圍圖を作り、其占法を示せり、學者識得すべきの要たり、而して上に說く處のものを修習せば、其占事の大略之に備らん、尚且辨三の則を認得せば其占の活法を知ん、其目凡七條あり左に詳にす、學者參考すべし、○本卦之卦を既往と見ること有り、其時は順卦を既往の又既往とし、逆卦を即今とす、○本卦之卦を即今と見ることあり、其時は順卦を既往とし、逆卦を將來とす、○本卦之卦を將來と見ることあり、其時は順卦を即今とし、逆卦を將來の又將來とす、○本卦を既往と見、之卦を即今と見ることあり、○本卦を即今と見、之卦を將來と見ることあり、○本卦を將來と見、之卦を將來の又將來と見ることあり、○本卦を又の既往と見、之卦を將來と見ることあり、以上七法は占者の最も心を用ゆべきものなり、

以八卦配五行

坎を水とし、離を火とし、乾兌を金とし、震巽を木とし、坤艮を土とす、震は正東、巽は東南、是東方を木とするより轉ず、離を火とす、離は正南方を火とするより轉ず、坤艮を土とす、蓋坤は西南、艮は東北、中央を土とす、坤艮本中央に位すべきものなり、然れども八卦を以て八方に配する故に坤艮を中央に居ときは、二隅に居べき卦なし、是を以て坤艮中央の土を分て西南と東北に居く、且中央のものを以て八方に分つときは四隅に分つを至當とす、何者一年四時を五行に配するときは、春末、夏末、秋末、冬末を土旺とするにても知べし、然れども土に配すべきもの四卦なき故に、坤艮を以て四隅を兼て西南と東北とを守らし

復の卦を得て、南國蹙と云るが如き是なり、又外卦の一爻内卦に運移するものは、姤の九五曰、有隕自天と云るもの是なり、又中州先生或人の刀を失る筮に、屯の復を得て、屯は本萃の九四の一陽初六に運移し來て、屯となると見るが如き是なり、但運移の言たるや陽爻を以て陽爻を越ることなく、陰爻を以て陰爻を越ることとなし、是法なり、剝、復、夬、姤の如き是運爲の見安きものなり、此唯一爻の動にして交代生卦の二爻動くものと同じからず、又來往生卦の卦をすえて爻の來往するものと混ずべからず、

變爲生卦

大傳曰、變所適と云り、今是を變爲生卦と名く、變爲とは陽爻陰爻に變爲し、陰爻陽爻に變爲するを云、乾の二五に利見大人と云り、其二五を變爲すれば離の卦となる、離を見るとする故に利見大人と云、其他爻に此例多し、占事に於ては大有は本乾より來りて又乾に之、左閔二年傳、遇大有之乾曰、復于父、敬如君所と云るが如きは、是乾の九五を變爲して大有となると見、又大有より乾に之と見るなり、又左僖十五年傳、蠱の卦を得て、乾の初と四五と三たび變爲して蠱となると見て、三敗獲晉君と云る如き是なり、又小兒の發熱するを筮して、遇咸之蹇、此を痘瘡とし、石膏を以て中卦の離熱を去れば、再咸となりて病差ると見、又疫邪に明夷を得て石膏を用て、六二離の主爻を變爲すれば泰となりて、病差ると見るが如き是なり、以上は皆爻の活動なり、皆易經を徴して以て學者の疑を解く、其範圍圖の全旨は師家の秘訣にして、且占事に對閲して實地を履ざれば、理會し難きを以て略す、

古易活法

古易活法とは外卦變ずれば、外卦の本之の八卦二つを占的とし、内卦變ずれば、内卦の本之八卦二つを占的とするを云なり、左莊二十二年傳、觀之否に、坤土也、巽風也、乾天也、風爲天、於土上山也と云、同閔元年傳、屯之比に、震爲土、車從馬、足居之、兄長之、母覆之、衆歸之と云、同僖十五年傳、歸妹之睽に、震之離、亦離之震と云、同昭五年傳、明夷之謙に、離火也、艮山也、離爲艮、火焚山敗、於山爲敗言、

來往生卦

大傳曰、周流六虚、上下無常と云り、今是を來往生卦と名く、來とは外卦の外より內卦へ來るを云、往とは內卦の內より外卦へ往を云、蓋屯は比の來の生卦なり、比の外卦の外より一陽來て初に居て屯となる、夫比は九五の君衆陰を統治し、五陰一陽を親比するの象なり、今屯となれば、比の初九に陽剛の賢者來りて勢を得て天下二主に分るゝの象あり、是天下の屯難なる故に屯と名く、彖傳曰、剛柔始交而難生と云るもの是なり、又訟は否の外卦の外より一陽來て二に居て訟の主となる、夫否は君臣情不通して國家否塞するの象、國家否塞すれば必ず訟ふ、然れども否の內卦坤順にして訟を爲ことあたわず、今九二の剛來て訟の主となる、是訟の由て生ずる所以なり、故に訟と名く、彖傳曰、剛來而得中也と云るもの是なり、晉は否の往來生卦なり、否は乾天坤地位を定む、今內卦の內より一陰上り進て離日となる、故に晉と名く、彖傳曰、晉は進也、柔進而上行也と云るもの是なり、又大畜は泰の內卦の內より往て外卦の上九となる、彖傳曰、剛上而尙賢也と云るもの是なり、其他類を以て推すべし、枚擧に遑あらず、本篇に辨ずる所のもの如此類、皆來往生卦と云、餘は傚之、今占事を以て云ば、明夷は本と泰より來るとし、國君泰平に安んじて驕泰し、國家の豫防を忘れ、一陰の小人外より來りて臣の位を得、忠良を傷り國を危すと見る、又泰は本と無病の時とし、一陰の外邪來て離熱となる、故に熱を解しぬれば、又泰の無病となると占し、又豫は本坤より來るとし、坤を無病の時とし、今一陽內卦の內より往て四に居て、震の積氣となり、豫となる、是胃土を尅して上逆吐食すると見る、其九四の一陽は則坎の主爻(與五卦條可互照)にして坎を水とし寒とし毒とす、大黃附子の劑を以て、一陽の毒を下せば、坤の無病となり、病差ると見るの類是なり、

運移生卦

大傳曰、出入以度と云り、今是を運移生卦と名く、運移とは運び移すの義なり、內卦の一爻外卦へ運移し、外卦の一爻內卦へ運移す、唯一爻の運移を云なり、蓋內卦より外卦へ運移するものは、左成十六年の傳に、

知んことを筮して得中孚之大過、余が曰、中孚は兌口相向情欲を以て動くの象なれば、是既往にして互に口舌ありて爭の意に當るなり、變じて大過となれば、某の心渝て官の訟を止むるならん、蓋中孚は情欲の爭にして仁義の誠にあらず、妾出奔するは是中孚內顚して爭壞れて巽の卦となり、某も亦其妾の背くを怒て一旦訟ふといへども、他聞を顧て訟を止めたるが故に大過となるか、又大過は延遷の意あれば、日を延して妾の動靜を見るの意か、何れ相背て大過となるなれば、後必離別するの象ありと云、果して某なるもの訟を止めて妾を離別せり、是本之の卦にて內外卦顚と義を告たるなり、餘は此の理を以て推知すべし、以上は皆卦の活動なり、

交代生卦

大傳曰、剛柔相易不可爲典要と云り、今是を交代生卦と名く、交とは交るなり代とは代るなり、剛柔互に交り代るを云、蓋三陰三陽の卦、泰否を除て損、益、咸、恒、渙、節、噬嗑、賁、豐、旅、井、困、隨、蠱、漸、歸妹、既濟、未濟などは卦に於て交代生卦あり、損は泰より來る、彖傳曰、損損下益上、其道上行、六三曰、三人行損一人、一人行則得其友と云るもの是なり、益は否より來る、彖傳曰、益損上益下、民說无疆と云るもの是なり、咸は否より來る、彖傳曰、咸感也、柔上而剛下、二氣感應以相與と云るもの是なり、恒は泰より來る、彖傳曰、恒久也、剛上而柔下、雷風相與と云るもの是なり、其義は本篇に辨するが如し、故に此に贅せず、占事に於ては農家の衰運を筮するに蠱の渙に之を得て占に曰、蠱は本泰より來る、夫泰は無事の時にして、泰の上六の一陰、內卦の初に來り、初九の一陽、上六と交代して蠱となれば、是主人姦黠の小人を寵す、故に賢者外に出るの象、再たび九三の一陽、六五の一陰と交代して內卦に坎を生じて今渙となる、渙は渙散の意にして資財を失ふの義なり、將に否とならんとす、否は家道塞るの象あれば、新に入れし者を出して、出たる田幹を呼かへすべし、再たび泰となるの生卦にして、是舊に復せしめて當主たるもの丶不明を救ふ術なりと云、果して其言の如し、先生門人小松翁の話なり、是交代生卦を用るの例なり、

し、

内顛生卦

内顛とは彼より進み來れども我肯ざるが如き、即上の蠱、艮、巽の如き、内顛して蠱は損となり艮は頤となり、漸は益となすが如き、是内顛して事成の象とす、或人應接して吉凶を筮して巽の不變を得たり、占レ之曰、此は彼より倒兌を以て吾子に向へども、吾子兌口を背きて不レ肯の象なりと云、其人の曰然り、我聊不平のこと有るに由て彼れに應ぜずと云、余曰、吾子彼が言を寛容して其中を執り處置すべし、子が心のごとく計らば義に於て不可ならん、彼が言を節にして肯ふときは是内顛して中孚となり、信義全くして無事なるべし、得卦の巽にしておくときは、風の吹くごとくさはがしく、互に偏見をなして不可なりと云、其人諾して去る、

外顛生卦

外顛生卦とは震、兌、隨、歸妹等の如き、外顛して震は頤となり、兌は中孚となり、隨は益となり、歸妹は損となるが如き、是外顛して事成るの象とす、或人金子を借るの吉凶を問、先生筮レ之隨の不變を得たり、占レ之曰、此れは我より震を以て進めども彼兌口を以て外に背て不レ肯の意あり、然れども吾子産業の基に入れるの理を明にし、返金を違へざるの證人を恃、彼れへ相談せば彼兌口を以て我に向うて益と成り、金を貸ことあらん、今吾子獨り進み言へども彼れ不レ信の象なれば調がたしと云、故に證人を入て其事成就せり、是は外顛して得卦隨を益とし、兌口を我に向しむるの生卦なり、

内外顛生卦

内外顛とは假令ば小過、大過、頤、中孚の類の如き、小過は頤となり、大過は中孚となり、頤は小過となり、中孚は大過と成るが如き、是れ内外共に顛するを云なり、占事に於ては、播州某なるものゝ妾、故ありて大坂の親家へ隱竄せしに、某なるもの怒て縣官に訟ふ、故に官より日を期して其妾を召さるゝの由聞ありしに、其日出べきか出ざるが可ならんやと、商議區々たりしに、其日に當て何の音信もなければ、其事狀を

房事を愼めば本の臨となりて全快なるべし、と占するの如き、臨の內卦外卦の上に易位して萃となると見るの生卦にして、再たび臨へ易位させて病治すると見るの生卦なり、又婚姻の吉凶を筮し咸の損に之を得て曰、咸は取ㇾ女吉、と云へども、兌、艮、相背て不ㇾ和の象なり、變卦損となれば是山澤體立て男女位正しく、艮兌相向て和するの象にして咸を即今とし、變卦に於ては女を取りて咸の外卦より兌の少女內卦の下へ易位して少男と相向和するの義にして大吉と云が如き是なり、又或人の次門瑣務のことより和せずして隔疎なりしに其契家より和議を謀らんとして其の事を筮するに大過を得たり、大過は兌巽うしろむいて和せざるの象なれば、和議とゝのひ難き象なり、幸に次門に女あれば長門の息男と婚姻を議するを辭とし、又長門の次男を次門の嗣となすの義を說きて和を調ふべし、然れば內卦より外卦へ易位し、又外卦より內卦へ易位し更に甥舅となり、卦に於ては中孚となり、和するの象ありと云るが如き、是れ內卦互に易位して和するの生卦なり、易位の三義是を以て推知すべし、

顚倒生卦

顚倒とは上下顚倒するを云なり、屯を顚倒すれば蒙、比を顚倒すれば師の如き、是を顚倒生卦と云、乾、坤、頤、大過、坎、離、中孚、小過の外五十六卦皆顚倒生卦あり、序卦及雜卦に顚倒生卦を以て說る是なり、且益の六二或益ㇾ之十朋之龜弗ㇾ克ㇾ違と云、益を顚倒すれば損となる、損の六五に亦其辭を繫て十朋之龜弗ㇾ克ㇾ違と云、夬の九四臀無ㇾ膚、其行次且と云、夬を顚倒すれば姤の九三となる、故に九三に臀無ㇾ膚、其行次且と云るが如き、これすなはち易經に顚倒生卦を用るの徵なり、占事に於ては物の時價高低を筮して臨を得たり、占ㇾ之曰、臨は地の下に澤在るの象なり、地は低きもの澤は又地の凹きものなり、今窮理に於ては漸々に下りてある處なれば即今低を告たるの著情ならん、時價は往來活動するものは陰極りて陽に變する定理あれば後顚倒して觀となるべし、觀は二陽上にありて高き象あれば是より上るの意あり、然れば今底の價たるの數にして(數之占法有ニ別說一)買置て利しからんと云、後大に高くなりたり、如此を以て推すべ

震となり、兌を顚倒すれば巽となるが如き、是偏體にして其用轉變す、譬ば頤の如き、我より震に進めば彼も亦倒震にして我に進む、又中孚の卦の如き、我兌口を以て彼に進めば彼も亦倒兌にして我に向ふ、故に應對のことは成就するの象なり、其他損益の卦の如きは彼我に相向ふ故に吉、蠱、艮、漸、巽の如きは、彼より我に向へども我背て應ぜぬ象なり、又歸妹、震、隨、兌の如きは、我より彼に向へども彼より背て應ぜぬ象なり、又大過、咸、小過、恒の如きは、彼我共に相背の象なり、占者其窮理を詳にして其象を活用すべし、一定に泥むことを勿れ、占事に於ては或人媒を爲し相約して後女の方へ婚の期を定めんと手簡を遣しに、彼より何の音信もなし、若違約のことあれば耻なる故に、其吉凶を余に問、因て筮して大有の中孚に之を得たり、占之曰、大有は日を有つなり、中孚は彼我相向て信あるの象なり、故に彼れより音信あるべし、待て可ならんと云、果して二十日許を歴て彼方より婚姻を背ひ期の吉辰を定めんと云來りて其事成就せり、猶下條內顚外顚等の義と互見すべし、

易位生卦

大傳曰、外內使知懼と云り、今是を易位生卦と云、易位とは內卦と外卦と其位を易るを云、而して其義三あり內卦外卦の上に易位するあり、外卦內卦の下に易位するあり、內卦外卦へ易位し、外卦內卦へ易位するあり、內卦外卦へ易位する例を云へば、彖傳に解險以動、動而免乎險と云是也、又晉は明夷の易位生卦なり、晉大象曰、明出地上晉、と是なり、皆內卦外卦の上に易位するを云なり、外卦內卦へ易位する例を云へば、井は渙の易位生卦なり、彖傳曰、井巽乎水而上水井、と是なり、又明夷は晉の易位生卦なり、大象曰、明入地中明夷、と是なり、皆外卦內卦に易位するを云なり、內卦互に易位する例を云へば、泰大象曰、天地交泰、と是なり、占事に於ては病筮に萃の卦を得占して曰、萃は本臨より來る、臨は無病の象にして臨の二陽は元氣なり、今七情欝結し房事過度して二陽の元氣虛し上りて萃の四五の陽爻の病生して、留飲となり、心胸痞塞して不食するの症を見せり、故に治方心胸を開き腎を補ふの劑を用ひ、且氣を養ひ

賓主とは卦を賓主に分て見るを云なり、賓とは彼なり主とは我なり、其法二あり、卦に對して我より見るを主卦と云、彼より見るを賓卦と云、假令ば蒙の卦の如き我は險の外に止り、彼は屯にして險の中に動くと見るが如き、是を賓主法と云、乾、坤、坎、離、頤、大過、中孚、小過を除て外五十六卦に皆是の法あり、雜卦に比樂師憂、臨觀之義、或與或求と云る如きの類是れなり、占事に於ては大阪の一賈人江戸の商家なるものへ東國產物をあてにして金を貸せしに、其船來らず、故に吉凶を余に問ふ、筮之蠱を得たり、占して云、蠱は壞なり、是前約の壞るゝ意あれば凶なり、又賓卦より見れば彼は隨にして震の舟を兌澤の中に藏すの象なれば產物の舟は彼に在りて來らず、是船を上すを辭として金を借るといへども蠱壞して船來らず、約に違ふの象なりと云、果して然り、此其得卦と窮理とに照して賓主を用る例を推知すべし、又內卦を我とし外卦を彼と見るの法あり、是は彼と我と應對のことを占するに用る法なり、原夫卦名及彖爻にも卦を彼我に見るの例あり、屯、需、訟、の如きは是內外の兩體に由て卦名を設るの例なり、彖に履虎尾と云るが如き是兩體に由て辭を繫るの例なり、需の爻に需于郊、需于沙、需于泥、と云るが如き、是對象取義にして其他頤の初九に舍爾靈龜、觀我朶頤と云、中孚の九二に我有好爵、吾與爾靡之と云るが如き、是彼我の象に由て辭を繫るなり、屯の彖傳に動乎險中と云、蹇の彖傳に見險而能止知矣哉、と云るが如き、皆是彼我の兩象に由て辭を繫るなり、左傳四年の疏に、內卦爲己身外卦爲他人、同十五年傳、蠱之貞風也、其悔山也、歲云秋矣、我落其實而取其材、所以克也、と是なり、今經文を規則として彼我應對の象を見るの法を說んに、其乾坤坎離の卦は正體にして顚倒しても同卦なれば用少し、震巽艮兌は偏體にして顚倒すれば卦體變ず、故に專ら此の四兌に於て用あり、且畫象と義象に於て彼れへ進むと彼れに背くとの象あり、震兌は陰爻上に在りて陽爻下に在り、是上開けて進み向の畫象あり、又震を進とし兌を好とす、共に彼に向ふの義象あり、又艮巽は陽爻上に在り陰爻下に開けて彼れに違ふの畫象あり、又艮を戾とし巽を惡とす、共に彼に背くの義象あり、且艮を顚倒すれば震となり、巽を顚倒すれば兌となり、艮を顚倒すれば

を用餘藥すること勿れと云、終に其言の如くにして治す、○姙娠の男女を筮して蹇の不變を得たり、占之曰、蹇は坤の腹中に離を包の象、故に女子なりと云、中す、○射覆に山雷頤風雷益を得て秤䭔粽とし、頤は是震のよしの中に坤の粽を包の象、益も震巽の艸に坤の米粉を包む、倶に粽の象なりとすと云り、此包卦を以て占するの例なり、以上は中州先生の說なり、

互卦　一名備卦

六十四卦皆互卦ありといへども、乾坤の二卦は互卦共に乾坤なれば用なし、その餘は皆互卦あり、假令ば賁の如き初水火既濟、二雷火豐、三雷水解、四山雷頤、五山水蒙、如此一卦に各五互卦の法あり、又中卦にて互卦を取るあり、經文には泰の卦に帝乙歸妹と云、賁の卦に賁其須と云、皆互卦に取れり、其他爻辭に互卦に由て辭を繫る例多し、言繁なれば略す、占事に於ては人の運氣を問に賁の卦を得て賁は飾なり、是人表は花美を好めども二五の間互卦に解の卦あり、解は解散なり、奢侈にして貨財を散じ節儉なき意あり、故に必ず內は困窮なるべし、外飾を止めて節儉を守れば大畜となりて困を免るべし（離爲文飾止節、則離爲乾於卦爲大畜大畜爲篤實）是互卦を用るの例なり、

伏卦

假令ば賁の如きは表は飾る卦なれども裏は困にて困窮すると見、又病人にては表は坎爲水なれども裏には離爲火にて熱ありと見、表は乾にて勇猛に似たれども裏は坤にして柔弱と知るが如き、總て表に見れずして心の內に在ることは伏卦のもちまへなり、占事に於ては假令ば離の坎に之の卦にて病を占するに、表は大熱あれども裏は坎爲水にて寒る故に、溫藥を用ひて可ならん、之卦は本卦の伏卦を告たりと見るが如きもの是なり、因て記す、本篇卦名の如き、先生卦下に各反切を擧て舊音に從ふ、好古の君子は本篇の正音に從ふべし、今此篇は初學の爲に、通音を以てするなり、

賓主法

全卦

上條に全體を辨ずるに比大有を出して本篇に說處の例を云ものと異なり、全體は其用廣し、則本篇に往々全體を掲示するもの是なり、此には範圍圖の局面に全包、互伏、と四隅に塡して細書するものを略說するなり、蓋此條の全卦は六卦に限れり、所謂る臨を全卦の震とし、大壯を全卦の兌とし、遯を全卦の巽とし、觀を全卦の艮とし、小過を全卦の坎とし、中孚を全卦の離とするなり、占事に於ては左傳に觀を大嶽と云るは是全卦の艮なり、又以爻卦爲占條に中孚を全卦の離とするの類皆全卦を用て占するの例なり、

包卦

恒咸は坤を以て乾を包なり、損益は乾を以て坤を包なり、解蹇は坤を以て離を包なり、家人睽は乾を以て坎を包なり、以上の八卦に限れり、是は病症或は姙娠の占事に多く用るなり、占事に於ては一老婦の胃痛するを筮し、明夷之蹇を得て占之曰、離は熱なり、坤は胃土也、明夷は胃中に熱あるの象なり、又蹇は包卦の離なり、是亦胃中の熱なり、然れども明夷胃熱一位上りて解の胃熱となり、又一位上りて蹇の胃熱となる、由是觀之、胃熱上升するを以て、今蹇となりて艮の手坎の痛となる、故に治方は石膏を用べし、石膏は解熱のものにして、熱解すれば離乾に變ずるなり、夫乾は白とし石とす、石膏は白石なる故に之を用て吉なり、象に於ては離熱乾となり、解熱すれば明夷に於ては泰となり、解の時は恒となり、蹇にては咸となりて倶に治するの象なり、後一位上りて晉となる、是病進て不治の象なり、石膏を用るときは否となりて治せざるの象なり、今蹇の時に早く治すべしと云、終に石膏を用て速に治す、但此病人藥百貼餘用たれども、病益劇し、石膏僅二錢を用て治したり、〇醫師小西氏なるもの小兒四歲にして熱有りて吐乳す、病症治方を筮して本卦咸之卦蹇を得たり、占之曰、咸は感なり、蓋感じて病をなすは傷寒又は痲疹疱瘡の類ならん、窮理に由て考れば今疱瘡の流行する時にして、小兒大熱を發するなれば是必ず疱瘡の序熱ならん、蹇は包卦の離にして坤中に熱あるの象、則胃熱なれば、石膏を用て熱を解せば離變じて咸となりて熱解し是より三日にして痘瘡出べし(審象)唯石膏一味

の類、皆是周公の生卦なり、可レ見孔夫子より始るに非ることを、占事に生卦を用るの如きは左傳の卜筮を以て徵とすべし、(詳見ニ于左國易一家言一)大傳曰、易之爲レ書也不レ可レ遠、爲レ道也屢遷、變動不レ居周流六虛一上下無レ常、剛柔相易不レ可レ爲ニ典要一唯變所レ適、出入以レ度、外內使レ知レ懼と云り、是易の秘密生卦の蘊奥を說たまふ處にして先儒解し得ざるの秘訣なり、今此を略說して初學に生卦の根據する處を示す、夫易の書たるや、近くは日用に緊切にして、遠くは天地鬼神の奥を盡せるの書なれば不レ可レ遠、其道たるや、天地庶物の變動に象るなれば屢遷て一定の理あることとなし、固執偏黨すべからず、是故に卦に定象なく爻に定位なし、故に爻は卦の六虛位に周流して行ざる處なく、來らざる處なくして、上下无レ常となり、是來往生卦を說けり、其爻剛往柔下り、柔上り剛來り、剛柔相交り易て互に其義を成す、或は顚じて變を成し、或は倒して通を成す、常典を以て固執すべからず、故に不レ可レ爲ニ典要一と、是交代生卦を說たまふ、天地の道も陽變じて陰となり陰變じて陽となり、消長盈虛唯變じて其時に協ひ、易道の變化たる又其變動して常典

なし、故唯變所レ適と、是變爲生卦を說たまふ、其爻の上下往來出入するや亦天下至錯の變動に倣ふて妄りに變動せしむるに非ず、則卜筮にては窮理に由て生卦を成す、是出入以レ度の義なり、是運移生卦を說たまふ、又外なるもの內に來り、內なるもの外に出て、內外互に出入して其位を易て以て事物の動を示し、警戒を以て其天命の懼るべきを知しむ、故に內外使レ知レ懼と云、是易位生卦を說たまふ、然れども初學には其家爻の辭に由率て其道を揆、已に典常ありて聖人の情に通ずべし、又其辭に通曉して天下の事理悉く象に含藏することを知り得て、而後卜筮して未前を謀り、生卦を用て率ニ其變一揆ニ其來一精義入レ神以て用を致し、神明の德に通することは其人にあらざれば不レ能なり、大傳曰、初率ニ其辭一而揆ニ其方一既有ニ典常一苟非ニ其人一道不ニ虛行一と云り、故に知る生卦の蘊に通することは容易ならざることを、然れども中州先生の家學は周代卜官の法にして、生卦に非れば占事に通ずること難き故に、大傳に載る所の生卦を示し、且其要を擧て初學に告ぐ、其範圍圖の全旨は口授にありて筆記して理會し難きを以て此に略す、

なり、治方は發表劑を用れば熱解するなり、其下利手足厥冷を顧ず唯麻黄湯一劑半を用て病乍癒（一劑重四十錢許）是本臨より來たる故に上と五との二陽爻を發して再び臨と成すの成卦なり、○文化二年七月の頃、愚が相知る醫生某なる者、療用暇なる故に自ら運氣を筮して遇觀之益、以て愚に示す、其爻卦は艮、艮、巽、兌、兌、坤、なり占之曰、觀は衰の卦にして又八月の卦なる故に當年は衰運の意あり、八月までは間暇ならん、變じて益となれば八月より療用蕃昌ならん、且爻卦に兌を配す、兌は正秋とし、又說とす、又三四の爻卦に中孚の卦あり、中孚は兌口相向の象にして他より治を乞の義あり、又四の爻卦、巽變卦震、倶に八の數あれば八月より蕃昌するの意ありと云、果して八月より蕃昌せり、右の二占は得卦にても其象ありといへども、爻卦にて愈精密を見る、其取捨に於ては其人に存するなり、且時價高低の占のごときは爻卦に細數あり、間畏縮するほどの精密あり、密象にして紙上に盡し難ければ略す、

範圍畧說

範圍とは生卦を範圍するなり、範は法なり、圍は繞なり、範如金之有模、範圍匡郭也と云り、意は生卦を模範するなり、大傳曰、範圍天地之化而不過と是なり、生卦は先儒卦變と云、其名當らず、蓋生卦は卦の變するにあらず、生は造り設るの義にして、其窮理と得卦に由て卦を設け占を成すを云、大傳曰、生生之謂易と云るに本づきて名く、然るに此の生卦の法たるや、事の秘訣にして此れに非れば占の活用なく、凶を避け命を遷すの能なし、又其條理無して鹵莽に用れば却て害あり、大傳曰、出入以度とは此の謂なり、妄りに變動せしむるに非ず、彖傳剛來而下柔、剛上而柔下、剛柔分動而明、柔進而上行等の語あるを以て先儒生卦は夫子より始るといへども非なり、生卦は四聖人共にあり夫子より始ると云るものは無稽の說也、原夫卦名は伏羲より傳る、而に解の如きは屯の易位生卦なり、損益の如きは顚倒生卦也、其他夬、姤、剝、復の類、皆是生卦を以て卦名を成せり、彖に泰小往大來、否大往小來の類、皆是文王の生卦なり、泰否外卦三爻、明夷上六、損六三、益六二、姤九五

必戻り、柔と柔とは相應せず、是其常例なり、變例あり言繁なれば略す、比とは鄰爻と相比するを云ふなり、但二の爻を主として云へば初と三とに比す、三を主として云へば四と二に比するのるゐなり、此陰陽相鄰比するを常例とす、又變例あり言繁なれば略す、承は己より上に位するを云、乘とは己より下に位するを云、假令ば離卦の如きは六二は初に乘、三に承くるなり、皆陰の艱難を云なり、但初は承ありて乘なし、上は乘ありて承なし、蓋爻象は五倫の道備り、貴賤の品列る、故に五常貴賤の品は天理にして人爲ならざることを知べし、其畫象、義象、及四象の詳説は余が周易本筮指南に載たれば互見すべし、

以爻卦爲占例

本筮式の條下に爻卦を說き、其占用に至ては古來未發の妙あることを云り、今占例を擧て其用を示す、蓋爻卦に活用あり、或は得卦屯なれば震の主爻に震を配し、坎の主爻に坎を配するが如きを以て其應たることを推明し、又成卦の主爻に他の爻卦を得るを以て其占の活用とし、又六爻共に他の爻卦を配するを以て占的とするが如き、下條の占例を以て通曉すべし、○一老人齡七十の冬、傷寒を病むこと數日、不食して下利すること日に十餘行、手足厥冷、困乏して死せんと欲す、因て筮を中州先生に請ふ、先生筮之遇中孚之訟、爻卦は艮、艮、坤、離、坎、乾なり、占之曰、中孚は本と臨より來たる、(生卦法)臨は是無病の義、今中孚となるは上九九五變爲して(生卦法)上焦及び皮膚を閉塞して全卦の離となる、離は熱なり、故に不食して自利するなり、之卦訟は雨天より降るの象にして自利するの義あり、蓋中孚の訟に變るや、是上と五と病となり又中孚の四爻變し、訟の九四となりて病を增し、中孚の初九九二の元氣、訟と變じて衰滅し、又訟は乾天上升し、坎雨下降す、皆是死の象なりといへども、然れども爻卦を見れば、二は坎の主にして坎を配し下利することを示す、三の兌主に兌を配せずして離を配するものは、中孚全體の離の主爻は三四兩爻なる故に、三に於て離を配するなり、是を以て四の坤を互見すれば倶に離と見るなり、是三四全卦の離の主爻に離を配して熱を示すなり、又上と五とは倶に艮を配す、艮は止なり、邪氣を塞き熱解せざるの義

者妄意に動すに非ることを通曉して熟讀玩味すべし、

卦象

上古は唯八卦六十四卦の象を以て天地の理を觀察し、神明の德に通し、卜筮して將來の吉凶を決せり、是故に卦は天地の文章にして、象は卦の音義なること已に愚が自序に辨ずるが如し、是以其象に明ならざれば易道に通ずること難く、經文を解すること難し、易は象が本なる故に、大傳に易者象也と云、左傳にも易象と稱せり、象に通ずれば無盡の妙用あり、蓋象に常象なし、其事に由て轉遷す、猶文字に本音、轉音、本義、轉義の用あるが如し、大傳曰、引而伸之、觸類長之天下之能事畢矣と云り、本篇階梯の如きは其象に通曉し、辭變占の理を喩さしめんがために、引而伸之、古人未發の象を發明して、易象の精蘊を吐露せり、學者觸類長之無盡の妙用あらん、原夫卜筮は其窮理に於て取象の要、各異にして活用ありといへども、其象に由らずと云ことなし、本篇の象意を說るは專ら占用に設たり、然れども初學其象法を知らざれば引而伸之難し、今所說象法を見て以て推之、其象の活用を理會せん、其觸類長之のことは其人に存するなり、大傳曰、易有四象、所以告定之以吉凶所以斷也と云り、四象とは一體、兩體、全體、爻體、の四つを云、四象に各畫象義象ありて八となる、是を八體と云、以て象法を盡せり、○一體とは八卦の一を云、乾爲天、神爲地及說卦の類の如き是を一卦象と云、○兩體とは內卦外卦の二卦合して象を取を云、山澤を損とし、風雷を益とし、水雷を屯とし、雷水を解とし、澤山を咸とし、雷風を恒とし、又範圍の生卦對象法とともに兩體の象中にこもれり、○全體とは兩體を一つに總て見るを云、此の全體に於ては五陰一陽に親比するの象とし、大有は一陰五陽を有つの象とし、左氏に觀を全體の艮と見るが如き、是を全體象と云、○爻體とは六爻の象、中正、不中正、應、比、承、乘、等の象あるを云、中とは二五を云、兩體上卦と下卦との中なればなり、正とは陽位に陽爻あるを云、初三五を陽位と云、陰位に陰爻あるを正と云、二四上を陰位と云、是に反するものを不正と云、中ならざるものを不中と云、應とは初四と二五と三上とを應位とす、剛柔相得れば必相應ず、其位相對すといへども剛と剛とは

曰、神以知來、又曰、是興神物前民用、聖人以此洗心、退藏於密と、如此蓍に神明の德ありて能く將來を知る故に、筮すれば必ず吉凶を告ぐ、其告るに蓍の情あり、占者能く其情を察して其占を過ざる、此を神明の德に通ずる人と云、然れども蓍情に通すること至て難し、左國に神明の占多しといへども又其占旨に通せざるも間あり、夫周代郁文の盛なる時すら其情に通じて其占を成すこと難し、况んや後世に於をや、大傳曰、神而明之存乎其人と、此其蓍情に通達すること容易ならざることを云り、學者最も硏究すべきの要たり、蓋し蓍の情は仁にして吉に就き凶を避けしむるの情とす、是以其情を察するに法あり、左傳に周史觀之否を得て敬仲齊に往て蕃昌することを云るものは何ぞや、夫觀は衰の卦、否は塞るの象にして共に吉と云べからざれども、觀の六五の動て一陽の復りたるを見、敬仲の人物窮理とに照應して遂に其情に通じ、其子孫の蕃昌することを云り、今觀否等の卦を得て周史の如く占せば、必ず其事を過ん、見つべし其情に通せざれば其占を爲すべからざることを、其他史蘇、伯姬を秦に嫁せんことを筮して却て婚姻の吉凶を云はず、晉秦寇讐となることを云、又卜偃晉侯の王に勤んことを筮して大有去睽亦復其所也と云るが如き、是蓍情にして其占を明にするなり、其義は愚が所著左國易一家言に載たれば此に略す、中州先生河內に在りし時、或寺の僧故ありて檀家と不和となりしに由て、其僧官に訟て是非を决せんとす、其吉凶を先生に問、因て筮して兌の不變を得たり、先生曰、今窮理に由て考るに、寺は檀家の施物を以て生理とするものなれば、たとへ訟に勝たりとも檀家と和せざれば寺に住しがたき理なり、又負たれば尙寺を出ざれば僧の面なかるべし、由此觀之、訟を以て爭をせば勝敗共に僧の艱なるべし、今得卦を見れば、兌は和說とするの義あれば窮理を以て蓍情を察るに、訟の勝敗を告ず、此は中人を以て双方調和すべしとのことならんと占せり、於是其僧爭心を止めて中人を以て和を調へしに故なくすみたり、是蓍情は仁を以て僧の身を全うするの方を諭し、又先生は知を以て其情の在る所を察して僧の過失を免れしむ、是故蓍情を知るを占の奥義とす、以下範圍の逐條、皆窮理と蓍情に由て得卦を活用するの法なり、學

し、又蓍卦の德を神明にす、至誠は固より天地の神明にして、自己及蓍卦の神明と三合して筮すれば、其神明靈德發顯す、此我より蓍卦の神明を祐け、蓍卦も亦我神明を祐る、故に可與酬酢可與祐神と、是筮の至要を云へり、此筮前神を祐くるのことにして共に神の用なり、蓍筮事を告るに卦を以てす、筮者其得卦の象を見、明辨して吉凶を知る、此筮後祐神のことにして明の用なり、神以知來、知以藏往とは此之謂也、其齊戒とは沐浴して新衣を着し、蓍室に靜座し、視聽言動不正のことを以てせず、婦女僧尼及庸愚醜行の徒に近づかず、葷酒及不正の物を食せず、內外清潔にして朝毎に元亨利貞を唱、易經を讀、專ら靜座して內觀を修し、心の垢穢を洗ふことを勤むること凡七日にして、而後筮すべし、又他の爲に問筮するなれば、筮を受る人も齊戒して筮するときは共に蓍室に入、蓍及四聖人を拜し、坐して筮の終るを待、至敬を盡すべし、但し大事を筮するには七日に限るべからず、二七日又は半月一月其人の位に由て心齊をつくすべし、或は倉卒のことを筮するにも暫時なりとも齊戒する心を以て至誠をつくすべし、中州先生の圓蓍は倉卒の用に備ふといへども、筮事を輕忽にすること勿れ、誠敬を盡して筮すべし、齊戒は誠敬を盡すの謂にして、皆心に在るものなれば、至誠の人は齊戒せずとも可ならん、然れども聖人齊戒以神明其德とあれば、聖人といへども齊戒したまふは筮の則なり、況んや常人をや、故に大事は固より本筮にして七日の齊戒は何れ爲べし、是神に事るの禮なり、夫尊長の人には辭を恭しうし禮を嚴にせざれば咎あり、況んや宇宙の最尊たる神明に酬酢するに於てをや、誠敬を以てせざれば筮者受者共に咎あり、神を侮るの殃は家語に見たり、謹て疑を生ずることなかれ、唯至誠にして筮すること難く、至明にして占することと難し、學者尤も熟錬靜慮すべき所なり、夫子曰、鐘之音怒而擊之則武、憂而擊之則悲、其志變者聲亦隨之、故志誠感之通於金石、而況人乎と云り、人猶然、而況神明乎、故に知る筮は神明に交るの道、誠は其德を祐るの謂なることを君子、其思諸、

蓍情

蓍情とは蓍の情狀を云なり、大傳曰、蓍德圓而神、又

口を以て吉凶を言ふこと能はず、卦に由て告ぐ、筮者其卦象に由て吉凶を斷ず、是故に象を明にし蓍情を察し其吉凶を過たず、遂に知來物、人をして吉に就き凶を避けしむる、與に是神を祐くるの道なり、夫易は庖犧神聖天地の道に法りて作り、蓍卦を以て天地の神明に象る、大傳曰、始作八卦以通神明之德と是也、故に天地と蓍卦と其神明の德同一體にして更に別有ることなし、分て言之蓍は神にして卦は明なり、神は知來を主り、卦は藏往を主とる、蓍は陽にして變を主り、卦は陰にして化を主どり、蓍は圓轉して其神測るべからず、卦は方靜にして其知窮りなし、大傳曰、蓍之德圓而神、卦之德方以知と是なり、夫神に事るの道誠なくんばあるべからず、太甲曰、民罔常懷懷于有仁、鬼神無常享享于克誠と、是其誠ならざれば神享ることなきことを云り、其誠とは何ぞや、疑なきを云り、蓋人敬畏て其心潔淸にして私曲なく、其身安靜にして非禮に動かず、筮事に於て一點の妄假なきを誠と云り、夫子曰、潔靜精微易敎也と是なり、潔とは其心の潔淸を云、靜とは其身の正靜を云、此神明に酬醋するの謂也、夫至誠は天の道にして、神の體筮の要なり、大傳曰、聖人以此齊戒と、註に洗心曰齊、防患曰戒と、其洗心とは潔の謂なり、防患とは靜の謂なり、又湛然純一之謂齊、肅然警惕之謂戒と、此湛然純一とは至誠の謂なり、肅然警惕とは至敬の謂なり、禮の祭統に齊之爲言齊也、齊不齊以致其齊と云り、齊とは其誠敬を齊ふを云、且夫潔靜とは修行に由て云、至誠とは道德に由て云、大傳に齊戒と云るは筮事に於て云、通神明之德とは功驗に由て云、至精至變至神とは、其筮の妙用を統て云り、其指す處に於て其辭異なりといへども、其實は至誠に歸す、關尹子曰、譬猶兆龜數蓍、至誠自契五行應之、誠苟不至、兆之數之無一應者、聖人假物以游世、五行不得不對と、至誠の人ならざれども、誠自ら契ふときは筮應之、誠なきものは不應之、聖人は至誠の人なる故に、筮する毎に應せざることなきを云り、筮に此の三等の階級あること此章に顯然たり、可知蓍に神明の德ありといへども、筮者誠ならざれば其筮應せざることを、大傳曰、聖人以此齊戒以神明其德と、此とは蓍を指なり、其德とは蓍卦の德を云り、是齊戒して誠を盡し、我神を神明に

九、九是大陽之數也）過揲三十六策、（是四九三十六、九是大陽之數也）六爻合して二百十六策、（是謂二大陽、乾爲天之數一也）百九十二陽爻合して、六千九百十二策、（是合二六十四卦一陽爻之數也）大陰三偶、二十四策、（是一偶爲レ二、則二三六、六是大陰之數也）過揲、二十四策、（是四六二十四、六是大陰之數也）六爻合して百四十四策、（是得二大陰坤爲地之數一也）百九十二陰爻合して四千六百八策（是合二六十四卦、陰爻一之數也）少陽、一奇二偶、二十策、（是一奇爲レ三、二偶爲レ四合爲レ七、七是少陽之數也）過揲、二十八策、（是四七二十八、七是少陽之數也）六爻合して百六十八策、（是得二少陽、乾爲天之數一也）百九十二陽、爻合して五千三百七十六策（是合二六十四卦少陽一之數也）少陰、一偶、二奇、十六策、（是一偶爲レ二、二奇爲レ六、合爲レ八八是少陰之數也）過揲三十二策、（是四八三十二、八是少陰之數也）六爻合して百九十二策、（是得二少陰坤爲地之數一也）百九十二陰爻合して六千百四十四、（是合二六十四卦少陰一之數也）凡六十四卦の卦每表裏相對して、各三百六十の數あり、猶乾坤と屯鼎と相對するの類の如し、大傳に當二期之日一と云へるが如き是れなり、又大陽と大陰と、少陽と少陰と、各相對して其過揲の數、百九十二陽爻、百九十二陰爻に乘ずれば、萬千五百二十の數あり、大傳に當二萬物之數一也といへるもの是れなり、由レ此觀レ之其四十八策の用數は、聖聖相傳て孔夫子之を大傳に述たまふ處にして其四象に密合すること如此、聖作の妙を見つべし、猶周易本筮指南に詳なり、互考すべし、

齊戒

凡筮せんと欲するものは必ず先づ齊戒を爲すべし、故に本筮式の條に次で以て其義を解す、蓋筮は神明に酬酢するの道なり、誠と占とは神明を祐くるの道なり、神とは變化動通靈妙不測の德を指して云、明とは其神の靈德發顯して見聞覺知するを指して云、大傳曰、可二與酬酢一可二與祐一神と云り、酬酢は本勸レ酒のことにして主人より客に酌を酬と云、客より主人に答ふるを酢と云、筮者蓍に吉凶を問は酬なり、蓍より其吉凶を告るは酢なり、是賓主獻酢の義を假て神明と親しく交るの義をいへり、蓋蓍固より靈なりといへども筮者より至誠を以て爲ざれば、酬すといへども酢を受ること能はず、至誠を以て筮するときは、蓍の答るや如レ響、無レ有二遠近幽深一也、且夫蓍は人の如く

て揲レ之、其中より變化出來る奇策、月の餘日、積で閏を成すものと同じ、故に閏に象ると云、其五歲とは三歲と再扐と合して五となるを謂ふ、再扐とは左右の奇策なるゆゑに再と云、扐とは叉簪を置の器にして右の方に在り、此の扐に奇策を置こと再なるゆゑに再扐と云、後卦すとは扐に置く處の左右の奇策を取り、初め掛に置る一策と三合するを云、掛とは案上左の木格三刻あるを云、所謂四營一變にして三變にして一畫成る、此を一通と云、上に云所の如し、如レ此六遍にして七十二營十八變六通して六爻の全卦成るなり、三變已に終て掛の三刻の策を見る、其の四を奇とし其八を偶とす、掛の三刻皆奇なれば、爻卦に乾を配して以て乾の木卦を置、（木卦名見二于儀禮一、中州先生之謂二爻卦一其製二造之一也、以二方木一而畫二八卦一、以充二使用一、書肆星文堂製レ之以鬻二于同志一）三刻皆偶なれば爻卦に坤を配して以て坤の木卦を置、掛の第一刻奇、第二刻第三刻偶なれば、爻卦に震を配して以て震の木卦を置、掛の第一刻偶、第二刻第三刻皆奇なれば、爻卦に巽を配して以て巽の木卦を置、掛の一刻偶、第二刻奇、第三刻偶なれば、爻卦に坎を配して以て坎の木掛を置、卦の第一刻奇第二刻偶、第三刻奇なれば、爻卦に離を配して以て離の木卦を置、掛の第一刻第二刻偶、第三刻奇なれば、爻卦に艮を配して以て艮の木卦を置、樹の第一刻第二刻奇、第三刻偶なれば、爻卦に兌を配して以て兌の木卦を置く、三變已に終り一爻已に成る、木卦の掛の左に置、若掛に在る時は掛の奇偶を見て木卦を置、案上の左右の策、掛の三刻の策、皆合して四十八策とし、其分合掛扐上條と同じ、然して其置く處の六の木卦を見る、爻卦乾なれば木卦三奇を以て大陽とす、爻卦坤なれば木卦三偶を以て大陰とす、爻卦震坎艮なれば、木卦一奇二偶を以て少陽とす、爻卦巽離兌なればば木卦一偶二奇を以て少陰とす、大陽は陰に變じ、大陰は陽に變じ少陽少陰は變せず、或は不變の一卦、或は本之の兩卦及六爻の爻卦、之を板に畫して筮し畢れば、則簪を櫝に納む、是爻卦なるものは、周代に其法ありといへども、後世其傳を失せり、中州先生復古して一家の學を成せり、其占用に至ては古人未發の妙あり、下條に占の用を載といへども、委しくは筆記し難し、○或問簪に四十八策を四象の數に配するの說いかん、對曰大陽三奇十二策、（是一奇爲レ三、則三三

箸九尺、諸侯七尺、大夫五尺、士三尺と云り、箸の長短に從て案及木格等の製各異なりといへども別說あり、此に略す、下條の筮法は庶人を則とす、學者之に熟すれば尊貴たりとも其筮法かわることなし○箸五十策(大衍之體數也)四十八策を取りて案上に置、(二策置韜天地體數)分之二とし(大傳曰分而爲二以象兩)案上の左右に置、案上右の一策を取り之を掛の第一刻に置、(又曰掛一以象兩)案上左策除之四を以てす(又曰揲之以四以象四時)其除々の奇策或は一或は二或は三或は四、之を扐の第一刻に置、又案上の右策除之四を以てし、除々の奇策或は一或は二或は三或は四、之を扐の第二刻に置、其再扐の策左一なれば右必二、左二なれば右必一、左三なれば右必四、左四なれば右必三、掛の第一刻の策を合して或は四或は八、之を掛の第一刻に置、之を一變と云、○再案上左右の策之を合して或は四十或は四十四、其策數を分てこれを案上の左右に置、案上右の一策之を掛の第二刻に置、案上左策之を除くに四を以てし、除々の奇策或は一或は二或は三或は四、之を剩の第一刻に置、案上右策除之四を以す、除々の奇策或は一或は二或は三或は四、之を扐の第二刻に置く、其再扐の策左一なれば右必二、左二なれば右必一、左三なれば右必四、右三なれば左必四、之掛の第二刻の一策と合すれば、或は四或は八、之を掛の第二刻に置く、之を二變と云、○三案上左右の策を合して、或は四十或は三十六或は三十二、之を分て二とし之を案上の左右に置、案上右の一策を取り此を掛の第三刻に置、案上左策之を除くに四を以てす、除々の奇策或は一或は二或は三或は四、之を扐の第一刻に置、案上右策之を除くに四を以てす、除々の奇策或は一或は二或は三或は四、之を扐の第三刻に置、其再扐の策左一なれば右必二、左二なれば右必一、左三なれば右必四、左四なれば右必三、掛の第三刻の一策と合すれば或は四或は八、之を掛の第三刻に置、之を三變と云、奇とは之を揲て除くの其中より神奇奇妙に變動し來るの策數を云、是を奇と名づくるものは奇偶の奇に非ず、奇妙奇變の奇なり、奇をあまりと訓して零數と心得るものは非なり、夫四八の數を以て卦を成す、あまりと言べからず、過揲をあまりと訓すべし、奇は奇妙の奇にして、爻を畫し、卦を成すの本となることを知るべし、蓋し四時を以

も、皆五十策より入用の數を取りて用るなり、且周に四十九策を用といへども九は八の譌にして周も般の四十八策を用て筮をなせり、(通本八譌作九其說詳於中州先生筮則故畧之) 但周に三十六策を用ざるは策數の少き故に四十八策を用、又四十八策には四象の數妙合す、下文に辨するが如し、夫筮に兩儀三才四象共に備り、又四策を十二月に配すれば四十八策とす、於是天地三才四時閏及月と歳月の數倶に備るなり、又夏に三十六策を用るは、四九三十六策にして九は老陽の數なり、易は陽を尊の義に取れり、今三十六策四十八策倶に揲するに皆四八より外に出ることなし、夫四は奇にして八は偶、老陽老陰の變卦あることも皆同し、此の外の策數を用ては一向に四八の數出ることなし、今夫五十より用數三十六策を取れば十四策の體數あり、用數四十八策を取れば二策の體數あり、是一を除て大極とするに契せず、亦其妄を知るべし、由此觀之、一を除て大極と云るの說は、通本四十九に作る誤りと無極の說と合して千歳に謬を傳ふ、辨別せずんばあるべからず○或問大衍大極共に五十の體數ありと、然るに兩名有、其詳なることを聞ん、對

曰、大衍とは參天兩地の五より延るを以て名く、大極は三極を合するを以て名く、大衍は數のみを云、大極は象數を合して云ふ、夫大衍は大傳に筮法を說るが如く、策數の至變萬有一千五百、其生卦生卦を生ずるが如きに至ては、窮盡すべからず、是專ら蓍數を說たまふ、又易有大極是生兩儀の章は大極圖の兩義四象八卦六十四卦及三百八十四爻を生ずるの次第を云、是卦象を主として數其中在り、又曰八卦成列象在其中の章は蓍を不揲して卦の列を成すを云、但大衍は蓍を揲て卦を設ることを云、是蓍を主として云、占事知來の道也、大極兩儀四象八卦の次第は卦を主として云、知以藏往の謂なり、是大極は象なり、象に數あり、故に知る大極は三極の極致にして象數を兼天下の事を藏る所以なり、大衍は數を起して天地の象を設けて知來のことなることを能々可分別、他須自知、必不盡辨矣、

王侯は蓍室を造るべし、戶を南にし、蓍を櫝に納れて北に置、櫝の南に案を置、其製は其位に由て階級あり、庶人といへども有力のものは蓍室を造り、内外潔淸にして恒に至敬を盡し至誠を竭べし、說文に天子

此其窮理を詳にせず妄意に占するの過にして蓍情にそむけり、是を以て窮理は占の至要たることを察すべし、

本筮式　附爻卦之說　以策數配四象之數

大傳曰、大衍之數五十、其用四十有八と云り、衍音演、溢也、推衍之義とす、參天兩地にして五の數あり、（大傳曰、參天兩地而倚數）五各十に衍す、故に是を大衍と云、蓋參天兩地の五は天地の神數にして則生數なり、大衍の五十は天地の密數して則成數なり、夫天地を云へば人其中に在り、大衍は是則三才の極數にして大極全體の數なり、（與易學辨名大衍義條可互見）大衍之數五十其用四十有八と云るは省略文法にして、其數五十其用四十有八と云ことなり、通本八を九に誤るより一を除て用ずして大極と云る、是大なる誤なり、五十は三極の全數、則太極の全數なるものを一を除て大極と云るものは、是大極を外にせるなり、夫大極を外にして何ぞ兩義四象に象るの理あらんや、蓋體を以て言へば大極と云、數を以て言へば大衍と云、大衍は天地の極數、天地の數を以て天地に吉凶を問ふ、故に筮法は神明に酬酢する所以にして、大極を除て筮すると云ことは理に於て決してなきことなり、故に知る大衍の五十は即大極の體數にして、大衍の中より四十八策の用數を取り來て筮することなるを、一を除て大極とすと云るは、此周子の大極は無極と云に本づく、蓋無とは有を無にするなり、極とは三才の至極を云るの辭なり、極を無にするとは名を命するに於て通せず、亦理に於て當らず、抑易は窮理盡性、知幽明之故、察將來之機の道なれば何ぞ無極と云んや、無極とは虛無の見にして異端なり、周子大極の說は三極の道理たることを不知して虛無の僻見を主張す、大に非なり、學者繫辭を熟讀して聖意を窺ば其言の妄ならざるを自得すべし、由此觀之、一を除て大極とするの謂なきこと彰然たり○或問、夏に三十六策を用、般に四十八策を用ゆ、然れば大衍五十策は周に始り、孔夫子之を述たまふか、對曰否、五十は天地の全數にして伏羲の時より同じ、何ぞ周に始らんや、大傳曰、昔者聖人之作易也、幽贊於神明而生蓍、參天兩地而倚數と、可以見矣、昔者とは伏羲を指して云り、夏に三十六策般に四十八策を用る

計其占之中否と云り、窮理なくんば何ぞ其中否を試んや、左國の史と筮を掌るといへども、其占を議するに至ては間名大夫に出ることあるものは、是窮理を詳にすると然らざるとにあり、(傳幸廖、陳文子、子服惠伯、司空季子、之類是也)固より易は爲君子謀、爲小人不謀、不善人徼幸を欲し、卜筮して思慮百端すといへども天豈に與之乎、可知易は大人君子、國家の大事に當て大疑あるものは筮して其吉凶を謀るに在り、古曰、卜以決疑、不疑何卜と云り、然れども窮理に由て占することと容易ならず、故に大傳曰、神而明之存其人、洪範曰、三人占則從二人之言と云り、昔子思問於夫子曰、物有形類、事有眞僞、必審之奚由、子曰、由乎心、心之精神、是謂聖、推數究理、不以疑、周其所察聖人難焉と云り、雖然周代の卜官皆窮理に由て數を推し、其占神明にいたる、聖人といへども難しとするの道なれども、窮理に由れば其占神明の域に至るものあり、窮理なくして占奇中すとも、其占に法なき故に皆偶中となつて占法となし難し、是以中州先生の筮占たるや、專窮理を以て主とし、得卦を記して占法を示せり、賣筮の徒無法を以て想像して偶中を務め、名を衒ひ利を釣るが如きに非ず、唯名利に惑はず周の古に遡んと欲してなり、其窮理無うして占を過つことは枚擧すべからず、其例を言ば余が學友江戸に在りし時、或士なるもの某侯に筮仕せんことを學友に問ふ、由て筮して得觀之否、故に學友左傳の敬仲の得卦と本之共に同卦にして周史の占を計較して曰、此れ必らず公侯に仕て蕃昌するの象にして、子孫に及で必ず公侯となるの吉ありと云ふ、某の士大に喜て去る、日を經て某侯より事ることを許さず、學友の占と大に違へり、是卦は告げたれども窮理に由らず、唯左傳の事蹟を以て云る故に如此の疎漏あり、夫觀はみるの卦にして其士の品行を觀察するの義にして俚語に聞合せなどの所を告る是即今の義なり、之卦否となれば、否は否塞にして其事不通の義なれば、俚語にへんがへ又はことわりの義を告る故に、後彼の侯よりへんがへせらるゝの義にして吉の象なし、蓋敬仲と某士とは窮理齟齬するゆゑに、卦同じといへども其審情の告ること各異なれば占も亦同じからず、常人觀否を得て吉と云はんや、敬仲の占は周史深意あり、淺學の計り難きところなり、

家有用の器となり、周の古に愧ざるの者出ん、世儒易學を貶して己が不能を飾るものあり、此聖人の道に遊んで却て其道を譏る、其如此のもの與に齒牙するに足らず、况んや卜筮を疑ふものに於てをや、此の篇の如きは卜筮の邇言を記す、學者これを以て遐に陟らば是亦筮占の階梯ならん而已、

窮理

書曰、禹官占先蔽志昆命于元龜、朕志先定、詢謀僉同、鬼神其依、龜筮協從と云り、官占とは掌卜筮の官なり、言官占の法は先其志の向所を定めて詢謀て卜筮に命ずと、洪範曰、汝則有大疑謀及乃心謀及卿士謀及庶人謀及卜筮と云り、謀とは其事物當然の理を謀て猶疑ありて將來吉凶決し難きは卜筮に由て其吉凶を謀定ることを云、故に今窮理と名く、(大傳曰 理義窮理)窮理とは必ず先其事物を詳にし其情狀を察し、而後筮して其窮理と得卦の象とを照し合して其吉凶を前知す、此を占と云ふ、窮理にあらざれば筮して卦を得るといへども占を爲すこと難きが故に窮理を以て筮占の柱礎とす、蓋卦同じといへども、其占異なるものは是窮理に由て其觀象の法異なるを以なり、左傳畢萬の筮と孔成子の筮と同く屯を得るといへども、其窮理異なるが故に其占亦各異也、故に百人千人同卦を得るとも其占同じと云べからず、唯易は活物なる故に窮理に由て活占あり、左傳觀の否に之卦に、敬仲齊に往て蕃昌せんことを云、南蒯、坤の比に之を以て大吉と思るに、子服惠伯忠信之事則可也、不然必敗と云るが如き、是窮理に由て其占異なるの徵也、故に知る卦に常象なく吉凶に常轍なし、卦凶にして占吉、卦吉にして占凶なるものは唯是窮理に出れることを、是故に窮理を推明するに非れば、筮の情を得て其占神を窮ること難し、而して其窮理の目六つあり、曰事也、身也、位也、地也、時也、勢也、事とは其筮するの事物を云、身とは其人の賢愚素行又は僧俗男女を知るを云、位とは富貴貧賤各其業の階級を知るを云、地とは國の强弱風俗政綱の異なるを詳にするを云、時とは天時、人事又は其人、或は壯、或は老を知るを云、勢とは其人の盛衰遇不遇を知るを云、古昔は此六の窮理を詳にして以て筮す、故に能將來の吉凶を知て神に通せり、周官占人歲終則

易學階梯附言

中州眞勢先生門人　谷川順　著

大卜官

周禮に大卜掌三易之法、一曰連山、二曰歸藏、三曰周易、其經卦皆八、其別皆六十有四、と云り、蓋連歸は乃夏商の易にして卜筮の書なり、周に至て三聖辭を作り以て其精蘊を明にし易の道始て備る、於是周易獨り世に傳りて連歸の二易隱れたり、左傳に周易を以て占するの卜官あり、又連歸を以て占するの史あり、然れども周史、史蘇、卜楚邱の如きは皆周易を掌りて占を成し神を盡けり、子曰周監於二代郁郁乎文哉、是其郁文の美、二易といへども周に及ばざるなり、故に左國に連歸を以卜筮をなせるの史は周易を掌るの史に及ばずと見ゆ、是を以て連歸の二易傳らずとも遺恨なし、學者唯周易を習熟して左國に於て卜筮の法を取り古昔の大卜官に遡んことを欲せよ、周子曰、易何止五經之源、其天地鬼神之奧乎、如斯聖學の要たる故に學者の識量卑陋なるべからず、中州先生の志復古に在り、故に周代の古に倣ひ占事は左國の蘊奥を探りて一家の學を成せりといへども、篤實英才の斯文に志すもののなきことを歎息せり、蓋上古の書、易より大なるはなく、卜筮より尊きはなしといへども、周より其道湮沒して繫辭及び經典に瞯見する所の卜筮の語は皆空文となりて、終に占卜者流の餬口の具となり、愚民を誑惑するの術となるは、痛しきことならずや、夫聖代の官占は國家の大事を筮す、洪範にても察すべし、今時の如く瑣々たる薄故を筮して愚民の玩物となすが如きにはあらず、若し上に明君在して古の卜官を建んと思たまふとも其人無んば如何せん、是故に人能く道を弘むるにあり道人を弘ることあたわず、必ずや忠信德行君子の質ありて此學を以て終身の業とし、卜筮を以て歩を進めば、將に國

易學階梯附言目次

階、階而堂、其進也、有階級、遂有酬酢神明洞達聖易者、此余所素望也、昔晉韓宣子聘魯觀書於大史氏、見易象與魯春秋曰、周禮盡在魯矣、吾乃今知周公之德、與周之所以王也、學者通曉其象、始可與言易已矣、

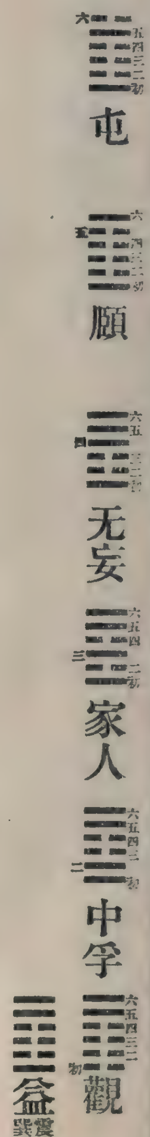
文化甲戌之冬十一月穀日　谷川順識

有其象辭變占之義、夫象豈局彖爻、必也欲充易象於彖爻、必也欲備占事於彖爻、則其象非象、其占非占焉、抑雖易有四道之分、然象包周辭變占之三者、何則、以象是卦之音義、而辭變占者、卦之爲用也、夫神聖之書、莫尊於易、道義之蘊、莫妙於象、由其象而推、則上可通鬼神、下可通事物、其精及於无形而不過、其粗及有象而不遺矣、然而先儒之易說、淫渭合流、薫蕕同器、終不能通曉其義、多岐亡羊、愈辨愈惑、無一有能說得之者、中州先生、有慨歎于此、故作爲此篇、以告後世、而顧此篇次、先設卦以解卦名、次繫象意以釋其意、逐條示引證經文十翼、明辨其八象以不出於其臆度、由其象之象者、以啓蒙後進、將俾學者知其所準據矣、此則先生之所以卓越於諸易家也、學者熟讀是篇、觸類長之、可以明象、可以解經、可以窮理、可以明道、變與占在其中矣、實是易道之精蘊、豈以階梯稱之乎、名之階梯者、唯是先生之謙辭也哉、雖然初學或苦用階梯之方、故余輯錄其緊要者、附諸卷首、名曰階梯附言、以爲入門之道標、於是乎門而

易學階梯附言序

大傳曰、易者象也、象也者像也、原夫卦之有象、猶字有音義也、字無音義、何以致其用、卦無象、何以通其義、大傳曰、錯綜其數、通其變、遂成天地之文、又曰、易六位而成章、可知卦是天地之文章、而象是卦之音義也、蓋象有一體、有兩體、有全體、有爻體、各備畫象義象、以明天地之道、以通神明之德矣、是故伏犧由象以成卦名、文王由象以作彖、周公由象以繫辭、夫子由象、以爲十翼、以垂教於君子、以成天下之務、大傳曰、聖人設卦觀象、繫辭焉而分吉凶、可以見矣、夫易有常權焉、其象辭者、聖人之所以告常道也、其變占者、聖人之所以示權道也、大傳曰、君子所居而安者、易之象也、所樂而玩者、易之辭也、是故君子、居則觀其象而玩其辭、動則觀其變而玩其占、是以自天祐之、吉无不利、可以徵矣、先儒曰、推辭考卦、可以知變、象與占、在其中矣、又曰、易本卜筮之書、彖爻是卜筮之辭也、遂不辨明

〔恒四爻變
益二爻變〕



以上三十二圖反復之、則爲六十四圖、圖以一卦爲主、而各具六十四卦、凡四千九十六卦、與焦贛易林合、然其條理精密則有先儒所未發者、覽者詳之、

反復は初より終りへ順に變じもて行と、終より初の方へ逆に變じもて上るとを云、三十二を本より末へと、末より本へと反復すれば六十四となる也、焦贛が傳前に出たり、玉齋胡氏曰、三十二圖反復、其變悉如乾坤二卦變圖例、每圖各以第一卦爲本卦、順變將去、則自初而終、自上而下、是由乾以至坤、反之則又以末一卦爲本卦、逆變轉來則自終而初、自下而上、是由坤以至於乾、一順一逆、每圖遂以兩卦爲本卦、而成兩圖矣、合三十二圖、反復則爲六十四圖矣、然三十二圖先後次第、皆本於乾坤卦變、只以第一圖觀之可見、如以乾爲本卦、則次姤次同人以至於恒、計三十二卦、今各爲三十二圖之第一卦、而次第不紊矣、如以坤爲本卦、則次復次師以至於益、計三十二卦、今各爲三十二圖之末一卦、而次第亦不紊矣、此乃卦畫變圖之妙也、

余嚮講啓蒙之日、手錄口義四卷、以自便于講說也、頃書肆頻來請梓之、不復致隱、遂出附之、又名曰啓蒙諺解、嘗恐草々爲編、而多疏闕之謬矣、

天和壬戌季冬之日、葦洲野夫榊原玄輔、

易學啓蒙諺解大成 終

（恒三爻變
益三爻變）

震

明夷　臨　坤　坎　隨　既濟　節　比

革　兌　需　萃　蹇　蒙　噬嗑　賁　損　剝

離　睽　大畜　晉　艮　訟　同人　履　否

乾　遯　巽　小畜　漸

渙

（恒四爻變
益二爻變）

復

（井五爻變 噬嗑一爻變）

震

歸妹 履 損 大有

豫 否 剝 旅 未濟

无妄 頤 離 睽 晉

（井六爻變）

噬嗑 震下離上

（益六爻變）

恒 巽下震上

（恒一爻變 益五爻變）

大壯

小過 解 升 大過 鼎

（恒二爻變 益四爻變）

豐

歸妹 泰 夬 大有

豫 謙 咸 旅

師 困 未濟

井 蠱 姤

〔井三爻變 噬嗑三爻變〕

屯

困　師　渙

恒　姤　蠱

革　明夷　家人

兌　臨　中孚

大壯　乾　大畜

萃　坤　觀

小過　遯　艮

解　訟　蒙　鼎

〔井四爻變 噬嗑二爻變〕

隨

復　益

豐　同人　賁

（蠱四爻變 隨二爻變）

噬嗑　益　復

同人　豐　既濟

履　歸妹　節　夬

否　豫　比　咸　困

（蠱五爻變 隨一爻變）

无妄　震　屯　革　兌　萃

（蠱六爻變）

隨 震下兌上

（噬嗑六爻變）

井 巽下坎上

（井一爻變 噬嗑五爻變）

需　蹇　坎　大過　升　巽

（井二爻變 噬嗑四爻變）

既濟　節　夬　泰　小畜

比　咸　謙　漸

〔叠二爻變　圖四爻變〕

賁

損　大有　小畜　泰

剝　旅　漸　謙

未濟　渙　師

姤　恒　井

〔叠三爻變　圖三爻變〕

頤

離　家人　明夷

睽　中孚　臨

乾　大壯　需

晋　觀　坤

遯　小過　蹇

訟　解　坎　大過

〔困四爻變 貢二爻變〕

既濟

坤　觀　晉

升　巽　鼎　蒙

豐　同人

復　益　噬嗑

泰　小畜　大有　損

謙　漸　旅　剝　蠱

〔困五爻變 賁一爻變〕

明夷

家人　離　頤　大畜　艮

〔困六爻變〕

賁

〔隨六爻變〕

蠱 巽下艮上

〔蠱一爻變 隨五爻變〕

大畜

艮　蒙　鼎　巽　升

〔貞六爻變〕

困 坎下兌上

〔困一爻變 貞五爻變〕

兌　萃　大過　坎　解　訟

〔困二爻變 貞四爻變〕

隨　夬　節　歸妹　履

咸　比　豫　否

井　恒　姤

師　渙　未濟

〔困三爻變 貞三爻變〕

革　屯　震　无妄

需　乾　大壯

中孚　臨　睽

蹇　小過　遯

中孚
臨
兌
艮
遯
小過
觀
坤
萃
巽
升
大過
坎

〔未濟四爻變／既濟二爻變〕

賁
同人
豐
益
復
隨
小畜
泰
夬
節
漸
謙
咸
比
井

〔未濟五爻變／既濟一爻變〕

家人
明夷
革
屯
需
蹇

〔未濟六爻變〕

既濟 離下坎上

（渙五爻變 豐一爻變）

離　革　明夷　震　大壯　小過

（渙六爻變）

豐（離下震上）

（既濟六爻變）

未濟（坎下離上）

（未濟一爻變 既濟五爻變）

睽　晉　鼎　蒙　訟　解

（未濟二爻變 既濟四爻變）

噬嗑　大有　損　履　歸妹

旅　剝　否　豫

蠱　姤　恒

渙　師　困

（未濟三爻變 既濟三爻變）

離　頤　无妄　震

大畜　乾　大壯

〔渙三爻變 豐三爻變〕

家人

无妄　頤　屯

乾　大畜　需

睽　兌　臨

遯　艮　蹇

晉　萃　坤

鼎　大過　升　解

〔渙四爻變 豐二爻變〕

同人

賁　既濟

噬嗑　隨　復

大有　夬　泰　歸妹

旅　咸　謙　豫　恒

〔咸四爻變　損二爻變〕

復　益　噬嗑　賁

師　渙　未濟　蠱　剝

〔咸五爻變　損一爻變〕

臨　中孚　睽　大畜　頤　蒙

〔咸六爻變〕

損 兌下艮上

〔豐六爻變〕

渙 坎下巽上

〔渙一爻變　豐五爻變〕

中孚　觀　巽　訟　蒙　坎

〔渙二爻變　豐四爻變〕

益　小畜　履　損　節

漸　否　剝　比

姤　蠱　井

未濟　困　師

比　豫　否

謙　漸　旅

（咸三爻變　損三爻變）

兌　需　大壯　乾

屯　震　无妄

明夷　家人　離

坎　解　訟

升　巽　鼎

坤　觀　晉　艮

（咸四爻變　損二爻變）

節　歸妹　履

泰　小畜　大有

〔旅四爻變 節二爻變〕

損

履

歸妹

小畜

泰

夬

益

復

隨

既濟

渙

師

困

井

比

〔旅五爻變 節一爻變〕

中孚

臨

兌

需

屯

坎

〔旅六爻變〕

節 兌下 坎上

〔損六爻變〕

咸 艮下 兌上

〔咸一爻變 損五爻變〕

革

大過

萃

蹇

小過

遯

〔咸二爻變 損四爻變〕

夬

隨

既濟

豐

同人

困

井

恒

姤

〔旅二爻變　節四爻變〕

大有　噬嗑　賁　同人　豐

未濟　无妄　姤　恒

剝　家人　豫

漸　蠱　咸

〔旅三爻變　節三爻變〕

睽　大畜　否　大壯

頤　謙　震

乾　明夷　革

蒙　訟　解

巽　升　大過

觀　坤　萃　蹇

鼎　大過　升

晋　萃　坤　小過

〔漸四爻變 歸妹二爻變〕履　損　節

大有　夬　泰

噬嗑　隨　復　豐

既濟　困　師　恒　豫

〔漸五爻變 歸妹一爻變〕睽　兌　臨　大壯　震　解

〔漸六爻變〕歸妹兌下震上

〔節六爻變〕旅艮下離上

〔旅一爻變 節五爻變〕離　鼎　晋　艮　遯　小過

（歸妹六爻變）

漸 艮下巽上

（漸一爻變 歸妹五爻變）

家人　巽　觀　遯　艮　蹇

（漸二爻變 歸妹四爻變）

小畜　益　同人　賁　既濟

渙　姤　蠱　井

否　剝　比

旅　咸　謙

（漸三爻變 歸妹三爻變）

中孚　乾　大畜　需

无妄　頤　屯

離　革　明夷

訟　蒙　坎

頤　屯　震

巽　鼎　大過

蒙　坎　解

艮　蹇　小過　坤

〔否四爻變 泰四爻變〕

小畜　大有　夬

損　節　歸妹

賁　既濟　豐　復

蠱　井　恒　師　謙

〔否五爻變 泰一爻變〕

大畜　需　大壯　臨　明夷　升

〔否六爻變〕

泰 乾下坤上

〔大壯五爻變　觀一爻變〕

比　剝　否　漸　渙　益

〔大壯六爻變〕

觀 坤下巽上

〔泰六爻變〕

否 坤下乾上

〔否一爻變　泰五爻變〕

无妄　訟　遯　觀　晉　萃

〔否二爻變　泰四爻變〕

履　同人　益　噬嗑　隨

姤　渙　未濟　困

漸　旅　咸

剝　比　豫

〔否三爻變　泰三爻變〕

乾

中孚　睽　兌

家人　離　革

〔大壯三爻變／觀三爻變〕

豫　謙　咸　旅

師　困　未濟

井　蠱　姤

復　隨　噬嗑

既濟　賁　同人

節　損　履　小畜

〔大壯四爻變／觀二爻變〕

坤　萃　晉

蹇　艮　遯

坎　蒙　訟　巽

屯　頤　无妄　家人　中孚

解　訟　蒙　鼎

震　无妄　頤　離　睽

（需五爻變晉二爻變）豫　否　剝　旅　未濟　噬嗑

（需六爻變）晉 坤下離上

（觀六爻變）大壯 乾下震上

（大壯一爻變觀五爻變）恒　豐　歸妹　泰　夬　大有

（大壯二爻變觀四爻變）小過　解　升　大過　鼎

震　明夷　革　離

臨　兌　睽

需　大畜　乾

（需三爻變　晉三爻變）

比

兌　臨　中孚

大壯　乾　大畜

咸　謙　漸

困　師　渙

恒　姤　蠱

隨　復　益

豐　同人　賁

歸妹　履　損　大有

（需四爻變　晉二爻變）

萃

坤　觀

小過　遯　艮

〔大畜四爻變 萃二爻變〕

晋

觀 坤

遯 小過 蹇

訟 解 坎 大過

无妄 震 屯 革 兌

〔大畜五爻變 萃一爻變〕

否

豫 比 咸 困 隨

〔大畜六爻變〕

萃 坤下兌上

〔晋六爻變〕

需 乾下坎上

〔需一爻變 晋五爻變〕

井

既濟 節 夬 泰 小畜

〔需二爻變 晋四爻變〕

蹇

坎 大過 升 巽

屯 革 明夷 家人

〔大畜二爻變 萃四爻變〕

艮　蒙　鼎　巽　升

頤　離　家人　明夷

睽　中孚　臨

乾　大壯　需

〔大畜三爻變 萃三爻變〕

剝　旅　漸　謙

未濟　渙　師

姤　恒　井

噬嗑　益　復

同人　豐　既濟

履　歸妹　節　夬

復　益　噬嗑

泰　小畜　大有　損

（兌四爻變　艮二爻變）

蹇　小過　遯

坤　觀　晉

升　巽　鼎　蒙

明夷　家人　離　頤　大畜

（兌五爻變　艮一爻變）

謙　漸　旅　剝　蠱　賁

（兌六爻變）

艮

（革六爻變）

大畜　乾下艮上

（大畜一爻變　革五爻變）

蠱　賁　損　大有　小畜　泰

（艮六爻變）

兌

（兌一爻變　艮五爻變）

困

隨　夬　節　歸妹　履

（兌二爻變　艮四爻變）

萃

大過　坎　解　訟

革　屯　震　无妄

需　大壯　乾

臨　中孚　睽

（兌三爻變　艮三爻變）

咸

比　豫　否

井　恒　姤

師　渙　未濟

既濟　豐　同人

渙　師　困

賁　同人　豐

益　復　隨

小畜　泰　夬　節

〔睽四爻變　蹇二爻變〕

艮　遯　小過

觀　坤　萃

巽　升　大過　坎

家人　明夷　革　屯　需

〔睽五爻變　蹇一爻變〕

漸　謙　咸　比　井　既濟

〔睽六爻變〕

蹇 艮下坎上

〔中孚五爻變　小過一爻變〕　旅　咸　謙　豫　恒　豐

〔中孚六爻變〕　小過 艮下震上

〔蹇六爻變〕　睽 兌下離上

〔睽一爻變　蹇五爻變〕　未濟　噬嗑　大有　損　履　歸妹

〔睽二爻變　蹇四爻變〕　晋　鼎　蒙　訟　解

離　頤　无妄　震

大畜　乾　大壯

中孚　臨　兌

〔睽三爻變　蹇三爻變〕　旅　剝　否　豫

蠱　姤　恒

〔中孚三爻變
小過三爻變〕

漸　否　剝　比

姤　蠱　井

未濟　困　師

同人　賁　既濟

噬嗑　隨　復

大有　夬　泰　歸妹

〔中孚四爻變
小過二爻變〕

遯　艮　蹇

晉　萃　坤

鼎　大過　升　解

離　革　明夷　震　大壯

坤　觀　晉　艮

臨　中孚　睽　大畜　頤

〔革五爻變　蒙一爻變〕　師　渙　未濟　蠱　剝　損

〔革六爻變〕　蒙（坎下艮上）

〔小過六爻變〕　中孚（兌下巽上）

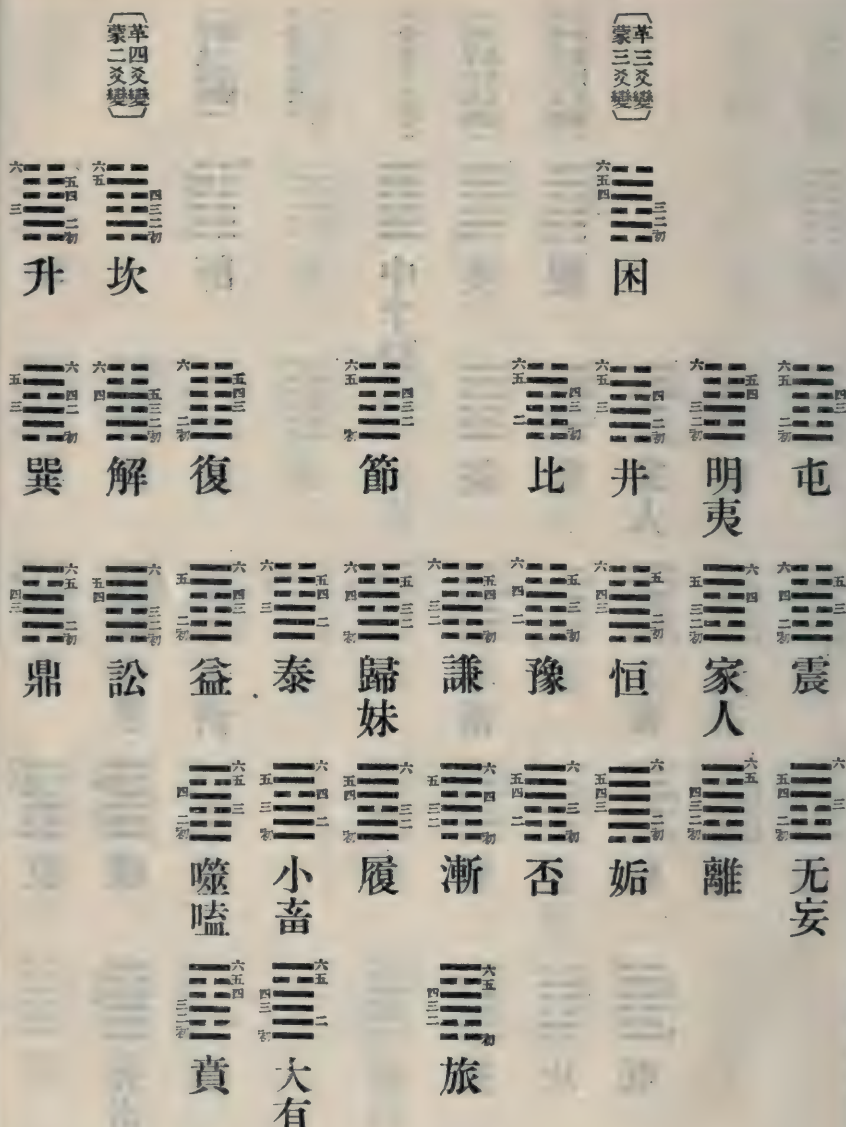
〔中孚一爻變　小過五爻變〕　渙　益　小畜　履　損　節

〔中孚二爻變　小過四爻變〕　觀　巽　訟　蒙　坎

家人　无妄　頤　屯

乾　大畜　需

睽　兌　臨


革三爻變
蒙三爻變
革四爻變
蒙二爻變
屯
震
无妄
明夷
家人
離
井
恒
姤
困
比
豫
否
謙
漸
旅
節
歸妹
履
泰
小畜
大有
復
益
噬嗑
賁
坎
解
訟
升
巽
鼎

〔離四爻變 坎二爻變〕

蒙　訟　解

巽　升　大過

觀　坤　萃　蹇

中孚　臨　兌　需　屯

〔離五爻變 坎一爻變〕

渙　師　困　井　比　節

〔離六爻變〕

坎

〔蒙六爻變〕

革 離下兌上

〔革一爻變 蒙五爻變〕

咸　夬　隨　既濟　豐　同人

〔革二爻變 蒙四爻變〕

大過　萃　蹇　小過　遯

兌　需　大壯　乾

〔離二爻變 坎四爻變〕

鼎　晋　艮　遯　小過

睽　大畜　乾　大壯

頤　无妄　震

家人　明夷　革

〔離三爻變 坎三爻變〕

未濟　蠱　姤　恒

剝　否　豫

漸　謙　咸

損　履　歸妹

小畜　泰　夬

益　復　隨　既濟

大有　夬　泰

噬嗑　隨　復　豐

〔家人四爻變　解二爻變〕 訟　蒙　坎

鼎　大過　升

晉　萃　坤　小過

睽　兌　臨　大壯　震

〔家人五爻變　解一爻變〕 未濟　困　師　恒　豫　歸妹

〔家人六爻變〕 解 坎下震上

〔坎六爻變〕 離

〔離一爻變　坎五爻變〕 旅　大有　噬嗑　賁　同人　豐

〔解六爻變〕

家人 離下巽上

〔家人一爻變 解五爻變〕

漸　小畜　益　同人　賁　既濟

〔家人二爻變 解四爻變〕

巽　觀　遯　艮　蹇

中孚　乾　大畜　需

无妄　頤　屯

離　革　明夷

〔家人三爻變 解三爻變〕

渙　姤　蠱　井

否　剝　比

旅　咸　謙

履　損　節

剝
比
豫

小畜
大有
夬

損
節
歸妹

賁
既濟
豐
復

（无妄四爻變升二爻變）
巽
鼎
大過

蒙
坎
解

艮
蹇
小過
坤

大畜
需
大壯
臨
明夷

（无妄五爻變升一爻變）
蠱
井
恒
師
謙
泰

（无妄六爻變）
升 巽下坤上

〔大過五爻變　頤一爻變〕

復　益　噬嗑　賁　損　剝

〔大過六爻變〕

頤震下艮上

〔升六爻變〕

无妄震下乾上

〔无妄一變　升五爻變〕

否　履　同人　益　噬嗑　隨

〔无妄二爻變　升四爻變〕

訟　遯　觀　晉　萃

乾　中孚　睽　兌

家人　離　革

頤　屯　震

〔无妄三爻變　升三爻變〕

姤

渙　未濟　困

漸　旅　咸

〔大過三爻變　頤三爻變〕

隨
既濟
豐
同人
節
歸妹
履
泰
小畜
大有
比
豫
否
謙
漸
旅
師
渙
未濟
蠱

〔大過四爻變　頤二爻變〕

屯
震
无妄
明夷
家人
離
臨
中孚
睽
大畜
坤
觀
晉
艮
蒙

中孚 臨 兌 需

觀 坤 萃 蹇 坎

〔鼎五爻變 屯一爻變〕

益

復 隨 既濟 節 比

〔鼎六爻變〕

屯 震下坎上

〔頤六爻變〕

大過 巽下兌上

〔大過一爻變 頤五爻變〕

夬

咸 困 井 恒 姤

〔大過二爻變 頤四爻變〕

革

兌 需 大壯 乾

萃 蹇 小過 遯

坎 解 訟

升 巽 鼎

蒙
訟
解

巽
升
大過

（鼎三爻變
屯三爻變）

噬嗑
賁
同人
豐

損
履
歸妹

小畜
泰
夬

剝
否
豫

漸
謙
咸

渙
師
困
井

（鼎四爻變
屯二爻變）

頤
无妄
震

家人
明夷
革

〔巽四爻變　震二爻變〕

无妄　頤　屯

離　革　明夷

睽　兌　臨　大壯

晉　萃　坤　小過　解

〔巽五爻變　震一爻變〕

噬嗑　隨　復　豐　歸妹　豫

〔巽六爻變〕

震

〔屯六爻變〕

鼎（巽下 離上）

〔鼎一爻變　屯五爻變〕

大有　旅　未濟　蠱　姤　恒

〔鼎二爻變　屯四爻變〕

離　睽　大畜　乾　大壯

晉　艮　遯　小過

（巽二爻變 震四爻變）

家人

中孚　乾　大畜　需

觀　遯　艮　蹇

訟　蒙　坎

鼎　大過　升

同人　賁　既濟

履　損　節

大有　夬　泰

否　剝　比

旅　咸　謙

未濟　困　師　恒

（巽三爻變 震三爻變）

益

（訟四爻變
明夷二爻變）

家人

離

革

蠱

井

恒

師

剝

比

豫

頤

屯

震

大畜

需

大壯

臨

艮

蹇

小過

坤

升

（訟五爻變
明夷一爻變）

賁

既濟

豐

復

泰

謙

明夷 離下坤上

（震六爻變）

巽 巽下巽上

（巽一爻變
震五爻變）

小畜

漸

渙

姤

蠱

井

〔明夷六爻變〕

䷅ 訟 坎下乾上

〔訟一爻變　明夷五爻變〕

䷉ 履

䷋ 否

䷫ 姤

䷺ 渙

䷿ 未濟

䷮ 困

〔訟二爻變　明夷四爻變〕

䷘ 无妄

䷀ 乾

䷼ 中孚

䷥ 睽

䷹ 兌

䷠ 遯

䷓ 觀

䷢ 晉

䷰ 革

䷸ 巽

䷱ 鼎

䷛ 大過

䷃ 蒙

䷜ 坎

䷧ 解

〔訟三爻變　明夷三爻變〕

䷌ 同人

䷩ 益

䷔ 噬嗑

䷐ 隨

䷈ 小畜

䷍ 大有

䷪ 夬

䷨ 損

䷻ 節

䷵ 歸妹

䷴ 漸

䷷ 旅

䷞ 咸

賁　既濟　豐

渙　未濟　困

蠱　井　恒

剝　比　豫　謙

〔遯四爻變 臨二爻變〕

中孚　睽　兌

大畜　需　大壯

頤　屯　震　明夷

蒙　坎　解　升　坤

〔遯五爻變 臨一爻變〕

損　節　歸妹　泰　復　師

〔遯六爻變〕

臨 兌下 坤上

〔夬四爻變　剝一爻變〕

坤　觀　晉　艮　蒙　頤

〔夬六爻變〕

剝

遯 艮下乾上

〔遯一爻變　臨五爻變〕

同人　姤　否　漸　旅　咸

〔遯二爻變　臨四爻變〕

乾　无妄　家人　離　革

訟　巽　鼎　大過

觀　晉　萃

艮　蹇　小過

〔遯三爻變　臨三爻變〕

履　小畜　大有　夬

益　噬嗑　隨

〔夬三爻變 剝三爻變〕

萃　蹇　小過　遯

坎　解　訟

升　巽　鼎

屯　震　无妄

明夷　家人　離

臨　中孚　睽　大畜

〔夬四爻變 剝二爻變〕

比　豫　否

謙　漸　旅

師　渙　未濟　蠱

復　益　噬嗑　賁　損

〔大有五爻變　比一爻變〕

䷓ 觀

䷺ 渙　䷆ 師　䷮ 困　䷯ 井

䷩ 益　䷗ 復　䷐ 隨　䷾ 既濟　䷻ 節

䷁ 坤　䷬ 萃　䷦ 蹇　䷜ 坎　䷂ 屯

〔大有六爻變〕

䷇ 比（坤下坎上）

〔剝六爻變〕

䷪ 夬（乾下兌上）

〔夬一爻變　剝五爻變〕

䷛ 大過

䷰ 革　䷹ 兌　䷄ 需　䷡ 大壯　䷀ 乾

〔夬二爻變　剝四爻變〕

䷞ 咸

䷮ 困　䷯ 井　䷟ 恒　䷫ 姤

䷐ 隨　䷾ 既濟　䷶ 豐　䷌ 同人

䷻ 節　䷵ 歸妹　䷉ 履

䷊ 泰　䷈ 小畜　䷍ 大有

損

履

歸妹

小畜

泰

夬

（大有三爻變 比三爻變）

晉

艮

遯

小過

蒙

訟

解

巽

升

大過

頤

无妄

震

家人

明夷

革

中孚

臨

兌

需

（大有四爻變 比二爻變）

剝

否

豫

漸

謙

咸

〔小畜四爻變　豫二爻變〕

否

剝　旅　未濟　噬嗑

比　咸　困　隨

謙　師　復

恒　豐

歸妹

〔小畜五爻變　豫一爻變〕

晉

萃

坤

小過

解

震

〔小畜六爻變〕

豫 坤下震上

〔比六爻變〕

大有 乾下離上

〔大有一爻變　比五爻變〕

鼎

離

睽

大畜

乾

大壯

〔大有二爻變　比四爻變〕

旅　噬嗑

未濟　賁

蠱　同人

姤　豐

恒

〔小畜二爻變
豫四爻變〕

漸
渙
姤
蠱
井

益
同人
賁
既濟

履
損
節

大有
夬
泰

〔小畜三爻變
豫三爻變〕

觀
遯
艮
蹇

訟
蒙
坎

鼎
大過
升

无妄
頤
屯

離
革
明夷

睽
兌
臨
大壯

頤　屯　震

大畜　需　大壯　臨

〔履四爻變　謙二爻變〕
漸　旅　咸

剝　比　豫

蠱　井　恒　師

賁　旣濟　豐　復　泰

〔履五爻變　謙一爻變〕
艮　蹇　小過　坤　升　明夷

〔履六爻變〕
謙 艮下坤上

〔豫六爻變〕
小畜 乾下巽上

〔小畜一爻變　豫五爻變〕
巽　家人　中孚　乾　大畜　需

〔謙六爻變〕

履 兌下乾上

〔履一爻變 謙五爻變〕

訟

无妄　乾　中孚　睽　兌

〔履二爻變 謙四爻變〕

否

姤　渙　未濟　困

同人　益　噬嗑　隨

小畜　大有　夬

損　節　歸妹

〔履三爻變 謙三爻變〕

遯

觀　晉　萃

巽　鼎　大過

蒙　坎　解

家人　離　革

艮　蹇　小過

中孚　睽　兌

大畜　需　大壯

頤　屯　震　明夷

（同人四爻變
師二爻變）
渙　未濟　困

蠱　井　恒

剝　比　豫　謙

損　節　歸妹　泰　復

（同人五爻變
師一爻變）
蒙　坎　解　升　坤　臨

（同人六爻變）
師 坎下坤上

〔姤五爻變　復一爻變〕

䷚頤　䷂屯　䷲震　䷣明夷　䷒臨　䷁坤

〔姤六爻變〕

䷗復（震下坤上）

〔師六爻變〕

䷌同人（離下乾上）

〔同人一爻變　師五爻變〕

䷠遯　䷀乾　䷘无妄　䷤家人　䷝離　䷰革

〔同人二爻變　師四爻變〕

䷫姤　䷋否　䷴漸　䷷旅　䷞咸

䷉履　䷈小畜　䷍大有　䷪夬

䷩益　䷔噬嗑　䷐隨

䷕賁　䷾既濟　䷶豐

〔同人三爻變　師三爻變〕

䷅訟

䷸巽　䷱鼎　䷛大過

䷓觀　䷢晉　䷬萃

〔姤三爻變 復三爻變〕

无妄　家人　離　革

中孚　睽　兌

大畜　需　大壯

觀　晉　萃

艮　蹇　小過

蒙　坎　解　升

〔姤四爻變 復二爻變〕

益　噬嗑　隨

賁　既濟　豐

損　節　歸妹　泰

剝　比　豫　謙　師

蒙
坎
解
升

頤
屯
震
明夷
臨

〔乾五爻變　坤一爻變〕
剝
比
豫
謙
師
復

坤　坤下坤上

〔復六爻變〕
姤　巽下乾上

〔姤一爻變　復五爻變〕
乾
遯
訟
巽
鼎
大過

〔姤二爻變　復四爻變〕
同人
履
小畜
大有
夬

否
漸
旅
咸

渙
未濟
困

蠱
井
恒

【乾三爻變　坤三爻變】

否

中孚　睽　兌

大畜　需　大壯

漸　旅　咸

渙　未濟　困

蠱　井　恒

益　噬嗑　隨

賁　既濟　豐

損　節　歸妹　泰

【乾四爻變　坤二爻變】

觀

晋　萃

艮　蹇　小過

卦者、自終而初、自下而上、變在第三十二卦以前者、占本卦爻之辭、變在第三十二卦以後者、占變卦爻之辭、

初卦は第一圖にて言へば乾也、乾の初より變じもて行て終の坤に至て六爻變也、上より初爻變二爻變と下にくだる、末卦は第一圖にて言へば坤卦也、終の坤より右の方へ次第に變じもて行て、初の乾に至れば六爻變也、下より二爻一爻と變じて上へ逆にのぼる也、圖面初卦より第三十二卦までの内ならば、本卦の爻の辭で占也、若變ずること、三十二卦より以後、三十三卦より終までの内ならば、變卦の爻の辭にて占也、

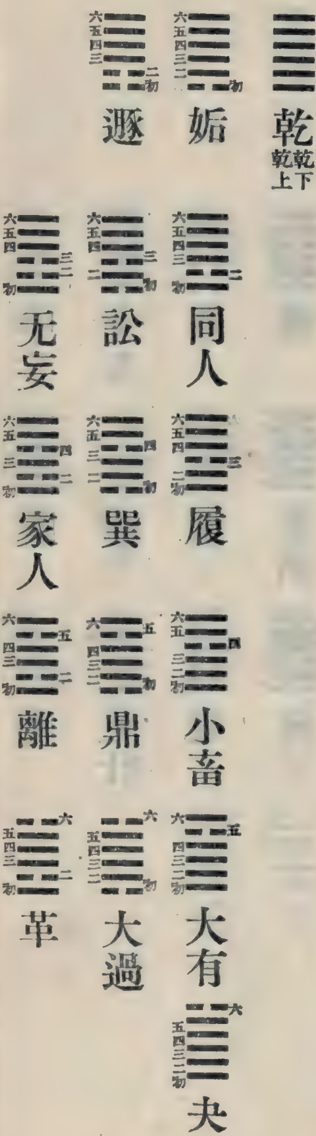
〔小注〕凡言初終上下者、據圖而言、言第幾卦前後者、從本卦起、

初終上下は、圖面に據て右の上の端を初とし、左の下の端を終とす、三十二卦の前後と云は、初卦の本卦より一と數へ起す也、本卦を除てかぞへるには非ずと也、第一圖にて言へば、本卦の乾より一とかぞへ起して恒卦まで三十二卦の内を以前と云也、

〔坤六爻變〕

〔乾一爻變 坤五爻變〕

〔乾二爻變 坤四爻變〕



無咎、我皆無之、豈隨也哉、必死於此、弗得出矣、艮之八とは艮五爻皆變、唯六二少陰八にて不變、之隨と不云して之八と云は、八隨の六二を指て言、之卦の不變の爻を以占ふときは、重こと六二にあり、故之八と云也、占の法、隨六二爻辭係小子失丈夫と云を以て占ふべきこと也、然るに史妄りに艮之隨と云て隨の彖辭を引て對るは非なると也、

六爻變、則乾坤占二用、餘卦占之卦彖辭、

六爻皆變ずれば乾坤は二用にて占ふ、乾の六爻皆變じて坤となれば、乾の用九辭にて占、坤皆變ずれば用六の辭にて占ふ、其餘六十二卦は之卦の彖の辭にて占ふ也、

〔小注〕蔡墨曰、乾之坤曰見羣龍无首吉是也、然羣龍無首、即坤之牝馬先迷也、坤之利永貞、即乾之不言所利也、

左傳昭公二十九年、蔡墨對魏獻子曰、乾之坤、曰見羣龍無首吉、これ乾六爻變じて坤に之を乾の用九にて占例也、朱子云、遇乾而六爻皆變則爲陰、故有羣龍無首之象、即坤利牝馬之貞也、言羣龍而却無頭、剛而能柔則吉也、牝馬順而健行者、故坤利此以爲貞、先迷、陽先陰後、以陰而先陽、則迷矣、又云、遇坤而六爻皆變、則爲陽、故有利永貞之象、即乾之元亨利貞也、不言所利者貞也、

於是一卦可變六十四卦、而四千九十六卦在其中矣、所謂引而伸之、觸類而長之、天下之能事畢矣、豈不信哉、

三十二圖の如く、初終上下、各首と末との兩卦を本卦として反覆すれば、變に隨て卦を得、一卦ごとに六十四卦と變ず、六十四が六十四に變ずれば、焦贛が説四千九十六卦も亦其中に在也、係辭所謂、引て伸之、類に觸て長ずれば、人謀鬼謀ことごとく此に備て、百姓皆與に能して、天下事已に畢れり、孔子の言豈に信ぜざらんやと也、

今以六十四卦之變、列爲三十二圖、得初卦者自初而終、自上而下、得末

を以て主とす、是重きこと變卦の彖辭に在る也、

〔小注〕凡三爻變者通二十卦、有圖在後○沙隨程氏曰、晉公子重耳、筮得國遇貞屯變豫、皆八、蓋初與四五凡三爻變也、初與五用九變、四用六變、其不變者三二上、在兩卦皆爲八、故云皆八、而司空季子占之曰、皆利建侯、

國語、晉公子重耳、筮得國、親筮之曰、尙有晉國、得貞屯䷂悔豫䷏、皆八、司空季子曰吉、是在周易皆利建侯、これ三爻變兩卦彖辭にて占ふ例也、本卦屯初九之卦の初六に變じ、六二六三不變、六四九四に變ず、九五六五に變ず、上六不變、不變爻六二六三上六、皆少陰、八を得、故皆八と云、季子占て皆利建侯と云、皆字兩卦の彖辭を以占ふこと可見、屯彖辭云、利建侯、豫彖辭云、利建侯、

四爻變、則以之卦二不變爻占、仍以下爻爲主、

六爻の内四爻變ずれば、本卦にては不占、之卦の二不變爻を以て占、二中下の爻を主として占ふ也、

四爻變圖にて見るべし、乾を本卦とすれば、觀より臨に至るまで十五卦也、

〔小注〕經傳亦無文、今以例推之當如此、

四爻變の占例、經傳の中に於て證とすべき文なし、今他變の例を推すに、如此之卦の不變の爻を以て占ふべきものと也、

五爻變、則以之卦不變爻占、

六爻の内五爻變じて、只一爻不變ときは、之卦の不變爻を以て占也、筮法少を以て卦の主とす、變ずる者五にて定る者一つなる故に、一つの定る者を以占也、

〔小注〕穆姜往東宮、筮遇艮之八、史曰、是謂艮之隨、蓋五爻皆變、唯二得八故不變也法宜以係小子失丈夫爲占、而史妄引隨之彖辭以對、則非也、

左傳襄公九年穆姜往東宮而筮之、遇艮之八䷳、史曰是謂艮之隨䷐、隨其出也、君必速出、姜曰亡、是於周易曰、隨元亨利貞無咎、有四德者隨而

王、晉侯使卜偃筮之、遇大有䷍之睽䷥、曰吉、遇公用亨于天子之卦、戰克而王饗、吉孰大焉、これ大有九三變して睽となる也、莊公二十二年、陳厲公生敬仲、其少也、周史筮之遇觀䷓之否䷋、曰是謂觀國之光利用賓于王、此其代陳有國乎、これ觀の四爻變て否となる也、昭公十二年、南蒯枚筮之遇坤䷁之比䷇、曰黃裳元吉、これ坤の六五變じて比となる也、僖公十五年、晉獻公筮嫁伯姬於秦、遇歸妹䷵之睽䷥、史蘇占之曰、不吉、其繇曰、士刲羊、亦無衁也、女承筐亦無貺也、これ歸妹の上六變じて睽となる也、皆變爻を以て占也、

二爻變、則以本卦二變爻辭占、仍以上爻爲主、

六爻の中にて、二爻變ずるときは、本卦の變じたるに爻の辭を以て占ふ、二爻の中、上に在る爻を以て主とする也、二爻變圖を以て考へ、乾を本卦とすれば遯より大壯までの十五卦也、

〔小注〕經傳無文、今以例推之當如此、

二爻の占法、經傳の中證とすべき文なし、今他の變爻の例を以て推すに、當に此法の如く上爻を主とすべきこと也、朱子曰、凡變須就其變之極處看、所以以上爻爲主、

三爻變、則占本卦及之卦之彖辭、而以本卦爲貞、之卦爲悔、前十卦主貞、後十卦主悔、

三爻變ずれば、變ずる爻と不變爻と各々三爻にて六爻平分す、主とする所不一、故に本卦と之卦との兩卦の彖辭にて占ふ、本卦を以て貞とし、之卦を悔とす、圖を以て見れば、三爻變の卦凡二十卦、乾を本卦とすれば、否より泰まで二十卦、坤を本卦とすれば泰より否まで二十卦也、前十卦は貞を主とし、後十卦は悔を主とすとは、たとへば乾を本卦として否より恒までを前十卦とす、益より泰までを後十卦とす、又坤を本卦とすれば、泰より益までを前十卦とす、恒より否までを後十卦とす、若所得の變卦、前十卦の內に在れば、兩卦の彖辭を占と云へども、本卦の貞を主とす、重きこと本卦彖辭の占に在り、若所得の變卦後十卦の內にあれば、變卦の悔

六爻皆七か、六爻皆八を得て變ぜざるときは、之卦なし、故に本卦の彖辭を以て占也、大抵變卦あれば之卦を悔とし、本卦を貞とす、之卦なければ、下三畫の內卦を貞とし、上三畫の外卦を悔とす、貞悔の說前に見えたり、朱子曰、貞是事之始、悔是事之終、貞是事之主、悔是事之終、貞是事在我底、悔是應人底、

〔小注〕彖辭爲卦下之辭、孔成子筮立衞公子元、遇屯、曰利建侯、秦伯伐晉、筮之遇蠱、曰貞風也其悔山也、

此注變爻なくして、本卦の彖辭にて占ふ例と、內卦を貞とし外卦を悔として占ふ例とを引く也、其姓名事實の類は、自ら左傳に就て考ふべし、啓蒙の所重に非ず、故に省きて不注、唯左傳の全文を擧て、占例を明す、下倣之、左傳昭公七年、孔成子衞卿欲立元、以周易筮之、遇屯䷂以示史朝、史朝曰、元亨、又何疑焉、且其繇曰、利建侯、これ彖辭にて占例也、僖公十五年秦伯伐晉、卜徒父筮之吉、其卦遇蠱䷑、蠱之貞風也、其悔山也、歲云秋矣、我落其實而取其材、所以克也、杜預注、內卦爲貞、外卦爲悔、巽爲風、秦象、艮爲山、晉象、風吹落山木之實、則材爲人所取、これ內卦を貞とし、在我とし、外卦を悔とし、應人底とするの例也、

一爻變、則以本卦變爻辭占、

六爻の中一爻變ずれば、本卦にて變じたる爻の下なる辭を以て占也、其例小注に見えたり、一爻變は圖を以て考ふべし、乾を本卦とすれば姤より夬まで一爻變也、

〔小注〕沙隨程氏曰、畢萬遇屯之比、初九變也、蔡墨遇乾之同人、九二變也、晉文公遇大有之睽、九三變也、陳敬仲遇觀之比、六五變也、晉獻公遇歸妹之睽、上六變也、

左傳閔公元年、畢萬筮仕於晉、遇屯䷂之比䷇、辛廖占之曰吉、屯固比入、吉孰大焉、其必蕃昌、これ屯の初九變じて比となる也、昭公二十九年秋、龍見于絳郊、魏獻子問於蔡墨、曰云云、蔡墨曰、乾䷀之同人䷌、曰見龍在田、これ乾九二變じて同人となる也、僖公二十五年、秦伯師于河上、將納

首のなき龍に似たる故に象と云、用六の辭に利永貞と云は、坤の六陰皆陽に變ずるの義也、陰柔弱にて固く守ことならざれども、陽に變ずるを以て能永貞なる道理あり、故に義と云、只乾坤のみ用卦にて占て、之卦の辭を不取、餘の六十二卦、六爻皆變すれば、之卦にて占て乾坤の例にあらず、六爻變の例に見たり、

〔小注〕歐陽子曰、乾坤之用九用六何謂也、曰乾爻七九、坤爻八六、九六變而七八無爲、易道占其變、故以其所占者名爻、不謂六爻皆九六也、及其筮也、七八常多而九六常少、有無九六者焉、此不可以不釋也、六十四卦皆然、特於乾坤見之、則餘可知耳、○愚按此說發明先儒所未到、最爲有功、其論七八多而九六少、又見當時占法三變皆掛如一行說、

歐陽子は歐陽永叔也、此語は歐陽全集三十二易明及三十三易童子問に見たり、こゝには略して要を摘み取れり、乾の爻七九也、八六坤の爻也、只老陽の九、老陰の六は變じて、少陽の七、少陰の八は不變して用を爲すことなし、易道は變を以て占ふ、九六の占に用る所の者を以爻に名く、六爻皆九六と不謂ことは、筮するに及て蓍を揲るとき、七八は常に得やすし、何となれば掛扐の策或奇或は偶、不齊に因て也、九六の常に少きは、老陽は必三奇、老陰は必三偶、齊くそろはざれば九六とならざるを以て也、故に常に少也、又六爻皆少陽少陰にて九六の二老なきもあり、此れ明釋して辨せずんばあるべからず、九六を用ること、六十四卦皆然り、特に乾坤に於て見之ことは、其餘は例して知るべきを以て也、【愚按】は朱子の愚按也、歐陽子の此說、先儒の未到處を發明せり、易學に於て最も功あり、又七八は多、九六は少と云へるは、蓍を揲るに三變ともに一を掛くること、一行が說の如なることを見るべし、三變皆掛の事は、明蓍策篇に詳に論ず、

凡卦六爻皆不變、則占本卦彖辭、而以內卦爲貞、外卦爲悔、

陽九を用て七を不用、陰六を用て八を不用ども、

て大小を分つ、坤初は皆陰、其始め本小也、六爻皆六を用陰皆變じて陽となる、此れ始は小にして終は大也、故に以大終と云也、言は用六の永貞なるは、陰柔より陽剛に變を以て能く永貞なる也、

用九用六者、變卦之凡例也、言凡陽爻皆用九而不用七、陰爻皆用六而不用八、用九故老陽變爲少陰、用六故老陰變爲少陽、不用七八、故少陽少陰不變、獨於乾坤二卦言之者、以其在諸卦之首、又爲純陽純陰之卦也、

用九と云ひ、用六と云ふは、變卦凡その通例也、凡例とは凡そと云て、一端を舉て末までの例を掲るを云、左傳序云、發凡以言例、占は變爻を用ゆ、故に凡そ陽爻は皆九を用て七を不用、陰爻は皆六を用て八を不用、陽に九を用、九は老陽の數、故に老陽變じて少陰となる、陰に六を用、六は老陰の數、故に老陰變じて少陽となる、七八は不用、故に七の少陽、八の少陰、皆不變、諸卦皆九六を用るに、獨乾坤二卦ばかりに於て、九六を用ることを言ふは、此二卦諸卦の首に在て、ことに純陽純陰の卦なるを以て諸卦の通例を言て、餘卦もこれになぞらへて知らしむる者也、九六を用ること、乾坤にかぎるには非る也、

聖人因繫以辭、使遇乾而六爻皆九、遇坤而六爻皆六者、即此而占之、蓋羣龍无首、則陽皆變陰之象、利永貞、則陰皆變陽之義也、餘見六爻變例、

聖人繫るに辭を以とは、用九の下見羣龍無首、用六の下利永貞の類、此聖人所係の辭也、筮者卦を得て乾の卦に遇て六爻皆九なる者と、坤の卦に遇て六爻皆六なる者とをして、此辭に即て占はしむる也、蓋用九の辭に、羣龍無首と云は、乾の六陽皆陰に變ずるの象也、卦の本體元是六龍なり、變じて陰となる、頭而變ずれども全身却て只是龍なり、是

考變占第四

蓍を揲て卦を索得て後、六爻の中變ずる爻あるを視て、或は本卦の辭を以て占ひ、或は之卦の辭を以て占ふ例を古傳を交へ考て、占法の例を定る也、一卦變じて六十四卦となる、例は、三十二圖を以て考ふべし、

乾卦用九、見羣龍、无首吉、象曰、用九天德、不可爲首、

【用九】は凡て占法皆變爻を用て占ふ、陽爻を得る者は、九を用て七を不用、此諸卦陽爻の通例也、乾は純陽にて諸卦の首に居に因て此一例を發する也、故に用九は只乾の卦にのみ言て餘卦に不言、此陽爻の通例なるを以て、朱子も亦考變占の首めに擧られたり、乾を龍の象とす、群龍は六爻也、筮して皆老陽の九を用るときは、變じて坤に之く、陽本剛なり、皆變ずれば陰となる、龍の剛猛首に在り、皆變じて陰となれば無首の象也、故に剛にして能柔なること、龍の首なき象を見るときは吉なりとす、首字頭首と首先の說あり、易に就て考ふべし、啓蒙に所引重きことと、用九用六に在りて、辭の上にあらず、故に略して不詳、【象曰――】易に大象小象あり、此れ小象の辭也、九は剛健の極天の德也、物極れば必變ず、六爻皆九を用れば變じて坤に之く、此卦に遇て六爻皆變ずれば、其占物の首たるべからず、剛にして能柔に物の先たらずして坤の道を用ふ、

坤卦、用六利永貞、象曰、用六永貞以大終也、

【用六】凡そ占法皆變爻を用て占ふ、陰陽ともに同じ、陰爻を得る者は六を用ひて八を不用、此れ諸卦陰爻の通例也、坤は純陰にて、諸陰卦の首に居るを以て此一例を發する也、故に只坤卦にのみ用六を言て、餘は例を推して知しむ、坤は純陰、陰は性柔弱にして固く守ることを能くしがたし、六爻皆六を用ふれば變じて乾に之て陽となり能く永貞なり、占者如此常永貞固なれば利あると也、【象曰――】陽を大とし陰を小とす、大過小過の類、皆是陰陽を以

也、【行以數神】とは數は卦爻の變數也、人事を行ふに決を蓍に取り、其數に由て爻象を觀て、所遇の吉凶を考へ、善にして吉なる者は行ひ、否にして凶なる者は避く、故に動靜の間盡く理に違ふことなきは、則是人の德行は、蓍揲の數を以て決して能く神也、【酬酢者―】幽は蓍を云、幽冥の理蓍に寓すれば也、明は人を指て云、蓍を揲て數を索るは人の爲なれば也、蓍と人と相應ずること、賓主の交て相與に酬酢するに異なることなし、初め蓍を揲て卦爻を索るときは、人主と爲て蓍は賓たり、既に揲て後爻を得るときは、これに從て吉凶を定む、故に蓍主と爲て人は賓となる也、これを賓主相交ると云也、【祐神者―】鬼神能吉凶の幾を知れども、自ら吉凶を說て人に示すことは不能、必す蓍揲の數を待て其吉凶自ら著れて、鬼神幽明の奧を知ときは、是蓍は神化の功を佑け助くる者也、

○卷內蔡氏說、爲奇者三、爲偶者二、蓋凡初揲左手餘一餘二餘三皆爲奇、餘四爲偶、至再揲三揲則餘三者亦爲偶、故曰奇三而偶二也、

圈外の注は、前の掛扐圖解の內、小注蔡元定の說の中に云へる辭を卷尾に於て解せる也、爲奇者三、爲偶者二とは初變の掛扐を言、初揲は即ち初變也、初の一變に左手の策を四づゝ揲て、其餘一策なれば右必三餘る、左二餘れば右も必二也、左三あまれは右必一也、掛一の併せて皆五となる、故に爲奇者三と云、餘四を偶とす、左手に四をあませば右手も亦四を餘す、掛一を幷て九也、九は偶也、故に爲偶者二と云也、又再變三變に至ては左手の餘り三を得ても偶也、左三なれば右四掛一を幷て八也、八は偶なるを以て也、故に奇を得る者は三つにして、偶を得る者は二なりと云也、

顯道神德行、是故可與酬酢、可與祐神矣、

此一節は蓍卦の用を說、顯道とは道は天に在り、微妙にして聲もなく臭もなければ知り得がたし、唯卦の辭に說き出すに因て顯著して、これは是吉これは是凶これは是爲すべき底、これは是爲すべからざる底とあきらかにして、幽微を闡き示す、此れ則道を顯にする也、【神德行】とは德行は人に在り、人の做す底の事は、蓍顯にして見やすけれども、人事に於て隱闇なることあり、嫌疑猶豫することあり、唯數に因て推し看て、天理如此なるべしと云ことを知て、これを鬼神に決すれば德行必ず神なり、行は人に在なれども、それを神ならしむるは蓍數にあり、故に神德行と云也、是故は顯道神德行を承て下にて釋する也、【可與酬酢】酬酢は本是賓主酒を酌むの名也、主人客に酒を進るを獻と云、客より主に答へさすを酢と云、主人復た客に酌むを酬と云也、此二字を假て事物に應接交錯するを謂て酬酢と云也、既に蓍に因て決斷して吉凶を知り得れば、便ち事變に酬酢すべし、蓍卦に因て事の宜に應ず此れ幽明の相應ずること、賓主の相交るが如なるを以て可與酬酢と云也、【可與祐神】鬼神自ら吉凶を說くことあたはず、唯人此易あるに因て鬼神の妙を明にして幽冥の理著る、これ則鬼神神化の功を祐け賛る也、故に可與祐神と云也、朱子曰、此是說蓍卦之用、道理因此顯著、德行是人事、却由取決於蓍、既知吉凶、便可以酬酢事變、神又豈能自說吉凶歟、人因有易後方著見、便是易來佑助神也、又曰、易唯其顯道神德行、故能與人酬酢、而佑助夫神化之功也、

道因辭顯、行以數神、酬酢者言幽明之相應如賓主之相交也、祐神者言有以佑助神化之功也、

【道因辭顯】とは道は微妙にして形なきものなれども、卦の辭に因て道を說き出す故に顯る也、たとへば潛龍勿用と云は辭也、此時に當ては只是潛晦して發用せざるの理を明すは、是道は辭に因て顯る

則外卦之爲悔者悔者亦備矣、

【自是】は小成の八卦を得てより後也、三爻を得てより猶經營して引て伸之、又三十六次營みて九變を成して再び三畫を成し、前の內卦たる者の上に再び小成の卦なる者、いづれにても一つを得れば外卦の悔とする者、備て、內貞外悔全く成也、悔は過字の意あり、書經洪範稽疑云、曰貞曰悔、孔傳云、內卦曰貞、外卦曰悔、正義云、筮法爻從下起、故以下體爲內、上體爲外、下體爲本、因而重之、故以下卦爲貞貞正也、言下體是其正、鄭玄云、悔之言晦、晦猶終也、晦是月之終、故以爲終、言上體是其終也、下體言正、以見上體不正、上體言終以見下體爲始、二名互相明也、○問、內卦爲貞、外卦爲悔何如、曰此出於洪範、貞看來是正、悔是過意、凡悔字都是過了方悔、這悔字是過底意思、亦是多底意思、下三爻便是正卦、上三爻似是過多了、恐是如是、這貞悔亦似今占卜分主客、貞是事之始、悔是事之終、貞是事之主、悔是事之客、貞是在我底、悔是應人底、本卦是貞、支卦是悔、貞便是一箇靜之本體、悔是動用之意、

六爻成內外卦備、六十四卦之別可見、然後視其爻之變與不變、而觸類以長焉、則天下之事、其吉凶悔吝、皆不越乎此矣、

六爻見れ成て內卦外卦全く備り、六十四卦の區別著明にして可見、然後に所遇之卦に隨て、其爻の變ずると不變とを視て占ひ、其卦の類を推て彼に觸て廣め長ずれば、天下の事に於て或は吉或は凶、或は悔或は吝、ことごとく明にして能此外に外れ越ることなき也、朱子云、如占得這一卦、則就上面推看、如乾則推其爲圜爲君爲父之類、觸其類於彼、而長其見於此、則擧天下之事、或吉或凶、或自悔而趨吉、或自吝而向凶者、皆可以決諸此、而無復疑矣、又朱子考變占に於て謂へる如くなれば、一卦ごとに變じて六十四卦となり、六十四卦遂に四千九十六卦となすべきを、類に觸れて長ずと云也、如此なれば天下の事として卦爻の象にのがるゝことなし、故に能事畢ぬと云、

四爻成而、得其十六者之一、五爻成而、得其三十二者之一、

四爻成るときは八卦の上に又一爻をかさぬ、八卦の上の一爻、又陽あり陰あるに因て十六となる、乾の上に陰爻を得れば☱となる、陽爻を得れば☰となる、兌の上に陰爻を得れば☱となる、陽爻を得れば☰となる、餘は例して知るべし、八卦各陰と陽とを重て十六となる、故に四爻を成すときは此十六中にていづれか一つを得るなり、五爻成れば四畫の上に又陰畫と陽畫とを重ぬる故に☰☷如此となる、前の十六倍して三十二となるに因て、五爻成ときは三十二の中にて、いづれにても一つを得ると云也、

至於積七十二營、而成十有八變、則六爻見、而得乎六十四卦之一矣、

七十二營は一變ごとに四營なれば、三變十二營して一爻を得、二十四營して六變を成す、三十六營して九變を成す、七十二營を積ては十有八變を成す、こゝに至て六爻見れて一卦全く成る、三十二倍して六十四卦なる、故に六十四卦の中各々遇ふ所に隨て、其一卦を得る也、

然方其三十六營而九變也、已得三畫、而八卦之名可見、則內卦之爲貞者立矣、此所謂八卦而小成者也、

六爻悉皆見れて六十四となるに至て、一卦全成也、然ども其三十六營して九變を成すに方て、已に三畫を得、三畫成るときは乾兌離震巽坎艮坤の八卦の名可見して、內卦の貞たる者既に立つ也、內卦とは下の三畫を云、上の三畫を外卦と云、たとへば乾夬大有大壯小畜需大畜泰の八卦の如き、下三畫皆乾也、下の乾を內卦とし貞とす、上の八卦を外卦とし悔とす、一貞八悔と云是也、貞は正の字の意也、六畫未だ備らざれとも內卦の正き者立つ、故に八卦にして小成すと云也、貞悔のこと詳に下に見えたり、

自是而往、引而伸之、又三十六營、九變以成三畫、而再得小成之卦者一、

策を小指に掛るは、第二營也、四づゝ揲るは是第三營也、揲へ了て其奇を扐に歸すは是第四營也、易は變じ易る也、揲之了て一變成るを謂ふ也、四たび經營して一變を成し、三變して一爻を成也、

一變而得兩儀之象、再變而得四象之象、三變而得八卦之象、一爻而得兩儀之畫、二爻而得四象之畫、三爻而得八卦之畫、

分掛揲扐了て一變をなすときは陰陽兩儀の象を得、初變のとき五策を得る者は陽儀に象り、九策を得る者は陰儀に象る是也、再變して四象の象を得とは、二變めのとき四か八を得て、初變の九か五かの數と共にして、兩次の策五四を得る者は太陽に象り、五八を得る者は少陰に象り、九四を得る者は少陽に象り、九八を得る者は太陰に象るを云、三變して八卦の象を得るとは、三變めの策又四か八を得、前兩變の策と共にして、五四四を得る者は象り乾、五四八を得る者は兌に象り、五八四を得る者は離に象り、五八八を得る者は震に象り、九四四を得る者は巽に象り、九四八を得る者は坎に象り、九八四を得る者は艮に象り、九八八を得る者は坤に象るを云也、蓍を揲に一變ごとに兩儀、次に四象、次に八卦と、次第に彷彿と相似たることあれども、但未だ其畫あらずして只形象のみ也、故に象を得ると云也、三變の後一爻を得るときは則ち畫あり、故に一爻にして兩儀の畫を得と云、兩儀の畫とは、三變して一爻を成すに、⚊を得るを陽儀と云、⚋を得るを陰儀と云、二爻にして四象の畫を得とは、初爻の上に又一爻を重ね ⚌を得たるを太陽とす、陽儀の上に陰爻を得て ⚍となるを少陰とす、陰儀の上に陽爻を得て ⚎となるを少陽とす、陰儀の上に又陰爻を得て、⚏となるを太陰とするを四象の畫と云、三爻にして八卦の畫を得とは、二爻の上に又一爻をかさねて、☰を得るを乾とす、☱を得るを兌とす、☲を得るを離とす、☳を得るを震とす、☴を得るを巽とす、☵を得るを坎とす、☶を得るを艮とす、☷を得るを坤とす、これ三爻にして八卦の畫備る也、

爻ごとに二十八策にして、百九十二を積めば五千三百七十六也、少陰の策一爻ごとに三十二なれば、百九十二を積むときは六千百四十四を得、二者を合すれば亦一萬一千五百二十を得て萬物の數に當つべし、二老を乗たる積も、二少を乗たる積も同く萬一千五百二十を得、是自然の數也、

是故四營而成易、十有八變而成卦、八卦而小成、引而伸之、觸類而長之、天下之能事畢矣、

四營は四たびいとなみなす也、四たびと云は四十九策を二に分ち、又一策を掛け、又二つに分揲る蓍を四つを揲へ、又揲へたる後奇を扐に歸す、これ四たび經營する也、四營して一變を成す也、易は變の字と同じ、三變せざれば爻を不成、故に一變の時は卦とも爻とも云がたし、只一變を成すと云意にて成易と言ふ也、三變して後に一爻を得、六變して二爻を得、九變して三爻を得、三畫卦成る、十八變するに至て六爻備て六畫卦を成就する也、然れども九變すれば已三爻見れて三畫卦となり、乾兌離震巽坎艮坤の八卦の名定て、六畫卦の下、三畫の正卦を得、これを小成すと云、已に三爻の內卦を得れば、それよりして引て伸て又九變して三畫卦の上に又三爻を得るときは、外爻備て六十四卦の別皆定る也、【觸類而長之】とは、六爻既に成り六十四卦備て後、一卦を占得るときは變と不變とを視て、其卦の上に就て類を推し觸れてひろめ長ずれば、凡天下の事に於て、或は吉或凶、或悔或吝、分明に決定して疑ふことなし、天地の間事として卦爻の象の外に越ることなし、故に能事畢と云也、

四營者四次經營也、分二者第一營也、掛一者第二營也、揲四者第三營也、歸奇者第四營也、易變也、謂揲之一變也、四營成變、三變成爻、

四次は四度也、【經營】、詩經大雅靈臺篇、經始靈臺、經之營之、はかりいとなみて事をなすの意也、四十九策を一握とし、左右二つに分つ、是一營也、一

ゆゑに萬物の數に當ると云也、

二篇者上下經六十四卦也、其陽爻百九十二、每爻各三十六策、積之得六千九百一十二、陰爻百九十二、每爻二十四策、積之得四千六百八、又合二者爲萬有一千五百二十也、

上下經とは周易分て二卷とす、乾より離までの三十卦を上卷とす、これを上經と云、咸より未濟に至までの三十四卦を下卷とす、これを下經と云、上經三十卦、下經三十四卦、合て六十四卦也、經と云は聖人制作の書を皆經と云、其所言の事理、萬古を經ても竟にたがふことなく、常にして變ずることなきを以て也、經常也、上下經と分ちたる意は、乾鑿度云、孔子曰、陽三陰四位之正也、故易卦六十四、分爲上下、而象陰陽也、夫陽道純而奇、故上篇三十所以象陽也、陰道不純而偶、故下篇三十四、所以法陰也、乾坤者陰陽之本始、萬物之祖宗、故爲上篇之始而尊之也、離爲日坎爲月、日月之道、陰陽之經、所以始終萬物、故以坎離爲上篇之終也、咸恆者男女之始、夫婦之道也、人道之興必由夫婦、所以奉承祖宗、爲天地之主、故爲下篇之始而貴之也、既濟未濟爲最終者、所以明戒愼而全王道也、以此言之、則上下二篇文王所定夫子作緯以釋其義也、

六十四卦の爻、總て三百八十四也、其内陽爻百九十二あり、一爻ごとに過揲の策三十六なれば百九十二に三十六を乘れば其積六千九百十二を得也、陰爻も百九十二也、老陰過揲の策一爻ごとに二十四、これを百九十二爻に乘れば積實四千六百八を得也、六千九百十二と四千六百八と、二者を合すれば萬一千五百二十となる也、

若爲少陽則每爻二十八策、凡五千三百七十六、少陰則每爻三十二策、凡六千一百四十四、合之亦爲萬一千五百二十也、

上の注は陰陽皆老陽を以て言ふの積也、若又少陽少陰を以て言はば、少陽過揲の數二十八なれば一

ねたる乾坤の策數を言へる也、少陽の過揲の策二十八、乾の六爻の策を積めば二十八づゝ六なるに因て一百六十八也、これ少陽の乾の策數也、少陰の過揲の策三十二、坤の六爻の策を積めば三十二づゝ六なる故に一百九十二也、これ少陰の坤の策數也、乾の策一百六十八、坤の策一百九十二、合て三百六十也、然れども此本文に獨り老陰老陽の策數を以て乾坤を言ふことをするは、易には九六を用て七八不用の故を以也、九六を用て七八を不用の所以は、少陰の八は九の陽より退て未だ退き極らず、七の少陽は六の陰より進で未だ進み極らず、故に陰陽ともに穉弱也、故に不用、九は陽の進て極る者、六は陰の退て極る者、陰陽ともに成就の數也、故に九六を用穉弱なる者は不變、極盛なる者は變ずるを以て也、是故に二老の策☰☰ ×××××を以て言へども、然ども二少の☰☰ ☷☷策を合せても亦三百六十の數ある也、朱子曰、大傳專以六爻乘二老而言、故曰、乾之策二百一十有六、坤之策百四十有四、凡三百有六十、其實六爻之爲陰陽者、老少錯雜、其積而爲乾者、未必皆老陽、其積而爲坤者、未必皆老陰、其爲六子諸卦者、或陽或陰、亦互有老少焉、蓋老少之別、本所以生爻、而非所以名卦、今但以乾有老陽之象、坤有老陰之象、六子有少陰陽之象、且均其策數又偶合焉、而因假此而明彼則可、若便以乾六爻皆爲老陽、坤六爻皆爲老陰、六子皆爲少陽少陰、則恐其未安也、但三百六十者、陰陽之合、其數必齊、若乾坤之爻而皆得於少陰陽則乾之策、六六其二十八而爲百六十八、坤之策、六六其三十二而爲百九十二、其合亦爲三百六十、此則不可易也、

二篇之策、萬有一千五百二十、當萬物之數也、

二篇は周易の上下經を指て云、上經に三十卦、下經に三十四卦、合て六十四卦、其陽爻陰爻の策を都て一萬一千五百二十あり、これ又陽は老陽三十六策を乘じ、陰は老陰二十四策を乘じて得たる數也、これを以て天下萬物の數にあつる也、然れども天下萬物の數一萬一千五百にて盡ると云にてはなし、只是取象ことと一より萬に至れば、萬は數の極なる

くと健かなり、一日に地を繞て左に旋り、一周して猶一度を行き過ぐ、日は天につひてめぐつて天より少し遲し、故に日行は一日に地を繞ること一周す、天の一周して一度を過るに比すれば、日の行は天より一度遲し、毎日一度づゝ遲きときは、積で三百六十五日と、又一日を九百四十に分て、其二百三十五分 即半日强 に至て、日の遲きこと三百六十五度四分度之一にして、周天の度をおくれ盡して天と會す、これを一歲とす、一年の常數三百六十日の外に於て、五日と一日を九百四十分にわりたる二百三十五分ほど多し、故にこれを氣盈と云也、月は天に麗てめぐりて日の行くよりは甚だ遲し、故に一日に天を周り盡し不得、日おくるゝこと十三度十九分度之七分也、積て二十九日九百四十分日之四百九十九ほどに至て、日の月より行き過る度數も周天の本數を周り得、月のおくるゝ度數も周天の本數をおくれ盡して恰日と會す、これを月朔とす、十二會すれば三百五十四日九百四十分日之三百四十八を得、これ一歲月行の常數也、一年の常數三百六十日の內に於て、五日と九百四十分日の五百九十二分少し、これを朔虛とす、氣盈は五日有奇多し、朔虛は四日有奇少し、盈虛の中數を擧て三百六十日と云也、

然少陽之策二十八、積乾六爻之策、則一百六十八、少陰之策三十二、積坤六爻之策、則一百九十二、此獨以老陰陽之策爲言者、以易用九六不用七八也、然二少之合亦三百有六十、

陽爻六つ重るを乾の卦とす、陽たる者皆老陽と定りたるに非ず、六爻の內には老陽もあり少陽もあり、又六爻皆陰なるを坤とす、陰たる者皆老陰と定るにも非ず、六爻の內には老陰もあり少陰もあり、但大傳に乾策二百一十六坤の策百四十四と云は專ら六爻を老陰老陽となして、過揲の數をかけたる者也、少陽を六爻重ねても乾也、少陰を六爻重ても坤也、朱子の此注は少陽を六つ重ね、少陰を六重

策各三十六而得之也、坤之策百四十有四者、積六爻之策各二十有四而得之也、凡三百六十者、合二百一十有六、百四十有四而得之也、

乾の策二百一十有六と云は、乾の六爻爻ごとに各々三十六の過揲あるを六積て得たるの數也、坤の策百四十有四とは、坤の六爻爻ごとに各々二十四策の過揲あるを六つ積て得たるの數也、凡そ三百六十と云は、乾の策二百十六と、坤の策百四十四とを合せて得たるの數也、

當期之日者、毎月三十日、合十二月爲三百六十也、

期の日は一歳を一周するを云、毎月三十日は大槩を擧て云定數也、一年十二月にして月ごとに三十日なれば則周歳の日數三百六十也、細に言へば氣盈と朔虚との盈不足ありて、三百六十日には定まらざれども、盈虚の中數を用て三百六十とす、是尙書の舜典と同じ、其氣盈と朔虚のことは下文に詳也、

蓋以氣言之、則有三百六十六日、以朔言之則有三百五十四日、今擧氣盈朔虚之中數而言、故曰三百有六十也、

氣は運行の氣即二十四氣也、一朞の內に二十四氣あり、一氣の間十五日有奇なり、冬至より冬至までの日數をすぶれば、三百六十五日四分日之一三時也あり、大槩の成數を擧て三百六十六日と云也、朔は日と月と會する處を朔とす、一年十二月、大盡の月六箇月、小盡の月六箇月ありて、十二會の全日三百六十四日九百四十分日の三百四十八あり、大槩の成數を擧て三百六十四日と云也、氣盈朔虚のこと少く算術を曉するに非れば會しがたかるべし、天の體は圓なり、半は地上を覆ひ半は地下に在り、二十八宿を以て天の體として周圍の度を分ち三百六十五度と外に一度を四つに分ちたる一つぶんとあり、これを三百六十五度四分度の一とす、天の行

五を去て以て七を成すなり、老陰の掛扐は三偶八八八二十四也、皆偶にして八の半を用て十二也、二偶の内各々二を去て方に象る、三二の中各々復二を含む亓亓亓、三つの●●を積て六とす●●●●●●、是六を去て以て六を成す也、此れ三四五六の數を去て九八七六を成すの謂也、玉齋胡氏曰、老少掛扐、去初掛之後、多寡雖不同而用全用半、均不過十二之數、以其十二者、去三則成九、去四則成八、去五則成七、去六則成六、十二乃老陽掛扐之數也、豈是皆以老陽之數爲準、而去取以成九八七六焉、其尊陽之意又可見於此矣、

一爻已成、再合四十九策、復分掛揲歸、以成一變、毎三變而成一爻、並如前法、

上の文に所謂の如く掛扐の數を得て、一爻已に成り畢れば、再び四十九策を合せて一つとし、又二つに分ち一を掛け、四つゝ揲へ奇を歸して一變を成す、如此すること三變ごとにして一爻をなす、爻の陰陽老少を定ること、並に前法の如くにする也、

乾之策二百一十有六、坤之策百四十有四、凡三百有六十、當期之日、

策は掛扐の外見存の蓍數を指す、即過揲の策也、乾は六畫卦を以て言ふ也、三變の掛扐十三策を得老陽の一爻を成す、其過揲の策三十六を存す、十八變して六爻を成すときは、過揲の三十六を得る者六たび也、三十六を六つ積めば則二百十六也、又三變の掛扐二十五策を得て老陰の一爻を成す、其過揲の策二十四を存す、十八變して六爻を成すときは、過揲の策二十四を得る者六たび也、二十四を六積めば則百四十四也、乾坤の策を合て三百有六十也、期は一歳を周る也、十二月を一周するの日は三百六十日也、乾坤の策數を以てこれに當る也、期を三百六十日と定るは氣盈朔虚の中を以て數とする也、詳に注に見えたり、

乾之策二百一十有六者、積六爻之

掛一之數、則四五二十也、九與四四、五與四八、去掛一之數、則四四十六也、故去其三四五六之數、以成九八七六之策、此之謂也、

此條見于皇極經世書、觀物外篇上、朱子曰、邵子此條、是說陰陽老少掛之數、啓蒙引之者、蓋以證掛扐之數乃七八九六之原、以掛扐歸奇言之、老陽得三四、少陰得四四、少陽得五四、老陰得六四、今不用三四五六之數、而以奇偶取徑一圍三圍四用半之義者、以成七八九六之策故也、老陽の掛扐は初變に五を得、後の二變に四四を得、合せて十三、其中掛一數を去れば、四なる三つにして十二也、老陰の掛扐は初變に九を得、後の二變八八を得、其掛一の數を去れば、四なる者六つにして二十四也、少陽の掛扐は初變に五を得、後の二變に八八を得、或は初變に九を得、後の二變四八を得、皆二十一、其中掛一の數を去れば、四の者五つにして二十也、少陰の掛扐は初變に九を得、後の二變に四四を得、或は初變に五を得、後の二變に四八を得、皆十七其中掛一の數を去れば、四の者四にして十六也、此れ二老二少ともに初掛の一を去て奇偶の多寡の分を驗むる也、三四五六を去て九八七六を成とは、凡そ奇にして圓なる者は數の半を用、徑一圍三の義也、偶にて方なる者は全數を用、徑一圍四の義也、老陽の掛扐三奇十二也、皆奇なる故に全く用、三奇の中各々一策を去て圓に象る、三一の中各々三を含む∴∴∴、三三の數を積て九となる、是れ三を去て以て九を成す也、少陰の掛扐は兩奇四四一偶八十六也、兩奇は全く用、故に四四全用て八也、一偶八半を用て四也、兩奇の中、各々一策を去て圓に象る、兩一の各々三を含む∴∴、一偶八半四の內二を去て方に象、而一二の中に復た二を含む∴、二つの∴一つの⁚を積て八⠿是四を去て八を成す也、少陽の掛扐は兩偶八八一奇四二十也、一奇四全用て四策也、兩偶八八半を用て四四ともに八策也、一奇の中一數を去て圓に象る、一一の中復た三を含む∴兩偶八の半四四の內にて各々二を去て方に象る、二二の中各々復た二を含む、∴∴、一つの∴二つの⁚を積て七⠿、是れ

數は衆くして煩也、郭氏掛扐を舍て過揲を用んとするは、是約を去て煩に就也、然れども自ら是として其說の不可なることを知らず、豈に誤れるにあらずや、雲莊劉氏曰、掛扐之數、所以不可廢置者、有兩儀三才四時閏餘之象焉、使聖人當時若不以掛扐爲主、將四十有九之蓍分二之後去其一足矣、何必掛之以象三才、揲左之後、去其所餘之奇足矣、何必扐之以象閏、揲右之後、又去其所餘之奇足矣、何必再扐之以象再閏、所以然者、正欲以掛扐爲主也、若夫乾坤之策、以過揲紀之、而不及掛扐者、畢竟過揲之數、皆四十九、蓍中之策、以掛扐定爻之老少、復以過揲紀爻之策數、則蓍之全數、於卦爻皆有用矣、如必欲廢置掛扐盡用過揲、是爲不知本之論也、其誤可勝言哉、玉齋胡氏曰、朱子辨郭氏云、四十九蓍、蓍之全數也、以其全而揲之、則其前爲掛扐、其後爲過揲、以四乘掛扐之數、必得過揲之策、以四除過揲之策、必得掛扐之數、其自然之妙、如牝牡之相銜、如符契之相合、可以相勝而不可以相无、且其前後相因固有次第、而掛扐之數、所以爲七八九六、又有非偶然者、皆不可以不察也、今於掛扐之策、既不知其所自來、而以爲無所預於揲法、徒守過揲之數、以爲正策、而不知正策之所自來也、其欲增損全數、以明掛扐之可廢、是亦不知其不可相無之說、其失益以甚矣、又答郭氏書云、過揲之數、雖先得之、然其數衆而繁、歸奇之數、雖後得之、然其數寡而約、紀數之法、以約御繁、不以衆制寡、故先儒舊說、專以多少決陰陽之老少、而過揲之數亦冥會焉、初非有異說也、然七八九六、所以爲陰陽之老少者、其說本於圖書、定於四象、其歸奇之數、亦因揲而得之耳、大抵河圖洛書者、七八九六之祖也、四象之形體次第者其父也、歸奇之奇偶方圓者其子也、也過揲而以四乘之者其孫也、今自歸奇以上、皆棄而不錄、而獨以過揲四乘之數爲說、恐未究象數之本原也、按此二條說掛扐過揲本末先後、最爲精密、所以正郭氏之誤無餘說矣、

邵子曰、五與四四、去掛一之數、則四三十二也、九與八八、去掛一之數、四六二十四也、五與八八、九與四八、去

扐と過揲との數を進退すること四を以てし、十二を以てすれば、老陽は老陰の策數を得、少陰は少陽の數を得るが如き、上の文に所謂のやうに進退して、其數の違ふことなきを合と云、又一物の各自に一物となるは判也、一物の中に掛扐長じて多ければ過揲消して少し、過揲長じて多ければ掛扐消して少し、多は少と對待し、少は多と對待して、消長をなすを合と云、これ一物の中に判合ある也、其たがふことなきこと符契の如くなると也、【固有非人一】消長判合自然の數あつて然り、人の私智を以て或は取り或舍て、又有とし又無として、安排を用ひてなす所の者にてはあらざる妙あると也、

而況掛扐之數、乃七八九六之原、而過揲之數、乃七八九六之委、其勢又有輕重之不同、

七八九六は二少二老の數也、陰陽老少の爻を得るは掛扐の策數を閲て、さて陰とし陽とし老とし少とす、是則掛扐は七八九六の由て生ずる所の原也、又過揲の數は既に掛扐を得の後に見存の策幾箇とかぞへて、過揲の數を知るときは過揲は七八九六の出たる餘りの委也、原委不同ときは、其勢自ら原は重くして、委は輕きの不同あり、禮記學記云、三王之祭川也、皆先河而後海、或源也或委也、此之謂務本、注源泉之所出也、委流所聚也、委は流の末也、源委は本末と云意也、

而或者乃欲廢置掛扐而獨以過揲之數爲斷、則是舍本而取末、去約以就煩、而不知其不可也、豈不誤哉、

或者と云は是郭雍が説を指す、郭雍は掛扐の數を廢置きて不用して、獨り過揲の策數を以て、陰陽老少の爻を斷せんと欲す、これ本を舍て末を取る也、本は掛扐也、末は過揲也、掛扐は兩儀四象、三才閏餘等に象りて經營して後に所得にして、これを以て爻の老少陰陽を定むるときは掛扐を以て主として本也、これを廢置して盡く過揲を用て爻を定んとするは、本を舍て末を取也、約は掛扐也、煩は過揲也、數を紀するは約を以て繁なる者をおさむること常の法也、掛扐の數は寡くして約也、過揲の

に、退て消するを以て變じて少陽となる、又老陽の過揲は退て消するを以て變じて少陰となれば、老陰の過揲は又進て長ずるを以て變じて少陽となる、これを迭に消長をなすと云、言は唯老陰と老陽と既に二物となつて迭に消長をなすと云ばかりにてはなし、一物の中に又各迭に消長をなすことあると也、一物と云は或は老陽か、或は老陰かの一物を指す也、二端とは掛扐と過揲との二つを指て云、言は老陽にても老陰にても、其一物の中に於て掛扐の數と、過揲の數との二端の者あつて、各自に一物となりて、掛扐と過揲迭に消長をなす也、たとへば老陽の一物を以言へば、老陽の掛扐十二、少陰の掛扐十六に視れば、老陽は消したり、又少陰の掛扐十六を老陽の掛扐十二に視れば少陰を長ずとす、老陽の過揲三十六、少陰の過揲三十二に視ぶれば、老陽は長ぜりとす、少陰の過揲三十二を、老陽の過揲三十六に視れば少陰を消せりとす、掛扐長ずれば過揲消し、過揲長ずれば掛扐は又消す、一物の中迭に消長をなすこと如此、老陰一物の中に於ても、老陰の掛扐二十四、少陽の掛扐二十に視れば老陰を長ずとする也、老陰一物中にも亦消長あること、老陽の例を推て知べし、【其相與低—】、低はたるゝ也、消に屬す、昂はあがる也、長に屬す、權衡は等子のおもりとさをと也、前漢書二十一律暦志云、衡權者衡平也、權重也、衡者所以任權而均物平輕重也、權者所以稱物平施知輕重、はかる所の者重ければ權輕して衡あがり、はかる所の物輕ければ權重して衡低る也、陽長ずれは陽昂りて陰低る、陰長ずれは陰昂りて陽は低る、彼れ昂れば此れ低れ此れ昂れば彼れ低ること、權衡の輕重あるが如し、【相與判—】、判はわかるゝ也、合は一にあはする也、符契は竹に獸の形、或は文字を刻て、中よりわりて各々一を藏め、事あれば左右を合て不違を以て信とす、其竹を符と云、これを以てしるしとして契券とするに因て符契と云也、合せては老陰老陽の二物迭に消長をなし、判ては老陰の一物の中に於ても又各々消長あり、老陽一物の中にも亦消長あること、猶符契の合しては一となり、左右に判ても亦各刻文ありて判合違ふことなきが如し、又一説に或は少陽或は少掛となるは判也、然れども其掛

み一つは退て、二老の中間に交り居也、たとへば少陰の掛扐十六を、老陽の掛扐十二に比すれば四を進めたる也、少陽の掛扐二十を、老陰の二十四に比すれば四を退くとす、此れ一進み一退て老陽十二、老陰二十四の中に交也、老陽の掛扐極て少くして二少老陰次第に多きは、此れ少を以て貴とすれば也、玉齋胡氏曰、老陽居一含九、少陽居三含七、其位與數皆奇、老陰居四含六、少陰居二含八、其數與位皆偶、主陽之奇而言、掛扐以少爲貴、故老陽極少、少陰次少、而老陰の掛扐極多、少陽掛扐次多者、不能以並乎陽之少也、

陽實而陰虛、是以過揲之數、老陽極多、老陰極少、而二少者、亦一進一退而交於中焉、此其以多爲貴者也、

陽の象は一奇なる者は實にして剛し、陰の象は二偶なる者は中拆て虛にして柔也、陽實は貴く陰虛は卑し、故過揲の策數、老陽は三十六極て多く、老陰は二十四にて極て少し、少陽少陰の二者、一は進み一は退く、少陰の過揲三十二を、老陽の三十六に比すれば四を退く也、少陽の過揲二十八を老陰の二十四に比すれば四を進みたる也、一進一退して老陽三十六、老陰二十四の中間に交り居也、過揲の數、老陽最も多きことは、以多貴とするを以て也、玉齋胡氏曰、老陽少陽位數皆奇、奇則一而實、老陰少陰位數皆偶、偶則二而虛、主陽之實而言、則過揲以多爲貴、故老陽極多、少陰次多、而老陰過揲極少、少陽過揲次少者、不能以並乎陽之多也、壹皆以陽之奇與實者爲主、其尊陽之義可見矣、

凡此不唯陰之與陽、既爲二物而迭爲消長、而其一物之中、此二端者、又各自爲一物、而迭爲消長、其相與低昻如權衡、其相與判合如符契、固有非人之私智所能取舍而有無者、

【陰之與陽】とは老陰と老陽とを指て云也、【迭爲消長】とは掛扐と過揲との二物、彼れ長すれば此消し、此長すれば彼れ又消するを云、たとへは老陽の掛扐は進て長ずるを以て、變じて少陰となり、老陰

二十、過揲二十八となるときは、則ち變じて少陽となる也、

老陽居一而含九、故其掛扐十二爲最少、而過揲三十六爲最多、少陰居二而含八、故其掛扐十六爲次少、而過揲三十二爲次多、

老陽四象の位にては第一に居て九を含む也、九を含むとは數は一に始て十に極る、一は老陽本位の數也、其次の二よりかぞへて、極る所まで至れば九つあり、此九を影の數として本位の一の中にこめてあり、故に老陽は位一に居て九の數を含む也、位も一數も九、共に奇也、奇を主として言へば掛扐は少を以て貴とす、故に老陽の掛扐十二策、四象の中に於て最も少とす、奇は實にして偶は虛す、實を主として言へば過揲は多を以て貴とす、故に老陽の過揲三十六、四象の中に於て最も多とす、少陰は四象の位二に居て、八の數を含む、故に掛扐の策十六、老陽に比すれば次に少しとす、又過揲の數三十二、是亦老陽に次て多しとする也、

少陽居三而含七、故其掛扐二十爲稍多、而過揲二十八爲稍少、老陰居四而含六、故其掛扐二十四爲極多、而過揲亦二十四爲極少、

少陽は四象の位三に居り數は七を含む、故に其掛扐の策二十也、少陽は老陰より變す、故に掛扐の數稍々多し、過揲の數二十八、是亦稍少し、老陰は位四に居て最卑し、數は六を含む、故に掛扐の策二十四、極て多しとす、過揲も亦二十四、他の過揲に比すれば極て少しとす、

蓋陽奇而陰偶、是以掛扐之數、老陽極少、老陰極多、而二少者、一進一退而交於中焉、此其以少爲貴者也、

陽は象奇にして陰の象は偶也、奇は少く偶は多し、是以掛扐の數、老陽は十二にして極て少く、老陰は二十四にて極て多し、少陰少陽の二少者、一つは進

陰の奇數也、少陽の策數二十八、四を進むれば少陰の策數也、少陰の奇數十六、四を進むれば則少陽の奇數也、少陰の策數三十二、四を退れば少陽の策數也、少陽の奇數二十を十二にて約すれば不盡の數八、少陽の策數二十八、十二にて約れば不盡の數四也、これ老陰の變じて陽となりて未だ陽の成就せざる也、少陰の奇數十六、十二を以て約れば不盡の數四也、少陰の策數三十二、十二を以て約れば不盡の數八也、これ老陽の陰に變じて陰の未だ成就せざる也、此れ易には九と六とを用て七と八とは不用所以也、七八は陰陽未成の數なるが故也、蓍筮は動靜を主とす、故に九六の老陽老陰變ずる數を用る也、

二老者陰陽之極也、二極之間、相距之數、凡十有二而三分之、自陽之極、而進其掛扐、退其過揲、各至於三之一、則爲少陰、

二老は老陽老陰也、陽は少陽より進で九に至て極り、陰は少陰より退て六に至て極る、極るものを老とす、故に陰陽の極と云、二極の間老陽の掛扐十二、老陰の掛扐二十四なるときは、十二より二十四までの間、相距の數十二也、又老陽過揲の數三十六、老陰の過揲二十四、相去の間、其數又十二也、

【三分之】之は相距の數十二を指す、十二を三分にすれば一分四づゝ也、此三分の一四を以て進退する也、陽の極十二より掛扐を進むること四に至れば、十二進て十六となる、又老陽の過揲三十六より退ること四に至れば、三十六、退て三十二となる、三之一は是十二を三分にしたる其一即四也、陽の極より其數を進退して、掛扐十六過揲三十二となるときは、則少陰也、

自陰之極而退其掛扐、進其過揲、各至於三之一、則爲少陽、

陰の極二十四より、其掛扐の數を退けること三の一の四に至れば、二十四退て二十となる、又老陰の過揲二十四、これを進むること三の一に至れば、二十四、進で二十八となる、陰の極より進退して掛扐

り緯となる也、老陽掛扐の奇數十二也、十二を十二にて約むれば止一を得、則ち一の象也、十二を四を以て約めて三を得れば則☰の象也、老陰は掛扐の奇數二十四也、十二を以て約むれば二を得、則ち⚋の象也、二十四を四を以て約て六を得れば☷の象也、老陽過揲の策數、三十六、以十二約れば三を得るは參天の義也、三十六を四を以て約れば九を得、これ則ち用九の象也、老陰過揲の策數二十四也、二十四を十二にて約れば二を得、則ち兩地の象也、四を以て二十四を約れば六を得、これ則ち用六の象也、少陽掛扐の奇數二十也、十二を以て約れば一を得るの外、約法に不盈者八を餘す、此れ老陰に由て生息して陽の未だ成就せざる者也、二十を四を以て約むれば五を得、これ則☳☵☶の象也、少陰の掛扐奇數は十六也、十六を十二にて約むればー一を得の外、約法十二の數に不盈者四を餘す、老陽に由て消れて陰の未だ成就せざる者也、十六を四にて約むれば四を得、これ則ち☴☲☱の象也、少陽過揲の策數二十八也、二十八を十二にて約むれば二を得るの外、不盡の數を餘す者四也、老陰に由て生息して陽の未だ成就せざる者也、又二十八を四にて約むれば易に不用の數七となる也、少陰過揲の策數三十二也、これを十二にて約むれば二を得るの外、約法十二に不盈して約し不盡者八を餘す、これ老陽に由て消耗して、陰の未だ成就せざる也、又三十二を四にて約むれば易に不用八の數となる也、老陽の奇數十二に十二を進むれば二十四となつて老陰の奇數也、老陽の策數三十六、十二を退くれば二十四、老陰の策數也、老陰の奇數二十四、十二を退れば十二老陽の奇數也、老陰の策數二十四、十二を進れば則老陽の策數三十六となる也、少陽の奇數二十、十二を進れば則三十二、少陰の策數也、少陽の策數二十八、十二を退れば少陰の奇數十六也、少陰の奇數十六に十二を進むれば則二十八、少陽の策數也、少陰の策數三十二を十二退れば少陽の奇數二十となる也、老陽の奇數十二四を進れば少陰の奇數也、老陽の策數三十六を四退けば少陰の策數也、老陰の奇數二十四を四退くるときは少陽の奇數となる、老陰の策數二十四に四を進れば少陽の策數也、少陽の奇數二十、四を退れば少

三變掛扐の數と、過揲の策と皆同く、其四を六にして四六二十四、又十二を兩にして二十四を得るを老陰とする也、

自老陽之掛扐而增一四、則是四其四也、一其十二而又進一四也、自其過揲者而損一四、則是八其四也、三其十二而損一四也、此所謂少陰者也、

老陽の掛扐は十二策也、十二よりして四を增し添れば十六也、則是四を四つにして四四十六也、又十二を一つぶん得て、其外に又一四を進めたる數も十六となる、是少陰掛扐の數也、老陽の過揲三十六、其三十六よりして一四を損減すれば三十二也、則是四を八つにして四八三十二也、又十二を三つぶん得て三十六、其内にて一四を損減しても三十二數也、是少陰の過揲の數也、掛扐十六、過揲三十二、此所謂少陰と云也、

自老陰之掛扐而損一四、則是五其四也、兩其十二而去一四也、自其過揲而增一四、則是七其四也、兩其十二而進一四也、此所謂少陽者也、

老陰の掛扐は二十四策也、二十四よりして四を損するときは二十也、則是四を五にして四五二十也、又十二を兩にして二十四、其内にて一四を去りたる者も亦二十也、此れ少陽の掛扐の數也、老陰の過揲の策二十四、其二十四よりして外一四を增し添れば、則是四を七にして四七二十八也、又十二を兩にして二十四、それに一四を進めても二十八也、此れ少陽過揲の數也、掛扐二十、過揲二十八、此れ所謂少陽と云者也、補要解に、西山蔡氏が說を載す、甚詳明也、其說に云、四十九蓍初掛の一策を去るときは四十八策也、四十八を四を以て約れば十二となる、十二を又約めて四とす、此四と十二と互に相因て四十八となる、十二を四に因しても四十八也、四を十二に因しても四十八也、四十八は蓍の變化をなす所の數也、故に陰陽老少の數の成るも、皆四と十二との二數が或は進み或は退て、互に經とな

は僅に一つならではなし、陰陽老少の變數參差とかたゞひにて不齊、自然の法象あることとなし、此れ近世後の二變不掛と云説の誤たることを見るに足れり、後の二變不掛の圖卷尾に附す、考へ見べし、

至於陰陽老少之所以然者、則請復得而通論之、蓋四十九策除初掛之一而爲四十八、以四約之爲十二、以十二約之爲四、故其揲之一變也、掛扐之數一其四者爲奇、兩其四者爲偶、

上の文既に近世揲法の非なることを辨ず、此より以下陰陽老少自然の法象ある然る所以の道理を通論せる也、故に端を更て請ふ得て通論せんと云て、舊法陰陽老少、掛扐過揲の數を具に說ける也、【蓋四十一】、著の用數四十九、初變に掛る一は去て除く、五九を得ても四八として掛一を數にいれず、故に初掛の一を除き去る、其餘の四十八策にして變化をなす、四十八を置て、四を以て約れば四づゝの者十二となる、十二を又約て四とす、故に策を數るとき一變をなし畢て扐むの數其四たる者一つあるを奇とす、陽也、其四たる者を兩にして、八あるをば偶とす陰也、

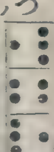
其三變也、掛扐之數三其四、一其十二、而過揲之數九其四、三其十二者爲老陽、

初變二變三變既に經營し畢て、掛扐の數其四なる者を三つにして十二、又十二の數より言へば其十二を一つぶん得て數とす、畢竟掛扐十二也、又揲へ過ぎて置たる策、卦扐十二を取たる餘り存する者、其四を九つにして四九三十六、又十二なる者を三つにしても三十六を得、掛扐十二、過揲三十六なる者、これを老陽とする也、

掛扐過揲之數、皆六其四、兩其十二者爲老陰、

陰陽老少變數の饒乏あるは用數を尙ぶの故を以て也、若不レ然して陰陽老少均く對することを要せば蓍を揲るに老少皆均くなるやうの法なきに非ず、假りに其法を設て說かば、四十九の蓍策を以て一を虛にし、止四十八を用、二に分ち一を掛け四づゝ揲れば、其餘策五九數なくして四八の數を得、四の奇とする者二、八の偶とする者二、各々二樣を得、三變畢れば老陰老陽の變數各八、少陰少陽の變數各二十四、老少合て六十四にして八卦各八を得、如レ此すれば陰陽饒乏なく相均し、亦善からずや、然ども聖人の睿智豈に此に及ざることあらんや、しかるに此饒乏を取て彼相均しきを取らざる者は、假に設る法の如きは奇偶對待加倍して得る者にして體數也、天三地二を衍て五十とする者は用數也、陰陽の體數は常に均して不レ動、用數は陽三にして陰一つ、一饒一乏造化の妙なるを以ての故也、

若用二近世之法一、則三變之餘、皆爲二圍三徑一之義一、而無二復奇偶之分一、三變之後、爲二老陽少陰一者、皆二十七、爲二少陽一者九、爲二老陰一者一、又皆參差不レ齊、而無二復自然之法象一、此足三以見二其說之誤一矣、

近世之法は初變に掛く、第二變第三變には一を掛ることなきの法也、舊法三變皆掛るときは初變には五を得ること三樣  如レ此九を得ると一樣  如此也、これ圍三つ徑一の義あり、後の二變の餘は四を得ること二つ、八を得ること二つ  如レ此にして圍四つの半を用る義あり、若近世の法に從て、後の二變を掛ることなければ四を得ること三つ  如レ此也、八を得ること只一つ  如レ此也、これは初變に五を得ること三、九を得ること一つの例の如し、後の二變ともに四と八と各々二つあつて圍四にし半を用るの義なし、三變ともに皆徑一圍三の義にして、奇偶の分別あることなし、三變畢るの後、陰陽老少の變數を看れば摠て六十四あることは則あり、然れども老陽と少陰と各二十七あり、少陽は九つ、老陰

用して老陰老陽の變動する者を用ふる也、六十四變は少陽の變二十、少陰の變二十八、老陽の變十二、老陰の變四、總て六十四也、此六十四の內、少陽少陰の不用者四十八を除けば、其餘所用者老陽十二、老陰四、通じて十六變なり、十六を又四を以て約むれば四づゝの者四つあり、四の者は老陽其三を用て十二也、老陰其一を用て四也、

蓋一奇一偶對待者、陰陽之體、陽三陰一、一饒一乏者、陰陽之用、故四時春夏秋生物、而冬不生物、天地東西南可見、而北不可見、人之瞻視亦前與左右可見、而背不可見也、

一奇一偶の對待して相均きは陰陽の體也、陽は三つ陰は一は十六變の中四を以て約めて四なる者四となし、陽は三を得、陰一を得れば陽十二にして饒く、陰四にして乏し、一饒一乏は陰陽の用數也、然らば則體數四を具れども用る者は三つ也、其一は常に不用、故に四時あれども春夏秋の三時は物を生じて冬は不生、四時は體數也、春夏秋の三時は用數也、天地に東西南北の四方あるは體數也、東西南は象緯常に可見して北は不可見、天文の事皆北辰以南を云ふ、地理も北を窮ることなし、是四方にして所用は三也、人の瞻視も亦然り、前後左右あれども只前と左右とを視て背後を視ることなし、これに由て用は三に止ること可見、補要解云、邵子云天有四時、一時四月、一月四十日、四四十六而去其一、是以一時三月、一月三十日也、四時體數也、三月三十日用數也、體雖具四、而其一常不用也、故用者止于三而極于九也、以此證蔡氏之則一時必無四月一月必無四十日、老陽老陰必無本皆八之數少陽少陰、必無本皆二十四之數、所以爲此言者、亦指其體數之常均耳、至於用數則一時三月、一月三十日、陽用其三而陰用其一、又豈可得而强同哉、要之蔡氏損益之説、視此又較明白云、

不然則以四十九蓍虛一分二掛一揲四、則爲奇者二、爲偶者二、而老陽得八、老陰得八、少陽得二十四、少陰得二十四、不亦善乎、聖人之智豈不及此、而其取此而不取彼者、誠以陰陽之體數常均、用數則陽三而陰一也、

子詳に解せり、凡初揲に左手の策一を餘し、二を餘し、三を餘すを奇と云、其意は左一なれば右三、左二なれば右二、左三なれば右一なり、初掛の一を并せて五なる故也、左手四を餘すを偶とす、左四なれば右も必ず四也、二つの四を合せ初掛の一を并て九となる也、五を得るに奇三、九を得るに四二あつて偶二、是天三地二自然の數也、又再揲三揲に至ては三を餘すをも偶とす、何になれば左三なれば右必ず四にして、初掛の一を并せて八なるが故也、

而三營之變、老陽老陰之數、本皆八合之得十六、陰陽以老爲動、而陰性本靜、故以四歸于老陽、此老陰之數所以四、老陽之數所以十二也、

初揲再揲三揲の經營畢て爻を成す、其變老陽老陰の數本皆八にて合て十六也、老陽十二老陰四の變なるを皆八にして、合て十六なりと云とは、天地の間陰陽各居其半、本多寡の差別なきを以て也、體數對待を以て言へば如此なれども蓍の揲て用に見るゝに至ては然らず、陰陽は老を以て動く、陽老すれば動き、陰も亦老すれば動けども、陰の性は本靜か也、陽の動を主として、老陰より八數の中四を老陽に歸し送て、餘四以自らの數とす、此れ老陰の變、其數四にして老陽の數は十二なる所以なり、歸は歸し送て陽に納る也、

少陽少陰之數、本皆二十四、合之四十八、陰陽以少爲靜、而陽性本動、故以四歸於少陰、此少陽之數所以二十、而少陰之數所以二十八也、

少陽少陰の數は本皆各二十四にして合て四十八也、陰の變二十八、陽の變二十、合すれば四十八、是亦對待の義を以て言へば、陰陽同く二十四なるべきことなり、陰陽は老を動とし少を靜とす、少を靜とすれば陰陽の中靜なるを主とす、陽の性は本動く、故に少陰を主とす、少陽二十四の內四を少陰に歸し、二十自らの數とし、少陰は少陽の四を兼ね得て二十八となる也、此れ少陽の變數は二十にして、少陰の變數は二十八ある所以也、

易用老而不用少、故六十四變所用者十六變、十六變又以四約之、陽用其三、陰用其一、

易は變を考て占ふ、少陰少陽稗にして不變故に不

一分二掛一揲四歸奇、初無以異、而三變之分得五者三、得四者二、得四者二、得九者一、得八者二、亦莫不同、但其於其第一變、以或五或九者皆爲奇、第二第三變、以或四或八者皆爲偶、舊法所分、蓋以前一變在先而屬奇、故其餘五九亦奇數也、後二變在後而屬偶、故其餘四八亦偶數也、不過因其數以分奇偶、

餘五九者五三而九一、亦圍三徑一之義也、餘四八者四八皆二、亦圍四用半之義也、

餘五九なる者は五を得るに三様あり、掛一と左一右三、又掛一と左三右一、又掛一と左二右二、掛扐ともに五つ也、九を得るは只一様也、掛一と左四右四是也、三と一とあるはこれ亦徑一圍三の義也、餘四八なる者は四つ得に二様あり、掛一と左一右二、又掛一と左二右一是也、八を得るに二様あり、掛一と右三左四、掛一と左三右四是也、四八偶にして二つなるは、これ亦圍四にして其半二を用るの義也、

三變之後、老者陽饒而陰乏、少者陽少而陰多、亦皆有自然之法象焉、

【三變之後】四營して三變已に畢るの後也、【老者】陰陽共に總て言の老也、老陽は饒して老陰は乏し、三變の後、老陽となる者其變十有二、老陰となる者其變四也、是陽は饒く陰少き也、【少者】陰陽ともに總て言ふの少也、少陽は少して少陰は饒し、少陽となる者其變二十、少陰となる者其變二十八、故に陽は少陰は多と云也、【亦皆有―】法は陰に屬し象は陽に屬す、象は法の未定、只是象を懸て實形なきを云、法は象の已に形を成し一定して可見者を云、饒乏多寡亦皆自然の法あり、象あつて人意の安排するにあらずして揲扐の數に著る也、

【小註】蔡元定曰、按五十之蓍、虛一分二、掛一揲四、爲奇者三、爲偶者二、是天三地二自然之數、

一握五十莖の蓍策を一莖を置て太極に象て不用、これ虛一也、當用の策四十九を二つに分ち、一策を小指に掛け、さて四づゝ揲れば奇たる者三つ、偶たる者二つあり、此奇三偶二のこと卷末圈外に朱

之年、而再扐當其再閏之歲也、而後掛者一變既成、又合見存之策分二、掛一以起後變之端也、今曰第一變掛而第二變第三變不掛、遂以當掛之變爲掛而象閏、以不掛之變爲扐、而當不閏之歲、則與大傳所云掛一象三、再扐象閏者全不相應矣、且不數第一變之再扐、而以第二第三變爲再扐、又使第二第三變中、止有三營而不足乎成易之數、且於陰陽老少之數、亦多有不合者、其載伊川先生之說曰、再以左右手分而爲二更不重掛奇、朱子辨之曰、此說尤多可疑、然郭氏曰、本無文字則其傳授之際不無差舛宜矣、又云、第二第三揲雖不掛亦有四八之變、蓋不必掛也、朱子辨之曰、所以不可不掛者有兩說、蓋三變之中、前一變屬陽、故其餘五九皆奇數、後二變屬陰、故其餘四八皆偶數屬陽者、爲陽三而爲陰一、皆圍三徑一之術、屬陰者爲陰二而爲陽二、皆以圍四用半之術也、是皆以三變皆掛之法得之、後兩變不掛則不得也、三變之後、其可爲老陽者十二、可爲老陰者四、可爲少陰者二十八、可爲少陽者二十、雖多寡之不同、而皆有法象、是亦以三變皆掛之法得之、後兩變不掛則不得也、愚嘗考之、第一變獨掛後二變不掛、非特爲六扐而後掛、三營而成易、於再扐四營之義不協、且後二變不掛其數雖亦不四則八、而所以爲四八者實有不同、蓋掛則所謂四者、左手餘一則右手餘二、左手餘二則右手餘一、不掛則左手餘一右手餘三、左手餘二右手餘二、左手餘三右手餘一、此四之所以不同也、掛則所謂八者左手餘四右手餘三、左手餘三右手餘四、不掛則左手餘四右手亦餘四、此八之所以不同也、三變之後、陰陽變數皆參差不齊、無復自然之法象矣、其可哉、

且用舊法則三變之中、又以前一變爲奇、後二變爲偶、奇故其餘五九、偶故其餘四八、

舊法は三揲皆掛るの法也、舊法の如くなるときは、三變の中前の第一變を奇とす、其次の變と終の變と二變を偶とす、前一變を奇とする故に餘の策五九あり、後の二變を偶とする故に餘の策四八ある也、胡玉齋曰舊、舊法與今所用之法四十九蓍、虛

數、五歲而再閏、蓋其衍法皆以再扐而後掛也、畢中和有揲法、其言三揲皆掛正合四營之義、朱子亦謂、畢氏揲法視疏義爲詳、顧家之說未詳、禹錫又自言揲法第一指、餘一益三、餘二益二、餘三益一、餘四益四、第二指、餘一益二、餘二益一、餘三益四、餘四益三、第三指與第二指同、此可以見三變皆掛矣、劉禹錫の說に第一指に餘一、第二指にも餘一、第三指も亦二指と同と云へば、是三變皆掛るの法を用也、唐一行が曆に氣盈朔虛の數を綜て、五歲にして再閏を置くことは、これ又再扐して後に掛るの法を以て本とす、畢中和が蓍を揲るの法、三揲皆掛と云へばこれ又四營の義に合す、此數人皆三變ともに一を掛くるの法に據て筮する也、

近世諸儒、乃有前一變獨掛、後二變不掛之說、考之於經、乃爲六扐而後掛、不應五歲再閏之義、且後兩變又止三營、蓋已誤矣、

近世諸儒は宋朝朱子同時の儒を云、補要解に謂ふ、郭雍が說の類也、其說 に三變の中前の一變ばかりをかけて、其次の二變三變は一を掛ることなく、二分して直に四を以て揲ると云說あり、經に依て考て看れば、近說の如くすれば六扐して後に掛る也、其故に一變の中に左手の策を揲て餘を扐み、又右手の策を揲て扐餘の兩扐あり、初變に掛一の後に兩扐し、二變に不掛して兩扐し、三變に又不掛して兩扐し、三變畢り一爻成て、第二爻を索る、初變に掛一ときは是六扐して後に掛る也、太傳に所謂五歲而再閏あるに象ると云義に應せす、そのうへ二變めよりは一を掛ざると云はゞ、後の兩變は止是三營なり、三營は分ち揲へ扐むを云、是又大傳に所謂分ち掛揲へ扐むの四營して易をなすと云の義と不合、此說は蓋し已に誤れりと也、補要解云、近世儒者、若郭雍所著蓍卦辨疑、專以前一變獨掛、後二變不掛、其載橫渠先生之言曰、再扐而後掛、每成一爻而後掛也、謂第二第三揲不掛也、且謂橫渠之言、所以明註疏之失、朱子辨之曰、此說大誤、恐非橫渠之言也、再扐者一變之中、左右再揲而再扐也、一掛再揲再扐而當五歲、蓋一掛再揲當其不閏

り、【經曰】上繫辭第九章云、用四十九分而爲二、以象兩掛一以象三、揲之以四以象四時、歸奇於扐以象閏、五歳再閏、故再扐而後掛、又同章云、四營而成易、十有八變而成卦、此の經義を考れば其指甚だ明也、先づ蓍策を一握とし二に分ち一を掛け四を以て左手の策をかぞへ奇を扐に歸し、又四を以て右手の策を揲へて奇を扐に歸し、五歳再閏に象て一變既に畢る、其下につくに再扐而後掛と云一句を以てするときは、第一變に分ち掛け揲へて、左右の策を再び扐て過揲を合せ一にし、又分て二變しての策を揲んとするとき、又初變のときの如くに一を掛ること自ら明也、又四營して一變易を成し、その如く十八變して六畫の卦を成すと云へば、十八變ともに四營して變をなすこと可知、四營は二に分ち掛一、四を揲り歸奇此四たびの經營をなすを云、掛一は四營の中なれば二變をなすときも先づ分ち、次に掛一こと分明也、此れ三變皆掛るの法を用る明證也、再扐而後掛の句、王弼輔が注、孔穎達が疏にも詳には說解することなし、王弼輔注云、分四爲二一營也、掛一象三二營也、揲之以四三營也、歸奇於扐四營也、孔穎達疏云、再扐而後掛者、既分天於左手地於右手、乃四四揲天之數、最末之餘歸之、合於掛扐之一處是一扐也、又以四四揲地之數、最末之餘、又合於前所歸之扐而總扐之是也、注疏の說は如此のみにて其義分曉ならず、然れども劉禹錫が所記、僧一行畢中和顧象が說二變皆掛ることを言ふこと備りたるとなり、【劉禹錫】尙友錄、劉禹錫字夢得、中山人、擢進士登博學宏詞科、工文章、累官至集賢直學士、出爲蘇州刺史、以政最、賜金紫服、遷太子賓客、晩年以文章自適、白居易推爲詩豪、僧一行少聰敏博覽經史、尤精曆象陰陽五行之學、尋出家爲僧、隱於嵩山、師事沙門普寂、開元五年玄宗强起之、時麟德曆經推步漸踈、敕一行考前代諸家曆法、改撰新曆、故撰開元大衍曆、至十五年卒、年四十五、道士荊和璞謂尹愔曰、一行其聖人乎、漢洛下閎造曆曰、後八百歳當差一日、必有聖人正之、今年期畢矣、至一行造大衍曆始正其差謬、畢中和顧象が傳未考、補要解云、劉禹錫辨易九六論云、畢中和之學、其傳原於一行禪師、一行唐開元時所作大衍曆本議云、綜盈虛之

而變數惟止於四、少陰十六而變數乃有二十八、此其故何哉、嘗以西山蔡先生之說證之、其論陰陽老少掛扐之數有曰、老陽少陽、得奇策之本數、而老陰之策二十四、以少陽之奇二十損之而得四、少陰之奇十六、以老陽之奇十二益之、而得二十八、故陽者君道、首出庶物、陰者臣道、無成而代有終也、其意蓋謂老陽之掛扐本十二、自老陽變爲少陰也、雖以其十二益之、而仍得其本數之十二、是老陽雖以其十二致益於少陰、而奇之本數不見其或少、少陽之掛扐本二十、自少陽由老陰而變也、雖得其二十之益而、仍不越乎本數之二十焉、是少陽雖受益於老陰之二十、而奇之本數亦不見其或多、此老陽少陽所以得奇策之本數也、至於陰則有不可與陽等者矣、老陰本二十四、以其二十爲少陽所損、故其數之變僅存其四、是爲少陽所損而多者侵少也、少陰本十六、其餘十二爲老陽所益、故其數之變、乃得十有八、是爲老陽所益而少者侵多也、此老陰少陰所以於奇策之本數有損益也、是知陽者君道、首出庶物、其於奇策之本數、不見其或盈而縮、陰者臣道、无成而代有終、其於奇策之本數、未免因陽以爲之損益矣、此陽得制陰、陰必從陽、惟其從陽也、故其數之多也、或爲陽所損、其數之少也、或爲陽所益、惟其制陰也、故可以損陰之多而爲少、可以益陰之少而爲多、而其本數之一定者、初未嘗有損益也、以是觀之、陽尊陰卑之義、蓋可見矣、

凡此四者、皆以三變皆掛之法得之、蓋經曰、再扐而後掛、又曰、四營而成易、其指甚明、注疏雖不詳說、然劉禹錫所記、僧一行畢中和顧彖之說、亦已備矣、

これより下は當時筮法の傳を失て、差謬多きことを辨論して聖經を引て證とし、前賢の說をまじへ取て考正する也、【此四者】とは前の老陽少陰、少陽老陰四圖を指て云也、右此四圖に掛扐變をなす樣子をあらはすことは、三變ともに皆一を掛るの法を以て、筮して此變をなすの狀を得たる也、三變皆一を掛くるの法を用ふることはと、聖經に於て明證あ

四十九策を初掛の一を除て四十有八を四分にわかてば一分十二也、老陰掛扐も二十四、過揲も二十四なるときは、四分の物を掛扐と過揲と、各其二分づゝを得たる也、二分を得るよりして言へば本十二なる者を四つ也、其中二分を得るときは、耦は圍四にして其半二を用ると、又四を六にするよりして言へば、本四なる者十二分也十二分の半六分を得て四六二十四也、是亦圍四にして半を用るの義也、

即四象太陰、居四含六之數也、

老陰の數六は即是横圖の四象に、老陰の位は第四に居て、六の數を含むの義也、

右これまでにて圖に即て解するの説既に畢れり、これより以下は古今掛揲の同異を辨正するなり、

補要解云、按本圖書篇有曰、陽之象圓、圓者徑一而圍三、陰之象方、方者徑一而圍四、圍三者以一爲一、故參其一陽而爲三、圍四者以二爲一、故兩其一陰而爲二、以之參之、揲蓍之法、其三變之中、掛扐之數一奇象圓而用其全、是以四策皆用四、而四策中、以一奇象圓、餘三奇爲陽用其全、陽以一爲一、故參其一陽而爲三、非參天歟、二偶象方而用其半、是以八策只用四、而四策中以二策象方餘二策爲陰用其半、陰以二爲一、故兩其一陰而爲二、非兩地歟、及揲之三變也、因掛扐以見過揲、則參兩尤有可言者、以參天言、老陽掛扐三奇十二、象圓用全、參其三奇爲九也、過揲四九三十六、亦參其十二也、以兩地言、老陰掛扐三偶二十四、象方用半、兩其三偶爲六也、過揲四六二十四、則亦兩其十二也、以參天兩地言少陽掛扐兩偶一奇爲二十、象方用半、兩其二偶爲四、象圓用全、參其一奇爲三、合而爲七、過揲四七二十八、則亦兩其八參其四也、以參天兩地言少陰掛扐兩奇一偶爲十六、象圓用全參其兩奇爲六、象方用半、兩其一偶爲二四而爲八也、過揲四八三十二、則亦參其八兩其四也、二老陰陽之純、分參天兩地而得之、二少陰陽之雜、合參天兩地得之、此古法所以爲妙也、又按前四圖、皆因掛扐之數以論過揲之數、已無可疑、但掛扐之數、尤有當辨者、請得而究論之、掛扐全數皆於四圍者老陽十二而變數亦十二、少陽二十而變數亦二十、至於老陰則二十四、

なり、これ老陰掛扐の圖也、

右三偶爲老陰者四、

右の圖九八八三變皆偶を得、これを老陰とす、老陰の掛扐を得るに、或は左三策右四策、或は右三策左四策の不同あるに因て、此四様の變ある也、

掛扐之數二十有五、除初掛之一爲二十有四、以四約而三分之爲〓者三、

掛扐の數九八八合て二十有五策也、初變の掛一を除き去ればのこりて二十四策なり、四を以て約むれば四なる者六あり、六を三分にわかちて三變にあてくばれば一變ごとに二づゝにて數は八策也、二四を〓とす、毎變二四八策を得れば三變には〓たる者三ある也、〓は即八也、三〓にして二十四也、

〓偶象方而用其半、故三〓之中、各復有二、而積三〓之數則爲六、

偶は方に象て半を用ること義前と同じ、偶の數は二なるに因て、一つの〓には二を内にこめてある、故に三の〓には各々二あつて合すれば六數となる、此れ老陰三偶にして、三つの二を積て數六となる所以也、

過揲之數亦二十有四、以四約之亦得六焉、

掛扐の數二十五を四十九策の中にて除けば、のこり存する數は二十有四策あり、二十四を置て四を以て約てみれば四なる者六あり、これ過揲の數にても亦六を得たると也、

○掛扐除一六之母也、過揲之數六之子也、

掛扐の中、初變の掛一を除去れば二十四なり、三〓の數を積て六となる、故に六の母と云、過揲の數亦二十四也、二十四を四にて約めてみれば六の者四つとなるなり、故に六の子と云也、

四分四十有八而各得其二也、兩其十二而六其四也、皆圍四而用半也、

ゝにて、二偶に二つの二あつてともに四數を得たり、一奇の數三を得て合せ積むときは七となる、これ少陽の數七たる所以なり、

過揲之數二十有八、以四約之亦得七焉、

少陽の掛扐九四八か又は五八八の數、合て二十一を揲ることを過て、其のこり存するの策數二十八策あり、二十八を置て四を以て約めて見れば、四づゝの者七つありて、これにても亦七の數を得也、

○掛扐除一五其四也、自兩其十二者而退四也、七之母也、

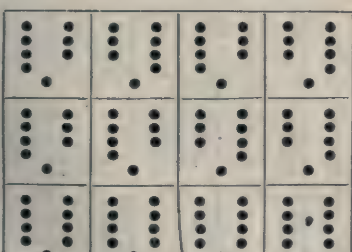
掛扐の策廿一の中、初の掛一を除けば二十數となる、四を以て約めてみれば其四なる者五つ也、四五二十は是老陽の十二を兩にする二十四の數よりは、四を退て變じて少陽となる也、二十は四づゝ五あり、故に二偶一奇となつて二つの二合て四つと、一つの三とを積て七とす、故に七の母とすと云也、

過揲之數七其四也、自兩其十二者而進四也、七之子也、

過揲の數は二十八也、二十八を四を以て約れば四なる者七つとなる、老陰の過揲十二を兩にしたる二十四の數よりは、四を進て二十八となる、四を以て二十八を約むるの數七つとなる、故に七の子とす、

卽四象少陽居三含七之數也、

少陽の數七は即是横圖の四象に、少陽の位は第三に居て七の數を含むの義也、七を含むの義前に例して看べし、皆同意也、



此圖は九八八と掛扐を得、象に四樣あることを見す

右圖上に四間ならびたるは、九四八と掛扐を得たるの圖四樣也、下より上へ三段は五八八と得たる掛扐十二樣の圖也、其上の四段めは九八四と掛扐を得るに四樣のしなあるの圖也、合て二十樣の圖あり、此れ少陽掛扐の圖也、

右兩偶一奇、以奇爲主、爲少陽者凡二十、

右の圖は少陽掛扐の策數をあかせり、初變に九を得て次に四八と得、或は初變に五を得て次に八八を得、又は初變に九を得て其次八四を得ることあり、九八の偶數二つ四の奇數一つを得たるを兩偶一奇と云、偶二つ奇一つあるときは、一の奇を主としてこれを少陽の數とす、少陽の數掛扐に見るゝ者、其變右の圖の如く二十樣の異ある也、

掛扐之數二十有一、除初掛之一爲二十、以四約而三分之、爲⚌者二爲⚊者一、

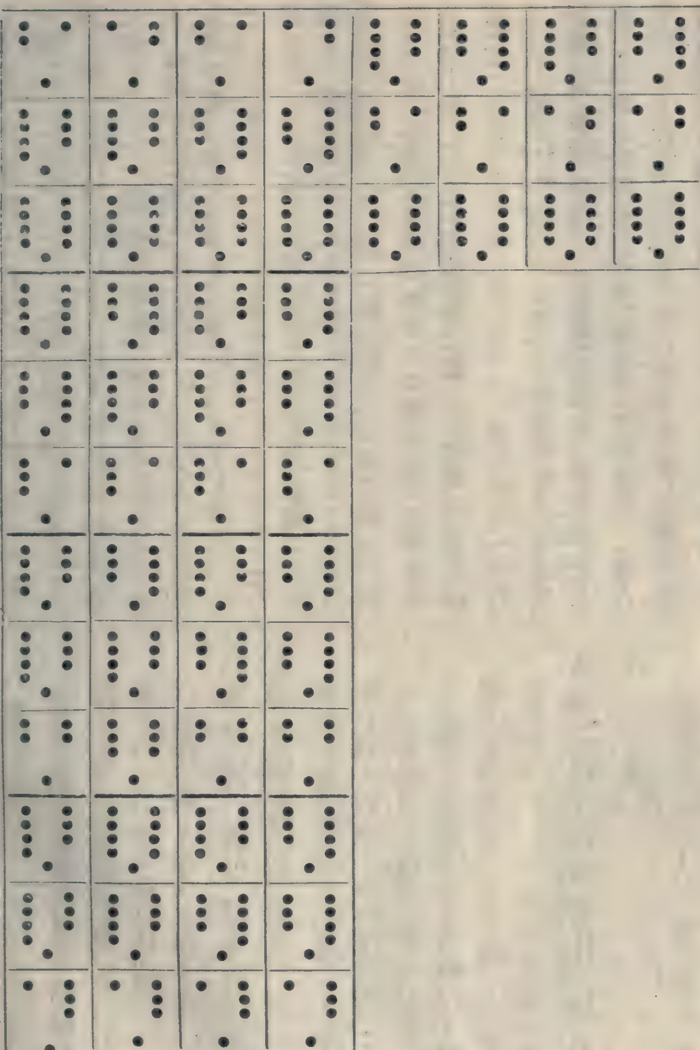
掛扐の數九四八か或は五八八と出ても、共に通じて二十有一の策數也、初變に掛る一を除き去れば、其のこり存する策二十數となる、其二十を置て四を以て約めて見れば四づゝの者五つあり、此五を三に分て三變にあてくばれば、二變には四なる者を二つあて、一變には四なる者を一つあつる也、此れにて二變は皆八つ、一變は四つ也、偶は八也、爲⚌者二つとは變ごとに八策を得る者二變也、奇は四也、爲⚊者一つとは四策を得る者一變也、三變の中二變は八を得、一變は四を得、共に二十數にて四つなる者五つ也、

⚌偶象方而用其半、故二⚌之中、各復有二、⚊奇象圓而用其全、故一⚊之中、復有三焉、而積二⚌一⚊三之數則爲七、

偶の象方にして其半を用ること前に注す、偶は其數二つなれば、二偶の中各々偶ごとに二つの數あり、奇は象圓にて其數三也、故に一つの奇の中に自ら三の數あり、少陽二偶一奇なれば、一偶に二數づ

即四象少陰、居二含八之數也、

八卦横圖、四象の位少陰は二に居て、其數は八を含むの數也、二にして八を含むの義、前の一にして九を含むの意と同じ、



を二合て六を得、これ∴∴如レ此二奇の中、各々奇ごとに三あるを以て也、〓偶は方に象ること、詳に第一卷兩レ地の句の下に注す、偶は地の象、地は平かなり、一面平かなれば四面皆平にて其形方也、故偶は方に象る、半を用ることは方なる者は圍み四つ也□如レ此上下左右皆同じ、上下を合て一とし、左右を合て一として四の者二にしぢまる、〓を以て偶とすればこれ四の半を用る也、此義なるに因て一變の掛扐に八策を得れば、半を去て只四策を存し、四策の中二策は偶に象り、二策は圍みの數とす、∴八如レ此なり、これ一つの偶には二數をこめたり、故に一〓之中復有二二焉と云也、二奇なれば二つの三∴∴共に六つ、一偶なれば一つの二∴八總て●●●●●●●●八つを得、これ少陰は八なる所以也、玉齋胡氏曰、一奇象レ圓而用レ全、亦本二參レ天之義一、二偶象レ方而用レ半、亦本二兩レ地之義一、是於二一變八策中一、去二其四一不レ用、而於レ所レ存四策中、取二二策一以象レ方、而以二二策一爲レ圍、四而用二其半一、故〓之中復有二二一、積二二一二〓一、爲二少陰之八一、

過揲之數三十有二、以レ四約レ之亦得二八焉、

過揲の數は、五四八或九四四を四十九策の中にて除くときは、其餘の策三十二ある也、三十二を置て四を以て約めてみれば、四づゝなるもの八あり、これ過揲の數も亦八を得る也、

○掛扐除レ一四二其四一也、自二一其十二一者而進レ四也、八之母也、

掛扐の策十七の中、初掛を一除けば十六數となる、四を以て約めてみれば其四なる者四あり、四四十六は老陽の三四十二を一とする者より四を進めて、變じて少陰となる、四づゝ四あり、故に二奇一偶となつて、三三二を積て八の數となる、故に八の母とす、

過揲之數、八二其四一也、自二三其十二一者而退レ四也、八之子也、

過揲の數は三十二、四を以て約めてみれば其四なる者八あり、老陽の十二を三にする三十六の過揲よりして四策を退て三十二也、四にて三十二を約めての數八となる、故に八の子と云也、

二様也、合て二十八様、少陰掛扐の圖也、

右兩奇一偶、以偶爲主、爲少陰者凡二十有八、

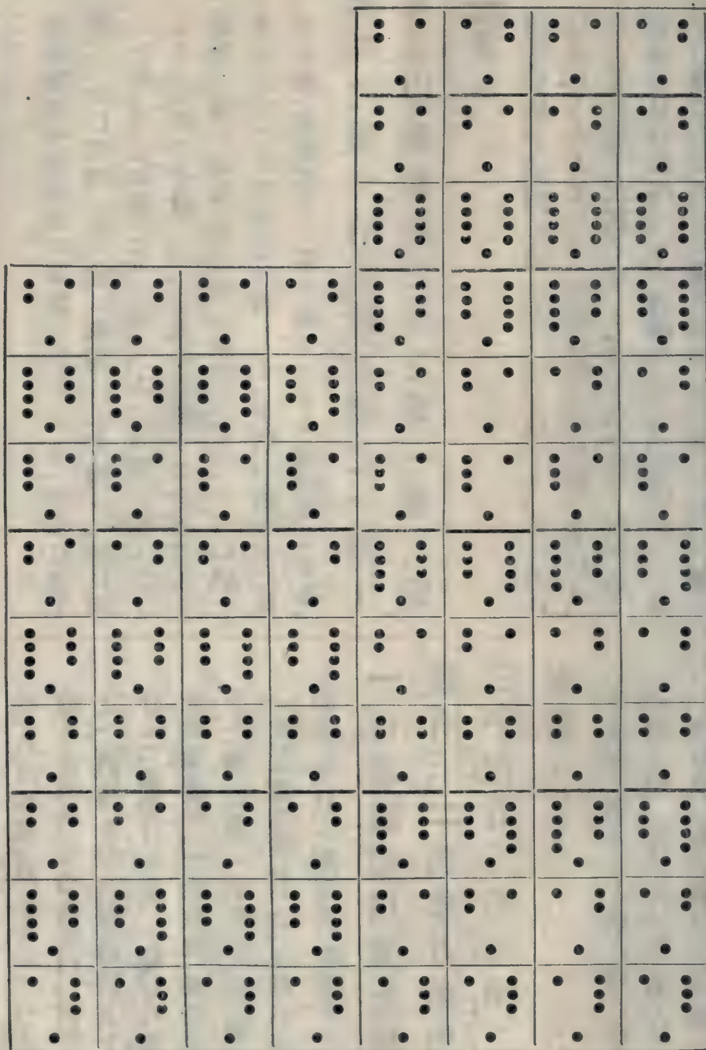
右の圖は少陰扐掛の策數をあかせり、初變に九を得て、次に四四と得、或は初變に五を得て、次に四八を得、又は初變に五を得て、次に八四を得ることあり、五四の奇數二つ、八九の偶數一つを得たるを兩奇一偶と云也、奇二偶一あるときは、一つの偶を主としてこれを少陰の數とす、少陰の數掛扐に見る丶者、其變態右の圖の如く二十八様の異ある也、

掛扐之數十有七、除初掛之一、爲十有六、以四約而三分之、爲一者二、爲二者一、

掛扐の數、九四四か或は五八四と出ても、合てみれば共に十有七策なり、初變に掛る一を除き去れば、のこりの策十六數となる、其十六を置て四を以て約めて見れば四づ丶の者四つあり、此四を三に分て三變にあつれば一變に四つ丶の者二つ、一變に八づ丶の者一つ、此れにて二變は四數づ丶一變は八數づ丶なれば、四ある者を三つに分ちあつる也、四は奇とす、爲一もの二とは、四策を得る者二變也、八は偶也、爲二もの一つとは、八策を得る者一變と云義也、玉齋胡氏曰、掛扐之數十有七、除初掛之一、則爲十有六、以四約其十六策之數、而以三變分之、兩變計四數、一變計八數也、爲一者二謂一箇四策爲一、一即四也、即奇也、故不言四而言一、合二變則爲一者凡二、謂爲四者二也、爲二者一謂二箇四策爲二、二即八也、即偶也、故不言八而言二、只一變則爲二者凡一、謂爲八者凡一也、

一奇象圓而用其全、故二一之中各復有三、二偶象方而用其半、故一二之中復有二焉、而積二三一二之數、則爲八、

奇は圓に象ること前に詳に注す、三變の中二變は奇數を得、奇は一にして圍み三つあれば、其數を全く用る故に奇の數は三也、故に二の奇は一奇の數



此圖下より三段、右より四間の間は、五四八と掛劫を得たる圖が十二様也、四段めの四間は、九四四と掛劫を得たる圖四様也、又右より五間めより左の四間上へ、三段ともに五八四と掛劫を得たる圖十

掛扐除一四分四十有八而得其一也、一其十二而三其四也、九之母也、

四十九策の中、初變の掛一を除けば四十八策となる、其四十八策を四つに分てば十二づゝの者四あり、其中の一つぶん十二を得、これを四分中の一分とす、其一分の十二を老陽の掛扐とす、其一の中に四づゝの者三つの者三をこめてあり、これ徑一圍三の義を以て也、三又一ごとに三を容てはらみをれば、三にして三なればこれ九の數出る也、故に十二を一とすは、老陽の數九の生じ出る母なりと云也、十二を一つ得、四を三にし九の母となるヿ此圖



如く也、此小注の文理分曉ならず大抵如此說べき也。玉齋が注も亦た考ふべし、曰掛扐除一四分四十八而得其一者、以四十九策除初掛之一、而四分四十八策、計四箇十二、於其中得一箇十二、是爲四分中之一分、一其十二而三其四也、一箇十二亦徑一之義、三箇四亦圍三之義、即上文三三之數、只是一箇九、故爲九之母、

過揲之數、四分四十八而得其三也、三其十二而九其四也、九之子也、皆徑一而圍三也、

過揲の數、以四十八四つに分てば十二なる者四つあり、其四の中に於て十二を三つぶん得、これを四分中の三分とす、其十二を三つ得れば老陽の過揲三十六也、約るに四を以てすれば四づゝ九つあり、これ其四を九にする也、過揲三十六四を九にするより出づ、故に九の子と云、掛扐過揲、皆徑一にして圍三つの義也、玉齋胡氏曰、過揲之數、以四十八、而四分之、亦計四箇十二、於其中得三箇十二、是得四分中之三分、三其十二、而九其四也、即上文三十六之數、以四約之、却是四箇九、故爲九之子、三箇十二、亦徑一之義、九箇四亦圍三之義、

卽四象太陽、居一含九之數也、

掛扐過揲、皆九の數を得ることとは、是八卦の橫圖の四象に、太陽の位は第一に居て、其數は終るまで極る數の九を含てをる、其含みたる九の數に合ふ也、九を老陽の數とすることこれを以て知べき也、これまでにて老陽掛扐の圖の解畢れり、

と、其變凡て此十有二樣あるなり、

掛扐之數十有三、除初掛之一爲十有二以四約而三分之爲一者三、

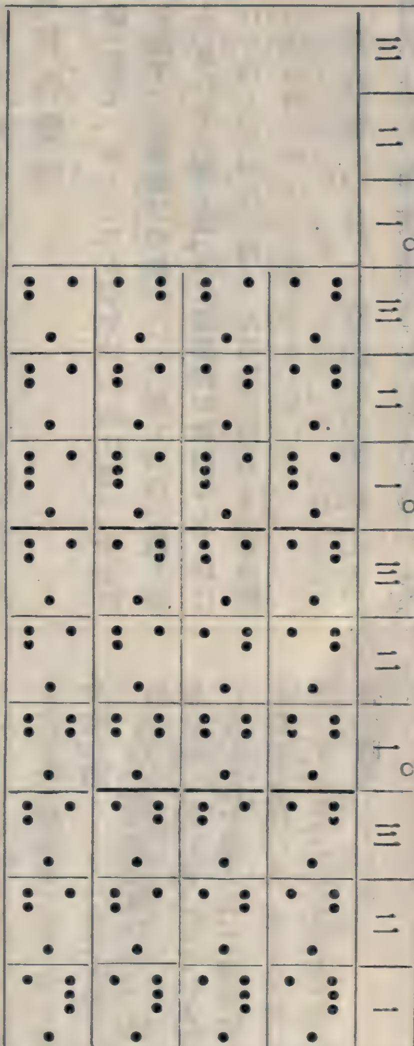
掛一と扐策とを合て一にすれば、五四四都で十三數也、十三の中初變のとき、掛けたる一策を除き去れば餘策十二數となる、十二を置て四を以て約むれば、四なる者三つとなる、然るときは、毎一變に策數四づゝにあたる、四は奇也、四づゝ三あれば奇たる者三也、故に爲一者三と云也、玉齋胡氏曰、之數十有三、除初掛之一爲十有二以四約其十二策之數而以三變分之、毎一變計四數也、爲一者三、謂一箇四策爲一即四也、即奇也、故不言四而言一合三變則爲一者凡三、謂爲四者凡三也、

一奇象圓而圍三、故三一之中、各復有三、而積三三之數則爲九、

一奇は象圓か也、こゝろみに一の兩端を捲て見るべし、○如此圓となる圓き者は、徑り一なれば圍み三つあり、徑り一尺の圓を三段に切れば、周りに一尺づゝ三あり、○如此の象也、詳に第一卷參天兩地の注に見えたり、圓なる者は圍三つの全數を用て奇の數を三とす、此れ一中に復た三を合てあり、三一にして各々三あるときは ∴ ∴ ∴ 如此なり、⁝⁝⁝ を積むときは九數となる、故に老陽の數を九とする也、玉齋胡氏曰、一奇象圓而圍三、本參天之義、是於四策之中、取一策以象圓、而以三策爲圍三、而用其全、此一之中復有三也、如是而象圓、圍三者凡三焉、合三奇用其全者而言、則三一之中、各復有三、積三三爲老陽之九、

過揲之數三十有六、以四約之亦得九焉、

過揲とは揲ることを過て見に存する策、即ち掛扐を除たる餘り也、四十九策を三變の掛扐五四四合て十三の數を除けば、過揲の數三十有六あり、三十六を置て四を以て約むれば四なる者九つあり、これ又老陽之數九を得る也、



五四四と得たる掛扐の圖也、三二一とあるは、下より一變二變三變と上へ記し上りたる者也、これ老陽掛扐の圖也、第一變のときの五、左一右三と出で、さて二變三變をはりたる掛扐の得やうを寫したる者、四樣也、中段は第一變のときの五、左二右二と出で、さて二變三變しをはりたる掛扐の圖、又四樣也、上段は第一變のときの五、左三右一と出でさて二變三變し畢りたる掛扐の圖、又四樣也、黃氏瑞節曰、此圖當分十二截看、凡三奇有十二樣、後放此、

右三奇爲老陽者、凡十有二、

上の圖を釋する也、圖解と云也、右の一圖と下の三圖にて、老陽少陽、老陰少陰掛扐の數を別て見せて、圖の解には過揲の策數までを具に云へり、右の一圖は老陽の掛扐の數を明せり、三奇とは一變の掛扐の策五二變に四三變に四にして、五四四是を三奇と云、十有二は十二樣也、老陽の數の出るこ

次の餘數を除て、さて再變のとき四づゝかぞへのけたる右左の見存の策を、又合せて一握とす、一變再變の兩次に、掛扐の策數五と四となれば、見存の策は四十也、若し又兩次に九と四か或五と八とを得たるときは、過揲の策は則三十六數を存する也、若又兩次の掛扐九八を得たれば、過揲の策は三十二を存する也、見存する者或四十或三十六或三十二、これ第三變に用ふべき策數也、

分掛揲歸如二前法一、是謂二三變一、其掛扐者、如二再變例一、

第三變又一握としたる策を分ち掛け揲へ、奇を扐に歸すこと皆前法の如くにし、畢て掛扐の數を得る、是れを三變と云、さて其掛扐の數四ならざれば八を得と、又四八を得る、左右策の出やう、皆再變の時の例の如にして異なることとなし、

三變既畢、乃合二三變一、視二其掛扐之奇偶一、以分二所レ遇陰陽之老少一、是爲二一爻一、

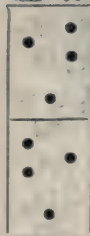
一變二變三變法の如く分掛揲扐既に畢て、乃ち三變ながらの餘數別に置たる策を合せ撿して三變ともの奇偶を視て、或は三ながら奇か、或は三ながら偶か、或は奇多く或は偶多かと、其差に因て所レ遇の老陽少陽、老陰少陰を畫し分つ、是を一爻とす、即六畫卦の下より第一の一すぢ也、さて其陰陽老少の分ちやうは、掛扐の策四と五とを奇とす、九八を偶とす、三變皆奇を得たるを三奇とす、是を老陽と云、老陽に遇ふときは、其爻を板面になりとも紙上になりとも記すときに、□如此に寫す、これを重と云、又三變の中二奇一耦を得れば是を少陰とす、少陰に遇ふときは其爻を寫すこと- -如此にす、これを折と云、又三變の中、二偶一奇を得れば是を少陽と云、少陽に遇ふときは其爻を寫すこと一如此にす、これを單と云、三變皆偶を得たるときは即ち老陰也、老陰に遇ふときは、其爻を寫すこと×如此にする也、これを交と云也、如此に陰陽老少を分て四樣とする也、

を併て四となる也、若左手に三策あまれば右手には四策あまるべし、又左手に四策あまれば右手には必ず三策也、左右合して七數に掛一の數を合すれば八となる也、故に不ㇾ四則八あると云也、

得ㇾ四者二、所謂奇也、

扐　掛　扐　掛

右　左



第二變の掛扐の策數四を得るに右の二樣あり、左の一と右の二と合て掛一の數を併すれば四となる、左の二と右の一と合せ、掛一の策を併するときは又四也、此れ得ㇾ四者二樣也、四は奇也、義前に詳也、

○不ㇾ去二掛一一餘同二前義一、

第一變に九五を得れば掛一を去て八とし四とす、第二變よりは掛一を不ㇾ去して扐數に合せて、四とし八とする也、只これのみ一變の法と不ㇾ同、其餘のことは皆前の義に同じと也、

得ㇾ八者二、所謂偶也、

扐　掛　扐　掛

右　左



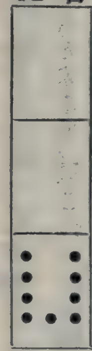
八を得るにも亦二樣あり、左の三と右の四と合せ掛一の數を併せて八とす、又左の四に右の三を合せて、掛一を併すれば是亦八也、

○不ㇾ去二掛一一餘同二前義一、

左三右四なれば合せて七にして八に不ㇾ足、故に掛一を不ㇾ去、扐數七に通じて八とする也、其餘は皆前の一變の時の義に同じ、

再變之後、除二前兩次餘一、復合二其見存之策一、或四十或三十六、或三十二、

これより又第三變の始也、再變畢て後、又左右の策を一に合する也、前兩次は一變と再變との兩度也、第一變に得て別に置たる五或九の餘數と、又再變に得たる掛扐の策四か或八、これも別に置くと、此

右
左

扐掛

第一變の掛扐の數九を得るの圖也、得ル九チ者一と云ふは、一を掛て後に四づゝ左右の策をかぞふるに、左手に四策を餘すときは、右の手にも亦四を餘す也、掛一の數を併て九つ也、初て揲て九を得ば只此一樣のみ也、偶は並也對也、數の雙を偶と云、九を得たる內掛一を除けば其餘八あり、四を以て約れば八は四づゝ二ツ也、二は即偶也、故に八を偶とする也、

○九除バ掛一ヲ即八、以テ四ヲ約レバ之ヲ爲ル二、故ニ爲ル偶ト、即チ兩儀ノ之陰數ナリ也、

九策の內にて掛一を除けば其餘は只八つ也、四づゝを以て別てば即ち約めて二となる、故に八を偶とする也、偶は即是兩儀の中陰の數也、

一變ノ之後、除テ前ノ餘數ヲ復タ合テ其見存ノ之策ヲ、或ハ四十或ハ四十四、

これより又第二變の始め也、一變既に畢るの後に、前の一變のときに掛扐したる數、五か或ハ九の策を除て別に置く也、さて復た一變のときに揲へのけたる左右の策を一つに合せて又一握とす、其見存して二變のときに揲るべき策數、四十策か或は四十四策あるべし、前の一變に掛扐の數九を得たるときは、過揲の策は四十を存する也、掛扐の數五を得たるときは、過揲の策は四十四也、【見存】見は現と同じ、現前に存する所の策也、

分掛揲歸如シ前法ノ、

一變既に畢りたるあとの見存の策を一握とし、又前の如く左右に分ち、右の一策を小指の間に掛け四づゝ揲へ、奇を中の三指の兩間に歸すこと、皆前の一變の時の法の如くする也、

是ヲ謂フ再變ト、其掛扐ノ者不レバ四ナラ則八、

分掛揲歸既に畢て、掛扐の數を得、是を再變と云、再變には掛扐の數四か、四つならざれば則ち八あるべし、左手の策二ツ餘れば右手の策は一ツ餘る也、又右手の策二ツ餘れば左手の策は一ツ餘る也、掛一の數

づゝ揲て以て四時に象る、さて揲たる餘の數を、左手の大指より第四の指の間に歸しはさみて閏に象る、又左手を以て右手の策を四づゝかぞへ、其餘數を再び左手の第三の指の間に歸しはさむ、以て再閏に象る也、先づ一を掛け次に揲て扐み又揲て扐む、五節既に畢る是を一變と云也、さて小指に掛たる一と、兩間に扐たる策とを合せて看れば、其數は必ず五か九かある者也、

扐　掛　扐　掛　扐　掛

右
左



左とは左手の策を揲て、奇を無名指の間に扐みたる數也、右とは右手の策を揲て、奇を中指の間に扐みたる數也、下の一點は是、一策を小指間に掛たる象也、兩行の者は扐數、當中の一點は掛數也、以下皆此例也、

得五者三、所謂奇也、

第一變の掛扐の策數五ならざれば九也、五を得るに三様の不同あり、第一變のとき一を掛て後に四づゝ左右の策を揲るに、餘たる數左の手に一を餘せば右の手には三を餘す、下段の圖の如し、左の手に二を餘せば右の手も亦二を餘す、中段の圖の如し、左の手に三を餘せば右の手には一を餘す、上段の圖の如し、左の手の一二三を以て、右の手の三二一と合て掛一の數を併するに、三段各々五數を成すときは五を成す者三也、所謂奇也、奇は奇偶の奇也、餘數の奇に非ず、初に揲て五を得るは是奇也、四は四づゝ數ふる一度ぶんなる故に奇とし、八に四づゝかぞふるに二度ぶんなる故に偶とす、五を得たる内掛一の數を除けば只四策也、故に奇とする也、

○五除掛一即四、以四約之爲一、故爲奇、即兩儀之陽數也、

以四約とは策をかぞふるに、四を以てつゞめて一つ二とするの義也、五を掛一を除て餘りを四にて約て看れば只一となる、故に奇とす、即是兩儀の中陽の數也、奇は陽にて偶は陰なるを以て也、

得九者二、所謂偶也、

れ又第二變めの始を云也、一變既に畢て、所餘の蓍を合せて一として又二に分ち、一を掛て揲へつ扐むこと前の如くす、こゝに而後掛と云は、第二變めの時も必ず一を掛くべしと云意を明す也、分揲扐のことは云ふまでもなし、故に不言して掛一のことばかりを言ふ也、

掛者懸於小指之間、揲者以大指食指間而別之、

掛とは一策を小指の間に懸けおく也、これも亦はさむ也、策數只一なる故に掛ると云也、揲とは大指と其次の食指と兩指の間を以て蓍策をかぞへ別つ也、食指は俗に人さしゆびと云是也、揲時設切、

奇謂餘數、扐者扐於中三指之兩間也、

餘數は四づゝ揲へて、終りに一か二か三か四か餘る策を奇と云、扐は左手の大指と小指とをのけて、中三指の兩間にはさむを云也、小指の間には掛一の策あり、故に左の策の奇を無名指と中指との間に扐み、右の策の奇を中指と食指との間に扐む也、扐郎得切、

蓍凡四十有九、信手中分、各置一手、以象兩儀、而掛右手一策於左手小指之間、以象三才、

蓍當用の策、四十有九を兩手に持てこれを分つとき、思慮安排を容れず、手にまかせて中より分つて、各々左右の一手づゝに置て兩段とす、これを以て兩儀に象どる、さて右手に置たる策の中の一策を取て、左手の小指と無名指との間に掛て、天地人の三才に象る也、

遂以四揲左手之策、以象四時、而歸其餘數於左手第四指間、以象閏、又以四揲右手之策、而再歸其餘數於左手第三指間、以象再閏、是謂一變其掛扐之數、不五卽九、

既に一を掛け畢て、遂に右手を以て左手の策を四

る、左手は是天に象り、右手は是地に象る也、

掛一以象三、

右の如く一握を左手と右手とに分ち、さて右手の中より一策を取て、左の手の小指の間にはさむ也、掛は即ちはさむ也、既に天地の兩儀立つ、又此掛一を以て人に象て、天地に配して是を三才に象る也、

揲之以四、以象四時、

揲は數之也、蓍策をかぞふるを揲と云、右手の一策を左手に掛て後、右手の策を一處に置て、右手を以て左手の策を四策づゝかぞへ別つ也、四づゝかぞふ故にこれを春夏秋冬の四時に象る也、

歸奇於扐以象閏、

歸と云ふも是れはさむこと也、奇は零也、左右の策を四つ揲たるをはりに零數あつて餘りたるを奇と云也、扐は指間也、指の間にはさむを云、左手の策を四づゝ揲て、其餘或一或二或三或は四あるを無名指の間に歸し、又右手の策を左手にて四づゝ數へて、其餘を中指の間に歸す、是を奇を扐に歸すと云也、奇を歸すをば分を積て閏月を成すに象る也、

五歲再閏、故再扐而後掛、

五歲の中に再び閏あり、閏は氣盈と朔虛とに因て、一歲に十二日の餘りあり、周天三百六十五度四分度の一にして、日は日に天に不及こと一度なれば、三百六十五日四分日の一にして天を一周するを一朞とす、一朞の日全數を擧れば三百六十六日あり三十日を以て一月とすれば、一年三百六十日にして餘六日あり、又一年の內小月六月あつて又六日の餘あり、二餘を合て十二日也、一年に十二日あまれば、三年に三十六日の餘日あり、故に三年にして一月の閏を置て尙六日の餘あり、又二年にして二十四日の餘りあるに、さきの六日を合て三十日に足て又一閏を置く、此れ五年にして再び閏ある也、蓍を揲るに一變し了るまで五節あり、五節の內再扐あり、掛一を一歲に象る、左手の策を揲るを二歲に象る、奇を無名指の間に歸すを爲一扐象三歲一閏、又右手の策を揲るを四歲に象る、奇を中指の間に歸すを再扐とす、五歲再閏に象也、而後掛、こ

大衍之數五十、而著一根百莖、可當大衍之數者二、故揲著之法、取五十莖爲一握、置其一不用、以象太極、而其當用之策、凡四十有九、蓋兩儀體具而未分之象也、

大衍の數は五十也、さて著の草は一根に百莖を叢生す、著一根の全數、大衍の數に當つべき者恰も二あり、故に著を揲るの法に、全數の半を取て五十莖を一握とす、握は持也、五十莖を一手にとりもつ也、著の長史記龜策傳に所載、一丈より六尺までを取り用と云、說文に天子は九尺、諸侯は七尺、大夫は五尺、士は三尺の等あり、今吾が邦に著と云者如此長きはなし、僅に不及二尺、故に杪と根に近き處とを截り去て、一尺二寸を留て十二月に象り、或は老陽の數を用て截て九寸とし、上を黒漆にて截口をぬり、下の截口をば黄漆にてぬりて用るを良とす【置其一】五十莖を一握に把て、其中の一策を本處にかへし置て不用、これを以て太極に象どる、さてのこりの用ゆべきの策數凡て四十有九ありこれを陰陽の兩儀體具て而も猶未だ分れずして渾沌たるに象ると也、趙彥肅が易解に謂へらく、四十九策を握て未分處を以て太極の象とすべしと、朱子此說を以て不是なりとして曰、太極は聲もなく臭もなき極至の理にして形器に涉らず、形より上なる者也、兩三四五は既に象數にあらはれて一定したる者なれば、形器となりてより以下の者にして渾然の理にあらず、若四十九策を合てこれを太極の象なりと云はゞ、即ち兩三四五を合てそれを太極の體なりとも云べし、太極の理は陰陽五行にはづれて別に有る者にてはなけれども、亦陰陽五行に混雜して、陰陽即ち太極と云に非ず、四十九の用策未だ分れざる者を太極に象ると云はんよりは置て不用、一策を以て太極に象ると云が理に於て害なきと也、

分而爲二以象兩、

一握の策四十九を分て二つとして左右の手に把る、これを以て太極判れて陰陽の兩儀となると象

の天五地十を衍て大衍五十とし、上下左右を陰陽老少とするの意也、

洛書積數四十五、而其四十者散布於外、而分陰陽老少之數、唯五居中而無所爲、則亦自含五數而并爲五十矣、

洛書の數一より九までの積數四十五也、四十は外に散じ布て、一二三四六七八九の方位に居て、陰陽老少の數を分つ、六は老陰西北隅に居、七少陽西に居、九老陽南に居、八少陰東北に居て唯五のみ中に在り、陰陽老少の數にあづからず、爲る所なし、中の五自ら五を含む、本位の五數と自ら含む五と共に十となる、外に散布する一二三四六七八九の四十と并せて又五十大衍の數となる、此れ洛書も亦中の五を祖として衍れば大衍の數となる也、五亦を含て十となるとは、五を衍て極るの意也、天地の間數は一より始て十に終らずと云ことなし、中の五本位の數已に五なるときは其次六より終りまで極れば又五數あり、本位の數衍べ極たる數、各々五を合て十也、故に自ら五を含と云也、現在の五を極れば十となるの理あつて、未だ目に見えざる數なる、故にこれ含むと云也、

其用四十有九、

大衍の數五十、蓍の數一本百莖、其半を用て五十莖大衍の數とす、用て筮するときは一を虚にして止四十九を用、數は五十にして用は四十九なることは五十は成數にて不動、故に一を虚にし四十九を用て、其變に通ずる也、一を虚にして太極に象る意は、河圖五十數の外に在る者に就て、其天一を虚にし去て不用也、一は數の始也、天下の數窮りなくして一は不在と云ことなし、然れども一却て爲こと無し、參天兩地と云ときも、一を虚にして只參を以て兩に對す、然れども參兩の中一あらずと云ことなし、此れ太極の理不在と云ことなき所を見るべし、故に數の始となつて、而も無爲の一を以て太極に象る也、其虚にして不用ことは用の原たるを以て也、

洛書皆五中に居て數の祖宗となる、大衍の數五十は即此五の祖數を衍て乘之各々其數の終を極て合て五十とする者也、此五は五行に於ては土とす、人倫の五常に於ては信に配す、水火木金の氣生ずれども、土を得ざれば其形を成就せず、人仁義禮智を行へども信實を得ざれば所行虛僞にして德を不成、此れ五は數の祖宗たるの證也、不知如是に看て是なるや否、朱子答て云、此說是也、

河圖積數五十五、其五十者皆因五而後得、獨五爲五十所因、而自無所因、故虛之、則但爲五十、

河圖の積數は五十五也、五は中數也、其外の五十は皆中の五に因て後得るの數也、下の一五を得て六となる、一六合て七箇也、上の二中五を得て七となる、二七合て九箇也、左の三五を得て八となる、三八合て十一箇也、右の四五を得て九となる、四九合て十三箇也、五自ら得て十箇となる、總て五十の數あり、是皆五に因て得る者也、獨り中の五は、外五十の爲に得られて自らは因る所なし、故に五を虛にして不用、四圍の五十即ち此五より出たる故其祖數をば虛にする也、五を虛にすれば則四圍の數但五十也、

又五十五之中、其四十者分爲陰陽老少之數、而其五與十者無所爲、則又以五乘十、以十乘五、而亦皆爲五十矣、

此れ亦一說也、河圖の一より十までの積數五十五の中、四十は分て老陽少陽、老陰少陰の數とす、一五を得て六となる、老陰の數也、二五を得て七となる、少陽の數也、三五を得て八となる、少陰の數也、四五を得て九となる、老陽の數也、四圍に列布する一二三四六七八九總て四十を分て、陰陽老少とすれば其中宮の五と十は爲す所なし、只五と十相守て中に主たり、上下左右には自ら四象の數あるに依て不衍、只中の主たる數を衍て五十とす、五を以て十に乘ずれば十づゝ五也、十を以て五に乘ずれば五づゝ十あり、皆五十となる、此れ河圖の中央

明蓍策第三

明は義理を明し釋て、人をして曉し知らしむる也、蓍はめどきと云神草也、序の注に詳也、策は蓍一莖を一策と云ふ也、字彙云、策蓍也、此篇は蓍を揲て策數の多寡に因て、陰陽老少の爻を得て、卦を成す法を説き明す也、

大衍之數五十、

此篇の本文は、此より末に至るまで、皆上繫辭第九章の文也、此章は皆卜筮を説く、衍は延る也、河圖中宮の五をのぶれば、其數五十となる也、一は數の始め、十は數の終也、河圖中宮の五を一づゝ終の數まで衍れば十となる者五つとなる也、五數の中一ツを衍れば十となる、五ながら皆衍れば五十となる、故に大に衍るの數と云、又河圖中五下の一點を第一とす、一は本位の數、其末二より終まで衍へ極れば九あり、本位の數一と衍たる數九と合て十也、上の一點を第二とす、二は本位の數、其次の三より衍て終まで極れば八あり、本位の數と衍數と合て十也、左の一點を第三とす、三は其本數なれば、次の四より終まで衍て七あり、三七合て十也、右は第四とす、本位の數四と五より衍て終までの六と合て十也、中を第五とす、本位の數の次なる六より衍て終まで極れば五あり、位數衍數合すれば又十也、中と上下左右と各々衍て十とする也、一點を小く衍れば十となる、五點を合せて大に衍れば通じて五十となる、故に大衍の數五十と云、此れ玉齋胡氏の説也、

○河圖洛書之中數、皆五衍之、而各極其數、以至於十、則合爲五十矣、

河圖も洛書も皆中央の數は五也、五箇を一箇ごとに衍て、各々其數の終まで極て十に至るときは十づゝ五つあり、都合で五十也、極とは一より數へて十までに至るを云、十は數の極り終る處なれば也、又一説に五數は是生數の極、十は成數の極たり、故に以五十に乘じて五十を以て大衍の數とす、盤澗董氏問曰、天の數は三、地の數は二、天地の數は合て五とするときは、天地の數は五に不過、六七八九十も五に因て成るなれば五は數の祖也、河圖

卦、求得一陽、後面二陰、便是震、求得一陰、後面二陽便是巽、又曰、看來不當專作揲蓍看、揲蓍有不依這序時、便說不通、大槩只是、乾求於坤而得震坎艮、坤求於乾而得巽離兌、一二三者以其畫之次序言也、一索再索之說、初間畫卦時、也不恁地、只是畫成八卦後、便見有此象耳、雲峯胡氏曰、此章本義、乃朱子未改正之筆、要當以語錄說為正、若專言揲蓍求卦、則無復此卦序矣、要之卦畫已成之後、方見有父母男女之象、非卦之初畫時、即有此象也、讀者詳之、言ろは今按に索は求也、坤より乾に求め又乾より坤に求る也、其初九は乾の第一爻陽畫也、陽畫を皆九と云、其初六は坤の第一爻陰畫を云、陰畫を皆六と云也、再索三索の說、本文にて詳に釋す、故に復た注するまでもなき也、

凡此數節、皆文王觀於已成之卦、而推其未明之象、以為說、邵子所謂後天之學、入用之位者也、

玉齋胡氏曰、此總論乾健也以下四節之旨也、乾健也と云より下四節は、皆文王の易、伏羲の已に畫し成せる六十四卦を觀て、伏義の未だ明かに言ひ及ぼさゞる所の象を推し究て說をなせる者也、伏義の時文字なし、只卦畫のみあり、文王に至て卦位を改め置、辭を係て爻象を斷、是乃邵子の所謂後天の學、造化流行の用に入る所の卦位と云者也、此數節說卦の文にて孔子の說也、こゝに專文王に係て言ふは、孔子は文王に據て說を爲して、實は文王の說なるを以て也、

母の道あり、故に坤を母と稱す、六子は乾坤の畫を得て成る者也、乾に本く者は皆陽也、皆男也、坤に本く者は皆陰也、皆女也、震は是坤初め乾求て乾の初畫を得る者なり、故に☳體⚊にして實す、性動て健か也、男の象也、初畫を得るときは得ること最も先也、長子の象也、故に長男と云、巽は是乾初め坤に求めて坤の初畫を得る者也、故に☴體⚋にして中虛す、性靜にして順也、女の象也、初畫を得れば得ることの最も先なるを以てこれを長女と云也、坎は坤再び乾に求て乾の中畫を得たる者也☵體⚊にて性健なること震と同じ震に次ぐを以て中男と云ふ、離は乾再び坤に求て坤の中畫を得たる者也、☲體⚋にて性順なること巽と同じ、巽に次で生ずるを以てこれを中女と云ふ、艮は坤三たびめに乾に求て乾の三畫を得たる者也☶、體性又震と同じ、震坎に次で最も後に生ず、故にこれを少男とす、兌は乾三たびめに坤の三畫を求め得て☱成る者也、體性又巽と同じ、巽離に次で生ずること最も後也、故にこれを少女と云ふ也、節蔡齋氏曰、乾坤交而生震巽坎離艮兌、故以能生者爲父母、而生者爲子、一索再索三索者、以初中終三畫而取、此長中少之序也、震坎艮皆陽、故曰男、巽離兌皆陰、故曰女、

今按、坤求於乾得其初九而爲震、故曰一索而得男、乾求於坤得其初六而爲巽、故曰一索而得女、坤再求而得乾之九二以爲坎、故曰再索而得男、乾再求而得坤之六二以爲離、故曰再索而得女、坤三求而得乾之九三以爲艮、故曰三索而得男、乾三求而得坤之六三以爲兌、故曰三索而得女、

【今按】此注周易本義の說と同じからず、朱子後に本義の說を改正せる者也、故に今按と云、本義云、索求也、謂揲蓍以求爻也、男女指卦中一陰一陽之爻而言、大全小注、朱子曰、非震一索而得男、乃是一索得陽爻而後成震、一說是就變體上說、謂就坤上求得一陽爻而成震卦、一說乃是說揲蓍求

義の始て八卦を作れるとき、遠く物の上に在る所の陰陽の理を觀て其象を察せられしと云も、皆説卦に所謂ごとく物ごとに自然の象あるを以て也、

乾爲首、坤爲腹、震爲足、巽爲股、坎爲耳、離爲目、艮爲手、兌爲口、

人の一身自ら易にあらずと云ことなし、人の首は血脈衆陽の會する所にて、尊して上に在り、乾の積陽上に在て物を覆ふの象也、故に乾を首とす、腹は諸陰を藏して廣して容るゝことあり、坤の積陰下に在て物を載するの象也、故に坤を腹とす、震は陽下に動く、人の足も亦下に在て動く、故に震を足とす、巽は陰下に在て兩開す、人の股も亦兩に垂て下に在り、故に巽を股とす、坎陽陰中に陷る、人の耳輪内に陷り、陽内に在て聰し、因て坎を耳とす、離は陰陽に麗く、人の目睛外に附き陽外に在て明也、故に離を目とす、手剛して前に在り、能く物を止む、艮の陽上に止るの象也、故に艮を手とす、人の口は開て上に在て能く悅ばしむ、兌の陰上に在て兩拆するの象也、故に兌を口とする也、

此近取諸身之象、

これ又下係辭の近く身に取ると云ふ、其取る所は即ち説卦に所謂の乾首坤腹の象の如きの類是也、

乾天也、故稱乎父、坤地也、故稱乎母、震一索而得男、故謂之長男、巽一索而得女、故謂之長女、坎再索而得男、故謂之中男、離再索而得女、故謂之中女、艮三索而得男、故謂之少男、兌三索而得女、故謂之少女、

此一節説卦第十章の文也、此れ文王八卦の次序也、乾より坤に至るは是伏羲の次序也、乾坤を父母として三索して六子となるは是文王の次序也、乾坤を父母とすることは、乾本是純陽にて至健也、天に象る萬物皆資て始父の道あり、故に父と稱す、坤は本是純陰にして至順也、地に象る萬物皆資て生ず、

乾爲馬、坤爲牛、震爲龍、巽爲雞、坎爲豕、離爲雉、艮爲狗、兌爲羊、

此の一節說卦第八章の文也、易の八卦遠く物の象を取、乾は純陽至健也、馬の性健にして行て不息、故乾を馬とす、坤は純陰至順、牛の性は順にして重きを載るに能く勝るを以て坤を牛とす、陽陰の下に動くは震也、是を龍とするは龍動き奮ふの身を以て、地勢重陰の下に蟄して靜息するを以て也、巽は陰が陽の下に伏す、これを雞とするは、入伏の身を以て聲を天氣重陽の表までに出し揚るを以て也、坎は外柔に內剛し、豕は外の形は汚濁にして、內性剛躁なるを以て坎の象とす、離は外剛にして內柔也、雉は毛質文明にして、內性は柔怯也、故に雉を以て離に象る、艮は一陽を以て二陰の上に止る、狗の外剛にして能止り守、內柔にして媚るに似たり、故に狗を艮の象とす、兌は一陰を以て二陽の外に說ぶ、羊の外柔にして能悅びて其內性剛狠なるを以て象とする也、臨川吳氏曰、健而行不息者馬也、順而勝重載者牛也、以動奮之身靜息於地勢重陰之下、與地雷同其寂者龍也、龍之潛於淵底者、重陰之處也、以入伏之身而出聲於天氣重陽之內、與地風同其感者鷄也、鷄之鳴於丑半者、重陽之時也、或曰、鷄之行首動於前、足動於中、身不動而隨其後、能動之二陽在前在中、不動之一陰在後也、前後皆陰之汚濁、而中心剛躁者豕也、前後皆陽之文明、而中心柔怯者雉也、外剛能止物、而中內柔媚者狗、外柔能說草、中內剛狠者羊也、此以動類八物擬八卦、雙湖胡氏曰、夫子於八卦取象、有括文王周公彖爻之例者、有自括大象之例者、又有於說卦別取者、如上章天地山澤雷風水火、是括大象之例、如此章乾馬兌羊巽鷄離雉、是括周公爻例、周公於大畜乾爻稱馬、大壯以兌稱羊、中孚巽爻稱鷄、睽互坎卦稱豕、至若坤牛震龍艮狗、實夫子於說卦又有所取、而前聖未有其例者也、下章皆然、聖人取象本各不同、如必欲執彖爻之象、盡求合於說卦、則多不通矣、

此遠取諸物之象、

動類八物を以て八卦に擬するの類、是下係辭に伏

云より莫盛乎艮と云までを指て言ふ、不數乾坤とは用を致すこと六子に在て、乾坤不用を以て言ひ及ぼさゞる也、【其水火ー】これは本文故、水火相逮と云より成萬物也までを指て言ふ、此終の節は又伏羲の卦位を用て相偶する者也、此流に沿て源に遡るの意也、

乾健也、坤順也、震動也、巽入也、坎陷也、離麗也、艮止也、兌說也、

見說卦七章

朱子本義云、此言八卦之性情、此章は八字を以て八卦の德を斷る也、乾は純陽剛也、故に乾の性情は健也、坤は純陰柔也、故に其性情順也、震坎艮は陽卦也、陽二陰の下に生ずれば剛にして進む、故に其性動く、陽二陰の中に在坎也、剛陰の爲に溺らさる、故に陷る、陽二陰の上に出るは艮也、剛にして進めども上に往くべき所なし、故に止る也、巽離兌は陰卦也、陰二陽の下に成るは巽也、順を以て伏す、故に入る、陰二陽の中に在は離也、順を以て附く故麗也、陰二陽の上に在は順を以て見はる、故に說ぶ也、易會通云、易有八卦、通神明之德也、嘗于性情見之、乾純陽也、故天德之剛、內不屈而外嘗伸、性情健也、坤純陰也、故柔順之懿、內不亢而外不擾、性情順矣、陽動陰下震也、震動奮發、故有激昂之志勇往之氣、性動情亦動也、陰伏陽下巽也、巽稱而隱故有沈潛之體宛轉之用、性入情亦入也、坎陽陷乎陰、是德蘊于中、用藏于事、性情不亦陷乎、離陰麗于陽、是文明內蘊、英華外發、性情不亦麗乎、陽止陰上爲艮、則一眞在我萬感俱化、靜固止也、動固止也、止非艮性情乎、陰見陽上爲兌、兌則順、理則裕、作德於休根心悅也、生色亦悅也、悅非兌性情乎、

程子曰、凡陽在下者動之象、在中者陷之象、在上者止之象、陰在下者入之象、在中者麗之象、在上者說之象、

本文朱子は八卦の性情を言ふとす、程子は八卦爻畫の象を言とす、是れ不同也、陽の下に在は動の象あり、陰の中に在陽は陷るの象あると也、これより皆本文下に於て注するの義と同じ、

乾の位を得て陽の方に居、坎は陽卦を以て坤の位を得て、陰の方に居ることは是互に其宅に藏る也、陰の宅には陽が藏れ陽の宅には陰が藏るを互藏其宅と云、震兌坎離四の者、皆四方の正き位に當て、生長成收を主て造化の事を用る卦とす、震は生育の始に當り、兌は收成の始に當る、離は長養の終に當り、坎は歸藏の終に當る、其始に當る者は責任稍〻輕し、其終に當る者は責任重し、始をなせる者をして悉く全成せしめて功を終るを以て也、

乾西北坤西南者、父母既老而退居不用之地也、然母親而父尊、故坤猶半用而乾全不用也、艮東北巽東南者、少男進之後、而長女退之先、故亦皆不用也、然男未就傅、女將有行、故巽稍向用而艮全未用也、四者皆居四隅不正之位、然居東者未用、而居西者不復用也、

此一節は專ら四隅の卦を論す、乾は西北に居、坤は西南に居ることとは、父母既に年老ひ事に與からす、故に本位を退て事を不用の地に閑居する也、然母の道は親愛重し、父の道は尊嚴を重んす、故に坤は退居すと云へども、猶半は事を用て生成をてつだふ、故に西南の方長養と收成との交に居る也、乾は嚴尊にて全く事を用ることとなし、故に西北の方嚴凝にして靜を守るの地に居る也、艮は東北に居、巽は東南に居ることとは、進退の先後を以て定る也、少男は進之後とは、進の先は震、次は坎、最後は少男習艮也、長女は退くの先、次に退は離、又次は兌也、進の後退の先皆不用、少男は幼にして未だ師傅の教に就ことあらず、凡の事未だ習ふことなし、故に全く事を不用、長女は將に嫁し行くことあらんとして、やがて事に任ずべき者也、故に巽稍用るに向て東南の隅に居す、乾坤艮巽の四の者は、皆四隅不正の位に居、然東方の隅に在る艮巽或幼弱或未だ行くことあらず、故に未だ用ひざる者也、西に居る乾坤は既に老て事を用ることを謝し、遁て退居する者也、故に再び復た用ることをせず、

故下文歷擧六子、而不數乾坤、至其水火雷風山澤之相偶、則又用伏羲卦云、

此一節は上の兩節を總て、六子は用を致して乾坤は用ひざることを論ず、下文と云は本文神也者と

居す、六卦上下にあればこれ縦の象也、先天と後天と縦横互に異にして齊からざる故は、先天は卦位對待して其本を立つ、其重ずる所乾坤に在り、後天の卦位は流行して其用を致す、其重ずる所震兌の二卦に在り、先天には乾坤二卦を縦として、先づ南北の位を立て定めて後、六子の横に布き列る者、東は兌離震の三卦乾に倚て主とし、西の方巽坎艮は坤に倚て主とす、是乾坤六子對待を相爲て本を立る也、後天は震兌の二卦を横として春分秋分に當て、さて縦にあるの六卦は春秋を賫て冬夏の成全をなす、巽離坤の三卦は震を賫て春の生ずる者を長じて夏となる、乾坎艮の三卦は兌を賫て秋の成す者を全し收て冬となる、是迭に流行をなして用を致す、故に云易の用なりと、補要解云、或曰上文既以震兌離坎交而當用、巽艮不交而未用、乾坤純而不用、又統論六子致用、乾坤不用、至此則幷乾坤皆以爲易之用何也、蓋就後天八卦論乾坤、則終不用、若合先後天八卦而論、先天所以立易之本、後天所以致易之用、則皆謂之入用、況後天乾坤雖云不用、而有六子以致用、則用者雖在六子、不用而主其用者、實在乾坤、豈荒於無用哉、故亦皆以用言也、

〔小注〕嘗考此圖、而更爲之說曰、震東兌西者、陽主進、故以長爲先、而位乎左、陰主退、故以少爲貴、而位乎右也、坎北者進之中也、離南者退之中也、男北而女南者、互藏其宅也、四者皆當四方之正位、而爲用事之卦、然震兌始而坎離終、震兌輕而坎離重也、

此一節は專ら震兌離坎の四卦、四方の正位に居て事を用るの卦なることを論ずる也、此圖は後天の圖を指て言ふ也、震東に居兌西に居ることは、陽は進を主とす、故に進て長じたるを貴て先とす、震は長男也、故に左方に居て陽の始となる、陰は退を以て主とす、故に少を貴として、少女の兌西に居て陰の始となる、震左兌右、東西の位を定也、坎の北に在は、坎は中男陽進の中也、故に北に居離は陰退の中也、故に南に居て南北の位又定也、坎は陽進の中離は陰退の中なれば、各其方に居て離北坎南に在るべきことなるに、然らずして離は陰卦を以て

に在り、艮は☶一陽上に在り、陽は本上に在り、陰は本下に在り、陽下陰上を交とす、巽は一陰下に在、艮一陽上にあれば上なる者は自ら上にして、下なる者は自ら下也、故に不交也、然れども一陰二陽と一陽二陰と陰陽猶雜ることあり、故に猶用あり、乾坤の純なるが如きに非ず、東方は用を主るの方也、故に其偏側東南に巽を置き、東北に艮を置く、是用中の偏に當也、乾は純陽坤は純陰にて相交ることなし、是父母既に老て用をなさず、西方は陰にて用をなさざる故に、其方位西北に乾を置き、西南に坤を置く、是不用の地位に退處する也、

又曰、兌離巽得陽之多者也、艮坎震得陰之多者也、是以爲天地之用也、乾極陽坤極陰、是以不用也、

兌は一陰上に在り、離は一陰中に在り、巽は一陰下に在り、共に一陰二陽の卦陽を得ること多き者也、艮は一陽上に在り、坎は一陽中に在り、震は一陽下に在り、共に一陽二陰の卦陰を得ること多き者也、兌は少女、離は中女、巽女長女、皆陰卦なれば陰多かるべき者也、然るに陽の多きは、乾より坤に求めて坤の一陰を得てなるの卦にて、本は皆乾體なるを以て也、艮は少男、坎は中男、震は長男皆陽卦なれば陽多かるべき者也、然るに却て陰の多きは坤より乾に求て、乾の一陽を得て成るの卦にて、本は皆坤の體なるを以て也、陽多き者も陰多き者も各々互に乾坤の一體を得、是を以て天地の用をなす、乾は極陽坤は極陰也、極る者は止て用をなさず、故に乾坤は不用、只六子を用ふ、然れども六子の用は乃乾坤の用にあらずと云ことなし、乾坤は本よりの全體なれば也、

又曰、震兌橫而六卦縱、易之用也、

前の先天の圖に於て、先天の八卦縱橫あつて易の本たることを論ず、故にこゝに後天の八卦にも、亦縱橫あつて易の用たることを論ず、先天の圓圖には乾南坤北、位を定て象に於て縱とす、兌離震左に居、巽坎艮右に列す、六卦左右に分布す、橫の象あり、後天の卦位、震は東に在、兌は西に在り、これ橫の象あり、巽離坤は上の分に屬し、乾坎艮下の分に

と云也【故再變―】先天交變して後天となるを云、乾已に成る所を離て北に下て坤に交る、此一變也、坤所成より上て乾に交る再變也、再變して乾下り坤上り了れば、乾は西北に退き、坤は西南に退く也、【東自上而西】東南は低し西北は高し、故に東より西に向を上ると云、西より東に向ふを下ると云、離は上て坎に交り坎下て離に交る、交ては又居を易ふ、離は乾の位を得、坎は坤の位を得、離坎南北に居る也、震用事と云は、震正東に在て發生を主るを以て也、巽代母とは巽の母は坤也、坤退て事に與からず、巽東南に在て物を長じ養ふことを主るを以て代母と云也、

又曰易者一陰一陽之謂也、震兌始交者也、故當朝夕之位、坎離交之極者也、故當子午之位、

西山蔡氏曰、此一節論陰陽以易位爲交、易は變易にして一陰一陽互に交り易るを謂ふ也、卦位一陰一陽、正位に居るときは相對して交易するの義あり、陰陽偏側の位に居るときはかたがつて不相對、對せざれば交易の義なし、後天の卦位正して相對するは震兌と坎離との四卦なり、乾坤艮巽は偏にして對せざる故に交を不取、其正位にして交る者は、震兌は東西に在り交の始也、震は☳一陽下に在り、☱兌は一陰上在、故に始て交と云、春は陽の始也、故に震は東に居す、秋は陰の始め也、故に兌西に居す、卯酉の位に居る故に朝夕の位に當ると云也、離は南坎は北に在り、交の極とは坎☵陽中に在り、離☲陰中に在り、夏は陽極て陽中陰を生ず、故に離午の位に居す、冬は陰極て陰中陽を生ず、故に坎子の位に居す、陰極陽極相交る、是交の極也、故に離午の位に當り、坎子の位に當る也、陰ばかりもなく陽ばかりもなし、故に陰の極陽中に在り、陽の極陰中に在る也、

巽艮不交而陰陽猶雜也、故當用中之偏、乾坤純陽純陰也、故當不用之位也、

其偏側に居て不交者は巽南北に居、艮東北に居てかたがり對せず、故に不交、其卦も巽は☴一陰下

圓轉せず、常の處あるの象なり、故に應地之方と云也、王者は注に文王を指す、之法の二字舊本脫し之、邵子の經世書、朱子の圖說に所引並に作王者之法、故に今補ひ入る、先天の卦に由て後天の封となし、天地萬物を生育するの用を見して、方位を次て定ること如此なるときは、文王深く造化の用行るゝの道理を得て、易を作れるの法こゝに於て盡たり、故に邵子至哉の辭を以て贊せられたり、玉齋胡氏曰、先天卦乾、以君言則所主者在乾、後天卦震、以帝言則所主者又在震何哉、此正夫子發明羲文尊陽之意也、蓋乾爲震之父、震爲乾之子、以統臨謂之君則、統天者莫如乾、而先天卦位、宗一乾也、此乾方用事則、震居東北而緩其用也、以主宰謂之帝、主器者莫若長子、而後天卦位、宗一震也、此乾不用則、震居正東、而司其用也、先天所重者在正南、後天所重者在正東、如此則文王改易伏羲卦圖、均一尊陽之心可見矣、

〔小注〕此言文王改易伏羲卦圖之意也、蓋自乾南坤北而交則、乾北坤南而爲泰矣、自離東坎西而交則、離西坎東而爲既濟矣、

邵子の此語は、文王の伏羲先天の卦圖を改め易へて後天となさるゝの意を言へる也、蓋先天の卦位、乾南坤北よりして乾坤互に交れは居を易へ、乾北坤南となる、乾は下りて下に居、坤は上て上に居れば天地交て泰となる也、先天の卦位、離東坎西より離坎互に交れば離は西居、坎は東となる、離火下に在り坎水上に在るは是既濟也、

乾坤之交者、自其所已成而反其所由生也、故再變則、乾退乎西北、坤退乎西南也、坎離之變者、東自上而西、西自下而東也、故乾坤既退、則離得乾位而坎得坤位也、震用事者、發生於東方、巽代母者、長養於東南也、

自其所已成とは本文にて詳に說了る、乾は南方を所成とす、漸々に長じ上て南に至れば全成れば也、坤は北方を所成とす、上より漸々長じ下て北に至れば全く成る陰極を以て也、反其所由生これ又本文に詳也、乾は北方子の半を所生とす、坤は南方午の半を所とす、乾は南より北に下り、坤は北より南に上るを、已に成る所より由て生ずる所に反る

於申、以應天之時也、置乾於西北、退坤於西南、長子用事、而長女代母、坎離得位、而兌艮爲偶、以應地之方也、王者（文王也）之法其盡於是矣、

乾生於子より終於申に至るまでは先天の卦位を言ふ、先天の卦位乾は南に在り、こゝに生於子と云は乾は南にあれども其始め復より起て子の半に生ず、坤は北に在れども其始め姤より起て午の半に生ず、これ子の半は乾の所生、南は乾の所成の處也、今乾下りて坤の居子の位に交る、是由て生ずる所に反る也、又午の半は坤の生ずる所、北は坤の所成の處也、今坤上りて乾の居午の位に交るは、是又由て生ずる所に反る也【坎終於―】先天の卦位坎は申に當る、こゝに寅に終と云は坎より離に交て終れば也、離は寅に當る、申に終と云は離より坎に交て申に終る也、今坎上に在り離下に在て既濟するは坎の本位西に在り、下よりして東に向て離に交りたり、離の本位東に在り、上よりして西に向て坎に交る也、先天は乾坤坎離の交を主とす、交れば變ず、故に其交ること將に變ぜんとして定れる位なし、是れ天時の窮らざる也、故に天の時に應ずと云也、【置乾―】乾下て所生に反り、坤上て所生に反る、再變して後天の卦となれば、乾西北に退き、坤西南に退く、乾坤既に退て居をうつすときは南北の位虛す、於是離上りて乾の位を得、南に居す、坎下て坤の位を得北に居す、乾の初爻を得て先づ生ずる者は☳震也、故に震を長男とす、乾既に退て事を不用、故に長子父に代て事を始て東方に居し萬物を發生することを主る、故に長子用事と云、坤の初爻を得て先づ生ずる者☴巽也、これを長女とす、坤既に退て事をなさず、故長女母に代て事を繼ぎ、東南に居て萬物を長養することを主る、故に長女代母と云也、坎離得位は南北の正位を得るを云、兌は少女、艮は少男、故に兌艮爲偶と云なり、然れども山澤氣を通じて相偶するは先天の卦位也、後天兌は正西に在り、艮は東北に在り、其偶をなすの說未だ詳なることを不得、朱子胡氏並に明解なし、宜考之、後天は坎離震兌の交を主とす、交る者不變して皆一定の位あつて、地の方正にして

物、既如文王所次、則其方位非如伏羲所定、亦不能變化既成萬物也、無伏羲底、則做文王底不出、切恐文義如此說較分明、朱子曰、如此則其歸却主在伏羲上、恁地說也好、又曰、此兩段却除了乾坤、著一句神者妙萬物而爲言引起、則乾坤在其中矣、且如雷風水火山澤、自不可喚做神、神者乃其所以動、所以撓者是也、

邵子曰、此一節明文王八卦也、

邵子の此語皇極經世書六觀物外篇に見えたり、此一節は帝出乎震より成言乎艮と云までを指す、此卦位の次第は文王後天の八卦を明かしたると也、雲峯胡氏曰、蓋以象辭坤西南得朋、蹇不利艮之東北而知之、

○又曰、至哉文王之作易也、其得天地之用乎、

此一節は經世書五に見えたり、至哉は贊の辭也、道理至極して神妙なることを嘆じたる辭也、文王の易を作れるは、伏羲の所定の卦位に本て其方位を改め置るゝを指て言ふ、伏羲の卦は是數の自然にて、天地の自ら然る所以を寫し出せる者也、文王の易は流行の用を見して天地の當さに然るべき所を演て、卦位を改め整へられたり、故に其れ天地の造化生育の用行るゝの理を深く得られたるかと嘆美せる也、乎は咏嘆の詞也、

故乾坤交而爲泰、坎離交而爲既濟也、

故は上の其得天地之用乎を承て言ふ、乾坤交て泰となるとは未交以前は先天の卦位に據て看べし、乾は南に居坤は北に居るは先天の卦位也、乾坤南北に由て相交、乾下にくだり乾上にのぼるときは䷊地天泰の卦となる、泰は天地交て二氣相通じ萬物通暢するの卦也、坎離東西に由て相交る、坎は西に居、離は東に居るは先天の卦位也、坎は東に上て離西に下りて相交れば䷾水火既濟の卦となる、既濟は水火相交て用を爲す、水上に居て火の熱を受け火下に居て能く水を熱す、彼此用を相爲す事の濟ところ也、故に既濟と云、

乾生於子、坤生於午、坎終於寅、離終於

男、皆非其偶、故自動萬物者、莫疾乎雷、至終萬物始萬物者、莫盛乎艮、皆別言六子之用、故以四時之序次言之、而用文王八卦之序、下則推其所以成用、在於陰陽各得其偶、故用伏義八卦之序、若上用伏義卦次、則四時失其序、下用文王八卦、則兌震艮巽皆非其偶矣、

故水火相逮、雷風不相悖、山澤通氣、然後能變化、既成萬物也、

此節伏義の卦位を云、前節雷動風撓は後天六子分治の序を以て五行の順布を次づ、是造化流行の用也、然ども後天の變化する所以の者は、實に先天對待の體に本く、故に坎離相偶することを得て水火常に相逮ぶ、相逮とは相濟の意也、即ち前の不相射と云と義同じ、水火偶合して相濟ふときは燥す者と潤す者と具る也、震巽相偶すれば雷風不相悖、不悖とはそむきもとらずして並び行るゝ也、雷風相悖らざるときは、則ち動す者撓す者並に具る也、艮と兌と偶することを得て山澤氣を相通ず、相通は山氣は降て澤に通じ澤氣は升て山に通ず、二氣相通ずるときは萬物を説ばしむると成す者と共に具る、對待相偶して然後陰陽合して能變化す、凡そ物無よりして始て漸々有に向ふを變とす、變は則是萬物の始を成す也、凡そ物有よりして消して漸く無に向ふを化とす、化は則ち是れ萬物の終をなす也、動撓燥は物の始をなして變に屬す、説潤と終始をなすとは物の終りを成して化に屬す、對待相偶して後能變化す、是交合の妙如此にして後、變化の妙亦如此にして萬物を生成す、若分治の用のみあつて對待の偶なくんば獨陽物を不生、獨陰物を成さず、何ぞ能く變化して萬物を成さんや、前段に後天を言ひ、後段に先天を言ことは、文王の卦一に流行して神の用行はれ、伏義の卦兩に對待して神の體寓す、體立ち用行れてさて能く生成變化をなす、是れ文王の所次の方位は、伏義の所定の卦位に非れば變化をなすことなきの意自ら見つべし、或問、前兩段說伏義卦位、後兩段自帝出乎震以下、說文王卦位、自神也者妙萬物而爲言下、有兩段、前一段乃文王卦位、後段乃伏義底、恐夫子之意以爲、伏義文王所定方位不同如此、然生育萬

萬物者莫疾乎雷、撓萬物者莫疾乎風、燥萬物者莫熯乎火、說萬物者莫說乎澤、潤萬物者莫潤乎水、終萬物始萬物者莫盛乎艮、

上の節には八卦を陳て一卦一卦各自に治る功用の跡を辨ず、此節には六子を擧て氣化の神の所爲を明す、此節は文王後天の卦位に由て言ふ、下の節は後天に由て先天を推し明す、六子の用を言て、乾坤を不言ことは乾坤は其始め六子に任して功を成す、其終に及では六子其功を成して これを乾坤に歸す、乾坤は與かることなき者に似たり、故に專ら六子を言ふ、六子の用行るゝは摠て一神の所爲也、八卦は皆在る所あり、彼神と云者は、在ることなくして而も在らずと云ことなし、八卦各自爲す所あり、彼神は爲ることもなくして而も不爲と云ことなし、萬物に宗として而も物に倚ることなし、強てこれを名づけて神と云ふは、其萬物に妙なるに即て言ことをなす者也、程子曰、神極之語也、【動萬物―】六子の用をなす所の化に於て見れば、彼萬物を震動してこれをして能く發生せしむるものは、雷よりも疾速なるはなし、撓は屈也、たはめかゝむる也、萬物を撓めてこれをして舒散せしむる者は風よりも疾きはなし、萬物を暴し燥し、能く堅凝ならしむる者は、火より熯けるはなし、火は日を指て言ふ、日は天地陽明の精也、萬物を燥すは即是日也、こゝに改て火と云は、日は即ち火なることを明す也、萬物を說ばしめ各々其利を遂げしむるものは、澤よりも說べるはなし、萬物を潤して それ〴〵に充足して、蕃滋ならしむるは、水より潤すものはなし、水は雨露の屬ひ皆水也、先天にては雨と云は最も重を擧る也、萬物を終へ萬物を始め、其實を歛め其機を啓らかしむる者は、艮より盛なるはなき也、此れ後天の六子、能く變化して萬物を成す所にて、實に神の所爲也、六子の中五卦は皆象を以て言ふ、唯艮に於て象を不言ことは、萬物を終始すること義に於て山に係らざるを以て也、朱子曰、文王八卦、則兌震以長男而合少女、艮巽以長女而合少

萬物悉く氣充ち理足り、各々其所を得て皆歡び忻ぶ、これ則ち兌は萬物の悅ぶところ也、

戰乎乾、乾西北之卦也、言陰陽相薄也、坎者水也、正北方之卦也、勞卦也萬物之所歸也、故曰勞乎坎、

乾に戰ふとは乾は時に於て秋冬の交に在て、西北方の卦也、此時造化陰盛にして陽衰ふ、故に陰陽相薄るの勢をなす、これ則帝の戰ふ所也、楊誠齋曰、至于他卦不言戰而乾言戰、則乾西北之卦、九十月之交、陰盛陽微之時也、故不能無戰、何則陰疑於陽必戰、不然則坤之上六十月之卦也、何以言龍戰于野、由此而觀則言陰陽相薄之語、不爲虛設矣、坎の象は水也、水は氣を以て言ふ、五行の氣也、是地中の水を云に非ず、坎は位正北方に居時に於ては冬とす、是正に水氣の事を用る時候也、坤に役し乾に戰ふて此に至ては物皆成就し了て、慰勞休息するの卦也、萬物此の時に於て皆盡く根に歸り命に復す、故に勞乎坎と云ふ也、

艮東北之卦也、萬物之所成終、而所成始也、故曰成言乎艮、

艮は位東北に在り、時に於ては冬春の交也、萬物こゝに至て、既に往く者は其化を終へて此に止る、將に生ぜんとする者は其機を始めて復た出んとす、故に艮に成ると云也、程子曰、艮止也生也、止則便生、不止則不生、此艮終始萬物、震より坤に至るまでは萬物の由て出る所也、於是帝の出ることを驗み知るへし、兌より艮に至るまでは萬物の由て入る所也、これを觀て帝の入ることを驗み見べし、出ては入り入ては復た出づ、流行窮ることなし、是造化の功、後天八卦の方位に見るゝ者也、朱子の曰、此章所推卦位之說多未詳者、又曰、文王八卦不可曉處多、如離南坎北、離坎却不應在南北、且做水火居南北、兌也不屬金、如今只是見他底慣了、一似合當恁地相似、

神也者妙萬物而爲言者也、動

時に於ては春夏の交也、萬物此時に至て生意漸く盛なり、故に齊ふと云、齊とは萬物の生ずること盛に、悉く達していき〳〵とおひそろひ、鮮潔にして整ひ齊ふを云也、

離也者明也、萬物皆相見、南方之卦也、聖人南面而聽天下、嚮明而治、蓋取諸此也、

離は明の義也、萬物こゝに至て生意暢び著れて光輝相見はる、其然るゆゑは離は乃南方の卦、時に於ては夏也、これ品物咸く亨るの候也、故に萬物一齊に盛長して、衆美こと〴〵く著明なり、離に於ては卦の德を以て言ふ、雲峯胡氏曰、離明以德言、八卦之德可推、坤地坎水以象言、八卦之象可推、兌秋以時言、八卦之時可推、以互見也、【聖人南面―】二句輕く看過すべし、孔子離の下に於て、聖人南面するは離明の義に取れることを帶て說ける也、離は陽明の方也、聖人必ず南面して天下の事を聽き、紀綱政令を施し行ふこと、皆是明に向て頒ち布けることは、蓋しこれを離明の義に取れるぞと也、楊誠齋曰、聖人象八卦而爲治、故南面而治取諸離、離者陽明之卦、萬物交相見之時、其象曰、大人以繼明照四方、以之而垂拱、豈不宜哉、

坤也者地也、萬物皆致養焉、故曰致役乎坤、兌正秋也、萬物之所說也、故曰說言乎兌、

坤は地也、地は即ち土也、土は四時に旺すれども、特に夏秋の交に盛也、坤西南に居て夏秋の交の氣を正す、坤の前は火也、火土を得て其烈を制す、坤の後は西方の金也、金土を得て其寒を制す、故に萬物土膏の潤を得て、益々養育成長することを致す、是帝の力を萬物につくしてをしまず、故に致役乎坤と云ふ也、又楊誠齋が說には、於帝獨言致役乎坤、而萬物言致養何耶、曾不知、坤於帝言致役者蓋坤臣也、帝君也、君之於臣役之而已、於萬物言致養、蓋坤母也、萬物子也、母之於子養之而已、【兌正秋也】兌に至ては位西方に居て、正秋の卦也、

し、物を養ふの實理ことゞく充足して、懽欣交通する也、【戰乎乾】兌の後へは乾とす、西北に在り、時に於ては秋冬の交也、帝こゝに至ては戰ふの處也、此時は肅殺收成の時節戰の意あり、且つ乾は陽の卦、西北陰の方に居る、故に陰陽相薄て戰ふ、陰陽相薄り肅殺相攻るを以て、戰乎乾と云也、朱子曰、乾西北也、不可曉如何陰陽只來這裏相薄、或問、戰乎乾何也、曰此恐是個肅殺收成底時節、故曰戰乎乾、問何以謂之陰陽相薄、曰乾陽也乃居西北、故曰陰陽相薄、恐是如此、也見端的未得、雙湖胡氏曰、自巽至兌、皆陰卦忽與乾遇、陰疑於陽必戰、故曰戰乎乾【勞乎坎】乾に次ぐ者は坎也、北方に居て時に於ては冬也、帝こゝに至て慰勞す、勞は勞苦の勞に非ず、去聲に叶て慰勞の意也、此時に於て萬物皆歸藏す、帝終歳勤動してこゝに至て乃ち慰勞休息する也、これ帝の入る時なり、朱子曰、勞乎坎說萬物休息底意、勞去聲似乎慰勞之意、言萬物皆歸藏乎此、去安存慰勞他、成言乎艮、坎に次ぐ者は艮也、東北に居て時に於て冬春の交也、此時帝既に入て一つも效をなすことなくして復た出んとするの端こゝに始る、これ終をなし始をなす處也、龜山楊氏曰、成言乎艮、艮者萬物之所成終而成始、入於此矣、復出乎震不終止也、故艮曰、時止則止時行則行、榕臺林氏曰、出而齊齊而相見見而致養、養而後說、說而後戰、戰而後勞、勞而後成、成而復出、自然之序也、

萬物出乎震、震東方也、齊乎巽、巽東南也、齊也者言萬物之潔齊也、

此一節は八卦一歳の造化にあらはるゝことを云、上には帝と云ひこゝには萬物と云、帝の出入は見べきやうなし、見んと欲せば、萬物の帝に隨て出入する所に於て見べし、故に此節物を以て言ふ、【萬物出―】帝の出入を知らんとせば萬物の出入に於て觀れば自ら見ゆ、彼帝震に乘じて出れば、便ち萬物隨て震よりして出づ、震は東方也、時に於ては春たり、萬物始て發生するの候也、【齊乎巽―】帝巽に乘ずれは萬物隨て巽に於て齊ふ、巽は東南に居て、

啓蒙原卦畫一篇、亦分兩儀、伏羲在前、文王在後、必欲知聖人作易之本、則當考伏羲之畫、若只欲知今易書文義、則但求文王之經孔子之傳足矣、兩者初不相妨、而亦不可以相雜也、又曰、自初未有畫時、說到六畫滿處者、邵子所謂先天之學也、卦成之後、各因一義推說、邵子所謂後天之學也、今如夫子係辭說卦三才六位之說、即所謂後天者也、先天後天、既各自爲一義、而後天說中取義又不同、彼此自不相妨、不可執一而廢百也、如一索再索之說、初間畫卦時也、不是恁地、只是畫成八卦、後便見有此象耳、皆所謂後天之學、

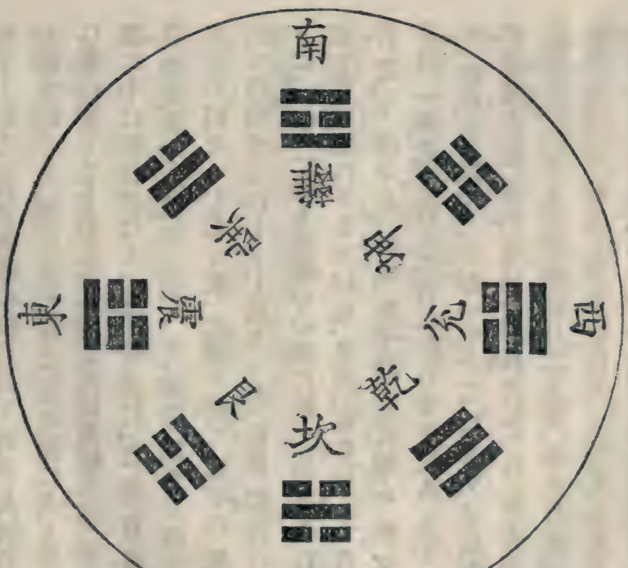
帝出乎震、齊乎巽、相見乎離、致役乎坤、說言乎兌、戰乎乾、勞乎坎、成言乎艮、

先天の圓圖には八卦對待の體を立つ、今此卦位は文王先天の易を取て位を更へ置て、一歳の運に象れる者也、【帝出乎震】帝は物を主宰するを以て云、天地の間造化の機を主て萬物を生成する如此なるはたれかこれをせしむるや、聲もなく臭もなくして測り知ることなけれども、實にこれを主宰する者あり、これを指て帝と云、萬物の生成皆帝の出入に由る、八卦の位震より起る、震は東方に居り時に於ては春たり、便是帝此より出づ、生意萌し動て、萬物始て發生する也、【齊乎巽】震に次ぐ者は巽也、巽は東南に居て時に於ては春夏の交也、帝此に於て齊、齊は畢く達するの意也、化育の機此に至て均く布く也、朱子曰、齊乎巽曉不得、【相見乎離】巽に繼ぐは離也、離は南方に居て時に於て夏也、帝の相見るゝことこゝに在り、光輝盛に明にして化育の機宣著するを相見ると云なり、出るよりして齊ひ、齊よりして相見る、至此盛に宣る也、【致役乎坤】これより帝の出たるが入らんとするに向ふの端也、離に次ぐ者は坤也、帝の役を致すことこゝにあり、致は委也、役は己れを役して物を養ふ也、帝こゝに至て萬物に力を委て元氣長育し、物として不養云ふことなき也、【說言乎兌】坤の後へにある者は兌也、時に於ては秋として西方に在り、帝こゝに至れば說ぶ、說は悅と同じ、言は助字也、意な

所なりと言ふは、坤卦の彖の辭に西南得朋、東北喪朋と者、此圖の方位と正に合へば也、卦の辭は是文王の作れる所にて、其辭此圖に合するを以て、文王の序られし卦位なることを知る也、先天の易は、初め未だ畫あらざる時より次第に分れて八卦となることを說く、故に方位對待を以て體を立つ、先天の圖の下に詳に說く所の如し、後天は八卦既に成の後、卦氣流行の序を說く、故に方位流行を以て序て易の用を言也、先天の方位は生ずる所を以て言ひ、後天は旺する所を以て言ふ、離は日也、日は東より生ず、故に先天は離東に居す、日の正しく照して旺するは、日の中する時也、故に後天にては離南に在り、坎は月とす、月は西より生ず、故に先天には坎西に居す、月の正く照して盛に旺するは夜分子の時也、故に後天の位は坎、北方に在り、其餘皆推て可知、震は卯に旺し、兌はに酉に旺するの類の如し、後天の序は五行を四時に播して運行をなす者也、震巽は木也、春を主る、故に震東方に在り、巽これに次で東南に居す、離は火也夏を主る、故に離は南方の卦とす、兌乾は金也秋を主る、故に兌を正秋として西におき、乾これに次で西北に在り、坎は水也冬を主る、故に北方の卦とす、坤艮は土也土は四季に旺す、故に坤土は夏秋の交にあり、西南の卦とす、艮土は在冬夏之交東北の卦とす、木金土は皆二つあり、水火は各々一つ也、これは木金土は形を以て旺し、水火は氣を以て旺するを以て也、坤は陰土也、故に西南の陰地に在り、艮は陽土也、故に東北の陽地に在り、震は陽木故に正東に在り、巽は陰木故に南に近くして陰に接る、兌は陰金也、故に正西、乾は陽金也、故に北に近くして陽に接る、運行して造化をなすの用は、說卦帝出乎震章にて詳に注す、朱子曰、據邵子說先天者伏羲所畫之易也、後天者文王所演之易也、伏羲之易、初無文字只有一圖以寓其象數而天地萬物之理、陰陽始終之變具矣、文王之易即今之周易、而孔子所爲作傳者是也、孔子既因文王之易以作傳則、其所論固當專以文王之易爲主、然不推本伏羲始畫之易只從中半說起不識向上根原矣、故十翼之中、如八卦成列、因而重之太極兩儀、四象八卦、而天地山澤、雷風水火之類、皆本伏羲畫卦之意而今

天地之終始、小而人物之生死、遠而古今之世變、皆不外乎此、只是一箇盈虛消息之理、如納甲之法、乾納甲壬、坤納乙癸、離納己坎納戊、巽納辛震納庚、兌納丁、艮納丙、亦是此、又如道家以坎離爲眞水火、爲六卦之主、而六卦爲坎離之用、亦不外此、又如火珠林占得一屯卦、則初九是庚子、六二是庚寅、六三是庚辰、六四是戊申、九五是戊戌、上六是戊子、都是這箇、玉齋胡氏曰、朱子意、蓋謂自有先天圖以後、如納甲法、道家修養法、下至火珠林占筮等書、莫不自先天圖出、此所謂天地萬物之理、盡在其中也、

文王八卦圖



右の卦位は乃是文王の所定にて邵子の所謂後天の易也、即ち今の周易、孔子の十翼を作れるも、此卦位の序を主として作れり、此卦位を文王の序る

ふべしとの意也、離は卯、坎は酉に當り、坤を子の半とするは常の位也、邵子は始る所を以て中として、皆正當の前一位に當らるゝ也、此の圖を以て見るべし、

又曰先天學心法也、故圖皆自中起、萬化萬事生于心也、

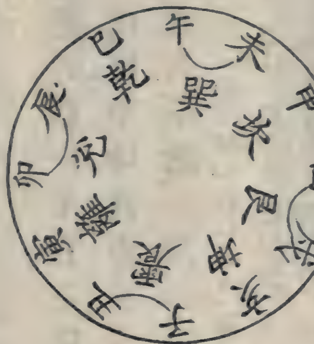
先天の學は是心上より說き出す、心の寂然として不動は太極也、物に感じ事に應じて動くは太極の判る也、これよりして萬化萬事生じ來る、此圖太極より兩儀、四象と分れ、中より起る、即是心法萬事皆心より生ずるなり、中より起とは、圓圖の中の白き處は是太極也、圖を左右に分くれば左に陽畫三十二、右に陰畫三十二あるは便是兩儀也、四方四つに分くれば一方ごとに陰陽各々十六也、十六陽十六陰四方にあるは四象也、八方に分てば一方ごとに或は陰か或は陽か八つゝあり、便ち八卦也、此の如く中より起て次第に分る、萬物萬化皆この裏より流れ出す、萬事皆心より生ずるの道理也、

又曰、圖雖無文、吾終日言而未嘗離乎是、蓋天地萬物之理、盡在其中矣、

伏羲先天の圖、文字言語なしと云へども、該る所甚だ廣し、易中の一字一義すべて此圖の中より流出せずと云ことなし、故に終日言て天下萬物の道理を論ずれども、竟に未だ嘗てこの圖に具る所の理に離れ乖くことあらず、蓋し天地萬物の理盡く此圖の中に在ればなり、邵子の詩に、自從會得環中意、閒氣胸中一點無と云へり、環は圓圖を指て云、其形の似たるを以て也、此詩を觀て邵子の圖上に於て自得せられしことを見るべし、自得如此なるときは、一言一語も皆圖中の理に根て出づ、これ終日言て竟に離れざる所以也、或問、圖雖無文、吾終日言之、不離乎是何也、朱子曰、先天圖今所寫者、是以一歲之運言之、若大而古今十二萬九千六百年、亦只是這圈子、小而一日十二時、亦只是這圈子、都從復上推起去、又曰、以月言之、自坤而震、月之始生初三日也、至兌則月之上弦、初八日也、至乾則月之望、十五日也、至巽則月之始虧、十八日也、至艮則月之下弦、二十三日也、至坤則月之晦、三十日也、又曰、一日有一日之運、一歲有一歲之運、大而

不ㇾ取して寅申を中とすること自ら可ㇾ知、陽の用は寅に始るは子の位に於て一陽生ずと云へども陽氣未だ地上に出でず、寅に至れば陽氣地に出で、溫和の氣始て事を用る也、陰の用は申に始ると云は、午の位に於て一陰生ずれども、陰尙微にして未だ陽

離當ㇾ寅坎當ㇾ申圖、



に害あらず、申に至ては陰著れて嚴凝の氣始て事を用ればなり、是用數は寅申の中に過ざる也、離を寅にあて坎を申に當れば、其餘も皆位を一位づゝくりよせて、乾は巳に當り、坤に亥に當り、兌は卯辰に當り、震は子丑に當り、巽は午未、艮は酉戌に當る、是皆數の本位までに不ㇾ及者にして、邵子は却て中とせるもの也、本位を以て言へば離は卯に當り、坎は酉にあたり坤子の半とす、これを以て推せば乾は午、坤は子兌は、辰巳、震は丑寅、巽は未申、艮は戌亥に當る、是皆四方の正中と四隅の會する處に當る、邵子は是を數常に踰る者とするは、始

離當ㇾ卯坎當ㇾ酉圖、



る處を取て其盛なるに處ることを怕れて也、其正位に至れば盛極れば消するに向ふを以て也、離は卯中に盡き、乾午中に盡るを以て見るべし、

〔小注〕此更宜ㇾ思、離當ㇾ卯坎當ㇾ酉、但以ㇾ坤爲ㇾ子半ㇾ可ㇾ見矣、

此注は正當の常の位を知得て後に、邵子の說を考

と上へ升り、乾の三陽に至る、陽皆下りして上る、是亦陽在陽中順行する也、右方の外卦姤は陰なし、大過一陰升卦に至て三陰也、此例にて一陰二陰三陰と下へ降、坤の三陰に至る、陰皆上よりして下る、是亦陰在陰中順行する也、これ皆眞至の妙理也、圓圖の卦位を按撿して見るべし、順逆の序自ら分明也、

又曰、復至乾、凡百一十有二陽、姤至坤凡八十陽、姤至坤凡百一十有二陰、復至乾凡八十陰、

復卦より乾に至るまで圖の左に在り、陽の方也、故に陽は多して百十二陽あり、陰は少して八十の陰爻あり、姤より坤に至までは圖の右に居て陰の方なり、故に陰は多して百十二畫の陰あり、陽は少して只八十畫也、玉齋胡氏曰、左邊一畫陽、便對右邊一畫陰、左邊一畫陰、便對右邊一畫陽、對待以立體、而陰陽各居其半也、由此觀之、天地間陰陽各居其半、本無截然爲陽、截然爲陰之理、但造化貴陽賤陰、聖人扶陽抑陰、故於消長之際淑慝之分、又不能不致其區別耳、豈容以槩論哉、

又曰、坎離者陰陽之限也、故離當寅坎當申、而數常踰之者、陰陽之溢也、然用數不過乎中也、

此一節は陰陽の往來は始め生ずること微にしてそろ〳〵と馴れ致して漸く著して事を用ふ、截然と端を更めて陰已に斷て後に陽繼で生じ、陽斷て後に陰繼で又生ずるにてはなきと云ことを論ずる也、坎離は陰陽の限とは坎離を申寅に當るに就て言ふ也、四時を以て言へば春は陽として寅に始る、是離の卦寅に當て陽の限際となる也、秋は陰たり申より秋始る、故に坎申に當て陰の限際となる也、數常に踰るとは、離は寅に當れども、寅の位にて盡きず、卯まで踰えて卯の中に至て盡く、坎は申に當れども、申の位にては不盡して酉まで踰て酉の中に至て盡く、是所當の寅申の限を踰て次の位に進む、是れを陰陽の溢ると言ふ也、【然用數―】用數は主として事を用るの數也、中と指す者は寅申也、邵子卯酉を以て陰陽の溢たるとするときは、卯酉を

皆巽也、陰陽の爻陰は二十畫、陽は二十八畫也、此れ四十八の中、二十八は震の中に於て剏したる所の陽也、

又曰、乾坤縱而六子横、易之本也、

圓圖南北を縱とす、乾は南に位し坤は北に位す、故に乾坤は縱也、東西と東南西北西南東北を横とす、離坎東西に在り、兌巽震艮四隅に在り、八卦對待して體立て位定る易の本也、

又曰、陽在陰中陽逆行、陰在陽中陰逆行、陽在陽中陰在陰中、則皆順行、此眞至之理、按圖可見之矣、

圓圖左は陽に屬す、右は屬陰、陽在陰中陽逆行すと云、右方の下坤は純陰にて陽なし、艮坎は一陽巽は二陽なり、陰は上より降るが順也、右方の陽は艮坎巽と下より升、是陽在陰中は逆行する也、陰在陰中陰逆行すとは左方の上乾は純陽にして陰なし、兌離は一陰、震は二陰なり、陽は下より上るが順也、陰其中に在て兌離震と上より下る、是陰在陽中は逆行する也、左方の下震は一陽、離兌は二陽、乾は三陽、これ陽左方の陽に在て、下よりして升、則ち陰在陽中順行する也、右方の上巽は一陰、坎艮は二陰、坤は三陰、これ陰右方の陰中に在て、上みよりして下、則陰在陰中は順行する也、これは皆圓圖内の八卦三畫卦の陰陽を以て言ふ也、外の八卦を以て言ても順逆の義は則異なることなし、右三十二卦上み姤の卦乾を首とし、下坤は坤を以て終とす、坤卦陽なし、剝一陽より否に至て三陽謙に陽なし、艮一陽遯に至て三陽、師に陽なし訟に至て三陽、升に陽なし、蠱一陽乾に至て三陽なり、陰の上より下る、中に在て下より一陽二陽三陽と上に升る、是亦陽在陰中逆行する也、左三十二卦も上乾の卦乾を首として、下復卦坤を以て終とす、乾三陽にして陰なし、夬一陰泰に至て三陰、履陰なし兌一陰、臨に至て三陰、同人陰なし革一陰、明夷に至て三陰、无妄陰なし隨一陰、復に至て三陰、陽の下より上る中に在て上より一陰二陰三陰と下る、是亦陰在陽中逆行する也、左の方復卦陽なし、頤一陽无妄に至て三陽也、此例にて一陽二陽三陽

剝坤に至までの八卦內卦皆坤卦也、八卦の爻又四十八也、否より坤に至るまでの八卦に、陽畫は十二、陰畫は三十六、此れ陰は四十八を四分にしたる其三分に居也、其一分十二の陽畫は、是乾の中に於て尅したる所の陽也、故に乾は三十六の陽を得、坤は十二の陽を得たり、坤に於て一分爲陽所尅不曰ことは、乾坤ともに陽を主とするを以て也、乾は固に陽を以て主とす、故に陽三十六也、坤も亦陽を以て主とす、故に所尅の十二の陽を得、只陰は多くして陽は少きのみ也、玉齋胡氏曰、乾固以陽爲主、而坤亦以陽爲主也、可見天道貴陽、賤陰、聖人扶陽抑陰之義、邵子得之耳、

〔小注〕兌離以下更思之○今按兌離二十八陽二十陰、震二十陽二十八陰、艮坎二十八陰二十陽、巽二十陰二十八陽、

邵子乾坤を以て陽爻陰爻の多少を言て、六子をば不及言、これ一隅を擧て見す也、兌離より以下は更に推て思ひ見るべしと也、【今按】には既に思之と云故に、一圈をなして今按にと云て、六子の陰陽畫數を明す也、圓圖の左方兌と離と列す、履卦より兌睽歸妹中孚節損臨までの八卦、內卦皆兌の卦也、八卦陽爻は二十八畫、陰爻は二十畫也、四十八の中二十は陰の爲めに尅せらるゝ也、按ずるに四十八を十二に分て、陽は其七分に居す、其五分は陰の爲に尅せらるゝ也、同人より革離豐家人既濟賁明夷までの八卦は、內卦皆離也、八卦凡て四十八爻の中、陽爻は二十八畫、陰爻は二十畫也、此れ四十八の中、二十は陰の爲に尅せらるゝ也、左の下无妄より隨噬嗑震益屯頤復までの八卦は、內卦皆震也、四十八の中陽爻二十畫、陰二十八畫也、これ四十八の中、二十八は陰の爲に尅せらるゝ也、右方には艮坎列す、遯より咸旅小過漸蹇艮謙までの八卦は內卦皆艮也、八卦の陰爻陽爻凡て四十八の中、陰爻二十八畫、陽爻二十畫也、此れ四十八の中、二十畫は兌の中に於て尅したる所の陽也、訟より困未濟解渙坎蒙師まで八卦は內卦皆坎也、陰陽の爻凡て四十八の中、陰爻は二十八、陽爻は二十也、此れ四十八の中、二十は離の中に於て尅したる所の陽也、右の上姤より大過鼎恒巽井蠱升までの八卦は內卦

は上に位し、卑き者は下に位するの義に取也、

乾坤定上下之位、坎離列左右之門、天地之所以闔闢、日月之所以出入、春夏秋冬、晦朔弦望、晝夜長短、行度盈縮、莫不由乎此矣、

乾は上に居、坤は下に居て、上下の位を定め、坎は西に在て月門たり、離は東に在て日門たり、左右の二門對列す、上下位定り、左右門立つときは、天地の造化或は闔ぢ、或は闢くる所、日月の互に出入るところ、皆これに由て闔闢し出入す、一歳にして言へば、春夏秋冬、一月にして言へば晦朔弦望、一日の中にては晝夜の長と短と、運行の躔度、或は盈或は縮まるの類、悉皆上下左右に由るに非ずと云ふことなし、此の字は上下左右を指て言ふ也、思齋の翁氏は專ら坎離を主として看る、東方の卯は日門とす、太陽の生ずる所也、西方の酉は月門とす、太陰の生ずる所也、日月此二門に出入するのみに非ず、天地の萬物を開發するも寅に始ると云へども卯に至て門彌々開く、萬物を閉翕すること戌に始ると云へども、酉に至て門密に闔づ、是天地の闔闢も實に坎離の二門に由る、一歳春秋一月の晦朔、一日の晝夜行度、都て左右の二門に由らずと云ことなし、此れ極めて坎離の功用大なることを賛して言ふ者也、翁氏專ら坎離の功を云、と說けども、上下定らずんば豈に左右立んや、乾坤坎離兼て說べし、

又曰、乾四十八而四分之、一分爲陰所尅也、坤四十八而四分之、一分爲所尅之陽也、故乾得三十六、而坤得十二也、

乾は四十八とは畫の數也、乾坤皆內卦を以て言ふ、圓圖乾より夬大有大壯小畜需大畜泰までの八卦、內卦皆乾也、八卦の爻、陰陽共に四十八畫也、四十八を以て四つに分てば、其一分十二也、乾より泰に至るまでの八卦に陽爻三十六畫、陰爻十二畫あり、是陽は四分の三に居て、一分は陰の爲めに尅せらるゝ也、尅は損削也、坤四十八は否より萃晉豫觀比

一陰を生ずる也、

又曰、震始交陰而陽生、巽始消陽而陰生、兌陽長也、艮陰長也、

此一節は先づ震巽艮兌の四維に在る所の卦を論じて、さて此後に乾坤坎離の四方の正位に居る卦を說き及す也、震始て陰に交て陽生ずとは、圓圖震の卦坤と相接して☳一陽下に生ずるを云、巽始消陽て陰生ずとは、巽卦乾に接り長じ極たる陽を殺ぎ、消して、始て一陰を下に生ず☴是也、震は陰極より始て陽を生ずる卦也、兌卦は一陽の上、又一陽を生じて☱、是陽の長ずる也、艮卦は一陰の上に又一陰を生じて☶、是陰の長ずる也、

震兌在天之陰也、巽艮在地之陽也、故震兌上陰而下陽、巽艮上陽而下陰、

震兌は在天の陰とは、前に出す所の經世演易圖に乾一を太陽とし、兌二を太陰とし、離を少陽とし、震を少陰とす、此四卦皆自陽儀中來、故爲天四象、邵子震を以て天の小陰とし、兌を天の太陰とす、天の陰とする故に震兌の二卦、陰爻皆上に在て陽爻皆下在り、【巽艮在地之陽】とは、演易圖に巽を少剛とし、坎を少柔とし、艮を大剛とし坤を大柔とす、此四卦陰儀の中より來る故に地の四象とす、此れ邵子巽を以て地の少剛とし、艮は地の太剛とす、剛は陽也、地の陽とする故に巽艮の二卦、陽爻皆上に在て陰爻皆下にある也、

天以始生言之、故陰上而陽下、交泰之義也、地以既成言之、故陽上而陰下、尊卑之位也、

天は始て物を生ずることを主て氣を施す、始て物を生ずるの初は、陰陽交泰して妙合するに非ざれば生ずること不能、故に陰は升て上に在り、陽は降て下に在り、是交泰の義也、交泰とは下はのぼり上はくだりて相交て通泰する也、☷☰地天泰卦の象也、泰象云、天地交泰、地は物を成すことを主て形を具ふ、萬物の形狀既に成るの後は尊卑の位定る、故に陽は上に在り、陰は下に在り、是れ尊き者

坎艮は陰の再交、故に陰浸く多し、

又曰、無極之前、陰含陽也、有象之後、陽分陰也、

無極は、周子の太極圖に無極而太極と謂る無極に非ず、邵子は只圖の上に就て卦氣循環の意を說けり、邵子の謂へる無極は、坤の陰極て復の陽に交んとする間を指て無極と云、無極の前と云は、坤より右旋して反りて姤までに至るを無極の前と云、坤復の間をさして無極と云處よりは皆前に有を以て也、有象之後は、復の卦より左旋して順に乾までに至るを云、復よりして後へに引て乾に至るを以て也、圓圖右邊姤卦より坤に至までは陰に屬す、陰は物を殺して有よりして無となる、坤の復に交んとするときは陰の極無の極也、故に此處より前を無極の前と云、左邊復より乾に至までは陽に屬す、陽は物を生じて無よりして有となる、復の始て生ずるは生物の始め有るの象也、故に此處より後を有象の後と云、右一邊は陰に屬して陰中に有陽、故に一陰の始より六陰の坤まで陰を以て陽を含む、含と云は、陰は闔ることを主る、翕め聚むる者は物を內に含蓄す、故に含むと云、右邊陰の中陽爻八十あるは、是陰の所含の陽也、左邊は陽に屬して陽中に陰あり、故に一陽の復より六陽の乾まで陽を以て陰を分つ、分と云は、陽は開くことを主る、發散する者は物を外に分布す、故に分つと云、左邊陽の中陰爻八十あるは即ち是陽の所分の陰也、

陰爲陽之母、陽爲陰之父、故母孕長男而爲復、父生長女而爲姤、是以陽起於復、而陰起於姤也、

陰中に陽を生ず、故に陰は陽の母とす、陽中に陰を生ず、故に陽は陰の父とす、母は坤を指す、長男は文王八卦に震を長男とす、☷坤母☳震の長男を孕むときは☷☳地雷復の卦となる、父は乾を指す、長女は文王八卦に巽を長女とす、☰乾父☴巽の長女を生むときは☰☴天風姤卦となる、陰に孕むと云は內に含を以て也、陽に生ずと云は外に分つを以て也、陰は陽を孕み、陽は陰を生ず、故に陽は復より起る、陰中一陽を生ずる也、陰は姤より起る陽中

乾以分之とは、天地の間は本是一元氣の流行也、元氣一は動き、一たびは靜にして、一動一靜循環するのみなり、其流行の體となつて統べ、宰て健にして不息者は乾也、乾は動靜ともに不包と云ことなし、分つときは陽剛陰柔あれども、陽剛は乾の動也、陰柔は乾の靜也、陰陽乾の動靜にして乾實に君宰となつて陰陽を分つ、故に乾以分之と云、坤は至陰にて終を括翕して物皆坤に歸藏す、故に坤以翕之と云、震は長ずるの始也、これ本文に雷以動之と云者也、震より長ずるに向ひ、漸々長じて離兌を歷て乾に至れば長ずること極て陽陰に分れんとする分限也、既に陰に分れて巽消之、巽より消するに向ひて漸々消して坎艮を歷て坤に至るときは消すること極て純陰の翕聚となつて歸復をなす、これ本文に坤以藏之と云者也、これ長ずること極れば陰に分れ、分るれば消するに向ひ、消極れば翕、翕れば復生じて、長ずるに向ひ循環して端なき也、玉齋胡氏曰、乾至陽也、居上而臨下、故曰君以震離兌之陽、得乾而有所君宰、坤至陰也、居下而括終、故曰藏、以巽坎艮之陰、得坤而有所歸宿、諸卦皆乾之所君宰、聖人特以君言之、造化貴陽之大義、聖人扶陽之至意、昭昭矣、

乾坤定位也、震巽一交也、兌離坎艮再交也、故震陽少而陰尙多也、巽陰少而陽尙多也、兌離陽浸多也、坎艮陰浸多、

乾は純陽坤は純陰也、二純は相交らず故に乾は陽の純を以て上に居、坤は陰の純を以て下に居て、上下の位を定る也、震巽は一交とは震の卦は下の一爻に陽交りて☳二陰一陽也、巽卦は下の一爻に陰交りて☴二陽一陰也、兌離は再交とは、陽交の上再び第二爻に陽交るときは☱一陰二陽兌の卦也、第三爻に陽交るときは☲上下の二畫陽中畫陰離の卦也、又坎艮の再交は、一交の上再び第二爻に陰交るときは一陽二陰艮の卦也、第三爻に陰交るときは、上下の二畫は陰、中畫は陽、坎の卦也、震は陽の一交故に陽少して陰尙多し、巽は陰の一交故に陰少して陽尙多し、坎離は陽の再交、故に陽浸く多し、

何也、蓋四象八卦之位、邵子以陰陽剛柔四字分之、朱子唯以陰陽二字明之、其論四象既殊、則論八卦亦異、邵子以乾兌離震爲天四象者、以此四卦自陽儀中來、以巽坎艮坤爲地四象者、以此四卦自陰儀中來、朱子則以乾兌艮坤、生於太陽太陰、故屬其象於天、離震巽坎生於少陰少陽、故屬其象於地、二者各有不同也、但詳玩邵子本意、謂陰陽相交者、指陽儀中之陰陽、剛柔相交者、指陰儀中之剛柔、是以老交少少交老、而生天地四象、其機混然而無間、朱子易陽爲太陽、陰爲太陰、剛爲少陽、柔爲少陰、二太相交而生天四象、二少相交而生地四象、其分粲然而有別、朱子之說、雖非邵子本意、然因是可以知圖之分陰分陽者、以交易而成、象之或老或少、初不易其分也、朱子嘗言、文王後天八卦、震東兌西、爲長少相合於正方、巽東南艮東北、爲長少相合於偏方、以長少之合爲非其偶、必若伏義先天八卦、震以長男而合陰長之巽、爲雷風不相悖、艮以少男而合陰少之兌、爲山澤通氣、以長合長、少合少爲得其偶、又言、無伏羲底做文王底不成、其歸却在伏羲上、今邵子說四象之交、即文王之說也、朱子說四象之交、即伏羲之說也、觀朱子說、實廣邵子未盡之意、而觀邵子說者亦庶乎有折衷矣、

故一分爲二、二分爲四、四分爲八、八分爲十六、十六分爲三十二、三十二分爲六十四、猶根之有幹、幹之有枝、愈大則愈小、愈細則愈繁、

太極兩儀を生じてより、陽は升り陰は降て相交て各々陰陽を生じ、兩々相分る、故に一分れて二となり、二より倍々して四となり、八となり、八より又十六となり、三十二となつて、終に六十四となる也、猶植木の根あつてより幹あり、幹は木身なり、幹よりして生じて枝あるが如し、本大なるときは末愈々小なり、分るところ愈々細なれば其杪愈々繁し、太極より分れて萬物生ずる所以の者、これに依て見つべし、

是故乾以分之、坤以翕之、震以長之、巽以消之、長則分、分則消、消則翕也、

八卦相錯、而後萬物生焉、

四象既に八卦を生ず、八卦各々一卦の上ごとに八卦を加へて相錯るときは、六十四卦となる、第三爻相交るときは、第四爻の一陰一陽を生ず、坤より乾の下の半に交れば、乾の上に一陰一陽を生じて第四爻となる☰、六十四卦全く成るの以後より看れば、☰は乾夬大有大壯四卦の第四爻也、☰は小畜需大畜泰四卦の第四爻也、又乾より坤に交るときは、坤の上に一陰一陽を生じて第四爻となる☷、六十四卦全く成の後より看れば☷は否萃晉豫四卦の第四爻也、☷は觀比剝坤四卦の第四爻となる、其餘の艮は兌に交り、巽は震に相交るの類例を以て推て知るべし、三爻相交て四爻生ずる時は、下三爻の八卦亦分れて十六となる、第四爻又右の例の如くに相交る時は、四爻の上一陽一陰を生じて第五爻となる、五爻の一陽一陰は各二卦づゝの第五爻也、下の四爻又分れて十六、三十二となる也、其五爻又相交るときは又六爻の一陰一陽を生ず、五爻の上に一陰一陽を生ずれば、一陰一陽各々一卦の第六爻となる、☰乾は五爻の上の一陽、☰夬は

五爻の上の一陰の類の如し、六爻生ずれば下の五爻も分れて三十二、六十四となる、八卦に八卦を乘じても六十四卦となり、又三畫生じ八卦となりて後、加一倍の法を以て八卦に三たび倍しても亦六十四となる也、此の段は通じて圓圖を論ずれども、一陰一陽漸次に生じて六十四と分る次第は、橫圖の兩儀より次第に奇偶生じて、兩々排列する序を以て明したる者にて、圓圖橫圖の趣一にして二致なし、八卦相錯て六十四卦全く成て三百八十四爻悉く備るときは、三才の道理天下の物事爻象の中に具へずと云ことなし、故に萬物生焉と云也、玉齋胡氏曰、嘗合邵子朱子之說考之、邵子以太陽爲陽、少陰爲陰、少陽爲剛、太陰爲柔、此四象也、朱子釋之乃曰、陽爲太陽、陰爲太陰、剛爲少陽、柔爲少陰、其言陽與剛同、而言陰與柔異何也、邵子以太陽爲乾、太陰爲兌、少陽爲離、少陰爲震、四卦天四象、少剛爲巽、少柔爲坎、太剛爲艮、太柔爲坤、四卦地四象、天地各四象、此八卦也、朱子釋之曰、乾兌艮坤生於二太、故爲天四象、離震巽坎生於二少、故爲地四象、其言乾兌巽坎同、而言離震艮坤異

ば☶艮となる、太陰の上に陰を生ずれば☷坤とす、【陰交於陽】太陰の上の半太陽の下の半に交るときは、太陽の中にて第三爻の一陰一陽を生ず、太陽の上に陽を生ずるを☰乾とし、太陽の上に陰を生ずるを☱艮とす、艮坤乾兌は、太陰太陽の二太より生ず、故に天に屬す、此四卦を天の四象と云也、剛交於柔、剛は⚍少陽を云、柔は⚎少陰を云也、少陽の上の半、少陰の下の半に交るときは、少陰の中にて第三爻の一陰一陽を生ず、少陰の上に陽を生ずるを☲離とす、少陰の上に陰を生ずるを☳震とす、柔交於剛は少陰の下の半、少陽の上の半に交るときは、少陽の中にて第三爻の一陰一陽を生ず少陽の上に陽を生ずるを☴巽とす、少陽の上に陰を生ずるを☵坎とするなり、離震巽坎は少陰少陽の二少より出づ、故に地に屬す、此四卦を地の四象と云也、天の四象地の四象合せて八つ、是四象を以て八卦を生ずる也、さて六十四卦全く成るの以後より看れば、左の方太陽の半上の一陽は、乾、夬、大有、大壯、小畜、需、大畜、泰、八卦の第三爻となる也、太陽の半下に生じたる一陰は兌の卦となる、これ則ち履、兌、睽、歸妹、中孚、節、損、臨、八卦の第三爻となるなり、右の下太陰半上に生じたる一陽は艮の卦となる、これ則ち、遯、咸、旅、小過、漸、蹇、艮、謙、八卦の第三爻となる、太陰の半下に生じたる一陰は坤の卦となる、これ則ち否、萃、晉、豫、觀、比、剝、坤、八卦の第三爻となる也、左の下少陰の半上に生じたる一陽は離の卦となる、これ則ち同人、革、離、豐、家人、既濟、賁、明夷、八卦の第三爻となる也、少陰の半下に生じたる一陰は震の卦となる、これ則ち无妄、隨、噬嗑、震、益、屯、頤、復、八卦の第三爻となる、右の上少陽の半上の一陽は巽卦となる、これ則ち、姤、大過、鼎、恒、巽、井、蠱、升、八卦の第三爻となる、少陽半下に生じたる一陰は坎卦となる、これ則ち、訟、困、未濟、解、渙、坎、蒙、師、八卦の第三爻となる也、さて前の變に、初爻の兩儀四象を生じて分れて四となりたるが、今又四象八卦を生ずれば、初爻二爻皆分れて八つとなる也、圓圖に即て見るべし、

爻也、但兩儀既に分るの初め、一奇の中にはや三十二段あるに非ず、ひたと累變し六十四となりての後よりみれば、一奇は是左三十二卦の初爻、一偶は右三十二卦の初爻なることを見也、

陽上交於陰、陰下交於陽、而四象生矣、

此一節は第一爻より、第二爻を生ずるを云ふ也、【陽上交於陰】とは、陽は左方の奇也、これを下とす、陽は東北より始る、圖に在て左の下也、故に陽は上るとと云、陰は右方の偶也、これを上とす、陰は南西より始る、圖に在て右の上也、故に陰は下るると云、相交の様子は◯、左の陽の下の半上つて、右陰の上の半に交るときは、則ち◎、右の陰儀の中にて、第二爻の一陰一陽を生ず、陰の上に陽を生ずるを⚎少陽とし、陰の上に陰を生ずるを⚏太陰とす、さて右の陰の上の半下りて、左の陽の下の半に交るときは◎左陽儀の中にて第二爻の⚍一陰一陽を陽の上に生ず、陽の上に陽を生ずるを⚌太陽と云、陽の上に陰を生ずるを⚍少陰とす◎、所謂兩儀より四象を生ずる也、さて六十四卦成就の後より看れば、左の上太陽は、乾、夬、大有、大壯、小畜、需、大畜、泰、履、兌、睽、歸妹、中孚、節、損、臨、以上十六卦の第二爻となる也、又左の下小陰は、同人、革、離、豐、家人、既濟、賁、明夷、无妄、隨、噬嗑、震、益、屯、頤、復、以上十六卦の第二爻也、又右の上少陽は、姤、大過、鼎、恒、巽、井、蠱、升、訟、困、未濟、解、渙、坎、蒙、師、以上十六卦の第二爻也、右の下太陰は、遯、咸、旅、小過、漸、蹇、艮、謙、否、萃、晉、豫、觀、比、剝、坤、以上十六卦の第二爻となる、兩儀より四象を生ずれば、初爻の兩儀◯も、亦分れて左の上下右の上下⚏四つとなる也、これを陽上て陰に交り、陰下て陽に交り、四象を生ずと云也、

陽交於陰、陰交於陽、而生天之四象、

剛交於柔、柔交於剛、而生地之四象、

此一節は第二爻より第三爻を生ずるを云也、陽は⚌太陽を云、陰は⚏太陰を云◎◜、太陽の下の半、◞太陰の上の半に交るときは◑、太陰の中にて第三爻の一陰一陽を生ず、太陰の上に陽を生ずれ

す、何なれば震は一陽、離兌は二陽、乾は三陽、陽卦ばかりを左方にかたよせたり、巽は一陰、坎艮は二陰、坤は三陰、陰卦ばかりを右方にかたよせて、稍〻安排に渉て自然ならざるに似たる所あり、易畫の成る所以は、乾より横に排て坤八まで至る、此れ則全く自然の生次にて、已に生じたるよりして未だ生せざるを得、其先後始終は先天の横圖と圓圖の右方、巽より坤に至るの序の如くなるが、便易畫の成る所以の次第也、故易は逆數なりと云、

○又曰太極既分兩儀立矣、

圏外又邵子の説を擧ぐ、此節太極既分と云より、愈細則愈繁と云に至まで、通じて六十四卦の圓圖を論す、申て八卦相錯て六十四卦となり、此圓圖となることを云也、邵子の本意と、朱子此節を釋して、袁機中に答へられし説とは、少く異同あり、章末に於て詳に論す、邵子の説をこゝに載す、末の朱子の説の異同を辨ずるところにて、參考して見べし、此一節下に至まで、皆朱子の釋義に依て説也、邵子經世演易圖、以一動一靜之間爲太極、以動靜分兩儀、以陰陽剛柔分四象、以太陽太陰少陽少陰分乾兌離震、爲天四象、以少剛少柔太剛太柔分巽坎艮坤、爲地四象、所謂八卦也、動而陽、靜而陰、太極生兩儀也、一奇爲陽儀居圖左方、一偶爲陰儀居圖右方、左爲下、故自下而上交於陰而生陰陽二象、右爲上、故自上而下、交於陽而生剛柔二象、兩儀生四象也、陰交於陽而生乾一爲太陽、兌二爲太陰、陽交於陰而生離三爲少陽、震四爲少陰、此四卦者自陽儀中來、故爲天之四象、柔交於剛而生巽五爲少剛、坎六爲少柔、剛交於柔而生艮七爲太剛、坤八爲太柔、此四卦者皆自陰儀中來、故爲地之四象、四象生八卦也、八卦相錯而後萬物生焉、一卦之上各加八卦、以相間錯、則六十四卦成矣、朱子曰陰陽是陽中之陰陽、剛柔是陰中之剛柔、

【太極既—】此一節は第一爻を以て言ふ、圓圖の中の空を太極とす、太極一動一靜して陰陽を生ず、左の一奇を陽とし右の一偶を陰とす、○所謂兩儀と云者也、此兩儀、六十四卦成就の以後より視れば、左の一奇は乾より復卦に至まで三十二卦の初爻也、右の一偶は姤より坤に至までの三十二卦の初

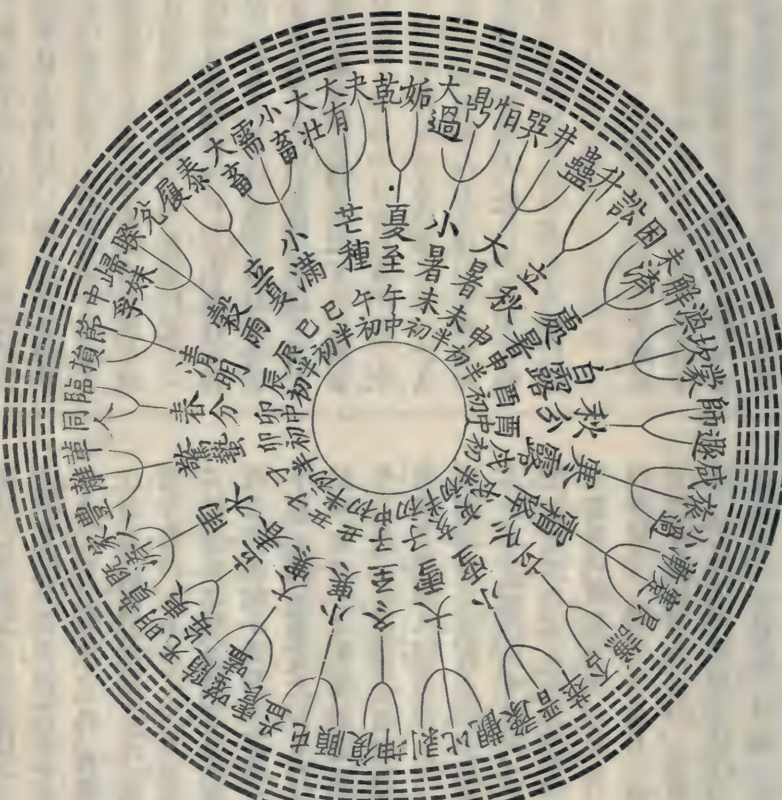
卦七月、又隔四卦得觀八月、又隔比一卦得剝九月、剝接坤十月、坤接復、周而復始、循環無端、卦氣左旋、而一歲十二月之卦、皆得其序、但陰陽初生、各歷十六卦而後一月、又歷八卦再得一月、至陰陽將極處、只歷四卦為一月、又歷一卦遂一併三卦相接、其初如此之疎、其末如此之密、此陰陽盈縮、當然之理歟、然此圖於復卦之下、書曰冬至子中、於姤卦之下、書曰夏至午中、此固無可疑者、獨於臨卦之下、書曰春分卯中、則臨卦本為十二月之卦、而春分合在泰卦之下、於遯卦之下、書曰秋分酉中、則遯卦本為六月之卦、而秋分合在否卦之下、是固有不可曉者、朱子答曰、伏羲易、自是伏羲說話、文王易自是文王說話、固不可交互求合、所看先天卦氣盈縮、極子細、某亦嘗如此、理會來而未得其說、陰陽初生、其氣中固緩然不應如此之疎、其後又却如此之密、大抵此圖布置、皆出乎自然、不應無說、當更思之、愚謂、前說以復為冬至子半、推之凡二十四氣、在諸卦皆各有所屬、此朱子所謂伏羲說話也、周謨所問、十二月卦氣不同、朱子所謂自是文王說話、不可交互求合也、又嘗曰、先天圖八卦、各自為一節、不論月氣先後、斯言盡之矣、尚何疑之有、但朱子曰、卦氣盈縮不應無說、愚嘗反覆思之、竊謂先即內八卦、以推十二月之卦、獨坎離各八卦無預於月分者、坎第三畫、陰在陽上、離第三畫、陽在陰上、非陰陽之以次而生者、故不可當月分、若夫震巽、陰陽之初生者也、一陽一陰在下、故各八卦、當十一月與五月、艮兌陰陽浸長者也、二陽二陰在下、故各八卦、當十二月與六月、乾坤陰陽之極盛者也、三陽三陰之全、故乾八卦、當正月與四月、坤八卦當七月與十月、陰陽之初生者宜緩矣、又以坎離間之、故不期疎而愈疎、其浸長者宜稍速矣、又踰於坎離之間、故視震巽為稍密、至於三陽之乾、陽氣方出地上、溫厚之氣浸々用事、故四陽盛之月、皆聚於乾、三陰之坤、陰氣方入秋初、嚴凝之氣、浸々用事、故四陰盛之月、皆聚於坤、雖欲其疎亦不可得也、此或可以見卦氣盈縮之由矣、

然本易之所以成、則其先後始終、如橫圖及圓圖右方之序而已、故曰易逆數也、

圓圖の運行を以て分列するは、陰陽消長の次第を見るには足れども、易の生ずる本の次でにはあら

に屬す、師より遯に接る中間を秋分とす、師は䷆下坎上坤、遯は䷠下艮上乾、故に師の下卦の坎と、遯の下卦の艮との間を指て、坎艮之中を秋分とすと云、是より寒露霜降立冬小雪大雪の五氣を過て、坤の末に至れば陰氣已に盡て又冬至に交て一陽を生ず、卦畫の生次は巽坎艮坤にして、運行も亦巽より一陰始て右に旋るときは、進で未だ生ぜざるの卦坎を得、坎より又進て艮を得、又進て坤を得、次第に未だ生ぜざるの卦を得る、たとへば朔日よりして二日三日と逆に將來の日を計るが如し、已に巽に始るときは、未だ生ぜざる者と云へども坎艮坤を得ると云ことを推て知べし、逆じめ來るべき者を推て知るは逆にして難し、故に知來者は逆なりと云也、圓圖を二十四氣にあつること、別に圖をなす、右に見えたり、

玉齋胡氏曰、嘗因邵子半之說推之、以卦分配節候、復爲冬至子之半、頤屯益爲小寒丑之初、震噬嗑隨爲大寒丑之半、无妄明夷爲立春寅之初、賁既濟家人爲雨水寅之半、豐離革爲驚蟄卯之初、同人臨爲春分卯之半、損節中孚爲清明辰之初、歸妹睽兌爲穀雨辰之半、履泰爲立夏巳之初、大畜需小畜爲小滿巳之半、大壯大有夬爲芒種午之初、至乾之末交夏至午之半焉、此三十二卦、皆進而得夫震離兌乾已生之卦也、姤爲夏至午之半、大過鼎恒爲小暑未之初、巽井蠱爲大暑未之半、升訟爲立秋申之初、困未濟解爲處暑申之半、渙坎蒙爲白露酉之初、師遯爲秋分酉之半、咸旅小過爲寒露戌之初、蹇漸艮爲霜降戌之半、謙否爲立冬亥之初、萃晉豫爲小雪亥之半、觀比剝爲大雪子之初、至坤之末交冬至子之半焉、此三十二卦、皆進而得夫巽坎艮坤未生之卦也、二分二至四立總爲八節、每節各計兩卦、如坤復爲冬至、无妄明夷爲立春、同人臨爲春分之類是也、八節計十六卦、十六氣計四十八卦、合之爲六十四卦、此以卦配氣者然也、○又按、周謨問、先天卦氣相接、皆是左旋、蓋乾接以巽初、姤卦便是一陰生、坤接以震初、復卦便是一陽生、自復卦一陽生十一月、盡震四離三一十六卦、然後得臨卦十二月、又盡兌二凡八卦、然後得泰卦正月、又隔四卦、得大壯二月、又隔大有一卦得夬三月、夬接乾四月、乾接姤、自姤一陰生五月、盡巽五坎六一十六卦、然後得遯卦六月、又盡艮七凡八卦、然後得否



大過
姤
乾
夬
大有
大壯
小畜
需
大畜
泰
履
兌
睽
歸妹
中孚
節
損
臨
同人
鼎
恒
巽
井
蠱
升
訟
困
未濟
解
渙
坎
蒙
師
遯
咸
旅
小過
漸
蹇
艮
謙
否
夏至
芒種
小滿
立夏
穀雨
清明
春分
驚蟄
小暑
大暑
立秋
處暑
白露
秋分
寒露
霜降
立冬
午中
午初
巳半
巳初
辰半
辰初
卯中
未初
未半
申初
申半
酉初
酉中
戌初
戌半

あり、兌二より次に離、次に震、次に巽、次に坎、次に艮、次に坤、皆次第を以て生じ、乾一より横に排て至坤八此れ全く自然に生じて已に生じたるより未だ生ぜざる者得、此れ易卦の成立する所以也、

而圓圖之左方、自震之初爲冬至離兌之中爲春分、以至乾之末而交夏至焉、皆進而得已生之卦、猶自今日而追數昨日也、故曰數往者順、

圓圖の左右あるは、先六十四卦を以て排て横圖となして看れば、震巽復姤正中にあり、故に中より取て二つに分ち、震を北の始として乾に至るまでを左方に列し、巽を南の始として坤に至るまでを右方に列し、震復より左旋して乾に至り、巽姤より右行して坤に至れば、便ち圓圖となる、震の初は復の卦也、坤子の中に盡て一陽下に復す、これを冬至と云、復卦は下震上坤にて坤より冬至に交るの卦也、故に震の初䷗復を冬至とす、これより左に旋り、小寒大寒立春雨水驚蟄の五氣を過て春分に至れば二月の中也、離兌の中は同人と臨との間也、同人の前革の卦は驚蟄に屬し、臨の後損の卦は清明に屬す、同人より臨に接る、中間を春分とす、同人は䷌下離上乾、臨は䷒兌下坤上、故に離兌の中を春分とす云、これより清明穀雨立夏小滿芒種の五氣を過て乾の末に至れば、陽氣已に盡て夏至に交る、卦畫の生次は乾兌離震にして、運行震に始て乾末に至るときは、是皆進で已に生じたる卦を得る也、たとへば猶今日より昨日とあとへ數へもどるが如し、已に往き去りたるあとを數ふるは順にして易し、故に數往者順なりと云、

其右方自巽之初爲夏至坎艮之中爲秋分以至於坤之末而交冬至焉、皆進而得其未生之卦、猶自今日而逆計來日也、故曰知來者逆、

圓圖の右方は南の巽より始る、巽の初は姤也、乾の陽午中に盡て一陰下に生ず、これを夏至と云、姤の卦は下巽上乾にて、乾より夏至に交るの卦也、故に巽の初䷫姤の卦を夏至とす、これより右に旋り小暑大暑立秋處暑白露の五氣を過て秋分に至れば、八月の中也、坎艮の中は師卦と遯卦の中間也、師の前の蒙卦は白露に屬し、遯の後の咸卦は寒露

夫易之數、由逆而成矣、此一節直解圖意、若逆知四時之謂也、

此れ横圖成書の序を論ずる也、乾より坤に至る、皆未生の卦也、卦畫の始て生ずること、兩儀四象より八卦となり、六十四となる、勢ひ皆一倍の法を以て兩々生じ去るを觀るときは、未だ生じ出ざる者も推て知るべし、八卦の未成よりして推て看れば、⚌太陽未だ交らざる以前は、乾も未だ生ずることなし、太陽の上に一⚊を生ずるときは☰乾始て生ず、兌は猶未だ生ぜず、然れども太陽の一奇を生ずるときは、其勢必ず一偶をも生ぜざれば、不已、これ乾の生ずるに即て、逆め推て太陽の上に一偶を生じて、必兌となるべきことを兌の未生前より已知也、⚎少陽未だ交らざる前は、離と云者も未だ生ぜず、少陰の上に一⚊を生ずるときは☲離始て生す、震は猶未だ生せず、然れども少陰已に一奇を生ずるときは、其勢必一偶をも生ぜざれば不已、これ離の生ずるに即て、逆め推て少陰の上必ず一⚋を生じて☳震となるべきことを震の未だ生ぜざる前より已に知る也、如此に逆め推ときは少陽の上にも奇偶を生じて巽坎となり、太陰の上にも奇偶を生じて艮坤となること推て知べし、太陽の上始て奇を生じて乾となるときは、はやこれに因て推て兌離震巽坎艮坤も次第に生ずることを知、これより推て終に六十四卦となるときは、易の數は逆を以て成る者也、【此一節】とは本文、是故易逆數也の六字を指て言ふ、逆數也と云は、直に方圖の意を解する也、たとへば春よりして夏を推て、春の後は必夏なることを知り、夏よりして秋を推して、夏の後は必ず秋なることを知り、秋よりして冬を推して秋の後は必ず冬なることを知るは、此れ逆に四時を知也、未生の卦を推して知るも亦この謂の若くなると也、

【小注】以横圖觀之、有乾一而後有兌二、有兌二而後有離三、有離三而後有震四、有震四而巽五坎六艮七坤八、亦以次而生焉、此易之所以成也、

横圖卦畫の成る次第を云、乾一あつてより次に兌

邵子の此說は、皇極經世書觀物外篇に見えたり、此一節は本文二章を指て言ふ、伏羲の八卦は即ち先天方圖の圖を指す、八卦相錯ると云は八卦各々八卦に乘じ、これは彼れに交り、彼れは此れに錯り、交々相錯りて六十四卦となることを明し曉する辭なると也、

數往者順、若順天而行、是左旋也、皆已生之卦也、故云數往也、知來者逆、若逆天而行、是右行也、皆未生之卦也、故云知來也、

數往知來の說、本文に於て既に解釋す、大抵卦畫の已に生じたるを往とす、未だ生ぜざる者を來とす、橫圖を前後二つに分て、前の四卦は圓圖の左方に列る、成卦の次は乾一兌二離三震四にて、圓圖に在て運行の次では震に始て却行し、離兌乾と進て已に生じたるの卦を得て左へ數ふ、天道は左旋す、此四卦左の方へ旋ること天に順て行くが如し、左旋は北よりして東の方へ如此に旋るを云也、橫圖の後の四卦は圓圖の右方に列る、成卦の次では巽五坎六艮七坤八にて、圓圖に在ては運行の序巽に始て、右に行て推て未生の卦を得て、巽より坎、坎より艮、艮より坤と進む、天道は右旋せず、此四卦は右行す、天に逆て行が如し、運行巽に始るときは未生の卦坎艮坤も推て見つべし、故に來を知と云也、胡玉齋曰、數往知來之說、以陰陽之節候次第觀之、皆自微而至著、以人之推測言之、亦因微而識著、何則震巽本同居橫圖之中、今以橫圖中分而成圓圖、則震乃居圓圖之北、爲陽之始、巽乃居圓圖之南、爲陰之始、各相對望而不復同處、其中、此陰陽之逆順自復姤而始、其勢已於微而判矣、况曰數曰知皆是就人而言、亦皆是各據震巽地頭而論、以此求之、則往來逆順之旨、居然可見矣、雲峯胡氏曰、諸儒訓釋此、皆謂已往而易見爲順、未來而前知爲逆、易主於前民用、故曰易逆數也、惟本義依邵子以數往者順一段、爲指圓圖而言、卦氣之所以行、易逆數一段爲指橫圖而言、卦畫之所以生、非本義發邵子之蘊、則學者孰知此所謂先天之學哉、

者これに頼て滋潤す、日は以て物を暄かす、陰濕なる者これに頼て燥烈す、潤ふときは物しげり、暄くときは物舒ぶ、此れ坎離二者は物を長じて亨らしむるの功をなす也、【艮以止―】艮の德を止とす、兌の德は說とす、艮兌相待て功をなす、艮は物を止めて其生意を收斂し、撙節して過ぎざらしめ、兌は物を說ばしめ、萬物の生意各々足り遂げて、自ら欣び悅ばしむ、物止れば成就する也、物悅ぶは自ら遂る也、此れ艮兌の二者は物を成就するの功あるを言ふ也、【乾以―】動散潤暄止說は、六子の職として功をなす所也、六子を統べ主る者は乾也、乾は令を施し物を造すとを主るの府にて、雷風の動散する者、日雨の潤し暄す者、艮兌の止め說ばしむる者、皆悉く歸する處也、故に雷の物を動かし、風の物を散ずるの屬、皆乾より統べて各六子の職を分ち聽せて功をなさしむ、此れ君の臣を使令すると同じ、故に乾以て君とすと云、又六子を翕め收て藏す者は坤也、坤は翕め收めて物を養ふの府にて、六子の悉く藏れ息する處也、故に雷の動く者、風の散ずる者の屬、皆坤より包ね涵て、其動すべき散ずべき時に乘て出して功をなさしむる也、故に坤以藏之と云、雷風雨日艮兌の六子、各其序に循て功を致し、乾坤は其全功を統べ領する也、此れ方圖の卦位造化をなすに妙なる全功也、上の章には乾坤を先きに言て、六子を後に言ふは、天地上下位して無爲なり、其用を相爲すは六子也、此れ天地の六子を用るを以て、乾坤を先にし六子を後にす、此章には先づ六子の職を言て、後に乾坤を言ふは、六子乾に非ざれば主ることなく、坤に非れば藏ることなきを以て也、又建安丘氏曰、雷動風散、乾坤初爻相易而☳☴爲震巽也、雨潤日暄、乾坤中爻相易而☵☲爲坎離也、止之說之、乾坤終爻相易而☶☱爲艮兌也、此六子生物之序也、然六子致用主於乾而動、歸於坤而藏、此又父母之功也、故以乾坤終之、朱子曰、雷以動之以下四句、取象義多、故以象言、艮以止之以下四句取卦義多、故以卦言、乾以君之、坤以藏之兩句、恁地說得好、

邵子曰、此一節明伏羲八卦也、八卦相錯者、明交相錯而成六十四也、

八卦各々八卦に錯て、八八六十四卦となる也、

數往者順、知來者逆、是故易逆數也、

此段は卦氣の運行を以て言ふ也、【數往】とは已に生ずる者を往と云、圓圖の左方震四より始て、離三兌二乾一と右より左に旋るを順と云、是已に生じたる卦をあとへかぞへる也、今日よりして昨、昨よりして昨の昨とかぞふるが如し、天に順て左へ旋る故に順とす、知來とは未生者を來とす、圓圖の右方巽五より始て、坎六艮七坤八と未だ生ぜざる卦を推してさきへ進て右に旋る也、今日より明日、明日より明々日とかぞふるが如し、天に逆て右に旋る故に逆とす、【是故易逆數也】是は横圖の卦畫を指て言ふ、易卦の成る所を以て觀れば、乾一より兌二離三震四巽五坎六艮七坤八と次でを以て生ず、數往を順とし、知來を逆とするときは、易は一二三の次でに循て生ずる故に逆數と云也、朱子本義云、起震而歷離兌以至乾、數已生之卦也、自巽而歷坎艮以至於坤、推未生之卦也、易之生卦、則以乾兌離震巽坎艮坤爲次、故皆逆數也、

雷以動之、風以散之、雨以潤之、日以晅之、艮以止之、兌以說之、乾以君之、坤以藏之、

此れ說卦第四章の文也、此章にも亦是卦位相對するを以て言ふことと上章と同じ、上章には卦象の自ら用を相爲すことを言ふ、此章には八卦流行して、萬物を造成する生長收藏の功事を言ふ也、此章は方圖の說也、方圖の震巽中に在り、震は右に居巽は左に居す、震より乾に行り、皆陽巽より坤に行皆陰也、造化の功震巽より始る、故に中に居る震巽より起る也、【雷以動之】八箇の之の字は皆萬物を指す、震の象は雷とす、巽の象は風とす、震と巽と相待て功をなす、雷は物を動して其生意を發す、風は物を散じて其鬱結を解く、動くときは物萠し、散ずれば物具る、此れ雷風二の者は、始て物を生ずるの功をなす也【雨以―】坎の象を雨とし、離の象を日とす、坎離相待て功をなす、雨は以て物を潤す、枯槁なる

上天下地、本と是定位不變の物也、故に乾坤相對するを位を定とする也、位は上下尊卑の位を定る也、【山澤通氣】とは山は艮也、西北に居、澤は兌也東南に居て兌艮相對、山は融結の氣を以て澤に通ず、山より泉脈滴り出て流於澤て、泉となり水となるは是れ山の氣澤に通ずる也、又澤は滋潤の氣を以て山に通ず、澤より氣を蒸し起して、山に升り雲となり雨となる、是澤の氣の山に通ずる也、山澤の氣高低相通じて能く變化して萬物を生成する也、雷風相薄とは雷は震也東北に居、風は巽也西南に居、相薄とは交々相助け益す也、雷は地よりして起り、風は天よりして行く、動く時は雷隨ひ、迅き時は風烈して相衝激する也、【水火不相射】とは、水は坎也西に居、火は離也東に居不相射は不相害の義也、射に食斁の二音ありて、不相害と云と不相厭と云の二義あり皆通ず、水は上に沸火は下に燃え、水は火を得て其寒を濟ひ、火は水を得て其亢りを濟て相滅息せず、これを水火不相射と云、日月を以て言へば日は東に生じ、月は西に生じて、日往けば月來り、月往けば日來る、これ亦不相射也、朱子曰、射音食、是不相害、音斁是不相厭、二義皆通、問射二音孰是、曰、音食是水火與風雷山澤不相類、水火本是相尅底物事、今却相應而不相害、問、若以不相厭射而言、則與上文通氣相薄之文相類、不知如何、曰、不相射乃下文不相悖之意、不相悖乃不相害也、水火本相害之物、便如未濟之水火、亦是中間有物隔之却相爲用、若无物隔之則相害矣、此乃以其不相害而明其相應也、說卦に乾坤坎離の八卦の名を以て不言して、天地水火の類八物を以て言ふことは、理には形狀なし、物に即て觀るに非れば、相與に變化するの理を見ることなきを以て也、【八卦相錯】とは、乾坤は自ら是一定不動底のものなれば、動する者は陰陽也、一陰一陽に對し、一陽一陰に對するが如き、これは彼れに錯り、彼れはこれに交て、八卦互に相圓轉して六十四卦となるなり、たとへば乾の未だ交らざるときは只是乾也、若し坤に交るときは䷊泰となり、兌に交れば䷪夬となるなり、坤の未だ交らざるときは只是坤也、若乾に交るときは䷋否となる、兌に交るときは䷬萃となるが如し、一卦ごとに八卦に交り、

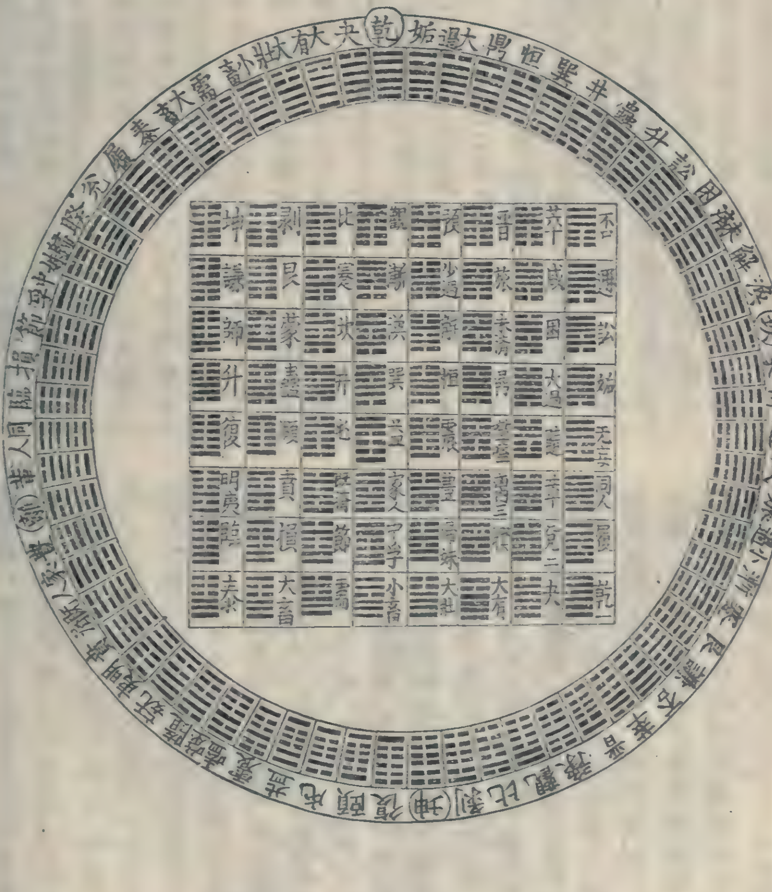
回四層とす、外の第一層の四隅は否乾坤泰の四卦、これ天地位を定る也、否泰類を相反する也、周圍二十八卦を横直に觀れば」皆乾「皆坤也、此れ天地位を定て不可易の象也、第二層の四隅は咸兌艮損の四卦、これ山澤氣を通じ、咸損義を見す也、其周圍二十卦を横直に觀れば」皆兌「皆艮の卦也、此れ山澤氣を通ずるの象也、其第三層の四隅は坎離既濟未濟の四卦、所謂水火相射ひ既濟未濟也、周圍十二卦を横直に觀れば亦皆」は離の卦、「は坎の卦也、此れ水火不相射の象也、其最裏なる一層は震巽恆益四卦也、此れ風雷相薄り恆益意を起すの象見つべし、邵子の詩を以て方圖の面を觀れば、先天法象自然の妙自ら見ゆる也、右伏羲四圖、其說皆出於邵氏、蓋邵氏得之李之才挺之、挺之得之穆修伯長、伯長得之華山希夷先生陳摶圖南者、所謂先天之學也、此圖圓布者乾盡午中、坤盡子中、離盡卯中、坎盡酉中、陽生於子中、極於午中、陰生於午中、極於子中、其陽在南、其陰在北、方布者乾始於西北、坤盡於東南、其陽在北、其陰在南、此二者陰陽對待之數、圓於外者爲陽、方於中者爲陰、圓者動而爲天、方者靜而爲地者也、又曰、圓圖乾在南、坤在北、方圖坤在南、乾在北、乾位陽、畫之聚爲多、坤位陰畫之聚爲多、此陰陽之各以類而聚也、亦莫不有自然之法象焉、又曰、圓圖象天、一順一逆、流行中有對待、如震八卦對巽八卦之類、方圖象地、有逆无順、定位中有對待、四角相對、如乾八卦對坤八卦之類、此則方圓圖之辨也、圓圖象天者、天圓而動、包乎地外、方圖象地者、地方而靜、囿乎天中、圓圖者天道之陰陽、方圖者地道之柔剛、震離兌乾爲天之陽地之剛、巽坎艮坤爲天之陰地之柔、地道承天而行、以地之柔剛應天之陰陽、同一理也、特在天者、一逆一順、卦氣所以運、在地者惟主乎逆、卦畫所以成耳朱子圖說、

天地定位、山澤通氣、雷風相薄、水火不相射、八卦相錯、

說卦傳第三章の文也、先天八卦圓圖の象を云也【天地定位】とは乾は南にして上也、坤は北にして下也

伏羲六十四卦圖は圓かに布くをば伏羲六十四卦の圓圖と云也、方に布たるを方圖と云、圓圖は陰陽運行の數にて天の象也、乾は南に在り、坤は北に在り、乾は午中にて盡き、坤は子の中にて盡く、陽は北に始て南に盡き、陰は南に始て北に盡る也、坎離は西東に在て左右の門となる、卯を日門として太陽の所レ生也、酉を月門とす、太陰の所レ生也日月のみにあらず、天地の物を開くは寅に始れども、卯に至ていよ〳〵門闢く、物を閉るは戌に始れども酉に至て門已に闔づ、春夏秋冬、晦朔弦望、皆左右の門に由て開闔す、故に坎西に在り、離東に在り、方圖は陰陽對待の體にて地の象也、乾は西北に始り、坤は東南に盡く、一高一下位定て不レ易也、圓圖復の卦より乾の卦までの三十二卦圖の左に在り、左は陽の方也、故に陽爻百十二、陰爻八十、陽多して陰少し、姤の卦より坤の卦までの三十二卦は圖の右に在り、右は陰の方也、故に陰爻百十二、陽爻八十、陰多して陽少し、左邊の一陽は右邊の一陰と對し、左邊の一陰は右邊の一陽と對す、陰陽の畫左右對待をなす、陽は進て升る、復の卦一陽生じて下より升ること十六卦、同人までは一陽、臨の卦より八卦を升り、履卦までは二陽、泰卦より升ること四卦、小畜卦までは三陽、大壯より大有までの二卦は四陽也、夬は五陽にて乾は六陽君レ之、これ陽の進むこと始は緩く、終は速にして漸を以て進む、陽左邊の陽中に在れば順行する也、陰は陽中に在ては逆行也、陽北に在ては微にして東に著れ、南に盛ん也、故に復より无妄まで二十陽、明夷より至二同人一二十八陽、臨より履に至るまで二十八陽、泰より乾まで三十六陽也、陰は退て降るが順也、右邊の姤の卦にて一陰生じ、十六卦を降て師の卦までは一陰、遯より謙までの八卦二陰也、否より豫までの四卦は三陰也、觀比の二卦は四陰也、剝は五陰にて坤は六爻純陰也、陰右邊の陰中に在ては陰漸を以て降る順行也、陽は陰中に在ては逆行也、陰南に在ては微に西に著れ、北に盛んなること陽の左に在ると同例也、方圖は邵子大易吟曰、天地定レ位、否泰反レ類、山澤通レ氣、損咸見レ義、風雷相薄、恆益起レ意、水火相射、既濟未濟四象相交成二十六事一八卦相盪爲二六十四一此詩因て天台董氏が説に方圖を以て分て

伏羲六十四卦圖



右の圖は伏羲先天八卦の圓圖と云、これ說卦傳に天地定位、山澤通氣、雷風相薄、水火不相射と云ふ者也、伏羲の八卦橫圖あり、乾一兌二、離三震四、巽五坎六、艮七坤八は橫圖と云、卦畫成立の次第を見つべし、圓圖は卦氣の運行を見つべき者也、象を以て言へば乾は天とす、坤は地とす、艮は山とし、兌は澤とし、離は日とし、坎は月とし、震は雷とし、巽は風とす、方體は四つの正卦を四方の正位に居く、乾坤坎離の四卦は反覆しても只是一卦にて他の卦ならず、故にこれを正卦と云、さて二つの反卦を以て四として四隅不正の位に居く、反卦とは一卦を反覆すれば二卦となるを云、☳は震也、これを反覆すれば☶艮となる、☴は巽也、これを反覆すれば☱兌の卦となる、本只震巽也の二卦反覆して震☳艮巽☴兌四卦とす、これを反卦と云、象位合て言へば天は上に位し、地は下に位、日は東方より生ず、故に離東方に在り、月は西に生ず、故坎を西に居く、艮山は西北に鎭とし、兌澤は東南に注ぐ、風は西南より起る、故に巽の卦西南の隅に在り、雷は東北より動く、故に震の卦東北隅に在り、これ亦自然に天地の造化の道理と相合する也、先天の圓圖、八卦對待の體を立て定むること如此也、其位は乾一坤八合して九、兌二艮七合て九つ、離三と坎六と合し、震四と巽五と合し、各々相對して皆九の數と成、又其畫は乾☰三坤は☷六合て九也、離☲四坎☵五合て九也、兌は☱四艮は☶五つ合て九也、震は☳五つ巽☴四つ合て九也、各々相對して合すれば亦皆九の數となる、九は老陽の數、乾の象にして餘數を包ねずと云所なし、造化自然に陽を尊ぶの意あらはるゝこと可見也、これ雙湖胡氏の說也、朱子曰、先天圖、直是精微、不起於邵子、希夷以前元有、只是秘而不傳、次第是方士輩所相傳授、參同契中所言、亦有此意、思黃氏瑞節曰、先天圖與太極圖同時而出、周邵二子不相聞、則二圖亦不相通、此勿論也、陳瑩中云、司馬文正與康節同時友善、而未嘗有一言及先天之學、邵伯溫云、伊川在康節時、於先天之學、非不問不語之也、即二先生之論、則先天圖、在當時豈猶未甚著耶、陳瑩中云、先天之學、以心爲本、其在經世書者、康節之餘事耳、又云、闡先聖之幽微先天之顯、不在康節之書乎、然則朱子以前、表章尊敬此圖者、了翁爲有見也、

進退而已、太極兩儀、四象八卦、生出次第、位置行列、不待安排而粲然有序、以至於第四分而爲十六、第五分而爲三十二、第六分而爲六十四、則其因而重之、亦不待用意推排而與前之三分焉者、未嘗不脗合也、比之併累三陽以爲乾、連疊三陰以爲坤、然後以意交錯而成六子、又先畫八卦於內、復畫八卦於外、以旋相加而爲六十四卦者其出於天理之自然與人爲造作蓋不同矣、

伏羲八卦圖



若自十二畫上、又各生一奇一偶、累至二十四畫、則成千六百七十七萬七千二百一十六、變以四千九十六自相乘、其數亦與此合、

十二畫の上に又一奇一偶を生ずれば十三畫となる者八千百九十二也、それよりひたと一奇一偶を生じ、加一倍の法を以て累て二十四畫までに至れば、千六百七十七萬七千二百十六となる也、又十二畫の四千九十六の數を置て、同數四千九十六を以て相乘じて看れば乘じ了るの數も亦、千六百七十七萬七千二百十六となる、是又二十四畫の者、千六百七十七萬七千二百十六の數と相合ふて均しき也、

引而伸之、蓋未知其所終極也、雖未見其用處、然亦足以見易道之無窮矣、

二十四畫なれば既に千六百七十七萬七千二百十六の多きに至る、其上に又奇偶を生じ奇偶の上に又各々奇偶を生ず、引て伸れば生々盡る期なくして、其終り極るところあることを知らず、然れども三百八十四爻の外、聖人の未だ曾て道ざるところなれば、其用處いかんと云ことを見不得と云へども、易道の變化窮り盡ることなきの妙處を見るに足れるぞと也、朱子曰、凡此非某之說、乃康節之說、乃希夷之說、非希夷之說、乃孔子之說、但當日諸儒、既失其傳、而方外之流、陰相付受、以爲丹竈之術、至於希夷康節、乃反之於易、而後其說始得復明於世、然與今周易次第行列多不同者、故聞者創見而不之信、只據見行周易緣文生義、穿鑿破碎有不勝其杜撰者、此啓蒙之書所爲作、若能虛心遜志、以求其通曉、玩之久熟、則天地變化之神、陰陽消長之妙、自將瞭然於心目之間、而有以識其奧矣、朱子曰、易中七八九六之數、向來只從揲蓍處推起、雖亦脗合、然終覺曲折太多不甚簡易、疑非所以得數之原、因看四象次第、偶得其說、極爲捷徑、蓋因一二三四便見六七八九、老陽位一便含九、少陰位二便含八、少陽位三便含七、老陰位四便含六、數不過十、惟此一義、先儒未曾發、先儒但說中間

七畫の上に各々一奇一偶を生ずれば、百二十八倍して八畫なる者、二百五十六となる也、

八畫之上、又各生一奇一偶、則爲九畫者、五百十二矣、九畫之上、又各生一奇一偶、則爲十畫者、千二十四矣、十畫之上、又各生一奇一偶、則爲十一畫者、二千四十八矣、

漸々次第に奇偶を生々して、七畫又八畫なり、八畫又九畫となれば二百五十六を一倍して五百十二となる、九畫又十畫となれば五百十二を倍して千二十四となる、又十一畫となれば千二十四、又倍して二千四十八となる也、

十一畫之上、又各生一奇一偶、則爲十二畫者、四千九十六矣、此焦貢易林變卦之數、蓋以六十四乘六十四也、今不復爲圖於此、而畧見第四篇中、

十一畫の上に又各々一奇一偶を生ずれば十二畫となる、其數四千九十六也、これは是漢の焦貢が作れる易林の變卦の數也、焦貢は前漢の人易林十六卷を作る、六十四卦を立て一卦ごとに之卦六十四卦をつけて、四言の韻語を以て占の辭を作る、たとへば乾の蒙に之くには鵠鵝鴟鳩、專一無尤、君子是則、長受嘉福と云の類也、明鍾伯敬曰、焦延壽用韻語作易占、蓋倣古繇辭如鳳凰于飛、和鳴鏘々之類也、其語似讖似謠、似諱似隱、似寓似脫、異想幽情、深文急響、取其靈警奇奧、一卦ごとに各々六十四なれば六十四を以て六十四に乘じたる數、四千九十六ある也、其圖は省いてこゝには擧ざる也、但第四篇考變占の中に、略々變卦一卦ごとに六十四の圖をあらはしたると也、然れども朱子の圖の次は、一爻變より次第に六爻變までに終ふ、焦氏は一卦を擧て其下に易の次での如く、乾坤より既濟未濟まで六十四卦をついでたり、これ其異同也、

にして六十四也、相乘ずるの數あまねくして盈不足なき也、於是六十四卦の名目立ち定て、乾夬より剝坤まで箇々皆稱あり、六十四卦三百八十四爻、天下事物の情を殫し變を盡して、易道大に成就する也、

周禮所謂三易之別、皆六十有四、大傳所謂因而重之、爻在其中矣、

周禮は是又春官太卜の文、即ち前の經卦皆八と云次の文也、周禮の注に別者重之數、釋曰、別者重之數者、據周易以八卦爲本、八卦重之、則得六十四、別は重の意也、三易皆八卦を以て本として重之ときは、每卦各々八に別て六十四となる也、大傳は下係辭第一章、八卦成列、象在其中矣、因而重之、爻在其中矣、本義因而重之、謂各因一卦而以八卦次第加之、爲六十四也、爻六爻也、既重而後、卦有六爻也、因て重ると云は、八卦の已に成るに因て各々上面に就て漸次に生出して六畫となる也、既に重ね了るときは、六爻其重卦の中に在る也、周禮大傳に所謂は、是八卦六十四となるの說なるとこゝに引證する也、

邵子所謂三十二分爲六十四者是也、

邵子の所謂三十二分れて六十四となると云へるも、則五畫の上又奇偶を生じて六十四卦となると云の義を言へるぞと也、

若於其上各卦又各生一奇一偶、則爲七畫者百二十八矣、

これより以下は聖經に不言ところにして、又其用處を見ることなけれども、其生々六畫にして止むに非ず、引て伸れば竟に終極るところなき易道の妙なることを言へる也、其上は六畫の上也、六十四卦各々卦ごとに六畫の上に又奇と偶とを生ずれば七畫となる、六十四を倍して七畫の者百二十八となる也、

七畫之上、又各生一奇一偶、則爲八畫者、二百五十六矣、

大過䷛　鼎䷱　恒䷟
巽䷸　井䷯　蠱䷑
升䷭　訟䷅　困䷮
未濟䷿　解䷧　渙䷺
坎䷜　蒙䷃　師䷆
遯䷠　咸䷞　旅䷷
小過䷽　漸䷴　蹇䷦
艮䷳　謙䷎　否䷋
萃䷬　晉䷢　豫䷏
觀䷓　比䷇　剝䷖
坤䷁

五畫之上、各生一奇一偶、而爲六畫者六十四、則兼三才而兩之、而八卦之乘八卦亦周、於是六十四卦之名立、而易道大成矣、

五畫の上に各々一奇一偶を生じて六畫となり、三十二分れて六十四となる、六畫となるに至ては天地人の三才を兼て、其畫を兩にして上二畫を天とし、中二畫を人として、下二畫を地とする也、下係辭十章云、易之爲書也、廣大悉備、有天道焉、有人道焉、有地道焉、兼三才而兩之故六、六者非他也、三才之道也、本義、三畫已具三才、重之故六、而以上二爻爲天、中二爻爲人、下二爻爲地、前の三畫八卦の名定るに於ては三才畧具と云、こゝに至て三才を兼て兩にするときは、三才の道全く具る也、蓋し天地人は一物にして兩體也、天には陰陽あり、地には剛柔あり、人には仁義あり、若三畫にして三才各々一にて兩ならざれば、獨にして對なし、天獨陽にして陰なく、地獨陰にして陽なく、人の陰陽も亦混じて分たず、六畫の三才を兼て兩にするに至て、天地人各々陰陽ありて其道全して偏ならず、これ三才全く具也、【八卦之乘八卦】とは、八卦の上に各々八卦を乘せたる也、乾を下卦として上に八卦を一卦つゝ乘ずれば、乾夬大有大壯小畜需大畜泰也、一卦ごとに各八卦をのすれば、八づゝ八

四畫之上、各生一奇一偶、而爲五畫者三十二、邵子所謂十六分爲三十二者是也、

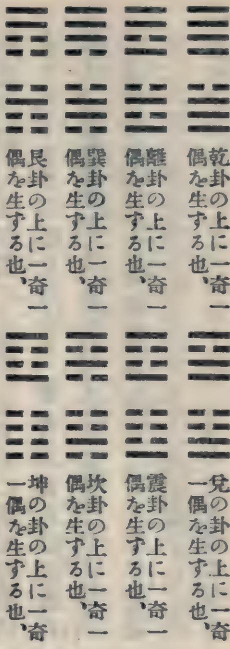
四畫の上に又各々一奇と一偶とを生じて五畫となる、これ亦聖經の中には見えざれども、理を以て推すときは如此なるべし、即邵子の十六分れて三十二となると云へる者是也、

又於四象之上、各加八卦、又於八卦之上、各加四象也、

五畫たる者三十二、これを四に分ては各々八つ也、五畫の下二畫⚌太陽なる者八つ、⚍少陰なる者八つ、⚎少陽なる者八つ、⚏太陰なる者八つにして、四象各々八つ也、上の三畫を以て一卦として看れば、太陽の上に乾より坤までの八卦あり、少陰の上にも八卦あり、少陽太陰の上各皆八卦あり、是四象の上に八卦を加ふ也、又下三畫を一卦として看れば、八卦各々四つあつて上二畫は四象也、乾の卦四つにして太少陰陽を上に加ふ、兌の卦も四つにして太少陰陽を上に加ふ、離震巽坎艮坤皆四つあつて、各上に四象を加ふる也。これ八卦の上に各四象を加ふる也、

乾	夬	大有
大壯	小畜	需
大畜	泰	履
兌	睽	歸妹
中孚	節	損
臨	同人	革
離	豐	家人
既濟	賁	明夷
无妄	隨	噬嗑
震	益	屯
頤	復	姤

八卦の上に又一畫を生じて四畫となる、一卦ごとに各一奇一偶を生ずる故、八卦分れて十六となる也、

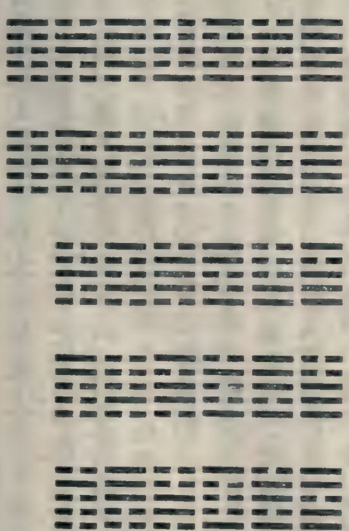


八卦之上、各生一奇一偶、而爲四畫者十六、於經无見、邵子所謂八分爲十六者也、

八卦三畫の上に又各一奇と一偶とを生じて四畫となる者、一卦ごとに二ッにして十六となる、四畫の卦と云と聖經の中に見るなし、然れども兩儀より四象、四象より八卦と分る、勢を推して看るときは、八又十六となること理當に如此なるべし、則是邵子の觀物篇に、所謂八分れて十六となると云者也、

又於兩儀之上、各加八卦、又於八卦之上、各加兩儀也、

四畫の第一畫前八つは皆奇にして、後八つは皆偶なり、これ八陽八陰にて兩儀也、第二畫より上の三畫を以て看れば前八の陽儀の上に八卦あり、後八の陰儀の上にも八卦あり、故に兩儀の上に各々八卦を加ふと云、又下三畫を八卦として看れば八卦各二づゝにて、一卦の上には陽を生じ、一卦の上には陰を生ず、これ八卦の上に各兩儀を加る也、兩儀の上に八卦を加へ、八卦の上に兩儀を加ふ、皆同く十六となる也、



四象の分れて八となりたる者を指て云也、

大傳所謂八卦成列、邵子所謂四分爲八者、皆指此而言也、

下係辭第一章云、八卦成列、象在其中矣、成列とは、乾一兌二より艮七坤八まで漸次に位を列するを云也、邵子の四分れて八となると云へるも、則ち此四象生八卦の義也、皆字は河圖洛書周禮大傳邵子の說を總て云皆と云、此字は右に畫したる八卦を指て云、總ての說皆此八卦のことを指て言へる也、さて八卦漸次に生ずるを以て言へば上の文に所謂の如し、又四象の八卦を生ずるに於て陰陽相交り相生ずるの義を論あり、參考の爲めに左方に錄す、啓蒙補要解云、朱子曰、大陰太陽交而生艮兌、少陰少陽交而生震巽、坎離不交各得本畫、坎離之交、在第二畫兩儀生四象時交了、老陽過去交陰、老陰過來交陽、便是兌艮上第三畫、小陰少陽交、便是震巽上第三畫、所以知其如此者、他這位次相挨傍、蓋以太陽過去交太陰、則生艮上爻之陽、太陰過來交太陽、生兌上爻之陰、乾坤不言交而生者、以上爻陽生於太陽、陰生於太陰、於交之義無取也、少陰交少陽、則生震上爻之陰、少陽交少陰、則生巽上爻之陽、坎離不交各得本畫者、離之上得陽儀之陽、坎之上得陰儀之陰、亦非交而生也、坎離之交在第二畫生四象時交者、陽儀交陰儀、而生坎中爻之陽、陰儀交陽儀、而生離中爻之陰也、此所以四象生八卦、獨兌艮震巽交而乾坤坎離不交、位次相挨傍者、兌乾艮坤震巽六卦、位次皆相挨也、又盤澗董氏云、自兩儀生四象、則太陽太陰不動、而少陰少陽則交、自四象生八卦、則乾坤震巽不動而兌離坎艮則交、蓋二老不動者、陽儀還生陽之象、陰儀還生陰之象、二少則交者、陽儀乃生陰之象、陰儀乃生陽之象也、乾坤震巽不動者、陽象還生陽爻、陰象還生陰爻、兌離艮坎則交者、陽象乃生陰爻、陰象乃生陽爻也、此與朱子前說不同、參互求之其義益備、要之此皆就四象八卦已成者、推其相交之妙、若論其初畫時、一齊俱定、本非有俟於交而生也、

八卦分奇偶、

此五字大傳の文にあらず、

三才具る、於是八卦の名始て定る也、

其位則乾一兌二、離三震四、巽五坎六、艮七坤八、

八卦列位の次は、四象の上に一奇一偶を得るも、奇畫を得る者右に居、偶畫を得る者左に居、乾は太陽の上に又奇を得る故に第一に位す、兌は太陽の上に偶を得故に乾の左に位す、此例にて次第に位して坤最も後にあり、

在河圖則、乾坤離坎分居四實、兌震巽艮分居四虛、

河圖の上に在て八卦の位を言へば乾は南方にあり、坤は北方にあり、離は東方にあり、坎は西にあり、四方は七八九六の數あり、故に四實と云、兌は東南隅の空を補ひ、震は東北隅の空を補、巽は西南隅の空を補ひ、艮は南北隅の空を補ふ、四隅には數なくして空虛也、故に四虛と云也、乾坤離坎正位に居、兌震巽艮隅に居るは是本圖書篇、析四方之合、以補四隅之空と云へる者也、

在洛書則、乾坤離坎分居四方、兌震巽艮分居四隅、

洛書列數の位を以て言へば、乾兌は老陽の數四九の位に居て乾南方に在り、兌東南隅に在り、坤艮は老陰の數、一六の位に居て坤北方に在り、艮西北隅に在り、離震は少陰の數、三八の位に居て離東に在り、震東北隅に在り、坎巽少陽の數、二七の位に居て坎西に在り、巽西南隅に在り、是本圖書篇に、洛書四方之正以爲乾坤離坎、四隅之偏以爲兌震巽艮と云へる者也、

周禮所謂三易經卦皆八、

周禮春官に太卜掌三易之法、一曰連山、二曰歸藏、三曰周易、其經卦皆八、其別皆六十有四、三易は夏殷周三代の易也、夏の易は艮の卦を首めとして其名を連山と云、殷の代の易は坤を首めとして其名を歸藏と云、周の易は乾を始として易と云是也、經は周禮註經常也正也、易の名三代皆異なれども、其常とし定たる正卦は異ならずして、皆乾兌離震巽坎艮坤の八を以て本とすると也、此八と云は則ち

氏曰、太極圖其分太少陰陽、雖與此不盡合、姑借其說以明水火木金爲四象耳、其異同あると云は、水は陰の盛なるなりとて水を太陰とす、是河圖の位、北方一六の水を太陰とすると正に同じ、太極圖に火は陽の盛なりとて太陽とす、河圖の位にては南方の七の火を少陽とす、是太少不同也、又太極圖に木は陽の穉なりとて少陽とす、河圖の位、東方八の木を少陰とす、是陰陽不同也、又太極圖に金は陰の穉なりとて少陰とす、河圖の位にては西方九の金を太陽とす、是又陰陽不同也、陰陽太少は同じからざれども、陰陽變合して水火木金を生ずと云へることとは、則ち此の兩儀生四象の義と同じ、故に引證せる也、邵子の二分れて四となると謂へるも、則ち兩儀分れて太少陰陽の四象となることを言へるぞと也、

四象生八卦、

前の四象一象ごとに又各々一奇一偶を生じて、三畫となりて四分れて八となる、八卦始て具るなり、

乾一☰　兌二☱　太陽の上に一奇一偶を生じて乾の卦兌の卦二つとなる、

離三☲　震四☳　少陰の上に一奇一偶を生じて離の卦震の卦二つとなる、

巽五☴　坎六☵　少陽の上に一奇一偶を生じて巽の卦坎の卦二つとなる、

艮七☶　坤八☷　太陰の上に一奇一偶を生じて艮の卦坤の卦となる、

四象之上、各生一奇一偶、而爲三畫者八、於是三才畧具、而有八卦之名矣、

四象の二畫なる者、一象ごとに各々一奇と一偶とを生じて三畫となる者八つとなれり、三才畧具とは、三才は天人地也、畧具とは未だ全からざる辭也、六畫卦に至て始て全具る、三畫卦上一畫を天とし、中一畫を人とし、下一畫を地とす、但獨畫にして對なし、陰陽仁義剛柔の道全からず、故に畧具と云也、下係辭云、易之爲書也、廣大悉備、有天道焉、有人道焉、有地道焉、兼三才而兩之故六、六者非他也三才之道、有八卦之名兩儀四象までは唯象のみにて一卦全からず、三畫と爲て卦體成て

す、陰儀の上に又陰畫を生じたるを太陰とす、最も尾に居て第四とする也、

其數則太陽九少陰八、少陽七太陰六、以河圖言之、則六者一而得於五者也、七者二而得於五者也、八者三而得於五者也、九者四而得於五者也、

四象の數を言へば、太陽は九、蓋し數は十に不過又十ならずと云ことなし、是造化自然の妙也、太陽の位は一に居す、十の中一を除けば其餘り九也、故に九を以て太陽の數とす、少陰の位は二也、故に二を除くの餘八を以て少陰の數とす、少陽の位は三也、故に七を以て數とす、太陰の位は四也、故に六を以て數とする也、河圖方位の數を以て言へば六は北方一の外にあり、是一にして中央の五を得て成るの數也、七は南方二の外に在り、是二にして中央の五を得て成る者也、八は東方三の外に在り、是三にして中央の五を得て成る者也、九は西方四の外に在り、是四にして中央の五を得て成る者也、

以洛書言之、則九者十分一之餘也、八者十分二之餘也、七者十分三之餘也、六者十分四之餘也、

洛書の方位を以て四象の數を言ふときは、洛書中央の五を虚にすれば縱橫皆十也、九は南方に在り、十にして北方の一を分ちたる餘也、八は東方に在り、十分の中西北の二を除きたる餘也、七は西方に在り、十にして東方の三を分ちたる餘也、六は西北に在り、十にして東南の四を分ちたる餘也、朱子曰、因一二三四、便見九八七六、最妙、蓋數不過十、無如此恰好、這皆是造化自然、都遏他不住、

周子所謂水火木金、邵子所謂二分爲四者、皆謂此也、

周子の圖說に陽變じ陰合して水火木金を生ずると謂ふも、便ち兩儀生四象の義を言へる者なりと引證するまでに此語を引けり、細に論ずれば、易の四象と太極圖說と、陰陽太少に異同あり、故に玉齋胡

の中に具り、氣機靜にして陰となれば太極陰の中に具る、陰陽各々太極を具て陰に分れ、陽に分るの分、一定してうつらず、兩儀の位始て立つ也、

邵子所謂一分爲二者、皆謂此也、

邵子の此語、皇極經世書卷五に見えたり、これより下の章の二分爲四、四分爲八、皆是一條の文也、一を太極とす、二を兩儀とす、太極分れて兩儀となると云意を、一分れて二と云へる也、【皆】は周子と邵子と二人の説を指す、【謂此】は太極生兩儀の義を謂也へるぞと、

兩儀生四象、

太陽一⚌　少陰二⚍

少陽三⚎　太陰四⚏。

前の兩儀の上に又陰陽を生ずる也、已に陰に分れ陽に分れ兩儀立つときは、陰の中にも太極を具へ、陽の中にも太極を具ふ、故に陽は陽中の太極、又分れて陰陽の奇偶を生ず、奇の上に奇を生じたるを⚌太陽とし、奇の上に偶を生じたるを⚍少陰とす、陰は陰中の太極、又分れて奇偶を生ず、偶の上に奇を生じたるを⚎少陽とし、偶の上に偶を生じたるを⚏太陰とす、これを四象を生ずると云也、朱子曰、一陰一陽、有各生一陰一陽之象、或問其義、云、一物上自各有陰陽、如人之男女陰陽已具、逐人身上又各有這陰陽、血是陰氣是陽、如晝夜之間、晝爲陽夜爲陰、而晝自午後又爲陰、夜自子後又屬陽、此便是陰陽有各生陰陽之象、陰陽各生陰陽、則是四象也、

兩儀之上、各生一奇一偶、而爲二畫者四、是謂四象、其位則太陽一少陰二、少陽三太陰四、

前の兩儀の上に、陰儀の方にも陽儀の方にも各々一奇一偶を生じて四となる、是を四象とす、其位次は陽儀の上に陽畫を生じたるを太陽として、右の首に居て第一とす、陽儀の上に陰畫を生じたるを少陰として、太陽の次に居て第二とす、陰儀の上に陽畫を生じたるを少陽とす、又其次に居て第三と

て判れば便二つとなつて、陽は奇に陰は偶なる兩容の象匹び生ずる也、玉齋胡氏曰、朱子答程可久云、如所論兩儀、有曰乾之畫奇坤之畫偶、只此乾坤字、便未穩當、蓋儀匹也、如俗語所謂一雙一對云耳、自此再變至第三畫、八卦已成、方有乾坤之名、當其爲一畫之時、方有一奇一偶、只可謂之陰陽、未得謂之乾坤也、

太極之判始生一奇一偶而爲一畫者二、是爲兩儀、其數則陽一而陰二、在河圖洛書則奇偶是也、

太極之判、太極は理也、理に形象なければ物あつて二つに判るにはあらず、但理あれば氣あり、氣機動くときは理も亦動く、氣機動きやむで靜なれば理も亦靜也、動くを陽とす、太極の理陽中に在り、靜を陰とす、太極の理陰中に在り、氣機理を載せて動靜して、理各々其中に具る、故に太極之判と云也、太極判れて陽となる者は實にして剛し、實なるを一の象とす、陰となる者は虛にして柔なり、虛なるを--の象とす、太極よりして陰陽の一奇一偶を始て生じたる象を摹畫して一畫とする者二つ、即ち右の一と--と也、是を陰陽の兩儀とす、其數は陽は實にして一なる故に一つ也、陰は虛にして--なる故に二つ也、河圖洛書の上に在て云へば、一三五七九の奇は陽の數也、二四六八十の偶は陰の數也、

周子所謂太極動而生陽、動極而靜、靜而生陰、靜極復動、一動一靜、互爲其根、分陰分陽、兩儀立焉、

【周子所謂】、これ亦太極圖說の語也、【太極動而生陽】、太極は本然の理にて、動く者は氣機也、朱子の曰、太極者本然之妙也、動靜者所乘之機也、本然の理、氣機に乘て動く、動く處を便ち陽とす、これ太極動て陽を生ずる也、一たび動く者常にうごくに非す、動くこと極れば時あつて靜也、氣靜なれば理も隨て靜也、纔に靜なる處便ち陰也、これ靜にして陰を生ずる也、靜なること極れば又動くなり、靜極て動けば動の前は靜也、動極て靜なれば靜の前は動也、動は靜中より動き、靜は動極に因て靜也、是一動一靜互に其根となる也、氣機動て陽となれば太極陽

也、虚中の義、詳に本圖書篇に見えたり、

周子曰無極而太極、

周茂叔太極圖說卷首の第一句也、無極とは形狀なく方體なく、只渾然として聲も臭もなきを云、渾然として聲も臭もなき中に、陰陽動靜の根本たる所の至理あつて存す、故に無極にして太極と云、太極の上に又一層無極と云者あるに非ず、人太極を以て一箇の物とするに因て、故に曰、太極別に形象あるに非ず、無極にして只太極の至理あると云へり、此れ又易有太極と云太極を論ぜられたる說なると也、陳北溪曰、所謂無極而太極、而字只輕接過、不可就此句中間截作兩截看、無極只是說理無形狀無方體、正猶言無聲無臭之類、眞西山曰、無極而太極、豈太極之上、別有所謂無極哉、不過謂無形無象、而至理存焉耳、

邵子曰道爲太極、又曰、心爲太極、此之謂也、

邵子の此語、皇極經世書、觀物外篇上に見えたり、上係辭云、一陰一陽之謂道一たびは陰となり、一たびは陽となつて循環する所以の者、此氣をして如此往來せしむるは乃是道也、道は即本然の理を指て云、故に道爲太極と云へる也、或問曰、一陰一陽之謂道、道便是太極否、朱子曰、陰陽只是陰陽、道便是太極、【又曰心爲太極】心は性情を統て此理を具て一身の主とす、故に心を指て太極とする也、こゝろみに一心に即て觀れば、喜怒哀樂の未だ發らざるときにあたつて、寂然として形象なし、形象なき中に萬理畢く具る、これを指て心の太極と云也、邵子の此二語も、易に有太極と云太極を論ぜる謂なると也、或問康節云、道爲太極、又云、心爲太極、道指天地萬物自然之理而言、心指人得此理以爲一身之主而言、朱子曰、固是、但太極只是箇一而無對者、

是生兩儀、

陽儀 ⚊　陰儀 ⚋

是字太極を指す、太極の理、動て陽となり陰となりて、此兩儀の象を生ずる也、儀は容也匹也、太極肇

洛書皆虛中之象也、

象數の象は陰陽奇偶の象、河圖洛書の方位の象の如し、數は七八九六の數、河圖洛書の列數の如し、象數ともに太極分れて以後に形れたる者也、所謂太極者、其象數未だ形れず、只渾然たる一理にして、而も其中陰陽奇偶の象數たる理を、粲然と具へたる者を指て云ふの稱なり、此れ河圖洛書も未だ形れず、卦畫の爻象も未立以前に、已に兩儀四象八卦となる所以の理は、渾然たる中に自ら具はれる也、是邵子の所謂畫前の易也、此渾然たる中に象數を具て、聲もなく臭もなき些子を指て名けんとするに、得て名くべきやうなし、只甚だ至極の妙理なると云意で、姑く强てこれを名けて太極と稱する也、玉齋胡氏曰、畫前之易、一太極耳、横圖所該、儀象卦以至六十四者、皆自此而生也、象數未形者、言圖書未出卦畫未立而其理已具者、言所以爲是兩儀四象八卦之理、已渾然備具、所謂不離乎陰陽之太極也、【形器已具―】形器は事物の形迹あつて見つべき者を云、器は器財の器に非ず、上係辭に形而下者謂之器、の器字と同じ、凡そ物實形にあらはれ、迹あつて認て見つべき者は皆器也、陰陽も寒暑晝夜の見つべき迹あれば、是形器也、卦爻象數も皆是形器也、形器已具と云は、陰陽奇偶の象數に形はれ、河圖洛書卦畫爻象の定り立を云也、【無朕】朕は赤子の始て生れ出で、未だ眼のひらけざるとき、眼眶密合して合縫の處僅に微く迹あるを朕と云、是れやがてひらきて物を視るべき兆ある處也、故にこれを借て幾微の前兆を朕と云也、此に其幾微の兆朕も亦なきと云ときは、則冲虛にして言語に渉らず、聲も臭もなきと云意也、言ろは陰陽四象八卦形器已に具るときは、則其陰陽象卦たる所以の本然の理、全く形器の內に備て曾て離れず、しかも又幾微兆朕の見つべきなくして、實にこれが主となる者を指て云ふの名目なると也、玉齋胡氏の曰、形器已具者、言圖書既出、卦畫既立、而其理無朕者、言雖有是儀象卦之畫、而其所以然之理、又初无聲臭之可求、所謂不離乎陰陽之太極也、【在河圖洛―】河圖洛書の中位、五と十との數を除き去て、虛にして不用、四圍の數を以て衍て四十とするも、中を太極の象として無朕なるにかたどれる

【不之察】は上に謂ふ兩儀の未だ分れざる渾然たる太極の中に、已に八卦六十四卦の理悉く具て、自然に二となり四となり、遂に八卦六十四卦となるの勢を摹畫に見はし出せると云ふことを察し知らざる也、【往々】は毎々と云意也、易の原を察せず、徒に象數を見るに因て、往々意におもへらく、聖人の始て易を作れるときは、蓋し其心思を盡しいろ〱と探り索るの巧を極め、安排作爲して始て如此の卦爻を畫し得られしものと思ふ也、

甚者至謂凡卦之畫、必由蓍而後成、其誤益以甚矣、

聖人蓍を以て卦を求るは此六十四卦已に定て易成就の後天より自然に神草を生じ出せり、於是蓍を取て事の臧否を占はんと要するときは、此神物を借て卦を求め、其爻象を觀て吉凶悔吝を知れる也、然るに世儒惑の甚き者は、凡そ卦の畫は悉く是蓍を揲て、其數の出る所に由て、畫して後に此六十四樣の卦となりたると云に至る者あり、如此は固に其誤り益々以て甚き也、

易有太極、



此一圈子は易に太極ありと云其太極の理を形容したる者也、太極の理は聲もなく臭もなき者なれば、まして形あるに非ず、然れども其模樣をゑがくときは、如此に一圈して、彼渾然たるに象どるべきより外別にすべきやうなし、故にしばらく此渾々としてまどかに、中虛にして形器の見つべきなき模樣をなして、太極の渾然として未だ兆眹なきにかたどる也、

太極者象數未形、而其理已具之稱、形器已具、而其理無眹之目、在河圖

先づ一畫し後に兩とし、四とし、次第先後あつて、人意の作爲を以て、如此するより出るが如くなれども、然れども已に畫し定たる陰陽四象八卦の形と、始め已に成れるとき、一より二となり、二より四となり、四より八卦分るゝの勢は、固渾然たる太極の理の中に已に具れり、故に其理の著る所、自然に如此なることあり、聖人炳かにこれを見得るに因て、其自然の形勢を摹畫して寫し出せるまでなり、毫髮ばかりも思慮安排して、作爲を其間に加へ容れらるゝことは曾てなき也、其間とは摹畫するの始め、先後奇偶をなすの間也、

程子所謂加一倍法者、可謂一言以蔽之、

程子は程明道也、此語見于伊洛淵源錄、名臣言行錄等傳中、程子の所謂易の數は、一倍を加るの法なりと云の語は、これ一言を以て卦畫生出の義を蔽ひ盡せる者なり、兩儀四象より六十四卦に至るまで、皆一倍とするの法也、一言以蔽之は論語學而篇の辭也、只一言を以てすべての義を盡く蓋ひ包むを蔽之と云也、蔽は蓋也、子曰、詩三百、一言以蔽之、曰思無邪、

而邵子所謂畫前有易者、又可見其眞不妄矣、

邵子の此語、程子遺書二に見えたり、程子曰、堯夫詩、雪月風花未品題、他便把這些事便與堯舜三代一般、此等語自孟子後、無人曾敢如此言來、直是無端、又如言須信畫前元有易、自從刪後更無詩這箇意思、元古未有人道來、畫前とは伏羲八卦を畫し出されぬ以前を指す、易は伏羲の八卦を畫し出されて、後人其卦爻の象を看て易あることを知る、然れども易の理は、畫前已に固に有りと云意也、邵子の此語眞に理を見るの言にして、妄誕にはあらざることを可知と也、

世儒於此或不之察、往々以爲聖人作易、蓋極其心思探索之巧而得之、

世儒は泛ろく世間の象數にのみ拘り泥て、易の正理を知らず、漫りに牽合傅會する陋儒を指て云、

かなる貌也、

自太極而分兩儀、則太極固太極也、兩儀固兩儀也、自兩儀而分四象、則兩儀又爲太極、而四象又爲兩儀矣、

渾然たる太極の理、一たび動て陽を生じ、動くこと極て靜にして陰を生ず、靜極れば又動く、陰陽已に分れて一往一來して兩儀立つ、兩儀已に分れたるときは、太極の理、陰陽の裏に在て離れずと云へども、亦陰陽に混ずる者にあらず、太極は固に太極にして、陰陽の原たり、陽の動は陰の靜に對し、陰の靜は陽の動に對して、兩儀固に陰儀陽儀兩つにして並び立つ、是一分れて二となる也、兩儀よりして四象を分てば、陰儀又陰陽を生じ、陽儀より又陰陽を生ず、陽の中自ら太極を具ふ、陽儀の中の太極より分れて、太陽少陰の兩儀立つ陰の中にも自ら太極を具ふ、陰儀の中の太極より分れて、太陰少陽の兩儀立つ、是則兩儀又各々太極となつて、四象は又兩儀となり、二分して四となる也、

自是而推之、由四而八、由八而十六、由十六而三十二、由三十二而六十四、以至於百千萬億之無窮、

太極よりして兩儀となり、兩儀又兩となつて四象となること自然に如此、これよりして推し究むれば、四より八となり、八より十六分れ、十六より又三十二に分れ、三十二より又六十四に分る、分子盡く太極を具て、各々自ら陰陽を生ず、生々して熄むことなく、倍々の數極ることなきに因て、百となり千となり、萬となり、億なつて蔓衍終に窮り盡ることなきに至る也、

雖其見於摹畫者、若有先後而出於人爲、然其已定之形已成之勢、則固已具於渾然之中、而不容毫髮思慮作爲於其間也、

摹畫とはうつしゑがく也、太極兩儀、四象八卦、摹し畫きたるの上に見るゝ者を後の人よりみれば、

次爲二畫以分大少八卦者次爲三畫而三才之象始備此數言者實聖人作易自然之次第有不假絲毫智力而成者畫卦揲蓍其序皆然

大傳又言包羲畫卦所取如此則易非獨以河圖而作也

又言は前の巻に出たる大傳の河出圖洛出書聖人則之と云文を承て言ふ、言は上の文に、已に伏羲河圖に則て易を作れると云て、又こゝに伏羲の卦を畫せる始めに取れる所、天文を觀、地理を察し、鳥獸の文、天地の宜を觀、又近く身に取り、遠く物に取て、始て八卦を作れりと云、如此なるときは則ち易を作れること、獨り河圖にのみ據て則り作れるには非ず、驗み察する所ひろきことを可知と也、

蓋盈天地之間莫非太極陰陽之妙聖人於此仰觀俯察遠求近取固有以超然而默契於其心矣故自兩儀之未分也渾然太極而兩儀四象六十四卦之理已粲然於其中

天地の間に盈ち充る者、日月星辰より、山林川澤飛潛動植の微細までに凡そ所有物、悉く皆此太極の理主宰となつて、陰陽變化の妙のなす所に非ずと云ことなし、一物として太極の理に外なることなく、一物として陰陽の象を具へずと云ことなし、聖人於此細に心を用ひて、上に仰では天文を觀、下に俯しては地理を察し、遠くは庶物の上に所在を求め、近くは我が身の中に所具を取り、驗み考へて後、固に超然と群物にこえすぐれて、獨り其妙に造り詣て、事物の理、神明の微、皆默々として心に契合し、言語の表に悟り得ることあり、故に陰陽の未だ分れざる以前よりして看れば、渾然たる太極の一理にして、聲もなく臭もなきと云へども、兩儀と分れ、四象となり、六十四卦となつて、分布殊散する所以の道理は、已に渾然たる中に具つて、粲然としてあきらか也、渾然とは實理の渾々として未だ分れざる貌を云也、粲は明也あざやかにあきら

易有太極、是生兩儀、兩儀生四象、四象生八卦、

此一節上係辭第十一章文也、易は天地の間、動靜の兩端あつて、忽にして動し、動し極れば又靜に、靜なれば又動く、一動一靜循環して不已、これを易と云也、其動くにも其靜なるにも必ず動靜せしむる所以の理あつて存す、これを太極と云、太は甚也、甚だ至極の理、得て名ることとなし、故に太極と云、然れども太極、別に一物にて動靜を離れて有る者にあらず、一氣動するときは、此理も亦氣に乘て動く、動の裏に太極あり、動すること暫くやむで靜なれば、理も亦隨て靜也、これ靜の裏に太極あり、此理動靜をはなれずして、しかも動靜の主となること樹木の根あるが如し、是動靜變易の裏に太極の理ある也、其生ずる次第を云へば、先づ此實理あつて、方に始て陰陽の氣あるべし、然らば太極を先に言ふべし、周子の無極而太極、太極動て陽を生ずと云へる其意也、但大傳の此文は易を主として云、故に倒に易より云ひ起して、謂く動靜變易の中に太極あり、此太極の一理、分れて則ち陰陽二つとなるを以て、始て一畫を爲て陽儀陰儀とし、太極の陰陽を生ずるにかたどりて寫し出すと云意なり、易にト云へる易は、天地の間に循環する陰陽の變易也、生兩儀の兩儀は、それを寫し出して畫に描せる所の陰陽也、已に一畫を爲て一を陽儀とし、- -を陰儀として以て陰陽を分つ、次に一生二、陰陽各々分れて二つとなること自然の理なるを以て、二畫を爲て、太陽少陽太陰少陰の四象を分つ、或問、一陰一陽上、又各生一陰一陽之象、以圖言之、兩儀生四象、四象生八卦、節々推去、固容易見、就天地間著實處、如何驗得、朱子曰一物上自各有陰陽、如人之男女陰陽也、逐人身上又各有這血氣、血陰而氣陽也、如晝夜之間、晝陽也夜陰也、而晝陽自午後屬陰、夜陰自子後又是陽、此便是陰陽各生陰陽之象也、四象又分れて八つ生ず、故に三畫を次に爲して八卦とす、八卦已に成て三才の象始て備る、聖人の八卦を畫して易を作れる次第如此也、上係辭、朱子本義云、一每生二、自然之理也、易者陰陽之變、太極者其理也、兩儀者始爲一畫、以分陰陽、四象者

云、一身性情形體の上に就て、男女の形に取ても、陰陽あり、背は實して剛く、腹は虚にして柔なるの類、耳目口鼻までに皆細に察し驗るを取諸身と云、遠取諸物、遠は萬物を我身に對すれば疎遠也、故に遠と云、物と云は兼る所甚だ廣し、高きに飛ぶ者、深きに潜る者、動き走る者、根ざして植てる者、凡そ天地の間に在る者、皆物也、此れ物の上に所在、一つとして驗み察せずと云ことなきを云、朱子曰、想得聖人心細、雖鳥獸羽毛之微也、盡察得有陰陽、今人心麁、如何察得、或曰、伊川見兎曰、察此亦可以畫卦、便是此義、曰、就這一端上亦可以見、凡草木鳥獸、無不有陰陽、鯉魚脊上有三十六鱗、龍脊上有八十一鱗、龍不皆見、鯉魚必有之、又龜背上文、中間一簇成五段、兩邊各挿四段、共成八段子、八段之外、兩邊周圍、共有二十四段、中間五段者五行也、兩邊挿八段者八卦也、周圍二十四段者、二十四氣也、箇々如此、又如草木之有雌雄、銀杏桐楮、牝牡麻竹之類、皆然、又樹木向陽處則堅實、其背陰處必虚軟、男生必伏、女生必偃、其死於水也亦然、蓋男陽氣在背、女陽氣在腹也「於是始作——」仰で天文を觀、俯て地理を察し、鳥獸の文、天地の宜きを觀、身に取り物に取てあまねく驗るに、許多般の事物、默して心に會し、都て只是陰陽の二つに、不過ことを見得たり、是に於て一畫して陰陽を分ち、倍之四つとし、遂に三畫して八卦を作り出せり、只此八の者、萬物の理を該ね盡す、微にしては神明の德、陰陽の理に通ず、通とは理の相會合するを以て言、神明の德は幽にして見ることなし、故に通ずと云、神明の德とは、健順動止の類也、八卦の性情、乾は純陽健也、坤は純陰順也、震は動き、艮は止り、巽は入り、坎は陷り、離は麗ぎ、兌は說ぶ、其性如此、是皆神明の德に貫通する也【類萬物之情】類は象の肖たるを以て言、顯にしては萬物の情、陰陽の迹に類す、萬物の情は著にして可見者也、故に類すと云也、乾の象は天に類し、坤の象は地に類し、艮の象は山に類し、兌の象は澤に類し、震の象は雷に類し、巽の象は風に類し、坎離の象は水火に類するが如し、又乾は爲天爲圜爲君爲父爲玉爲金爲良馬爲木果と云が如き、其象皆萬物の情に類すと云者也、

原卦畫第二

原は推原也、本源に推し原て尋ね究る也、卦は八卦を以て言へば三畫を卦とす、六十四卦を以て言へば六畫を卦とす、畫は一爻を指て云、一‥の畫也、此一篇は、伏義の易を作れる始めを推し究て、其原に造る也、

古者包羲氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情、

此一章は下繋辭第二章の文也、古へ包羲氏の天下に王たりしときに、易を作て萬民の用に前て、物を開き業を定んと欲す、しかれども遽に作らず、天地人物にあらはるゝ所の理に於て驗し察せずと云ことなし、故に先づ仰では經緯の象を天に觀、象は氣を以て言ふ、陽に屬す、天に在て象を懸け、實形なき者を象と云、日月星辰、或は風雲雷霆の類を云也、其盈虧消息、隱見往來の故を察するを、觀象於天と云也、又俯しては一定の法を地に觀、法は形を以て言ふ、たしかに實形を以て可見物、一成て已に定る者を法と云、山川原隰の類也、山は崇く海は深く、北は高く南は低の類を察するを、觀法於地と云也、又鳥獸の文を觀て、羽毛の微までに盡く察す、文と云は羽毛の希に革り、或は更に生じて毨ひ、或は斑を生じ角を脫すの類を觀て、其故を求むるを觀鳥獸之文と云也、地之宜は王昭素曰、與地之間、諸本多有天字、地字の上に天の字を補入て見べし、宜とは天の宜は、寒暑溫涼の類、地の宜は高下燥濕の類、或は木を生じ草を生ずるを觀て、其剛柔を察するを云べし、蒙引には、此れ天地の人事に宜き所の者を以て言、按引曰、春夏宜耕種、秋冬宜收藏之類、天之宜也、高者宜黍、下者宜稻之類、地之宜也と云、後世より推て看れば、此れ皆天地の宜なれども、伏義の時未だ耕種の道なし、伏義これを驗られしとは指て云ひがたかるべし、近取諸身、我が身を萬物に對すれば至て近切也、故に近くと

則分殊理一の故を以て也、

且以河圖而虛十、則洛書四十有五之數也、虛五則大衍五十之數也、積五與十則洛書縱橫十五之數也、以五乘十以十乘五、則又皆大衍之數也、

河圖の全數五十五を以て、中の十を去て虛にすれば、即洛書の四十有五の數と均し、又中の五を虛にすれば、餘五十、即大衍五十の數也、又河圖の中央の五と十とを積めば、其實十五、此れ洛書縱橫の數也、五と十相乘ずれば五十となる、五を以て十に乘ずるときは十づゝ五となる、十を以て五に乘ずるときは五づゝ十あり、皆五十の數を得て大衍の數となる也、大衍とは詳に明蓍策篇に見えたり、

洛書之五、又自含五而得十、而通爲大衍之數矣、積五與十則得十五、而通爲河圖之數矣、

洛書の五又自ら五を含むとは、玉齋胡氏が說に據に、洛書下の一點に天一の象を含み、上の一點に地二の象を含み、左の一點に天三の象を含み、右の一點に地四の象を含み、中の一點天五の象を含む、中の一點に所含の五、本數の五と共に十の數を得て、外に列布する一二三四六七八九を合たる四十の數に通じて、大衍の數五十となる、又中の五と上下左右所含の一二三四の十數とを合せ積めば十五を得、外の四十に通じて五十五、河圖の數となる也、

苟明乎此、則橫斜曲直、无所不通、而河圖洛書、又豈有先後彼此之間哉、

【苟明乎此】此字總て上文に所說を指て言ふ、上の文件々の道理を明にし得ば、縱に看、斜に看、或は曲或は直、往して通せずと云ことなかるべし、河圖洛書一の如くにして異なることなし、又豈先に出で後に見れ、彼れは圖此れは書と云の間あらんや、只是一致なると也、

次、自然に八卦の象あつて具る也、

河圖之一六爲水、二七爲火、三八爲木、四九爲金、五十爲土則固洪範之五行、而五十有五者、又九疇之子目也、是則洛書固可以爲易、而河圖亦可以爲範矣、且又安知圖之不爲書、書之不爲圖也耶、

河圖の方位、一六は水とし、二七は火とし、三八は木とし、四九を金とし、五十を土とすれば、洪範の五行と云者も亦河圖の中にあり、又河圖の一より十に至る全數五十有五は、又九疇の子目也、子目は子數の目也、洪範の疇數九を母數とし、一疇の下に屬する小類を子數とす、其目五十五あり、五行に五、五事に五、八政に八、五紀に五、皇極一、三德三、稽疑に七、庶徵に休咎共十、福極十一、總て五十五也、如此なるときは、則洛書を以ても固に易を作べし、又河圖の數も亦洪範の九疇を叙爲べし、此れ河圖洛書、互に經緯を相爲て乖違あることなし、安ぞ河圖は書とならず、洛書は河圖とならざる所あらんやと也、

曰、是其時雖有先後、數雖有多寡、然其爲理則一而已、但易乃伏羲之所先得乎圖、而初無所待於書、範則大禹之所獨得乎書、而未必追考於圖耳、

河圖は伏羲の世に出、洛書は禹の世に出づ、是其時に先後の異あり、河圖は一より十に至て五十五の數あり、洛書は一より九まで四十五の數あり、是數に多寡の別ありと云へども、理たることは一のみにて二致あることなし、但易は伏羲の河圖の象に由て、畫し得られたる所にて、初めより洛書を以て互に斟酌せんと待つことなし、又洪範を叙することは、禹獨洛書の數に則て爲せり、未だ必しも上古の河圖を追ひ考へて、相表裡するやうにとせるにもあるまじ、然れども自然に相契ふことは、此れ

べし、九疇の次第を爲す叙は、五行は世の行用る所萬事の本也、故に五行を初とす、人の身に發見する者は五事也、故に五事を二とす、我身を正して後に、人に及して政を施す、故に八政を三とす、政を施すときは天の道を用ふ、故に五紀を四とす、天に順て政を布き行ふときは大中を得、故に皇極を、五とす、大中を求んと欲するときは德に隨ひ任ず、故に三德を六とす、政德に任ずと云へども、事必ず疑しきことあり、故に稽疑を七とす、行事政に在て其善惡得失は盡く天に應ず、故に庶徵を八とす、上天下士を監て善惡必ず報いて、禍福人の身に加はる故に福極を九とす、末に福極を並べておくは、上の八類を能く得れば五福至り、八類皆失すれば、六極至ると云の意也、詳に洪範注疏正義に見えたり、

曰、洛書而虛其中、則亦太極也、奇偶各居二十、則亦兩儀也、一二三四而含九八七六、縱橫十五而互爲七八九六、則亦四象也、

此一節は、洛書は九疇の由て作れる所と云へども、亦自然に太極陰陽四象八卦の象あつて、河圖と相表裡することを云也、洛書中央の數は五、其中の五を去て虛にするときは太極也、其外に散布する者、一三七九の奇數の積實と、偶數二四六八を積たる實と、各々二十の數なるときは是兩儀也、一二三四の數あつて、一は上の九を含み、二は八を含み、三は七を含み、四は六を含で、中央の五を得れば、縱より數へ横より算へても十五の數ありて、互に七八九六となる、たとへば一得五上の九に對すれば九六也、二得五八に對すれば七八也、四得五六に對すれば又九六也、三得五七に對すれば即七八也、此亦四象の具る也、

四方之正、以爲乾坤離坎、四隅之偏、以爲兌震巽艮、則亦八卦也、

四方之正は、九一三七の上下左右の正位にある者也、九を乾とし、一を坤とし、東の三を離とし、西の七を坎とす、さて四隅の偏側に居、二を巽とし、四を兌とし、六を艮とし、八を震とすれば、洛書の位

故金火互通其象實能兩有所兼、乾居南方火位說卦曰、乾爲金、坎居西方金位而說卦曰、坎爲赤、故四九居西爲金、其於卦也、本爲乾兌而亦得爲巽坎矣、二七居南爲火、其於卦也、本爲巽坎而亦得爲乾兌矣、陽所以爲大也、所以居大夏相錯、而爲夏與秋之卦也、體河圖以爲先天圓圖、其卦氣之運、分陰分陽、有如此者、聖人所以作易、寧不可見也哉、

洛書之實、其一爲五行、其二爲五事、其三爲八政、其四爲五紀、其五爲皇極、其六爲三德、其七爲稽疑、其八爲庶徵、其九爲福極、其位與數尤曉然矣、

【洛書之實】は、洛書一より九に至までの實數也【一曰五行】洪範九疇の次序、第一を五行と云、水火木金土也、此五つの者、天に順て其氣を運行す、故に五行と云、【其二爲五事】五事貌言視聽思也、【其三爲八政】八政は食貨祀司空司徒司寇賓師也【其四爲五紀】五紀は歳月日星辰暦數也【其五爲皇極】皇は大也、極は中也、人君は民の主と爲て、政教を施し、下民を治め、大に中道を得て、邪辟あること無らしむるを云、皇極に數を不言ことは、大中の道、九疇を摠該て、理萬事を兼ぬ、局數能く盡す所に非を以て數を不言也、【其六爲三德】三德は正直剛克柔克也、【其七爲稽疑】稽は考也、卜筮の職を擇び立て、疑事を龜著に考へ明す也、卜筮の數七つと五つ、雨霽蒙驛克筮二貞悔也、【其八爲庶徵】庶は衆也、徵は應也驗也、雨暘燠寒風五者、各其時を以て來るを休徵とし、不時を咎徵とす、【其九爲福極】五福は壽富康寧攸好德考終命、六極凶短折疾憂貧惡弱也、九類の注釋は洪範の本文に就て考ふべし、【其位數尤曉然】位は洛書の方位也、數は洪範の九類也、洛書の方位も一より九に至り、洪範の叙も五行より福極まで九類あるときは、禹の範は洛書に由て作れること曉然と明也、さて禹の範を作り、九疇の先後を定めらるゝことと、洛書水火木金土の位次拘て叙るに非ず、只天時人事を參酌して類をなし、叙で一より九に至ることは、洛書の數に則りて作れるなる

を補ひて、四象遂に八卦となる也、胡氏朱子二說とも旨趣あり、朱胡の異同は、朱子は橫圖に本きて、十數を主として說けり、朱子の說を河圖の方位を以て、檢考して看れば、乾兌は太陽、乾は九、兌は一とす、河圖の九西に居、一北に居るとき九西より南に往て乾となり、兌北よりして東南の隅を補ふ、坎巽は少陽、坎は七、巽は三とす、河圖の七南に居、三東に居、坎西に在ば南より西方へ往也、巽三東より西南の隅となる、離震小陰、離は八、震は二とす、河圖八東に在り、二南に在、離八東に在れば河圖の位と同じ、震は東北の隅に在ば南より往て空を補ふ也、坤艮は太陰、坤は六、艮は四とす、坤六北に在、河圖の位と同じ、艮四は西よりして西北の隅を補ふ也、此れ十を主として四象の位と數とを分て、一九二八三七四六とす、乾坤離坎既に九六八七の數を得て、南北東西の正位の卦となる、故に兌震巽艮一二三四の位を以て其類に從ひ附く、兌は太陽、一の位を得、故に太陽の數、九を得たる乾の側に居る也、震は少陰二の位を得、故少陰の數、八を得たる離の側に居る也、巽艮も此例にて推て知るべし、

玉齋胡氏曰、析二七之合、則七居南爲乾、而二補東南隅之空以爲兌、析三八之合、則八居東爲離、而三補東北隅之空以爲震、析四九之合、則九居西爲坎、而四補西南隅之空以爲巽、析一六之合、則六居北爲坤、而一補西北隅之空以爲艮者、此則之以成八卦也、然聖人之則河圖也、亦因橫圖卦畫之成、以發圓圖卦氣之運耳、本河圖以爲先天橫圖、則卦畫之成者、老陽居一、分之爲乾兌、少陰居二、分之爲離震、少陽居三、分之爲巽坎、老陰居四、分之爲艮坤、本河圖以爲先天圓圖、則卦氣之運者、老陰居北、少陰居東、所以分而爲艮坤離震者、此四卦、固无以異於橫圖也、少陽居南、宜爲巽坎、而乃爲乾兌、老陽居西、宜爲乾兌、而乃爲巽坎、此四卦、實有異於橫圖矣、其故何哉、蓋河圖二象之居于東北者、陰之老少也、陰主靜而守其常、故水木各一、其象不能他有所兼、一六居北爲水、其於卦也、爲艮坤、不得爲離震矣、三八居東爲木、其於卦也、爲離震、不得爲坤艮矣、陰所以小也、所以居窮冬相錯、而爲冬與春之卦也、河圖二象之居于西南者、陽之老少也、陽主動而通其變、

位を悉く取て九疇に叙でたる者也、中の五を虚にすることとなし、故に總實と云也、【河圖之一】河圖の中央を虚にして、五と十とを去れば太極爲る也、太極は太だ至極の理也、兩儀未分、渾然たる理をさして太極と云、さて其外に散布する列數、一三七九の陽數を積て奇數二十、これを陽儀とす、二四六八の耦數を積て陰數二十、これを陰儀とす、此れ太極の理分れて陰陽となるの象、自然圖の上にあらはる、故に則之兩儀を生ず、始て兩儀立つ也、さて一二三四を以て六七八九とす、六は太陰、七は少陽、八は少陰、九は太陽の數也、既に兩儀立つときは、陰陽又各老少あり、故に圖上六七八九に則て四象とする也、【析四方一】此一節、朱子の說と胡氏の說と各々異なり、胡氏の說約にして曉し易し、故に先胡氏の說に據て說く、河圖の南二七の合を析て、七南に居て乾となり、二東南の隅の空處を補て兌とす、東方の三八の合を析て、八は東に居て離とす、三は東北の隅の空處を補て震とす、西方の四九の合を析て、九は西に居て坎とす、四は西南隅の空處を補て巽となる、北方の一六の合を析て、六北に居て坤となれば、一は西北の隅の空處を補て艮となる、如此河圖の內外の合數を析て、九六八七を四方に置て、乾坤離坎とし、一二三四を以て四隅の空缺なる處を補て、兌震巽艮として八卦となる、此伏羲八卦圓圖のめぐりに合せて、河圖の位を配當したる者也、朱子は橫圖に因て說けり、橫圖の上の四象を觀れば、乾兌は太陽より生ず、太陽は其位は一、其數は九也、乾は太陽の數九を得、兌は太陽位一を得、故に乾を九とし、兌を一とす、少陰は其位は二、其數は八也、離震は少陰より生ず、離は少陰の數八を得、震は少陰の位二を得、故に離を八とし震を二とす、少陽の位は三に居て其數は七也、坎巽は少陽より生ず、坎は少陽の數七を得、巽は少陽の位三を得、故に坎を七とし巽を三とす、太陰の位は四に居て其數は六也、坤艮は太陰より生ず、坤は太陰の數六を得、艮は太陰の位四を得、故に坤を六とし艮を四とす、因て河圖の六七八九の合を析て、乾坤離坎として、南北東西の正位に置き、一二三四の次に依て、兌は乾離の隅の空を補ひ、震は離坤の隅の空を補ひ、巽は乾坎の隅の空を補ひ、艮は坎坤の隅の空

虛にすれば、其外餘縱橫皆十也、其十を分て相對して置き北方の一南方の九を含で十となる、西南の二は東北の八を含み、東方の三西方の七を含み、東南の四西北の六を含めば、各十の數あり、參伍錯綜係辭傳に出る字、畢竟互に相參考して、多寡の實を審にするの意也、上係辭十一章、參伍以變錯綜其數通其變遂成天地之文本義云、參者三數之也、伍者五數之也、既參以變、又伍以變、一先一後、更相考覈、以審其多寡之實也、錯者交而互之、一左一右之謂也、綜者總而挈之、一低一昂之謂也、參伍錯綜皆古語、而參伍尤難曉也、參伍とは、たとへば十五箇の物を三つづゝ數ふれば五つあり、又五づゝ數ふれば三つあり、因て三つづゝかぞへて五つあると、五つづゝ數へて三つあるとを互に參へ考へて、其實を審にすれば、其全數は十五箇なることを知る、如此するを參伍すると云也、此れ一九二八を參へ合て、皆十數なることを知るを云也、錯綜とは、錯は往來相交り錯るの義也、綜は一は昇り一は低る底の謂也、陽上り去て陰となり、陰は下り來て陽となるの類也、錯綜すると云ふは六の九に對するは南北相錯る也、六上て七となり九の八となるは一上一下して綜を爲也、如此或は參伍し、或錯綜して看れば、縱にし橫にすれども、適くとして十の合數に不遇と云ことなし、此れ變化して窮ることなき神妙たる所以也、

曰、然則聖人之則之也奈何、曰、則河圖者虛其中、則洛書者總其實也、河圖之虛五與十者太極也、奇數二十偶數二十者兩儀也、以一二三四爲六七八九者四象也、析四方之合以爲乾坤離坎、補四隅之空以爲兌震巽艮者八卦也、

又問て曰、聖人河圖洛書に則て、易洪範を作れる其則りやうは、如何んかして八卦と分ち、九疇を敘でられしか、答て曰、河圖に則る者は、中の五十を去て虛にし、其外餘八點の外に布列する者を以て、則て八卦とす、又洛書に則る者は書面實數を總て、九

消長、虛五分十而一含九、二含八、三含七、四含六、則參伍錯綜、無適而不遇其合焉、此變化無窮之所以爲妙也、

洛書は縦にかぞへても横にかぞへても皆十五の數あり、然れども實は七八九六の數、迭に彼れ消すれば此れ長、此れ消すれば彼れ長じて、十五の數を爲す也、迭爲消長とは、數の進む者を長とす、數の退く者を消とす、北方の一中の五を得て六となる、東南の四中の五を得て九となる、六と九と迭に消長を相爲す、陽は進むことを主る、六進で九となるときは九長じて六消す、陰は退を主る、九退て六に極れば、此九は消して六は長ず、西南の二中の五を得て七を成す、東方の三五を得て八となる、七八迭に消長を爲す、七進て八となれば、八長じて七消す、八退て七となれば、八消して七又長ず、七八は少陽少陰なるに因て、互に消長を爲と云へども、七八の消長は自ら九六消長の中に在り、陽進で長じ陰消する序は六七八九也、陰退て長じて陽消する序は九八七六也、中の五は常に主となつて不動、九六相對して十五數也、六進で陽に往けば九は長じ六は消す、九退て陰に往くは、六は長じて九は消す、彼長ずれば此れ消す、偏消の理なし、故に六消して九長ずるかたを主として云へば、六進で七となれば九は退て八となる、七八合て中の五とともに十五也、七進で八となれば八又退て七となる、八七中の五合十五也、八進で九となれば七又退て六となり、中を合て又十五也、九は進むの極、長ずるの極也、極ては復た退て陰に返る、故に九消して六又長ず、九の消するかたより言へば九退て八となれば六進で七となる、八七合せて中五と都て十五也、又退て七となり、又退て六となれば、七又進で八となり、九となつて、七八六九中の五を得て皆十五也、九退て六までに至れば、退くの極にして陰長じ了る、退くこと極れば又進むと始の如し、此れ七八九六迭に消長を爲て、縦横皆十五の數となる也、【虛五分十一】虛五は中の五を除き去て中を空虛にする也、縦横十五は中の五を幷ての數也、中の五數を去て

進むことを主る、少陽の七進でのぼれば、七の上は八也、八は陰の數、故に八を踰え過て九に進む、九は進で極る所也、九より上は進み去る處なし、故に九を以老陽とす、六八は陰數也、陰は退くことを主とす、少陰の八より退て七に至、七は陽數なるに因て、七を踰て六まで退く、六より下は更に退く處なし、六は退き極る所なる故に六を老陰とす、進むときは饒し、少陽の七六より饒く、老陽の九は八より饒し、退くときは乏し、少陰の八は九より乏く、老陰の六は七より乏し、進で饒は陽の常也、退て乏は陰の常也、故に正なりと云、

其九者生數一三五之積也、故自北而東、自東而西、以成於四之外、其六者生數二四之積也、故自南而西、自西而北、以成於一之外、七則九之自西而南者也、八則六之自北而東者也、此又陰陽老少、互藏其宅之變也、

成數の九は、生數の一三五を積て九となる故に、北の一よりして東に旋て三を積て、又西に轉じて中の五を積で九となりて、老陰の位四の外に居、其六は生數の二四を積で六となる故に、南方の二よりして西に旋て四を合て、六となりて、北方老陽の位一の外に居、七は積數に由て成るに非ず、九の西より來て南方少陰の位、二の上居る者也、八も亦積數に由らず、六の北より來て東方少陽の位三の外に居也、【互藏其宅之變也】老陽の位は一、老陽の數は九也、老陰の位は四、老陰の數は六也、河圖の方位、老陽の九は老陰の位四の外に居、又老陰の六は老陽の位一の外に居、此れ老陰は老陽の宅に藏れ、老陽は老陰の宅に藏る也、少陽の位は三也、少陽の數は七也、少陰の位は二也、少陰の數は八也、少陽の七は少陽の位二の上に居、少陰の八は少陽の位三の外に居、此れ少陽は少陰の宅に藏れ、少陰は少陽の宅に藏る也、陰陽其常位に居ることなくして、陽數陰の位に藏れ、陰數陽の位に藏る、皆其常を易ふ、故に變也と云、

洛書之縱横十五、而七八九六迭爲

東北の八也、

合而言之則首北、次西南次東、次東南次中、次西北次西、次東北而究于南也、

奇耦を合て數の次第を言へば、首は北方の一、次の二は西南、次の三は東、次の四は東南、次の五は中央、次の六は西北、次の七は西、次の八は東北に位して、終は南方の九究る、是洛書の全數也、

其運行則水克火、火克金、金克木木克土土右旋一周、而土復克水也、是亦各有說也、

洛書の運行は相克して右轉す、洛書の方位一六を水とし、二七を火とし、三八を木とす、四九を金とす、五を土とす、一六の水二七の火を克し、二七の火四九の金を克し、四九の金三八の木を克し、三八の木中央の土を克す、右旋一周して、中央の土復た水を克して、運行一より始る也、河圖洛書の序次同じからざれども、亦皆理の自然にして各說あると也、思齋翁氏曰、河圖運行之次、自北而東、左旋相生固也、然對待之位、則北方一六水、克南方二七火、西方四九金、克東方三八木、而相克者、已寓於相生之中、洛書運行之序、自北而西、右轉相克固也、然對待之位、則東南方四九金、生西北方一六水、東北方三八木、生西南方二七火、其相生者已寓於相克之中、蓋造化之運、生而不克、則生者无從而裁制、克而不生、則克者有時而間斷、此圖書生成之妙、未嘗不各自全備也、

曰、其七八九六之數不同、何也、曰、河圖六七八九、既附于生數之外矣、此陰陽老少、進退饒乏之正也、

又問、七八九六の數、河圖は北の外なる六と南の外なる七と相對し、東の外の八と西の外の九と相對す、洛書は又南の九と西北の六と相對し、西の七と東北の八と相對す、方位の數同じからざるは何ぞや、答曰、河圖は六七八九の數、既に一二三四の生數の外に附く、此陰陽の老少進では饒く、退ては乏きの正を得る者也、何となれば七九を陽とす、陽は

八又積て二十の數となる、洛書も亦一三七九を積て二十を得、二四六八を積て二十を得るときは、陰陽の數、圖書均く二十也、彼此復た贏乏の偏あることなし、

曰、其序之不同何也、曰河圖以生出之次言之、則始下次上、次左次右以復于中而又始于下也、以運行之次言之、則始東次南、次中次西次北、左旋一周、而又始于東也、

又問て曰、河圖洛書、方位序列の次第同からざるは何や、答て曰、河圖の方位、五行生出の次第を以て言へば、水火木金土也、故に下の一水に始て、其次は上の二火、次は左の三木、次は右の四金、一周して中に復て、中央の土に終て、又下に始り、前次の如く六七八九と旋て、又中の土に終る也、又五行天地の間に運行する次第を以て言へば、東の木に始り、木火を生す、故に次は南方の火、火次の中土を生じ、土又次の西方金を生じ、金よりして又北方の水を生す、左旋に一周して、又東方の木水より生じて東に始る、又前の如く八七十九六と旋る也、

其生數之在內者、則陽居下左、陰居上右也、其成數之在外者、則陰居下左、而陽居上右也、

河圖生數の內に在る者、一三の陽數は下と左とに在り、二四の陰數は上と右とに在り、其成數の外邊に在る者、六八の陰數は下と左とに居、七九の陽數は上と右とに居、此れ下文に謂ふ陰陽互に其宅に藏る也、

洛書之次、其陽數則首北、次東次中、次西次南、其陰數則首西南、次東南次西北、次東北也、

洛書方位の次序は、其陽數は即一三五七九の奇數也、奇は正位に居す、首は北方の一、次は東方の三、次は中央の五、次は西方の七、次は南方の九也、其陰數は二四六八の耦數を云、耦は偏側に居、其次第首は西南の二、次は東南の四、次は西北の六、次は

占第四位、已含太陰之數、雖其陰陽各自爲數、然五數居中、太陽居一得五而成六、少陰居二得五而成七、少陽居三得五而成八、太陰居四得五而成九、則與河圖一陰一陽相雜、而爲生成之數者、亦無以異也、

蓋中者爲主、而外者爲客、正者爲君、而側者爲臣、亦各有條而不紊也、

河圖は中なる者主となつて、内より外に及で、外に在者を客とす、洛書は奇數の陽は、正位に在て君となり、耦數の陰にして偏側に在者を臣とす、河圖洛書、方位同じからざれども、造化の自然に陽を貴び、陰を賤んずるの理自顯れて、共に條あつて紊亂せざる也、條は木のえだ也、多けれども幹枝分析して亂れ混ずることとなし、故にすぢめの明かにわかつを有條と云也、

曰其多寡之不同何也、曰河圖主全、故極於十、而奇耦之位均、論其積實、然後見其偶贏而奇乏也、洛書主變、故極於九、而其位與實皆奇贏而偶乏也、必皆虛其中也、然後陰陽之數、均於二十而無偏耳、

又問て曰、河圖は一より十に至積數五十五、洛書は一より九に至積數四十五、其多寡の同じからざるは何ぞや、答曰、河圖は數の成就して全を主とす、故に一より十に極て奇の數五、耦の數五、奇耦各々五にて位均し、其十の數を積たる實を論ずれば、一三五七九の積數二十五、二四六八十の積數三十あり、此れ偶の地數は贏て、奇の天數は乏きことを見也、洛書は變を主とす、故に其數一より九に極る、其方位を言へば、一三五七九の奇數は五位、二四六八の耦數は四位也、其積數の實は一三五七九を積めば二十五、二四六八を積めば二十也、此れ洛書は、位も奇位は耦位よりは多く、積實も奇數は偶數より多、皆奇は贏て偶は乏き也、【必皆虛―】河圖洛書ともに奇耦の數、多寡互に異同あり、然れども圖書ともに、皆其中の本數を除き去て、中宮を虛にして看れば、河圖は一三七九の積二十を得、二四六

へばと云意也、

然河圖之一二三四、各居其五象本方之外、而六七八九十者、又各因五而得數、以附于其生數之外、

河圖の數は、一二三四の生數、各中央五象本方の外に列居す、本方は中宮の主位を云、六七八九十は又各五に因で數を得、一は中の五を得て六と成り、其生數一の外に附く、二は五を得て七と爲て、其生數二の外に附く、三は中の五を得て八と爲り、其生數三の外に附く、四は五を得て九と爲り、其生數四の外に附く、十は中央五に因て成て中宮の外に附く、此各々五に因て數を得て、其生數の外に附也、河圖は生成相爲て奇耦相錯れる者也、太陽の一位、太陰の六を含で一六相合、太陰の四位は、即ち太陽の數九を含で同く居、少陰の位二は、少陽の數七を得て相合す、少陽三の位には少陰の八の數を含む也、皆中の五、主となつて外の數、客となる也、

洛書之一三七九、亦各居其五象本方之外、而二四六八者、又各因其類、以附于其奇數之側、

洛書の一三七九は四の奇數也、又各々中央五象の本方主位の外に居す、二四六八は耦數也、又各々其類に因て奇數正位の側に附く、後の一中五に因て六となる故、六は一に因て其側後の右に在り、三左に在て中五を得れば八となる、故に八は三に因て其側後への左に在り、右の七中の五を得れば十二となる、十を去れば二也、故に二八七に因て其側前の右にあり、前の九中の五を得ては十四となる、十を去て餘四あり、故に四は九に因て其側前の左にある也、盤谷董氏曰、河圖之數、不過一奇一偶相錯而已、故に太陽之位即少陽之數、少陽之位即少陰之數、見其迭陰迭陽、陰陽相錯、所以爲生成也、天五地十居中者、地十亦天五之成數、蓋一二三四已含六七八九者以五乘之故也、蓋數不過五也、洛書之數、因一二三四以對九八七六、其數亦不過十、蓋太陽占第一位、已含太陰之數、少陰占第二位、已含少陽之數、少陽占第三位、已含少陰之數、太陰

河圖と洛書とを參考するに、其數と位と三は圖書ともに同して、二は圖と書と異にして不同、三同とは河圖洛書共に一六皆北に在り、此一同也、三と八と皆東にあり、此二の同也、五數皆中に在り、此三同也、三者所在の位も、列する數も皆同き也、二異は圖の二七は南方に在り、書の二七は西に在り、此れ一異也、河圖の四九は西方に在り、洛書の四九は南に在り、此二異也、此二は所在の位も列する數も皆異也、これを三同而二異と云【蓋陽―】三は同くして二異なる所以、何となれば蓋陽は君也尊し、其位は易へまじき者也、陽は專ら生數の陽、一三五を指て云ふ也、陰は臣也卑し、主たらぬ數なれば、或は易へ置くこともすべき者也、陰は二七四九を指て云也、二四は生數にて云へば陽なれども、奇耦を以て言へば二四ともに耦にして陰に屬す、陽と云がたし、七九は奇數なれども、生數の五を去れば只是二と四と也、故に陰に屬す、是以易へ移すべし、此理に因て河圖の二四七九の位を、洛書には易へ移して西と南とに置也、【成數―】成數の七九、奇數にて陽なりと云へ共、生數を陽とし成數を陰とするを以て言へば、七九は成數にて、生數に對しては陰也、且二は五に因て七となり、四は五に因て九となる、故に五の本數を去れば、七は二となり、九は四となる、是生數の陰也、故に陰として易る也、

曰中央之五、既爲五數之象矣、然其爲數也奈何、曰、以數言之、通乎一圖由內及外、固各有積實可紀之數矣、

又問、中央の五は、既に生數五の象と奇數五の象とを具て主たり、然して五主となつて、其餘の數のめぐりに在る者、方位の異同あること、其數たる所以は奈何んぞや、答て曰、列位の象數を以て言へば、河圖洛書の方位一圖の面を會通して看れば、共に內よりして外に及で數を成す、河圖の數は、一よりして十、積之の實數五十五、洛書の數、一より九までを積で其實四十五也、圖書各々積實の紀すべき數ある也、通はすべあはせて看る也、算法統宗首卷、用字凡例云、通會同其數、一圖は河圖のみを指すに非ず、河圖洛書ともに、象數鋪列する方位面を總て一圖と云、河圖洛書ともに、列位の面を以て言

洛書以奇數爲主、故其中之所以爲五者、亦具五奇數之象焉、其下一點亦天一之象也、其左一點亦天三之象也、其中一點亦天五之象也、其右一點則天七之象也、其上一點則天九之象也、

五は中數なるを以て、河圖洛書皆五數中に位して上下左右皆五に因て數を成す、其主たる所を以て言へば、河圖一二三四五の生數內に在て、六七八九十の成數は外に在り、故に生數を以て主とす、故に其中央の五たる者も亦天五の生數の象を具て主となる、其五の下の一點の位は天一の象、上の一點の位は地二の象、其左方の一點の數は天三の象、其右方の一點は地四の象也、其中の一點の五は天五の象也、河圖は五奇五耦あつて各相合す、故に奇數は主とせずして生數を主とす、五は生數を以て主となつて中に居也、【洛書以―】洛書は四耦五奇也、故奇數を以て主とす、是以其中の五たる者、亦奇數の象を具て主たり、其下の一點の數も亦天一の象也、其左方の一點の數は天三の象也、其中の一點は天五の象也、其右の一點は天七の象也、上の一點は天九の象也、洛書は奇數正位に在て耦數四隅に在り、故に奇を主とす、洛書の五は奇數なるを以て主となつて中に居也、玉齋胡氏曰、圖之五、具五生數之象、書之五具五奇之象、蓋皆以其所主者言之、有主必有賓、而圖之成數與書之偶數、亦各具於中央之五數矣、圖之中五下一點、既具天一之象、則一與六合而地六之成數、自不能離乎天之一矣、以至二三四五皆然、如此則河圖由一與六以至五與十、生成相合而五十五之全數、盡具於中央五數之中、書之中五下一點、既具天一之象、以至上一點既具天九之象、則一與二、三與四、七與六、九與八奇耦亦相爲胎合、而四十五之全數、亦盡具於中央之五數矣、豈可惟以五數拘之哉、

其數與位皆三同而二異、蓋陽不可易而陰可易、成數雖陽固亦生之陰也、

徑一而圍三、陰之象方、方者徑一而圍四、圍三者以一爲一、故參其一陽而爲三、圍四者以二爲一、故兩其一陰而爲二、是所謂參天兩地者也、三二之合則爲五矣、此河圖洛書之數、所以皆以五爲中也、

又一問を擧ぐ、河圖洛書、皆五の數中に居る者は何の義ぞや、朱子對て曰、太極肇て分て陰陽の兩儀となり、陰陽よりして萬物生ずれば、凡そ數の始は一陰一陽のみ也、陽の象は圓かなり、圓物はさしわたしの徑一尺あれば周りの圍は必三尺あり、此れ徑一圍三也、陰の象は方也、方なる物は徑一尺なれば、四方各々一尺なるに因て圍み四尺也、此を徑一圍四と云、圍三なる物は△如此にして難合、故に奇とす、奇の數三あり、一奇を各自に一として、一圓の陽を參とすれば、陽の數は三となる、圍み四なる物は□如此上下左右四つあり、上下と左右と相合す、故に耦とす、上下を合て□一耦となり、左右を合て□又一耦となる、陰の象は耦也、故に耦を一とす、上下の二を合て一とし、左右の二を合て一とす、二を以て一として一方の陰をちゞめて兩にすれば、陰の數は二となる也、此說卦傳に參天兩地と謂ふ者也、陽三陰二を合すれば五となる、五は天地始て生ずる本數を合たる者にて、天地を和して中を得、故に中數とす、此れ河圖洛書の數に皆五を以て中とする所以也、說卦傳云、昔者聖人之作易也、幽贊於神明而生蓍、參天兩地而倚數、本義云、天圓地方、圓者一而圍三、三各一奇、故參天而爲三、方者一而四、四合二偶、故兩地而爲二、數皆倚此而起、小注、朱子曰、參天者參之以三、兩地者兩之以二也、

然河圖以生數爲主、故其中之所以爲五者、亦具五生數之象焉、其下一點天一之象也、其上一點地二之象也、其左一點天三之象也、其右一點地四之象也、其中一點天五之象也、

象其說已具於前、有以通之、則歆所謂經緯表裏者可見矣、

洛書の文に至ては、孔子も終に言ひ及さずして明文の可考なし、然れども洛書方位の象は、已に卷首河圖の次に具ふ、孔安國、劉歆、關子明、邵康節等の諸儒の說を玩で、能其義に通ずることあらば、劉歆が所謂河圖と洛書と、經緯表裏を相爲すと云者も、自ら見得るにてあらんと也、

〇或曰、河圖洛書之位與數、其所以不同何也、曰、河圖以五生數統五成數、而同處其方、蓋揭其全以示人、而道其常數之體也、

以下は或問を設けて河圖洛書の異同を論ず、或の問に曰、河圖の方位、七は南、六は北、洛書は九を戴き一を履むが如き方位各々不同、又河圖は一より十に至り、洛書は一より九に至、其數も不同、位と數と不同所以は何と謂ふことぞと也、【曰河圖―】朱子の答に曰、河圖は一二三四五の生數を以て、六七八九十の成數を統て、生數と成數と相合て同く其方に處す、一六北に在るが如し、蓋河圖は生成の全く備る數を揭て人に示して其常の位定る所を道ふ數の本體也、

洛書以五奇數統四耦數、而各居其所、蓋主於陽以統陰、而肇其變、數之用也、

洛書は奇偶を以て陰陽を分つ、一三五七九の五奇數の陽を以て、二四六八の四の耦數の陰を統て、陰陽各々其所に居て尊卑を爲す、陽は東西南北中央の正位に居す、此陽居其所也、陰四隅の偏側に在り、此陰居其所也、尊は正に居卑は偏に居て不紊、各々其所を得也、【蓋―】洛書は陽を主として陰を統ぶ、河圖の生成對待して常體を立と不同、一より九に至て對待することなく、流行して用を致す、故に肇其變と云、洛書は運行を爲す數の用也、

曰、其皆以五居中者何也、曰、凡數之始、一陰一陽而已矣、陽之象圓、圓者

成之、天以五生土、而地以十成之、此又其所謂各有合焉者也、

【天一━】天地の間、陰陽交合して物を生ず、先づ輕清なるを生じて後に重濁を生ず、故に天一水を生ず、天一水の氣を生ずれば地六成之、六は地一也、天一の生ずるを地一成之て水始て成也、【地二━】二は偶數地に屬す、故に地二と云、實は天二也、七は奇數故に天七と云、實は地七なり、天一既に水を生ず、天二又火を生ず、地二承て成之、天七即地二也、【天三━】天三木を生ず、地八成之、地八は是地の三也、【地四━】地四地二と義同じ、天四也、天九は又地四也、天の四にて金を生ずれば、即地の四にて成就する也、【天五━】水火木金次第に生ず、土最も重濁也、故に最後に天五を以て土を生じ、地十成之、地十は即地五也、氣を生じて施す者は天也、陽也、氣を承て形を成す者は地也陰也、故に生數は地二地四と云へども天數と心得べし、成數は天七天九と云へども地數と看るべし、天一生水地六成之と云とて、天一既に水を生じて未成、一二三四五の火木金土を一々に生じ了るを待て、然後に六始て天一の生じたる水氣を成就するには非ず、六は即成數の一也、生數の一にて水の氣を生ずれば、即成數の一にて成就して形をなす、生數の二にて火を生ずれば、即成數の二にて即火の形を成す、生成の間しばらくの止息あることなし、但文に於て次第を以て言ふに因て、天一水を生じて地六成之と云也、【此又━】一六二七と生成の數相合するは、本文に各有合と謂ふ者也、

積五奇而爲二十五、積五耦而爲三十、合是二者而爲五十有五、此河圖之全數、皆夫子之意而諸儒之說也、

五奇は一三五七九、これを積て二十五となる、五偶は二四六八十を積て三十となる、是の二の積數を合て五十有五となる、此れ河圖の列數を總たる全數也、【皆夫子━】孔子係辭に河圖を說玉ふの意にして、漢以來諸儒の河圖を論ずるの說也、

至於洛書、則雖夫子之所未言、然其

二與七爲朋而居乎南、三與八同道而居乎東、四與九爲友而居乎西、五與十相守而居乎中、蓋其所以爲數者不過一陰一陽一奇一耦、以兩其五行而已、所謂天者陽之輕淸而位乎上者也、所謂地者陰之重濁而位乎下者也、

【一與六同宗】宗は流派所出、大宗小宗の宗也、一と六と共に一方に居るを、人倫の宗を同して一門に居るに形容して言ふ也、【爲朋爲友同道】皆二位相合て一方に居るを云也、【相守】は五と十と相合て中央に居ること、留守の意あり、故に相守と云、【蓋其所――】蓋河圖の數たること、只陰陽奇偶にして、生數と成數と五行を兩つにするより外は無也、所謂は列子を指て云、列子天瑞篇云、淸輕者上爲天、濁重者下爲地、中和氣者爲人、一三五七九の奇數は陽にして天に屬す、列子の天は陽の輕淸にして上に位すると謂者也、二四六八十の偶數は陰にして地に屬す、是亦列子の地は、陰の重濁、下に位すると謂へる者也、

陽數奇故一三五七九、皆屬乎天、所謂天數五也、陰數偶故二四六八十、皆屬乎地、所謂地數五也、天數地數、各以類而相求、所謂五位之相得者然也、

陽の數は奇也、故天一天三と云て、奇數五を皆天に屬す、此れ大傳の所謂天數五也、陰數は耦也、故に地二地四と云て、偶數五つ地に屬す、此れ大傳に所謂地數五也、天數の一、地數の二、天三地四各々類を以て相求るは、即ち所謂五位の相得と云者如此也、

天以一生水、而地以六成之、地以二生火、而天以七成之、天以三生木、而地以八成之、地以四生金、而天以九

は、奇耦を一二より次第に類し、相對して云へり、圖面は七南に在り、八東に在、如此にして相對せず、愚見に奇耦類を以て相得て又相對せしめば、一と二と相得て相對し、三四相得て五と十と又相得、さて六と七と對し八と九と相得て對す、如此見れば、奇耦各〻類をなして相得て相對する也、姑く意見を錄して、識者の定めんことを竢つ、【各有合】奇耦生成を相爲て、配合することと夫婦の如し、一六と合し、二七と合し、三八と合し、四九と合し、五と十と合するを云なり、【天數二十五】天數は一三五七九五位の數を總て積二十有五あり、有は又字と同じ、二十の外又五ある也、【地數三十】地數は二四六八十五位の數を總れば、積三十あり、天地の數を合て五十五也、【成變化】一變じて水を生ずれば六化して成之、二化して火を生ずれば七變じて成之、三變じて木を生ずれば八化して成之、四化金を生ずれば九變じて成之、五變じて生土、十化して成之を成變化と云、詳に注を考て可見、【行鬼神】鬼は陰、神は陽也、奇にして生ずる者は神の來て伸る也、凡そ物始て生じて未成ときは、其氣日に漸く凝聚して成んとす、因て神とする也、耦にして成者は鬼の往て屈する也、凡そ物既に成るときは、其氣日に漸く耗散して消するに向ふに因て鬼とする也、奇耦の數、生成して鬼神の道を行ふ也、

此一節夫子所以發明河圖之數也、天地之間一氣而已、分而爲二則爲陰陽、而五行造化、萬物始終、無不管於是焉、

此一節は河圖の數に自然に天地の數有て、變化を成し鬼神を行ふの道理具ることを發明せらるゝの辭なると也、天地の間は只一元氣のみ也、理は常に氣に偶す、元氣動けば理も隨て動く、元氣靜なれば理亦靜也、故に氣分て二つと爲るを陰とし陽とす、天地は一氣の陽となり、陰となる運行のみ也、故に木火土金水の五行、相混雜して造化をなし、萬物の始をなし終をなすも、皆是陰陽の管主する所に非ずと云ことなし、是字は陰陽を指て云、

故河圖之位、一與六同宗而居乎北、

れりと謂べけんや、言ろは象數相表裡するを以て、河圖洛書同く一時に出たるとは云がたからんと也、

大傳所謂河出圖洛出書、聖人則之者、亦泛言聖人作易作範、其原皆出於天之意、如言以卜筮者尚其占、與莫大乎蓍龜之類、易之書豈有龜卜之法乎、亦言其理無二而已、

劉稷が河圖洛書共に伏羲の時に出ると云は、大傳の文を泥み看て、聖人則之と云聖人を指て、伏羲一人とするに由て也、此れ禹王を帶て云也、圖書を兼て聖人則之と云は、伏羲の易、大禹の範、其原皆天の降し賜ふ所に因て、作り出すの意を泛く言ふまで也、類を以て推て知べし、上係辭十章に、卜筮を以てするは其占を尚ぶと云、又十一章に成天下之亹々者、莫大乎蓍龜、此易書には蓍筮のことをこそ說け、龜卜の法は有ることとなし、然れども兼ね帶て言へる者は、蓍筮龜卜、實は一理にして二致なきことを言ふ也、此類を以て洛書をも帶て說て、果して河圖と一時に出ると云へるにてはなきと云こと例して知べしと也、

天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十、天數五、地數五、五位相得而各有合、天數二十有五、地數三十、凡天地之數五十有五、此所以成變化而行鬼神也、

此一節上係辭九章に見えたり、一より十に至る、即前に列する河圖の數也、天の數は奇にして、地數は耦なることを云、一三五七九は奇數也、故に天に係く、二四六八十は耦數也、故に地に係く、奇の天數五つ、耦の地數五つ也、【五位相得】五位とは圖面の方位の在所を指て云、五數也、相得とは奇耦類を以て相得ること、次第して兄弟の如くなるを云、朱子注云、相得謂一與二、三與四、五與六、七與八、九與十、各以奇耦爲類、而自相得、按するに河圖の面を以て見れば、七と八と相得がたし、朱子の此注

究の數は皆六十となるときは、易の老陽の策數三十六、老陰の策數二十四、合せて六十、又少陽策數二十八、少陰の策數三十二、合せて六十となるの數に相配して、皆六十と爲ることは、わり符の契劵を合せたるが如く也、是亦自然の理にして、天地の數相同き者也、孟子離婁下篇云、若合符節也、朱注、符節篆刻文字而中分之、彼此各藏其半、有故則左右相合、以爲信也、

下至運氣參同太乙之屬、雖不足道、然亦無不相通、蓋自然之理也、

【運氣】黄帝素問に出たり、五運と六氣と相乘ずれば、三十の數を得たり、運氣各陰陽あり、故に二之六十の數に合、五運者、甲己化土、乙庚化金、丙辛化水、丁壬化木、戊癸化火是也、六氣者、子午少陰、君火司天爲主氣、寅申少陽、相火司天爲主氣、丑未太陰、濕土司天爲主氣、卯酉陽明、燥金司天爲主氣、辰戌大陽、寒水司天爲主氣、巳亥厥陰、風木司天爲主氣是也、【參同契】後漢魏伯陽著す、易黄老の參宗を演て同く一契とす、三十四章あり、乾坤を父母とし、坎離を牝牡として、四卦を除くの外、六十卦を剛柔表裡を分て二卦を一晝夜に當つる法あり、是亦六十の數を用る也、傳疑云、後漢魏伯陽、會稽上虞人也、本易著參同契、行於世、其術以乾坤位上下、而坎離匹降於其間、於是就人身而取此象、以乾坤爲爐鼎、坎離爲藥物、除外恰有六十卦、一日十二時、用兩卦直事、謂以爲煉丹之火候也、一爻當一時、兩卦計十二爻、以一月三十日幷之、共得六十卦、【太乙】補要解云、太乙日家、有太乙統紀之書、其說蓋亦主於六十、太乙の六十を用ること未詳、太平御覽目錄、太乙帝君經、太乙問眞經あり、未見全書、數の立やう考ふべきなし、此等の書は聖經の類に非ず、術數の書、道ふに足る者にてなけれども、六十の數を得ること不通と云ことなきは、蓋自然の理に順て、不期して自相合する也、

假令今世復有圖書者出、其數亦必相符、可謂伏羲有取於今日而作易乎、

たとひ今世復た圖書などの如き者出たりとも、其數を推究て見ば、亦必ず易範の數と相符合するにて有べし、誠に理は一なれば也、もし今日偶々同じき者あらば、上古伏羲逆め今日に則り取て、易を作

也、又大禹は但洛書自然の數に據て、叙て洪範の九疇を作れり、これ亦此理の自然に龜背に見はるゝ者に據て、取て九章を叙るのみ、亦必しも上古の河圖を追ひ攻て、準擬して作れるに非れども、其數は已に暗に河圖と符合して、互に表裡を相爲て、二致あることなし、此れ先聖、共に本づき起す所の者、同く一理なれば也、

其所以然者何哉、誠以此理之外無復他理故也、然不特此耳、律呂有五聲十二律、而其相乘之數、究於六十、日名有十干十二支、而其相乘之數、亦究於六十、二者皆出於易之後、其起數又各不同、然與易之陰陽策數多少、自相配合、皆爲六十者、無不若合符契也、

【其所以然―】伏羲の前に作れる易と、大禹の後に陳たる洪範と、自ら相符合すること、其然る所以の者何ぞと云へば、千古萬古誠に唯此一理にして、外又他の理なし、理一分殊の故を以て也、此二者相表裡する所以也、【不特此耳】特に河圖洛書の數のみ相合するに非ず、其外猶自然にして相符ふ者あり、

【律呂】竹の兩節の間を斷て筒とし、長短十二管とす、陽管六を律と云、陰管六を呂と云、是を十二律と云、五音のめりかりを節する者也、前漢書律歷志上云、律十有二、陽六爲律、陰六爲呂、黃帝使伶倫自大夏之西、崑崙之陰、取竹之解谷生其竅厚均者、斷兩節間而吹之、以爲黃鐘之宮、制十二筩、以聽鳳之鳴、其雄鳴爲六、雌鳴亦六、比黃鐘之宮、而皆可以生之、是爲律本、【五聲十二律】前漢書律歷志又云、天之中數五、五爲聲、地之中數六、六爲律、五聲は宮商角徵羽也、六律は陽律六、陰律六を統て、共に十二律也、五を以て十二の數に乘れば、五一の五十、五二の十とかけて、六十の數となる也、【日名】曆日を紀する名也、【有十幹―】十幹は甲乙丙丁戊己庚辛壬癸也、十二支は子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥也、甲丙戊庚壬の五を陽幹とす、子寅辰午申戌の陽支を乘ずれば、五六三十となる、乙丁己辛癸の五を陰幹とす、丑卯巳未酉亥の陰支を乘ずれば、又三十となる、陰陽の干支相乘じて、甲子より癸亥までの六十の數となる也、【二者―】律曆、日名、皆易の後に出で、而數を起すの本、各々異にして不同、然ども推

氏曰、皇朝劉牧長民撰、仁宗時言數者皆宗之、又有鈎隱圖三卷、皆易之數也、【意見】臆見也、己れが意の所見を以て説を立也、【以九爲河圖】惟宋の劉牧字長民と云者ばかりは、九の數あるを河圖とし、十の數を却て洛書とするの意見を立て、異説を爲す也、【託言出於希夷】己れが意見を前人に託して、圖書を易へ置くの説は、希夷より出たると云、此れ既に前世諸儒の舊説と不合也、【希夷】は列仙傳、陳摶字圖南、號扶搖子、亳州眞源人、宋太宗時、賜號希夷先生、尤精易學、詳見宋史四百五十七、【又引―】又劉牧が説に、係辭の河出圖洛出書、聖人則之と云文を引て、河圖洛書の二の者共に伏義の世に並び出たると云ふ也、【其易置―】劉牧圖書の數を易へ置て、九を河圖とし、十を洛書とすることは、何の經傳に出たりと云明に驗とするの證據なき私説也、【但謂―】其説に但河圖洛書、皆伏義の世に出て、伏義二の數を兼取らるゝと謂ふの論は、必しも非なりとし退け難し、易と洪範との數を觀るに、誠に相表裡して、兼取に似たる者あれば也、只此一語は疑はしきことに思ふと也、

其實天地之理一而已矣、雖時有古今先後之不同、而其理則不容於有二也、故伏義但據河圖以作易、則不必預見洛書、而已逆與之合矣、大禹但據洛書以作範、則亦不必追攷河圖、而已暗與之符矣、

此一節、圖書一時に不出とも、其數は自然に相表裡するの道理あることを言て、劉氏が圖書、皆伏義の世に出ると云説を辨詰する也、【其實―】河圖と洛書と相表裡する所以は、天地の理は一のみ也、二つあることを不得、故に時代に古今先後の不同はありといへども、其實理は則ち古今を貫て、唯一にして變革あるべからず、故に伏義は但河圖の數に據て易を作れる者也、而伏義の易所則河圖の數に據れども、抑で觀、俯て察するは、此理の天地の間の法象にあらはるゝを窮め究めて、これを卦畫に寫せるのみ也、別に他あるに非ず、河圖の數を觀れば、天地の理全備て、則りて以て易を作るに足て、外に假ることとなし、但理一の故に、預め洛書を見ざれども、而も已に逆め其數と相合して違ことなき

以十爲河圖、以九爲洛書、蓋大傳既陳天地五十有五之數、洪範又明言、天乃錫禹洪範九疇、而九宮之數、戴九履一、左三右七、二四爲肩、六八爲足、正龜背之象也、

【蔡元定】字季通號西山、建陽人、八歲能詩、日記數千言、及長子書無所不讀、聞朱熹名往師之、熹扣其學大驚曰、此吾老友也、不當在弟子之列、所著有律呂新書、洪範解、大衍詳說等書、詳見宋史四百三十四儒林傳、【劉向】歆が父也、前漢書列傳六、劉向字子政、本名更生、年十二以父德任爲輦郎、既冠以行修飭擢爲諫大夫、元帝爲散騎宗正給事中、拾遺於左右、後免爲庶人、居列大夫官前後三十餘年、年七十二卒、【班固】後漢書列傳三十、班固字孟堅、年九歲能屬文誦詩賦、顯宗召詣校書部、除蘭臺令史、遷爲郎典校祕書、探撰前記綴集所聞、以爲漢書、自永平中始受詔、潜精積思二十餘年、至建初中乃成、當世甚重其書、卒年六十一、【皆以爲—】此數人の說、皆以爲く、河圖は天より伏羲に授け、洛書は禹王に錫ふ者なりと、又關子明邵康節なども、十の數あるを以て河圖なりとし、九の數を洛書なりと云、【蓋大傳—】諸賢の說、本づく所あつて云へり、蓋易の繫辭に、既に天地之數五十有五、此所以成變化而行鬼神也と云ふときは是河圖の天數二十五、地數三十の數を陳ぶ、尙書洪範に明文あつて、天乃錫禹洪範九疇と云ときは、圖は伏羲の所得、書は禹の授かる所なること明也、【九宮—】九疇の列位也、數の位置を觀るに、洛書の數九を戴て、龜甲首に近き、闕處に置き、一を履て尾端に在り、三を左にし七を右にし、二と四を肩とし、六と八を左右の足とす、此れ正龜背の四隅張り大なるの象也、形を以て論ずるにも、洛書は是龜背の文なること分明也、

惟劉牧意見、以九爲河圖、十爲洛書、託言出於希夷、既與諸儒舊說不合、又引大傳以爲二者皆出於伏羲之世、其易置圖書、並無明驗、但謂伏羲兼取圖書、則易範之數、誠相表裡、爲可疑耳、

【劉牧】文獻通考百七十五云、劉長民易解十五卷、晁

紀の數は河圖に本きて肇れるかと也、此は河圖を指す【小注】【二始】陽數の始は一也、一は奇也、奇なる者は剛也、陰の始は二也、二は耦也、耦なる者は柔也、故に一二を合して剛日柔日を定む、剛日は甲日、柔日は乙日也、【二中】は五六也、五は五音、日を司る、甲乙分て十日也、六は六律、辰を司る、陽律六陰律六分て十二支也、五六の數を以て日辰の律曆を定むる也、【二終】は十と九と也、閏餘の法、十九歲を一章として其間に七閏を置の數とす、此れ唐の一行が說に本きて言ふ、然れども十九を一章の數とすること、附會に似たりと朱子も云へり、玉齋胡氏曰、唐律曆志、僧一行作曆本議云、天數始於一、地數始於二、合二始以定剛柔、天數中於五、地數中於六、合二中以定律曆、天數終於九、地數終於十、合二終以紀閏餘、天有五音、所以司日也、地有六律、所以司辰也、【方者土也】洛書は☒四隅あり、隅あるは方の象也、面平なる者必方也、地は平也、方の象也、故に方者土也と云、天下を畫界して九とし、地を制するに井法を立て、九の數を用ふるは、洛書は地に配するに因て、其數に倣て九を取るかと也、【小注】【州有九】禹洪水を治めて天下を九州に分つ、冀州北、楊州南、青州東、梁州西、兗州東北、雍州西北、徐州東南、荊州西南、豫州中土也、【井九百畝】⊞方地の中に井字を畫すれば九局となる、中の一局を公田とし、環の八局をば八家の農夫各々百畝づゝ受て私田とす、八家同じく中の公田を養ふ、是を井田の法と云、具に孟子に見えたり、此れ州地皆洛書の九數に法也、

蓋圓者河圖之數、方者洛書之文、故羲文因之而造易、禹箕敍之作範也、

河圖は四の角なくして形圓也、洛書は四隅あつて方也、河圖體圓にして用は方也、圖の數生成し、內外合して耦にて對待す、陰陽の象也、故に伏羲文王以之則て易を造れり、洛書は體方にして用は圓也、洛書は奇にして對待せず、運行の變を爲す、五行迭に運るの數也、故に禹王箕子則て洪範を敍で作れる也、

【小注】蔡元定曰、古今傳記、自孔安國劉向父子班固皆以爲、河圖授羲、洛書錫禹、關子明邵康

禹水を治て有功、故に天より洛書を錫て、禹の聖德天心に當ることを彰せり、【法而陳之】禹龜背の文を見て、其數に法て陳て次第を叙づ、今の九疇即是也、【相爲經緯】經は正を云、緯は變を云、相爲とは二圖互に正變を爲すなり、河圖を主として言へば、河圖は正にして經也、洛書は變にして緯也、洛書を主として言へば、洛書正として、河圖却て又變とす、故相爲經緯と云、天地の間は、一陰一陽の氣に不過、二圖參互呈見して、一理なるを以て也、【八卦九章】九章即九類也、一類ごとに各々文あつて章をなす、故に九類九章也、【相爲表裡】經緯の說と同じ、河圖洛書、當時聖人各々一事に因作爲す、伏羲は只河圖に據て卦を畫す、其裏以て疇をも爲すべし、大禹は只書に據て疇を明す、其裏又以て卦を爲べし、本是一理也、故に相爲表裡と云也、

關子明云、河圖之文、七前六後、八左九右、洛書之文、九前一後、三左七右、四前左二前右、八後左六後右、

此一段は二圖の位を定む、【關子明】性理大全集覽云、關朗字子明、北魏人、大和末、王穆公虬、受封晉陽、辟朗爲公府記室、因與談易、洞然了嚮、虬嘆曰、天下英才也、河圖の文、七は馬首の方、前に在り南に屬す、六は後に在て北に屬す、八は左邊、東に在り、九は右邊、西に在り、五の位を不言と云へども前後左右を云へば、五は中央に在ること自ら可知、洛書の文は九は龜首に向て前に居り、一は尾後、三は左、七は右、四は左肩、二は右肩、八は左足の方、六は右足の方也、五は不言と云へども、背上の中央に在ること自ら可知、此れ圖書象數の方位也、

邵子曰、圓者星也、曆紀之數、其肇於此乎、曆法合二始以定剛柔、二中以定律曆、二終以紀閏餘、是所謂曆紀也、方者土也、畫州井地之法、其放於此乎、州有九、井九百畝、是所謂畫州井地也、

【邵子】宋史列傳百八十六、道學傳、邵雍字堯夫、自號安樂先生、熙寧十年卒、康節の所著の書、皇極經世六十卷あり、此一節は經世書、觀物外篇上に見えたり、【圓者】河圖を指て云、河圖は⊡四隅を缺く、無廉は圓の象也、故に天象星に配す、因て天文曆

義序云、龍馬出於榮河、以彰八卦、此説に依れば、豫州の榮水、河に會するの處、圖を出すの地なるべし、【遂則其文以畫―】馬背の旋毛、即ち其文也、其數に則りて八卦を畫し出せると也、按ずるに係辭に、伏羲の八卦を畫せるを謂ては曰、仰で象を天に觀、俯て法を地に觀、鳥獸の文と地の宜とを觀、近く身に取り遠く物に取と言て、專ら河圖に則ると不曰、然れども亦河出圖、聖人則之と云ときは、伏羲の則て作る所、八卦の外復た有ことなし、且鳥獸の文を觀、遠取諸物と云へば、河圖の數、伏羲の觀て取れる物の中に在ること可知、故に孔安國則之と云ふを以て、定て八卦を畫するの始、則つて由れる所とする也、【洛書者禹―】以下尚書洪範の注文也、洪範云、天乃錫禹洪範九疇、注天與禹洛出書、神龜負文而出、列於背有數至于九、禹遂因而第之、以成九類、【洛書】は洛水の中より龜の負て所出なるを以て、洛書と云也、【神龜】大戴禮云、甲蟲三百六十、而神龜爲之長、【負文】龜背の折文字畫の如し、故に文と云、龜の背に列する折文に、一より九までの數あり、禹遂に其文を見て、次第をなして九類を定む、九類は即九疇也、疇は類也、疇類義同、故に或は九疇と云、或九類と云、五行八政の屬、毎事自相類する者九あり、故に九類と云也、其目は一五行、二五事、三八政、四五紀、五皇極、六三德、七稽疑、八庶徵、九五福是也、

劉歆曰、伏羲氏繼天而王、受河圖則而畫之、八卦是也、禹治洪水、錫洛書、法而陳之、九疇是也、河圖洛書相爲經緯、八卦九章相爲表裡、

此一節、前漢書卷二十六、五行志の首に所載の文也、【劉歆】前漢書列傳六、劉歆字子駿、少以通詩書能屬文、召見成帝、爲黃門郎、河平中受詔、與父向領校秘書、講六藝傳記、向死後歆復爲中壘校尉、哀帝初即位、爲侍中大夫、【繼天而王】とは天心を承け繼て、身を以て天に代て天下を治む、これを繼天而王たりと云也、【受河圖】河より龍馬の出るは、是天の降せる祥瑞也、故に受ると云、其數に由て奇偶を畫し成す、即八卦を畫せる是也、【禹治洪水錫洛書】

易大傳曰、河出圖洛出書、聖人則之、

【大傳】は即ち係辭傳を指す、以下皆同じ、此一段係辭上傳第十一章の文也、此れ聖人作易の由る所を云也、聖人の德上天に配す、故に天より祥瑞を降し、黄河より龍馬をして圖を負て出しむ、龍馬の背に旋毛の圈あり、俗に毛の旋聚る處をつじと云是也、背上のつじのくる〳〵と旋りたる毛、星象の如くにして、背上に鋪くを圖と云、圖面に自然の數あり、伏羲其數に則て八卦を畫し玉へり、又禹の時に洛水より神龜出づ、其背の文に自然に數具る、禹其文に則て洪範を作玉ふ、河圖洛書象數の興る始也、故に聖人則之と云、河圖は伏羲の所則易の興る本也、洛書は禹の洪範九疇を作れる本にて、易の始をなすに非ず、然れども天生自然の數に由て作れることは、易も洪範も同じ、且つ圖書の數、表裡を相爲して本一理也、故に易の興る始を云に、河圖洛書を並て聖人の所則と云、實は伏羲の所則は河圖也、孔子の所言も河圖也、河圖を主として看べし、

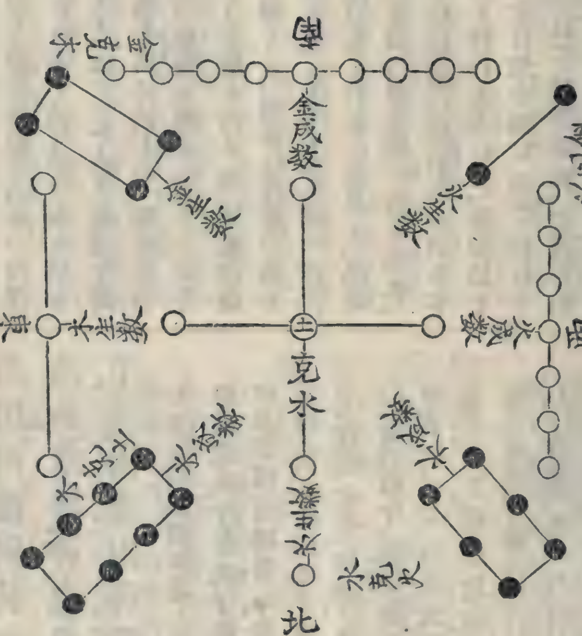
孔安國曰、河圖者伏羲氏王天下、龍馬出河、遂則其文以畫八卦、洛書者禹治水時、神龜負文而列於背、有數至九、禹遂因而第之以成九類、

此注は尚書顧命篇と洪範篇に見えたり、【孔安國】史記卷四十七孔子世家、孔子十一世孫武、武生延年及安國、安國爲今皇帝博士、至臨淮太守蚤卒、尚友錄云、孔安國字子國、師申公、名于當時、唐貞觀中、書傳武帝朝、爲諫議太夫、以文章政事名于當時、唐貞觀中、詔從祀孔子廟庭、【河圖者―】尚書顧命篇云、大玉夷玉天球河圖在東序、注河圖八卦、伏羲王天下、龍馬出河、遂則其文以畫八卦、謂之河圖及典謨皆歷代傳寶之、【龍馬】周禮夏官、馬八尺以上爲龍、馬の特異なること龍の如きを以て龍馬と云、漢武帝渥洼の水中より得たる神馬の類也、【出河】黄河より出でたる也、黄河極て長、其出る處の地、何國の界なることを不言、長孫無忌五經正

洛書者以相克為序、故右轉自北而西、而南、而東、而中、復始于北。

洛書

以奇數為主。



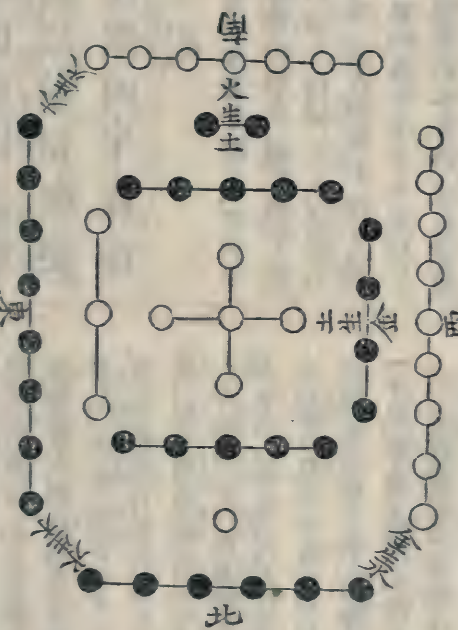
啓蒙補解云、河圖自一至十、五十五點之在馬首者、其旋毛之圈、有如星象、故謂之圖、洛書自一至九四十五點之在龜背者、其折文如字畫、故謂之書、

易學啓蒙

本圖書第一

河圖洛書の象數に本づいて、方位を定め、陰陽を分ち、八卦の由て作る所以を明す也、四篇の第一也、

河圖



河圖者、以相生爲序、故左行、自北而東、而南、而中、而西、復始于北、以生數爲主、

の數は、皆聖人心思知慮を彈して、巧作爲し出たる者と思て、自然の氣數なることを不知、此象數をのみ學で、理を窮めざる者の弊也、

若是者予竊病焉、因與同志頗輯舊聞、爲書四篇、以示初學、使毋疑於其說云、淳熙丙午暮春既望、雲臺眞逸手記、

【若是者】上の文に所謂二等の學者を指す、近世の學者、其若是なることを予竊に病ふ、因て我が同志の者と與に、舊日所聞の者を輯錄して、啓蒙の書、本圖書、原卦畫、明蓍策考、變占四篇を爲り、其首に河圖洛書の數に本て、易の由て生ずる所以を知らしめ、次に卦畫に原て卦爻の本を論、次に蓍策を明にして、筮して卦を索る法を知らしめ、次に變爻を考へて占ふ法を敎ふ、如此にして以て初學に示し、丁寧に諭し告て、其說の散漫牽合の論に疑ひ惑ふことなからしむると也、其說と云は、近世學者紛々の邪說也、朱子年譜云、淳熙十三年丙午三月、易學啓蒙成、注云、易經自文王以前、皆爲卜筮、至夫子作十翼、專用義理、發揮經言、而未行於世、遭秦燬燼、易以卜筮故獨得全、迄漢魏流爲讖緯之學、王弼始刊落象數、釋以清談、諸儒因之、至我朝伊川程子、始發明孔氏之微言、而卦爻之本、則未及焉、康節邵子、傳伏羲先天圖、蓋得其本、而亦未及於卜筮也、先生遠推羲文之意、作周易本義、又慨學者未明厥旨、乃作啓蒙四篇、其篇目、以本圖書、原卦畫、明蓍策考、變占、爲次、凡掛揲及變爻、又皆盡破古今諸儒之失、而易經始還其舊、【淳熙】宋の第十一主孝宗の年號、丙午は淳熙十三年也、既望十六日を云、雲臺眞逸啓蒙補要解云、時朱文公主管台州崇道觀、秩滿復乞祠、拜華州雲臺之命、故稱雲臺眞逸、

【手記】手書と同じ、手から自ら記する也、啓蒙傳疑云、手記猶手錄手編手校之類、混謂或本脫記字、故解者因以眞逸手三字、爲晦庵別號者非也、

つて、聖人因て則り作れり、只手を聖人に假て、卦畫と爲し出すのみ、實は天地の間に形見する自然の數也、【法象】上係辭十一章云、法象莫大乎天地、法は地に在て、一成て狀形已に定り、見て法とする者也、象は天に在て、實底の形體なき者、日月星辰の屬是也、【假手】は左傳隱公十一年云、天禍許國、鬼神實不逞于許君、而假手于我寡人、

近世學者、類喜談易、而不察乎此、其專於文義者、既支離散漫、而無所根著、

【近世學者】朱子の時世の學者也、泛く說くべし、指て誰某と求むべからず、朱子以前、程子は專ら易の理を說けり、邵子は專ら數を說けり、二門の末學、朱子の時に至りて漸く師傳に悖て弊ある者、想ふに多かるべし、故に泛く近世の學者と云、【不察乎此】此字は上の段に所謂卦爻著策、自然の氣數にて、聖人智慮安排して作爲する者に非ずと云を指て、此理を不察と云の意也、言ろは學者たる人は、類ね易を談論することを好み喜べども、卦爻蓍策の生ずる所以の本を察し知ることなし、故其專ら文義を治むる者は、只辭をのみ講論して、蓍筮象數の變動を不知故に徒に卦爻彖象の義を論じて、卦爻彖象の用あることを不知、文義句讀をのみ說て、四肢分離せるが如く、散亂泛漫にして、易は本何の爲めに作れる者ぞ、と根原を着實に究知ることなし、此文句の義理をのみ論じて卜筮の用を不知弊也、

其涉於象數者、又皆牽合附會、而或以爲出於聖人心思智慮之所爲也、

又一等の學者卜筮象數の上にのみ涉て、專ら術數を治る者は、易の卦爻は、性命の理に順て變化の道を盡し、天下の爲に物を開き、務を成すの所以を不知、專ら數術を尙て、天下の事物悉く數なりと思て、智慮を以て妄に數術を立て、強て牽合て數に當て、事の似たるを附け會せて配合す、或は八卦卜筮

べき事を做し出す、故に凶に趨くの漸也、悔は陽に屬し、吝は陰に屬する也、卦爻の中自ら此四者の象ある也、

然其爲卦也、自本而幹、自幹而支、其勢若有所迫而自不能已、

此一節八卦の生ずる由を云、其卦の八となること、初めより安排して八卦を定るに非ず、本あつて漸々に生出すること、植物の根本よりして幹を生じ、幹は木の身也、幹よりして支を生ず、支は枝也、次第に生出すること、其勢下より生氣升り迫て、自ら已むことを不得して、上へ生じ出るが如し、太極肇て判れて、陰は降り陽は升て兩儀となる、陽は奇也、陰は耦也、一奇一耦卦の本根也、陰中又陰陽を生じ、陽中にも亦陽陰を生ず、故に奇の上に又奇耦を生じ、耦の上に奇耦を生じて四象となる、四象の上に又一奇一耦を生じて、遂に八卦となること、自然にして然るの道理を植物にたとへて云也、

其爲蓍也、分合進退、從横逆順、亦無往而不相値焉、是豈聖人心思智慮之所得爲也哉、特氣數之自然、形於法象見於圖書者有以啓於其心、而假手焉耳、

此一節蓍を揲て卦を索ること自然の數にして、安排作爲するに非ることを云、【分合】一握の蓍を兩に分て、揲て復た合するを云、【進退】は陽をば進め陰を退く、少陽の數進て老陽となり、少陰は退て老陰となる也、【從横】從は奇にして陽、横は耦にして陰也、【逆順】朱子大全作順逆、爻の變ずるは逆也、爻の變なきは順也、【亦無往―】蓍を揲て卦を索むるの間、分合進退、從横逆順のさま〳〵あれども、いかやうにしても、往として陰陽の理に相値ざることなく、盡く道理にかなふ也、【是豈―】卦蓍の兩項を總て言也、言ろは爲卦爲蓍、是豈聖人心思を用ひ、智慮を殫じ、安排して後爲し得る所ならんや、是特に天地の氣數、自然に天象地法に形はれ、河圖洛書に見はれたる者、聖人の意を啓くことあ

不通謂之聖、【觀象以畫卦】下係辭、古者包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、象は日月星辰、晝夜寒熱の類皆象也、古の聖人、仰では天象を觀、俯しては地法を觀て、凡その事物、只是陰陽兩つの外に不出ことを觀て、始て一奇一耦を畫て陰陽にかたどり、遂に八卦を畫し成せり、【揲蓍以命爻】揲時設切、閒而數之、蓍を數るを揲と云、蓍めどと云草也、筮法を用て卦を求所以の神草也、說文蓍蒿屬、生千歲三百莖、易以爲數、毛詩草木疏云、似籟蕭青色科生、聖人既に易を作て天地の化育を賛く、故に蓍と云、靈草を生じて筮卦の用とす、蓍草の生ずること、自然に大衍の數を具るときは、易の數を具るときは、易の數託する所あつて、これに因て易の用行はる、故に聖人揲て以て卦を成し、陰陽老少の爻を命じ名けらるゝ也、爻は一卦に六すぢ橫に畫たるを、下より一爻二爻と數へ上るを爻と云、一爻一爻皆天下の事物に効ひかたどつて、變化を盡し、吉凶をあらはし、喩する者也、【使天下後―】決は斷也判也、嫌は疑也、嫌疑はうたがはしくて定め得ざるを云、聖人蓍を揲て卦を成し、爻の位に因て事業の吉凶を占ふ、筮法を作爲してより、天下後世の人皆其法に依て卜筮して卦を索め爻を考て、進退趨舍の時を占ひ知て、嫌疑の事を決斷し、猶豫して爲し不得ことを決定す、猶豫は不決貌を云也、韓詩外傳卷十云、楚丘先生曰使我深計遠謀乎、定猶豫而決嫌疑乎、注猶豫獸名矣、疑慮每聞人聲輙登木、久之無人然後下、須臾又上、如此非一、故不決曰猶豫、【不迷吉―】嫌疑を決し猶豫を定むるときは、一時に處し一事を裁するに於て、或は吉の象、或は凶の象、或は悔、或吝と云の塗に迷ふことなし、如此ならしむる者は、聖人卦を畫し、爻を命じ、筮法を設け作られし功也、其功は固盛なることゝ謂べしと也、【悔吝】は吉凶の中間に居者也、悔とは凶よりして吉に趨く也、吝は吉よりして凶に趨也、上係辭云、吉凶者得失之象也、悔吝者憂虞之象也、道理を得れば吉也、失へば凶也、既に失て凶なれば、却て心に憂ひ悔ることあり、悔れば改め愼む、是吉に趨くの漸也、既に吉なれば、虞じ樂て意を肆にして、不好底の差吝す

易學啓蒙諺解大成

榊原篁洲講述

易學啓蒙序

朱子大全七十六載之、易は書の名也、伏義八卦を畫し、遂重て六十四卦とす、夏の時は連山と云、殷の時歸藏と云、只有占未だ文あらず、周に至て文王象の辭を係く、周公爻辭を係け、乾卦を首とするを易と云、周の代の易なるに因て周易と云、夏殷の易は不傳、漢以來諸儒の所說は皆周易也、易に先天の易、後天の易あり、變易交易の義あり、總て易道を肆ひ學ぶを易學と云、論語に文學子游子夏と云學の字と同じ、或は學字に注述の義あり、公羊傳云、何休學音義云、學者言爲此經之學、即注述之意、疏曰、案博物志曰、何休注公羊云何休學有不解者、或答曰、休謙辭、受學於師、乃宣此義不出於己、此言爲允是其義也、【啓蒙】啓は啓發也、ひらくと訓ず、蒙は頭に物を蒙て見ることなきを云、啓蒙は發蒙の義と同じ、蒙初六、發蒙利用刑人、史記百十八淮南王安傳云、說丞相下之如發蒙耳、韋昭注曰、如蒙巾發之甚易也、此編は世上の知見なき人、頭に巾を蒙て昧きが如くなるを啓發して、明ならしむる爲に著と云意也、序は叙字と音義同じ、爾雅釋詁、叙緒也、いとぐちと云意也、蠶の繭を釜中より繰り出すとき、其緒を抽てくれば、末まで不亂、書の首に序を書て、一書の綱要を擧れば、讀之其書の大抵を知て、末まで所說は何事なると通じ曉ることを得るは、繭の緒を抽出すが如くなると云意にて、これを序と云也、

聖人觀象以畫卦、揲蓍以命爻、使天下後世之人皆有以決嫌疑、定猶豫而不迷於吉凶悔吝之塗、其功可謂盛矣、

【聖人】伏羲を指す、周書睿作聖、孔氏傳於事無所

易學啓蒙諺解大成目次

積惡の餘殃終に天誅を被ぶることとをば、賓主となせるなり、これ又一例たり、又上爻を姦宄の首領とすることとは、折首の辭にても見つべし、又明夷の九三に、南狩得其大首と云、これ上爻を首領として、害應の九三より、上六を征するなり、又未濟の上爻に濡其首と云、大過の上六に滅頂と云、これ皆上爻を首とするの例なり、

【象】王は六五君位の象、用は震の象、出征は六五上九に害比して、出て征伐するの象、又出も征も、共に震の象、有嘉は離の象、又兌の象、又有は艮の象、首は上爻の象、折は兌の毀折の象、獲匪其醜は、六五の陰柔を以て、上九の陽剛を征し得るの象、又獲は震の象、

【爻傳】王用出征、以正邦也、獲匪其醜、大有功也、

【訂】通本、脫獲匪其醜、大有功也八字、據王肅本補復、

【釋】それ王者の世を御するや、生生仁愛を以て主とす、これ生生仁愛は、天地の大德たればなり、其干戈を作し、金革を用ふることは、固より好んで爲す所のことには非れども、今横逆强暴なる者有て、人民を傷害することと有るときには、已むことを得ずして、天に代つて民を弔ふの仁義の師を出してこれを征伐することなり、これは本其邦を正しくせんが爲にして、一を殺して衆を救ふの道なりとす、故に王用出征、以正邦也と釋し玉へり、又大有功也とは、かの王者の仁義の師たるや、天に順ひ人に應じて、民の塗炭を濟ひ、天下の倒懸の苦しみを解くこととなるが故に、其勳功これより大なるは莫きなりと云の義を、大有功也と釋し玉へり、

【象】正邦は、六五柔中の君、仁義の師を出して、上九の殘忍暴逆者を征服せしむるの象、又邦は離の象、正も離の象、又震の象、又大有功は、六五の陰弱を以て、上九の陽剛を征し得るの象、又功は震の象、有は艮の象、

（以上周易上經終）

周易釋故上　終

叛逆者を征誅し、終に國家を安泰ならしむることとも、亦柔中の德に由れることを見つべし、蓋し此兩義は、共に上卦の離の主爻、六五君位の爻の象に係れることなり、故にそれらの衆義を總べ合して、離の一字に括つて、離王公也と釋し玉へり、固より卦名の離の字に、至柔順の義と、貞正の義と、文明の義と、柔中の義と、麗と云の義と、照燭と云の義と、智と云の義等を、悉く皆合せ具へたればなり、こゝに聖人象を取り玉ふことの奇妙なる、文を行り字を用ひ玉ふことの神簡たることを、仰ぎ歎じ上つるべきことなり、

【象】王公は、六五君位の爻象、離は、卦名の象、

上九、王用出征、有嘉、折首、獲匪其醜、无咎、

【音】首、魁首也、匪、發平聲、非同、

【釋】王とは、六五の爻を指て云、首とは、上九の爻を指て云、これ首領魁首など云の義たり、それ上九の爻は、卦の極に居つて、陽剛にして不中不正たり、且つ二五君臣位の外に在り、遠服に居つて王化に順ひ服せずして、己が剛強を負み我威を振ふて、人民を殘害するの横逆者たり、是を以て六五の王出でゝ上九を征伐す、故に王用出征と云、それ六五柔中の君德を以て、上九剛強の不中不正なる者を征伐す、これ有道を以て不道を征す、天に順ひ人に應ずるの仁義の師たるを以て、必ず大に嘉悦しきこと有て、其魁首を誅戮することを得ることとなり、故に有嘉折首と云、上九の爻を人身に配當するときには首とす、故に象を兼せて折首と云、首の字に、魁首と首級との二義を具へたりと心得べし、さて六五の陰弱なるを以て、上九の陽剛なるを獲することは、其醜類に非ることとなり、然れども有道を以て無道を誅し、仁を以て不仁を征す、故に侵奪の咎有ること無し、是を以て獲匪其醜无咎と云、

○按ずるに此爻の義は、爻を以て賓として辭を係け玉へるなり、これ蒙の初六の發蒙、利用刑人、用說桎梏と、同例たり、然れども蒙の初爻は、一爻の中にして、刑を施す人と、刑を受る人とをは、賓主と爲せるの義なり、又此爻にては、害比の六五の王の、出て暴逆の叛者を征伐して、大に功績有て、其魁首を獲することと、又上九の剛強殘忍なる、其

六五、出涕沱若、戚嗟若、吉、

【音】出、去聲、沱、音駝、涕垂貌、戚、倉歷切、哀戚也、從戉、尗聲、本戉類、戚蹙也、斧以斬斷、見者蹙惕、因爲哀戚憂傷之義、又尗古叔字、因爲親戚之義、

【釋】六五は、柔中の德有て、尊位に居れりと雖も、下に應じ助くる所の忠臣無く、孤獨にして九四と上九との、二陽の剛强者の間に麗き附けるなり、これ甚だ危うく惕るべきの勢ひたり、然れども本離明の主にして、能く時の勢ひを知ること明らかなるが故に、惟常に恐惕愼戒して、涕を出すこと、沱若たるに至れり、此の如くに平生に憂へ慮ばかつて、愼み戒むるときには、自然に其危き害を免れて吉に至るべしとなり、故に出涕沱若、戚嗟若吉と云、

【象】涕は目の汁にして、離を目とし、六五は離の主爻にして、陰爻の汁の象、戚も嗟も沱も共に兌の象、

【爻傳】六五之吉、離王公也、

【釋】王公に離たればなりとは、猶王位に離たればなりと云が如し、王公とは、君位を稱するなり、公の字を下し玉ふ者は、咎道久容邦功公と云の韻響までに押し玉へることにして、畢竟公の字は、助語同前の義たり、此釋の意は、六五の君陰弱にして威權薄く、下に輔佐たるべき所の、應位の陽剛の大臣有ること無く、九四と上九とは、己が剛强に募り、威權を逞ましくして、君の位に逼り凌げり、六五の君は、其兩剛强の間に介れ居て、常に戰々兢々として、戚へ嗟くこと涕を出すに至れり、これ其本は、六五の君の陰弱なるが故なり、然れども六五は、柔中溫仁の德有て、離の文明の主爻にして、文德有てよく時の勢ひを知れる所の明德有り、故に常に愼み惕れて戒め守りて、少しも性急なること有ること莫し、是を以て破敗に至らずして、能く時を待ちけるなり、六五此の如くに愼み守りて時を待ちけるの間に、九四の剛暴なる者は、己が烈火の性を以て、自ら己が德と己が身とを焚き亡ぼして自滅せり、又上九の强殘なる者は、積惡の餘殃を以て、衆背き人離れて、終に六五の君の爲に征伐せられて兩剛の橫逆者も、暫時に亡び果て、國家安寧に至れるなり、こゝに六五の君の涕を出し、戚へ嗟くの苦惱に遇ふことも、本は陰弱なるに由れることなり、又能く愼み惕れ戒め守りて、時の至るを待得て、不庭の

これ猶下卦の火、忽ち上卦に衝き上りて焚延るが如し、これ火を以て說くときには、下卦より上卦に衝き上るなり、又爻を以てこれを云ふときには、三より四に衝き上るなり、故に突如として思ひがけ無きに、來如と來れるとなり、九四は、内外二つの火の間に介まるゝが故に、焚立てらるゝの患へ有り、故に焚如とやかれて、死如と死して、棄如と灰燼となつて、棄らるゝを云、これ九四陽剛にして不中正の志し行ひたるの上、其性は陽剛の烈火の如く、且つ上下二つの火の間に居るを以て、其凶害の甚しきが故に、聖人辭を疊ねて深く戒め玉へることとなり、

○按ずるに突如來如は、九四の爻の剛强なるを云、焚如は、其性の殘忍暴厲たること、烈火の物を焚き滅すが如きを云、死如は、其身の終に滅亡するを云、棄如は終に用ひられざるのみならず、死後までも名の棄るを云、

又按ずるに凡そ易の例、陽を尙びて爲ること有とし、陰を賤しめて不才なりとす、然れども此卦の如きは、物形にては火なり、人身にしては心なり、それ火と心とは、殊に勝れて柔順陰靜なることを尙んで、剛强陽動を嫌ふことなり、故に此卦にては、陽剛の爻は皆凶たり、况んや此九四は、陽剛にして不中不正たり、且つ上下二つの火の間に介まる、故に其辭此の如くに反復重鄭して戒しめ玉へることなり、

【象】突如は離火の下卦より上卦へ衝き上るの象、來如は九四の爻、下卦より上卦へ來ると見るの象、焚如は九四上下二つの火の間に介まるゝの象、死如棄如は、共に重離の意象、

【爻傳】突如其來如、九四其性烈火ノ如クナレバ无所容也、

【釋】九四は、陽剛にして不中不正たるの上に、上下二つの火に間に介まり、剛强殘忍の性たれば、すべて堪忍包容の德量無きを以て、忽ち突如として上卦に衝き上り、自も他も共に焚き亡ぼすに至れることとなりと云の義を、无所容也と釋し玉へり、容るとは、函容の度量を云、

【象】无所容は、九四剛强不中正の象、又離火炎烈の象、

の心、將に終らんとするの時たり、故に卦爻の象に就て、心地の調理保養の一端を示し玉へるなり、論語に、及其老也、血氣既衰、戒之在得と宣まへるも、亦これらの旨たり、

【象】日は離の象、昃は九三內卦の離の日、終るの象、缶は外實內虛の物にして、離の象、鼓は震の象、變體歌は兌の象、不は艮の象、大耋は日昃の轉象、嗟は兌の象、

【爻傳】日昃之離、何可久也、

【釋】それ陰陽の變化、晝夜の交代四時の推遷寒暑の來往、共に皆消息盈虛の道にして、時と偕に行なはるゝ者たり、これ乃ち天地の道にして、其天地の道、即ち易の道たり、易の道、即ち人の道たり、故に人たらん者、方に其道に入るの最初に、先づ心得べき所の至極の大事有り、死生有命、富貴在天と云の八言これなり、此八言の義を能く中心に會得し、丹田に決定し置くことゝなり、さらば富貴も壽夭も、共に天命の在る有ることは勿論たり、況んや老死は、これ順義にして必然の定理たれば、能く天命に順受して安んじ樂しむべきことゝなり、然るに貪欲の情に係縛せられて、徒らに無益の老衰を嗟かんことは、眞に愚痴の極と稱しつべし、故に孔夫子は、日昃之離、何可久也と、一筆に抹了し玉へることゝなり、

○按ずるに今の世にも、長生を希ひ、益壽を求むるとて、種々の藥餌を恃み、諸般の奇術に淫溺するの人少しとせず、これ愚痴の至極と稱しつべきなり、かの秦の始皇帝、漢の武帝は、何等の豪傑たりしぞや、富は天下を有ち、尊きことは天子たり、其威權勢力を以て、四海の外までも隈無く搜し求めて、長生益壽の方を乞ひ索めて、萬古の笑柄となられたりき、これよき前監には非ずや、

【象】何可久也は、內卦の離の日、將に終らんとするの象、

九四、突如其來如、焚如、死如、棄如、

【釋】離は火の卦たり、九四の爻は、下卦終つて已に上卦に移れるの始めたり、九四も亦陽爻にして不中正たり、故に其性烈火の如くにして、突如と衝き上る、

には、大惡の凶たることも亦知ぬべきことなり、

○按ずるに此卦内外に二つの離の卦象有て、六二六五これ其主爻たり、然れども此六二の爻は、成卦の主爻として、柔順中正の德を得たるを以て、元吉の辭を係け玉へり、又六五の爻も、外卦離明の主爻にして、柔中の德有れども、其正を得ざるを以て、單に吉とのみ云て、元の字を下し玉はざることは、これ爻德の斤量の輕重たり、

【象】黃も、離も、元も、吉も、共に皆離の象、

【爻傳】黃離元吉、得中道也、

【釋】中道とは、柔順中正の道と云の義なり、今此六二の爻に、元吉の辭を係けらるゝ者は、其柔順中正の道を得たるを以てなりと云の義を得中道也と釋し玉へり、

【象】中道とは、六二柔順中正の象、得は中爻似體の坎の象、

九三、日昃之離、不鼓缶而歌、則大耋之嗟凶、

【音】昃音稷、日傾也、從日從仄、仄側本字、離、卦名、於象爲日、於義爲時、時（校者云、時原本作吃）者、日之所之也、從日從之、其義可見、耋、音姪、極老之稱、歌古俄切、平音柯、詠也、長言也、從哥從欠、欠、氣之上出也、哥、從二可、長引其聲以詠之也、

【釋】日昃くの離とは、猶日傾くの時と曰が如し、此爻內卦の極に居れり、これ內卦の離の日已に終つて、又上卦の離の日に遷らんとするなり、これ即ち一日終て又一日來らんとするの象たり、故に日昃之離と云、これ人の老極まつて、將に死に至らんとするに喩へしなり、若し人此時に遇ひ、此地に臨んでは、死生共に天命の有ることを知つて、從容自得して、天を樂み命に委ねて、消息盈虚の道に安んじて、缶を鼓して歌ひ樂しむべしとなり、これ曾點が所謂、莫春者、春服既成、冠者五六人、童子六七人浴乎沂、風乎舞雩、詠而歸と云の風情たり、若し否らずして徒らに利を貪り、生を愛むの念のみ盛んならば、これ必ず旦夕に己が身の老耋をのみ憂へ嗟きて、實に益有ること無し、至愚の最と云べきなり、故に不鼓缶而歌、則大耋之嗟凶、と云、それ離は、心の卦たり、此爻は、內卦の離

【爻傳】履錯之敬、以辟咎也、

【音】辟は去聲にして、避に同じ、

【釋】それ人の履み行ふこと、千差萬別にして、預めに言ひ難しと雖、其中に卽て究竟の把握處有ることなり、これをだに執へ獲るときには、何を爲し何を行ふとても、咎を得ること有ること無し、さて其把握處と云は、卽ち敬の一字これなり、故に履錯之敬と云、さて周公の其敬の一字を以て、垂戒し、敎訓し玉ふことは、此敬の字を守らしめて、以て萬古の億兆の、萬般の行事の咎過ちを辟け免れしめ玉ふことなりと云の義を、以辟咎也と釋し玉へり、敬と云は、其物其事を至つて大切とし、至つて大事とすることとなり、

【象】咎は、中爻坎の象、辟は、離の文明の象、

六二、黃離、元吉、

【釋】黃とは、中央の土の色たるを以て、中の字の義を喩へしなり、其中と云は、卽ち忠信の義とす、離とは、卽ち卦名たり、さて先づ此離の卦の象に、火と云、心と云、麗と云、明と云、照と云、焚と云、智と云の衆義を、悉くに兼ね具へたることとなり、故に此衆の義を一に合して、此離の字を下し玉へることとなり、先づ火に就てこれを論せば、それ火の物たるや、剛く强きの道を用ひ、傲慢の取り扱ひを爲すときには、忽ち必ず玉石倶に焚き滅すと云の凶害有ることとなり、又柔順の道を用ひ、敬ひ愼しむ取り扱ひを爲すときには、必ず善く幽冥を燭して明を得せしめ、生腥を烹飪して、饋食を調へ熟せしむるの大利益有ることとなり、さて人の心の火も亦これに同じ、忠信なれば、則ち身を修め家を齊のへ、國天下をも治むべきなり、若し忠信ならざるときには、則ち身を喪ぼし、家を敗り、國天下をも滅すべきなり、又離を智とし、麗とす、其智と云にも、麗と云にも、亦各邪正善惡の二途有ることとなれば、これをも豫て審らかに辨へずば有るべからざることなり、固より此六二の爻は、離の全卦六爻の中にても、柔順中正の德を得て、成卦の主爻たる所の者たり、故に黃離元吉と云、此黃の字には、柔順中正忠信文明等の衆義衆德、悉く皆具足せることを了會すべし、元吉とは、大善の吉と云ことなり、是故に若し人有て此卦此爻を得て、黃離の德具足すれば、乃ち大善の吉たること勿論たり、若し其人黃離ならざるとき

卦の離を指して云、蓋し明とは即ち天稟の明德にして、大人たらせ玉はん方は、其天の明德に則とり繼で、學問文明の道を明らかに修め、日新琢磨の功高く至り、重明盛德の績、大に積み上げて、以て天下四方を照し治むべしと云の大敎訓たり、

【象】明は、三畫卦の離の象、兩つとは、內外卦の離の象、作るとは、離火炎上の象、離とは、六畫卦の離の象、大人とは、六二六五の象、繼明の明は、內卦の離の象、繼は、外卦の離の象、照は、離明の象、四方は、離の象、

初九、履錯然、敬之无咎、

【音】錯入鐸唇、錯雜也、從金從昔、昔、多日也、以爲多之義、本以金飾金曰錯、轉作交錯雜亂之義、

【釋】履とは、本履の名にして、足の倚る所の者たり、因て踐むの義とし、履行ふのこととす、離は、心の卦たり、それ心と云者は、本形ち無き所の者たれば、其善惡の跡は、必ず實事行迹の上にて無ければ見はれざる者なり、是故に聖人名敎の義を立て玉ふや、心性空漠の上に即ては立て玉はずして、一に行實の上に就て敎訓立言し玉ふことなり、これ道を器に寓するの義にして、吾聖門、敎へを樹立玉ふ所の本色、明々昭々たるの標幟たり、先づ初爻は、卦の初めにして、即ち人人の事を作し始むるの位とす、固より初爻は趾の位たれば、これ履み行ふことの始めたり、さて凡そ人の履み行ふ所の事は、千差萬別にして、錯然として雜亂たる事といへども、これを維括するに道有り、其履み行ふ人、一に能く其離の心を柔順にして、其麗き順ふ所の道と事とを正しくし、其用ひ扱ふ所を柔順に正しくして、これを敬し、これを愼しむときには、千萬無量の事も、一に皆咎有ること無かるべしとなり、是故に聖人深く敎訓し、重く警勅して、履錯然、敬之无咎と云へり、之とは、かの錯然たる所の天下萬般の行事を指て云、敬とは、心の德を修し治むるの道たり、故に文言には敬以直內と云へり、

【象】履は、初爻を趾とするの象、錯然は、離の三畫陰陽相錯れるの象、敬は、初九正を得たるの象、又離の一陰の主爻、至柔順にして、中正に麗るの象、又離を心とし文明とす、敬の象、

當ればなり、

日月麗乎天、百穀艸木、麗乎地、重明以麗乎正、乃化成天下、

【訂】通本、地作土、蓋由地字右傍闕譌、今復正、

【釋】それ上文にて、已に彖の辭の釋は了れり、其麗の字の功用と、離の卦の德性とを取つて以て汎く君子への大敎誨を示させ玉へるなり、先づ離の卦の象義の麗と云ことを、天地日月、百穀艸木に係けて、これを賓として、遂に人道の重明以て中正の道に麗べしと云の、主に說き入らせ玉ふなり、重明とは、離明の卦、上下に重なり居るの象義を云、さて其內卦の離明は、これ各人も天より賦し予へ玉ひにし性の中に具はり有る所の性善明德を指て云、又外卦の離明は、これ學問文明の道にして、即ち師に麗き、友に麗き、討論琢磨して以て、日に新たに明らかならしむるの義を云、其師と云、友と云、道と云にも、必ず善惡是非、賢愚、邪正の二途有ることとなり、是を以て能く擇み求めて、一に正しき師、正しき友、正しき道、正しき事に麗き順ふて以て、先づ己が天性固有の明德を明らかにして、其明德の道義を擴め充しめて、以て天下をも化成しつべしとなり、さて其己が固有の明德を明らかにして、以て天下をも化成するに至ると云の本は、これ全く正しきに麗と云に在ることとなり、故に此段の主意重きことは、重明以麗乎正の句に在り、而して此句遙かに起句の柔麗乎中正の句と照應して結尾せり、これを照應關鎖の文法と云、

【象】通篇大敎戒の意象、

【大象】明 三畫離象 兩 內外兩離象、作離、六畫卦名、大人以繼明照于四方、

【音】繼、去霽計、相續也、紹繼也、古文作𢇍、反𢇍爲㡭、𢇍、即斷絲、㡭、相續連繫、後加糸作繼、亦同、

【釋】明と云は、三畫八卦の離の象を云、兩つ作るとは、內外の兩離の卦の重なれるを云、離なりとは、これ六畫重卦の義にして、六十四卦の離、即ち卦名なり、大人とは、君德の盛んなるの稱なり、明に繼ぐの明の字は、これ內卦の離を指して云、繼ぐと云は、外

象、

柔麗乎中正、故亨、

【訂】通本此句錯在化成天下下、今復正、

【釋】これより彖の辭の釋たり、先づ柔とは、六二の爻を指て云、これ內卦の離の主爻にして、即ち成卦の主爻たる者たり、蓋し其本は、坤の一陰爻を中畫に得たる所の者にして、離の卦の麗たる所以の者これなり、中正とは、離の卦、內卦に在つては、主畫中正を得たり、又外卦に在るも、主畫柔中を得たるを云なり、これ乃ち彖の辭の、亨利貞の釋たり、蓋し中正の字を以て、利貞の字を釋し玉へるなり、言ふ意は、それ離の卦の主畫の一陰柔たるや、本は坤の一陰爻を正中畫に得たるを以て、其性至柔順にして、中正に麗り、故に今六畫卦にしても、內卦にては柔順中正の德を得、外卦にても柔順にして中を得たるなり、これ即ち亨つて利貞なる所以なり、これ乃ち人事名教も亦此の如く、其心を秉ること柔順にして、中正の道と、中正の事とに、麗き順ふ時には、何の作爲か遂げざるべけんや、何の事業か成らざるべけんや、故に亨るとあることぞよと云の解釋なり、

【象】柔とは六二及び六五の內外離の主畫の象、中は、六二六五の爻象、中正は、六二成卦の主爻の象、亨は、離の象、

是以畜牝牛吉也、

【訂】通本此句亦錯在篇末、今復正、

【釋】先づ是を以てと云は、上文の柔麗乎中正と云の句を承け指して云の義也、牝牛とは、柔順の至極なるの喩へたり、畜と云の字には、撫で育て敎へ化すると云の義を具へたるの辭なり、それ離の卦の亨通して利貞とある所以の者は、能く其柔順の德性を守つて、中正の道と、中正の事とに麗き順ふに在ることなり、是を以て其離の火を取り扱はん者も、又離の心の火を取り扱はん者も、一に牝牛の至柔順を畜ひ養ふときには、吉なりと云の釋たり、それ此の如きときには、其吉たること違ふこと有ること無しと云の義をば、一の也の字を句末に下して、決著して釋し玉へるなり、通篇畢竟する所の主意は、其重きことと畜牝牛の三字に在り、かの柔麗乎中正と云も、畜牝牛と云句の解釋に

其義如何んと云に、文王已に坤の卦の象の辭に、牝馬を以て柔順の義を喩へ置き玉へり、今此離の彖の辭には、牝牛を以て至柔順の義を喩へ玉へり、馬も牛も、共に能く人に馴れ順ふ柔順の性なる者なりとは雖、馬は其體陽物たり、其蹄奇にして、其行くこと健やかなり、これ陽物の義たり、又牛は、其體陰物たり、其蹄偶にして、其行くこと邪し、これ陰物の義たり、已に陰物たるときには、其至柔順の義知るべきなり、又卦象を以て說くときには、坤は純陰にして柔順の卦たれども、尙三陰の朋類相連なれり、離は一陰二陽の卦象たり、これ些かに一陰の微弱なるを以て、兩陽剛の中に麗き係れり、これ殊に勝れて至柔順ならざることを得ざるの義を察しつべし、是を以て離をば、柔順の至極の象義とすることなり、故に今離の火を用ひ扱ふことも、至柔順ならずして不善なるときには、忽ち必ず玉石共に焚き亡すの大害有り、況てや心の火の用心、殊に勝れて大切に愼み戒しむべきこと勿論たり、其利害損益の岐は、一に其周旋作用ふ所の、剛强きと柔順きとに由て分るゝことなり、故に畜牝牛吉と云、

【彖】亨も、利も、貞も、共に皆離の象、牝は離を中女とするよりの轉象、牛は離の象、離は、外剛にして內柔なるの象たり、牛は、外强くして重きを牽き、內柔にして人に麗き服す、故に離を牛の象とす、又牝牛は、至柔順の義にして離の象、畜とは、中爻似體の坎の象、又畜牝牛吉とは、心も、火も、共に柔順の取り扱ひなるを善とすると云の教へ戒めの意象、

【彖傳】離、麗也、

【音】麗郎計切、音隷、麗古文网目象形、鳥獸魚鼈、離于网罟也、以爲附著係連之義、兌大象曰、麗澤兌者、是也、

【釋】これ字音字義釋を以て、即ち卦名の釋を爲し玉ふなり、麗とは、附き著くの義なり、兩偶なり、これ网目の象形に本づけり、故に卦象は、附き著くの義を主とす、今離の卦を離と名くる所以は、一陰爻の微弱なるを以て、二陽剛强なる者の中に、麗き從ふて、柔順なるを以て、離と云ことなりと云の義を離麗也と釋し玉へるなり、以上は卦名の釋なり、

【象】麗は離の一陰の主畫、二陽剛の中に麗き順ふの

劓平聲、耕畜、篆作「丯」上象二頭肉三對一下象二穿鼻繩木之形一

【釋】離は、麗なりと云て、つく、かゝる、つらなる、つながる等の訓有て、一陰の主畫の柔弱なるを以て、二陽の剛强なる者の中に著けり、これ柔和にして麗き順がはざることを得ざるの義たり、これ本三畫卦の象義たれども、六畫卦も亦其德性象義相同じ、故に聖人三畫八卦、六畫重卦、共に其名を同じくし玉へり、これ其徵たり、

然るに世間の俗易書に、離の卦の象に、附著の義と、離別の義とを、兩つながらに襍記せり、それ附著と離別とは、これ雲泥氷炭の相違たれば、これよく審らかに辨へ明むべきことなり、離の卦象には、離別の義は絕して無しと合點すべし、離は本坤の一陰を中畫に得て、柔順にして二陽の明者に麗けり、これ三畫卦の象義たり、又六畫卦にしては、六二柔順中正の德を以て、外卦の明者に麗き順ふ、これ共に亨通する所以たり、故に亨ると云、さて其麗と云に必ず利害邪正の兩途有ることとなり、其正しき道と、公やけなる道とに麗ときにはこれ善にして亨通することとなり、又正しからざる道と、私しなる道とに麗ときには、これ不善にして亨通せざることとなり、固より離を火とし、心とす、それ火は幽暗を燭照、烹飪を爲して食を調へ熟する所の大作用大功德を具へたるの妙物たり、然りとは雖、若し其取り扱ひの中に、一點の錯誤あるときには、諺に云、火崑岡に炎て、玉石共に燒き亡ぶるの大害あることとなり、殊に况んや人の心の火の用心亦殊に勝れて甚しと云べし、固より其麗こと正しく、用ると善なるときには、身を修め、家を齊のへ、國天下をも治めつべきなり、或は其麗くこと正しからず、其用ること不善なるときには、忽ち身を亡ぼし、家を敗り、國天下をも喪ふに至ることとなり、是を以て此人の心の火の用心、其周旋保護、至つて嚴重に、最も大切にして造次顚沛の間にも、戰々兢々として、其麗き所、用ひ所を愼れ愼むべきことなり、かの柳下惠と盜跖とが、一つの膠飴を觀て、其用る所の黑白に相反することを以て、其用心の大切なることと想ひやるべし、故に聖人こゝに丁寧反復して、利貞の警めを下し置き玉へり、亨るとは、卦の德性象義を云へり、利貞とは、聖人垂戒の辭たり、牝牛とは、至柔順の比喩たり、

れり、大率世間の人、險難困窮の時に遇ふては、其操節凛々と貞正者有ること少し、多くは邪路に走り、姦徒に陥つて、小人窮すれば斯に濫せざる者は非じ、况んや此上六の如きは固より陰暗不才たれば、道を喪ひ罪を犯して、有司の爲に治罰せられざること鮮し、故に係用徽纆寘于叢棘と云、これは象に即て義を示し玉へるなり、尚其實を説くときは、係用徽纆とは、其險難の係縛の脱し去り易からざるの義を喩へ玉へり、又寘于叢棘とは、身の險難に困むことの甚しきことを形容せるなり、三とは、多數の義なり、三歳不得凶とは、上六陰暗不才にして、外に應爻の助け無き故に、永久に至るまでも險難を脱し出ること能はざると云の義を、三歳不得凶と云へり、

【象】徽纆は巽を縄とするの象、係は艮を止むるとするの象、又巽の象、叢棘は、震を艸木とし、蕃鮮とし、坎を刺有りとするの合象、寘は艮の象、

【爻傳】上六失道、凶三歳也、

【释】今坎の險みの時に當つて、上六陰柔不中にして、重坎の至極の所に居る、此を以て種々の罪犯有て、徽纆の罰を得ることなり、其本はと推し究むれば、これ道を失なへるの甚しきより起れることなり、此故に三歳の久きを經ても、其險みと凶殃とを脱し去ること能はざることなりと云の義を、凶三歳也と釋し玉へるなり、

○按ずるに、卜筮上にて、此重坎の卦を得たるには、其時運の占にもあれ、又は其業の占にもあれ、必ず三年千日の中は、險難破敗にして其凶を免るゝこと能はざる者とす、今此爻の辭も傳も、共に三歳を以て係け玉へること宜なるかな、

【象】道は震の象、失は艮の象、又坎の象、

【離】䷝〔離下離上〕

【音】離即計切、去音麗、麗也、附著係連也、餘詳善工利器、

離、亨、利貞、畜牝牛吉、

【訂】通本、亨字錯在貞下、今復正、

【音】牝、毗忍切、牝牡也、畜、許六切、養也、牛、語求切、

のこと皆然り、況んや今非常大險難の時に於てをや、故に祇既平无咎と云、

【象】坎不盈は上卦の坎を穴とし、下卦の坎を水とす、これ水をして坎に盈しめざるの象、平は九五中正の象、咎は坎の象、无は坤の象、

【爻傳】坎不盈、中未大也、

【音】未は不に同じ、

【釋】先づ中と云は、即ち九五の爻象にして、これ全卦の八分の位に居れり、是即ち七八分を守るべしと云の德量の方を誨へ喩へ玉へるなり、大ならざれよとは、これ十分ならざるべしと云の警めの辭なり、これは象に就ての教へ戒めにして、これ一重の釋とす、又人事名教上の本色に就て說くときには、今九五の爻、剛健中正たりとはいへども、固より外坎の險みの主にして、眼前に六四と上六との、二陰の中に陷り溺れ玉ふ所の、失德闕義在すことなり、此爻實に剛健中正の君德盛大にあらさせられて、威嚴と寬仁と竝び行はるゝことぞならば、九二の臣何の遑あつてか、此の如きの跋扈强梁に至ることを得んや、これは九五君、かの二陰に陷沒し、愛溺し玉ふ所の破綻あらさせ玉ふの隙間を窺ひて、九二の此の如きの强大不軌に至れることとなり、大傳に慢藏誨盗と云へるの類にして、これ九五君上の、中正の德に於ては、大ならざるの失を譲責玉ふの微旨たり、故に中の德未だ大ならざると云の義を、中未大也と釋し玉へり、これを二重の深義釋と云、

【象】中は九五中爻の象、未大は九五全卦中の八分の位に在るの象、これ一重釋の象、又九五坎の險みの主爻たるの象、これ二重釋の象、

上六、係用徽纆、寘于叢棘、三歲不得、脫韻　凶、

【音】徽、音揮、三股索、纆、音墨、兩股索、寘支叉切、置也、叢（校者云、叢原本作叢）徂紅功、聚也、或作樷、俗作菆叢非、從丵從取、丵、艸木叢生也、上從四直兩長兩短、非從艸、

【釋】古へは罪愆有る者をば、叢棘の中に寘しことなりと云、これ其者をして其罪に懲りしむるの義なり、今、上六の爻は、陰暗不才にして、而も險みの極に居

雖、元來剛愎にして上に應じ上つらず、あまつさへ其陽剛の權勢を逞ましくして、已に不軌(ミチナラザル)の志を抱けり、これを以て其時の勢ひ兩つに分れて、世間大險難とは成り來れることとなり、然れども九五は、剛健中正にして、克く險難を濟ふべきの才力有るの君たるを以て、これに其亂を撥(ハラ)ひ、險みを濟ふの要道を誨へ曉(サト)し玉へるなり、それ亂を撥ひ險みを解んの道は、急速に功を成すべきのことに非ず、蓋し即功頓利に急ぐときは、必ず顛躓(ツマヅク)こと有り、○兵書に往くこと五十里にして疾(トキ)ときは、上將を趺(ツマヅカ)しむと云、これなり、又寬慢遲滯なる時は、禍害大に成るなり、兵書に三軍の害は、猶豫最も大なりと云、これなり、是故に其七八分まで、攻(セメ)つむることは、疾風迅雷の耳を掩ふに暇あらざらしめて、其靜かに止まることは、泰山の如くして、こゝに其二三分を餘して、寬仁の大度量を布き施こし、德を以てこれを懷柔(ナツカシムル)時には、勞せずして自然に皆濟ひ得る者たり、地水師の六三の傳に、王三錫(タビ)命、懷萬邦也と云も、これの意味たり、さて此卦は、重坎にして內外ともに水の象たるを以て水に即て喻へを設け玉へり、今試に水を取て以て孔穴(アナ)に瀉き納れんに、愈强く瀉げば、愈强く漲りて波瀾沸溢して、終に平らかに正しきことを得ること能はざるなり、こゝに姑らく其瀉(ソヽ)くことを止むるときには、水勢自ら平ぎて、靜に止ることを得るなり、靜に止つて後に公平をば得ることとなり、故に坎不盈と云、これ七八分にして止めて、十分ならんと希ふことを戒しめ止め玉へるの義を、象に即て辭を係け玉へるなり、固より止めて過さゞるときには、滿溢沸濫の恐れ有ること無し、亦猶人の疾を攻め擊つことも相同じ、其毒あるや、これを攻めずばあるべからず、其毒已に七八分を除き去らば、速やかに攻め擊つことを止めて、食餌を以て元氣の德を蘊畜すべし、元氣だに回復調停するときには、其二三分の邪毒は、元氣の陽德に驅り立られて、大海に塵芥を止めざるが如く、自然に消散解釋することなり、然るを勝に乘じて十分に攻逼(セメツム)るときには疾毒はいまだ盡きざるうちに、身命先づ斃(タヲ)るゝに至る者たり、故に兵家最もこれを忌めり、○窮寇(コウ)は逐ふこと勿(ナカ)れと云も、これなり、又俚(イヤシ)き諺に、勝て兜の緒を固よと云ひ、窮鼠猫を噬むと云の類、皆同意味たり、これ豈特り醫家兵家のみのことならんや、凡そ天下萬般

密緊急の信を君邊に通じ上つらんにも、門戸の正しき路より通ずること能ひ難きの勢ひぞならば、例令へ牖よりなりとも通し上つるべしとなり、牖とは、明りを通ずるの所にして、物を通用すべきの備へには非ず、故に平居無事の日ぞならば、卑賤の匹夫たりとも、牖より物を通ずる如きの不禮は爲ざることなれども、今非常の時、險難の中たるを以て、常禮規則には拘はらず、門戸の正しき路には由らずして、權術奇道に就て、牖からにても速かに信を通ずることを尙び玉へるの誨へなり、約とは信約のことなり、これ非常不虞の時變に臨んでは、常經に管はず、一に機に臨み變に應ずるの大權度を用ふべしと云の意を喩へて、納レ約自レ牖 无レ咎と云、

【象】尊も酒も簋も納も約も牖も、共に皆坎の象、貳は重坎の象、缶は坎の象、又震の虛器の象、終は艮の象、用は震の象、咎は坎の象、无は艮の象、

【爻傳】尊-酒一-簋、剛-柔際也、

【訂】通本、酒下脫一字、簋下衍貳字、今共補刪、

【釋】剛とは、九五君位の爻を指せり、柔とは、六四執政の爻を云、今險難の時に當つては、臨機應變の交際りを以て、君に忠勤し上つるべしと云の義なり、

○按ずるに剛と云は、陽明の道にして即ち無事經常の時の義とす、柔とは、陰暗の道にして、即ち非常權變の時の義とす、際とは、交際の義にして、いりまじれると云のことなり、今六四の大臣、九五の君に事へまつること、陰陽正しく比して、其忠勤は、私し無しと雖、時は險難非常の時なり、君は坎の險みの主爻にして、二陰の難みに陷らせ玉へり、六四の大臣は、陰柔不才にして君を險みに濟ひ上つること能はず、才に約信を通ずることだに、牖よりすると云に至ること、これ實に險難厄運の會、治亂交接の時たり、故に其時宜に中して忠勤を盡し上つるべしと云の敎へ戒めの釋也、

【象】剛は九五陽剛の象、柔は六四陰柔の象、際は六四九五、陰陽正比交接の象、

九-五、坎不レ盈、祇既平、无レ咎、

【釋】九五は、非常大險難の時に當つて、君の位に居れり、固より下に九二陽剛の大臣、臣の位に居れりと

ることなり、此の如きの厄運の時に遇ふて、何を爲し何を慮るとも、何の成功をか得べけんや、故に終に無功也と云、これ爻の辭の勿用の句を主として釋し玉へるなり、

【象】終は艮の象、功は震の象、无は艮の象、

六四、尊酒二簋、貳用缶、納約自牖終无咎、

【訂】通本、酒下脱二二字、今補復、彖傳同、

【音】尊（校者云、尊原本作罇）平魂尊、酒器也、周禮、六尊、犧尊、象尊著尊、壺尊大尊、山尊、以待祭祀賓客是也、從酋從廾、酋、長老之稱、孔夫子曰、物老謂之酋、故酒熟亦曰酋、取老成之義、廾敬奉之也、所以供神明待賓客之義可會、按從酋寸、爲尊卑之尊、寸法也、謂老成之人可法則也、又從酋丌、爲尊祀之尊、薦酒於丌案上也、後尊譌爲尊、尊譌爲奠、故作樽罇墫鱒、以別尊卑之尊、然樽材木茂盛也、宜尊貴之尊、從寸作尊、酒器之尊、從廾作尊、尊祀之尊、從丌作尊、簋音軌、簠簋也、簠盛加膳簋盛常膳熟食用匕之具、明以交人、幽以交神、兼用之、約於略切、合二爲一也、纏束也、從糸從勺、勺、從勹從一、象勹有實形合一之義、因轉爲約束、約劑、誓信、儉約、約省、簡約、約止、音信等之義亦可會、牖上有酉、穿壁從木爲交窗也、從片戶甫、其義可會、

【釋】六四は、險難の世の宰相にして、柔正を得たり、九五の君とは、陰陽正しく比して、よく承け事ふまつる所の臣なりとす、然れども陰柔なるを以て、今重なる坎の時の險みを濟ひ、亂を撥ふの才力には乏し、故に只誠實を以て君に事ふるの爻とす、今非常坎の險みの時勢なるを以て、平居無事大平の時の如くに、儀節を飾り、禮文を備へて、君上に奉仕ること能はざるべければ、宜しく時中の權の道に卽て一尊一簋の酒食に副貳に、瓦缶を用る位の薄禮小儀たりとも、只至敬の誠實を以てする時には、これを以ても、君上に薦め上つるべしとなり、これ後漢の光武帝が蕪蔞亭豆粥、滹沱河麥飯と云へるの類なるべし、言の意は、自己は不才たりとも、誠實を以てしては、君に事へまつるべきと云の旨と、又時宜の權道を用ふべきの時中の方とを、誨へ諭し玉へるなり、故に尊酒二簋貳用缶と云、今非常大變の險難の時なるが故に、若し祕

窞勿用、

【音】枕、之任切、據物也、從木、從冖、從人、冖、象臥薦首物、非從冘、音淫、又音尤者、枕、本上聲、章荏切、衾枕、發去聲、之任切、枕之也、

【釋】來之とは、猶進み退くと云が如し、枕は、ささゆると訓ず、今六三は、二つの坎の險みの間に在て、陰柔不才にして、其志行は不中正たる者なり、且つ應爻の助け有ること無し、故に先づ己が居處の險みを防がんとて、進み往て、平坦の安處を求めんと欲すれども、坎の險み前に横たはつて、進むこと能はず、又退ぞき去らんと求むれども、後へにも亦坎の險み嚴しく聳つて退ぞくことも能はず、さらば本の位に止まり居らんと欲すれども、六三の居り處、陰位に陽爻の坎深くして、これにも亦居ること難し、前後左右進退動止、悉く皆險難苦患ならずと云こと莫し、故に來之坎坎たり、險且枕へたり、坎窞に入ると云へり、さて此の如きの時運の厄窮に出遇はん者は、かの人事の智慧分別、思慮才覺等を放下して、一に苦を忍び險みを堪へ、實に閉屈して時を待つの外は、更らに良策有ること無きなり、設少しにても動き作すこと有る時には、忽ち險み深く艱しみ重く成り行くことなりと心得べしと云の義を、勿用と戒しめ告げ玉へるなり、

【象】來るとは、六三將に退ぞかんとするの象、又中卦倒震の象、之は六三將に進まんとするの象、又中爻正震の象、坎坎は重坎の象、險且枕は重坎の象、入は坎の陷るの象、坎窞は六三陰爻の象、用は震の象、勿は艮の象、

【爻傳】來之坎坎、終无功也、

【釋】此六三の爻の如きは、實に坎の險みの中にても、殊に勝れて險みの深き者と云べし、先づ我身は陰柔不才にして、且つ不中不正たれば、其心術躬行も亦不中不正たること知りぬべし、さて時は、坎の險みの時にして、其身は二つの坎の險みの中に陷り、應爻の助け無ければ出ること能はず、少しく進まんとすれば、前に坎の險み有り、少しく退て休息せんとすれば又後へより坎の險みに逼らる、あまつさへ己が居り處とても、陰爻の坎窞にして、寧居安處すること能はざ

知るべし、

【象】習坎は坎の穴に、又坎の穴の重なれるの象、入は坎を陷るとするの象、坎窞は初六二つの坎の穴の下に在て、又陰爻の傍穴に陷るの象、

【爻傳】習坎入坎、失道凶也、

【釋】初六は陰柔不才、不中不正にして、其身は最下に居る、卑賤の小人たるの上に、上に應爻の賢師も善友も有ること無れば、見ることは利欲のことなり、聞くことも亦利欲のことなり、思ふことと爲ること、一つとして利欲のことならざること無く、一生涯中に道義名教など云のことは、其片端をも見聞することも無く、始めより道は踏失して利欲の深き穴に陷りて、尚も轉び展んで、遂に傍穴へさへ陷りぬるの者たり、其凶殃の本は、道を失ふて履違へぬるより始まれることなりと云の義を、失道凶也と釋し玉へり、

【象】道は震の象、失は、坎艮の象、

九二、坎有險、求小得、

【釋】坎は穴なり、上卦の坎を穴とし、下卦の坎を險みとす、今九二は、二つの坎の中間に、一陽の人の陷つて、身に急切の險み有るの象たり、故に坎有險と云、さて九二は、剛中の才有るを以て、これを救ふの者も有るべきが如く意はるれども、上に應爻の助け無きを以て、坎の穴の險みを出て去ることを得ず、惟陽爻なるを以て、小しく得ること有て、才かに身を有つに足るべきのみ、故に小有得と云、

【象】上卦を坎の穴とし、下卦を坎の險みとす、これ坎有險の象、求むるは震の象、得は坎の象、又求小得は九二剛中の象、

【爻傳】求小得、未出中也、

【音】未は不に同じ、

【釋】今二つの坎の險みの重なれるの時に當つて、穴に有て險み有り、又應爻無きが故に、他の救ひ有ること無し、然れども少しく求め得ること有る者は、剛中なるを以てなりと云の義を、未出中也と釋し玉へり、

【象】中は中爻の象、出は震の象、未は艮の象、

六三、來之坎坎、險且枕、入于坎

【音】窞音譚、坎中小穴、一曰坎傍入也、從穴從臽、其義可見、

【釋】習とは、稚鳥の羽を使ひならはすのことにして、重ね複ぬるの義たり、坎は穴なり、窞とは、坎の穴の中の傍の穴たり、今坎の險みの時に當つて、初六は、陰柔不才不中不正にして、道を失へるの者とす、且つ上に應爻の助けも無く、己が身は坎の險みの底に陷れるの象義たり、さてこれを人事に擬する時には、爰に人有て險阻の重なれる深き坑に陷りしが、其重なれる穴の底に、又一つの傍穴有て轉び展んで終には其傍穴に又陷り險めるなり、固より其身は陰柔にして、絕して自ら奮發して出る所の才力無く、又應爻の助け有ること無ければ、孰か一人馳せつきて、これを扶け濟ひ出すの者も無くして、一歩も出ること能はざる者の如し、これ險みの最上、凶殃の至極たり、故に習坎入于坎窞凶と云へり、

○按ずるに爻の辭に、習坎と卦名の字の上に字を加へて熟字と成して用ひらるゝことは、他の卦に於ても其例有り、

乾の九三の乾乾、
蒙の發蒙、包蒙、困蒙、童蒙、擊蒙、
比の九五に顯比、
履の素履、夬履、視履、
否の休否、傾否、
謙の謙謙、鳴謙、勞謙、
豫の鳴豫、盱豫、由豫、冥豫、
臨の咸臨、甘臨、至臨、知臨、敦臨、
觀の童觀、闚觀、
賁の白賁、
復の休復、頻復、敦復、迷復、
頤の顛頤、拂頤、由頤、
離の黃離、
遯の遯尾、係遯、好遯、嘉遯、飛遯、
升の允升、冥升、
艮の敦艮、
巽の頻巽、
兌の和兌、孚兌、來兌、商兌、引兌、
節の安節、甘節、苦節、

これら皆同じ例たり、獨り彖の辭の首めに、卦名の上に字を加へたるの例は、絕して無きことなりと

を、悉く皆合せ具へたる所の險惡至極の卦象とす、さるに此結末の一句に、坎之時用大矣哉と云へり、それ重坎の時は險み至極最上にして、これ大なりと稱すべきの時には非ず、これ聖人の微旨妙意の文章にして、用の字甚だ斤量有り、眼を著べし、これは此の如きの大險難の時に出遇ふて、險を設けて險を防ぐ、其時の宜しきに處して、用ひ動く所の作用をば、大矣哉と稱歎し玉へることとなり、凡そ六十四卦の彖傳の中に、時の用と稱し玉ふ者三つ、睽と蹇と此坎の彖傳とこれなり、これ共に非常險難の卦にして、其時を徑ちに大なりと云には非ず、其時に處るの作用を大矣哉と稱し玉へることとなり、

【象】矢は震の象、升は震の象、不可は艮の象、地は中爻似體の離の象、險は坎の象、止は艮の象、川は坎の象、邱陵は艮の象、王公は九五の象、設は震の象、國は似體の離の象、守は艮の象、時は震と離との象、用は震の象、大矣哉は意象、

【大象】水洊至、坎、君子以常德行、習教事、

【音】洊在甸切、再至也、行去聲、

【訂】通本洊譌作瀳今復正、

【釋】坎を水とす、それ水とは、天地間の至平至公の準則たるの物たり、是を以て坎を通じ平かにして中實の信の卦とせり、君子此重坎の卦象を觀て、先づ自己內實の德行、至平至公の道を克く修し克く治めて、これを己が常住固有の物と爲すべしとなり、これ內卦の坎の象に取れる所の、自修鍛錬の道の勸進たり、さて又君子の任たるや、己を修めて以て人に及ぼすの道たれば、其己が內德已に常住固有の位に至るの上は、爰に人を誨へ道びきて、其事業を教へ授け、其重卦の象に效ふて、其事業を復習せしむべしとなり、これ外卦の坎の象に取れる所の、人に教ふるの方たり、孔夫子曰、逝者如斯與、不舍晝夜と、道に志すの君子、豈勤學勉力せざるべけんや、

【象】水は坎の象、洊至は重坎の象、德は坎の象、行は震の象、常は坎の象、又艮の象、教は坎の象、事は震の象、習は重坎の象、

初六、習坎入于坎窞、凶、

ざることは、言說を須ざることとなり、又地險の山川邱陵たるや、これも亦升るに艱しく、渉るに容易からざることは、人の能く知れる所なり、さて此天險地險の二つは自然の險なる者にして、これは賓にして輕しとするなり、又人險は、主にして殊に重しとす、これは固より國家を治むるの大定理にして、大にしては要害切所に關險を設けて其國界を護衞し、小にしては重門擊柝して以て暴客に備預するの義にして、所謂治世に亂を遺れず文事有者は必ず武備有るの意なり、

泰九二曰、包荒、用馮河、不遐遺、

大有六五傳曰、威如之吉、易而无備也、

萃大象曰、除戎器、戒不虞、

既濟大象曰、思患而豫防之、

大傳曰、重門擊柝以待暴客、蓋取諸豫、

これらの語の旨に、預しめに備を爲すことを說き誨へ玉へることは勿論たり、尚其深重の微旨を窺ひ上つる時には、先づ指當つて此時の九五の君に警め覺して、今天下の時勢、至て險難危急たれば、先づ速かに關險を閉固めて、外よりの亂妨を防ぐべしと云の意なり、故に設險と云、此設の字故らに下し得て力有り、眼を著べし、天險地險は自然の者なり、獨り人險に至つては、人力の設け造る所の者たれば、用舍は人に在ることとなり、さて此の如くに時の勢ひを變じ、天下を危うからしめ、關險を設けて要害を指し固めしむるの騷動に至らしむる所の者は、他に非ずして即ち九二の大臣これなり、それ九二は、下卦の主にして外に在て鎭守たる所の大臣たり、剛中の威勢盛んにして、王家の藩幹として、朝廷の股肱たることとなれば、これ宜く天下の險みを濟ひ、朝家を安靜ならしめ上つるべき所の者なるに、今卻つて此大臣を防かんとて、關險を設け要害を守るに至ることは、これ重なれる坎の時の險難至極なりとするの所以なり、凡そ天下の險みと云こと、貴賤上下の分に就て、千差萬別なりと雖、關險を設け要害を固め、干戈を動かし、矢石を飛ばすより艱ましく、苦しきことは非ることとなり、此故に六十四卦の中に、三難卦と云有り、其三難卦と云は、水雷屯、水山蹇、澤水困これなり、屯は難みの始めとし、蹇は難みの最中とし、困は難みの窮極とす、然るに此重坎の卦は、右の屯蹇困の三難卦の象義

【訂】通本、脫有孚二字、信下脫也字、今共補復、

【釋】それ流水の物たるや、其原は高山峻岳より出で、浸潤下流して、集まつては川流と爲り、或は百里に衝突し、又は千派に分れ注ぎ、或は噴激して渦き回り、又は漣漪して洋々たり、千に轉し萬に折けて、種々の險難を經歷して、終には海に宗朝せり、これ其信を失なはざるの最なる者と稱しつべし、これ人事に於ても亦此の如し、千轉百折の艱難困厄中にも、其誠實の信を失なはざるべしと云の敎訓たり、故に行險而不失其信也と云、これ彖の辭の有孚の釋たり、

【象】險は坎の象、行は坎を通ずるとするの象、又震の象、信は坎の中實の象、失は艮の象、不は艮の象、又不失は震の象、

維心亨、以剛中也、行有尙、往有功也、

【訂】亨下衍乃字、今剛正、

【釋】それ險みに險みを重ねたる、艱難の時に當つて、身と事とは、徑ちに亨通すること能はずと雖、維り心のみ亨ることを得る所以の者は、其二の爻と五の爻と、共に剛中の德有るを以てなりと云の釋なり、これは九二は內卦坎の主爻、九五は外卦坎の主爻たるを以ての義なり、往有功とは、九二の臣、己が身の險みは拋げ棄て、九五の君所に朝覲して、君上の坎の險みに陷らせ玉ふを濟ひ上つり、國家を輔佐し上つることにして、これ人臣の忠節の極、勳功の最たる者たり、故に往有功也と云、これ往字を以て行の字を釋し玉ふて、行も往も同義たることを示し玉へるなり、以上彖の辭の釋了れり、

【象】心は坎の象、亨は震の象、剛中は二五共に剛中の象、往は震の象、功は震の象、有は艮の象、

天險不可升也、地險、山川邱陵也、王公設險、以守其國、

坎之時用大矣哉、

【釋】上文にして已に彖の辭の解釋は了れり、此一段は、かの險の字の義を取り來つて、汎く君子への敎へをば、天險地險人險の三才義に係けて說き示し玉へるなり、それ天の險たるやこれ階しても升るべから

に兩分する者は、皆艱難危殆の卦にして、亂世騷忙の象とす、これを天下二主、一國兩君の卦象と云、乃ち屯蹇坎の三卦これなり、殊に此坎の卦は、其下卦に在る所の一陽剛、九二に居れるなり、二は臣の定位にして、五の君の爻の應の位たり、是を以て聖人これに戒め誨へて、能く其臣たるの道を守り、節を盡して、九五の君所に朝覲して、國家の坎險を救濟ひ、九五の君を輔佐し上まつる時には、其時勢忽ち一に歸して國家安泰となることとなり、故に九五の君より深く九二の大臣の忠信堅固の動功を感賞有て、格別に尊敬ありて、恩寵を被ぶること有りと云の義を、行有尙と云、これ鼓舞勸進の微言たり、

【象】孚は坎の中實の象、心は坎の象、有は艮の象、惟は二五應無きの象、行有尙とは九二行て九五の君に服事し輔佐せよと、勸め戒むるの意象、行も尙も亨るも、皆震の象、

【彖傳】坎、險也、

【訂】通本、坎下衍重字、今刪正、

【釋】これ字釋法にして、即ち亦卦名の釋たり、固より此險の字に險難の義と、陷沒の義とを具へたることなり、且つ卦の象にも、亦險難と陷沒との兩義を具へたるを以て、坎の卦の象を、險難に陷沒するとも、又陷沒して險むともすることにして、これを坎の本義とす、故に此彖傳には、坎險也と釋し、說卦には、坎陷也と釋し玉へることとも、陷て險み、險みに陷ると云の義たるを以てなり、

【象】坎は卦名の象、險は坎の象、

水流而不盈也、

【訂】通本、盈下脫也字、今補復、

【釋】坎を流水とす、止水は流れざるの者、故に十分に盈しむべし、流水は動て止まらざれば、これ盈滿安靜なるに難きの義たり、これ坎の卦の險難たるの大義を釋して、卦名の義を明し玉へるなり、以上は、卦名の釋たり、

【象】水は坎の象、流も坎の象、不盈は流水盈ち難きの義にして坎の象、

有孚、行險、而不失其信也、

【釋】上六の爻、大過の時に當つて、其身は大過の卦極に居つて、重陰にして且つ不中たり、殊に時運の天命、當に凶たるべきの時に遇へり、是を以て渉りを過きて頂きを滅ぼすことは、即ち義の當然たり、これ身に於ては凶たりといへども、道に於ては咎有とすべからざることなり、故に不可咎也と釋し玉へり、

【象】咎は坎の象、又乾の象、不可は乾を无とするの象、

【坎】䷜〔坎下坎上〕

【音】坎、戶黯切、陷也、險也、穴也、餘詳善工利器、

坎、有孚維心亨、行有尚、

【訂】通本、坎上衍習字、蓋自初六爻辭錯複、今刪正、彖傳、大象並同、

【音】維平脂、惟獨也、按維惟唯三字、古皆通作語辭、又訓獨、書助辭用惟、詩用維、左傳用唯、論語用惟或唯、蓋就造字義分之、維、從糸、綱維維繫等、是本義也、唯、從口、唯諾應辭、是本義也、惟從心、思惟謀慮、是本義也、思惟謀慮則心念專一、因爲惟獨之惟、是專辭之義也、朱氏唯訓專辭非、尙時亮切、尊崇也、庶幾也、增加也、曾也、從八從向、向、鄉也、心之所趣向也、八分明也、庶幾尊崇之義、會意、

【釋】此卦は重なれる險みの上に、二五の君臣共に險みの中に陷れるの象有り、これ實に險難の至極なるの時と稱すべき者たり、かゝる險みの時に當つて、其身の徑ちに亨通すべきの道理有ること無きなり、是を以て君子は其卦德の中實の孚信だに有る時には、惟り其心のみは、亨通すること有るべしとなり、故に有孚維心亨と云、此時に於て九二剛中の臣、行て九五の君の險みを濟ひまいらせ、能く國家を輔佐し上つる時には、其成功揭焉として、九五の君に格別の尊仰寵遇を被ぶるべしとの義を、行有尚と云、

○按するに此卦は、二陽剛上下の體に分ち據れるの勢ひ有り、これを天下二主、一國兩君の象と云なり、凡そ上卦に九五定位の君の一陽剛在て、坎の險みの主たらせ玉ふ時に、下卦に又一陽剛有て、一方に割據の威を振ひ權を逞ましくして、其勢ひ上下

士夫、亦可レ醜也、

【釈】醜とは、これを見にくしと、いみきらふのことにして、これ深く鄙しめ玉ふの辭たり、

【象】久は乾の象、可は震の象、醜は巽の象、

上六、過レ涉滅レ頂、凶无レ咎、

【釈】此卦は、似體の大坎の象たれば、これ水の象義たり、又上卦は、澤水なれば、共に水の象たるを以て水を涉るの義に取つて、辭を係け玉へり、此爻は、大過の卦極たるを以て、水にしては涉りを過て滿ち溢るゝの義とし、人事にしては、水を涉ることに過るの義とす、水を涉ることに過るとは、これ衆人の涉ること能はざるの險阻艱難の絶處たり、然るを衆人に大に過て果敢にして馮河するのことを云へり、宇治川藤戸の騎渡の類なり、是を以て頂を沒するに至ること有るなり、上爻を首とす、其首兌澤の中に沒するの象有、故に過レ涉滅レ頂と云、さて此滅頂のこと、實に身命を滅するの凶なることは勿論たれども、これ必ず過さずしては能はざるの時に遇ふてこれを過し、必ず滅すべきの義に當つてこれを滅せり、これ道義に於て咎無しとす、喩へば武士の戰場に臨みて、君主の一大事の時に當つて、手足身首處を異にするの凶たりと雖、道義に於ては咎無しとするが如し、我近古天正の頃奥平九八郎、僅かに八百人にて長篠の城にこもりし處に、武田勝頼二萬の軍勢を以て嚴しく取つめたりし時に、鳥井强右衛門と云ふ士の其重圍をぬけ出て、岡崎樣に加勢を乞ひて、其歸り路にて武田衆に執へられて、終に其身首處を異にすと雖、其使命を成し了せぬるの類これなり、

論語曰、見レ義不レ爲無レ勇也、

又曰、見レ危授レ命、

又曰、志士仁人、無下求レ生以害上レ仁、有下殺レ身以成上レ仁、これらの語も、亦同一義たることなり、然れども事に於ても、理に於ても、其凶たることは免れざるなり、故に凶无レ咎と云、

【象】涉は上六澤水の主爻の象、又似體大坎の卦極の象、過は大過の卦の極の象、項は上爻の象、又乾の象、滅は上爻の項、澤水の主爻に沒するの象、又兌の象、又坎水の象、

【爻傳】過レ涉之凶、不レ可レ咎也、

晉以上書中無花字、士鉏里切、上止仕、事也、仕也、男子通稱、四民之首數始于一、終于十、從十從一、又男子未娶之稱、

【釋】枯たる楊の義は、已に九二にて釋せしに同じ、九五は、上六の比爻にして、上六より陰の助けを得ること なり、華は、上に發らくの者たり、故に枯楊生華と云、さてかの九二の梯を生ずることとは、初六の陰の助けを根に得ること故に、梯を生せり、今此九五は、下に助け無くして、只上六の上より助くるのみなり、これ喩へば根を斷ちし楊の、上より雨露の潤ひ養ひを得て、一旦華をも吐くの勢はあれども、下の根よりの助け無き者故に、久しからずして、凋み落るが如し、さて老婦とは、上六の爻を指て云、士夫とは、九五の爻を指て云、士とは、いまだ娶らざる者の稱にして、即ち少年の男子たることを云、陰を以てして上に居る、故に老婦と云、陽を以てして下に居る、故に士夫と云、これも亦大過の義たり、五と上と陰陽相比する故に、夫婦となせり、さて九二の老夫にして女妻を得ることとは其匹配は相應には非ずと雖、尚生育の義有り、これ枯たる楊にても又梯を生ずるの謂たり、今此九五は、老婦にして士夫を得るは、枯たる楊の華を生ずるのみにして、終に生育の功有ること無し、これ得ることも無く又失ふことも無きなり、故に老婦得其士夫、无咎无譽と云、此章の其の字も九二と同じ、

○按に上六は老婦たり、九五は士夫たり、さて今九五の爻にて係け玉ふ辭たれば、士夫得其老婦と有べきことなり、況や夫婦男女の大義に就ても、夫を先きにし、婦を後にし玉ふべきこと、名教彝倫の常綱たり、さるに老婦士夫と次第し玉ふこと、これ甚だ聖人微意の存在ことなり、此事全く其志の老婦より出しことなることを見はし示し玉へるなり、それ少年男子にして、老婦を乞ひ求むべきの道理有ること無し、これ必ず老婦より首唱して士夫を求めたること、言辭の中に隱然たり、聖人の人情を盡せることの妙を見つべし、

【象】華は九五陽爻上に發くの象、又震を敷とするの象、變體、老婦は、上六陰爻の象、士夫は九五陽爻の象、咎は坎と乾との象、譽は兌の象、无は乾の象、

【爻傳】枯楊生華、何可久也、老婦

陽排列せる所の爻なり、さるに九三にては棟橈と云、九四にては棟隆と云、其義大に相反す、其所以を究むるに、九三の棟橈むの義は、已に辨しつ、九四は、陽剛にして陰の位に居るを以て、過陽の卦たれども、剛に過るの過失少く、且つ初六の陰爻に應ずるを以て、かれこれ剛柔相適ふて宜しきことを得たりとす、こゝを以て棟隆んなるに至れることとなり、隆とは、地形豊盛にして、中央高きことを云へり、これ棟の中間上へ反ることとなり、それ將に橈まんとする所の棟をして、能く上へ反り隆んなるに至らしめん者は、これ下より柱を以て助くるにあることとなり、其柱の助けと云は、即ち初六の應爻これなり、初六は、下に居り、九四は上に在り、初六の陰の柱、下より九四の棟に應じて、これを支へ助けて、上へ反り隆んならしむ、これ上六の九三に應じて、上より重任を壓し增せる者と相反せり、是を以て三は橈み、四は隆んなるとの相反する所以なり、さて此旨を人事に推し議する時には、凡そ人の君となり、人の父たらん者、下に諫め爭ふ所の忠信の臣と子と有る時には、其國家の基礎、堅固安泰なるの義に取れることとなれば、其吉たること知ぬべきなり、故に棟隆吉と云、然るに九四設し他の志有て、初六の扶けを舍て用ひざる時には、必ず枉み折るゝの凶有て、後世までも鄙しめ吝はるべしと云の義を有レ它吝と云、它とは、應爻に非るの義を云、比の初六に有レ它吝と云と同義たり、

【象】棟は全卦の象、又坎の卦象、隆は九四陽剛を以て陰の位に居り、剛柔相濟の象、又初六の應爻下よりこれを扶くるの象、又乾の象、

【爻傳】棟隆之吉、不レ橈二乎下一也、

【釋】下とは、初六の應爻を云、これ下に應爻の輔有て、それ故に撓まざるの義を云、それ下に橈まざる時は、必ず上に反る、これ隆なりと云へる所以なりとの釋なり、

【象】下は初六の象、不撓は乾の象、

九五、枯楊生レ華、老婦得二其士夫一、无レ咎无レ譽、

【音】華（校者云、華原本作レ蕚）胡瓜切、艸木之葩也、從二艸𠌶一、𠌶象二華葉𠌶敷之形一、亏象二蔕萼一也、或作二華蘤一、按花後世字也、

【象】過は卦名の象、相與は初六と九二と陰陽正しく比するの象、

九三、棟橈、凶、

【釋】さて彖の辭に、棟と云へることは、全卦をは棟の象に取れるの義なり、又今此爻の辭の棟と云は、全卦の棟の其中間を取れるの義なり、故に全卦の中間、三四兩爻にて棟と云へり、三に橈むと云、四に隆んなると云、蓋し橈むと云も、隆んなりと云も、皆棟の中間の位にて見ゆることとなればなり、今此大過の時、過陽の卦に在つて、九三陽爻を以て、陽の位に居り、且つ不中なり、これ卦も陽なり、爻も陽なり、位も陽なり、且つ不中たり、それ棟と云者は、其負ひ任ずる所、己が材力の分に過れば、必ず其任に堪へずして枉橈む者たり、劇はだしくしては、摧折にも至るべし、これを人事に擬する時は、國家將に傾ふき覆へるに至らんとするの時勢たり、其凶たること知るべし、故に棟橈凶と云、

○按ずるに此爻は、上六と陰陽相應せり、これ陰陽相助くるの義有り、然るに應爻の助の義を云はざること如何んと云に、先づ棟を以て云ふ時には上に在る所の應爻は、我負ひ載する所の任たれば、これ我を助くる者には非ずして、卻つて我を壓て重みて增す所の者とす、これ其應爻の助けを說かずして、橈むことを說ける所以たり、

【象】棟は全卦の象、又坎の卦象、橈むは大過の義象、又九三過剛不中の象、又上六應爻我を壓すの象、又坎の象、

【爻傳】棟橈之凶、不可以有輔也、

【釋】九三過剛不中にして、且つ應爻上に在つて、來つて我を助けずして、卻つて我を壓て重みを加へ增す、これ輔け無き所以たり、故に不可以有輔也と云、

【象】輔は乾の象、不可有は乾を無とするの象、

九四、棟隆、吉、有它吝、

【音】隆力中切、地形高而生物盛也、從降省從生、降ハ天氣下降也、生ハ地德承生也、以高大豐盛之義會意、它ハ佗同、

【釋】それ九三九四共に陽剛にして、同じく大過の四

義有り、以上の衆義有るを以て、象に即ち直ちに說く時には、九二の枯たる陽初六の陰の根の助けを得て、再び陽の梯を生ずるの義なり、故に枯楊生梯と云、凡そ草木の中にて已に乾枯して復更らに生せん者は、楊のみなり、これ聖人象を用ひ玉ふことの精密微妙なることを仰歎し上るべし、さて以上の義を人事に體認して說く時には、一旦喪ひ果ぬるとの、再び回り復するの義とすべし、固より九二は、陽剛にして夫たり、初六は、陰柔にして妻たり、初と二と陰陽正しく比せり、故に夫妻とす、これ小畜の九三、漸の九三に、夫妻と云と同例たり、且つ此辭に女妻と云へり、女とは、いまだ嫁せざる者の稱にして、即ち少女の義たり、此卦は大過の時なるを以て、夫(オツト)は老夫と云、妻は女妻と云、これ夫の年齢遥かに妻に過たることを見はせるなり、又爻象を以て見れば、九二は、初六に一爻を長せり、これ加倍の長たり、其上に大過の時の義を兼合するが故に、老夫得其女妻と云、先づ老夫にして少女を取とる、これ其配偶恰好と云には非ず、大に過ぎ長せりと雖、九二の夫、初六の妻の助けを得ることは、譬へば猶枯楊の潤ほしの助けを得て、再び梯を生ずるが如くに、終に子を生じて嗣系(ヨツギ)を相續することを得るの義有り、故に老夫得其女妻と云、其字目を著(ツク)べきなり、

【象】枯は陽に過るの象、巽を柔木とす、楊の象、又楊は澤中に生ずるの木、巽木兌澤中に在るの象、生梯は初六の陰の根の助けを得ず、九二の陽の梯を生ずるの象、又九二は四陽中の最下の陽剛にして、これ梯の象、老夫は、九二の象、又乾の卦象、女妻は初六の象、又兌の象、又二を老と云初を女と云、これ大過の義と、又陰陽相助くるとの意象、其は大過の象、傳

【爻傳】老夫女妻、年齢大(ニ)過(タレドモ)、以(テナリ)陰陽相與(クミシ)祭祀相續(スルヲ)也、

【釋】過たると云は、其老夫の年齢、女妻に配當するに、大に過たりと云のことなり、さて其年齢の配當は、大に過ぎたれども、これ陰陽の配偶たれば終には子孫出生して、祭祀相續することを得ると云の義を、過以相與也と釋し玉へり、此文は例の省略法にして、これを具に云はゞ、老夫女妻、其年齢大過以陰陽相與、祭祀相續也と云の意なり、

るを以て、六爻ともに大に過ぎざる所の者無し、殊に初六は、六爻の最下に在りて、陰柔卑賤の爻たるを以て、人を敬し崇ぶことに過るの象有り、これを禮の節を得、和の中に適ふの者に、覵くらぶる時には、敬に過ぎたるの失は有れども、然れども又亢ぶり傲つて、人を侮どり輕んずる者に比ぶる時には、千萬勝れりとす、尤も人を侮どり輕んずることは、大に咎有の道たり、今此初六は、止に人を敬するに過るのみなれば、何の咎があるべけんや、故に藉用白茅、无咎と云、

【象】藉は初六最下に在るの象、白も茅も、共に巽の象、咎は乾と坎との象、无は乾の象、又一句すべては初六最下に在て、陰柔たるを以て、過敬たるの意象、

【爻傳】藉用白茅、柔在下也、

【釋】今大に過ると云の時に當つて、初六の爻は、陰柔にして而も最下の卑賤なる者なれば、これ其卑下して過敬なるの義知るべきなり、故に柔在下也と釋し玉へり、

九二、枯楊生梯、老夫得其女妻、无不利、

【音】枯苦胡切、艸木枯槀也、從木古、古非今生而過去之稱、枯槀之義、會意、楊音易、楊柳也、柔脆易生好水、縱橫顚倒、植之皆生、梯音題、木更生也、

【訂】通本、梯譌作稊、稊稗屬也、正韻梯註、易大過爻、枯楊生梯、字書作稊誤、正韻㡢、夏小正、柳梯、梯也者、發孚也、按從木弟、更生發孚義可見、

【釋】此卦は、兌澤の中に、巽木の在るの象たり、巽を柔木とす、楊は柔木にして且つ水を好むの木たり、故に象を楊に取れり、凡そ艸木の性は、陰潤の水の養ひの過るにも枯れ、又陽燥の水の養ひの不足なるにも枯るゝの者たり、今此卦は、四陽二陰たれば、陽の大過たるの卦なり、是故に草木に取れば、陽燥に過ぎて乾枯の義有り、且つ卦は固より陽に過ぎたり、爻は九二にして、陽爻たれども、第一に內卦の中の德を得たるを以て、過ぎざるの義有り、殊には初六の陰柔の比爻の浸潤の助けを得て、剛柔相適ひ、相濟ふて、殆んど宜しきを得たり、是を以て大過の過失を補ふの

ることなり、それ過ぎたるも猶及びざるが如しと云は、これ無事常經の說法たり、今大過の時、非常の事變に處せんには、頗ぶる大過の志行有て、非常の大材力、大手段を具へたるの豪傑に非ずしては、其成功得難きことなればなり、故に大過之時大矣哉と云、

【象】剛過とは中爻の四陽剛排列せるの象、中とは、二五共に剛中を得たるの象、巽ふは巽の象、說は兌の象、利レ有レ攸レ往は乾の象、行も、亨も、時も、大も、共に皆乾の象、

【大象】澤滅レ木、大過、君子以獨立而不レ懼、遯レ世无レ悶、

【音】立(校者云、立原本作レ大。)力入切、音粒、住也、起也、成也、從レ大從レ一、一地也、大一人也、一人立二地上一、其義可レ見、俗作レ立譌、懼、音具、恐遽也、從二心瞿一、心恐怖之義、瞿從二䀠隹一、䀠舉目睨然也、隹欲レ警奔貌、會意、悶、莫困切、懣也、從レ門從レ心、志念見レ門、不レ得レ通之義、

【釋】澤滅レ木と云の義は、巳に卦名の下にて釋せるに同じ、今大過の時勢、陰邪の小人の澤水塞り溢れて、君子の木を滅沒せんとす、かゝる時節に出遇ひたる君子は、亦其大過の時と云ことを察して、先づ道に巽ひ說ぶと云の志を、至つて大過にして、世間の風に誘はれ靡かず、時俗の水に流れ沒らずして、克く拔群獨立の志行を堅くして、懼れず怖ず、人は已れを知らざる故に、世に用ひらるゝこと無くとも、決して忿悶すること無く、一に道心を大過に卓立すべしと云の垂教たるなり、

【象】澤は兌の象、木は巽の象、滅は巽木澤水の中に沒するの象、又兌と坎との象、君子は乾の象、獨立不懼は卦名の義象、遯世無悶は二五共に應無きの象、又立も懼も世も悶も无も、共に乾の象、

初六、藉用二白茅一、无レ咎、

【音】藉、慈夜切、祭藉也、

【釋】藉は、しくと訓ず、祭りに用ゆる所の具なり、白とは清潔の義なり、茅は茅席なり、これ祭祀に神を降す所のしきものなり、猶吾邦用る所の、あらごもなどの類なるなり、初六は、大過の卦の初めに在て、人を敬すること神を尊ぶが如くにせり、これ人を敬するに大に過たると云べし、然れども今大過の時に當れ

れ曾子の所謂任重而道遠しと云へる者なり、これ豈大過の材力大過の志行ならずして、能し得べけんや、須らく大過の志行堅固にして、而後事物遂げ成るべきことなり、故に亨ると云へり、

【象】棟は、二陰の棟、四陽の衆木を負載するの象、又坎の卦象、全卦似體、又卦名の義象、橈むは、二陰の棟の上に、四陽の材木を積累ねて、枉屈の象、又坎の象、又卦名の義象、有攸往は、卦名の義象、又說而從ふの象、亨は卦名の義象、又說而從の象、又往も利も亨も、共に乾の象、

【象傳】大過、大者過也、

【釋】これは卦名の釋なり、大なる者とは、四陽剛內に主たるを云へり、過たるなりとは、外に在る二陰の客よりも、主たる四陽の過ぎたると云の義なり、

棟橈、本末弱也、

【釋】これより象の辭の釋なり、それ棟の橈むとある所以は、初六と上六との二陰の棟の上に、中爻の四陽剛竝び列なれるが故に、二陰の材力、其任に堪へずして、枉屈むなりと云の義を本末弱也と釋し玉へり、

【象】本とは、初六の象、末とは、上六の象、弱は、初六、上六、共に陰弱たるの象、

剛過而中、巽而說、是以利有攸往、行乃亨也、大過之時（字眼）大矣哉、

【訂】通本此傳頗有錯脫、今據義例補正、

【音】說、音悅、

【釋】剛過たれどもとは、中爻の四陽剛排列せるを云、而中なりとは、九二は剛中を得、九五は、中正を得たるを云、巽而說とは、これ對體の義象を說せ玉ふて、以て汎く君子へ大過の時に處置せんの道を垂れ示し玉ふなり、それ人大過の時に處らんには、先づ須らく陽剛の材力大過にして、而も二五剛中を得るの德量餘り有り、從て說ぶの志行堅固なるを以てせば、爲る所有るに利しく、行ふことは乃ち亨通せざること無しと云の義を、剛過而中、巽而說、利有攸往、行乃亨也と、釋し玉へり、大過之時と云の時の字、甚だ力有

の木は、兌の澤の中に入て滅沒するに至れり、これはこれ其潤養の卻つて大に過ぎたるの義なり、故に大過と名けらるゝなり、大象に澤滅木大過と云、これなり、又兌を悅ぶとし、巽を從ふとす、これ悅んで從ふの象たり、凡そ世間萬般のこと、心に悅樂して從事する時は、其事必ず大に過るの者たり、故に大過と名けらる、又兌を少女とし、巽を長女とす、此卦少女にして長女の上に位せり、これ少女に即て云へば長女を凌ぐことの過たるにして、又長女に即て云ふ時には、これ少女に讓ることの過ぎたるなりとす、これも亦大過と名けらるゝの義なり、

大過、（則）棟橈、（大過於道、則）利有攸往、亨、

【音】棟、多貢切、極也、從木從東、東中也、日在木下曰杳、日在木上曰杲、日在木中曰東、故謂東曰中、即謂屋舍之中也、橈女敎切、去效瓕、屈也、從木從堯、堯、本作垚、三土積累、象重任、木負重任、橈屈之義、會意、

【釋】先づ棟と云者は、衆材木の中にても、其材力傑出大過なる所の者を擇び取て用ゆる者たり、此卦大に過るの義たるを以て、先づ象を棟に取れることなり、これ一重の取象法たり、

さて其棟も衆木を載せ負ふこと、己が材力の分に大に過る時には、必ず枉屈むことなり、其人事に於るも亦然り、人各自己材力に分量有て其職掌大に重く、其材力より大過なる時には、其任に堪ること能はずして、必ず枉屈顚覆破敗に至ることとなり、故に其大に過ると云の義に於ては、萬物萬事皆同じきことなり、故に大過棟橈と云、これ二重の取象法たり、故に此辭は、一句一截法たり、それ天運に窮通有り、時勢に過不及有ることにして、これ君子の預て辨へ識らずばあるべからざる所の一大事たり、今大過の時に當つて、其任に居り、其職を掌どらん者は、これ必ず大ひに過たる所の非常の大材力大手段有るに非ざる時は、其時の事遂げ難く、其時の功成らざる者たり、故に大過にして而して後に爲ること有るに利しと云ことを、利有攸往と云、此末句は、例の省略文法にて、利の字の上に、卦名の大過の字を省き玉へるなり、尙も具に云ば、大過之時、大過於道利有攸往と云の意なり、こ

し、先づ衆と云は、蕃庶の義にして、これ寡單に對して以て其義を得つべきなり、又多と云ことは、少に對して其義を得つべきなり、又大と云ことは、小に對して其義を得つべきなり、これは皆定まれる位無くして、其相對する所を以て、其位を得るのことどもなり、今此卦名の過ると云ことは、及ばず足らずと云の對にして、其對を以て其位を移すことには非ずして、これは先づ其適中自然の大規則なる者の在ること有て、其規則よりこれを準繩て、其過と不及と不足とを知り得るとの道たり、是を以て聖人此卦にては、內外主客を以て象を取り玉へることとなり、先づ內外とは內卦外卦の義には非ず、六畫全卦の中外の義を云へり、凡そ主の位は內に在て、客の位は外なる者たり、さて主を陽とし、客を陰とす、これ定理たり、其主を陽と云の徵は、坤の彖の辭に、後則得主と云これなり、今此大過の卦は、四陽內に居れり、これ主たる者なり、二陰外に在り、これ客たる者なり、其主たる者の、客たる者より過ることとの大ひなるなり、故に大過と名くることとなり、かの小過の如きは、二陽內に主たり、四陰外に客たり、これ客たる者、主たる者より少しく過く、故に小過と名け玉へることとなり、且つ固より陽は主たるべきの定理にして、陰には主となるべきの義は決して無きことなり、是を以て頤と中孚とに、大小過の名の施すべからざる所以の義は、言を俟たずして察しつべきなり、固より主には勢ひ有て、客には勢ひ無きこと、亦天下の定理たることとなり、これ主戰客戰など云、兵家の語にても知りぬべし、然るに此卦は固より其勢ひ有る所の主たるの陽剛、勢ひ無き所の客たる陰柔に過きたるなり、これ大に過きたるを以て大過と名けらるゝの義なり、又小過にては、客の勢ひ無き陰柔、主の勢ひ有る陽剛に過きたり、客は過きたりとても、本勢ひ無き者故に、大に過きたりとは爲すべからず、故に小過と名け玉ひしことなり、これ大小過の名の由て起る所にして、亦大小過の分別ある所以たり、これらの衆義を斡旋してよく熟察するときには、かの遯と大壯との、大過と云の名の係べからざることとも、亦言を須ずして自然に分別なることとなり、又此卦に澤の木を滅すと云の象義有り、これ澤と云は、水草の聚り畜ゆる所にして本は木を潤養する所の者たり、然れども今此卦の象にては、巽

又六五の爻は、艮の止の卦の體中に居つて、進むこと能はざるなり、故に不レ可レ涉ニ大川一と云、今此爻に至つては、艮の塞りも忽ち變じて、已に開通するの時なり、故に利レ涉ニ大川一と云、

【象】由頤は衆陰此上九成卦の主に由て養なはるゝの象、利レ涉は上九全卦の終りにして、艮の止まることも變じて、開き通ずるの象、又大川は坤の象、涉も利も共に震の象、

【爻傳】由頤厲吉、大有レ慶也、

【釋】それ上九其陽剛の德と才とを以て、成卦の主、人を養ふの主爻と爲つて、衆陰をして己に由て頤養を得せしむ、其道廣大、其功絶倫たることは、已に爻の辭の下にて辨せしが如し、然れども爻の辭にては、厲しとあるを以て、其尚崇十分ならざるが如く思はれて、後進の士の、了會し難からんことを孔夫子の思しめぐらし玉ふて、此傳にては其道莫大、其功無比たる所の、上九の勳積を稱して、大有レ慶也と稱讃して釋し玉へるなり、

【象】大は坤の象、慶は離の象、有は艮の象、

【大過】☱☴〔巽下兌上〕

【音】大徒蓋切、小之對、過古臥切、越也、凡物有レ適中規則一而過レ之曰レ過、蓋不及不足之對、大過者、大者過也、又大過越也、詳ニ見善工利器一、

【釋】大過とは、大なる者の過たるなり、又大に過きたるの義有り、易の例、陽を大なりとし、陰を小なりとす、此卦四陽二陰にして、陽爻陰爻よりも過たり、故に大過と名け玉へり、然るに其四陽二陰の卦と云者も、亦少きに非ず、且つ其剛と柔と錯雜せる所の者は姑らく閣きて、其四陽剛竝び列なれる者を以て見る時には、天山遯と、雷天大壯と、此澤風大過との、三卦これなり、故に陽剛の過きたると云を以て大過と名つけん時には、遯の卦も大壯の卦も、亦共に大過と名くべきが如くにも意はるれども、これ大に否らざるの義有り、第一に先づ此卦名の過ると過きざると云こと、かの多き少きと、大ひなると小さきと、其義各別なることなり、故に此過不過、多少、大小の辨別、分明ならざる時には、此卦名の義、領會し難きことなり、これも亦窮理の一途たれば、今其槩綱を釋しつべ

經は坤の象、拂は艮の象、貞は坤の象、居は艮の象、大川は坤の象、涉は震の象、不可は艮の象、

【爻傳】居貞之吉、順以從上也、

【釋】六五の君は、陰虛たるを以て、頤養の時に當つて、偏ねく萬民を撫で養ひ教へ化すること能はず、且つ股肱鹽梅たるべき所の二四の兩大臣も、共に皆陰柔にして爲ること有るに堪へず、こゝを以て朝家の威福薄く輕くして、其志も亦固からず定まり難し、動もすれば變動せんとす、若し一たび變動せば、其殃ひ君の位に及ぶべし、故に此時に當つての六五の君の道は、无に一味に上九の賢者に比し親しみ、常恒の道を守るに在ることなり、故に居貞之吉、順以從上也と釋し玉へり、順とは、少しの違背有ること無く、一味に順從するの謂なり、上とは、上九陽剛の賢者を云へり、

【象】順は六五柔中の象、又坤の象、上は上九の象、從は坤の象、又變體巽の象、又六五上九剛柔親比の象、

上九、由頤、厲吉、利涉大川、

【釋】此卦は、二奇四偶にして、其初九上九の兩爻陽明實富たるを以て、中爻の四陰柔貧虛の者を養ふと云ふ、これ其象義たり、さて其初上兩陽剛の中にても、下に居る者は、養ひを致すにも、自然に其力を爲し難く、又上に在る者は、其勢ひよく人を養ふことを爲す、これ其位と處と勢ひとの、定理必然たることなり、故に衆陰皆此上九に由て養なはるゝの義とす、故に由頤と云、此爻卦に在つては、成卦の主たり、爻に在つては、上九人を養ふの主たり、故に由の字、上九に係け玉へるなり、由とは、成卦の主爻に係るの辭なり、これ豫の九四の、由豫と云へると同義たり、さて上九は、偏く人を養ふを以て其任重く、其責深し、それ任重く責深きは、これ甚危きの道なり、故に厲と云、然り厲しと雖、これ本人を養ふの大道大義たるを以て終に吉たることを得たり、故に吉と云、

○按ずるに此上九の爻に厲の字を下し玉ふことは、其爻の不中不正なるを以てなり、然れども今頤養の時に遇ふて、全く此爻の陽明富實の力を以て、衆陰を養ふこと故に、其道廣大、其功絶倫たるを以て、他の卦の如くに不中不正を咎めざることなり、

の義を、上施光也と釋し玉へり、光とは、光大なると云の義、上とは六四執政の爻を云、施しとは、德政の施しを云なり、

【象】上は六四の爻象、施は倒震の象、光は坤の象、又艮の象、又離の象、

六五、拂レ經、居レ貞吉、不レ可レ涉ニ大川一、

【音】貞は、常恒の義なり、

【釋】それ人君の任たるや、廣く洽ねく萬民を撫で養ひ敎へ化するに在ることなり、故にこれを民の父母と云、ことさらこれを天子と稱し上まつることは、上天を父として仰ぎ戴かさせられ、其天の父の道に遵ひ則とり玉ひつゝ、下は萬民を子として、これを撫で育て敎へ化せらるゝの義たり、故に天子と稱し上つることなりと云傳ふ、故に其餘の公侯たる所の國君、諸の民の上たる所の者、皆これに準じ倣ふべきこと勿論の義たり、然る所に、今此六五の君は、頤養の時に當つて、自家陰虛たるを以て、徧ねく萬民を養ふことと能はずして、却つて養ひを上九陽剛の賢者に求む、故に拂經と云、經とは君道の常道大經を云、さて此卦頤養の象義たる所に、全卦中にて、止、初九上九の爻のみ陽剛富實たるを以て、初上の兩陽剛よく人を養ふの才德有りとす、是故に其時の勢ひ、自然に兩陽剛に屬せり、又六五の君の爻は、中を得るとは雖、陰柔にして威福薄し、且つ其君德を輔弼し上つるべき所の、二と四との兩大臣も共に陰弱にして、爲ること有るに堪へずして、却つて共に初九の陽剛に比し應ぜり、六二は初九に比し、六四は初九に應ぜり、是故に六五の君は陰弱孤立にして、其勢ひ危くして、其志も確からずして、動もすれば變動せんとするの恐れ有り、若し此時に君の志一たび變動するときには、忽ち君の位を喪ふの憂有らん、故に一に貞常の道を守て、固く動かざるを良策とす、然れども倘幸ひに、六五の君は上九の賢者と比爻たるを以て、專ぱら上九に順ひ降つて、以て常を守つて動かざれば、これ吉の道たるなり、故に居貞吉と云、又六五は艮の止まるの卦の一體中に居れるを以て、進み行くこと能はず、一に守るを以て可なりとす、若し妄りに動けば、忽ち一陽剛の障隔を增し厚くす、故に不レ可レ涉ニ大川一と云、

【象】拂レ經は六五の君、養ひを上九に求むるの象、又

無く、正しき業には怠り倦み、貪利のことには躁き動きて、産を敗り財を喪ふて、養ひを他人に求む、これ自ら口實を求むるの正しき道に悖り違へるなりと云の旨を、道大悖也と釋し玉へり、

【象】道は、震の象、悖は、艮の象、大は、坤の象、

六-四、顚頤吉、虎視眈-眈、其欲逐-逐、无咎、

【音】眈、丁含切、視近而志遠、威視之貌、從目爲正、俗書從耳非、逐、音軸、逐逐、一念逐之、又一念逐之、念念相逐、無間斷也、故爲篤實之義、

【釋】顚養の時に當つて、六四は柔正にして、初九剛正の賢者の爻と陰陽相應ず、故に顚頤と云、

六四は執政大臣の位に居るといへども、陰柔にして才力に乏し、又初九は、最下に居るの卑夫の爻たれども、陽剛にして正位を得たるの賢德なる者とす、六四己が才力の不足を憂へて、賢者を得て以て政事を輔けしめ、國家を治めんと欲す、是を以て顚まに頤はると雖、咎無くして却つて吉なりと云の意を、顚頤吉と云、抑六四大臣の爻の、其不足なる所はと云に、陰柔なるを以て其威重を失なへるに在り、是を以てこれに敎へて、先づ下に在るの賢者を求め得て、國家の政事を輔佐せしめ、さて自家は、沈默莊重にして、執政大臣の威嚴を堆壘し、虎の物を視るの眈々たるが如く、近きを視るが如くなれども其志は遠きに在るの、大度の器量を弘く大にし、其養ふ所は逐逐と篤實重厚たらば、庶民能く服し化し、仰ぎ戴きて、至治の善政庶幾すべしと云の旨を、虎視眈眈、其欲逐逐、无咎と云、其欲とは、私欲利欲の類には非ず、其志弘く賢者を得て、吾才力の不足を補ひ、德を養ひ民を服せしめて、國家の至治を樂ひ望むの欲を云、

【象】顚頤は六四初九に應じ養なはるゝの象、虎は山君にして艮の象、視は全の離の象、眈眈は四と初と相應ずるの象、逐逐は篤實の義にして艮の象、

【爻傳】顚頤之吉、上施光也、

【釋】六四執政の大臣、自家の富貴を挾むこと無く、能く吾不足を省み察して、下に在るの賢者に降り服して、これをして國政を輔佐せしめて、以て安民の治を盛んにせり、これ上の德の施しの光大なるなりと云

を低れて、人の顔色を仰ぎ望んで、憐憫を乞ひ求むるにして鄙吝醜態の極にして、不義、失廉恥の至りと云べし、故に貞凶と云、十年勿用、无攸利とは、これ大に永く警め玉ふ決絶の辭たり、

○按ずるに六三は、上九と陰陽正應の位なり、さて六三は、陰虚貧乏の爻たり、上九は、陽實富豪の爻なり、六三は下位に居り、上九は上位に在り、これ陰虚にして下に居るの者より、陽實にして上に在るの應爻に養ひを求む、これ不可なること無きの者に似たり、然るに拂經と云、十年勿用と云、无攸利と云ふの、決絶の辭を下し玉ふこと如何んと原ぬるに、蓋し此六三の乞ひ求むること、一應は其理可なるが如くにして、其實は甚だ不可なるの者たり、これを人事に比し擬せんに、六三陰柔貧虚の人、終日孜々として其家業を務勉るといへども、或は水旱火災等の厄難に罹り、又は疾疫葬祭等の事故に由て窮困切迫にして止むことを得ずして、養ひを上九に乞ひ求めんことは、これ理の當然にして、人も亦これを憐れんで賑濟ことも有るべし、今此六三は、陰柔の嗜欲は深く、內卦の極に居れば、驕奢は甚しく、人に亢ぶり傲つて、勝んことを好み、陰柔不中正なれば、常經筋力の勤務には倦み怠り、急利貪慾のことには、輕しく躁ぎ動きて、妄りに財を失ひ産を敗れり、此の如きの志なり行ひにして、然して其養ひ不足なりとて、これを他人に請ひ求む、何人かこれを賑はし惠む者あらんや、これ自ら口實を求むるの正しき道の大義に戻り背けり、故に聖人深く戒め重く責め玉へることなり、

【象】拂頤は六三陰柔不中正にして、震動の卦極に在て、養ひを上九に求むるの象、又頤は卦名の象、拂は艮の象、貞は艮の象、十年は、艮坤土の成數の象、又頤の全卦二奇四偶、これを數へて、十畫の數、用は震の象、勿は艮の象、利は震の象、无は坤の象、

【爻傳】十年勿用、道大悖也、

【音】悖、音背、亂也、逆也、拂忤也、

【釋】六三は、上九の正應の位にして、我は陰虛たり、彼は陽實たり、且つ下位より上位に求む、其理正しき者に似たり、然れども六三陰柔不中正にして震動の卦の極に居れり、是乃ち奢りて節無く、嗜欲厭くこと

六二の應爻の位に非ることとなるが故に、其條理背け違へるを以て、征とも凶たること亦知ぬべきなり、故に于邱頤、征凶と云、邱とは、高き所の義たり、故に上九の爻に喩へたり、且つ通本の邱の字は、右房あること無し、是即文宣至聖の尊諱たるを避て阜傍を加へてこれに代しことなり、凡そ篇內皆同し、

○按ずるに此六二の爻の如き、自家陰虛なるを以て養ひを初九の陽剛に求むる時には、上下の常經の義に拂りて凶なると云、又上九の陽剛に求むる時には、應位に非れば、義に違ふて凶なると云、さらば、此六二になりては、如何が處置して可ならんと云に、先づ第一に養ひを他に求むることを止むべし、一に己が中正の道を守り、君子は固く窮して、其力らを食ひ、切に自ら養ふの方を勉め強むるに在るのみ、

【象】顛頤は六二より初九に求むるの象、拂經は同上、又經は坤の象、拂は艮の象、邱は上九卦極に居るの象、又艮の象、于邱頤は、六二養を上九に求むるの象、征は六二より上九に往くの象、又震の卦象、

【爻傳】六二征凶、行失類也、

【釋】失類とは、上九は六二の應爻に非ること故に、行て養ひを求るとても、上九必ず肯んぜざるを云、さらば義に違ふて、卻つて其功無く、勞して益無く、徒らに辱めを被ぶるのみ、行の字を以て征の字を釋し、失類と云を以て、非應位を釋し玉へり、

六三、拂頤、貞凶、十年勿用、无攸利、

【音】貞は固執の義なり、

【釋】今頤養の時に當つては、各自ら口實を求むべきことなるに、此六三の爻は、陰柔不才、不中不正にして、內卦震動の極に居れり、これ人事に在ては、不中不正の志し行ひにして、貪欲にして利に急なるのことには、妄りに動き躁ぎ、常經の勤務には、陰弱なるを以て倦み怠り、却つて養ひを他人に乞ひ求む、これ身を養ふの正道に悖れる者たり、故に拂頤と云、それ六三已に頤養の正しき道に拂り、自ら口實を求むるの大義に背けり、これ宜しく疾く悔ひ更むべきことなり、然るを悔ひ更めずして、尙も強ひて容れ養なはれんことを乞ひ求むる時は、これ實に耳を伏せ尾

富盛にして、人を養ふべき所の者たり、又二三四五の四陰爻は、陰虚貧乏にして、人に養なはるべき所の者とす、固より初九は、剛實にして自ら能く養ふ所の靈龜の德有る所の爻なり、然るに初九其自己固有の剛實自養の德を舍て、却つて其應爻の六四陰虚の貧乏者に向ふて養ひを乞ひ求む、是に由て六四の應爻より、初九に告て云には、爾初九、靈龜の德を具しながら、自ら養ふことを舍て、我六四陰虚の應爻の方を觀て、頤を朶、口を開きて養ひを乞求むること、これ鄙吝恥辱の至りに非ずやと云へる所の意を舍爾靈龜、觀我朶頤と云、これは初九自ら養ふに足るの才を有ながら、却つて養ひを佗の陰爻に乞ひ求むることは、我情欲の私に負けて天禀陽正の守りを失なへる所の者たれば凶なる所以なり、故に凶と云、

【象】爾は初九の象、我は應爻六四の象、靈龜は此卦に奇四偶、外剛內柔、即全卦似體の離の象、舍は艮の象、觀は初より四に應ずるの象、又觀は離の象、我は六四應爻の象、朶頤は、頤の下腮を云、即ち初九の爻象、又震の象、朶は初九下り垂るの象、

【爻傳】觀我朶頤、亦不足貴也、

【釋】初九は、靈龜の自ら養ふの德有れども、それを放ち棄て、放逸惰弱にして勉むること有ること無く、却つて其養ひを他に求む、これ鄙吝恥辱の極にして、其靈龜の德有れども、無きに相同じ、故に不足貴也と釋し玉へり、これ深く責め玉ふの辭也、

【象】貴は初九剛正を得るの象、不足は坤の貧虚の象、

六二、顚頤、拂經于邱頤、征凶、

【釋】邱とは、上九の爻を指て云、今頤養の時に當つて、六二の爻は陰虚たるを以て、養ひを初九の陽剛に比し求む、然るに養ひの道は上より下に施し惠むの義を常經とす、今六二は上に在り、初九は、下に居れり、さるに六二の上より、下に施し惠むの義に違ふて、却つて倒しまに初九に養はれんとす、これ常經に悖ると云べし、故に顚頤拂經と云、其凶たること亦知ぬべし、又六二此回は、養ひを上九の陽剛に求めんとす、これは上下の常經の義にも拂らず、陰虚より陽實に求むるの義も違はざれども、元來上九の爻は、

欲すといへども得べからざることなり、これ養ふことの正しく大なる者にして、豈これに比較べき所のことあるべけんや、これ乃ち主なり、此賓主の頤養の道は、廣大至極なる者たりと云の旨を、頤之時大矣哉と讃歎して以て結尾し玉へることなり、

【象】天は中卦坤の對待、乾の象、又震の象、地は坤の象、萬も物も共に坤の象、養は卦名の象、聖も賢も共に乾震離の象、人は艮の象、萬民は坤の象、及は艮の象、時は乾震離の象、大は乾坤の象、

【大象】山下有雷頤、君子以愼言語節飲食、

【釋】これ八卦の大象の稱呼に即て、山と云、雷と云といへども、其實意を説くときには、上艮にて止まり、下震にて動くは、頤なりと云の義なり、それ上止まり、下動くと云者は、即頤口の作用たり、故に君子此頤口の作用を爲すの象を觀て、以て其口より出す所の言語を克く愼み、以て身を守り、徳を積むべく、又其口より入る所の飲食を節にして、以て身を養ひ、徳を頤ふべしと云の大戒たるなり、

【象】山は艮の象、雷は震の象、君子は震艮の象、言語は震艮の象、又卦名頤口の象、愼は坤艮の象、飲食は頤口の象、節は艮の象、

初九、舍爾靈龜、觀我朶頤、凶、

【音】舍上聲音捨、朶、(校者云、朶原本作朵)丁果切、木垂朶朶也、從几從木、俗書作朶譌、

【釋】爾とは初九を指て云、我とは、六四の爻より言の辭たり、蓋し此爻の辭は、六四の爻より、初九に告る所の義たり、凡そ爻の辭の中に我と云、爾と云て、一爻の辭の中にて竝べ言へる者は、中孚の九二の辭と、此爻の辭と、纔かに二爻のみなり、これも爻に賓主を爲すと云の例中の一體たり、これ共に其應爻より告げ言ふの辭たり、それ龜の物たるや、至靈至奇にして、食を貪らず、干し求むる所少く、吐納服氣の、克く未然の吉凶を知り、北方玄武の神の象形四靈の一瑞として、自ら能く養ふ所の徳有るの者たり、固より此頤の卦は、頤養の象なるを以て、人を養ふの義と、又人に養なはるゝの義との二途を兼せ具へたり、先づ卦に即て説くときには、初九と上九との二陽剛は、陽實

は、卻つて忽ちに身も德も共に傷害することにして、其畢竟の要は、一に用ゆることの正しきと、正しからざるとに在ることなり、故に深くこれを戒めて、養正則吉也と釋し玉へり、雜卦に頤養正也と云も、亦此義たり、

【象】養は、卦名頤養の象、正は震離の象、

觀頤、觀其所養也、

【釋】頤の卦の象を觀て、以て其養ふ所の人の賢不肖如何ん、其養ふ所の道の正不正如何んと、克觀念省察することたり、故に觀其所養と云、これは佗に對體するの觀法たり、

【象】觀は全體の離の象、養は卦名頤養の象、

自求口實、觀其自養也、

【釋】其自ら身を養ふことの正不正如何ん、德を養ふことの正不正如何んを觀念省察して、正を養ひ德を養ふべしとなり、これが乃ち自ら口實を求むる所以の方たりと云の義を、觀其自養也と釋し玉へり、これ自家の觀法にして、上の佗に待するの義に對頭して說ける文法たり、以上は、彖の辭の釋なり、

【象】觀は全卦似體の離の象、自は艮の象、養は卦名の象、

天地養萬物、（賓）聖人養賢、（主中之主、）以及萬民、（主中之賓、）頤之時大矣哉、

【釋】これ頤養の義を取りて、汎く君子への敎へを示し玉へるなり、凡そ養ふと云ことの正しく大なる者は、天地の萬物を養ふより大なる無きことなり、これ乃ち賓たるなり、又人事上にては、聖人の賢者を養ふより大なるは无し、蓋し聖人とは、卽ち天下億兆の君師たるのことにして、天子の稱たり、又賢と云は、賢德の義にして、卽ち三公九卿より以て天下の群后の稱たり、それ聖人位に在て天下の君と爲り、天下の師と爲らせ玉ひて、天下億兆の赤子を養育敎化し玉ひ、尙も廣く天下の賢德を養ふて、これを三公九卿、百官百司、群后衆牧として、以て億兆の無知の赤子を養育し敎化せしめ玉ふときには、天下治まらざることを

が如く、身を養ひ、心を養ひ、德を養ひ、賢を養ひ、萬民を養ふ所の大義係れるを以てなり、又人の頤口より出す所の者は、言語たり、これも亦一に正しくせずばあるべからざる所の者たり、

書曰、惟口出好興戎、

又曰、惟口起羞、

詩曰、好言自口、莠言自口、

又曰、白圭之玷、尚可磨也、斯言之玷不可爲也、

論語曰、君子一言以爲知、一言以爲不知、言不可愼也、

又曰、一言而興邦、一言而喪邦、

易大傳曰、亂之所生也、則言語以爲階、

又曰、君子居其室、出其言、善則千里之外應之、況其邇者乎、居其室、出其言、不善則千里之外違之、況其邇者乎、

これ言語の關り係る所、亦大なる所の者に非ずや、且つそれ心は形ち無く體無くして、捉るべからず、見るべからざる者たり、其心の德の外に發はれ見ゆる所の者を言語とす、故に言語は、以て心の德を見るべく、以て心の德を知るべく、以て人を敎訓べく、以て萬古に傳ふべき所の大義の係れる者たり、是を以て君子は、此口より出入する所の、飲食言語の二つを能く愼んで節にし正しくして、以て身を養ひ德を養ふ、これ即ち正實を尙び、利貞を守るの義にして、これ君子の自ら口實を求むる所以たるなり、故に觀頤自求口實と云、自らとは、此飲食言語は、他の助けを期ことに非るを云へり、口實とは、口の出す所は言語、これ正しく實なるべし、口の入る丶所は飲食、これ正しく實なるべしと云の義なり、

【象】頤は卦名の象、貞は震の象、又離の象、觀は離の象、自は艮の象、口は卦名頤の象、實は艮の象、求は震の象、

【彖傳】頤、貞吉、養正、則吉也、

【釋】此傳は、別に卦名の釋とては無くして、起首より徑ちに彖の辭の義を承け釋して、さて卦名の義は、每句中に含畜して釋し玉へるの體なり、頤とは飲食頤養の道にして、これ身命を養ひ、德性を養ふの者たり、これを用ふること正しければ、即ち身と德とを養ふて吉の道たることなり、若し正しからざるときに

り、然りといへども各人日日夜夜に用ゆる所のこと
たる上に大欲の存せる者なるが故に、卻つてこれを
輕忽にし、求めてこれを肆にする者たり、禮記に飲食
男女人之大欲存焉と云へるも、これなり、これ一に正
しからずば有べからざるの道たり、正しき時には、其
吉たること勿論たり、故に貞吉と云、これ正しからざ
る時には、凶たることも亦勿論たり、且つ聖人飲食の
道に於る、一に正しく在せしことを徵せんには、
論語郷黨篇曰、食不厭精、膾不厭細、食饐而餲、魚
餒、而肉敗、不食、色惡不食、失飪不食、不時不食、
割不正不食、不得其醬不食、肉雖多、不使勝食氣、
惟酒無量、不及亂、沽酒市脯不食、不撤薑食、不多
食、祭於公不宿肉、祭肉不出三日、出三日不食之
矣と見へたり、こゝに吾聖人の飲食に於るや、殊に勝
れて正しくましませしことを知るべきなり、且つ孔
門親炙の賢哲等の、日夜に學ぶ所、習ふ所、其心肺に
銘ずる所の道義如何んと觀念省察すべし、先づ此上
に引きたる所の數條の語、これを論語に記錄して、萬
古の龜鑑に備ふべき所の、一大事たるや、否らざるや
を能く熟慮反省すべし、固より上の數條は、孔夫子の
語には非ず、悉く皆孔夫子の平生日用上の作用の鄙
事なり、然るを親炙の諸賢士の見聞の上にて、肝に雕、
心に銘じ置きつればこそ、孔夫子の御沒後に、これを
筆記して萬古に不朽にせしことは、適れ一大事の關
り係れることなればなり、さらば孔門親炙の諸賢士
の學問の用心と、後世學者の學問の用心とは、大に異
なりしことなるを知りつべきなり、それ飲食の關り
係る所此の如きの一大事たるを以て、此道一に正し
からずば有るべからざることなり、若し正しからざ
る時には、則ち其身の養ひを得ざるを以て、其父母の
遺體を傷害するのみには非ず、却つて其情欲の私し
を肥し蔓蕪せ、天稟清淨の性善を濁らし轉じて、遂に
正しからざるの下遇に至り、殘忍貪暴の惡人と爲る
こと、全く此飲食の正しからざるに職としてこれ由
れることなり、此故に聖人此頤口頤養の卦の、家の辭
の正最初に先づ警の辭を下して、貞吉と云へり、觀頤
と云は、頤の卦の象義を觀よと云ことなり、君子此頤
口の卦の象義を觀て、頤養の道を熟察せよとなり、先
づ人の口より入る所の者は、飲食たり、これ一に正し
くせずばあるべからざることは、已に上にて陳たる

【釋】天の衢とは天路と云のことなり、此爻は大畜の卦の終りにして、畜め止むると云の義も、已に盡たり、故に縱橫無碍にして毫絲の阻み隔つると云の者有ること無し、これ猶飛鳥の空中を翺翔し雲路を翩翻するが如く、少しの支吾有ること無く、自由自在たれば、これ何處に往き何事を爲すとても、遂げずと云こと有ること無く、成らずと云こと有ること無しと云の義を行天之衢亨と云へるなり、

○按ずるに爻の辭の中に、亨の字を用ひられたる者は、否の六二に、大人否亨、節の六四に、安節亨、此爻と惟三條のみなり、

【象】天は上九の爻三才天位の象、又乾の象、衢は震の象、亨は乾と震との象、又行天之衢亨とは、大畜の卦終て畜め止むるの義も盡たるの象、

【爻傳】行天之衢、道大行也、

【釋】上九は、全卦の終りたれば、大畜の止むると云の義も已に盡たり、故に天の衢を行が如く、廣廓として少しも障り隔つること有ること無し、これ乃ち天の時來つて、道の大に行はるゝの時なりと云の義を行天之衢、道大行也と釋し玉へり、

【象】道は震の象、又乾の象、大は乾の象、行は乾震の象、又道大行は畜め止むるの義已に盡たるの象、

【頤】䷚（震下艮上）

【音】頤、與之切、音飴、頷也、頤口也、詳見善工利器、

【釋】此卦は外實內虛にして、口の象有り、又上下兩顎の間に、四陰の齒、列なり生たるの畫象有り、故に頤と名け玉へり、又下顎は震にて動き、上顎は艮にて止れり、これ頤口の用たり、故に頤と名けらる、又頤は、養ふなり、口なり、口は、食を通じ、身命を養ふの所たり、凡そ物皆食に由て身命を養なはずと云こと無し、故に此卦を頤養の義とす、故に頤と名けらる、

頤、貞吉、觀頤、〔象〕自求口實、

【釋】頤は、頤口頤養の卦象たれば、口腹頤養の義とす、それ口腹頤養の道たるや、これ人命の關り係る所にして、其義至て重く至て大なる者と云べきなり、是故に殊に勝れて正しくして愼むべきの最上たる者な

悶へ苦むが如くなりと雖、其法度嚴重にして、命令肅律たる時には、已むことを得ずして、これに從ふことなり、さて日久しくして漸々に化するに至つては、習ひ性と爲て、各自ら分に安んじ善に親しみ、惡に遠ざかり、不義に進まず、非禮に動かず、律義篤實の風俗となりゆくことなり、それ宰相の國を爲むるの勳功これに勝れることあらんや、其喜びも亦これに勝れることあらんや、故に六四元吉、有喜也と釋し玉へり、元吉とは、大善の吉と云ことにして、これ深く六四の成功を稱し玉へるの辭なり、

【象】喜は乾の象、又兌の象、有は艮の象、

六五、豶豕之牙、吉、

【音】豶、音汾、犍豬也、牙、畜治犍豬之杙也、陸佃云、海岱之間、以杙繫之、謂之牙、

【釋】豶とは、豕の中にても、殊に勝れて強く躁しき者を豶豕と云となり、牙と云は其強く躁しき豶豕を、畜ひ治むる所の器械なり、これは宋の陸佃が說にして、甚だ可なるなり、かの程氏が傳の、勢を制することなりと云の說は、不仁不情の義にして、聖人の用ひ玉ふべきことゝも意はれざるの妄說たり、さて豶豕とは九二の爻を指して云、牙とは六五の爻を云、九二の豶豕健かにして強く、妄りに躁き進まんとするを、六五これに害應して、其牙となつてこれを制し止む、故に豶豕之牙と云、これ六五の君、臣民中の豶豕の如き健強にして、妄りに躁き進まんとする者を制し止めて、惡を爲さゞらしむるの義なり、故に吉と云、

【象】豶豕は九二の爻象、又乾の象、牙は六五の象、又震の木、艮の止むるの合象、又乾と震との象、

【爻傳】六五之吉、有慶也、

【釋】慶は喜と其義相同じ、此六五の傳の釋は、六四の傳の釋と相同じ、

【象】慶は乾の象、又兌の象、有は艮の象、

上九、行天之衢、亨、

【訂】通本、行譌作何、由字形似誤、今據王昭素本改正、爻傳竝同、

【音】衢、音劬、四達九交之道曰衢、謂曠達縱橫无障之義也、

れども、六五に害應せられて制し止めらる、故に與說輹と云に至れり、然るに此九三の爻は、過剛不中たれども、應の位は上九たり、其上九は陽爻たるを以て、强ちに九三を止めんとは爲ずして卻つて陽爻の性情たるを以て自家より先づ動き進まんとす、是を以て九三は制し止むる者無きが故に、進むことを得ることとなり、是故に九三の辭には、利有攸往と云の辭有る者は、九三上九共に陽剛にして、其進み動くの情相合するを以ての義なりと云ことを、上と志を合すればなりと釋し玉へり、上とは上九の爻を云、

【象】上合志とは九三上九共に陽剛にして、同じく進んと欲するの象、

六四、童牛之牿、元吉、

【音】牿、音告、橫木於牛角以防其牴觸之器、詩魯頌所謂與楅衡同、

【釋】童牛と云は弱き牛のことにして即ち初九の爻を指して云、牿とは、牛の牴觸するを、制し止むるの具にして、國讀「さへ」と云、これさへぎりふせぐと云の略訓なるべし、これ乃ち此六四の爻を指して喩へしなり、それ童牛は、血氣いまだ定まらざるが故に、牴觸することを好む者たり、今初九の童牛、躁ぎ進んで角ぶれせんと欲すれども、六四陰爻に害應せられて、牿を以てこれを制し止めらる、故に童牛之牿と云、これ下民の剛く猛くして惡を爲し罪を犯すことは、猶童牛の好んで角ぶれせんと欲するが如し、六四宰相のこれを制し止むること、亦猶牿を用るが如く、民をして肆に惡を爲すこと能はざらしむ、これ大善の吉たる所以たり、故に元吉と云、

【象】童は初爻の象、又艮の象、牛は初爻の象、又乾の象、牿は初四害應の象、又震の木を用ひて乾の角の上に加へて艮にて止むると云の合象、

【爻傳】六四、元吉、有喜也、

【釋】それ執政大臣の任たるや、法を制し令を下して、下民の頑愚にして浮躁妄進を戒しめ止むることと、これ治國の大典たり、然るに其頑愚の下民等、其私の好みを遂けず、情慾を恣ひまゝにすること能はざること、假令へば强く縛められ緊しく係られたるが如くに意ふて其始めは情に適はず、欲を遂げざれば、憂へ

むるの主爻にて、畜め止むることの主たるの象たれども、爻象の實に即て觀る時には、上九は陽剛の性たるを以て、自己も進み動かんとするの者たり、是を以て九三の進むをも、强ちにこれを制し止めんとは爲ずして、卻つて上九早く前に進み動けば、九三の爻、其後ろより良馬を以てこれを逐ひ逐ふことなり、故に良馬逐逐と云、上の逐の字は、上九の前に進み行なり、下の逐の字は、九三の後ろより追ひ行くなり、これ九三前に止むる者無きを以て、進み行くことの鋭尖なることを示せるなり、然りとはいへども、善騎者は墜ち、よく游者は溺る、平常の道すら猶然ることなり、況んや今大畜の時なることなれば、これ宜しく愼しむべきなりと云の意を利艱貞と云、艱の字に深く重きの警めを寓せることとなり、凡そ易文中に、艱貞と云者は、皆容易からざるの戒めなり、

明夷彖辭に、利艱貞、

噬嗑九四に、利艱貞、

泰九三に、艱貞无咎、

今此爻とともに四卦のみなり、殊に明夷を最極とす、此他も亦輙きことに非ず、其象義に就て工夫有るべし、然ればとて此爻の如きは、一偏に止まれよとのみ云には非ず、それ輿の進み行くにも、後衞有て妄りには進ましめず、徐徐と轉ずるが如くに、日に防き閑ふ時は、其過を免るべしと云の義を、曰閑輿衞、利有攸往と云、

○按ずるに此爻の辭、良馬と云ては、鋭く進むの象を示し、輿と云ては、徐に行くの義を見せり、良馬と輿と相對すれば、良馬の迅速鋭進にして、車の閑靜徐に行くの義、自然に知らるゝことなり、聖人象を取り、譬喩し玉ふの妙を仰ぐべきなり、

【象】良馬は乾の象、又震の象、逐逐は、上逐は上九の陽剛進み行の象、下逐は九三の陽剛これを逐ひ行の象、又乾と震との卦象、輿は震乾の合象、衞は艮の象、閑は震艮の合象、往は乾震の象、

【爻傳】利有攸往、上合志也、

【釋】此卦は畜め止むるを以て名を立て義を立られたり、其止むるの主たる者は六四六五の兩陰柔たり、故に初九は剛正なれども、六四に害應せられて、止めらる、是を以て有厲利已と云、又九二は剛中の德有

害應して、强くこれを止めんとす、これ譬へば輿の輹りを脱き去て、輿と輪とを分ち離して、寸步も進み行くこと能はざるが如くならしむ、故に輿說輹と云、然れども九二は剛中の才德有が上に、已れ臣の位に居ることとなれば、克く國家の典刑條令は暗誦じつ、今君よりの嚴命を愼しみ守りて、疾く車の輹を解き去つて、假りにも車の用を爲ざらしむることなり、故に爻の傳には、中无尤也と釋し玉へるは、これの義を以てなり、

○按ずるに初九は、六四の執政に止めらる、故に有厲と云、又九二は、六五の君上に制せらる、故に說輹と云、これを比較ぶる時には、初九の辭は緩くして、九二の辭は緊しきなり、蓋し初は庶人にして宰相に止められ、二は臣下にして君上に止めらる、其輕重緩急の義無くばあるべからざることなり、

【象】輿は震を輿とし乾を圓轉とするの象、說輹は九二六五に害應せらるゝの象、又震乾の輿、艮にて止めらるゝの象、又輹は艮の象、說は兌の象、

【爻傳】輿說輹、中无尤也、

【釋】今大畜の時たるを以て、六五の君天下の冒し進む者を制し止むること、輿の輹を脫するが如く寸步も進むこと能はざらしめんとす、然るに九二は六五の害應として且つ臣の位に居れり、これ危うく愼るべきの秋なり、されども九二は剛中の才德有るを以て、よく國典を奉じ、命令を愼しみ守りて、疾く已に輿の輹を脫き去て、假初にも用ひられざるが如くにして、愼み戒めて恐愼せり、こゝを以て尤咎有ること無きことを得るなり、其尤無き所以の本は、一に剛中の德に由ることなりと云の旨を、中无尤也と釋し玉へり、

【象】中は九二剛中の象、尤は乾震の冒し進むの象、又變體坎の象、无は艮の象、又乾の象、

九三、良馬逐逐、利艱貞、曰閑輿衞、利有攸往、

【訂】通本、逐下脫逐字、據鄭本姚本補正、

【釋】九三は陽剛にして乾の進むの卦の極に居れり、これ進むに專はらにして、鋭尖の爻たりとす、さて其九三の應爻は上九の爻たり、これ卦に於ては、艮の止

時の言行と云ことを、兩つに析て係け玉へるにして、
これを析文法と云、
【象】天は乾の象、山は艮の象、在は艮の象、君子は乾と艮との象、言は艮の象、行は乾の象、前も往も共に過去故舊の義にして乾の象、德は乾の象、識は艮の象、畜は卦名の象、

初九、有厲利已、

【釋】初九は陽剛にして乾の進むの卦中に居り、且つ不中なるを以て、これ進むことに專らなるの爻とす、然れども今大畜の時にして、六四の宰相上卦に在てこれに害應して、嚴しくこれを畜め止む、然るに强てこれを冒し進む時には、これ下として上を凌き、庶人にして宰相を犯すの義にして、甚だ危きの道たり、一に始めより止まり已るに如こと無し、少しにても觸れ犯す時には、忽ち必ず殃ひに遇ふことなり、故に有厲利已と云、
【象】有厲利已は初九六四に害應せられて、制し止めらるゝの象、又厲は乾の轉象、有は艮の象、已も艮の象、利は乾震の象、

【爻傳】有厲利已、不犯災也、

【釋】それ今畜止の時に當つて、六四の宰相、六五の君と共に、天下の冒し進む者を止む、初九は庶人の位にして六四の害應たり、故に初九進む時には忽ち必ず災に罹り險みに陷ること必然たり、故に深く戒め釋して不犯災也と云、
【象】災は初四害應の象、又乾の象、犯は乾と震との冒し進むの象、不は艮の象、

九二、輿說輹、

【音】說音脫、輹、音福、車下縛也、
【釋】輿とは車のことにして、これ進み行くの義に喩へたり、それ輿は其輹を脫す時には輿と輪と離散して、人の駕すること能はずして、其進み行くの用を爲すこと能はざるの者たり、今九二は陽剛にして乾進の卦の一體中に居るを以て、進み行んと欲することは、卦爻の性情にして、これを以て輿の進み行くに喩へたり、固より六五の爻は、陰柔にして六四の宰相と志を合して、天下の冒し進む者を制し止むることなり、況んや九二は、六五の應の位たるを以て、これに

に、時止、則止、時行、則行、動靜不レ失ニ其時ー、其道光明なりと云へるも、亦條の義を發しつべきなり、

【象】賢は上九の象、又乾の象、養は卦名畜養の象、天は乾の象、應は二五相應の象、

【大象】天‐地在ニ山‐中ー、大畜、君‐子以、多識ニ前‐言往‐行ー、以畜ニ其德ー、

【音】識、職吏切、誌同、記也、行、去聲、

【釋】天、山中に在ると云は大象の例にして、何れの卦にても、上下二卦對體の大象を以て呼び起し玉へども、其志を逆へてこれを說く時には、天地在ニ山中ーと云の義なり、何者、天を擧れば地は其中に攝することなればなり、これは山の中に一天地を蘊畜せると云の義にして、これを意象法と云、且つこれ大象成位の例に據る時には、山下有レ天とか、山中有レ天とか有べきことなれども、物の天の上に上るとは云べくして、天の物の下に在りとは云べからざることなり、此故に乾を下にせるの卦八つ有、其大象文を左に出す、熟讀して、其志を會すべし、

乾大象曰、天行健、
需大象曰、雲上ニ於天ー、
小畜大象曰、風行ニ天上ー、
泰大象曰、天地交、
大有大象曰、火在ニ天上ー、
大壯大象曰、雷在ニ天上ー、
夬大象曰、澤上ニ於天ー、
大畜大象曰、天在ニ山中ー、

以上の八卦なり、これらの文を觀て、其用字の例を察しつべし、且つ此大象は、遯の大象の天下有レ山と云に、相對せるの文なり、

尙此大象の眞實深重の祕訣を說き明す時は、艮を人とし身とし胸膈とし止むとし、乾を舊きとし鑑とす、これ君子己身の方寸の中に、天地人三才の道より、以て今古の事理を蘊畜へ舊きを鑑として、其德を日に新たにせよと云の大なる敎への勸進たり、固より君子の道を學ぶや、三才の道より、古今の事義物理を、切磋研究して以て記し識へて己德を大に積み畜ゆるに在ることなり、固より其君子の學ぶと云ことも、亦敎ふると云ことも、すべては言行の二つに出ること有ること無し、故に前言往行と云、これも前人往

卦名の釋なり、
【象】剛健は乾の象、篤實は艮の象、輝光は乾と艮との象、日は乾の象、新は乾震の象、徳は乾の象、

剛上而尙レ賢、能止レ健、大正也、

【音】上は上聲、尙は音上、尊崇也、
【釋】これは地天泰の來往生卦法を以て、彖の辭の利貞の二字の釋を爲し玉ふなり、先づ泰の卦の時には、君臣上下、相交はり相和し、國家は靜謐にして百穀は豐饒なり、四海無事安泰なるの餘りには、必ず奢靡生じ、巽諛行はれ易く、且つ君は六五にして陰柔なり、時は泰平にして豐饒なり、君邊左右の臣は、皆陰柔の小人のみにして、上に昌言贊襄の剛臣賢師有ること無し、これ憂へ慮はからずば有べからざるの至極なり、今生卦して此大畜の卦となる時には、此憂へを救ひて、愈國家永久昇平の徳化を大に畜ることなり、剛とは、上九王者の師範たるの爻を云、蓋し此爻は卦の外より擢んで擧られて上り往て、上九艮の止むるの主、成卦の主爻となつて、內卦乾の三陽剛、竝び連なつて、冒し進む者を能く制し止むるの者と爲る、殊には六五の君上、柔中の徳を以て、よく此上九の賢者を尊尙し玉ふて、以て天下の健にして非義に馳せ、不道に進まんとする者を制し止めしめ玉ふ、これ全く六五の君上も、上九の師範も、共に正しく大なるの道を以てするの功績なりと云の義を、大正也と釋し玉へり、大正とは即ち彖の辭の利貞の釋なり、
【象】剛とは上九陽剛の象、上るとは泰の來往生卦の象、賢は上九陽剛にして成卦の主爻の象、又乾の象、尙は上九六五の上に居るの象、健は乾の象、止は艮の象、大も正も共に乾の象、

不レ家食吉、養レ賢之時也、利レ渉二大川一、應二乎天一時也、

【釋】賢を養ふとは、此大畜の卦象は大に止め聚め養ふと云の義なれば、即ち大に賢者を畜養の時なりと云の旨なり、又天に應ぜよとは天の時に應ずべしと云の義にして、其天の時と云は即ち大畜の大に畜まるの時を云なり、假令へば波濤暴く、風色烈しき時には、大に畜つて行ずして、其風波安穩の時をまち、渉るの義を云へり、これを天の時に應ずと云、艮の彖傳

るに在り、それ進むと止むるとは、其情乖け、其志違ひ、其事は逆ひ、其言は爭ふの道たり、故に貞しきに利しの警めを以て開卷の第一義とは爲し玉へることなり、これ猶師の卦の彖の首めに、貞の字を以て警め玉へるが如し、又不家食とは、これ別象別義にして、これは此卦に聚め養ふと云の象義有るを以てなり、凡そ仕官者は、人に養はれ、使ふ者は人を養ふこと、これ定理たり、故に不家食吉と云、且つそれ江海の險難を渉らんことは、かりそめにも人命に係れるの大事にして、至つて險危の道たり、假令へ剛健豪强の人なりとも、妄りに犯す時には、必ず溺沒の悞れ有り、能く止まつて妄りに渉らざれよと云の義にして、これ卦名と卦象との、大に能く畜ると云の義を知れる者は、能く害に遠ざかるべしと云の意にして、利渉大川と云へり、これは卦名と卦象とを經文として、彖の辭を傳文として係け玉へるの體なり、是故に卦爻の象義に熟慣せずして徒らに文字を以て易を讀んとせば、其義雲泥氷炭の違ひ有ること此の如し、惟り此象の辭のみの義には非ず、凡そ六十四卦、三百八十四爻、毎句毎字皆然ることとなり、

【彖】利も貞も共に乾の象、又震の象、艮を家とし兌を食ふとし艮を止るとす、これ家食せざるの象、又艮を宮闕とし、乾を賢者とし、震を進むとし、艮を止むとす、これ賢者進んで宮闕に至り、畜め養なはるゝの義有り、これ君に事ゆるの象、又卦名の畜養の義に取れるの象、乾を大川とし、震を舟とし、動き行くとし、艮を岸とし、止まるとす、これ舟に乘て進み行き、岸に止る、利渉大川の象、

【彖傳】大畜、剛健篤實、輝光、日新其德、

【釋】此傳も先づ起首に卦名の義を釋し玉へるなり、そも此卦を大畜と名くる所以は、其人剛健の行義有て、能く篤實の守持有り、これ内修外行相應し相符て、其德行自然に顯赫たるの輝光有るなり、尚も日に其德を以て其德を琢磨せり、これ其德を日に新たにするなり、其德を日に新たにするを以て、其德日に聚まり積で、大蘊畜に至れり、故に此卦を大畜と名くる所以なりと云の釋なり、孟子の所謂、充實之謂美、充實而有光輝之謂大と云へるも亦此義なり、以上は

五の君と六四の宰相と共に志を同じくして、下民の志行ともに剛强にして冒し進む者を制し止むるの象有、故に大畜と名けらる、

○按ずるに小畜は、六四の宰相一人を以て上下五陽剛の進むを止めんとす、故に大に止むることを得ざることとなり、今此大畜は六五の君と六四の執政と、君臣其志を合して下民の罪惡を制し止むること故に、これ大に止むることを得ることとなり、これ小畜大畜の名の分別する所以たり、

又乾天艮山の中に在るの象有り、天は大にして、山は小なるの者たり、これ小を以て大を蘊畜す、故に大畜と名けらる、大象に天在山中、大畜と云、これなり、これを意象法と云、又全卦を一人の上にして觀る時は、乾の剛健の行義有て、艮の篤實の守持有る時には、其德大に畜聚するに足りぬべし、故に大畜と名けらる、彖傳に剛健篤實輝光日新其德と云、これなり、

又來往生卦法有り、本地天泰より來れりとす、泰のときにては、天地陰陽の二氣相交はり、上下志合して、國家豐饒にして四海安泰なり、然れども六五の君は陰柔にして泰平の主たり、左右之群臣は皆陰柔面柔の象にして、これ君上逸豫に流れ、驕奢に耽らせ玉はんと云の、憂へ危ぶみ無くばあるべからざるの象なり、然るに今大畜と生卦する時には、上九の一陽剛、卦の外より上り往て、上爻に居つて、艮の止むるの主爻となり、成卦の主たるを以て、乾の剛强にして冒し進むを能く止むる者たり、これ王者の賢師傅、昌言賛襄して、君上の非義に馳せ非道に進まんとし玉ふを制し止めて、正しき路大なる道に訓道し上つるの義たり、又六五の君もよく上九の賢師に下り、能く賢を尙とび、德を養ふの象有るを以て大畜と名けらる、彖傳に剛上而尙賢と云、これなり、

大畜、利貞、不家食吉、利渉大川、

【釋】大凡天下の事義物理、彼はかくせんとすることをば、我はこれを止めんとすることは、先づ第一に自己正しからずばあるべからざることとなり、自家正しからずして、彼を制し止めんと云ことは、これ甚だ道理に戻り、大義に背くを以て、宜しき所有ること無し、故に家の辭の首めに深くこれを戒しめて、貞しきに利しと云、且つ固より、此卦の主意は進む者を止む

これ聖人の深く重きの警しめたり、
○按ずるに此爻の辭の義は、彖の辭の其匪正以下の辭と、其義相同じ、蓋し彖の辭の後段警めの語は、專はら此上九の爻、及び六三の如き、妄にして躁き進んで希望し干求する者に垂戒し玉へることなればなり、此上九と六三と、及び彖の辭の後段とは、實に无妄中の妄なる者と知るべきことなり、
【象】行は乾と震との象、有眚は上九不中不正の象、利は乾と震との象、无は乾の象、

【爻傳】无妄之行、窮之災也、

【釋】それ无妄の時に當つては、至正至公にして動くに天を以てす、これを眞の无妄の人とす、其公正无妄の人すら、尚不合に天數の厄運に遇ふ時には、災に遇ひ疾ひを得ることも有り、これを无妄の災と云ひ、无妄の疾と云、然るに此上九の爻の如きは、不中不正にして乾の進むの極に居り、全卦の極に進めり、これ妄にして動き躁ぎて希望干求することを主とするの者にして、實に妄中の至妄たるの者たり、故に災害凶吝勝て言ふべからざるのことなり、故に窮之災也と釋し玉へり、窮とは、卦の極の義と、道に困窮せるとの義を、すべて云へるなり、
【象】窮は卦極の象、災は乾の象、

【大畜】䷙（乾下艮上）

【音】大、徒蓋切、小之對也、畜、丑六切、止也、聚也、養也、大畜者、所止之大也、又大止也、大聚也、大蘊畜也、大畜養也、詳見善工利器、

【釋】大畜とは、止むるの大なる者たり、又大に蘊畜するなり、又大ひに畜聚するなり、又大に畜養するなり、さて此卦名の畜の字、韻書にては、丑六切、許六切、昌六切、許救切、丑救切等の數音數義に分ち異なると雖、卦爻の象義にては、衆音衆義皆具はりつることなり、故に易文の上にては、丑六切を本音として、とゞむる、とゞまる、とゞめらる、あつむる、あつまる、つみあげる、つみたくはふ、かひやしなふ、と云の訓義、皆具はり有ることと心得べし、さて此卦上卦の艮を以て、下卦の乾の進むを止むるの象あり、故に大畜と名け玉へり、又全卦を一體として觀る時には、六

と有る者たり、これ天運の厄會にして、所謂孟子の莫之爲而爲者天也、莫之致而至者、命也者、これなり、萬章上、これ自ら惹き作こすには非ざるの災ひなり、假令へば堯の代に七年の洪水有り、湯に三年の旱魃有り、文王に羑里の囚はれ有り、周公に管蔡の流言有り、孔夫子に陳蔡の困み、桓魋が殘暴、叔孫武叔が毀謗り有るの類なり、此の時に當つては一に惟正しきを守りて順受するを道とす、孟子曰、莫非命也、順受其正と云ふ、これなり、盡心の上、故に无妄之疾、勿藥有喜と云ふ、これ疾と云ふて愈ると云ふ字を省き、喜と云ふて、憂ふると云ふ字を省けるなり、故に具さに云ふときには、无妄にして疾むこと有りて憂はしけれども、妄りに藥すること勿るべし、自然に愈て喜ふこと有らんと云ふの意なり、これを互文省略法と云ふ、

【象】疾は巽の象、又變體坎の象、藥は乾の象、勿は艮の象、喜は乾の象、又九五十正の象、有は艮の象、

【爻傳】无妄之藥、不可試也、

【音】試、詩去聲、用也、服藥也、

【釋】九五は剛健中正にして動くに天を以てするの、无妄公正の德有るの者たり、然れども天數の厄運に遇ふて、姑らく日月の光明なるも浮雲に覆はるゝが如く、不時の災難に遇ふこと有りとも、一に正しきを守り、其德を修めてだにあらば、其災難自然に消滅すべしと云の義を、无妄之藥、不可試也と云、不可試とは、猶服すべからざれよと云が如し、これ孔夫子の天德を予に生り、桓魋其予を如何と宣へるの意味なり、

【象】試は用ると云の義にして震乾の象、不可は艮の象、

上九、无妄之時、妄行有眚、无攸利、

【釋】それ上九の爻は无妄の時にして无妄の極に居れり、これ宜く大公至正にして德を修むべきの者たり、然るに上九は、不中不正にして乾の進むの卦の極に居れるを以て、妄りに動き進んで无妄の時を犯し、利貞の警戒めに背き、匪正の咎を履めり、是を以て自ら作し自ら受るの眚を致せることとなり、故に无妄行有眚と云、无攸利とは、これ凶害の甚しきを云、

【爻傳】行人得牛、邑人災也、謂之无妄之災、

【釋】此爻の義は、上に釋しつるが如く、爻を以て賓主を爲すの例にして、行人の牛を得る者は、賓にして輕し、邑人は主にして固より失得共に無心なる者とす、今卒然として此災ひにあへり、これ所謂无妄の災なるなり、故に邑人災也と云、

【象】皆上に見ゆ、

九四、可貞、无咎、

【釋】九四の爻は陽爻なるを以て、上卦乾の進むの卦の一體中に居れり、且不中不正たり、是を以て其妄りに躁き動かんことを惧れて、聖人深くこれを戒めて可貞と云、これ一に貞正の道を守りて、无妄性正の時を犯すこと無くば、咎無らんと云の敎へたり、故に无咎と云、

【象】貞は乾と震との象、可は震の象、咎は乾の象、无は乾の象、

【爻傳】可貞无咎、固有之也、

【釋】此九四の爻は、陽剛にして乾の進むの卦の一體に居りて不中不正たるを以て、其妄りに動きて希望するが故に、无妄の時を犯して災眚に罹らんことを深く恐れ思して、周公の餘の辭は無くして、一に貞しくすべしと云の戒めを下し玉へることなり、これ无妄は天性公正の卦たれば、貞正はこれ對敵の道たればなり、其周公の心を苦しめ慮りを焦して係け置き玉へる所の貞正の戒の辭をば、拳々として服膺して、終身これを固有せよと云の警め策つの義を、固有之也と云、これをとは、可貞の二字を指す、固有とは、これを捧け持ち膺に服て、間斷怠倦すること無くして自然性の如くするの謂なり、

【象】固は乾の剛强の象、又艮の象、有は艮の象、

九五、无妄之疾、勿藥自然有喜、

【釋】疾とは猶災と云が如し、其疾と云へることは、これ癒ること有を知しめたるの文法たり、假令へば、一旦に无妄の災有りとも、自然に消滅すると云ことを知せたるなり、それ九五は、中正にして固より无妄たる所の者なれども、時有ては、不合に災難に出遇ふこ

賓たるなり、又牛を偸めるの行人は賓中の賓なりとす、又邑人は其災ひ小にして主たるなり、邑人は固より失にも得にも共に無心にして、卒然として此災ひに遇へることとなり、これ所謂る无妄の災ひなる者たり、故に孔夫子の傳には、單に爻の主たる所の義に即て邑人災也と宣まへり、

又按ずるに爻の象義に即て説く時には、六三の爻は、陰柔不才、不中不正にして、且つ内卦震の動くの極に居つて、妄りに動きて道を失ひ、危き地に居りながらも、愼み戒めずして、放肆漫易なるより、牛を盗まるゝに至れり、これは妄にして災ひに罹れる者と云べし、これ九五の无妄の病有れども、爻の德の中正を得たるを以て、其進退ともに宜しきに適ふて、藥することと無くして自然に癒ることを得る者とは、大に同じからざることとなり、これは此爻は陰柔にして不中不正なると、九五の爻は、剛健中正なるとの別なり、

又此卦に三より上に至つて天風姤の卦の象有り、姤は卒然として災ひに遇ふの象なり、且つ六三は、姤の主爻に當れり、故に此爻に无妄の災ひ有ることとなり、又此爻の義、賓主法に據つて、邑人の主に即て云はゞ、无妄の災たりとす、又六三の爻象の實に據て牛を失なへる或人に即て説く時には、これ妄たる所の災ひたり、固より爻の辭に、无妄之災とある者は、卦名の字たるが故に、无妄と連熟して稱し玉へるのみにして、これ彖の傳の无妄之往、又上九の辭の、无妄行と云へると、皆同じ意味たり、これ共に妄にしてと云の義たり、凡そ卦名の象義、相對する所の卦無き者は、必ず一卦の中にて、其反對の義を寓せり、假令へば、无妄の卦中にては、无妄と妄と相對寓し、中孚の卦中にては、信と不信と相對寓することを觀ることとなり、これ卦爻の象義に據て、文字を活讀すると云の、神易讀法の祕訣たり、

【象】或は陰爻陽位に在るの象、又變體巽の象、係は震の木、巽の繩、艮の手、艮の止むるの合象、牛は離の象、行人は震を道とし行とし艮を人とするの象、又六三人位たるの象、邑は陰爻の象、又離の卦象、得は艮の象、災は六三不中正と震動の極に居るとの象、又災は天災にして乾の象、又坎の象、

を說き出し玉ふことは、此卦初より五に至つて、中卦に風雷益の耒耨の象有るに即ての義なり、益を耒耨の象とすることは、

易大傳曰、庖犧氏沒、神農氏起、斲木爲耜、揉木爲耒、耒耨之利、以敎天下、蓋取諸益、

且つ六二の爻は三才の義、地上の地にして田の位たり、乾の九二の爻に田を云へると同じ、これらの象義有るを以て、耕穫菑畬のことを說き玉へるなり、

【象】耕は六二の田の位と、益の耒耨との象、穫は震を禾とし兌を金とし毀折とす、穫りとるの象、菑畬は耕と同象、不は艮の象、往は震と乾との象、利は乾の象、有は艮の象、

【爻傳】不耕穫、未富也、

【音】未は、不に同じ、

【釋】それ耕しより穫りとるに至るまで、孜々伋々として人事の應に務むべきことを務む、これ即ち天命を務むるにして、其成敗利損に於ては一點毫髮も意念無きと云は、實に天性自然の无妄の眞面目を得たるの者たり、これ豈富貴利得に意有るべけんや、故に未富也と釋し玉ふ、

【象】富は乾の象、未は艮の象、

六三、无妄之災、或繫之牛、行人之得、邑人之災、

【音】繫は去聲、これを維係なり、

【釋】凡そ人の災害に遭ふことは、すべて其妄意妄行なるより起ることにして、これ當然の定理、免れ得ること能はざるの者たりとす、又无妄にしても災ひに遇ふこと無きにも非ざるなり、これは天運の厄會にして、偶然有る所のことにして、これ所謂无妄の災ひなる者なり、故に无妄之災と云、今此六三の爻も、此災ひに罹ること有るなり、假令へば、人有り來つて牛を係ぎ置きしに、不合に行路の人、其牛を偸み去ること有て、郤つて其邑人の災となれるが如きこれなり、故に或係之牛、行人之得、邑人之災と云、

○按ずるに此爻の辭は、爻を以て賓主を爲すと云の文法にして、一爻の中に賓主都合三人在ることなり、先づ牛を喪なへる或人は、其災ひ大ひにして

【釋】无妄とは至公至正にして私無きの義なり、初九は、剛正の德を得て成卦の主爻たり、これ實に天性自然、至公至正にして无妄の正體たる者にして、よく動くに天の道を以てすると云の象義に符契せるなり、故に得ㇾ志也と云、

【象】得ㇾ志は初九剛正の象、又志は乾震の象、得は艮の象、

六二、不二耕穫一、不二菑畬一、則利ㇾ有ㇾ攸ㇾ往、

【音】耕、古莖切、反ㇾ田也、穫、音穫、刈ㇾ穀也、菑、音淄、一歲不ㇾ耕田也、從ㇾ艸從ㇾ巛、田不ㇾ耕、則艸塞ㇾ之、故始反ㇾ艸曰ㇾ菑、畬音余、二歲田曰ㇾ畬、漸和柔也、周禮大司徒、凡造二都鄙一、制二其地域一而封二溝之一、以二其室數一制ㇾ之、不易之地家百畮、一易之地、家二百畮、再易之地、家三百畮、漢食貨志、歲耕種者、爲二不易上田一、休二一歲一者、爲二一易中田一、休二二歲一者、爲二再易下田一、三歲更耕ㇾ之、自爰二其處一、爰、更互也、

【釋】此爻の辭の不の字は、讀て事に無心なるの義として其義始めて通ずるなり、これ无妄の卦たるを以てなり、今此六二は中正の德を得て、初九剛正にして无妄の成卦の主爻たる者と、剛柔正しく比せり、これ實に公正にして无妄たる者たり、是故に公正の義を以て耕穫はすれども、其耕穫の利得には、始めより無心なるの者たり、又菑畬すべきに當つては、公正の務めなれば、菑も畬もこれを種作すれども、其菑畬の利得に於ては、始めより無心なるの者たりと云の義を、不二耕穫一不二菑畬一と云、これを人事上にて說く時は、其事を處置くのこと、天性公正自然にして、宜しく務むべきに當つてこれを務めて其成敗希望には無心なるの謂にして、實に无妄たるの者たり、其无妄たるを以て、爲す所の事として、天性に適中せざること無きを以て、利しからずと云こと無しと云の義を、利ㇾ有ㇾ攸ㇾ往と云、これ既往にも卽今にも將來にも、すべて希望する所無く、動くに天を以てすると云の者たるを以て、耕穫するも可なり、菑畬するも亦可なり、爲ると云こと有ること无く、亦爲ざる所有ること莫し、實に天性の无妄公正の德義に合へるの者と稱しつべきなり、

○按ずるに今此爻に突然として農家の耕穫のこと

其匪正有眚、不利有攸往、无妄
之時匪正 之往、何之矣、天命不佑、
豈 行矣哉、

【釋】无妄は天性自然至公至正の象義にして即ち其時なり、然るに若し人有て无妄の時を犯し、絲毫にても正しきに匪ずして、名聞利得の念有て爲すこと有ん時には、忽ち卦の象義に背き、時の天命を犯すを以て、何方に往き何事を行ふとて、利しきと云のこと有んや、これ天命佑けざればなりと云の義を、无妄之往、何之矣、天命不佑と釋し玉へり、此天命の二字は上文の天之命也の句に呼應して其義を結べるなり、行矣哉は、これ決辭にして、利しからざるの義を強く示して垂戒し玉へるなり、

【象】之も往も行も共に乾と震との象、天は乾の象、命は巽の象、又乾の象、佑は乾震の象、不は艮の象、

【大象】天下雷行无妄、先王以茂對无妄之時育萬物、

【訂】通本行下衍物與二字、今刪正、

【釋】天の下に雷行と云は、猶天を以て動くと云が如し、先王此卦の動くに天の道を以てすると云の象義をみて、先づ其德を茂盛にして、天命の无妄公正の時に對し應じて、一に萬物を養育するの道を旨として、代を御しめして以て天命に應じ玉ひたりしと云の誨敎たり、

【象】天は乾の象、雷は震の象、行は震の象、茂は乾と震との象、時は震乾の象、育萬物は无妄天性の象、又萬物も共に生卦否の坤の象、

初九、无妄 之主 往吉、

【釋】初九は成卦の主爻にして剛正の德を得たり、これ實に无妄の主たる者なり、それ已に眞實に无妄たる時には、其天性を亂ると云こと有ること無きなり、こゝを以て從容自適し、入るとして自得せざること無ければ、何處に往き、何事を爲すとしてか、吉ならずと云こと有んや、故に无妄往吉と云、

【象】无妄は卦名の象、又初九剛王にして成卦の主たるの象、往は乾と震との象、

【爻傳】无妄之往、得志也、

して健かなるは、即ち天道の運行の妙用にして、四時行はれ百物成れり、生生して息ざる所以の者たり、乃ちこれを人事にして說く時には、動くに天を以てすとも、天道を以て動くとも云の象義にして、天性自然眞實公正なるの者と謂ふべきなり、是は上下二卦の對體の象義を以て卦名の无妄の義を釋し玉へるなり、又剛中とは九五剛健中正の象義なり、應とは二五剛柔正しく相應ずるの義たり、これは二五正しく相應ずるの象義を說き、以て卦名の无妄の義を釋し明し玉ふなり、固より此无妄の卦たるや、天性自然、至公至正にして、即ち天道の運行、鬼神の妙用を具へたるの義なり、これかの乾の彖傳に、乾道變化、各正性命、保合大和、乃利貞と云へるも、亦以て此无妄天性の卦の名義をも發しつべきとなり、又此卦名の義をば、人事に當つる時には、直ちに至聖大人の化用にして、從容として道に中り、人として自得せざること無きの竟界にして、孟子の所謂、堯舜性之也と云、これなり、又易の大傳に、一陰一陽之謂道、繼之者、善也、成之者性也、仁者見之謂之仁、智者見之謂之知、百性日用而不知、故君子之道鮮矣と云、これらの義をも克く會得し、克く互照して、以て此天性公正の无妄の卦の義を得つべきことなり、此の如きの甚深微妙の旨有るを以て、聖人此卦名義の釋を下し玉ふこと、反復鄭重たることなり、以上は卦名の釋たり、

【象】動は震の象、健は乾の象、剛中は九五中正の象、應は九五六二相應ずるの象、

大亨以正、天之命也、

【釋】これよりは彖の辭の解釋たり、命と云は命令告勅の義たり、先づ大亨の二字を以て、元亨の二字の義を釋し、以正の二字を以て、利貞の字に易へて釋し玉へり、故に此大亨以正の四言こそ无妄の眞面目にして、所謂天稟自然性正の卦と云者これなり、故に天之命也と釋し玉へり、此傳の文を觀て、かの物に在て性と云、天に在て命と云の、性命對待の義をも併せて領會すべきことなり、以上は元亨利貞の釋にして、无妄の卦の正面の正義釋たり、

【象】大は乾の象、亨は乾と震との象、以正は乾と震との象、天は乾と震との象、命は乾の象、又巽の象、

むれば、これも亦通ずるの義たり、故に元亨と云、それ无妄は天性の卦たり、性之言は正なり、故に亦正しきの卦とも云、正しきとは、一に從ひ止に從へり、一とは天公の一なり、其天公の道に止て、變動すること無きを正しとす、若毫髮にても天公の道に背くを私欲と云、故に今天公、性正の无妄の時にして、一點の正しからざること有る時には、无妄性正の義に違ひ、動くに天を以てするの象に戻る、故に利貞と云、これ深く重きの警めにして聖人性正祕密の說法たり、それ无妄の卦は天性を體とし、公正を用とす、然るに正しからざる時には卦の義に拂り、動くに天を以てするの象に違ふ、これ眚の由て生ずる所なり、故に其匪レ正有レ眚と云、眚とは人眚なり、无妄とは即ち性なり亦道なり、正しからざる時は性に背き道に違ふ、故に人眚有ることとなり、有レ攸レ往は爲る所有るの義にして、今无妄の時なるに、匪レ正して爲る所有は、これ必ず希望情欲の私にして、これも亦卦の象義に背くこと也、故に不レ利レ有レ攸レ往と云、

【象】元も亨も利も貞も共に乾の象、又震の象、正は、乾震の象、匪は艮の象、有レ攸レ往は乾震の象、又有は艮の象、利は乾震の象、不は艮の象、又其匪レ正以下は、すべて敎戒の意象、

【彖傳】无妄、剛自レ外來、而爲二主於內一、

【釋】此傳の體は先づ首に來往生卦の法を以て卦名の義を釋し玉へることとなり、故に此卦をば本天地否より來れるとす、其否の時には、乾と坤と相對し、天地位を定むるとは雖、いまだ三才の德義全く具はらざることとなり、今こゝに初九の一陽剛、卦の外より來つて正の位を得て、成卦の主爻となりて、震の長男祭主の象となれるを以て、こゝに三才の德義全く具はれることとなり、これ即ち天稟自然の性善、內に主たる者にして、易の大傳に所レ謂一陰一陽之謂レ道、繼レ之者善也、成レ之者性也と云へる者、亦これの謂なり、

【象】剛は初九陽剛の象、來は內卦へ來るの象、內は內卦の象、主は初九成卦の主爻、震の主爻の象、

動而健、剛中而應、

【釋】動は震の象、健かなるは乾の象たり、それ動て而

の妙用たるや、四時行なはれ百物成れり、これ至眞至誠の自然妙用にして、萬古を歷るとても絕して違ふこと有ること莫きの者たり、故に无妄と名け玉へり、又人事に即て說く時は天道を以て動き、動くこと天道と同じきと云の象有り、それ人の志し行ひ、此の如きの位に至らば、眞誠の至りと云べし、故に无妄と名けらる、又來往生卦法有り、本は天地否より來れりとす、それ天地否の卦の體たるや、乾と坤と相對して、天地位を定めたり、然れどもいまだ三才の大義を全く具へざることとなり、是に於てか、初九の一陽の人、卦の外より來つて正位を得て成卦の主爻と爲て三才の大義こゝに全く備はれり、これ天性自然にして、內に主たるの者たりとす、故に无妄と名けらる、彖傳に、剛外より來つて、而して內に主と爲ると云へる者、これなり、これを天性の卦と云、口傳、又天の下に雷行の象有り、天も動き雷も動くの者たり、其動くや自然なり、自然にして動くは、これ眞誠性正の義たり、故に无妄と名けらる、大象に天下雷行、无妄と云へる者、これなり、

○按ずるに无妄とは、妄なること無しと云の義たり、妄なること無きは即ち眞の義なり、然るに聖人此卦を眞と命じ玉はずして、何とて迂遠に无妄とは命じ玉ふことぞと云に、これ我聖人の大慈悲大仁愛の熱腸血性中より湧出たる所の大名敎にして、眞と云の名は卦に命ずべからざるの義有り、惟卦に命ずべからざるのみには非ず、其文これを敎へにも用ふべからざることなり、故に子思の中庸には、これを至誠とは說き玉へども眞とは說き玉はず、其他我聖門の經典中に一个の眞の字有ること無し、これ敎誨の上に故障すること有るを以てなり、又老莊異端の書を觀よ、其道の極則を說く時には、必ず眞の字を主とし用ゆ、此眞の字の用と不用とが、聖門異端の分岐する所なり、別傳口訣、

无妄、元亨、利貞、是一篇冐頭、其匪正有眚、匪正二字、亦冐下句、不利有攸往、

【音】匪、平聲、非同、

【釋】それ人无妄にして務め行なはゞ、大に通ずるの義は勿論たるなり、又乾を健かとし震を動くとす、これ健かにして動くの象とす、これ健かにして動き務

六道を失ひ迷へるの意象、又坤の大陰の象、師は衆の義にして坤の象、行は震の象、用は震の象、終は上六卦の終りの象、又坤の象、又變體艮の象、國は坤の象、君は六五の象、以は及の義にして艮の象、十年は坤艮土位の成數の象、又變頤の卦の二奇四偶の十數の象、征は震の象、不克は艮の象、至は震の象、又坤の象、

【爻傳】迷復之凶、反君道也、

【釋】此上六の爻は、別に其人有て指せるの義に非ることは、已に上の爻の辭の下にて辨せしが如し、周公六五の君之陰柔にして、應比の賢臣明師の輔弼規正の人無きを以て、陰邪に流れ惰弱に陷り玉はんことを憫れて、其警しめをば、上六の道に復へるの遲き爻にて陳置せ玉へるの微旨を、孔夫子の承け酌ませ玉ひて、其微意を發し顯はして、此爻に此の如きの種々の凶殃災害の來ることは、一に君たるの道に反し違ひ玉ふを以ての故なりと、直ちに告げ玉へるなり、故に反君道也と釋し玉へり、

【象】君は六五の象、道は震と坤との象、反は艮の象、

【无妄】䷘〔震下乾上〕

【音】无、無本字、妄、巫放切、罔也、誣也、誕也、不正也、無實也、希望也、无妄者、斷假絕妄、眞誠性正、動以天之義、餘詳善工利器、

【釋】凡そ事物の忽ち起り忽ち滅し、空華の如く幻炫の如く、すべて實無き所の者は皆これを妄と云、かの佛氏に所謂、妄想、妄念、妄見、妄執など云の妄の義、能く此卦名の妄の義に符合せり、國語は「みだり」と訓ぜり、さて此卦に无妄と命じ玉へるの義は、妄なること無しと云ふ義にして、上に陳たる所の妄想、妄念、妄見、妄執、罔誣、亂誕、不正、無實、希望等の諸義を、離れ切つて、毫忽の妄なること絕して無しと云の意にて、无妄と名け玉へることなり、蓋し无妄と云は即ち眞實之義にして、天性自然、至誠至實の位たれば、名の以て命くべき無きの竟界たり、故に无妄と名け玉へり、固より此卦乾天と震動と其體を合せり、是即ち天道の運行の妙用たり大義たり、それ天道の運行

今此上六の如きは大にこれに反せることとなり、先づ自己已に道を失ひ、陰柔暗昧の志なり行ひにして、却つて無道不義の師を興さんとす、これ天に逆ひ人に背けり、これを無謀無名の貪兵暴師と云、此の如くなる時には令も行はれず人民も服せず、其師必ず大に敗績すべきことなり、其敗れ豈徒師旅を喪ふのみならんや、必ず其殃ひ牽て國君の位にも及ぶべし、故に用行師有大敗以其國君凶と云へり、國君とは其君の國にも身にもと云のことにして、これ國を喪ひ宗廟社稷をも滅すべしと云ことを戒め玉へるなり、十とは極數の名にして、日を積み年を累ねて、十年の久しきに至るとも、終に軍功を成し得ること能はざることなりと云の義にして、これ必定決絶の辭なり、故に至于十年不能征と云ひ玉へり、

○按ずるに固より此上六の爻の義は、別に其人有て指て云へるには非ずして、これは復の卦の終りにして、其道に復ることの遲慢時には、必ず此の如きの凶害災殃生じ來ることとなりと云の大垂戒にして、其實は六五の君位のことを主として說き警め玉へることなり、言ふ意は六五の君は柔中の德を守りて、道に復ること敦き時には、吉にして悔有ること無きことなり、若し陰柔惰弱にして其欲を制し、己に克つこと能はざる時には、元來此六五は、陰柔暗昧の爻にして、左右の臣、皆陰柔阿諛の小人たり、殊には應も比も有ること無ければ、これ直諫忠告し上つる所の剛明の忠臣少く、訓道規正し上つる所の賢師傅も無くして、徒らに婦女小人の佞媚の中に寢食し、情欲を放しいままにして好惰を隨意にして富貴に淫し、驕奢に長じ、卒には道に復へる遲くしては必ず上に說きつる如きの禍害凶殃忽ちに連り來ることとなりと、重く深く警めさせ玉へることとなり、是故に孔夫子の傳には、此意を承けさせ玉ひて、直ちに反君道也と、五の君位のことにして釋し玉へり、こゝに五の君位の餘訓なることを徵しつべきなり、然れどもこれらの所は、天稟の神眼を具せる者に非ずしては決して讀み得ること能はざることなり、且つ上爻に於て別に人を指ずして、五の爻の餘訓を說き玉ふの例は、師の上六、隨の上六等の類これなり、各下條にて辨じつべし、

【象】迷は上六陰柔暗昧の象、又坤の卦象、災眚は上

釈し玉へり、

【象】中は六五柔中の象、自考は六五陰柔にして、且つ應比の助けなしと雖、柔中の德有るを以て能く自ら是非を考へて道に復るの象、

上六、迷レ復、凶、有二災眚一、用レ行レ師、終有二大敗一、以二其國君一之位凶、至二于十年一不レ克レ征、

【音】以、讀如レ及、

【釈】此卦は道に復るを以て卦に名けられたり、故に六爻ともに其復ることの遲速得失を以て象義を為せり、先づ初九は陽明剛正にして卦の初めに居れり、これ道に復ることの疾く速やかなるの者たり、故にこれを仁と稱し道と譽玉へり、又此上六は陰暗柔弱にして卦の終りに居れり、これ道に復ることの至て遲く、遂には其身を終るまでも復ることを知らざるの者とす、これ初九と上六とは反對にして、初九は復ることの速なるを以て元吉と云、二の傳にては仁と崇め、四の傳にては道と稱し玉へり、又此上六は復ることの遲きが故に凶と云、災と云、大敗と云、又凶と云、十年も征することと能はずと云、これ深く重く其道を失ひ、復るに迷へるの罪を責め戒め玉へることなり、固より此上六は始めより終りまで、道とも仁とも知り辨へざるの者にして、暗きに始まり迷ふに終れるの者とす、若し少しにても知ること有ば、何ぞ悔ひ改たむるの念無きこと有んや、これらはこれ一に情欲の海に沈み、暗きより昧きに迷ひ行て、生涯道とも義とも知らずして果つる者たり、故に迷復凶と云、此迷復の二字は此一章の冒頭文たり、故に已下の件々の事どもは悉く皆此迷復の二字より、生れ出來れる所の禍害なり、凡そ凶害の來れること、其形狀は種々なりといへども、道を失なへるより大なるは莫し、是を以て道を失なへる者は、天の災ひ人の眚ひ、並び至る者たり、故に有災眚と云、且つそれ師を行るの道は、公の道を以て私曲なるを征し、大義を以て不義なるを伐し、順を以て逆を討し、正しきを以て邪るを誅することなり、此の如くなる時には、天も順ひ人も順ひ令も行はれて衆人も服し從ふ、故に能く暴を除き殘を撥ひ敵に克ち亂を治むることを得ることなり、

【爻傳】中行獨復、以從道也、

【釋】六四は、五陰暗昧の小人の中に溷雜して居ると雖、柔正の德有て中行なることを得て、獨り道に復ることを善する者は、これ全く初九成卦の主、剛明なる者に應ずるを以てなりと云の義を、以從道也と釋し玉へり、それ初九は、全卦中の惟一陽剛にして、生卦の本に卽て觀れば、坤の純陰の時には、擧天下の貴賤、各皆陰邪暗昧にして、誰か一人道と云者の有りとだに知り辨まへずして、迷行倒惑せるの最中に、唯一人剛明の才德を以て、卓立毅然として、正しき道に回復するの唱首となりたる所の復の成卦の主爻たり、これ孟子の所謂、待文王而後興者、凡民也、若夫豪傑之士、雖無文王猶興と云へる所の豪傑にして、其功勳無比絕倫と稱しつべき者なり、故に孔夫子は六二の傳にては仁と稱し、此六四の傳にては道と讃し玉へることとなり、それ仁と宣ひ道と宣ふも、共に初九の爻を指て宣へることを觀て、吾門にて說き示す所の孔夫子の仁の眞諦極則は、道を具へ得たるの稱なりと云ことの、誣罔ならざることを徵しつべきなり、

【象】道は初九成卦の主爻たるの象、又震の象、從は六四より初九に應ずるの象、

六五、敦復、无悔、

【釋】敦とは篤厚の義なり、今復の卦の道に復るの時に當つて、六五は柔中の德有て、君の位に居れり、これ道に復ることの篤きの君たり、故に敦復と云、それ人君として道に復ることを篤くす、これ乃ち民を懷柔んじ國を治むるに於ては悔有ること無き所以の者たり、故に无悔と云、无悔の義は初九の下にて釋せるなり、

【象】敦は六五柔中の德の爻象、又重坤土の卦象、

【爻傳】敦復无悔、中〔德〕以自考〔是非〕也、

【釋】六五の爻は、陰柔にして應もなく比もなしと雖、其柔中の德有るを以て、躬親から克く省みて、事物の上に於ては、克く其是非を考へて、道に復ることを敦くするの君たるを以て、民を懷柔、國を安治るに於ては悔ること有ること無きと云の意を、中以自考也と

の精靈盡く亡び果ざるを以て、能く過の過たることを省み知つて、道の離るべからず復るべきことを忘卻せずして屢復れり、これ悔ひ改むるの幾あるの者たり、故に義无咎也と釋し玉へり、義は道の條理たれば、其わけしな、すぢあひ、など云の意味たり、こゝに我聖門の仁愛生生を以て主とし玉ふことを觀つべきことなり、先づ周公は頻復ると云て、其屢過つ所の罪を隱して其屢道に復る所の善を揚げ稱し玉へば、孔夫子は義无咎也と釋して其自ら新にし自ら修するの路を洞らかに廣くし、過を改め善に遷るの門を大に開き玉へり、さらば聖門敎へを立玉ふの究竟の旨は、天地生々の道を主張し玉へることを知るべきことなり、大傳に生生之謂易、又天地之大德曰生と云へる、これなり、

【象】義は震の象、咎は坎の象、无は坤の象、

六四、中行獨復、

【音】行、下孟切、行迹也、又寒岡切、行列也、兩音兩義、

【釋】六四は二より上爻までの、五陰爻行列中の中爻にして獨り初九成卦の主爻に正しく應せり、これ六四の五陰の中に混じ居れども、柔正を得て能く獨り道に復るの者たり、故に中行獨復ると云、

○按ずるに此行の字は、下孟切去聲と寒岡切平聲との兩音たり、其故は象に卽て說く時は、五陰柔爻竝び列なれる中の中爻とす、これは平聲、寒岡の切の音義なり、又義に卽て說く時には、此爻中行の行ひ有るを以て、群陰中に混在すれども能く獨り道に復るとす、これは去聲下孟の切の音義たり、これ共に吉たるの所以は、其中に在ることなり、

○又按ずるに經傳中に、二五中正の中に非ずして、中行と云へる者は、此爻と益の六三六四とこれなり、此爻は五陰爻中の中なるを以て云へり、又益の三四は、全卦六畫の中の義にして、三四兩爻の位を云へり、これ六畫三才義の、人の位たればなり、乾の文言の九四に上不在天、下不在田、中不在人と云へるの中の義たり、

【象】中は五陰爻中の中爻の象、行は五陰竝び列なれるの象、又震の象、獨は五陰中にて、六四獨り初九成卦の主と正しく應ずるの象、

陰陽正しく比して、初九道に復ることの迅速なるを見て、自己を尋て復ることを休せり、これ即ち道有るに下るなり、故に以下仁也と釋し玉へり、

○按するに仁を道なりと云の徵は、六四の傳を見て會得すべきなり、凡そ此復の卦の爻の傳中には、仁義道の三文を說き出させ玉ひつることなり、これを觀て以て孔夫子の仁義道の三文の眞諦の周旋を熟察默悟すべきなり、

○又按するに凡そ孔夫子の大傳中に仁文を說せ玉ふ者七條有り、

上繫辭曰、一陰一陽之謂道、繼之者、善也、成之者性也、仁者見之謂之仁、知者見之謂之知、

又曰、顯諸仁、藏諸用、

又曰、安土敦乎仁、

下係曰、聖人之大寶曰位、何以守位、曰仁、

文言曰、君子體仁、足以長人、

又曰、君子學以聚之、問以辨之、寬以居之、仁以行之、

此爻の傳とを合して七條なり、

已上の諸義に熟讀領會して、仁の眞諦極則を得つべきことなり、

【象】仁は初九剛正道に復るの魁首にして成卦の主爻の象、又震の卦象、下は六二中正の德を以て、初九成卦の主爻に正しく比し下る象、

六三、頻復、厲无咎、

【音】頻、音顰、數也、屢也、

【釋】六三は陰柔不才不中不正なるを以て、屢道を履み違へ過失を生せり、然れども復の時なるを以て又屢過を悔ひて道に復る、これ天より稟けたる所の性善の德、盡くに亡び果ざる所の人とす、故に頻復と云、固より此人屢過つを以て故に、危きことなり、然れども性善の種子いまだ全く滅び果ざるを以ての故に、亦能く屢過を悔ひ改めて道に復るを以て、咎を免るゝことなり、故に厲无咎と云、

【象】頻は坤の數多きの象、厲は六三危地の象、咎は坎の象、无は坤の象、

【爻傳】頻復之厲、義无咎也、

【釋】義とは道の條理と云のことなり、今六三陰柔不才不中不正にして、屢道を履み過てども、其性善一點

六二、休レ復、吉、

【釋】休とは善良の義にして稱美の辭なり、六二の爻は中正を得て、初九成卦の主爻とは陰陽正しく比せり、これ道に復ることを善するの者たりとす、故に休レ復吉と云、

○按ずるに初九は惟正を得たるのみなるに元吉と云の辭を係け玉へり、六二は中正を得たるの爻なるに、郤て吉とのみ稱し玉ふ者は、これ初九は成卦の主にして卦中に止一陽の剛明なるの爻たり、これ道に復ることの正最初なるの者たり、故に元吉と稱し玉へり、又此六二は中正を得たれども陰柔にして且つ成卦の主にも非ず、道に復ることも亦初九の次なり、故に單に吉とのみ云へり、

【象】休は善美の義にして六二中正の象、又震の象、

【爻傳】休レ復之吉、以レ下レ仁也、

【音】下は去聲、[illegible]

【釋】凡そ孔夫子の仁と宣ひつること、對人の說法にては、其對問する人の學文修德の位に因て、輕重小大淺深の階級無きこと能はざることなり、論語を閱て知つべきなり、又此易文の如きは、天地陰陽造化鬼神の妙用に對しての係辭たるを以て其至大至重至極たる所の最上乘の仁を說き陳玉へることなり、これ易經の諸餘の經典に拔群絕類たる所以にして、易を讀得るに非る時には、眞に我孔夫子の仁は勿論にして、道と云、性と云、命と云、禮と云、知と云、義と云、德と云、理と云、信と云等の文の、眞諦極則は得ること能はざることなり、先づ其仁の眞諦極則を說く時には、仁と云に總緊して四等有ることなり、

家語曰、子路見二於孔子一、孔子曰、智者、若何、仁者、若何、子路對曰、智者使二人知一レ己、仁者使二人愛一レ己、子曰、可レ謂レ士矣、これ第一等位、

子路出、子貢入、問亦如レ之、子貢對曰、知者知レ人、仁者愛レ人、子曰、可レ謂レ士矣、これ第二等位、

子貢出、顏淵入、問亦如レ之、對曰、智者自知、仁者自愛、子曰、可レ謂二士君子一矣、通本、顏淵譌作二顏回一、今據二義例一訂二正之一、これ第三等位の仁なり、然れども第四等の最上乘の仁は未しきなり、其最上位の仁とは道を具へたるの稱なり、今此傳にては徑ちに道と云のことなり、六二中正を得て、初九剛正たる所の成卦の主爻に

【象】不遠は、初九の爻は、卦の最初たるの象、无祇悔は、初九陽明剛正の象、又成卦の主爻の象、

【爻傳】不遠之復、以修身也、

【音】修（校者云、修原本作修）、息流切、飭也、葺理也、從攸、從彡、攸、質也、彡文也、文質彬々、修飭修理之義、又飾也、會意、

【釋】修とは、修飭、修復、修理、修治、修行、修身などゝ連熟して、すべて及ばざることを及ばし、足らざることを足し、能せざることを能し、闕けたることを補ひ、麤なることを精しくし、損せることを益し、失なへることを得る等の義、皆含蓄り、是故に中庸に、博學之、審問之、愼思之、明辨之、篤行之、有弗學、學之弗能弗措也、有弗問、問之弗知弗措也、有弗思、思之弗得弗措也、有弗辨、辨之弗明弗措也、有弗行、行之弗篤弗措也、人一能之、己百之、人十能之、己千之、などゝ云るも、亦此修の字の義を發明すべきことなり、且つ身を修むると云は、心術と行實との二つを修するの義なり、今此初九の爻は、道に復るの最初にして、成卦の主たるを以て、此修身の二字に、聖人深く重き微旨を包罩をかせ玉ひつることとなり、故に六二爻の傳にては、此初九の爻を仁と稱し、又六四の爻の傳にては、此初九の爻を道と讃し玉へることなり、さらば、此修身の二字の關かり係る所、何等の大義たるぞや想ひ觀るべし、且つ此修身と云の字を、修心とは下し玉はずして、修身と係け玉へることを觀て、吾聖門名敎の表幟眞面目を了會すべし、それ心とは虛位にして見るべからず捉るべからざるの位なり、故にこれを以ては、誨へを立玉はざることにして、有形有實の身に就て言を立て玉ふこと、これ道を器に寓すると云の秘訣たり、すべて實より說て虛に及ぼし、外より說て內に及ぼし、有より說て無に及ぼし玉ふこと、これ聖門の學式たり、然るに後世の學士等の、動もすれば心性空漠の說を主張し、浮屠氏の餘吐を甜れること、實は聖訓を迂遠とし不足として、臆造の見を尙べるに起れるなり、是を以てかの虛吠の徒の諛媚の常套の語に必ず前聖未發と稱せり、實に聖を侮り經に叛くの大罪人たることとなり、

【象】身とは初九陽剛にして正を得て、成卦の主爻たるの象、又倒艮の象、修は卦名の轉象、又震の象、

謂巡狩也、

【釋】至日とは冬至の日の義を云、古へは冬至の日には、關門を閉して往來を止め玉へり、これ固密して以て才に復り來れる所の微陽を養ひ守らしめて、嚴殺凛然の天威を畏れ避けしむるの義なり、故に商旅の旅賈人も往來を止めしめ、君上の巡狩も、冬至の日は休息し玉へりと云の訓へなり、

○按ずるに此等のことは、今日の風俗を以てこれを觀れば、迂遠の宂禮の如くにもぞ意ふべけれども、實に聖人の大慈悲、攝生保養の大祕訣たることは、天地陰陽の道理、卦爻の象義に顯然たることなり、傳、

【象】雷は震の象、地は坤の象、至日は冬至の日のことにして即ち卦名復の象、閉關は坤の大陰の象、又晝象、商旅は震の象、行は震の象、不は坤の象、后は震の象、方は坤の象、不省は坤陰の象、

初九、不遠復、无祇悔、元吉、

【音】祇、平音脂、至也、

【釋】此卦は乾の初九の一陽剛、坤の群陰の最中より、忽ち原の位に復ると云ふの義たるを以て、六爻共に皆道に復るの得失を以て辭を係け、敎へ戒めを示し玉へり、初九は復の卦の最初たれば、これ道に復るの始めにして、速やかなるの者とす、且つ陽明剛正にして、一たび過ち有といへども、速かに改めて道に復へれり、故に不遠復と云、不遠とは、猶深からずと云が如し、これ一旦の過ちは有りつれども、道を去ること近く惑ひを執ること淺きが故に、道にとつて復すこと最も速やかなるなり、凡その人、皆聖人に非ることなれば過失有らずと云こと莫し、惟速かに改むるを以て賢なりとす、若しくは屢過ち、或は過ちて改むるを遲き時は、悔有て凶の道たり、今此初九の爻は、過ちを再びせず速かに道に復れり、故に无祇悔と云、これ大善の吉たる所以たるを以て、元吉と云の辭を下し玉へるなり、且つ无祇悔と、无悔とは、其義同じからざる旨有り、蓋し无悔とは初めより過ち有ること無きの義なり、又无祇悔とは一旦は道を履み違ふて咎も有りつれども、改めて正しき道に復れるの者とす、是を以て大なる咎には至らざることと知るべし、

ること無く、同類陽剛の賢朋來り助けて咎無く、道の正しきに反り復ること、實に克く道に適へり、故に七日の速やかにして、來り復ることを得るなり、是を以て此動而以順行と云の一句は、下四句に冐せるなり、其動而以順行と云の句に、此の如きの功德有る所以は他に非ず、是即ち天の行なれば也と、結尾の天行也の一句を以て、已上五句を總べ括つて解釋し玉へることとなり、これを主釋體の傳と云、

【象】動は震の象、順は坤の象、行は震の象、天は震の象、餘は彖の辭と同象、

利レ有レ攸レ往、剛長也、

【音】長は上聲、

【釋】剛長は、即ち復の卦の義にして、一陽剛下に復して長ずると云ことなり、此句は、起句の剛反ればなりと云の二字に接應して結尾せるなり、已上は彖辭の釋了れり、

【象】剛長は、消長生卦復の象、

復其見二天地之心一乎、（之卦）

【釋】上文にて彖の辭の釋は已に了りつ、今此結文にては、再び復の卦名を揭げて復の卦の大義を總べ稱して、以て全卦の全德を讃歎し玉へる也、先づ天地の心とは如何なる者ぞと推原するに、易大傳に、天地之大德曰レ生、又生生之謂レ易、家人彖傳に、男女正、天地之大義也、歸妹彖傳に、歸妹、天地之大義也、こゝに由てこれを觀る時には、天地と易とは、生々發育を以て心とすることと知ぬべし、今此復の卦の、初九の一陽剛の、天下純陰の重坤の時に當つて、己れ唯一人取て還して、其本位に復還せり、是即ち生々發育の主爻たり、故に此復の卦は、即ち天地の心を見はす所の卦なるかなと云の義を、復其見二天地之心一乎と云、固より此一句中には、上文の動而以順行の義も、卦名の釋も、君子への敎訓義も、共に包括して釋し玉へるなり、

【象】復は卦名の象、天は震の象、地は坤の象、心も見も共に意象、

【大象】雷在二地中一復、先王以至日閉レ關、商旅不レ行、后不レ省レ方、

【音】關、古還切、要會也、省、上聲、方、四方之義、即

陰の來るは凶の道たり、其凶の來ることは、遲からんことを欲して八月と云ひ、陽の來るは吉の道たり、其吉の來ることは、速やかならんことを欲して、七日と云へり、八は陰の數、月は陰物たり、故に復の日と、臨の月と對し、復の七と臨の八と相對して聖人卦象の實を蔽はずして、而して名敎を主張し玉へる所の微旨深意を、仰ぎ歎じ上つるべし、此卦は、陽長じ陰消へ、君子長じ小人消へ、君子の道長じ小人の道消へ、又我動て彼順ひ、又順を以て動くと云等の象有り、已上の乘義、共に皆爲ること有るに利しきの義なり、故に利有攸往と云、

【象】亨は震の象、出は姤より坤に至るまで陽出るの象、入は復より乾に至るまで、陽入るの象、又出は震の卦象、入は復の象、无疾は、十二消長の卦中に、坎の險み無きの象、朋來は次第に陽の長ずるの象、道は震の象、又坤の象、反復は卦名の象、日は陽爻の象、又震の象、七は姤より七卦にして復となるの象、來は一陽內卦へ來るの象、往は震の象、利は震の象、利有攸往は、陽長じ君子の道長ずるの象、又我動て彼順ふの象、又順にして以て動くの象、

【象傳】復、亨、剛反、

【釋】これ消長生卦法を以て彖の辭の亨の字の義を釋し玉へるなり、卦は本乾の六畫純陽にて有りつるに、姤遯否と次第に消剝せられて、卒に坤の純陰となりし處に、忽ち乾の初九の一陽剛、其本位に復り來れるを以て、今復の卦と爲りたり、これ陽剛の復るなり、其陽の復るは、君子長じ君子の道長ずることなれば、これ萬事亨通するの義なりと云の意を、剛反と釋し玉へり、

【象】剛反は消長生卦復の象、又剛は初九の象、反は卦名の象、又震の象、

動而以順行、是以出入无疾、朋來无咎、反復其道、七日來復、是天行也、

【釋】此章は先づ復の卦の上下對體の象義を說き出して、それを以て彖の辭の釋を爲し玉へるなり、內卦の震を動くとし行くとす、外卦の坤を順とす、此動而以順行と云の功德有るを以て、出入ともに疾ひ險み有

す發出して、天に復るべきの者たり、故に復と名けらる、大象に、雷在地中復と云へる、これなり、これを意象法と云、

復、亨、（一卦總義、已下釋亨字義、）**出入无疾、朋來无咎、反復其道、**（名敎）**七日來復、**（卦象、）**利有攸往、**

【釋】復は一陽復り生ずるの卦たれば、これ君子將に長じ、君子の道、將に長ぜんとするの象義たり、故に亨ると云、又震を動くとし、坤を順ふとす、これ我動きて彼順ふの象たり、これも亦亨るの義たり、故に亨ると云は、此一卦の終始の義たり、然れども此卦惟初九の一陽剛のみにして、其勢ひ微なるを以て、元亨とは、係け玉はざる事なり、凡そ陰陽消長の道たるや、一出一入共に少しの碍り隔て有ること無きの者たり、又かの疾と云者の生ずること、其症候に就ては、百千の名號は異なれども、其起本は、惟陰陽の碍はり滯り、氣血の不和より根ざし起ることなり、今消長の道は、天運の循還にして自然に出づ、一出一入共に碍はり滯り隔て塞がると云こと有ること無きの者たり、故に出入無疾と云、固より此復の卦たるや、一陽初めて復り生じて、其勢ひ至て微弱なれども、次第に同朋の陽爻來つて臨となり、泰となるべし、其來る所の朋は陽にして君子たるが故に、朋來无咎と云、是はかの姤より遯否と爲るが如きは、これ陰邪小人の朋來る故に、咎有とするに對して无咎と云へり、此卦は本純奇の乾より段々と消し行て、終には坤の純陰と爲りし所に、今復び本の乾の初九の一陽剛、其本位に復還せり、其義至て正しく大にして、克く道の義に適へるなり、故に反復其道と云へり、これは人事名教を主として說き玉へるなり、さて其一陽の復るや、姤遯否觀剝坤復と、七卦にして其初めに復へれり、故に七日來復と云、これは卦爻の象の實に就て說き玉へるなり、固より其反り復る者は、陽なり、故に七と云、日と云ふ、七は陽の數、日は陽物たればなり、それ陽の復り來ることは、吉の道たり、其吉は、速やかに來らんことを欲す、故に七日と云て、日に係け說き玉へり、これを臨の卦の陰邪の來ることを八月に至て凶なること有んと云に對して見れば、頓速の至極たり、

【象】頥は上九の爻、卦中にて惟一陽剛なるの象、果は、上九の一陽、高く衆陰の樹上に在るの象、又艮の象、不食は、上九上に盡れば、必ず復下に生ずるの象、又全卦に頥の下腮を闕きたるの象有、これ食ひ易からざるの象、君子は、上九の爻象、又艮の象、得輿は艮の人、坤の輿の上に居れば、坤の衆陰の人、これを奉ずるの象、小人は陰爻の象、又坤の象、廬は艮の象、剝は卦名の象、又上九變じて坤の无と爲る、これ剝するの象、

【爻傳】君子得輿、民所載也、

【釋】これ君子と云は、蒼生の父母たる所の德有るの稱號たり、故に天下の人、これを仰ぎ、これを戴くこと、これ必然の大義たり、故に民所載也と釋し玉へり、これはこれ聖門名敎の大定理たり、

【象】民は坤の象、載は坤の象、

小人剝廬、終不可用也、

【釋】それ有道の君子は天に代つて道を行ふの者たり、然れども時有ては小人の爲に欺むかれ暗まさるゝこと有りと雖、終には時を得て明らかなることを得る者たり、これ定理たり、又小人の君子を暗算し陥阱するも、時有つては、姑らく其慾情を遂得たるが如しと雖、終には自作自受の禍害苦罰を得ること、亦天道の報施必然たるの者たり、故に終不可用也と云、

【象】上九變ずれば坤の无と爲る、これ終に不可用の象、又終は坤と艮との象、用は倒震の象、不可は艮の象、

【復】䷗（震下坤上）

【音】復、房六切、音伏、行故道也、反也、反復也、來復也、餘詳善工利器、

【釋】此卦は、消長生卦の一にして、其本は六畫純陽の乾より忽ちに姤となり、遯となりて、陰は次第に增長して、陽は漸々に消へ滅びて、終には六畫純陰の坤の卦象となり果する所に、今乾の初畫の一陽剛、復び奮然として其原の位に復り來れり、故に復と名け玉へり、これ彖傳に剛反者、これなり、又震の雷、坤の地の中に在るの象とす、それ雷は、陽氣の動くにして本は天に屬せる者たり、今下つて地中に入れり、これ後必

以ゐて君主に奉侍し上つるが如く、天下の衆陰を將ゐて、君上に忠勤を抽んじ上つる、これ終に尤無き所以たり、故に終に无レ尤也と釋し玉へり、

【象】終は、坤の象、无レ尤は、坤の柔順の象、

上九、碩果不レ食、君子得レ輿、小人剝レ廬、

【釋】上九の一陽剛君上の爻に、碩大の德有ることを、碩なる果に喩へたるなり、固より此一陽剛は、天下衆陰の羣り聚つて、剝し落さんと希望する所の者にして、各自と相共にこれを食はんと否うちして伺偵と雖、固より上九は高く卦の極に在るを以て、陰短の小人の企ても及び難くして、敢て食ひ易からざるの者たり、故に碩果不レ食と云、さて其食ひ易からざるの所以を原るに、先づ天の道を以て說く時には、衆陽を剝し盡して、獨り陰のみ存し在べきの義有るべきのことに非ず、又人事を以て說く時には、君子亡び盡て、小人のみ存し在ると云の理決して有ることなし、それ上に剝し盡れば、必ず下に始まる、猶草木の上に黃ばみ隕れば、必ず下に萠芽が如し、序卦に物不レ可以終レ盡、窮レ上反レ下、故受レ之以レ復と云へるこれなり、故に君子、かゝらん時に當つては、自然に天地神明の護祐を得て、期せざる處の輿を得るが如き天幸の福祐有ることとなり、又小人は陰惡增長の報ひにて、卻つて自己の廬を剝するが如きの災害苦罰を受くべきことなり、これ天道の報施の、自然にして然る者たり、故に君子得レ輿、小人剝レ廬と云、

○按ずるに此爻の辭は、君子の小人に剝し盡されまじきことを譬喩して、名敎上の爲に辭を係け玉ふとはいへども、實に天地の道理、陰陽の消息、一回上に盡れば、一回は必ず復下に始まることにして、剝し盡して坤となるかと觀れば、忽ち復と生せり、これ消長の道たり、

論語雍也篇、君子可レ逝也、不レ可レ陷也、可レ欺也、不レ可レ罔也、又述而篇、子曰、天生二德於予一、桓魋其如レ予何、又子罕篇、子曰、文王既沒、文不レ在レ玆乎、天之將レ喪二斯文一也、後死者、不レ得レ與二於斯文一也、天之未レ喪二斯文一也、匡人其如レ予何、

これらの語なども、實に此文の義と同意たることなり、

す、これは六五の后妃の衆陰の宮女を以て、上九の君に寵せらるゝの象たり、故に以宮人寵、无不利と云、宮人とは内宮の女官なり、

○按ずるに諸卦にては、五を以て天子の位とすること、これ通例定式たり、惟り此卦にて、上九を以て、天子君上とする者は、易の例、陰は卑しく陽は尊し、陰を小人とし陽を君子とす、此卦は惟上九の一陽剛のみ尊貴にして上に居れり、且つ成卦の主爻たり、故に上九を天子に配し君の位とすることなり、

又此卦の象は、實に衆陰長じ上りて、上九を害せんとす、殊に此六五の爻は、上九に比鄰して害比たるを以て、直ちに上九を剝し盡さんとするの魁首たる者たり、然れども小人朋黨して君子を害し、姦臣増長して君上を弑するなど云が如きのことは、實に聖人の忌み惡む處のことにして、これ名教に大に害有り、故に其義を轉じて、別象を擧げ陳ねて深く警め玉へり、先づ小人たらん者は、魚の如くにして君子に貫ぬかれ順ひ、宮人の如くに當に天子に奉侍すべきのことを敎へ示させ玉へるなり、蓋しこれ特り此六五の爻のみには非ず、かの六三の如きも、卦爻の象の實を以て説く時には、これ上九に害應して、これを剝し盡さんとする者たり、然れどもそれも名敎に害有を以て、義を轉じて却つて君子を助け應ずるの者とせるは、其陰惡姦賊たるを忌み疾んでのことなり、これら皆共に易を作れる者の焦慮苦心ることの深きの旨なり、

又夬の九三と九五との爻の義を照し較べて其害應害比の旨を察すべきことなり、又此爻の義は、觀の六四と相同じければ、互觀して其旨を得べきことなり、

【象】魚は六五陰爻の象、又坤の數多きの象、又巽の象、貫は上爻の象、宮は艮の象、又剝の全卦の畫象、人は艮の象、宮人は五陰爻の象、又坤の大陰の象、以は、六五の后妃、四陰の宮人を左右するの象、寵は五陰一陽に應じ、六五上九に比するの象、

【爻傳】以宮人寵、終无尤也、

【釋】此爻は五陰爻の首長にして、其勢ひ盛んに大なる者たり、然るに能く陰の德を守りて、后妃の宮人を

又艮の象、又坤の象、

六四、剝牀以膚、凶、

【釈】先づ全卦に牀の象形有り、又艮を人とし、身とす、さて爻の次第を以て説く時には初は牀の足なり、二は牀の辨なり、三は牀の身なり、四は、牀の上の人の身にして、又陰柔の膚とす、以は、及に同じ、故に剝牀以膚と云、これ君子の身に傷害の必至と逼れるを云、其凶たること必然にして急逼たり、

○按するに六三の爻にして、牀の位のことを説せ玉はざる者は、其上九の君子を助くるの義有るを以てなるべし、

【象】膚は艮を人とし身とし、陰爻を膚とするの象、以は及に同じくして艮の象、

【爻傳】剝牀以膚、切近災也、

【音】近は去聲、

【釈】固より此卦は五陰の小人、共に上九一陽の君子を消し落さんとするの象義たり、然れども初六六二の間にては、陰爻内卦に居ること故に、上九の陽剛とは卦の内外を別ち、牀の上下を隔てたり、故に其害遠くして及び難きの意有り、今六四の爻に至つては、上九と同じ一卦の中に連なり、其災害の直ちに肌膚に及べり、これ危急の極み、存亡の秋にして、其間に髮をも容るべからざるのことなり、故に切近災也と釈し玉へり、

【象】災は變體坎の象、切近とは六四上九同一卦中に在るの象、

六五、貫魚、以宮人寵、无不利、

【音】貫、平官、去灌、兩音、穿也、錢貝之貫也、從毌從貝、毌、穿物持之也、與毋莫之毋、父母之母各別、魚語居切、水蟲也、象形、與燕尾相似、其非從火、以、將也、左右之也、

【釈】魚とは陰物にして五陰爻に喩ふ、これを貫く者は上九の一陽爻なり、これは五陰の小人を一陽の君子の統べ御むるの義に喩へたるなり、故に貫魚と云、これ卑賤の小人たらん者は、必ず君子に承け事ふべしと云ことを誨へ示させ玉へるなり、又宮人とは、衆陰爻を指て云、さて六五の爻は、衆陰の上に在て、陰柔にして尊位に居れるを以て、これを后妃の象と

【象】辨は六二の爻象、

【爻傳】剝ㇾ牀以ㇾ辨、未ㇾ有ㇾ與也、

【音】與は及に同じ、

【釋】初六、六二の小人は、共に上九の君子を害せんと謀る所の徒黨たれども、初二ともに內卦に在つて、其居り處卑き下なるを以て、上九の君子とは、遙かに牀の上下を隔つ、是故に其害直ちに上九君子の躬に及ぶことと能はざると云の義を、未ㇾ有ㇾ與也と釋し玉へるなり、これは後の六四の爻に至つて、以ㇾ膚と云、六四の傳にしては、災に切近なりと云へると對し照して、其災害遠近緩急の意味を察すべきことなり、

【象】未ㇾ有ㇾ與とは六二內卦に在りて、上九の君子と牀の上下を隔つるの象、與は艮の象、未ㇾ有は艮の象、又坤の象、

六三、剝ㇾ之无ㇾ咎、

【釋】此卦は、五陰爻を以て、一陽爻を剝し盡さんとするの象にして、これ即ち五人の小人徒黨して、一人の君子を殺害せんと計るの時なり、其中に就ても、此六三の爻は、上九の應の位たるを以て、直ちに進み往て、上九に害應して、これを剝し落さんとするの爻たり、これ上九の君子の危急切迫の時なりと云べし、然れども幸ひに六三の爻は陽には衆陰の小人と同じく、上九を害するが如きの態狀を爲して、內心には密かに上九に正しく應じ上つりて、これを輔佐し守護し上つれるなり、これ六三陽には姦邪の衆陰に與して、陰には君子を助け上つる、故に咎無きことを得るなりと云の義を剝ㇾ之无ㇾ咎と云ふ、之とは、上九を指て云、

【象】剝ㇾ之无ㇾ咎とは剝の時六三上九に陰陽正しく應じて、密にこれを助くるの象、又咎は變體の坎の象、无は坤の象、

【爻傳】剝ㇾ之无ㇾ咎、失二上下一也、

【釋】卦中にては六三のみ獨り上九に應ぜり、是を以て六三密に上九に應じ助く、これ六三の其同類たる上下の四陰爻に背きて、密に上九の爻を助くることなり、故に失二上下一也と釋し玉へり、

【象】上は六四六五の二陰爻の象、下は、初六六二の二陰爻の象、失は六三同類の四陰の志に背くの象、

失なはざるの義たり、聖人象を取り字を下し玉ふ處の神妙なることを仰き上つるべきなり、

初六、剝牀以足、蔑貞、凶、

【音】牀、士莊切、人坐臥以安身者、蔑、滅也、同音通用、貞、貞固也、

【釋】初六は剝の始めなれば、これ小人の君子を剝し削るの初めの義たり、固より君子なる者は、尊貴たるを以て牀の上に居る者とす、又初六の小人は、其牀の下に侍り居つて、密に其牀の足より剝し落さんとするの象有り、是故に君子を警め覺して、剝牀以足蔑と云、それ小人の君子を害せんとするや、其暗りの算み姦しきの謀りごと、實に奇妙不測にして、敢て君子の心付かず、覺らざる所に於てこれを設くる者なり、喩へば牀の上なる君子を損落さんとては、先づ竊かに其牀の足よりするが如し、これ深く愼れて愼み防ぐべきことの最上たり、君子は幾を見て作ことを尙とぶ、此時に當つては、常經に執し舊格に泥んで拘滯するは凶の道たり、宜しく變に應じて小人の害を避くべしと云の旨を、貞凶と云へり、

【象】牀は艮の象、又全卦六爻の畫象、足は初爻の象、又變體の震の象、蔑は滅の義にして、卦名剝盡の象、貞は艮の象、

【爻傳】剝牀以足、以滅下也、

【釋】下とは初六を云、滅の字を以て、蔑の字に代へ釋して、其同音同義たることを示し玉へり、凡そ陰邪小人の暗算姦計に伶利奇巧こと、殆ど鬼神に薄るの妙有る者たり、故に君子は卑賤微細の者たりといへども、敢て必ずこれを輕じ侮どるべからざれと云の警めの旨を以滅下也と釋し玉へり、これ俚しき諺に、災ひは下より起ると云も、これらのことなるべし、

六二、剝牀以辨、蔑貞、凶、

【音】辨、皮莧切、音辨、又平免切、音變、兩音、牀足之上、牀身之下、分辨處也、貞、固執也、

【釋】六二も初六と同じく陰邪の小人にして、牀の上の君子を害せんと謀るの者たり、六二は初より一級進み上れるを以て、これ稍害の君子に近づくの義たり、故に剝牀以辨蔑と云、貞凶の義は、初六に同じ、

の時に順ふて、少しも爲し行ふこと有ること無くして、一に止まり守るべきことは、全く此卦の象義を觀察して、其天命に安んじ止つて、強く愼しみ深く戒しむべしと也、それ君子の消息盈虛の道を尙んで、時に順ふて以て進退することは、それが即ち天の道に順ふと云者なりと云の旨を、君子尙消息盈虛天行也と釋し玉へる・なり、天行とは、天の道と云に同じ、これ剛、長、象、行と云の押韻の爲めなり、

【象】順は坤の象、止は艮の象、觀象とは上下二卦對體の順而止るの象、君子は艮の象、尙消息盈虛天行也とは消長生卦の象、又天は上九天位の象、行は道の義にして坤の象、又倒震の象、

【大象】山附於地、剝、上以厚下、安宅、

【釋】此大象は、先づ二卦の大象を掲げ玉ふに、意象を用ひ玉へり、それ艮の山の高く地上に聳へ有るは、險難にして人人往來通行するに艱む者たり、故に此山を崩し墜して平地とする時には、人人險阻を忘れて通行往來自由なることとなりと觀玉へることとなり、これ乃ち意象法なり、又上とは、人に上たると云の義にして、即ち君上の義を云ふ、それ人に上たらせ玉はんの道は、勉强て上に聚まり積みたる所の嵩高の富をば、下に惠み施して、一に下を厚くし、本を強くして、下民をして各其居處を篤くせしめ、安住ならしむべし、これ上を減して下を厚くすると云の治國安民の根本たりと云の教訓勸戒たり、それ此の如くに教へ喩し玉ふの象義を觀る時には、剝の卦も亦不祥の卦にも非ることとなり、こゝに神易の觀象の、變化無量にして、決して拘り泥むべからざることを知るべきことなり、

【象】山は艮の象、地は坤の象、上は君上と云の義にして、上九一陽剛の象、厚きは、艮と坤との象、宅は艮の象、安は坤土の象、

○按ずるに凡そ六十四卦の大象中に、上と云へる者は、止此一卦のみに限ることとなり、蓋し此卦は、五の君の定位は、五陰邪の首領にして、剝の成卦の主爻たるが故に、上九の一陽剛を以て君と爲せることとなり、是故に直ちに君とは稱せずして、上と云へるなり、これ名教にも害あらず、又爻象の實をも

へるなり、釋は卦名の下にて、已に辨ずるが如し、

噬嗑而亨、

【釋】これよりは彖の辭の釋たり、固より文王の彖の辭も、噬嗑の二字を作用讀として係け置き玉ひつれども、後人の名目讀と溷似せんことを、孔夫子の慮らせ玉ひて、此傳には噬嗑の字の下へ故意に一の而の字を加へ下して、齧合すと作用に讀むべき義を釋し示させ玉へるなり、いかさま此一の而の字にて、齧合すと作用に讀み取ることの義、甚だ明白たることなり、これ文章の轉換の大事たり、然るに孔夫子の沒後より今日に至るまで無數の讀易者の、一人も此文王の彖辭を作用に讀し人無し、實に活眼讀書の難きことを視つべし、

剛柔分、動而明、雷電合而章、柔得中而上行、雖不當位、利用獄也、

【音】上は上聲なり、

【釋】此章は天地否の交代生卦法と天雷无妄の來往生卦法と、此二生卦法を以て、彖の辭の利用獄の句に解釋を下し玉へるなり、

先づ否の交代生卦を說く時は、否は本純陰純陽の卦たるを以て、二氣否塞して通せざるの義にして、これ事物の理非分明ならざるの象たり、今剛柔分つて、動て明らかなるの噬嗑の卦と爲れり、これ理非分明たるの義なり、故に利用獄なり、さて分つと云ことは、乾坤純畫の中爻を分つと云の義なり、これ節の彖傳に、剛柔分、而剛得中と云と同義同例たり、蓋し節の卦にては、泰の上卦の坤畫の中爻を分つと云の義なり、今此卦にては、否の上卦の乾畫の中爻を分つと云の義たり、動て而して明らかなりとは、否より交代して、震動離明の噬嗑の卦と爲ることを得たるを云、其震の雷離の電と相合して、章章明明と爲れりと云の義を、雷電合、而章なりと釋し玉へり、以上は否の交代生卦法を以て利用獄の釋たり、

又无妄の來往生卦法を以て說く時には、无妄の卦にしては、上は乾の剛强のみにして、明の德を缺少たり、今六五の一陰爻卦の外より上り行て、離の文明の

獄の象形たり、又九四の爻は、これ一陽の罪人を牢獄の中に囚へ置けるの象形有り、これらの衆義有るが故に、利用獄と云、又爻代生卦法有り、本天地否より來れるとす、否の九五來つて初に居り、初六往て五に居れり、固より否の卦の時には、坤は純陰乾は純陽たり、これ否塞して通ぜず理非分たざるの象有り、今已に剛柔分ち動て而して明らかなるの義有り、これ理非曲直分明なるの象とす、これも亦利用獄者たり、彖傳に剛柔分、動而明也と云、これなり、又震の動き、離の明らかなるの象あり、凡そ獄へを聽くことを用る者は、明らかにして動くに非る時は、明斷すること能はず、故に利用獄と云、又獄を聽くことを用る者は威と明と并び全きことを要む、震を雷とす、これ威あるの象、離を電とす、これ明なるの象、これ威明共に全きなり、故に利用獄なり、彖傳に雷電合而章と云これなり、又來往生卦法有り、本无妄より來れるとす、六五の一陰內卦の外より上行す无妄の卦象にては上は乾の剛強なれども明の德を闕きたり、今六五を得て離明の主となり、且つ柔中の德有ることを得たるなり、固より獄を聽くことを用る者は、剛決なるを要とす、已に剛決なりと雖、離の文明無き時は闕德なりとす、又剛と明とを得ると雖、一に剛明のみに任すべからず、柔中の仁德有て、これを節制するを美善なりとす、今六五柔中を得て君の位に居れり、故に利用獄と云、彖傳に柔得中而上行、雖不當位、利用獄と云、これなり、

○按ずるに獄の字も訟の字も、共に國讀は、うつたへと訓ずれども、訟は、うつたへの始めにして、下より上へ訟へ出で言し上るの義たり、又獄は其訟へを聽て其是非曲直を決斷して賞罰を正しくするの義なり、故に彖の辭にては、獄へを聽分つことを說き、大象と爻の辭とにては、徑ちに刑罰を用ふることを說せ玉へり、是を以て訟の字は、うつたへと訓じ獄の字の、うつたへをきくと訓ずべきことなり、

【象】獄は外實內虛にして九四の一陽爻、囚となれるの象、亨も用も利も共に震の象、

【彖傳】頤中有物曰噬嗑、

【釋】これは頤の來往生卦法を以て卦名の義を釋し玉

有こと無しと心得べし、又噬嗑の卦は、上は離にして麗き下は震にして動けり、これ頤口の用を爲すの象義有り、麗と云も止まると云も、其義は相同じ、これ噬嗑の噬嗑と名けらるゝ所以にして、賁の卦の噬嗑と名くべからざる所以たり、

噬嗑亨、利用獄、

【釈】先づ此彖の辭の最初の噬嗑の二字は、これを卦名とし名目して讀むべからず、これを齧合して亨ると作用にして讀むべきことなり、其故は、噬嗑の卦の時が、直ちに亨ると云には非ず、力らを用ひてこれを齧合して、而後に亨ると云の義にして、亨ると云の字は、全卦終始の大義を引き上げて係け玉へる辭なり、故に此彖の句の首めの二字は、履、同人、艮、中孚等の例にして、作用讀にすることなり、其證據には、孔夫子の傳には、噬嗑而亨るとなりと釋し玉へることなり、凡そ天下の事大小と無く、彼と我との中間に物有て、これが障り隔てを爲して相合ふことを得ざる所の者は、皆是頤の中に物有るの義たりとす、故に何れの道にても、これを噬嗑して而後に通ずることなり、故に噬嗑亨と云、獄とは、本牢獄の義にして、罪有る者を入れ置く處たり、因て訟へを聽て其理非曲直を斷るの義と轉せり、故にこゝにては、うつたへをきくと訓ずべし、凡訟への起ることは天下の事物、彼と我との兩間に一物有て、これを隔て塞きて彼我上下相合ふことを得ずして、其情乖けて不和ならしむるより起れる者なり、さて其獄を聽くことを用るの道は、頤の中の一物を齧碎きて通ぜしむるが如し、故に其獄へを聽分るの人は、必ず先づ威嚴と文明と、兼備はるに非る時は、其任に堪へざることなり、今此卦は電と雷と相合して離の文明と、震の威嚴と相備はり、其上に六五の君の爻、柔中の仁德有り、此三つの者は獄へを聽の至要たる者たり、先づ第一に文明ならざる時には其情僞を察し理非曲直を分つこと能はざることとなり、又威嚴無き時には、人輕んじ侮りて信服せざることとなり、又柔中の仁愛有るにあらざる時には明察威斷に過て人民手足を置くに所無からん、然るに今此卦已に此三義を全く具へたり、且つ又獄へを聽くの法は、其罪狀に由て牢獄を用ふることとなり、噬嗑は上下の二陽爻剛實にして其中空虛たり、これ牢

道教誨の善惡に係ることたれば假令今四海靜謐にして君上の行跡良善なりとても、これに安んじ、これに怠たるべけんや、尙も孜々伋々として、これを勉勵策進し上まつるべきこと也、これ舜禹皐陶益稷等の君臣の、相互に昌言し賛愈せる所以にして、俚しき諺の走る馬にも鞭と云へるも、これの謂也、然るに今其至治の化もいまだ十分ならず、堯舜の治には恥る所有る時の王者の師範たる者に於ては、其志念二六時中に平らかならざるべきこと勿論たり、故に志末」平也と釋し玉へり、蓋し此釋は主として上九の王者の師範たる者へ警戒し勸策し玉へるの辭たるなり、

【象】志は上九陽剛の象、又變體坎の象、平は坎の象、末は艮の象、

【噬嗑】☲☳〔震下離上〕

【音】噬、時制切、齧也、嗑、胡臘切、合也、詳二見善工利器一、

【釋】噬嗑とは、齧合すと云の義にして、これ頤口の用を爲すのことたり、來往生卦法を用ゆ、此卦本は山雷頤より來れりとす、其頤の卦の中へ九四の一陽爻、內卦の外より入來つて、隔て障りを爲すの象有り、それ頤の中に物有て隔て障りを爲す時には、これ必ず齧碎きて後に兩腮相合ふことを得ることなり、故に此卦を噬嗑と名け玉へることとなり、彖傳に、頤中有」物曰」噬嗑」と云へる、これなり、

○按ずるに山火賁の卦も亦頤中に物有の象と云べし、さるに何とて卦名を異にせると原ぬるに、これ最も卦名の義の大事にして審らかに辨へ置ずしては能はざる所のことなり、先づ頤の卦と云は、上腮は艮にして止まり、下腮は震にして動くの象たり、こゝを以てこれを頤と名けたり、若し下腮動かざれば物を齧むこと能はじ、物を齧むこと能はざる時には、これを頤と云べからざるなり、今山火賁の卦は、上は艮にして止まり、下は離にして麗の象たり、これ上止まり下麗て動かざる時には物を齧むこと能はじ、物を齧むの用無き時は、これを噬嗑とは名くべからざることなり、故に山火賁の卦には、惟頤中に物を含めるの象は有て、物を齧むの義は

いと云へるが如く、誰か一人君上の非を揚げ不德を直言して逆鱗の害を買ふ者有るべけんや、故に概略しては皆阿諛面柔て、以て身を保ち寵を希ふ者ばかりなり、故にこれを擧國擧天下の民人の風俗に觀察する時には、十目の視る所、十手の指す所、善惡是非、顯然として掩ふべからざる所の明らかなる鑑なり、さて此鑑を視るの徴は、其風俗華靡ならずして儉素に、輕躁ならずして篤實に、傲慢ならずして謙遜に、姦詐ならずして忠信に、浮文ならずして廉恥あり、怠惰せずして業を務め、各自和睦して分を安んじ、義を正しくし、鰥寡孤獨の窮民は各其養ひ有り、爭訟刑獄の險しき人有ること無く、途に遺たるを拾はず、夜は戸を闔すの憂へ無く、人人擊壤鼓腹の大平を樂しみ詠ふこそ、實に昇平至治の德化の徴と稱すべきことなり、故に觀民也と釋し玉へり、此觀民の二字こそは眞に萬古人主の明らかなるの鑑みたる者なり、

【象】民は坤の象、又巽の象、

上九、觀其生、君子无咎、

【釋】上九は剛明の才德有て、高く觀るの卦の極に居て古今の事實を歷觀せり、これ其見識高大にして眞に王者の師範たるに堪ゆる者たり、さて上九の師範、我教訓し上つる所の九五君上行跡の實不を諦らかに視んと欲するぞならば、須らく先づ天下の人民の風俗を視るべし、さて天下の人民の風俗、盡くに皆篤實君子の風俗ぞならば、これ君主の行跡善良にして、己が教導の道に於て咎無しとすべし、若し天下の民篤實君子の風俗ならざることぞならば、已に教道の道に於て大なる咎有ることと知べしとなり、故に觀其生、君子無咎と云、其の字は、九五の爻を指て云、

【象】其は九五の象、生は坤の象、又巽の象、

【爻傳】觀其生、志未平也、

【釋】志未平也とは、これ上九王者の賢師範の志念、其九五君上を教誨へ訓導上つると、平生不斷に、いまだ及びざるなり、いまだ足らざることとなり、いまだ至らざるなりと、孜々伋々として勉め勵み、策うち進むべしと云の教誨下知の辭なり、固より上九の爻は、王者の師範たるを以て其任重く其責大なることとなり、故に凡そ天下の治亂國家の安危は一に上九の訓

【爻傳】觀國之光、尙賓也、

【釋】此爻は四陰中の最上位に居て、其權勢甚だ盛んに大なる者たり、さるに能く臣節を守りて、時を以て朝觀して貢物を献進す、是を以て天子よりも賓禮優待あらせらるゝことなり、これ其克く愼み敬して賓たるを稱するの義なりと云ことを、尙賓也と釋し玉へるなり、

【象】尙とは上なり、尊び重んずるの義にして乾の象、賓は六四の爻象、

九五、觀我生、君子无咎、

【釋】五は、四より一等上れるを以て其見識も亦勝れたりとは雖、元來九五は君位なるを以て、諸餘の爻と其階級の高下などを比し較べきのことには非るなり、故に其義は用ひずして、觀我生と云、これ六三の我生とは、同文にして其義は異なるの意味有るなり、凡そ人に君たらせ玉はん者は、先づ我身の行跡を克く識玉はんことを第一とす、すべて國家の安危治亂は、一に君上の行ひに由ることなり、然れども我を以て我を觀ること至つて難きことなり、故に億兆に上たらん主は、我が行跡を實に觀んと欲し玉はゞ、須らく先づ天下の民の風俗を歷觀すべきなり、擧天下の風俗善良にして君子の風儀顯然たらば、これ我行跡の善なるの徵と知つて尙も日新の德を修め積み玉ふべきことなり、若し天下の風俗不善ぞならば、これ我行迹の不善なることを知て强く嚴しく恐懼して、新たに改めらるべきことなり故に君子ならば咎無しと云、これ天下の風俗君子ならざる時には君上の責重くして、大なる咎ありと云の義なり、蓋し人を以て己を觀ると云の義は猶鑑に面て我顏の姸醜を見るが如し、殷の監み遠からず夏后の代に在りと云へるも亦此意也、

【象】君子は艮の象、

【爻傳】觀我生、觀民也、

【釋】それ君上自ら省みて我平生の行迹の善惡を知らんと欲して、これを左右に問ふも得べからず、これを百官に問ても、亦得べからず、これを擧天下に問ても亦得べからず、其故如何んとならば、俚しき諺にも、たらさるゝとは意へども、ほめられては、にくゝも無

の風俗を觀て、其政敎の善否を知ることとなり、其國治れば其德化必ず風俗に見はるゝ者なり、故にこれを觀て、治亂を省み察することとなり、これ猶吳の季札、及び晉の韓宣子が出で聘して、各國の風光を觀たるの類なり、

吳の公子札が出聘せしことは、左傳襄公二十九季、晉の韓宣子が出聘せしことは左傳昭公二季に見ゆ、

さて六四は高く外卦に進んで、九五の君に近づけり、これ賓客となりて、王に見ゆるの象なり、故に利用賓于王と云、

○按に王に賓たる所の者は諸侯なるなり、四は固より公侯の位に當れり、此爻實は執政家宰たり、然るに其執政權臣の義を捨て、外藩諸侯の天子に賓客たる者として說けること如何と云に、此卦の義は前にも陳つる如く四陰柔の小人頻りに勢ひ長じて、已に九五の君の爻をも消し落さんとするの時にして、六四執政の臣權勢盛んにして、九五の君を凌ぎ犯さんとす、これ聖人の深く忌み重く惡む所たるが故に、其義を轉じて賓客と爲して說き玉へるなり、それ賓客にては君に近づくと雖、權輕く威薄き故に、君主を凌ぎ犯すこと有ること莫し、又宰臣執政とする時には、これ威權の門たるが故に、必ず凌ぎ犯すの畏有り、甚だしくしては弑逆のことも有るに至る、故に權臣たるの義を捨て、賓客諸侯と爲して汎く說き玉へることとなり、其實は此六四の爻が徑ちに九五の君の爻を消し滅す所の臣たるの爻なり、聖人これを惡んで直說せずして、其辭を婉にし玉へることは、これ名敎の本領たるなり、猶剝の六五に、魚を貫くと云、又宮人を以て寵せらると云ふが如し、其實は剝の六五も上九の君を剝し滅す所の臣たるなり、故に此六四と互ひに照し合して其義を察し得べきなり、然るに古今の諸家、象占の道に暗きが故に、聖人此等の微旨婉辭を用ひ玉へるを知らず、徒に字に依て書を解んとす、是を以て謬讀誤解すること最も多し、故にこゝに諄々として婆說することとなり、

【象】國は坤の象、光は變體乾の象、又坤と艮との象、王は九五の象、又乾の象、賓は六四の象、用も利も共に乾の象、

【釋】それ闚き視、邪ま視するの見識は、婦人女子の陰柔なるの性情の常の態なりとは雖、其賢良貞正の婦女は、猶これを愼んで敢て闚き視、邪ま視するの不禮不敬なること有ること無し、それ婦女すら貞正なる者は、これを用ひず、然るを況んや男子たらん者にして、これらの見識たらんに於ては、婦女子に劣れること千萬なるべし、これ豈醜陋汚辱きことの極に非ずや、故に亦可醜也と釋し玉へり、これ甚だ戒むるの辭たり、

【象】醜は坤の陰醜の象、又巽之邪視の象、

六三、觀我生、進退、

【釋】三は二よりも亦一等上りたれば、其見識稍勝たりとす、初六は童子小兒の如く、二は婦女子の見識の如し、今三は已に自己を識るの見識あり、然れども猶いまだ人を識ること能はず、故に觀我生と云、さて我志と行ひとを觀くらべて、善ならば愈進みてこれを勉め、不善ぞならば退き止るとなり、亦進退すべしと云の教へ戒めをも兼玉へるなり、故に進退すと云、

【象】生は艮を身とするの象、進退は陰爻陽の位に居るの象、又巽の卦象、

【爻傳】觀我生進退、未失道也、

【音】未は不に同じ、

【釋】六三は其見識稍勝れて、已に己を識るの位に至れり、然れども其志念行實、或は善有り不善有り、故に其善には進み勉め、惡には退き懲す、これ修行地の位にして、所化の竟界たり、かの道を得了りたる所の能化の位には至らずといへども、これ道を得るの基址たり、故に未失道也と釋し玉へり、これ猶道を得るに幾しと云が如きなり、

【象】道は坤の象、失は坤の象、又艮の象、未は艮の象、

六四、觀國之光、利用賓于王、

【音】賓（校者云、賓原本作賔）平眞濱、客也、主之對也、俗作賔賓幷譌、

【釋】此爻は六三よりも亦一等進めるを以て其見識も亦一等進めりとす、是を以て早く已に入を觀るの位に至れり、故に觀國之光と云、これ他國に往て其國

り、故に小人无咎と云、此小人とは天位卑賤の凡下の衆人を云、若し君子たらん者にして其事物の義理に於て見識無きこと、小兒童蒙の如くぞならば、これ醜辱鄙吝らるゝの極たることとなり、故に君子吝と云、此君子とは、士類以上にして、有位有德をすべて云、これ士類以上の君子なり、

【象】童は初爻の象、又艮の象、小人は坤の象、君子は艮の象、吝は坤の大陰の象、

【爻傳】初六、童觀、小人道也、

【釋】初六は、陰柔不才にして、不中不正たるの上に、最下卑賤の爻に居つて、應爻も無く比爻も無ければ、これ下賤の卑夫にして、善き友も無く賢師も有ること無くして、道義のことは見も聞もせずして小人に始まりて小人に終る者なりとす、これ猶小兒の見識無きに相同じ、故に小人道也と釋し玉へり、小人道とは猶小人の常套と云が如きなり、

六二、闚觀、利女貞、

【音】闚、去隨切、竊而觀也、從門從規、規、從見從矢、象矢將至彀之義、會意、貞、正也、

【釋】闚は、のぞきみと訓ず、これ覗ることの邪まなる者たり、六二は初六より一等上れりと雖、其位尚卑きを以て、其見識も亦拙く鄙し、故に象を女子に取れり、凡そ女子の性情たるや、正面に端しく視ることを羞て、盗視することを好む、故に闚觀すと云、それ闚觀とは、邪ま視にして端しき視やうには非れば、女子の常の情、必ず端しく視ることを忌で邪ま視を好むと雖、これ正しきの道に非るなり、故に其貞正靜淑の女子は、宜しく端しく視るべくば、これを端しく視る、若し端しく視るべからざることは、敢て視ざることにして、決して竊み視はせざることとなり、故に其不貞を戒めて、利女貞と云、

【象】闚は、六二陰暗にして、端正明白ならざるの象、又巽を眇とするの象、女は、六二陰爻の象、又妻の位の象、又坤と巽との卦象、

【爻傳】闚觀女貞、亦可醜也、

【音】醜、齒九切、可惡也、美之對也、從鬼從酉、鬼、陰邪物、酉、酋長也、陰邪之長、醜惡之義、會意、

は千萬なりとはいへども、其最第一の義の首徳と稱しつべき者は孝の道より大なるは莫し、其孝の道の肝要たるは終りを愼み遠きを追ふより至るは莫し、其終りを愼み遠きを追ふと云は、即ち鬼神に事へ上つるの道これなり、故に禮の至て尊く、至て重く、至て大なる者は、天地宗廟を祭らせらるゝより、尊く重く大なる者あらんや、さらば神道と云は、孝の道の最上にして、至て尊く至て重く至て大なるの道たることは、言ばを竢ざることなり、さて其天の神道の妙用の跡を觀んには、四時の次第に行なはれて、萬古に其序次の忒はざること、これ妙用功迹の顯著なる者なり、故に聖人天に繼で神道を以て敎べを設け玉へば、天下化服せずと云こと無きなり、其神道と云は、即ち吾聖門の名敎彝倫綱常の道これなり、傳、

【象】天は、二陽爻天位に在るの象、神道は、全卦の艮を大廟とし巽を神とし、艮を止むるとするの合象、四時不忒は消長の象、敎は風敎風化の義にして巽の象、服は坤の象、

【大象】風行地上觀、先王以省方觀民設敎、

【釋】方とは四方の國と云ことにして、即ち天下の義たり、省とは省りみ察することにして、即ち巡狩の義たり、先王此觀の卦象を觀て、風の地上を行くが如く遍く四方の國を巡狩して、其風俗の是非を省察して、民の風をいろ／＼にみくらべて其土俗に由て敎へを設け施し玉へりと云の義なり、

【象】風は巽の象、地は坤の象、方とは坤の象、省とは卦名觀の轉象、民は坤の象、敎へは巽の象、

初六、童觀、小人无咎、君子吝、

【釋】凡そ六爻の辭の義に至つては卦名の觀の字の取り扱ひを心念見識のことゝせり、さて爻の次第階級を以て、其見識の高低を軒輊せることなり、故に爻の辭の中の觀の字は、內觀、反觀、觀念など云の義に同じと知るべし、初六は陰柔不才にして且つ六爻の最下に居れり、是故に其見識の拙くして劣れること、假令ば童稚蒙昧なる者の物を觀るが如し、故に童觀と云、凡そ小人卑夫の見識無きことは、これ古今世間の普通のことなれば、さのみ咎むることを用ひざるな

釋し玉へるなり、

【象】大は坤の象、觀は、卦名の象、已下並に同じ、在上は二陽爻の象、順は坤の象、巽は巽の象、中正は九五中正の象、觀天下は、風地上を行の象、

觀盥而不薦、有孚顒若、下觀而化也、不、未同、

【釋】これ象の辭の釋なり、故に句の首めに卦名の字を掲け出されたり、今四陰の小人勢ひ壯んにして、二陽の君子は威權衰へて、殆んど身命に迫るの危急の時たり、されども九五の君上克く觀の時を知り、觀の德を守り、常に大祭大禮の大節に臨ませらるゝが如く、一點の間斷有ること無く、其意念は、肅然敬惕、其行履は莊然中正、此の如くにして以て羣下に臨み觀せ示し玉ふ時には、羣下も其德に感じ化して、服し從ふべしと云の義を、下觀而化也と釋し玉へり、以上は象の辭の釋なり、

【象】下は四陰爻の象、觀は卦名の象、又下觀は、風俗の義にして巽の象、化は坤の象、

觀天之神道、而四時不忒、聖人以神道設教、而天下服矣、

【音】忒、音慝、差也、俗省作忒、

【釋】上文にて已に象の辭の解釋は了りつれども、此卦の象に神道の大義有り、故に象の辭にも亦神道の祭祀の義を以て辭を係け玉へるを以て、名教の首務たる、道義の根本たる所の神道の大事をとき示して、君子への誨へを垂れ玉へるなり、殊に此末段の文の首めに、卦名の觀の字を丁寧に掲け示し玉ふこと、深甚の微旨の在ますことなり、固より此卦消長の象にして、九五の君の爻、危急に迫れるの時なるを以て、其九五の君上の位を保ち玉ふべき所の、急務をば、象の辭に誨へ玉へり、故に孔夫子も其義を承けて解釋し玉ふことは、上にて辨じつるが如し、然れども此卦象に神道の大事の義有るを以て、文王も祭祀のことを象にとつて辭を係け玉へる、孔夫子の意にも、後世もしくは、此觀の卦の神道義の大事を、遺郤忘失もやせんかと思しめして、故意此末段の首めに卦名の觀の字を提け出して示させ玉へる也、それ君子の德行

とすべし、故に此時此位に當らん所の君上への道を敎へ喩して、其時の君の意念、常に祭祀の大事大禮に臨ませらるゝ時の如く、至敬と至誠とを以て下に觀せ示し玉ふ時には、下も亦其厚德の化に感じて、危しと雖、其國家保ち得べしとなり、若し此時節に君上の意念に、絲毫ほども怠惰放肆の間隙あらせらる時には、忽ち四陰小人の害を免れさせ玉ふこと能はざる也、是を以て二六時中に、大祭大禮の大節大事に臨みて、已に盥ふて、いまだ犧牲を薦めざるの間の如くに、冷汗は淋漓り、毛髪は盡く立ち起り、薄き冰を履み、深き淵に臨める如く、顒若として愼み敬ひ、以て群下に臨み玉ふぞならば、假令へ憂へ危きことは有といへども、終に其災害は免るべしと云の義を、盥而不薦有孚顒若と云、蓋し此彖の辭は、先聖の大苦腦、大憂患の熱腸血性中より係け玉へる所の辭にして、係辭に易を作る者は、其憂患有かなと宣まへるも、當にこれらのことに當るべきかな、

【象】盥は艮を手とし、巽を潔白とするの合象、薦は坤を衆多とするの象、不は巽を果さずとし、艮を止むるとするの合象、顒若は二陽上に在て德義を觀せ示し、四陰仰ぎ觀て尊び戴くの象、又艮の象、孚は坤の象、又此卦に祭祀の事を云へる者は、艮を宗廟とし、巽を神とするの象に取れることなり、

【彖傳】大觀在レ上、順而巽、中正以觀二天下一、是以謂二之觀一也、

【釋】それ君上の言ひ玉ふこと、躬に行ひ玉ふことは、天下億兆の模範規則たり、是故に其意念に於ては克く獨りを愼しませ玉ふべく、其行履に於ては克く暗室をも欺むかせられざるべし、然る所以の者は、君上とは擧天下の大なる觀なればなり、故に大觀と云、在上とは君上のことにして、即ち二陽爻を指て云、順而巽とは、これ對體の義象にして君上の善く内卦坤の順德を以て臨御めし玉へば、天下其順德に外卦巽の從ひ上つるべしと云の義たり、中正とは、九五君位の爻の、剛健中正の德在すを指て云、それ順の道を以て天下をして巽從せしめ玉はんことは、全く主として君上の中正の德を修し治めて以て天下に觀せ示させ玉ふに在りと云の旨を、中正以觀二天下一と云、是を以てこれを觀と云と云の意にして、即ち卦名の義を

消長を以て命せざることは論を須ざることなり、其他復姤臨遯泰否大壯夬剝の九卦は、皆消長の義を以て卦に命じたまへることとなり、獨り此觀の卦に限つて、消長の義によらずして、その名を命じ玉へること、これ甚深の微意の在ますなり、先づ消長の義例を以てこれを論ずる時には、大衰と名づくべきところの卦象たり、さるを轉じて觀と命じたまへることは、觀と云卦名に、大敎戒の意を含畜て、名敎の大標識をたて玉へるなり、其卦象の實に即てとく時には、其凶たること剝の卦よりも甚しと云べし、九五の君位の爻、四陰の小人の爲に、今將に消し滅せられんとするの象義たり、これ豈君子の名敎となすべきことならんや、故に其義を轉じて、君上は其德儀を下民に觀せしめさせらるべく、又下民は其德義を仰ぎ觀効ひ上るべしと云ふの微意にて、觀と命ぜられしことなり、この卦四陰已に長じ壯んにして、二陽將に消へ衰へんとす、故にこの卦は大壯の裏面にして、大衰の象義たることとなり、四陰の小人勢ひ長じ壯んにして、二陽の君子を削づり盡さんとす、これ即ち下臣の權勢盛んにして、九五君上を削づり落さんとするの義にして、これ殊に聖人の深く忌み重く惡ませ玉ふ所たれば、大衰の義を轉じて、これを祝し更めて、觀と名け玉ひしことなり、これ希ねがはくは君子は其小人の惧るべきことを察して克く其位を守り、其德を有ち玉ふべく、又小人は其君子のしのぎ陷るべからざることを知て、各其分を守らしめんと云の敎へ戒めの旨なり、

觀、盥而不薦、有孚顒若、

【音】盥、音貫、操手也、皿中盛水、兩手臼之、指事、不、末同、顒、魚容切、尊敬嚴肅貌、從禺從頁、禺、寓也、對也、頁、首也、面也、對面之義、所謂天威去顏咫尺尊敬嚴肅意可見、

【釋】盥とは、手を洗ひ淨むるのことにして、清淨潔白なるの義なり、薦むとは、享祀の犧牲を進献するの義を云、此卦の義は、卦名の下にて辨ぜし如く、四陰の小人時を得て長じ上つて、二陽の君子を消し落さんとす、これ二陽の君子の甚だ危うきの時たり、殊には九五の君の身に災害の必至と薄れるの、急切なるの時

しめざるなりと云の義を咎不長也と釋して、戒めを垂れ玉へるなり、
【象】位不當は爻と位と其德相背くの象、長は震の象、不は坤の象、

六-四、至臨、无咎、

【釋】至と云は我より彼に至るの辭にして即ち親切の意とす、今臨の時に當つて六四の宰相柔正を得たり、これ己身の爲に謀ることとぞならば、固より咎有の義たれども、今國家の爲に身心を勞して謀ることとなるが故に咎無きことを得たるなり、固より六四は柔正を得たるの宰相たるが故に、自家陰柔にして才力不足なることを能く省み知て、其正應たる所の在下の初九の陽剛にして賢德なることを察して、これに下り、其情意親切にこれに至り臨んで、これを請ひ求めて以て己が及ばず足ざる所の闕めを補ひ助けしめて、以て國政を輔佐せしむ、故に至臨无咎と云、
【象】至は六四より初九に應ずるの象、又坤の象、

【爻傳】至臨无咎、位當也、

【釋】六四執政の大臣、威權を夾はさまず賢路を塞がずして、己が陰柔不才の不足を知て、初九下に在るの賢士に下り、自らこれに至り臨んで禮を厚くし、敬ひを重くしてこれを聘し、得て己が及ばざるを補ひ、國の政を補弼せしむる者は、これ其柔正を得たるの德なりと云之義を、位當也と釋し玉へり、
【象】位當は六四陰爻陰の位に在て正を得たるの象、

六-五、知臨、大君之宜、吉、

【音】知は猶主の如きなり、
【釋】今臨の時に當つて、六五の君は柔中の德有て、九二の賢臣に陰陽正しく應ぜり、これ六五の君上のよく國の政に親しく臨み、よく賢臣を知てこれを貴び重んじ、これに委ね任せて、さて天下萬民に臨むには、柔中の仁德を以てし玉ふ、これ能く四海を統べ治め、知どり臨むの君と稱すべきなり、故に知臨と云、それ是の如きの君上は、實に君たるの道に於て、當然適理と稱しつべし、故に大君之宜、吉也と云、大君とは君德の大なるを褒め稱し上つるの辭なり、
【象】知臨は六五の君、四海を統べ知さどるの象、大

諸、曰、未也、又云、仲子所食之粟、伯夷之所樹歟、抑亦盜跖之所樹歟、是未可知也、史記侯嬴曰、人固未易知、古人用字之意皆如此、今人大率用對己字、故意似異、然實不殊也、九二與五感應、以臨下、蓋以剛德之長、而又得中、至誠相感、非由順上之命也、是以吉而无不利、五順體而二說體、又陰陽相應、故象特明其非由說順也、

程頤が易註の通ぜざることと、これを閲ても察しつべきなり、朱熹が本義には、未詳と云て註なし、これ程頤より勝れること一等と謂つべきなり、

六三甘臨、无攸利、既憂之、无咎、

【音】甘、古三切、物之甘美者也、五味之一、中央土味也、從口含一物之甘美者、會意、篆作曰、隸作曰爲正、

【釋】凡そ五味の鹹酸苦辛甘の中にて、甘きの味は人の嗜み好む處にして、苦きは人の忌みきらふ所なり、こゝを以て甘きは樂みに喩へ、苦きは艱しみに喩ふ、節の九五に甘節と云、上六に苦節と云、これ甘きと苦きと相對して象を取れるを視て、其義を知るべし、さて此六三は、陰柔不中不正たれば、これ其志も行ひも共に道を失ふて唯利欲燕樂をのみ臨み希ふ者なるなり、故に甘臨と云、それ飽まで食ひ煖かに衣て、逸居燕樂をのみ好み臨む者は、禽獸に近しと云て、君子の大に恥る所なり、故に无攸利と云、然れども寧居逸樂を好み臨むことは大率人情の常たり、固より宜しき所は無しと雖、已に其非を知りて、これを憂へ悔改むることはやくして、其過失の大ひならざる中に速に志を改め道に復る時は、咎を免るゝことを得べしとなり、故に既憂之无咎と云、

【象】甘は坤土の味にして坤の象、臨は六三兌口の主爻、兌口を以て坤土の甘味に臨めるの象、无攸利は六三陰柔不中正の象、憂は兌の象、

【爻傳】甘臨、位不當也、既憂之、咎不長也、

【音】長は上聲、

【釋】位不當也とは、六三陰爻にして陽の位に居るを云、これ不正の釋なり、咎不長也とは、今にても其前非を憂へて悔ひ改むる時には、今より後の咎を、長せ

臨と云、さて九二咸卦の主爻として、臣位に當つて剛中の才德を以て、六五柔中の君には陰陽正しく應して輔弼し上る、これ實に咸臨の誠忠至極なる者たり、故に吉无レ不レ利と云、

【象】咸臨は初九と同象、これ君は臣に、臣は君に、交(コモ〴〵)應じ互ひに咸して相臨む、親しみ厚く、情洽ねきの至りなり、吉これより大なるは無し、固より初九も咸臨すとはいへども、初と四との爻の德を、これを二と五とに比較(クラブ)る時には、初四は稍劣れりとす、故に單に貞吉とのみ云へり、今九二の爻に至つては、これを強く褒稱して、吉无レ不レ利と云、故に臨の卦の六爻中には、九二の象義も係辭も、特に勝れたりとす、又吉无レ不レ利は大震の象、

【爻傳】咸‐臨、吉无(スニシトハ)レ不レ利、以(テナリ)レ順(フヲ)二天‐命一也、

【訂】通本、以譌作レ未、今改正、

【釋】九二は咸卦の主爻にして、臣の位之正體に居て六五柔中の君に正しく應じ上り、剛中の才德を以てして、終に此臨大の勳績を成せり、故に六爻中にして特稱讃美の、吉无レ不レ利の辭を係け玉へる者は、此九二の爻の克く天命に順へるを以てなりと云の釋なり、

【象】命とは天命なり、天命は即ち時なり、時は即ち道なり、震の象、順は坤の象、以は震の象、

○按ずるに漢より唐に至るの間、凡そ一千有餘歲、天下の書は、皆謄寫の本なり、故に人人家家、其異同殊に甚し、中に就ては易文の溷雜錯亂至て甚し、予が易の正文の末に異文考を附載す、これを閱ても其概略は知ぬべし、然るに宋の代に至つて何人の監定かは知らざるが、胡論の易文を取てこれを印板にす、これより天下一律に此印板文を取て證とす、亦古寫本百千異同あることを省み悟らずして、亂雜譌文の辭に就て、杜撰牽合の妄註を下せり、宜なるかな易道の明ならざること、其譌文百千なる中にも、此傳の以の字を譌て未の字に作れることは、小兒の目にも其誤りは見ゆることなるに、宋の程頤が強解の註を下せる、其牽合附會の甚しきを視るべし、

程子云、未者、非レ遽之辭、孟子、或問勸レ齊伐レ燕、有

〻窮は、坤の象、容も、坤の象、保は、震の象、民は坤の象、无〻疆は、坤土の象、

初九、咸臨、貞吉、

【釋】初九は六四と陰陽正しく應せり、六四は上より初九に臨み、初九は下より六四を臨む、これ初と四と交互に感じ應じて相臨むなり、固より六四は冢宰執政の位に在つて柔正の德有り、初九は正位を得て剛明の才有り、これ在下の賢者たり、故に六四の爻は初九の才力有るに感じて、これに臨めば、初九の爻は六四の富貴威勢を夾さまずして、よく士に降るの德に感して、これに臨むなり、故に咸臨と云、最も此時に當つて初九在下の賢者、其意念に名利を貪り、逢迎足恭するの情を抱き、六四の權門に媚び諂ふ心有る時には、正しからずして大凶たり、一に貞正の道義を以て進退して、國の政を輔け行はんと欲する時は、大吉の道たり、故にこれを警めて貞しくして吉と云、

【象】咸と云は氣の相交り和するの義にして、此卦地と澤水と氣相通じ、初と四との爻、陰陽相正しく應す、これ咸の象、臨は卦名の象、下同じ、貞吉は大震の象、

【爻傳】咸臨貞吉、志行正也、

【音】行は去聲、

【釋】初九は最下に居れる卑賤の爻たれども、其剛明にして正を得たるの才德有るを以て、正應の位たる所の六四の執政、これに感じて臨めば、初九も亦六四の賢を好み士に下るの孚に感して相臨む、これ初九の志も行も、共に正しきなりと云の義を、志行正也と釋し玉へり、

○按ずるに爻の傳の辭の例、志と云は多く位に就て云、行ひとは專ら爻に就て云、正とは、爻と位と同德なるを云へることとなり、

【象】志も行も共に大震の象、正とは初九正を得たるの象、叉震の象、

九二、咸臨、吉无〻不〻利、

【釋】九二は成卦の主爻にして臣の位に居れり、固より剛中の才德有て、六五柔中の君とは陰陽正しく應せり、これ二五相感じ君臣交互臨むの義なり、故に咸

大亨、以レ正、天之道也、

【釋】これ先づ大の字を以て彖の辭の元の字を釋し、正の字を以て、貞の字を釋し、以の字を以て、利の字に換へて釋し玉へり、言ふ意は、此臨の卦の元に亨る所以は、正しきを以てすればなり、其正しきを以てして、大に亨る所が即ち天の道たるを以てなりと云の義を、天之道也と釋し玉へり、これ无妄彖傳に、大亨以レ正、天之命也と云と同義たるなり、これ元亨利貞の釋なり、

【象】大も正も天も道も共に大震の象、

至二于八-月一有レ凶、消不レ久也、

【釋】陰陽消長の道は、これ天地の定理にして遁るゝこと能はざる所の義たり、今此臨の卦は二陽浸み長じて大吉の象たれども、其消長盈虚の道の運り來ること必然たれば、其陽長ずるの時に於て常に恐懼愼戒して、滿るを持つの道を遺忘こと勿れよと云の大慈悲の垂戒の旨を、消不レ久也と釋し玉へるなり、

【大象】澤上有レ地、臨、君-子以、敎-道衆无レ窮、容-保民一无レ疆、

【訂】澤（校者云、澤原本作レ瀑）澤本字、詳二善工利器一道下脫二衆字一、道譌作レ思、共補正、疆、畺本字、

【音】保、補抱切、安也、守持也、全レ之也、養也、從レ人從レ子從レ八、守二養人子一全レ之、八、左右祐レ之也、與二木部呆一異、隷作レ係爲レ正、從レ木非、

【釋】兌を口とし身とす、坤を衆人とす、それ君子の口に討論講究する所を德言と云、身に周旋操持する所を德行と云、其言行の二つは君子の樞機にして敎道の由て出る所なり、敎とは言敎に係り、道とは躬行に本づけり、これ道を心に實得し、道を身に實行して徒言徒行ならざるの謂なり、無レ窮とは默而識レ之、學而不レ厭、誨レ人而不レ倦の義なり、又坤を民とし受け納るとす、君子民を仁愛して包容し、保養して敎化せんこと疆り無きは、これ君子の大業にして、これを德量と云、故に君子此臨大の卦象をみて、其德言德行德量を修め行ふこと、大地の德の窮り無く疆り無きが如くなるべしと云の敎へなり、

【象】敎は、兌の象、道は、坤の象、衆は、坤の象、无

八月とは、臨の卦より消長法を以て爻を入たび轉ずる時には、則ち觀の卦となるなり、又月次の八月にしても、亦觀の卦に當ることとなり、其故は、臨は十二月の卦なり、泰は正月、大壯は二月、夬は三月、乾は四月、姤は五月、遯は六月、否は七月、觀は八月となるなり、又月次の八月にても夏正の八月に當るなり、夏正の八月は即ち觀の卦の當り月なり、凡そ易中の取扱ひは、天律に與ることと故に、悉く皆夏正を用ひ玉ふことなり、さらば觀の卦たること顯然として明白なることなり、然るに先輩等の此八月とあるを遯の卦に當ることとは、何の義、何の象に據りけることぞや、最不審なることとなり、觀は元來臨の顚倒生卦にして即ち大壯の裏面生卦たり、故にこれを大衰の卦と云、臨は、二陽下に長ずるの卦たり、觀は二陽上に衰へるの卦也、此象に說き玉ふ所の意は、今は臨にて陽長じて吉たりと雖、陰陽消長は天地の定理たれば、後日觀となる時は必ず陽衰へて陰長じ、凶となることと有りと云の旨なり、これ治世に亂を遺れず、未然の豫備を警しめ玉ふの戒辭たり、

【象】元も亨も利も貞も共に全體の大震の象、又坤の象、又元亨は吉の象、利貞は即今の戒辭の象、至于八月有凶とは、これ將來の戒辭にして消長生卦の象、

【彖傳】臨、剛浸而長、說而順、剛中而應、

【音】浸、子鴆切、漸也、進也、說、入聲、音悅、

【釋】此傳の首句は、生卦法と對體の象と全卦の義とを以て卦名の釋を施し玉へるなり、先づ生卦法と云は、消長生卦法にして、復の一陽剛たりし上へ又一陽剛長じたるが即ち臨の卦なり、故に剛浸んで而して長ずと云へり、これ消長生卦法を說き玉ふなり、又兌を悅ぶとし坤を順とす、說で而して順ふとは、これ對體の象を說き玉へるなり、剛中とは九二成卦の主爻を指して云、應ありとは二五陰陽相應するを云、以上の衆義共に此卦に具はりぬるを以て、これ皆臨と名くる所以なりと云ことを釋し玉へるなり、

【象】剛は九二陽剛の象、浸る長も共に震の象、又剛浸而長は消長生卦の象、說は兌の象、順は坤の象、剛中は九二の象、應は二五陰陽正應の象、

んで順ふの象有、凡そ事義物理に於るや、説ぶと雖順はず又順ふと雖説びざる時には共に臨の象義に非ず、今此卦説で順ふの象有、故に臨と名けらる、彖傳に、説而順と云これなり、又坤を母とし、兌を少女とす、これ母子相臨むの象有、故に臨と名けらる、又澤の上に地有るの象有、それ地上の水は流れて澤に入りて相聚り相坿す、又澤の中の水は涵し潤ほして地上に助け及ぼす、これ相臨むの義なり、故に臨と名けらる、大象に澤上有地臨と云これなり、

臨、元亨、利貞、至于八月、有凶、

【釋】それ人君の天下を御臨し臣民を監み視て、これが法則を品別し講究し、これが政刑を監み正し、これが禮樂を建立し、貴賤少長をして各其位を得せしめ其處に處らしめ其分に安んずることを品別し、これを撫育し、これを教化し玉ふ、これ元に亨ると云の所以たり、又陽長じ君子の道長ずるの象有るを以て、天下の億兆、昇平至治の德澤を説んで、無二に感じ化し服し順ひ上つるの象義有り、これ皆元に亨るの至極たる者なり、又一人の上にて視る時には、凡そ天下の事物、其希ひ臨むことの情正しく、志堅固、行ひ篤き時には、其事必ず遂ぐる者なり、以上の諸義具はりぬるが故に、元亨と云、然りと雖、人君の天下を御臨し、臣民を監み視て政刑を施し、これを撫育教化し玉ふことも、須らく必ず公明正大にして日月の下土を照し玉ふ如くなるべし、設し一點の偏私愛憎あらさせらるゝ時には、日月の蝕の如くにして天下の億兆盡くにこれを仰ぎ見ることなれば人心忽ちに瓦の如くに解けて大に政に害有ることとなり、故に貞正にして利しと云の戒め有り、又一人の上にても、天下の事物、其願ひ臨むことにも邪正公私の二途有ることなり、其邪しまなることと私しなることは必ず凶にして、其正しきことと、公やけなるのことは吉なることなり、又説んで順ふと云ことも、其正しきに非る時は、必ず利を貪り色に淫するの情欲に陥るの恐れ有ることなり、且つ陽の長ずるも、君子の道の長ずるにも、其陰を凌ぎ其小人を凌き薄るの恐れ有り、故に以上の衆義を總べ戒めて、貞しきに利しと云へり、これ猶乾の元亨利貞と相同じ、元亨は卦の象義、利貞は聖人の教へ戒めたり、一截

なり、設し然らずして天より己に撥亂修治の大才力の賦予をうけながら、億兆の倒懸の苦しみ塗炭の惱みをば坐ながら視すして、自家一个の安樂のみを事とする者ぞならば、これ怯悸惰弱の徒と謂ふべし、何の則とるべきことかあらんや、故に論語に荷篠丈人の段に、不仕無義、長幼之節不可廢也、君臣之義、如之何其廢之、欲潔其身而亂大倫、君子之仕也、行其義也、道之不行、已知之矣、などの語をも見合すべし、蓋し此爻は陽剛にして才力有り、故に撥亂創業には其才の長ぜる所なり、然れども爻の位不中にして不正たるが故に、治世守文の富貴中の趨陪の仕官には、不得手なるの爻なり、これ克く自ら省りみて其才の長ぜる方には出て蒼生の苦痛を濟ひ、己が不得手なることを知つては富貴安樂の封祿を辭して事へず、これ即ち幾を見て作と云の君子なり、これ豈其志則とるべき者に非ずや、此の如くに讀得るを卦の象卦の時、爻の象、爻の時を察して、易文を讀むと云の傳なり、

【象】志は震の象、則は法則の義にして變體坤の象、

【臨】䷒〔兌下坤上〕

【音】臨、力尋切、監也、視也、大也、餘詳見善工利器、

【釋】臨とは上より下に臨み視るの義なり、然れども卦爻の象義にて視る時には、上より下に臨み視ることは勿論にして又下より上を臨むの義有り、又上下互ひに涖むの義も有り、又希望の意も有り、故に願ひ望むの義とも見ることなり、國讀臨も望も、共にのぞむと訓こと、いとかしこき訓なり、先づ全卦を以て視る時には、上の四陰爻より下の二陽爻を臨み視るの象有、故に臨と名けられたり、これ觀の四陰爻より二陽爻を仰ぎ視るの反對たり、又下二陽爻より上四陰爻を臨むの義有、故に臨と名けらる、又上下相涖むの義有り、故に臨と名けらる、雜卦に、臨觀之義、或與或求と云、これなり、又復は陽の始めて生ずるの卦なり、臨は陽の浸み長ずるの卦なり、陽の長ずることは衆人の希ひ臨む所なるが故に臨と名けらる、彖傳に、剛浸而長と云、これなり、又君子の道長ずるの義有、君子の道長ずることは衆人の希ひ臨む所なるが故に臨と名けらる、又兌を悅ぶとし坤を順ふとす、これ說

其事」は上九高く卦極に居るの象、

【爻傳】不ㇾ事二王侯一、志可ㇾ則也、

【釋】凡そ易文を讀まん者は、先づ其卦の象、卦の時、其爻の象、爻の時をば熟く察し洞らかに知ることを緊要とす、然して後ちに始めて其辭の義を讀み得べきことなり、若し否らずして徒らに死文字に拘縛せられては終身易を讀んで終身易を知ること能はざることなり、これ即ち滔々たる擧天下の讀易の一大通弊たることなり、殊に此傳の如きは、其肯綮の微旨を得んこと至つて難きことなり、其義を如何と云に、先づ不ㇾ事二王侯一高二尚其事一にすると云の人物は、これ才德有て薄命にして、時に遇はず人に知られざる所の者にして、何れの世何れの時にても往々に在る所の人がらなり、然るにそれらの人を指して夫子の其志則とるべき也と稱歎し玉ふを見れば、徑ちに其人の志を規則模範と爲べきことに、一定し玉ふと思はるゝことなり、それでは綱常に枝梧あり名敎に齟齬無きこと能はざるなり、第一に覿面孔夫子は、何とて山林泉石の間に逍遙して、其道を高尚にはし玉はずして生涯皇皇として天下の諸侯に遊歴して、津梁には勞し奔走には儢れ玉へることぞや、これ其言と其行ひと矛盾すと謂つべきことなり、然ればとて此孔夫子の傳の辭を、外に讀み易ふべき所の訓詁も有ること無し、これがかの卦爻の象と時とを知らずして、唯死文字を以て、易を讀む所の大弊たるなり、

先づ此卦は、蠱の淫惑壞亂の卦たれば即ち亂世の象たり亂世の時たり、さて上九の爻は陽剛にして才力有り、固より全卦の極に居れるを以て、これ高く取り上げたる所の英雄にして、亂を撥ひ業を創むる所の大力量大手段を具へたるの爻なりとす、今天下蠱壞撥亂し百姓塗炭に墮て水火に苦しめり、此億兆の痛惱を坐しながら觀るに忍ひざるより、初より五に至るまでの撥亂修治の秋に當つては、出て其才力を揮つて天下の倒懸を解き緩め、災厄を拔き濟ふなり、既に五の君位の爻に及びては擧天下の蠱敗も悉とく皆修復して、人人富貴榮達の恩賞を受け、卦任に就べきの時に至つて、急流勇退して、功遂げ身退ぞくの天の道に順ひ、王侯にも事へず其事其通を高尚にせることとなり、故に孔夫子の其志可ㇾ則也と釋し玉へること

るの象、又往は震の象、未レ得は艮の象、

六五、幹二父之蠱一、用レ譽、

【音】譽、音豫、稱也、聲美也、

【釋】六五も亦子なり、柔中の德有て九二剛中の賢臣と陰陽正しく應せり、故によく九二に委ね任して己が德を輔弼せしめて以て父の壞亂し置きつる事の後を修し治めしむ、故に幹二父之蠱一と云、さて六五柔中の君、よく九二の剛中の賢者を用ひ、これに委ね任して能く父の蠱れを修し治めしむ、故に用譽と云、

【象】用は震の象、譽は兌の象、

【爻傳】幹レ父用レ譽、承以レ德也、

【釋】六五柔中の君、九二剛中の賢臣に陰陽正しく應じて、これに委ね任して己が德を輔弼せしめ、さて先君の敗壞り置せられしことの後を、よく修し治めしむ、故に用て譽れあるに至れり、これ他の義に非ず、六五の君の能く九二の剛中にして賢忠なることを知て、專一にこれに委ね任して疑ふこと有ること無く、己は柔中の德を守れるに在ることなり、是を以て大人君上の御身にしては孝と云も德と云も、全くよく人を知るに在り、哲を官にするに在ることなり、故に承以レ德也と釋し玉へり、

【象】承以レ德は六五の君、柔中にして九二の剛中に陰陽正應して、己を虛しくして賢に任するの象、承は震の象、德は震艮の象、明は震の象、

上九、不レ事二王侯一、高二尚其事一、

【釋】それ蠱の壞亂は、初六の無位庶人の爻よりして六五の君位の爻に至つて、天下國家の大小上下の事、既に修復し平治し了りぬ、今上九の爻にては、もはや修し治むべき所の蠱れも有ること無きを以て、上九は二五君臣の外に逍遙し、高く卦極に艮り居つて毀譽榮辱に與からざるの者にして、老子の所謂功遂げ身退ぞきて超然として其蹤を清高にせるなり、故に不レ事二王侯一、高二尚其事一と云、事とは己が好み樂しむ所の道を云、高尚とは猶高上と云が如きなり、

【象】王は六五の象、侯は震の象、事るは震の象、不は艮の象、又不レ事は、上九六五の上に居つて、屈せざるの象、其事は震の象、高尚は艮の象、又高尚

少しく悔有といへども其陽剛の才力を以て、終には父の壞れを修め得ること故に、必竟は能く其成功を得ることとなりと云の義を、終无咎也と釋し玉へり、終の字と也の字とを以て解釋の文と轉換し玉へるなり、且つ幹の字終の字、相對して骨子となれり、

【象】終は九三内卦の終りの象、又艮の象、又變體坤の象、无咎は變體坤の象、

六四、裕父之蠱、往見吝、

【音】裕、音喩、從衣從谷、谷、深邃也、以爲衣物饒多之義、轉爲寬大雝容、又轉爲緩慢懈怠之義、

【釋】六四は、陰柔不才にして父の蠱を見ながらも、これを修し治むることに緩慢懈怠にして、遂には修め得ることと能はざるの者たり、故裕父之蠱と云也、それ人の子として其父の壞り置きつることを見ながらに、知りながらに、緩慢怠惰にして、卒に修め得ざる者はこれ不孝の子なり、それ不孝の子として何處に往き何事を爲すとしてか、人これを鄙しめざらんや、故に往見吝と云、

○按ずるに此卦は、初六も六四も共に陰柔の爻にして共に子の象たり、然るに其辭には異なること有る者は如何と云に、初六は陰柔不才の子なれども蠱の卦の初めたるを以て其敗れいまだ大ならざるなり、是を以て陰柔にても其修治の功を爲し易きなり、これ終に吉たるの所以たり、又此六四の爻に至つては蠱れの中間にして其敗れ至つて甚しきの時なり、故に陰柔不才にしては、其氣餒ゑ力屈して、緩慢遲滯にして卒に其事を果さゞるに至れるなり、故に裕りと云、吝めらると云の所以なり、

【象】裕は六四重陰不中の象、往は震の象、吝は重の象、見は變體離の象、

【爻傳】裕父之蠱、往未得也、

【釋】往とは往て爲ること有るの義也、此卦にては爲ることありとは父の蠱れを修し治むるに在り、然るに六四は重陰不中にして才力に乏しく志念惰弱にして其事に裕み怠れり、故に爲べきことを卒に果さず、これ吝め笑はるゝ所以たりと云ふの義を、往未得也と釋し玉へり、

【象】往未得は六四重陰不中にして父の蠱れに裕め

に應じ事ふるの象有り、蠱の卦たるを以て寡母の蠱惑なるをば子の諫めて治むるの義とせることとなり、又餘の五爻は皆先人の後を修むるの義とせり、唯り此九二の爻は存在の母の亂を子の治むるの義とせることとなり、

【象】母は六五の象、又幹母之蠱は二五陰陽正しく相應するの象、貞は艮の象、可は震の象、不は艮の象、

【爻傳】幹母之蠱、得中道也、

【釋】六五の母、其室に安んずること能はずして蠱惑壞亂に至らんとす、これ實に其事ふる所の九二の子の、甚だ處置き難き所の道たり、強く直諫すれば愛を毀ひ親しみを絕す、又因循姑息する時には大義を害し名敎を傷なふ、これ所謂家醜外揚すべからざると云の者たり、然るに九二の子は剛中の才德を以て從容として薄らず緩めず、恭敬と親愛と周洽く兼至り母氏をして自然に感じ化して自ら新たならしめて克く其室に安んぜしむる者は、全く九二剛中の才德に由れることとなりと云の義を、得中道也と釋し玉へり、此釋辭も卦爻の德性を以ては、中道を得ればなりと訓べし、又後學への敎訓體にては、中道を得よとなりと訓むべきなり、

【象】中は九二剛中の象、道は震の象、得は艮の象、

九三、幹父之蠱、小有悔、无大咎、

【釋】九三も亦子なり、陽剛の才有てよく父の壞りし後を修むる所の者とす、故に幹父之蠱と云、然るに九三は剛きに過ぎて中ならざるを以て、稍もすれば物事に支吾故障有て小しく悔有りとは雖、陽剛たるを以て終にはよく壞れを修め得ることとなり、故に大なる咎には至らざると云ことを、小有悔无大咎と云、

【象】父は順生卦泰の乾の象、幹は震巽二木の象、小は巽の象、悔は九三過剛不中の爻象、有は艮の象、无大咎は九三陽剛にして蠱れに幹たるの象、又大は坤の象、咎は變體坎の象、無は坤の象、

【爻傳】幹父之蠱、終无咎也、

【釋】九三過剛不中にして事に過るの失有て時々には

て、聖人の苦心し玉へる所なり、これ猶大禹の鯀の後を繼ぎて水を治めて父の罪を消脱し玉へるの義の如きなり、且つ前人の敗りしことを、後の人の修し治めんことは、父子より親切なる者は無し、故に六爻ともに父子の義を以て敎へ戒めを設け玉へることなり、

【象】父は變體乾の象、考は先人の義たれば、順生卦泰の乾の象、蠱は卦名の象、下同、幹は震巽二木の象、子は初六の爻象、又艮の卦象、有は艮の象、咎も无も厲も共に乾の象、終は艮と乾との象、

【爻傳】幹父之蠱、意承考也、

【釋】それ先考の過失の敗れの事、其子たらん者の、これを勉強して修し治めんことは、これ元來孝子の當任にして、即ち先考の意志に繼ぐことなり、故に今其意を承けてよくこれを修し治むると云の義を、意承考也と云、これ孝子を稱美し玉ふの辭なり、

【象】意は震の象、承は震の象、考は乾の象、

九二、幹母之蠱、不可貞、

【音】貞は固執の義たり、

【釋】母とは六五の爻を指して云へり、今蠱れの時にして、九二の子は剛中の才德有て六五の母に相應せり、これ九二の剛中の子、六五の母に事へて孝なるの象義とす、さて母とは寡母にして夙に蠱惑壞亂の闕德ありて其室に安んぜざるの有りしを、此子よくそれを修めたる者たりとす、故に幹母之蠱と云、それ母の蠱惑壞亂の行ひ有ん時に、子としてこれを諫めざる時には大義を害することなり、又強く諫むる時には愛を毀ひ親しみを喪ふ、これ須らく從容として恭敬と親愛と兼せ至つて、自然に感し化して、自から新たならしむるに在ることなり、故に不可貞と云、貞とは偏固にして強く顏せを犯して諫むることを必ずとするの謂なり、これ實に孝子の處置し難きことなり、詩の凱風にも、母子聖善、我無令人、又有子七人、莫慰母心などと詠歎せり、これらの旨を斟酌すべし、

○按に二の爻を子の位とし、五の爻を父母の位とす、若し五が陽爻たれば父とし、陰爻たれば母とす、これも亦爻の一例なり、今九二の子、六五の母

改め正し、明の代にて、洪武正韻を編集せられ、清に至りて康熙字典の制述ありしも、皆民俗を一振するの餘意に倣へる者たり、

【象】振は震の象、民は民間の風と云とにして巽の象、育とは、養育の義にして三より上に至るの頤の卦の象、又艮の象、德は震と艮との象、

初六、幹父之蠱、有子、考无咎、厲終吉、

【音】考、苦皓切、父死曰考、

【釋】幹とは木の身のことにして枝葉花實も皆此幹の力一つにて維持する所以の者たり、由て克く其任に堪へ其事を能くするの義とす、さて初六は子にして、父の壞りつる事を、後より修むる所の者たり、さて初六は陰爻たれば、其性質柔弱にして、才力足らずと雖、幸ひには蠱の初めに當りつれば、其敗れいまだ大ならざるが故に、陰柔にても其任に堪へ易きことなり、故に幹父之蠱と云、凡そ事の小大と無く敗れに至る時は皆咎有るの義たり、假令へば、考の往に敗りし事の有るを、よく蠱れに幹たるの子有て、其後を修し治めて、其敗れの缺めを補ひ繕ふ時には、先考も其咎を免るゝことを得ることなり、然らざる時には、其咎永く消ることと有ること無し、故に有子考无咎と云、今此爻は蠱の初六たれば其敗れも淺く小さくして、いまだ深く大ならざるとは雖、初六の子は陰柔にして、これを修し治めんこと、艱難劬勞にして、危ふきあるべし、故に厲と云、されども怠慢無くしてよく務むる時には、終に成功を得て吉たるの道たり、故に終吉と云、

○按ずるに蠱の卦爻の象の實に就て觀る時には、敗り壞るゝの義は有つて修し治むると云の義は有ること無し、さるに六爻の係辭に、敗れの辭は係け玉はずして修し治むるの義を主として說き玉へること如何と究むるに、易の經文は、元來君子に對して名教を敎訓るの書たり、故に君子たらん者にして物に對し、事に臨んで、我より敗ると云の名敎も義理も有ることなきがゆゑに、これを先人の破ぶり置きつることのあとを、其子たる所の君子が、これを修し治さむると云の義にとつて、敎へと戒しめとを示し玉へることなり、これ名敎の本色にし

有㆑功と云が如し、これ需の彖傳の、利㆑涉㆓大川㆒往有㆑功也と云へるゝ同義なり、さるにこゝに事の字を用ひ玉へることは、上文の治の字と、叶韻の爲までのことなり、

【象】往は震の象、事も震の象、有は艮の象、

先㆑甲三日、後㆑甲三日、終則有㆑始、天行也、

【釋】天行也とは天道也と云の義たり、さて終るとは敗壞の義、亂劇の義を云、始まるとは修し造の義、平治の義を云、それ天地の道たるや、敗れも極まれば必ず修復し、亂も極まれば必ず治復す、故に大傳に易窮則變、變則通、通則久、是以自㆑天祐㆑之、吉无㆑不㆑利、と有り、これ即ち易道を云へり、易の道とは即ち天の道たり、故に終則有㆑始、天行也と云、恒の彖傳に利㆑有㆑攸㆑往、終則有㆑始也と云へるも亦同義なり、

【象】終も始も共に艮の象、天も行も共に震の象、

【大象】山下有㆑風、蠱、君子以振㆑民育㆑德、

【音】振、音震、奮振也、一新之意、

【釋】振とは、ふるふと訓ず、今蠱の敗れ劇亂の敗に當つて、さてこれを治め修し回復せんと欲することぞならば、以前天下の風俗たりし所の舊き垢、前の弊を振ひ去て、これを一新するの義を云、育すとは養育の義にして、其一振せし後の日新の德を正しく明らかなる道に趨むくやうに、養なひ育つるの義なり、言意は君子此卦の象を觀て、其壞れたることを修し理め、其の亂れたる國家を治め復さんとならば、其從來風を成し俗を爲しつる所の、天下の舊染たる所の心と目と耳と身との、垢と穢とを、灰汁を以て清淨かに洗ひ落して、其心と目と耳と身とを新たに生れ出たる人の如くに日新ならしめ、其人人の天賦の明德を正しく明らかなるやうに養ひ育て、敎へ化すべしと云の訓へたるなり、

○按ずるに殷の湯王の正朔を建丑に改め、周の武王の建子に改め玉ひしも、必ず夏正建寅より善なると云の義には非ることなり、これ征伐を以て天下を得たることなれば、民を一振するの旨なるなり、後世李唐の代に唐韻を編集して天下の音韻を

名の義を釋し玉へり、其の生卦法と云ば泰の交代生卦法にして、泰の時は天下泰平にして四海は靜謐に、國富み財饒かなる至治の世なりとす、其治世泰平の極には必ず驕泰傲惰の疾ひ生じ來つて其國家を苦しめ惱ますことなり、故に泰の初九の一陽剛は高く驕つて、上卦の極に升り、上六の一陰柔は媚を献じ諛ひを進めて最下の初爻に下れり、これ陽は升るに過ぎ陰は降るに過ぎて陰陽交はらず、上下の情意遥かに隔つて此敗壞を爲せることとなり、又對體の象義は上は高く卦の極に止つて仁澤下に下らず、下は卑下巽與を事として忠諫直言など聞ゆること有ることと莫し、然る時にはこれ上は驕りて下は諂ひ、君臣互ひに欺むき、上下交互盜竊、國家敗壞の兆にして、これ此卦を蠱の敗れと名くる所以なりと云の釋なり、以上卦名の釋了れり、

【象】剛上は上九の象、柔下は初六の象、巽ふは巽の象、止るは艮の象、

蠱、元亨、（元亨之道）而後天下治也、

【釋】これより象の辭の釋に移り玉へり、故に文章の端を改むるの例を示して卦名を句の首に掲げ玉へるなり、蠱は壞れの卦たれば、其敗壞を修理し其擾亂を復治せんとならば、先づ須らく文武兼備はる所の大才力を具し、其事の前後始終を貫通する所の明智有る者にして而後に治に復るの功を得べきなり、其治に復るの功成ることを得るが、即ち天下治まれるなればなり、故に蠱の時に當つては元に亨るべしとは、而して天下治まればなりと云、此條は例の省文法にして、其意を平滿に說く時には、蠱の時に當れるの道は須らく大に亨る所の手段有て、而して後に天下治まるべければなりと云の義たり、

【象】天下は震の象、治は中爻頤養の象、

利涉大川、（守從而止之卦德）則往有事也、

【釋】此一句はこれ別義にして、能く此卦德の從ふて而して止まると云の義を守る時には、大川を涉る如きの大險難の事に遇ふとも過失有ること無くして終には其事の功を遂げ得んと云の義なり、有事とは猶

となり、蓋し其克く大に貫通するに非ずしては始めに復すること甚だ難きことなり、其終始の義理に貫通せよと云の義を、元に亨るべしと云へり、此元亨の二字は諸餘の卦にて係け玉へる所の卦象の德を稱し玉ふとは、其義大に異なることにして、これは蠱の卦の大敗壞と云を體とし其修治の道を用として勸め誨へ玉へる所の下知の辭なり、故に此象の辭は蠱時に當つては元に亨るべしと、下知の教訓にして讀むこと、傳なり、これ一截たり、

又巽を從ふとし艮を止むるとす、これ從つて止まるの象なり、凡そ江海の險難を涉らんことは、人命に係る所の大事たれば固より逆を愼しみ順を尙ぶことなり、故に能く時に從ふて止まり、風波船筏の利しきを得て涉る時は過失有ること少きなり、今此卦の巽ふて艮るの象に即て利ㇾ涉二大川一と云、これ止に卦の德の從☴止☶と云の義を取つて、蠱敗の義を用ひさせ玉はざるなり、これを取舍の大事と云、卜筮上にては、これ日夜に用る所の秘訣たり、故にこれらの義に煉熟せずしては、卜筮の占判に、大に齟齬出來ること多かる者なり、學者妄りに此利涉の字をのみ認めて、大なる災害を挽くこと勿るべし、これ一截たり、又甲とは、天干の首めなり、故に甲を日の始めとし又事の始めとす、甲に先たつ三日は辛の日なり、辛は新なり、これ同音同義たり、甲に後るゝ三日は丁なり、丁は丁寧の義なり、それ壞れ極まつて、今これを修治せんの道は、先づ既往の敗壞の由て起り來りし所の舊弊病根を悉くに改め新しくし、さて改め新しくせし以後を丁寧反復して、又再び壞れに至らざらしむること、これ肝要たり、故に、先ㇾ甲三日、後ㇾ甲三日と云、これ訟の大象に君子以作ㇾ事謀ㇾ始、又書仲虺之誥、愼二厥終一惟其始、又太甲、謹二始于一終と云へると、同意味たり、

【象】元も亨も共に震の象、大川は兌の象、利ㇾ涉は巽ふて艮まるの象、又震の象、甲は震巽木行の象、先は震の象、後は艮の象、日は震の象、三は震巽木行の生數の象、

【彖傳】蠱、剛上而柔下、巽而止、蠱、

【音】上は上聲、下は去聲、

【釋】此傳は首めに生卦法と二卦對體の象とを以て卦

【蠱】䷑（巽下艮上）

【音】蠱、公戸切、敗壞也、淫溺惑亂也、詳見善工利器、

【釋】此卦長女を以て少男に先だつの象有り、これ長女の色情を以て少男を媚ひ惑はしむるの義とす、故に此卦を蠱と名けられたり、又巽風を以て艮山を肅殺すの象有り、故に蠱と名けらる、大象に山下有風蠱と云へる、これなり、又艮を止むるとして上卦に在り、巽を服し從ふとして下卦に居る、これ上は艮まつて、下を惠せず、下は巽從に過ぎて、佞媚に流るゝの象有り、これ上の惠みは止つて下らず、下は巽與に過ぐる時には、其國家必ず壞れ亂る、故に蠱と名く、彖傳に巽而止蠱と云これ也、又對體の象を以て論ずる時は艮は一陽上に在り、二陰下に居る、又巽は二陽上に在り一陰下に居れり、これ上下共に陰陽交はらず、陰陽交はらざる時は必ず壞れを爲すとなり、又艮は、一陽上に止まり、巽は一陰下に伏せり、これ剛柔交はらざるなり、剛柔交はらざれば必ず壞れを爲す、これ共に蠱と名けらるゝ所以たり、又た巽を臭しとし氣とす、艮を止むるとし覆ひたる器とす、器の中に氣臭の物を止むれば、必ず腐敗して蟲生ずることとなり、故に蠱と名けたり、又交代生卦法、本泰より來れりとす、泰の初九は上り往て上爻に居り、上六は下り來つて初爻に居れり、陰は下るに過ぎて不中の下き底に居る、陽は上るに過ぎて不中の高き極れに居る、これ陰陽交はらずして壞れを生ず、故に蠱と名けらる、彖傳に、剛上而柔下と云、これなり、

蠱　元亨、利涉大川、先甲三日、（辛）後甲三日、（丁）

【音】先後共に去聲、

【釋】先づ此彖の辭の句の首めの蠱と云ふ字をば卦名の名目には讀まずして、やぶれの時に當つてはと訓付ることとなり、固より此卦象に元亨るの義有ること無し、然るに元亨の字を係け玉へること如何んと究むるに、蓋し蠱は敗壞の象なり、これを敗るの義なり、其敗れも極まる時には必ず當に修復すべし、これ亂極まれば必ず當に治復すべきの義なり、さて其修復治平の道は、其人先づ須らく斡旋の大才力を具して、能く其物其事の始終の義理に貫通するに在るこ

これ君上の臣民を仁愛し玉ふこと、眞實に篤き時には下民の君德に感じ化し服し順ふことの親切堅固なること、十重二十重に輩く結んで決して解け離るゝこと有ること莫しとなり、故に拘係之、乃從維之と云、王とは周の先王を指せり、然れども其何の王と云ことは詳らかならざることなり、享とは祭り享るの義なり、西山は岐山を云なり、此爻は、隨の極にして萬民悅び服して相隨ふの至極、衷心の誠の情の、固く結んで解くべからざるを云、これ萬民感じ服するの誠實をば祭りの薦贄にして先王の岐山に享り玉へるとなり、それ君上の孝の享ものは萬民の感じ化し服し隨ふより大なるは無ければなり、故に王用亨于西山と云、

○按ずるに此爻の德澤は、全く九五の君上の爻の義たり、然るを上六の爻にて係け玉ふ者は蓋し周の先王と云は、后稷以來數十代の中にして何れにても唐虞夏殷の間の諸侯たるを以て此事實をば九五の爻に係くべからざればなり、王と云ものは武王の周の天子とならせられて後、先祖を追王させられし故の稱なり、これ猶地風升の六四に、王用亨于岐山吉と云へるが如し、王とは、禮の贈號、六四を以て其諸侯たることを示し玉へることなり、又此爻の辭の義は、豫大象の萬民豫樂の性情より、音聲に發し出し詠歎せるの言を以て樂に作りて上帝及び祖考に薦め配むると同意義たることとなり、

【象】拘も係も從も維も共に上六隨の至極の爻象、又拘は艮の象、係も維も共に震の木、巽の繩、艮の手、艮の止むるの合象、從は卦名隨の象、又巽の象、王は九五の象、又變體乾の象、西は兌の象、山は艮の象、享は隨の卦の極の象、又震の薦むるの象、

【爻傳】拘係之、上窮也、

【釋】それ民の心の君恩仁德に感服すること、これを拘へ止め、これを係ぎとむるの厚く重なれるに至れることは、これ君上仁德の至極最上たりと云の義を上窮也と釋し玉へり、

【象】上は上爻の象、窮は卦の至極の象、

故に天下の臣民其德に和悦嘉樂して隨ひ從ふ、九五の君も亦よく臣民を信愛し撫恤す、これ上下親み睦び君臣和合して國家安寧に嘉樂するなり、故に孚于嘉吉と云、

○按ずるに此爻に隨の字を除きて、嘉の字を係玉ふ者は、蓋し臣の君に隨ひ、下の上に隨ふこと、これ尋常のことにして、特に美稱とするには足ざることなり、又嘉と云ふ時には隨ひ從ふの至極にして、中心信實より悦樂感化し和順懷服して上德に隨ひ上つるを云、孚の字は君上の萬民を仁愛し玉ふこと、眞實誠信なるを云、これ九五君德の大に盛んなるを稱せるの辭なり、

【象】孚は九五中正の象、嘉は兌悦和樂の象、

【爻傳】孚于嘉吉、位正中也、

【音】中は去聲、

【釋】正中とは道の至極に正しく中れりと云の義たり、故に、まあたりと訓すべし、これ至德を讃歎し玉ふ最上の辭なり、蓋し中正と正中とは其義少しく異なることあり、中正は中を得て正を得たるを云、これ九五と六二に限れるの辭なり、又正中とは、道の至極處の眞正に中れりと云の義なり、正中例は、

需彖傳に、位乎天位以正中也、

比彖傳に、顯比之吉、位正中也、

巽九五傳に、九五之吉、位正中也、

此隨の傳を併せて四卦に見へたるなり、

【象】正中は九五剛健中正の象、

上六、拘係之、乃從維之、王用亨于西山、

【音】亨、上聲、

【釋】此爻は隨の卦の終りにして天下の臣民隨從化服するの至極なる者とす、それ君上の宇內を御し天下を治め臣民を仁愛安撫し玉ふこと、眞實篤厚なる時には、則ち其臣民の悦樂感服する所の其情其意の親切周密なること膠を漆に投じたるが如く、少しも分れ離れそむき忤ふと云こと有ること無き者たり、これらの情態を形容し喩へて、こゝに一つの物あらんに、天下萬民のこれを愛し好み悦び樂んで、これを拘へ止めて尚其上を縛め維るが如きに至れるとなり、

に釋せんには、上に陳戒めたる所の義を逐一に愼み守らずして尙もそれを善こととして拍子にかゝり勢ひに乘りて、いよ〳〵其事を競ひ成さんとするの意を云へり、

然り此の如しといへども、九四此時に當りて、民の心の歸し向へるを幸ひに、忠信を篤くして君に事へ、道義を正しくして國政を務め、文明にして幾を知るの才有る時には、何の咎かあるべきや、故に有孚在道以明何咎と云、

○按ずるに此九四は隨の時の冢宰にして天下の人皆これに隨從して民の心をも得たるが如くに見ゆ、然れども實に德を以て得たるにては無くして皆權門に趨向陪從するなり、且つ九四は近君の地に居つて甚だ危きの位なり、大傳に四は愳多し、近ければなりと云、これなり、故に唯道に在て以て明なるに有孚、始めてよく其咎を免るゝことを得と云の義にして、實に常人にては處り難きの時なり位なるなり、

【象】隨は卦名の象、九四宰相執政の位に居れば、諸爻これに隨ふの義なり、有獲は上と同象、又有も獲も共に艮の象、貞は艮の象、孚は坎の象、在道は震の象、明は陽爻の象、又震と艮との象、又中卦頤の似體の離の象、

【爻傳】隨有獲、其義凶也、然有孚在道、明功也、

【釋】義とは道の條理と云ことなり、今隨從の時にして天下の人好んで權門に羣り族る、これ阿諛追蹤の風俗にして、民の心を得たるが如く見ゆれども、道の條理に於ては甚だ凶なることなり、故に其義凶也と云、然れども若し此時此位に當つてこれを處置かんには、先づ忠信を主として能く道義を守り、明正の志行ひあらば、大に功有るべしとなり、蓋し爻の辭には何の咎あらんと云へるを、傳の辭には、功の字を以てこれを釋し玉へり、これ改過の道を廣くし、自新の門を大にす奬善勸化の大鼓舞の道たり、

【象】義は兌の象、又震の象、功は震の象、

九五孚于嘉、吉、

【釋】隨の時に當つて九五の君は剛健中正の德有り、

せり、今六三の爻、九四に密邇にして初九には遠ざかれり、故に係丈夫失小子と云、これ己に如ざるを舍てて、勝れるに即と云ふ者にして隨ふの善なる者なり、今六三已に宜しく隨ふべきの良友を得たり、これに隨順して益を請はゞ自然に彼が意を得んと云の義を、隨有求得と云、隨はゞとは、九四に隨順するを云、それ六三の九四に隨ふことは、これ陰を以て陽に隨ひ下を以て上に隨ふことなれば固に其宜しきなり、然れども隨順の道も、强て劇しければ阿諛佞媚に流るゝの失有り、況んや九四は執政權門の大臣にして其威勢赫々たる者たれば、これ宜しく愼戒撙節すべきの道たり、故にこれを戒めて利居貞と云、貞とは、常恒の義、居るとは止るの義たり、これ常を守り、分に止まつて妄りに動くべからざれよと云の垂戒たり、

【象】丈夫は九四の象、又震の象、小子は初九の象、又艮の象、隨有求得とは六三九四に比し隨つて益を得るの象、益とは此中卦益の卦象、

【爻傳】係丈夫、志舍下也、

【音】舍は、音捨之上聲、

【释】下とは初九を云、今六三已に己より上にして勝れる所の九四に親み比して請益するの志有る時には、其勢ひ必ず己より下にして如ざる所の初九を舍ることも亦勢ひの必然の定理たり、故に志舍下也と云、

【象】志は震の象、下は初九の象、舍は艮の象、

九四、隨之時、有故獲民心貞凶、然克有孚在道以明、何咎、

【释】九四は隨の時の執政權門たれば天下羣臣及び衆民悉く皆己門に族り隨ふが如くに見ゆれども、これ其德の餘り有て民の心を得たるには非ず、今隨の時なる故に天下擧つて隨順巽從するの風俗たればなり、故に隨有獲と云、九四此時に當つて衆民の隨ひ從ふを以て己が盛德の致す所なりと自負して威權を振ひ功德に乘ずるの意念有る時は大凶の道たるなり、故に必ずこれに乘ずるの意有ること莫るべしと云の戒めを、貞凶と云、

○按に凡そ經文中の貞固の貞の字の義を、詳らか

【釋】小子とは初九を指せり、丈夫とは九四を指せり、固より陰の求むる所の者は陽なり、故に陰の隨ふ所の者も亦陽たり、今六二は初九に近く九四に遠し、是を以て近き初九の小子に比し係つて、遠き九四の丈夫を失へり、故に係㆓小子㆒失㆓丈夫㆒と云、凶吝の辭無しと雖、其吉ならざることは知るべきなり、凡そ隨ひ從ふの道は、己より勝れる者に隨はんことを主とす、今九四は六二よりしては上にて勝れたる者なり、又初九は六二よりしては下にして己に如ざる所の者なりとす、今六二の爻、己より上なる所の九四を舍て、下なる所の初九に比することは、これ己に如ざる所の者を友とするの謂にして、何の益と云ことかあらんや、

○按に隨は隨從交友の義たるを以て此卦も初より四に至るまでの間は、朋友交游の道を主とし玉へる故に强て君臣父子夫婦等の道に係け玉はざるを以て、應爻の義を專らとし玉はざることなり、これも亦一例たり、故に此爻にても常例の如くに應爻の九五を指して丈夫とする所の先輩等の說は、拗執にて通じ難し、其義は、次の六三の爻の辭に至つて、應爻を云ことの非なることは、明白に分ることなり、

【象】小子は初九の象、丈夫は九四の象、又小子は艮の象、丈夫は震の象、係は六二初九に比するの象、失は六二九四に遠ざかるの象、又係は震の木、巽の繩、艮の手、艮にて止むるの合象、又巽從の象、失は艮の象、

【爻傳】係㆓小子㆒弗㆓兼與㆒也、

【釋】六二は初九に密比して九四には遠ざかれり、固より天地の道に兩全の義有ること莫し、故に小子に係れば必ず丈夫を失ふ、これ理勢の然らしむる所以の者たり、故に弗㆓兼與㆒也と釋し玉へり、

【象】六二は初に密比して四に遠ざかれり、これ弗㆓兼與㆒の象、又與は巽從の象、弗の字は艮の象、

六三、係㆓丈夫㆒、失㆓小子㆒、隨〔㆑之而請㆑益〕有㆑求得、利㆑居㆑貞、

【音】貞は、常恒之義なり、

【釋】丈夫とは九四の爻を指し小子とは初九の爻を指

不居、亂邦不入と云等の意なり、
【象】澤は兌の象、雷は震の象、有は艮の象、君子は震艮の象、晦は震の日、兌の西方に沒したるの象、入は巽の象、宴息は心身を養ふ義にして頤養の卦象、

初九、官有渝、貞吉、出門交有功、

【音】渝、容朱切、平虞逾、變也、從水從兪、兪、從亼舟巜、亼、集也、巜、水也、水集舟運、以爲快意之義、故爲然、爲應爲恬安、爲疾愈、今又如水、則海門船路變革、故渝爲變革之義、
【釋】易の例初爻は本無位卑賤の位なれども此爻は剛明にして正の位を得、且つ成卦の主爻、震の爲る有るの主爻たるを以て、これを在官の人とせしことなり、殊に震の象を官とすればなり、震の官者、震にて進み動くの象たるを以て、必ず官の渝ること在ることなり、今隨の時なるを以て其官の轉遷、黜陟升降ともに一に人に隨ふを以て吉とす、故に官有渝と云、然れども其人に從ふことも、一に正しきを以て要とす、故に貞吉と云、且つ隨ふの道にも公と私との二途有り、須らく門を出て廣く公正の道を選び賢者を求めて隨はんことを主とすべし、これ私を離れて而後功有るの義たり、故に出門交有功と云、交ると云は、即ち隨ふの義なり、
【象】官は初九成卦の主の象、又震の象、渝は震の象、有は艮の象、門は艮の象、又初九の象、出は震の象、交は隨の象、功は震の象、貞は震の象、

【爻傳】官有渝、從正吉也、出門交、有功、不失也、公道

【釋】これ爻の辭の貞吉の義を取つて釋し玉ふなり、先づ從の字を以て卦名の隨の字の義を釋し、又正の字を取て貞の字の義を釋し玉へり、故に從正吉也と云、又不失とは公の道を失はざると云の義にして、これ門を出て賢者を選み公正の道を求めて交はらんことを敎へ戒しめ玉へるなり、
【象】從は卦名の象、又巽の象、正は震の象、失は變體坤の象、不は艮の象、

六二、係小子、失丈夫、

【象】大も亨も以も正も共に皆震の象、天下は震の象、時も義も共に震の象、

○按ずるに此象傳如ㇾ此に訂正して其義理甚融通することとなり、尚此上に一つの僻案有り、定説とならざれども、无ㇾ咎の句の下に、脱文有が如く意はるゝにつき僻説をこゝに記して後考に備ふ、大傳の十八爻釋中に、知ㇾ幾其神乎の末章に、君子知ㇾ微知ㇾ彰、知ㇾ柔知ㇾ剛、萬夫之望と云の、三句十四字、其上文と接屬親切ならず、語は重複に似て、意は岐衍せることとなり、因てこれを采り來つて、此象傳の无ㇾ咎の下に塡補する時には、其語意親切に屬して、釋義も顯著として、能く脗合せることとなり、

大亨以ㇾ正无ㇾ咎、君子知ㇾ微知ㇾ彰、知ㇾ柔知ㇾ剛、萬夫之望、而天下隨ㇾ之、隨之時義大矣哉、

【象】大も亨も以も正も皆震の象、君子は震と艮との象、微は兌と巽との象、彰は震と艮との象、知は中卦似體の離の象、柔は兌と巽との象、剛は震と艮との象、萬夫之望は震の象、又艮の象、天下は震の象、時は震の象、幾は震と兌との象、大は震の象、

〔大象〕澤中有ㇾ雷、隨、君子以嚮ㇾ晦入宴息、

【音】澤(校者云、澤原本作ㇾ滜)澤正字、詳見二善工利器一、息悉即切、氣息也、從ㇾ心從ㇾ自、自、鼻也、氣息入ㇾ鼻出ㇾ口、一呼一吸、人生之所ㇾ本、因爲二生息子息利息之義一、又勞倦人、則氣息急、故爲二勞息之義一爲二休息之義一、

【釋】澤中有ㇾ雷とは、これ大象の例に由て、二卦の大象の成位に就て稱呼し玉へども、これ震の陽卦の尊き者が、兌澤の卑しき所へ陷りぬると云の義にして、其實は震の長男にして兌の少女に下り隨ふと云ことを説き玉へるなり、これ尊き者卑しき所に在り、賢者小人の下に屈するの時運たれば、乃ち無道の象なりとす、是故に君子若し此の如きの時に遇はゞ、須らく知を韜み德を藏して仕宦をも致して家に居つて宴樂して心を豫ましめ、身を養ふて以て將に己が出て仕へ道を行ふべきの時を期べしと云の敎戒たり、嚮ㇾ晦と云は、出て懷み光りを藏すの喩へたり、入るとは、出て仕るの反對にして退て家食するの義なり、これ所ㇾ謂邦無ㇾ道則愚、又卷而懷ㇾ之、又憂則違ㇾ之、又危邦

は、一に正しきを要とす、故に利レ貞と云、假令人に隨ふて事を作すとも、遂げ成さざる時には、咎有るの義なり、況んや暗きに隨ひ惡に隨ひ、邪に隨ふ時には、大なる咎に至る、故に明なるに隨ひ善に隨ひ正に隨ふて、其事遂げ了りて而後に咎無しとするなり、故に元亨、利レ貞、无レ咎と云、

【象】元も亨も利も貞も共に震の象、

【彖傳】隨、剛來而下レ柔、動而說、隨、

【釋】此傳の首めも先づ卦名の釋にして、乃ち否の爻代生卦法と二卦對體の象義とを取りて卦名の隨と云の義を明せり、否の上九の一陽爻下り來つて、隨の初九震の主爻、成卦の主爻と爲れり、これ貴きを以て卑きに下り隨ふものにして、隨と名くる所以なりと云の義を、剛來而下レ柔と云、又對體の象の、我動きて彼說ぶと云も、亦我より彼に隨ふの義たるを以て、共に卦名の隨の義を釋し玉へるなり、

【象】剛は初九の象、柔とは六二と六三とを指すの象、來るも下るも共に生卦の象、動は震の象、說は兌の象、

大亨以レ正、故无レ咎、而天下隨レ之、隨之時義大矣哉、

【訂】通本亨下脫二以字一、且正作レ貞、自二同義一譌、隨之之之字、譌作レ時、時、譌作レ之、今據二王肅本一復正、鄭惠博云、古文、之、作レ㞢、時、作レ旹、因誤也、下文亦因二上文之誤一也、

【釋】これより彖の辭の釋たり、さて大の字を以て元の字に代へ釋し、以正の二字を以て利貞の二字に代へ釋して其義を示し玉へり、これ彖傳に、元亨利貞の釋の字令たり、

臨の彖傳に、大亨以レ正、天之道也、

无妄の彖傳に、大亨以レ正、天之命也、

革の彖傳に、文明以說、大亨以レ正、

これらの例見つべし、

天下隨レ之の之とは、上文の大亨以レ正无レ咎の六字を指して云、此の如くにして天下之に隨ふなり、さらば隨の時に當つて、大に亨る所の道の條理、亦大なることに非ずやと云の意を、隨之時義大矣哉と讃歎して以て總釋結尾し玉へるなり、

【爻傳】冥レ豫在レ上、何可レ長也、

【釋】上六陰柔不才不中にして豫の時に當つて豫の極に居る、これ退き守るの道を知ずして尚も豫樂を極め盡さんとす、これ樂み極つて哀み至るの爻たり、敗亡せずして奚をか期んや、故に何可レ長也と云、

【象】何可レ長は卦極の象、

【隨】䷐ 〔巽下・兌上〕

【音】隨、音隋、順從也、詳見善工利器、

【釋】先づ此卦は生卦法を以て觀る時には、本歸妹よりの易位法なり、其歸妹の卦たるや、震の長男、兌の少女の上に位せしが、今此隨の卦と爲りては、長男來つて少女の下に下り隨へり、故に隨と名けられたり、凡そ天地の定理、男は尊く女は卑し、又長は尊く少は卑し、これ大公の正義たり、然るに此卦は男にしては女に下り、長にしては少に下れり、これ隨ふべからざるの者にして今却つて隨へり、これ本隨ひ難きの道とす、故に卦に命じて以て其時に隨ふの敎へを示し玉へるなり、これ猶天澤履の履み行ひ難きを以て、卦に名け玉へると同じ、又內卦を我とし外卦を彼とす、震を動くとし兌を悅ぶとす、これ我動て彼悅ぶの象有り、亦我より彼に隨ふの義なり、故に隨と名けらる、彖傳に、動而說隨と云これなり、又合體の象を以て見れば說んで動くと云の義有り、これも亦隨ふの義なり、又生卦法を以て見れば、本否より來れる所の交代法とす、否の上九の爻は來つて初九と爲れり、これ高く卦の極に居れる一陽剛が、初九最下の地に下りて五爻の下に隨ふの象たり、故に隨と名けらる、彖傳に剛來而下レ柔と云、これなり、又對體の象を以て說く時には、上卦の兌は、二陽の貴きを以て、一陰の卑きに下り隨ひ、內卦の震は一陽の貴きを以て二陰の卑きに下り隨ふ、これ皆陽を以て陰に下り隨へるの象有り、故に隨と名付け玉へることとなり、

隨、元亨、利レ貞、无レ咎、

【釋】凡そ天下萬般のこと、大率は人に隨ひ從ふて作爲時には、其功成し易し、成し易き時は必ず遂ぐることを得るなり、故に元に亨ると云、最も人に隨ふの道

を十分に遂げざるの意象、又坎の象、死は坤の大陰の象、不は艮の象、又不ㇾ死は九四六五に親比して輔弼するの象、又震の象、恒は坤の象、

【爻傳】六五、貞疾、乘ㇾ剛也、恒不ㇾ死、中未ㇾ亡也

【釋】剛に乘ると云は六五の陰爻、九四の陽剛の上に乘れるなり、乘ると云は、すべて陰爻の艱難なるなり、中未ㇾ亡とは、六五の君は陰暗柔弱の生質たれば、かの豫樂佚遊の十分に盡されざるを以て、これを苦み惱んで、疾とすると云ほどの君たれども其柔中の德いまだ亡び失せざる所有るを以て九四剛明の賢執政と制戒を用ひ諫言を受け容るゝを以て國家の調理保養能く行き屆きて、終に騷亂に至らざるなりと云の義を中未ㇾ亡也と釋し玉へり、

【象】乘ㇾ剛は六五九四の剛に乘れるの象、中未ㇾ亡は、六五柔中にしてよく諫めを容るゝの象、又中は柔中の象、未は艮の象、亡は坤の象、

上六、冥ㇾ豫、成ㇾ事有ㇾ渝、无ㇾ咎、

【釋】上六は陰柔不中にして豫の卦の極に居れり、これ豫樂を十分に極め盡したるの象たり、それ豫樂は極むべき所の者に非ず、豫樂極れば必ず哀戚至ること、これ天地の定理たり、今上六此道理に暗くして、一に豫樂を極め盡さんとす、これ豫樂を善する者と云べからず、實は豫樂の道に暗き者たり、故に冥ㇾ豫と云、此冥の字の義は、升の上六の冥ㇾ升と云の冥に同じ、然れども上六は卦の終りなり、是故に豫樂も已に遂げ終つて自然に厭ひ惡むの情生じて、其これまでの耽り溺れし怠惰の情を變じ改むる時には其咎を免るゝことを得んと云の誨へを、成有ㇾ渝无ㇾ咎と云、凡そ人逸樂に過ぐる時は必ず其躬を誤る、これ咎有るの道たり、今志を改め行ひを變じて正しき道に復る時は其咎を免る、故に无ㇾ咎と云、成とは事の正に遂げ成りしことを云、渝るとは志の改まり變ることを云、

【象】冥は上六陰爻の象、又坤の象、冥ㇾ豫は上六豫樂の卦の極に居るの象、成は上六卦の終りの象、渝るは陰爻陽爻に變ずるの象、又震の象、有は艮の象、咎は坎の象、无は坤の象、

豫は卦名の象、大は坤の象、得は坎の象、有は艮の象、疑は陽爻陰位に居るの象、又坤の象、勿は艮の象、朋は同朋の賢者にして陽爻の象、盍は合にして坤の象、簪は九四の一陽の笄を以て衆陰の髪を聚めて貫ぬけるの象、又衆陰九四に應じ聚まるの象、

【爻傳】由豫、大有得、志大行也、

【釋】それ九四大臣の志たるや、よく天下をして泰平至治ならしめ擧天下の衆陰をして咸く昭代の徳化に酔ゐ飽たらしむるに在ること、これ其職なり任なり、今此權臣の功徳に由つて、天下の衆民大に豫樂和悦して、大に天下の民の心を得たるは、これ九四の平生の素志宿願の遂げ行はるゝなりと云の義を、志大行也と云、

【象】志は震の象、大は坤の象、行は震の象、

六五、貞疾、恒不死、

【釋】六五は、君の定位たり、今豫の時たるを以て、昇平至治にして泰平豐饒四海無事の化に出遇ふて、天下の羣陰、下賤卑夫に至るまでも皆各豫樂佚遊するの時たり、况んや六五の君は至尊たるを以て、四海の富貴を統ぶ、殊に陰柔の君主たるを以て勝れて佚遊豫樂を好ませ玉ふことゝなり、假令へ臣民は豫樂することを得ざるの時なりとも、君は富貴の極なるを以て、極めて豫樂佚遊を恣まゝに盡さんと思すと雖、かの九四執政の大臣に制し止められて、心のまゝ豫樂を極め盡すこと能はず、これ六五の君上の苦惱なり疾患なり、故に其情態を形容して貞疾と云、然れども九四の大臣陰弱の君上を輔佐して朝憲を明らかにし、天下を治めて羣陰を撫で恤で、又善く君上の過失を規し諫む、固より六五の君は陰暗柔弱にして豫樂佚遊を好む所の失は有りといへども、其柔中の徳有るが故に、能く諫めを拒むこと無くして九四の言に聽き從へり、こゝを以て國家亂るゝこと無きことを得たりと云の義を、恒不死と云、

○按ずるに此六五の君の情意は、常に十分に豫樂を極め盡さずして情欲快活ならざることを疾の苦惱に喩へ、其疾と云の字に對して九四制戒の毒忌み、諫言の養生に從へるを以て終に國家亂れ亡びざることを死せずと對して比喩せしことなり、

【象】貞は坤の象、疾は六五九四に制戒せられて情欲

の才德に由て泰平の化に游き和順豫樂することを獲たり、こゝに由て天下の民心大に此門に感服し歸順することなり、これ大に民の心を得ること有るなり、故に大有得と云、固より九四は、執政大臣の位に在て、天下中唯一陽剛たることなれば其威權盛んに大にして、天下の崇敬すること至て甚しきこと知りぬべし、然るに又六五の君は、陰弱たるを以て威權勢力自ら薄く輕し、故に天下の衆陰皆悉く九四の門に群り簇る、これ九四の才德よく天下の民の心を得たればなり、然れども其九四の才德よく天下の民心を得たるを以て、かの六五の陰君も亦九四の威權を忌み疑ふの情無きこと能はず、九四の權臣も亦君上の己を疑ひ忌ませられんと云ことを、常に危ぶみ惧る、これ實に九四の處り難きの時なり位なり勢ひなり、然れども九四の大臣、此時に當つては、嫌疑を抱へ顧慮を夾みて、己身を保ち全くせんと云の意念生ずる時には、徑ちに其政に害有て、天下の勢ひ忽ちに隕る瓦の破るが如く、堆すたる沙の崩るゝが如きに至らんこと覿面なり、これ國家廢亡の幾なり、故に此場に至つては、九四一に己身を擲うつて丹悃赤心を公事に殫すべし、これ所謂有殺身以成仁と云の時なり、故に聖人これを鞭ち勉めて勿疑と云、勿疑とは、疑念を抱きて顧慮すること無く純一赤心にて國に報ずべしと云の義なり、さて九四の忠臣、身を以て國事に殉ふこと此の如きぞならば四方同朋の君子も其赤心の忠信に感じて盡く聚り來つて、共に國事を輔くべしとなり、故に朋盍簪と云、簪とは笄なり、笄は、髮を聚めて貫串止むる者たり、故にあつむるとも、あつまるとも訓ずることなり、又由の字は、成卦の主爻に係れるの辭なり、頤の上九に、由頤の由の字と同じ、由とは衆陰の羣臣羣民此爻の才德に由て豫樂することを得るを云へり、今豫の卦の五陰爻は皆此九四の功德に由て豫樂すと雖、此九四の爻は、卻つて天下の爲に劬勞して、豫樂を人に求めざる所の賢德を、見はし賑せるの由の字なり、此九四の爻の義を喩へば、諸葛武侯の先主の遺詔を奉はりて、後主を輔佐しつるが如し、威强く任重し、故に常に君上の疑ひ思さんことを恐れて怖るゝことなり、大傳に四は惧れ多し、近ければなりと宣へるも、これらの謂なるべし、

【象】由は、九四成卦の主爻、衆陰これに應ずるの象、

遲有悔と云、
○按ずるに此爻の辭、初六の鳴豫と其文は異なりと雖其意は相似たり、初は九四の應爻にして三は九四の比爻たれば、初六六三共に同體にあつて、陰柔不中正の小人にして權門の爻の應比たるを以て、其姦慝の情態同律一般たることなり、且つ上の悔は上聲にして、いまだ殃に至らざるの時なり、下の悔は去聲にして殃ひ已に至れるの時なり、聖人兩箇の悔の字の中に、一个の遲の字を下して以て吉凶の分岐する所の幾微を示し玉へり、文章の神簡にして敎戒の神深なる仰ぎ歎じ上つるべきなり、
【象】盱は六三より上九四に比たるの象、又兌は離の偏睛にして上視するの象、豫は卦名の象、上悔は震の象、下悔は艮の象、遲も有も共に艮の象、

【爻傳】盱豫、有悔、位不當也、

【音】悔は、去聲、
【釋】六三陰柔不中不正にして內卦の極に居つて九四の陽剛權門の爻に密比せり、これ陰柔不中不正の小人、諂諛を以て權門に出入して、其威權を竊み振ふて以て樂みとし、其非を悔改むること無くして卒に殃の至るに及んで而して後悔ゆるに至る所以は、元來自家陰柔にして道に暗く、唯陽位の志のみ亢ぶり傲つて遂に此極に至れりと云の義を、位不當也と釋し玉へり、
【象】位不當は六三陰爻にして、陽の位に居るの象、

九四、由豫、大有得、民一心ニ勿疑、同朋賢者盍簪、

【音】由以周切、音猷、從也、因也、自也、從田上出象田間小徑、所由從之義可會、盍胡獵切、合也、簪側吟切、平侵譜作含切平覃攢兩音、首笄也、釋名、簪兟也、連冠于髮也、以爲族聚之義、俗作簮簪譌、
【釋】此九四の爻は、成卦の主にして、冢宰執政の位なり、固より卦中唯一陽剛にして、陽明剛健の德量を以て上は六五陰柔の君を輔弼し上つりて、朝廷の綱紀を振ひ正し、下は四海を統べ治めてよく天下の衆陰をして各其處を得さしめて、豫樂和悅ならしむる所の者は、全く此九四一陽剛の才力德量に由れることなりと云の義を由豫と云、此時天下の衆陰、實に此爻

【爻傳】不終日、貞吉、以中正也、

【釋】凡そ天下の惡と云ことは其罪の狀は千萬縱橫なれども其本を究むる時は、皆偏よりて邪まなるより出でざることは無き者なり、又天下の善と云ことも其德の行ひ徑に權に宜しきに適することなりとはいへども、其源に溯ぼれば、咸く中正より出ざるは莫し、此故に孔夫子の此六二の爻の、今天下舉つて豫樂するの時に當つて、其俗に引れず風に誘はれず、卓然として佚遊に淫溺せずして速に道の正しきに取て復し、天下の衆陰の皆趨り向つて、足恭乞求する處の九四の權門に應せず比せず、能く節操を石よりも堅くして道を守る處の、種々の大善美の德行を、單に中正の二字にて釋し玉へることは、千萬の德行も、すべては此中正の二字の中に含蓄しぬればなり、故に凡そ易文の中にての中の字の義は、仁の德にも當つべく聖の位にも擬すべく、正の字の義は義の德にも當つべく賢の位にも視らぶべし、是故に篇內中に中正の二字を以て釋し玉へるは褒稱歎美の至極なりと知るべし、

【象】中正は六二柔順中正の象、

六三、盱豫、悔、遲有悔、

【音】盱、況于切、音訏、舉目企望也、從目從于、與盱盱不同、悔遲之悔上聲、改悔也、有悔之悔、去聲、悔吝也、

【釋】六三は、豫の時に當りて己れは陰柔不才不中不正の人物たり、然るに九四の權門の爻と陰陽密比せり、これ足恭諂諛を以て九四を欺むき弄かし、其權勢を負み其威福を仰ぎ望んで、これを以て世を震り人を威すの奇貨として、中に就て姦利の謀を設けて樂みとす、これ古今奸黠の小人佞者の常套たり、故に盱豫と云、それ人の權を假り威を竊んで以て己が貪利の豫樂とす、これ所謂冰山に靠る者にして眞に豫樂の堅固永久なる者には非ることとなり、一旦他の寵弛り權衰へたる時には災害忽ち生じ至る、これ悔吝凶の道たり、是を以て六三一旦に豁然として今日迄の非を悟り舊情を悔ひ改めて、其志を變革せば、其災を免るべし、若し悔改むること遲ければ災害已に至れるに臨んでは、これを悔むとも遲しと云の義を、悔句

して畏れ肅むべきのことなり、然るに小人の淺さましさには却つて其權を假り威を竊んて人を凌ぎ世を威す、これ罪惡の甚しき者とす、それ人己身に富貴威權あるさへ、いよ〳〵ます〳〵謙下して德を有つべきことなり、さるに下賤卑夫の身として尊貴權門の他人の威を假り權を竊んで豫樂とし人に衒ふこと、これ其志の野鄙賤劣の極にして人たるの心は少しも無き所の困窮の最なりと云の意を、志窮凶也と釋し玉へり、

六二、介于石、不終日、貞吉、

【音】介、去怪戒、節操堅確之義、孟子曰、柳下惠不以三公易其介、是也、從人從川、川、分辨之義、說文、作乑、篆作乑、分畫之義、因作界限字、左右相夾因爲夾輔介助之義、介胄、夾輔于身之具、固爲介胄、蟲之有外殼者、似介胄、故曰介蟲、曲禮曰、介胄、則有不可犯之色、因爲堅確不拔之義、

【釋】介は氣慨節介あるの義なり、今擧天下皆豫樂佚遊するの時に當つて、六二の爻は、其豫樂に耽らず、其佚遊に溺れざることは、これ中正の德有て其節操石よりも確ければなり、故に介于石と云、然ればとて今豫樂の時に遇ふて强愎しくして世に悖り人に背きて、獨り戚々として決して樂しまずと云にも非ず、唯其樂の極むべからざることを知て、日を終ることを待たずして速かに更めて道の正しきに取て復す、これよく幾を見て作つ者と云べし、實に貞吉の道たり、故に不終日貞吉と云、

○按ずるに此爻に介于石貞吉と云の褒辭有る者は、凡そ此豫の卦中の五陰爻、皆九四の一陽剛の權門に求め望むこと有る者たり、これ易に於ては陰陽爻の定れる情たり、人事に於ては凉を辟け熱に附く、これ古今の俗情なり時勢なり、然るに唯り此六二の爻は中正の德有る上に、かの九四の一陽剛の權門とは應の位に非ず比の位に非ず、是を以て少しも佞諛足恭の意無く、佞媚逢迎するの態無し、故に其節操の堅確不拔なることを稱して、介于石と云へるなり、

【象】石は艮坎の象、介は中正の象、又離の象、日は離の象、又震の象、終は坤艮の象、不は艮の象、貞は震離の象、

復、无妄、渙、觀、豫の卦には皆先王とあり、これは古先王の易の卦象を觀て此の如きの道を行ひ玉ひしことを傳へ來りしこと七卦有りしを孔夫子の學び傳へ玉へることと、猶大傳の十三卦、及び文言等の類なり、故に其傳へをこゝに引據し玉ふての敎訓たり、故に此七卦の大象文は、下知の義に訓讀せぬことと傳なり、其他五十七卦は、すべて皆下知體に訓ずべし、

【象】雷は震の象、地は坤の象、出は震の象、奮は復の地下に在りし雷、今時を得て地上に奮ふの象、又震の象、樂は震を音聲とし鼓とし坎を笛とし艮を人とし手とし、震を足とし動くとするの合象、又豫の卦の象、作は震の象、德は坎の象、崇は艮の象、殷は震の象、薦も震の象、上帝は震の象、祖考は艮を宗廟とするの象、又震の象、配は震の象、

○按ずるに此豫の卦には、三生卦法を用ひ玉へり、其一は、坤の來往生卦にして、即ち彖の辭の利建侯の文、其徵たり、又一は、復の運移生卦にして、即ち彖傳の剛應而志行と云の文、其徵たり、又一は復の易位生卦にして、即此大象の雷出地奮と云の文、其徵たり、

初六、鳴豫、凶、

【釋】豫の時に當つては、初六は陰柔不才にして最下に居るの爻たれば、これ下賤の卑夫たるなり、然るに此爻は九四執政權門の爻と陰陽の應の位なり、それ九四は執政の鼎臣にして、入ては宰相たり出ては大將たるの權勢の臣にして、卦中惟一陽の剛位にして、天下の衆陰をして、豫樂ならしむる所の震の爲ること有るの主爻、成卦の主爻たり、こゝを以て其富貴威權炎々赫々たる所の者たり、然るに此初六の小人これと應の位たるを以て、其九四の權門に出入して、それをひけらかして豫樂とす、又故意にこれを世間に狗鳴して衒售歩走、これ大惡大凶の道たり、故に鳴豫凶と云、

【象】豫は卦名の象、鳴すは、震の象、

【爻傳】初六鳴豫、志窮凶也、

【釋】初六は、陰柔卑賤の身を以て辱なくも九四の重臣尊貴の權門に出入す、これ宜しく恒に戰々兢々と

【大象】雷出地奮豫、先王以作樂崇德、殷薦之上帝、以配祖考、

【音】配、胚去聲、侑也、

【釋】此大象は其上下に卦の象を擧げ呼び玉ふ中に、はや易位生卦法を用ひ置き玉へり、其義は普通の大象の例に據る時には、雷在地上と稱し玉ふべきことゝ當然たり、然るを雷出地奮と出の字と奮の字とを用ひ玉ふて、從來地下に屈伏せられて有りつる所の震雷の、今其時至り地を出ることを得て奮ふとあるにて、これ復の易位生卦たることと明白たることとなり、蓋し先王此卦の象を觀て、かの欝蟄の氣を舒暢させて豫樂するの性情より、自然に音聲に發し出して、詠歌する所の義を聖慮に感動し玉ひて、これを音律に協し、これを管絃に施して、禮樂の樂を制作し玉へりとなり、故に樂とは樂なり樂なり、萬民豫樂して歡喜なり、萬民君上の聖德仁慈なるを樂ひ好むことなり、此萬民豫樂の性情より自然に音聲に出て詠歌に發せし所を、管弦に施して以て此樂を制作し玉ひて、愈德を崇く盛んにして、これを上帝に薦へ物とし、又祖考にも配侑物とし玉へるとなり、それ王者の上帝を祭り、祖先を祀らせ玉ふの薦へ物、此萬民豫樂の性情より發し出でたる所の樂より上の義有るべけんや、故に後の人主よく此意を體認して、其萬民を豫樂せしむる所の、本を務むべしと云の大教訓たり、

○按ずるに孔夫子の大象は、易の六十四卦の上下に卦の大象を掲げて汎く君子への教訓を垂れ玉へる事なる故に即今より將來への下知の教訓たり、是を以て六十四卦の中にて、乾、坤、屯、蒙、需、訟、師、比、小畜、履、否、同人、大有、謙、隨、蠱、臨、賁、大畜、頤、大過、坎、咸、恒、遯、大壯、晉、明夷、家人、睽、蹇、解、損、益、夬、萃、升、困、井、革、鼎、震、艮、漸、歸、妹、豐、旅、巽、兌、節、中孚、小過、既濟、未濟、此五十三卦は皆君子と呼で汎く上下へわたるの下知の教訓たり、又泰と姤との二卦には后と呼び玉へり、これ其義主として君上の行義に係れるを以てなり、又剝には上と呼び離には大人と稱し玉へり、后も上も大人も皆君上のことにして、其義多く君上の義に係れるを以て、其呼ぶ所は異なれども、其君子への下知教訓の旨は一なり、又、比、噬嗑、

るは皆天子のことなり、且つ固より天地の大義道理上にては、天子は必ず聖人の徳有り、聖人の徳有る人は、必ず天子たるべきことなり、これ即ち順命なり、然れどもこれは人事のことたれば、桀紂幽靈の如き天子も有ることなれば、かの天地日月四時の如くに、過まち差はざることを必然とし難し、古今を歴觀するに犧皇、神農、黄帝、堯、舜、禹、殷湯、周武の如きは聖人にして位に在ることなれども、これ僅に十にだも滿たず、其他は賢愚不肖混雜せることなり、適文王周公孔夫子の如く大聖の才徳を全く具へ玉ひつるも、皆逆命にして其位に居り玉ふこと能はず、故に聖人の位に在らんことは代々世々に必然とすべからざるを以て、則の字を以て後の文を承け接玉へることとなり、假令聖人世に出玉ふこと有りとても位を得玉はざる時には刑罰淸而民服と云の仁政を施し玉ふこと能はざることなり、故に大傳に聖人之大寶を位と曰とあるも、これらの義なり、殊に刑罰淸と云ふ淸の字の中には、刑せずして民徳化に服し順ふと云の旨有ることとなり、畢竟ずる所の此條の主意は、聖人だに順を以て動て位に在す時には則は刑罰淸くして、刑は措を用ひず民悉く徳化に服し順ふこと必然たり、若し聖人位に在さゞる時には、必ず刑罰瀆れて民手足を措に所無からんと云の大警戒の旨を含畜し玉へるの文法たり、さらば此大寶たる位に在さん人は、必ず聖人の徳餘り有らせ玉ふをこそ其位に相應せりと申し上つるべきことなれば、汲々孜々として聖徳を日新あらさせらるべきことなり、これ此條の大眼目、敎へを立てさせらるゝの主意たり、固より此篇は天地は賓にして聖人は主たり、故に重きこと後の聖人の句に在り、これも亦聖人の祕密の虚字斡旋の文法たり、後進の君子艸々看過することと勿るべし、

【象】天は坤の對卦乾の象、又震の象、地は坤の象、順は坤の象、動は震の象、日は乾震の象、月は坎の象、又坤の象、過は、震の象、不は艮の象、時は震の象、忒は坎と坤との象、聖人は乾と震との象、刑罰は共に震坎の象、淸は九四一陽成卦の主爻の象、民は坤の象、義は震の象、

して、敎訓を垂れ玉へるなり、日月不レ過とは日月の行度の過ち差ふこと無きと云へるなり、四時不レ忒とは四時の節序の越犯不足無きと云へるなり、刑罰淸而民服とは、聖代至治の標幟にして、此の如きの無比莫大の大功德も、皆此卦象の以レ順動の德より出ることなれば、此卦の豫の時の義廣大なることならずやと讃歎して以て結文し玉へるなり、

○按ずるに凡そ彖傳の中に讃歎辭を以て結局し玉へる者、すべて十三卦なり、其中に就ては輕重淺深廣狹取舍の義有り、槩しては三等なり、卦名の時を直ちに指て、何之時大矣哉と讃歎し玉ふ者は、頤と大過と解と革との四卦これなり、又何之時義と、義字を加へ玉ふ者は、隨と遯と姤と旅と此豫の卦との五卦これなり、又何之時用と、用の字を加へ玉ふ者は坎と睽と蹇との三卦これなり、又、說之大民勸矣哉とあるは兌の卦にして、これ一例なり、蓋し其讃歎は一なれども、其義に於ては少しく意味有ることとなれば各卦の下にて辨じつべし、

○又按ずるに此彖傳中、卦名の釋と彖の辭の釋と、二釋體の文の中にては、順以動と、以の字順の字の下に在るなり、結句の垂敎體の文に至つては以レ順、動と、以の字順の字の上に在り、これ文章の一大事たり、其所以を明さば、上文の卦名釋と彖辭釋とは、これ孔夫子の解釋註文の體たれば、卦象の自然に就て釋し玉ふが故に、其語勢も自然體にて穩順に順以動とあることとなり、今此條に至つては、汎く天地の道へ係けて、修行地の君子への敎訓たるを以て、解釋體には非ずして、孔夫子の勸化の垂敎たり、故に強く順の字を主張して、力を著玉へることなり、故に以レ順動と說き玉へるなり、これ聖人秘密の文章法にして微妙の祕訣たり、

○又按ずるに天地以レ順動、故日月不レ過、而四時不レ忒、聖人以レ順動、則刑罰淸而民服とあり、これ双關對頭の文章たれば字例に據らば後句頭の助字の則の字、上と對して故の字なるべき所に、則の字を以て承けたること、これ大に意味有ることとなり、其故は天地の順を以て動くことは、大古の創造より萬古の後世までも敢て退轉違却有ること無きは必然の大定理たり、故に故の字を以て此文を承け接し玉へり、又孔夫子の易文中にて、聖人と稱し玉へ

蒙ぶらしむ、これ其一陽剛の從來の志の行はるゝなり、さて其泰平豫樂の化を得さしむるの道の本はと云に、これ全く順にして以て動くに在り、其順而以動と云は、復の初九の一陽剛が克く時を待ちて順にして運移して、今九四の位に進み得たると云の祕密義を、豫剛應而志行、順以動豫なりと釋し玉へるなり、蓋其順以動と云は、これ二卦對體の象義たり、故に此象傳の卦名釋は、志行也と云までは、復の運移生卦法を以て生位に就て釋し玉ひ、又順以動と云の句は對體の象義を以て、成位に就て釋し玉へるなり、以上にして卦名の釋は了れり、

【象】剛は九四一陽剛の象、應は九四の一陽を以て天下五陰爻に應ずるの象、志も行も共に震の象、順は坤の象、動は震の象、豫は卦名の象、

豫順以動、故天地之道猶如之、而況建侯行師乎、

【釋】これより彖の辭の解釋に移り玉ふ、故に句の首めに卦名の字を掲げ起して以て文章の端を改むるの義を明し曉し玉へり、それ順以動と云は內外二卦の對體の象義にして、即ち豫全卦の德たり、其順にして以て動くと云の德は天地の至大至公なるだに、此順以動くと云の外に更らに別の道あること無き所の、無比絶倫の至極最上の道たり、ましてや侯を建て師を行るが如きのことにこれを用ひば、遥かに餘り有るの德にして、最も容易きと云ことを示して、以て强く順以動の三字の功德を見はし玉へるの釋たり、これまでにして彖の辭の釋は了れり、蓋し此釋は倒裝文法にして主釋體と云なり、

【象】天は坤の對卦法にして乾の象、又震の象、地は坤の象、餘は上に見ゆ、

天地以順動、故日月不過行度而四時節序不忒、聖人以順動、則刑罰淸而民服、豫之時義、大矣哉、

【音】忒他得切、差也、失常也、本作忒從心代、代、二也、二心、所以失常德差也、

【釋】これ上文彖辭の餘意を承けて汎く君子へ、以順動と云の三字の、道の最上たるの功德效驗を說き示

【釋】震を侯とし建るとし、坤を國とし臣民とし順ふとす、これ侯を建て臣民從ひ順ふの象有る故に利建侯と云、又來往生卦法あり、坤より來れりとす、坤の時には國土原野は有りと雖、其これを治め濟すの人有ることなし、故に九四の一陽剛、內卦の外より往き進んで九四の位に至り、成卦の主爻、震の爲ること有るの主爻として、上は王室六五の君に陰陽正しく比し輔け上つり、萬國諸侯の伯となつて、よく諸侯を撫循し、萬民をして安生せしめて、天下の上下をして能く悅樂和順ならしむ、故に利建侯と云、又復の運移生卦法有り、亦利建侯の釋たり、これは彖の傳にて辨じつべし、又順を以て動くと云の象有り、それ順て以て動くと云者は、これ王者仁義の師のことにして、六五柔中の仁君、萬國を建て蒼生を安んじ撫でしめ玉ふ中に不順の逆臣有て國民を苛虐すること有るときには、已むことを得ずして九四の侯伯に命じて天に代つて民を弔ふの師を出さしむ、九四は成卦の主にして、入ては宰相、出ては大將たるの才德を以て、かの王化に不順なる所の諸侯を征伐す、これ上卦震の侯伯、動き進んで、下卦坤の臣民順ひ往の象義たり、故に利行師と云、此利の字は建侯と行師の兩句に冒せるなり、乃ち省文法たり、これ彖の傳に、豫順而動、故天地如之、而況建侯行師乎と云へる者、これなり、

【象】侯は震の象、建は震の象、師は坤と坎との合象、又坤の象、行も利も共に震の象、

【彖傳】豫、剛應〔于時〕而志行、順以動豫、

【釋】此傳も首めに先づ卦名の釋を下し玉へるなり、固より此豫の卦は、地雷復の易位生卦法より來れることは勿論たれども、復の易位法は、大象にて用ひ玉へることとなり、此彖傳の卦名釋にては剛應して而志行なはるとあつて易の經傳の例剛とあるは乾の卦を除きては、一陽爻に係れるの義にして、震坎艮の三畫卦を指して剛と說き玉へる例なし、故に此彖傳は地雷復の運移生卦法たり、應ずとは時に應ずと云ことにして、時とは即ち豫の時を云、それ地中に復して時を待てる所の一陽剛、今豫の時に應じて、上り進んで九四執政の位を得て、成卦の主爻と爲り剛明の才德を以て上下の五陰に應じて各をして泰平豫樂の化を

を得べしとなり、故に利用行師征國也と云、
○按に此上六の爻は決して全德の者には非ず、其自ら高極の地に上り居つて謙讓の狀態を鳴す所は、道義の行には適はずといへども、九三剛强の暴臣を征伏せんことは、舉天下中に此上六ならでは能はざることなり、これ德は不足にして才は餘り有るの人に似たり、これ全く六五の君のよく人を器にして用ひ玉へると稱しつべきなり、卜筮上には此の如きの活用甚多きことなり、これ其事に的當の爻にして、これを用ゆと云へるの妙作用たり、
【象】志未得は上六卦極に杜つて不中の象、志は震の象、未得は坤の象、又得は坎の象、未は艮の象、

【豫】☳☷（坤下震上）

【音】豫羊洳切、悅樂和順也、逆備也、佚也怠也、詳見善工利器、
【釋】此卦九四の一陽剛、執政大臣の位に居つて剛明の才德有るを以て能く國家を治む、是を以て上下の五陰爻各自ら和順悅樂す、故に豫と名け玉へり、彖傳に剛應而志行と云これなり、又易位生卦法、本復より來れると見る、復の時には震雷坤地の下に在りしが、今豫の時を得て、發し出で地の上に奮ふの象あり、其發するや爵蟄の氣を散じ其志を達するの義あり、故に豫と名けらる、大象に雷出地奮豫と云、これなり、又坤を順とし震を動くとす、これ順を以て動くの象有り、それ順を以て動くの道は天に在つては四時序を失はず人に在つては動比和順の義たり、故に豫と名けらる、彖傳に順以動豫と云これなり、又震を動くとして上卦に在り、坤を順ふとして下卦に在り、これ上動て下順ふの象とす、上動て下順ふと云は、即ち上の威令徧く行なはれて、下咸とく順ふの象なり、故に豫と名つく、又震を春とし、陽氣とし動くとし坤を地とす、これ春陽の氣地上に動く時には艸木發し生ず、これ悅樂和順の景なり象なり、故に此卦を豫と名け玉へるなり、

豫、利建侯行師、

【音】建、居堰切、犍去聲、樹立也、從聿從廴、聿立也、廴行也、克立克行所以爲建也、

傳同、
【釋】上六の爻は謙の卦の極に在り、之謙を衒售所の者とす、其故は己が身は高く全卦の極に上り居れり、これ豈信實に謙讓せるの者なるべけんや、されども今謙の時風なるが故に謙讓遜退の狀態を爲して自ら鳴し步行者なり、かの六二の鳴謙とは字同しくして其義は異なるの者なり、何者、六二は中正の德有て柔順の象なり、これ實に能く謙讓なる者とす、故に人より其謙の德を稱し鳴すことなり、又此上六は其身高く卦極に上り居り且つ不中なり、然るを己より謙讓の狀態を設けて謙を人に鳴す所の者たり、されども謙は德の本たるを以てこれ善行を似すること故に强て咎むべきことに非ず、故に鳴ㇾ謙と云、さて此時に當つて九三の一陽剛、下卦の極に止つて勢を得、威を逞ましくして、六五の君家に朝覲せず橫逆を恣にす、上六は固より九三の害應の位たるを以て、これを征伐すべきの任に當れり、これ君命を承けて順を助けて逆を征す、固に其宜しき所なり、故に利ㇾ用ㇾ行ㇾ師征ㇾ國と云、
【象】鳴は震の象、師は中卦の師の卦の象、行も用も利も共に震の象、國は坤の象、征は上六九三に害應たるの象、又震の象、

【爻傳】上六鳴ㇾ謙、志未ㇾ得也、然利ㇾ用ㇾ行ㇾ師征ㇾ國也、

【訂】通本鳴謙上脫二上六二字一利用譌作二可用一共據二義例一補正、
【釋】上六は不中にして卦の極に居り、且つ謙の時の風なるを以て卻つて謙遜の狀態を作せり、これ其志いまだ道を得ざるの故なりと云の意を、志未ㇾ得也と釋し玉へり、此の如しとはいへども此時に當つて內卦の極所に上つて君所に朝せず、且つ初と二との二陰爻をも止めて君所に朝せしめざる所の橫逆者有つて、卦中唯一陽爻の勢ひを振ひて成卦の主爻たる所の威を強くして王室を蔑如にす、これ卦中の諸陰爻の敵對し得べき所の者に非ることなり、然るに幸ひなることには上六の爻は此九三と陰陽害應の位にして、擧天下中にて此九三を征し伏せしむべき者は惟り此上六に限れることなり、故に今六五の君命を奉じて九三の不服不順を征伐せんには、必ず大に成功

さて謙の卦の諸爻、皆謙の字を下して辭を係け玉へるに、獨り此六五の爻に謙の字を下し玉はざる者は、これ忌み辟くる所あればなり、それ人君たらせ玉はん方は、謙讓卑下をのみ專らとせば、威權行なはれずして政敎に害有らんことを恐れてなり、況んや此六五の君の爻は、陰柔たるを以て、常に威權の薄く輕からんことを愰る、是れを以て謙の字を避けて、不レ富と云の二字に易玉へり、それ君上は富四海を有てり、何の富まざると云ことかあらんや、さるに富めりとせずと云は、これ富て禮を好み、驕らず傲らざるの義を云、それ富で而して禮を好み、貴くして而して驕らざることは、これ謙の徳の至極たるなり、且つ天子に隣り有ること無し、さるに以二其鄰一と云へば、これも亦謙讓の意なり、固より此六五は、柔和温順の謙讓の君にして、富貴を極めず、中にして順の徳を守り玉へり、然るに九三の剛强の臣有て内卦の極に艮まり横たはつて、上君の所に朝せず、初と二との臣をも押へ止めて朝せしめず、且つ内卦艮の主爻、成卦の主爻たるを以て陽剛の勢ひ弱く、衆陰の心を得て時の勢ひを擁へたり、故に天下の陰爻これに比し從ふ者亦少しとせず、是を以て六五の君、六四と上六との兩鄰りを將ゐて、夫九三の横逆不服者を征伐せんとす、これ義の當然たる所なり、固より上を以て下の不服を征し君を以て臣の不順を討ち正を以て邪を伐す、道義に合へるの行ひたり、故に不レ富以二其鄰一利レ用二征伐一无レ不レ利と云、

【象】不レ富は陰爻の象、又坤の象、其鄰とは六四と上六との象、以も用も利も皆震の象、征伐は震の象、又上六は、九三の害應たり、故に六五の君、上六に命じて、九三を征伐せしむるの象、又无レ不レ利は六五柔中にして謙徳の象、

【爻傳】利レ用二征伐一、征二不服一也、

【釋】九三は卦中の一陽剛强の臣にして内卦の極に止つて、上六五の君の所にも朝せず、且つ初と二との二陰爻をも艮めて朝せしめず、これ不順不服の叛逆の臣なり、故に征二不服一也と釋し玉へり、

【象】不は艮の象、服は坤の象、征は震の象、

上六、鳴レ謙、利レ用二行レ師征一レ國、

【訂】通本征下衍二邑字一、今據二古本及陸德明本一刪二之一、

して、又坎の主爻たるを以て謙德を行ふに勞勖せるの者とす、又艮の主爻たるを以て謙讓卑下の德に止つて能く守る者とす、此の如きの衆德を具足せるの爻たるに由て、天下の五陰皆其謙の德に感じ服するなりと云の義を、萬民服也と釋し玉へり、

【象】萬は坤を衆多とするの象、民は坤の象、服は坤の象、又九三の一陽剛五陰柔に謙たれば五陰爻其謙德に感服するの象、

六四、无不利、撝謙、

【音】撝音麾、擧也、漢荀爽讀、

【釋】六四は柔正にして近君執政の位に居れり、然るに下に、九三成卦の主たる所の謙に勞せるの君子有り、六四宜しく此九三の君子を薦め擧げて用ふべし、今謙の時に當つて、在下の賢者を薦め擧ること、實にこれ賢路の廓如し、士を尙び德に下ると云の謙德の至りなり、何の利しからざることあらんや、其吉たることは言を須たざることなり、故に无不利、撝謙と云、

【爻傳】无不利、撝謙、不違則也、

【音】則、規則也、

【釋】六四は近君の位に居る處の執政の大臣たり、それ鼎臣阿衡の職任たるや、賢を尙び士に降り能く人を知てこれを擧げ用るに在ることなり、これ宰相大臣の務めなり規則なり、今六四の大臣其在下の九三の賢者なることを知つて、これを進めて擧げ用ひば實に其執政の當務規則に違はざると云ふ義を、不違則也と敎へ戒め玉へり、

書秦誓曰、若有一个臣、斷々猗無他技、其心休休焉、其如有容焉、人之有技、若己有之、人之彥聖、其心好之、否啻若自其口出、是能容之、以保我子孫黎民、亦職有利哉、

此語も亦此爻の義に通かるべきなり、

【象】則は坎の象、不違は坤の柔順の象、

六五、不富、以其鄰、利用征伐、无不利、

【音】以讀如將、

【訂】通本、征伐、譌爲侵伐、今據王本郭本復正、傳同、

【釋】六五は柔中にして謙るの時の謙讓の君上なり、

曰ㇾ鳴、
【釋】六二は柔順中正の德有るの爻たれども猶能く九三成卦の主爻たるの下に謙だり居れるなり、これ能く柔順謙讓の道を用ふる所の者とす、是を以て人々其謙の德を盛に鳴らし稱すると云の義を、鳴ㇾ謙と云、鳴さるとす、世間より其謙遜の德を譽め稱するの義なり、これ後の上六の自ら謙なりと鳴し歩行くとは、辭は同じけれども義は相反することなり、それ謙讓は德の本たりとはいへども、六二は臣の位なり、人臣として至謙卑下にのみ過ぐる時は稍もすれば必ず佞媚足恭に流るゝの嫌ひ有り、故に一に貞正ならんことを緊要とす、故に貞くして吉の戒め有ることなり、貞正と云は禮これなり、

【爻傳】鳴謙貞吉、中心得也、

【釋】六二の爻の謙なりと世に鳴らされ、貞吉の辭有る者の柔順中正の德有るを以て能く謙讓の道を其中心に得たればなりと云の義を中心得也と釋し玉へり、得とは道を得るとなり、
【象】中は六二中爻の象、心とは坎の象、得も坎の象、

九三、勞謙君子、有ㇾ終吉、

【音】勞魯刀切、平豪牢、劇也勤也事也、從ㇾ力從二熒省一、營ㇾ事用ㇾ力者勞也、
【釋】九三は成卦の主爻たり、凡そ其主たる者は必ず其事に勞劬するものとす、故に勞ㇾ謙君子と云、それ謙讓の道に勞劬することは、固より君子の行義にして、終り全きことを得て吉なる所以の者たり、故に有ㇾ終吉と云、蓋し此爻は成卦の主爻たるを以て其辭彖の辭と同義たることなり、
【象】勞は坎の象、君子は九三人位の象、又艮の象、終は艮と坤との象、有は艮の象、

【爻傳】勞謙君子、萬民服也、

【音】服音伏、用也、事也、感服也、從ㇾ肉從ㇾ卩從ㇾ又、肉即身也、卩、事之節也、又、手所二以治一ㇾ事也、以爲二著ㇾ衣之義一、遂衣服之稱起焉、說文、從ㇾ舟者迂、
【釋】九三は成卦の主爻にして、一陽を以て五陰に謙たるの義にして、これ謙德に勞劬せるの者たり、且つ九三は震の主爻たるを以て、進んで謙德を行ふ者と

施其去聲、

【釋】それ地上に高く聳へ立ちたる所の山岳の、今地中に入ると云は、これ即ち謙讓卑下の義にしてこれを意象法と云ふ、君子此卦の象を觀て、從來上に聚り積み山岳の如く高く聳へし所の、富貴福祿を裒し損して、下億兆の坤地貧虚の民に、多大附益て、物の宜しきを稱り、恩賜惠施を下して、民の貧富を平均にして、養育敎化すべしと云の敎へを、裒多益寡、稱物平施と云、

【象】地は坤の象、山は艮の象、有も艮の象、君子も艮の象、多は艮山の象、裒は坤の虚貧の象、寡は坤の貧虚の象、益は坎水の象、物は坤の象、稱るは坎の象、施は坤の對卦乾の象、平は坎水の象、

初六、謙謙君子、用涉大川、吉、

【釋】初六は謙遜の卦に在て其初爻たれば、謙の初めにして又六爻の最下に謙れり、これ謙中の至つて謙れる者たり、故に謙謙君子と云、君子とは、其謙の時にして殊に謙れるの德を褒め稱せるの辭なり、又凡そ江海の險難を涉らん時には競ひ進む者は必ず過失の多きことなり、よく謙々として競はず躁がしからずして、静かに涉る時には、自然に過失少きの道たり、故に用涉大川と云、吉とは一篇を總べ括れるの辭にして多くは謙々の君子の句に係れり、

【象】謙々は下の謙は卦名の象、上の謙は初爻最下謙れる象、君子は初爻の象、又艮の象、大川は坎の象、又坤の象、涉は震を舟とし動き進むとするの象、又謙々は競はざるの意象、用は震の象、

【爻傳】謙謙君子卑以自牧也、

【音】牧、音目、畜養也、牧飼也、本養牛之事、以爲撫養衛禦之義、

【釋】初六は謙の卦の最下に謙る、これ殊に己身を卑下して以て自ら其德を畜養する所の者たりと云の義を卑以自牧也と釋したり、

【象】卑は坤の象、自は初六の爻象、又艮の卦象、牧は艮の象、又坤を牛とし震を馬とし、坤を原野とし、坎を食とし、艮を人とし、禦るとするの合象、

六二、鳴謙、貞吉、

【音】鳴、平清明、鳥聲也、從鳥從口、會意、凡出聲皆

明らかなり、固より謙の主たる所の德を證せんとて先づ盈ると云の對敵の字を將て賓客とし、且つ虧變害惡の四字を以て其の反對たる所の盈溢充滿の道の永く處るべからざることを示せり、さて益流福好の四字を以て謙の主人の卑退遜讓の莫大の功德を顯はし、且つ天道地道鬼神人道の四を引き證して愈々增々謙の德の大作用大功德を揭示せさせ玉ふことなり、書の大禹謨に、益贊于禹曰、惟德動天、無遠弗屆、滿招損、謙受益、時乃天道と云も、亦此義なり、蓋し此一章は彖の辭の君子有終吉と云の句の解釋の引線にして、亦卦名の釋義過半に居れるなり、

【象】盈は坎水の象、虧は坤の虛闕の象、益は坎水の象、變は震の象、流は坎水の象、鬼神は坤の對卦乾の象、又震の象、害は坤と坎との象、謙は卦名の象、福は乾の象、人は艮の象、惡むは坤の陰醜の象、好は坎の象、

謙、尊而光、卑而不可踰、君子之終也、

【音】踰容朱切、越也、

【釋】それ謙下退讓の道たるや其德は愈尊くして其德は益光明なるの義たり、故に其躬は謙退卑下すれども其德は高く廣くして踰へ過ぐること能はざるに至るとなり、元來謙の德は卑くして下るを主とす、故に其義を上の德に準ぜるなり、それ土地は、卑下なる者の最上たりとはいへども、これを敢て超越すること能はざる所の者は、其廣大なるを以てなり、今謙下卑退の德も亦此の如し、其德の廣大なること踰へ過ぐること能はざるが如し、これ君子の能く終りを有ち守るの道たりと云の義を、謙尊而光卑而不可踰、君子之終也と釋し玉へるなり、

【象】尊は、艮の象、これ一陽爻の高く上に在るの象に取れるなり、光は艮と坤との象、卑は坤の象、不可踰は坤地の疆り無きの象、君子は艮の象、終は、坤と艮との象、

【大象】地中有山、謙、君子以裒多益寡、稱物平施、

【音】裒平侯切、減損也、寡古瓦切、上馬剮、少也、從宀從頒、宀家也、頒頁分賦也、宀頁分、所以爲少也、稱

道卑而上行、

【音】下上共去聲、

【釋】これ直ちに彖の辭を承けて、亨ると云の字の義を天地の道を引證して釋し玉へるなり、故に此傳は、別に卦名の釋とては下し玉はずと雖、通篇每句に卦名の釋を含畜して說き玉へり、これ天體は高きに在れども、其氣は下つて萬物を始め濟し、地體は卑きに在つて百物を生ずれども、其氣は必ず上騰して其功を成すこととなりと、天地の當體と、二氣の交り和するとの功德を互省文にし、以て謙德の亨通の義を釋し玉へるなり、

○按ずるに此卦彖の辭の義は剝の易位生卦法を以て辭を係け玉へる義は、已に彖の下にて解釋せしが如し、今此孔夫子の傳に至つては、來往生卦法を以て說き玉へることとなり、其來往生卦は本坤より來れりとす、蓋し坤の時は天下純陰にして、爲ること有るに難かりしに、今九三の一陽剛、上卦の外より下り來つて內卦の三に止まりて、艮の主爻と爲り成卦の主爻と爲れり、此義をば、天道下濟而光明と云、又地の道は、天の一陽剛を承けて、これを生育して地上に出し九三の人位に居らしめて、爲ること有り成卦の主として、內卦艮の君子を謙の德の善地に止まらしむると云の義を地道は卑而上行と說き玉へるなり、これ來往生卦法を以て彖の辭の亨の字の義を釋し併せて卦名の釋をも含み帶びて說き玉へる深重の旨にして、祕密の口訣たり、

傳、

【象】亨は震の象、天も震の象、道は震と坤との象、下は坤と坎との象、濟は坎水震行の合象、光明は震と艮と坤との象、地は坤の象、卑は坤地の象、上も行も共に震の象、

天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙、

【音】虧去爲切、闕也、氣損也、從亏雇聲、氣損、則其出舒遲、故從亏、惡好、共去聲、

【釋】これ謙の德を演べ玉へるにして、文面にて甚だ

【釋】それ上九大有の卦の至極に在つて大有の福を有ち得ることは、これ全く其德行の至て盛んにして、積み累ねて終に其高きこと天に迄れるの餘慶なり、大傳に所謂積善之家、必有餘慶と云、これなり、餘慶とは即ち天より祐くるの義なり、苟も天より助くるに非ずして能く大に有ち得ることを得んや、これ必ず天より助くるに必せるなりと云の義を、自天祐也と、一個の也の字を以て決定解釋の文法を爲し玉へるなり、

【象】天は乾の象、又上九の爻象、祐は乾の象、又震の象、

【謙】䷎〔艮下坤上〕

【音】謙、苦兼切、慊平聲、敬退也、抑讓也、有德而不居、屈己下物之義、詳見善工利器、

【釋】謙は國讀へりくだると訓ず、此訓よく其義に當れるなり、さて卦象の義は、先づ易位生卦法を以て說く時には、本の剝より來れりとす、剝の時は、艮山坤地の上に聳へ有りしが今謙と爲つては艮の山坤の地の下へ、へりくだり入れり、之れ山の高きを以て地の低きに下るの象にして、尊きを以て卑きに下れるの義たりとす、これ謙と名けらるゝ所以なり、大象に、地中有山謙と云、これなり、又內卦は艮にして止まり外卦は坤にして順ふの象有り、これ內己が分に止つて外は人に順ふの者たり、これ即ち謙の道たり、故に謙と名けらる、又合體の象を以て說く時には、九三の一陽爻下卦に止つて出でず、これ謙つて下に在るの義とす、故に謙と名けられたり、

謙、亨、君子有終、吉、

【訂】通本終下脫吉字、據劉向說苑補復、

【釋】それ謙讓遜下は德の本、禮の根たり、これ何事か亨通せざることあらんや、即ち亨るとある所以たり、是を以て君子此謙るの德を以て道を守る時には、其身を終るまで、全きことを得べしと云の敎へたり、故に君子有終吉と云、

【象】君子は九三人位の象、又艮の象、終は坤の象、又艮の象、有は艮の象、亨は坤と震との象、

【彖傳】謙亨、天道下濟、而光明、地

【音】易、以豉切、去聲、輕易也、侮易也、

【釋】六五の一陰柔を以て天下衆陽爻を有つことなるが故に、先づ其道を垂示し孚信を主として天下をして能く我信を信せしむべし、臣民の君上の信を信じて其信に感せしめ、それを以て天下の臣民に信を信ずると云の志を發せしめ、而後に天下信ならずと云こと莫しと云の義を、信以發志也と釋し玉へり、さて六五の君、信和の道行なはるゝとも元來柔中の君たるを以て自然に莊重の威嚴薄く柔和の方に流れ易し、是を以て臣民いつと無く平易に慣れて凜然堅固の、不虞の豫備等の懈り易まんかと云の失あらんことを恐ると云の旨を威如之吉、易而无備也と云、

【象】信は乾と離との象、發志は五陽一陰に應ずるの象、又志は離の象、發は乾の象、易而无備は一陰を以て五陽を有つの意象、又易は離の至柔順の象、備は乾の剛健の象、无も乾の象、

上九、自天祐之、吉无不利、

【釋】此爻は大有の卦の終りにして、大に有ち得たるの至極處の義を說き玉へることとなり、固より此大有の福を得んことは、苟も天より助くるに非ずしては豈有ち得ること有るべけんや、固より積善積德の、已に盛んに大にして、天よりこれを助くるに至つては、凡そ天下の物として事として何を爲し何を行ふとてか宜しからずと云こと有らんや、故自天祐之、吉无不利と云、

○按ずるに此爻の辭は大有の卦、大有の時の至極なるの象義を取て係け玉へることにして、別に上九の爻に其人有りとする所の爻象には非ることゝ心得べし、故に貴賤上下に拘はらず、初爻より五の爻に至るまで孰にても大有の德を守り有つこと、此位に至る時には、天よりこれを助けて、吉にして利しからざること莫きと云の義たり、易中往々に此例有ることとなり、

【象】天は上爻の象、又乾の象、又自天祐之、吉无不利は上九の爻大有の至極の象、祐は乾の象、又變體震の象、吉は乾と離との象、

【爻傳】大有上九、自天祐也、

【訂】通本、九字衍吉字、今删正、

【釋】九四の大臣、火炎熾盛んなるの威權あるの時に當つて、朋黨偏化の私情有ること無く、一に公明正大して中道を以て、六五柔中の君を輔けて、能く大有の福を受け持たしむること、これ全く九四の大臣の、其道を明らかに辨別するに在ることなりと云の義を、明辨晢也と釋し玉へり、

【象】明も辨も晢も、共に離の象、又乾の象、

六五、厥孚交如、威如吉、

【釋】六五は柔中にして、九二の剛中の臣とは陰陽正しく應じ、九四の剛明の大臣とは陰陽正しく比せり、これ大有の福を享くる所の君たり、然れども六五の一陰柔弱の爻を以て、天下の衆陽を御し有たんと、其勢力の堪へ難からんことを懼る、故に柔中にして國天下を有たん所の道を敎へ示させ玉へるなり、先づ第一に忠信の厚きを主とすべしとなり、苟も君上信無き時には則ち臣民共に服し從がはざる者なり、故に論語に、孔夫子の兵を去つべし、食をも去つべし、民信無くば立たずと宣へることとも、これの義なり、故に厥孚と云、又交り和する所の德無ければ、賢良來り聚らず、又威重無き時には衆人輕んじ侮る者なり、是故に先づ能く中心に信實立ち且つ交如として賢人に下り良能に交り和し、さて威如として其德儀を莊重にして兆民を撫し養ふ時には、これ能く大に四海を有つべしとなり、故に交如威如吉と云、

○按ずるに交如とは和の義にして、賢に下り良に交るの義なり、さて此卦此爻は一陰柔の爻を以て天下の衆陽爻を有つこと故に、平日に陰柔暗弱の懼れ嫌ひ有ることとなり、是を以て末句に威如と云て其君の威儀莊重を失ふべからざることを誨へ戒しめ玉へることなり、それ威とは君子の自ら重んずる處の者たり、又猛とは君子の好む所の者には非ることなり、故に論語にも、子溫而厲、威而不猛ともあり、此威と猛との別も、亦知らずばあるべからざることとなり、

【象】孚は離の象、又乾の象、交如は一陰五陽に交はるの象、威如は乾の象、又離火の象、

【爻傳】厥孚交如、信以發志也、
威如之吉、易而无備也、

【爻傳】公用亨于天子、小人害于道也、

【釋】九三の公侯よく上に奉事し下を撫育す、故に天子より其功を賞して享宴の優禮を下させらるゝことなり、若し九三の公侯過剛不中の不德の小人ならば必ず其富有を挾みて驕泰を事とし上を慢し下を凌ぎて無禮非義にして以て道を害すべし、故に小人害也と云、害とは道に害あるを云、

【象】害は兌を毀折とするの象、爻坎の象、

九四、匪其朋无咎、

【訂】通本、朋作彭、今據蔡邕石經改正、蓋彭朋自同音譌、

【釋】朋とは朋黨比同の義にして、權門を立て私戸を張るの意なり、九四は、大有の時に當つて執政の位に居つて、剛明にして六五柔中の君には陰陽親比し上つる、こゝを以て君上よりの眷顧甚だ盛んに、寵遇殊に渥く威權至て大なるなり、これ一人の下萬人の上、人臣の極位たる者なり、故に擧天下の臣民皆此一人の門に趨り向ひ輻湊すること、これ古今和漢の人情たり時勢たり、さて此の如きの時と處と位と勢とを得たる所の古今の權門を觀るに、多くは趨承奉從を喜び好み、媚を献じ諛ひを捧ぐる者には自然と朋黨偏私の依怙最負の取扱ひ有ることとなり、これ人臣の最惡の魁たる者とす、此故に此旭日の升るが如く猛火の炎が如きの權勢の中に立て、一に公明正大の中道を固く執り、毫末も朋黨依怙の私無き所の人は、伊尹傅說の良弼にして股肱鹽梅の大忠臣と歎美すべきことなり、是を以て若し此位に至り此時に居らん人臣は、此朋黨の偏私、樹門の情欲を制斷することと第一の急務たり、故に地天泰の九二大臣の爻にては、朋亡得尚于中行と云、雷水解の九四大臣の爻にては、解而拇朋至斯孚と云、拇とは初六の應の位、卑賤の陰爻を云へり、

【象】匪朋は乾を正大とし離を文明とするの象、咎も无も乾の象、

【爻傳】匪其朋无咎、明辨晢也、

【音】晢征例切、明也、叶敗害、

外に出て大有の功德を致すの大臣たり、これ假令へば將軍の閫外の權を制するが如く、毎事に君命を伺ひ受けずといへども時の宜きに中して義を制し事を行ふとも、咎有ること無しと云の義を、有ㇾ攸ㇾ往无ㇾ咎と云、

【象】大車は乾の卦象、又九二の爻象、載は九二六五を載せ戴くの象、往は乾の象、咎も无も共に乾の象、

【爻傳】大車以載、積中不ㇾ敗也、

【音】積、去聲、音𢪓、聚也、堆疊也、中去聲、

【釋】九二は、剛明にして中を得て才力德量有り、文武の道兼せ備へて、能く大有の功を致し、能く大有を守らしむる所の大臣たり、此故に至大至重の大任を載せ積上れども、これを承るに剛中の才德を以てするが故に、決して敗壞顚覆に至ること有ること無き所以たり、故に積中不敗也と云、中字甚だ觔量有り、道の極所に切中なることを云、

【象】積は九二剛中にして六五に應じて大任を負ふの象、中は九二剛中の象、不ㇾ敗は剛中の象、又乾の象、

九三公用亨于天子、小人弗ㇾ克、

【釋】亨の字には朝獻と宴享との二義を兼具へたることなり、今九三下卦の上に在り、これ公侯の象有り、固より六五柔中の天子は能く己を虛しくして、衆陽の賢に下れり、故に威と和と竝び行はれて、四方の公侯感化服事す、今九三の公も、亦方物を貢して朝覲せり、六五の天子、其赤心の誠忠に感じ愛玉ふて爲に宴享を設けて賓禮し玉ふことを、公用亨于天子と云、又小人と云は不德の稱たり、若し小人にして此九三の位に居らば、過剛不中の象義を以て、咎有ることを免かるゝこと能はざれば、必ず其富有に自負して驕奢傲惰にして、非禮非義の行ひ有て、道を喪ふに至ることなれば豈此天子の賞德享禮の優待を蒙ぶることを得るや、故に小人弗ㇾ克と云へり、

【象】公は九三の象、又乾を正大とし離を文明とするの象、亨は乾を金玉とし離を貨貝とし乾の進んで上つる、これ朝獻の亨の象、又兌を口とし坎を食とし酒とし宴樂とす、これ享宴の亨の象、天子は、六五の爻象、又乾の卦象、小人は過剛不中の象、又兌の象、

ヽ富貴威權と云は、克く磨砥了たる利劍の如き者なり、これ深く禮の室に納めて、鯉口をもしかとつめて靜かに道を以て守るべき者たり、豈妄りに威を振ひ權を發はして運動すべき者ならんや、其取り扱ひの工拙にて、自も他も共に傷害すること甚しきに至ることなり、故に若し人有て其富貴威權の福を享けたらん時には、先づ第一に皇天の親無く、天命の常無く、富貴の浮雲の如くにして、久しく處り難きと云ことを明らかに熟察して、よく謙讓を以て德を育ひ、禮を好んで、道を守らば自ら其咎を免れんと云の義を匪レ咎艱則无レ咎と云、艱とは、常に戰々兢々として人心惟危、道心惟微なりと云の、聖誡を奉崇して恐懼修省の砥を以て、かの驕泰傲惰の念の銹を日新せしむるの義を云なり、それ此の如くならば富貴威權十二分に圓滿するとても、何の咎かあるべけんや、

【象】无レ交レ害は初九大有の始めにして、上に應與無きの象、害も咎も艱も無も共に乾の象、

【爻傳】大-有初-九、无レ交レ害也、

【釋】大有の時なれども初九は其始めたるを以て未だ富有の盛りに至らず、且つ上に應與の爻無きを以て尊大に至らず、最下の爻に居て正を得たるを以て能く謙退卑下せり、こゝを以て驕泰傲惰の非禮非義の害に交はること、決して有ること無きなりと、一个の也の字を下し其謙遜の功德を稱して、決定の釋をし玉へる也、

【象】上に同じ、

九-二、大-車以載、有レ攸レ往无レ咎、

【釋】九二の爻は、大有の時に當つて臣の定位に居つて、剛中の才德有て、上の六五の爻と陰陽正しく應せり、これよく六五の君を補佐し上つりて大有の大功動を爲さしむる所の大臣たり、車と云は承け載せて進み行くの義にして、言ふ心は九二才德器量有ること大車の如くにして、六五の君の天下國家の大任を承け畏み、一天下の大有の至治を己が德量の車に載せ積むとも、克くこれを運轉して其功績を成し其職任を致すを云、故に大車以載と云、往は爲ること有るの義たり、それ車は重きを載せて遠きに輸すの喩へにして、今九二は六五の君の重き天下の任を承けて、

を演べ説て彖の辭の元亨の二字を釋し玉ふなり、先づ內卦の乾の德、剛く健やかにして怠慢こと有ること勿く、倦み困るゝこと有ること莫くして、能く彊め行へば上卦の離の德、文明にして知崇く識明らかにして、能く天命に應じて時の宜しきに中して行ふ、これよく元に亨れる所以なりと云の義なり、

【象】德は乾の象、又離の象、剛健は乾の象、文明は離の象、天は乾の象、應は二五正應の象、時は乾と離との象、行は乾の象、

【大象】火在天上、大有、君子以遏惡揚善、順天休命、

【釋】火在天上とは日の天上に在ると云の義なり、凡そ大象の例は、上下二卦の大象を呼で句の首に揭げ玉ふこと故に、日とは說き玉はずして火と呼び玉へる者なり、以下の大象皆これに倣ふべし、それ日の天の上に在るや、公明正大にして陰私偏邪の曲り有ること無きの至極たる者なり、是故に君子此卦象を觀ては、必ず陰私の惡は遏め止めて、公けに明かなるの善の道を擧げ揚て、かの天道の美善なる命令に順ひ奉つれよと云の敎へたり、

【象】火は離の象、天は乾の象、君子は乾と離との象、遏惡は乾離の象、揚善も乾離の象、休命は美命にして乾と離との象、順は離の至柔順の象、

初九、无交害、【然富有即】匪咎、艱則无咎、

【釋】初九は大有の初に居れるを以て、いまだ富有の盛んなると云には至らず、且つ最下の爻にして上に應爻の與し援くる者有ること無し、これよく下に謙りて、いまだ尊大驕傲の過失無きの者とす、故に无交害と云、害とは自ら尊大に立ち上り、傲慢驕奢にして不禮非義の行ひより道を失ふを云へり、固より富貴の人は必ず自ら其富貴威權を富貴威權として、これを挾さみ負んで、人を凌轢して下視す、人も亦其富貴威權を富貴威權として、これに媚び諂らひ、諛ねり欺むく、自他相依つて道を害せざる者鮮し、然りとはいへども其富貴威權が直ちに罪咎なり、禍も害なりと云には非ず、其富貴威權を得たるの人、これに處るの道に暗昧して自ら罪咎に羅れることとなり、譬は

○按ずるに此卦名大有の大の字は、大に有つの義たれば、徒蓋の切、定母、大小之大の義勿論たり、それは修行地、所化の位にして生の位たり、さて其各有ち得る所の功業已に熟し、能化の位に至れる成位に就て見る時には佗蓋の切、透母音泰、泰通、安寧の義たれは、泰しく有てりと讀むこと深重の口訣也、

【象】元も亨も共に乾の象、

【彖傳】大有、柔得尊位、大中、而上下應之曰大有、

【音】大中兩字共に去聲、

【釋】柔とは、六五の一陰爻を云、尊位とは即ち六五君位を得たるを云、大中とは猶正中と曰が如く、道の至極に恭しく泰に中りと云の意なり、今六五柔中の仁德に、天下の五陽剛各皆化し服し、懷き順ひ上つれりと云の義を、上下應之曰大有と釋し玉へるなり、

○按ずるにこれは本乾の來往生卦法を以て、大有の卦名義を釋し玉へるなり、それ重乾の時は、剛健にして彊め行ふて息ざるの君德盛大なりと雖、內外ともに純陽にして和德寡く柔中離明の德闕如たることとなり、此の故に利貞の敎へ戒めの辭有ることなり、然るに今六五の一陰爻、內卦の外より進み上つて、六五の尊位を得て、柔中にして諫を納るゝの仁德の主となり、上卦離明の文德の主爻と爲るこゝに柔中の仁德有り乾の威嚴有り離明の文德有り乾剛の決斷有り諫めを納るの柔和の德有り、これ武威に過ぎず文靡に流れず道の至極處に恭しく泰に中れるを以て、天下の衆陽の君子、各其柔中の仁澤に服し化して、君德を奉戴き、尊び敬ひ上つることとなり、故に此卦を大有と號け玉へると云の卦名の釋なり、

【象】柔は六五の一陰柔、成卦の主爻たるの象、尊位は五の君位の象、大中は離明と柔中と大有との象、上下は五陽爻の象、應は二五正應と又一陰を以て五陽に應ずるとの象、

其德剛健而文明、應乎天而時行、是以元亨、

【釋】これよりは彖の辭の釋にして、二卦對體の象義

かにして彊め行ふて倦まざるの義なり、此の如くなる時には、其身大いに有つべく、其家大に有つべく、其財大に有つべきことなり、故に大有と名けられたることとなり、

大有、元亨。

【釈】此彖の辭の起首の大有の二字も大に有の德あらば元に亨るべしと、作用の意を兼帶て觀ることとなり、凡そ人倫貴賤少長、尊卑高下ともに、各其自己分限に從ふて有つべき所有る者なり、其有つべき所を克く有つて、終に大有と云の位に至らしむるの道と敎と戒めと象と時とを、具へつる所の二字なり、さて其各の分限の有つべき所の綱槩を說く時には、天子は四海を泰に寧らけくして、其宗廟社稷を安んじ有ち、諸侯は能く王室の藩幹と爲て君德に服し順ひ、其あづかり上つる所の國民を泰に有ち、大夫は公室に奉役奔走して、死を守つて道を善して以て泰に其家を有ち、士庶人に至ては出ては其長上に事へ、入つては其父兄に事へまつりて、一に孝悌忠信を以て其身を泰に有つべしと云の義なり、固より天下の人品其等級は百千に分れ、其所業は萬億に區別なりと雖、其各有ち得ると云に至つては、元に亨る所以は一なり、故に元亨と云、凡そ天地の間にて尊び崇むべき所の最上たる者は、德より大にして且つ勝れたる者有ること莫し、故にこれを稱して天德と云、至德と云、盛德と云、大德と云、積德と云、明德と云、懿德と云、達德と云、玄德と云、道德と云、陰德と云、厚德と云、尙德と云、進德と云、德性と云、德行と云、其美德の盛大至極に至る所以の道はと推し究むる時には、惟只此有つと云の一字に在ることとなり、蓋し有つと云は、造次顚沛一呼一吸の間も堅く執へ持て放たず失はざるの謂にして、道を行ふては愼み敬つて須臾くも離れず、敎敕を奉しては勉め彊んで一息の間斷無く、戒警を守つては戰々兢々として自ら歉むくこと無く、易象を玩そび繫辭を視ては、能く天命に順ひ熟く時中に處り、終には以て泰有に至る所の術なり、これこれを有つの道と云、故に此大有と云卦名の中には、道も敎へも戒めも象も總べて皆具へつることなり、是を以て此彖の辭には、別に利貞等の警戒の辭を係け玉はざる所以なり、

體認すべきことなり、それ國を有つ者は、第一に威權無くばあるべからず、威權無ければ令行はれず民服せざるべければなり、古語に所謂名と利器とは以て人に假すべからずと云へるこれなり、名と利器とは禮刑と威權との謂なり、又文明ならずばあるべからず、文明ならざる時には讒佞前に充ち姦軌後ろに峙つといへどもこれを察し明らむること能はざればなり、又柔中の仁德無くばあるべからず、柔中に非る時には、克く諫めを容納ること流るゝが如くなること能はず、民を撫すること赤子を懷んずるが如くなること能はざることとなれば也、又決斷無くばあるべからず、若し不決斷なる時には、賢を見ても擧用ること能はず不肖を察ても逐ひ斥くること能はず、此の如きにては國家有つべからざることとなり、今此卦は乾を威權とし決斷とし離を文明とし、智慧とす、又六五柔中溫良の德有て能く諫めを容れ民を懷柔んず、此の如きの象義具はれるを以て、故に大有と名けたり、固より此卦象には六五の君の爻、陰柔暗弱の恐れ無きこと能はずといへども、元來六五は、上卦離明の主爻にして其上に內卦に乾の威嚴有り又決斷有り、是を以てこれを暗弱の君とはせずして文明柔中の君と爲して觀玉へることとなり、それ文明柔中の君は、第一に克く諫めを容れて國を有つの最德たりとす、故に古より君上の德を稱し上つること、必ず諫めに從ひ玉ふを以て第一とせり、故に帝堯の嘉言罔攸伏、野無遺賢、萬民咸寧、稽于衆、舍己從人と云も、帝舜の善與人同、舍己從人、樂取於人以爲善と云も、大禹の聞善言則拜と云も、仲虺之誥の、能自得師者王、謂人莫己若者亡、好問則裕、自用則小と云も、伊訓の嗚乎、先王肇修人紀、從諫弗咈と云も、太甲の有言逆于汝心、必求諸道、有言遜于汝志、必求諸非道と云も、魯の定公の一言邦を興し、一言邦を喪ふの問に、孔夫子の爲君難、爲臣不易、唯其言而莫予違也として對へしなど、これ皆柔中にして諫めに從ふ所の盛德たるの旨に非ずや、是を以て此卦大有の義を爲せることなり、又離を日とし乾を天とす、日の天上に在るや徧ねく萬國を照して其有つ所大なる者なり、故に大有と名けらる、太象に火在天上大有と云、これなり、又庶人凡民の上に就て說く時は、內に離明の德有て、萬事に就て迷惑すること無く、其行事は、乾の健

所縁なきの爻たり、是を以て已むことを得ずして、其求むるの意を絶つて居ることとなり、故に郊と云て野とは說き玉はざることとなり、其證には、傳の志未得也と云の係辭にても察しつべきなり、

【象】郊は上爻の象、これは初と上とを國外とし、中爻を國中とするの象例なり、又乾の象、又于郊は上九九五の外に居つて、六二に應比たらざるの象、

【爻傳】同人于郊、志未得〔道〕也、

【釋】一陰一陽の卦は、五陽必ず其一陰を求むることは、これ卦爻の通情たり、况んや同人の卦は其一陰六二妻の位に在つて、內卦離の美麗くる卦の主爻たり、卦中の五陽爻共に皆これと比し同じくせんと欲し希ふことは、卦爻の通情たり、然れども上九の爻は、其居り處六二とは邈焉の隔て有りて、亦應も比も有ること無し、これ其位其勢ひ、六二を求むべからざるに由て、已むことを得ずして求めざることとなり、故に爻の辭には无悔と云、凡そ無悔と云の辭は、本悔有るべきの爻たれども其志行に由て、悔無きに至れることとなり、故に此傳には志未得也と釋し玉へり、未得とは、未得道也と云の義にして、これ十分に許與し玉はざるの義なり、これは其本に就て釋し玉へるなり、

【象】志とは乾と離との象、未得は巽の象、

【大有】☲☰〔乾下離上〕

【音】大、徒蓋切、小之對也、有、云久切、不無也、無之對也、又得也、持也、詳見善工利器、

【釋】大有とは有つ所の大なるなり、六五の一陰爻を以て、五陽爻を有つの象なり、凡そ易中に一陰五陽の卦六個有りと雖、他の卦は皆一陰君の位を得ざるが故に大有と名くべきの象義有ること無し、唯此卦のみ一陰五の君の定位に居れり、故に大有と名け玉へるなり、彖傳に柔得尊位、大中而上下應之曰大有と云へるこれなり、凡そ天地陰陽の道理、陽を剛く健やかに強く動くとし、陰を柔らかに順ひ、弱く靜かなりとす、故に陽を以て陰を有つことは易く陰を以て陽を有たんことは難しとす、惟難きなり、故に聖人其有ち難き所に就て、大に有つの卦名を立て、教訓を設け玉ひて、道理の淵玄を示し玉へる深重の微旨を能く

め玉ふ所の、微意察しつべし、これ讀易の一關鍵也、
【象】先とは九五いまだ六二に會同せざるの象、號咷は兌の象、後とは九五既に六二に會同せるの象、笑は兌の象、大師は乾を大とし戰とし離を戈兵とするの象、克は正を以て邪に勝つの象、又乾の象、相遇は二五相應ずるの象。

【爻傳】同人之先、以中直也、大師相遇、言相克也、

【釋】九五は剛健中正の君たり、然るに此傳に、中正と云を以ては釋せずして中直と釋し玉ふこと、これ君德の狹く少さきを含みて警め玉ふの微旨なるなり、中直の例は、澤水困の九五傳に、劓刖志未得也、乃徐有說、以中直也と有り、
【象】中は九五中爻の象、直は乾の純陽の象、

上九、同人于郊、无悔、

【釋】凡そ同人の卦たるや五陽爻共に皆六二の一陰爻に同じうせんと欲するの情なり時なり、其中に就ても殊に初九と九三とは六二の兩比爻にして、其比し同じくせんとするの意、專らなる者と云ふべし、又九四は比にも應にも非ずといへども二五正應の間に介まりて、五よりは稍二に近しとす、故に六二に同じうするの意、初と三とに次ぐとす、又九五は固より六二の正應の爻たれば其同じく應ぜんことを求むるの情は、初三四よりも增されること知りつべきなり、卦中にては唯此上爻のみ、二五正應の外に居りて、固より六二には比も應も無し、故に六爻中にて、惟廣く人と同じくして、悔無かるべきの爻とす、故にこれに誨へて同人于郊無悔と云、郊とは城外の地を云、これ野に比較ば狹く少しきなりとす、故に彖の辭の于野と云には一等劣れりと雖、六爻中にては殊に勝れりとす、蓋し彖の辭に及ばざる者は、彖は一卦の全體の德を兼せて說き玉ふて、相對する所の者を說き玉はずして、單に汎く同するの道を敎へて野と說き玉へることなり、又爻にては相對する者を以て說かせ玉ふことなり、固より此上九の爻も陰陽の定情たるを以て、初めより六二を求めず同じくするの念無き者には非れども、六二の正應たる九五の爻の外に居つて六二とは邈かに隔たりて、これを求めんにも比應の

九五、同人先號咷而後笑、大師克相遇、

【釋】九五は六二の正應の夫にして、其六二の一陰に同じく應ぜんと欲することの情は九三九四の兩爻より已に劇しきこと亦知りぬべし、此故にかの我と六二との中間を隔て拒みて、障りを爲す所の九三九四の兩陽爻を伐て、六二に速かに會同和應せんと欲することとなり、蓋し其最初は三四の兩爻に障へ隔てられて、六二に會同し難きに由て號咷し、後には卒に三四兩爻を攻克て、六二に相遇ふて喜び笑ふことを、先號咷、而後笑と云、九五かの三四の兩陽爻を攻めんが爲に大師を起して戰ひ克て而後に六二に相遇ふことを得るなり、故に大師克相遇と云、

○按するに此爻の辭は本三截の文なり、同人先號咷と云、これ初の一截とす、而後笑の句を、終りの一截とす、先づ首めに初め終りの二截をすべ擧げて一句として總括せるなり、さて大師克相遇の句は、其中間のことを說きたるなり、故に其主意の次第を以て辭の意を釋せば、九五の爻同人の時に遇ふて我正應の六二に同じく應ぜんとする所に、其中間に九四九三の二陽爻有て、これを障へ隔て、頓に同しく應ずることを得ざらしむ、故に號咷するなり、其怒りに堪ずして遂に大師を興し三四の爻を攻めて、これに討ち勝て、而後に六二に相遇ふて喜び笑ふと云の義なり、

又按するに此爻九五君位なりといへども、其君德に於ては篤厚からざるの失無しとは云ひ難きなり、何者、それ九五君上の道たるや天下の億兆を以て赤子として仁澤を以てこれを養ひ育て敎へ化し玉ふべきこと、これ萬古不易の典則たり、然るに今止六二の一臣のみに偏愛私同し玉ふことは、これ偏私の愛情たり、又夫としては妻のこと故に干戈を動すこと、これ醜陋ことの最上に非ずや、故に人君の德量に於ては、輕く薄きの失有りと稱しつべし、是を以て聖人其剛健中正の義は取り玉はずして、或は號咷と云、或は笑と云、或は喜ぶと云、これ正しく小人婦女の狀態にして、大人君子の有るべき所の事に非ず、凡そ易文の例、經傳共に醜き辭を係け玉へる所は、吉凶の辭は無しと雖、其戒め敎し責

へり、これは九四の爻より、先づ九三の隔ての墉に登りて、さて左右兩敵のやうすを伺ふ所に、いづれ先づ九三隔ての墉たる者を攻破り、其後又九五の正應の夫を攻亡すの上ならでは六二を得ることは能はざることなり、然るに其九三すら同じ陽剛たる上に過剛の强敵たり、况んや九五は剛健中正の文武具足せる所の英勇たることとなれば所詮は九四の勢力の及ぶ所のことに非ることを能く察して、此事此念を思ひ止まりしこととなり、此故に禍ひに陷らず害を免れて却て無事安穩の福を得ることとなりと云の義を、弗克攻吉と云へり、

【象】墉は九三の象、又離の卦象、乘は、九四九三の上に乘り又內卦離の墉に乘るの象、弗克は九四の力、九三と九五とに勝つことと克はざるにして變體巽の象、

【爻傳】乘其墉、義弗克也、其吉則困而反則也、

【釋】九四卦爻の性情なるを以て一旦は是非を顧りみずして强て六二を得んと欲しつれども、九三と九五とを亡すに非ずしては得べからざることなり、さてこれを能々想ひ運らす所、九三の一爻にてだに、これ匹對の豪敵にして其勝つこと豫じめに期すること難きなり、况んや九五は剛健中正の爻たれば、所詮此事を爲し得べき所のことには非ず、故に此念を止めたり、これ固より道の條理、初めより勝たれざるのことなりと云の義を、義弗克也と釋せり、さて九四の此の如くによからず非義の邪謀を思ひ立てたるに、其爻の辭の終りに吉の字を下させ玉へる所以はと云に、九四種々に心慮を勞し苦しめて六二を求め得んと欲しつれども、其勢ひ決して得べからざることを知て已むことを得ざるより其念を止む、其邪念を止めたるが、道の則りに反れるなり、故に吉の字有ることなりと云の意を、其吉、則困而反則也と釋し玉へり、論語に生れながらにしてこれを知るは上なり、學んでこれを知るは次なり、困んで而後にこれを學ぶは又其次なりと云もこれらの意味なり、

【象】義は乾の象、弗克は巽の象、則は乾の象、又坎の象、變體

と云、これ九三不義を希ひ望むとは雖、其事も亦容易からざることを算り知て、妄りにこれを露さずして深く隱して、全く企て謀ること無き者の如くして居るの譬へなり、九三の姦計邪謀周密なりとはいへども、かの九五の爻は、元來剛健中正の德有るを以て、文事と云武備と云、兩つながら全くして愼戒豫防至らざること無きを以て、九三の謀も悉く皆背き違ふて、三歲の久しきに至ると雖、終に戎を興し兵を擧ぐべきの機有ること莫し、故に三歲不興と云、三とは多數の義にして、これ終に興すべきの期無きを云へるなり、これも亦謀を隱秘して、行事の上に發露ざるの喩へなり、固より不義の邪謀たれば、吉と云はざること勿論たれども、其事いまだ行事に發露せざるが故に、凶とも云はざること也、

【象】戎は離を戈兵甲冑とし乾を戰ふとするの象、莽は、震巽の草木蕃茂の象、伏は巽の象、高陵は九三内卦の極の象、又乾を高しとするの象、又艮の象、三歲は三爻の象、未興は九三内卦に在て、いまだ外卦に出ざるの象、又巽の象、又興は震の象、來は艮の象、

【爻傳】伏戎于莽、敵剛也、三歲不興、安行也、

【釋】敵とは九五の爻を指て云、剛とは剛健中正なるを云、安行也とは、此の如きの非義の姦計、究竟は行なはるべからずと云の決著の語意なり、

【象】敵は九五の爻象、剛とは九五陽剛の象、又九五剛健中正の象、行は乾と震との象、又安行也とは艮の象、

九四、乘其墉、弗克攻、吉、

【音】墉、音容、築土壘壁曰墉、

【釋】墉とは物の障り隔てを爲すの義にして、九三の爻に喩へたり、さて此の九四の爻も亦六二の一陰の女子に同じくせんことを求むる所の者たり、されども六二の求め得難きことは九三よりも亦甚し、其所以はと云に、九四は六二の應の位にも非ず比の位にも非ず、且つ六二には九五正應の敵有り、又九三の比爻の墉有て六二と九四との間を障へ隔てたり、此故に九四には仇敵前後左右に在ることを乘其墉と云

き玉ふことなる故に、正應の九五の君なり夫なりの爻を捨てゝ他の爻に比し同じくすることを責め戒しめ玉へり、これ彖爻の異義有る所以たり、これ乃ち履の彖爻にて咥ふと不レ咥との相反せると同例にして、これを彖爻殊別の傳と云、讀易の一大事とすることなり、然るに先儒等の彖の辭に、廣く同じくするの義有るに泥んで、此爻の宗と云を、九五の爻の義とす、これ冠履顛倒の妄説なり、決して惑ふこと勿るべし、此爻は中正を得るといへども陰陽の定情たるを以て近く初と三との同宗中の二陽剛に比し同じくして、かの正應たる所の九五の君なり夫なりの爻を忘却もやせんことを惧れ戒めて、同レ人于レ宗吝と云へるなり、

【象】宗は初と三と共に内卦の離の一體中に連なれるの象、

【爻傳】同レ人于レ宗、吝道也、

【釋】それ臣としては其君を捨てゝ他の人に比し同じくし、妻としては其夫に非ずして他人に比し同じくせん時には不忠不義の至り、鄙吝醜辱これより甚しきは莫し、故に吝道也と釋し玉へり、

【象】吝は意象、道は乾の象、

九三、伏二戎于莽一、升二其高陵一、三歳不レ興、

【釋】此卦一陰五陽の卦たるを以て卦中の五陽爻皆六二の一陰爻に比し同じくせんと欲するなり、これ卦爻の陰陽の性情たり、此故に九三の陽爻も亦六二に比し同じくせんことを求む、然れども六二は九五と云所の正應の夫有るを以て、敢て九三に比し肯んせざることなり、是に於て九三其欲情の甚しきより遂に害意を生じ姦計を施し設けて、先つ九五の夫を殺害し而して後に六二を奪ひ取て情欲を快く遂んと謀れり、然れども元來不義にして兵を起すこと、これ危ふく險み有るの道たるを以て、苟且にすべからざることを慮つて、先づ、其戎兵を莽の如き隱密なる所に伏せ隱し置きて、九五の虧隙を窺がはしむるなり、さて自己は、そしらぬふりをして、高陵の邈かに高き遠き處へ升り避け居つて、其巧みの名を遁れ禍を辭て、旁觀して居れることとなり、故に伏二戎于莽一升二其高陵一

【釋】これは爻の辭の无ㇾ咎とあるの義を釋して、初九の爻、六二の陰爻にのみ比し同じくして、廣く人と同じくせざる時は、これ咎有の義は勿論たり、故に今門を出て人と同しくする時には、これ同人の義に合して天の時に背かざることなれば又誰か咎むる者有んやと云へるなり、これ周公の意を推し逆へて、于門と云の義を門を出るの義と爲して解釋し玉へるなり、故に此傳は、主釋法を用ひ玉へり、

○按ずるに此爻の辭の義、門を出で人と同じくせよと云の意たれども、門を出ると云はざる者は、卦象艮を止るとし震を出るとす、然るに此卦中に震の象無きを以て出ると云の字を下し玉はざることなり、然れども門と云時には、家室內に止まらざるの義知りぬべきことなり、故に孔夫子の傳には其辭の意を逆へて出門と有り、これ爻の辭と爻の傳との別なり、爻の辭は象を主として敎へを立て、傳に至つては解釋を主として係け玉へることなればなり、又隨の初九の辭に、出門と有るは隨の卦には、震の象有るを以てなり、聖人象を用ひ玉ふことの、刻密精律たることを觀上つるべし、學者象を玩ぶことを草々にして易を讀む時には生涯苦讀するとも、易を讀むこと能はざることなり、漢より今日に至るまで和漢の學者の易を讀めるこれなり、

【象】同人は卦名ノ象、門は艮の象、出は意象、咎も無も、共に乾の象、

六二、同ㇾ人于ㇾ宗、吝、

【釋】宗とは同姓同黨の義にして、乃ち初九と九三とを指せり、これ初も三も共に內卦の一黨なるが故に宗とは云へるなり、今六二同人の時に在て、全卦中の惟ㇾ一陰爻なるを以て、卦中の五陽爻皆此六二の一陰に同じくせんことを求む、然るに六二は臣の位なり妻の位なり、又九五は君の位なり夫の位なり、是を以て九五の爻に應じ同じくすることは、これ常經の大義たり、實に正道と云べし、又其他の爻に比し同じくせんことは皆不義なり非道たり、蓋し其同じくするの義も、彖と爻とにて各其義理相同じからざること有り、彖にては汎く同じくするの道を主として說き玉ふこと故に、其相對する所の位を指し究め玉はざることなり、又爻にては中正と應比とを主として說

辨レ物、

【音】族昨木切、矢鋒也、束レ之族族也、從レ㫃從レ矢、㫃所レ以標レ衆矢之所レ集、因轉爲二聚義一也、

【釋】凡そ天下萬般の事務、紛々擾々として、大牙の如く交索の如くにして、錯亂混淆せんこと、これ火坑世界の常套たり、故に君子此世に立てこれを解釋し、これを處置せん處の方は、必ず先づ其同實を分別することを主とすることなり、さて其同實を分別するの要は須らく其同じき所の族を類して聚むべし、これ同じきを同しとするの道たり、其同じきを同くするが直ちに異を異とする所以の方たり、假令へば棊子の黑白を擇び別たんが如く、其黑子を采り又白子を掇ふ時には勞多くして功遲し、黑白何れにても一にしてこれを擇び取る時には、勞少くして功速かなるが如し、今此卦天と火と相對せり、天は上升のもの、大陽の宗、火も亦上升のものにして大陽の精たり、これ均しく大陽にして其上升の情相同じ、故に同人と名け玉へることとなり、今此二卦の象を見て、其同實の分別を學びんとならば、先づ其族を以て類聚すべし、これ同じきを同じとするの道たり、已に同じきを同じと擇り分る時には、其同じからざる者自然に能く辨別せらるゝことなり、故に同を同とするが、即ち異を異とするの道なりと云の義を、類レ族辨レ物と敎へ玉へるなり、

【象】族も類も物も共に乾の象、辨は離明の象、又乾の陽明の象、

初九、同レ人于レ門、无レ咎、

初九は同人の卦の初に在つて正を得たりと雖、卦中唯一陰たる所の六二にのみ比し同じくして廣く普ねく天下の人と同じくせざる時には、これ偏私狹小の道にして、大に咎有りとす、故にこれを戒め誨へて于レ門无レ咎と云、于レ門とは門を出て廣く人と同しくすると云の義たり、六二は內卦の中なるが故に門內近き所と見て、其六二を離れて門を出で廣く人と同じくせよと云の敎へたり、

【象】門は初爻の象、これ全卦の入口と看たるの象、又艮の象、于とは艮の象、

【爻傳】出レ門同レ人、又誰咎也、

道を知り明らめ、野に於てするが如く公けにして正しく、健にして彊め行ふ時には遂げ成るの義有り、故に孔夫子の傳にては、二句ともに同義として乾行也の三字を以て、併せ釈し玉へり、最も此乾行の二字中には、天の道なり健に行ふなり彊め行ふなり君子の正しきなり等の衆義、皆具はり在ることとなり、固より天と日と同じと云の卦名たれば乾の字の中には離の字の義をも攝合て有ることとなり、故に公正の道を知り明らめて、それに同じく麗き順ふて、健かに彊め行ふと云の義を乾行也と釈し玉へるなり、

【象】乾も行も共に乾の象、

文明以健、中正而應、君子正也、

【釈】これ二卦對體の象義を説きて彖の辭の釈を下し玉へる彖傳の文體なり、文明とは猶知明と云が如し、下卦の離の象、健かなるとは上卦の乾の象なり、中正とは六二中正の義なり、應ずとは九五の君の爻に應ずるの義にして、象に即ては汎く衆陽爻に應ずるの義たり、君子の正なりとは、これ彖の辭の君子の貞とある貞の字の義を、正の字を以て代へ釈し玉へるなり、これ同人の卦の同人たる所以は、君子の正しき道に同じくするを以てなりと云の意なり、

【象】文明は離の象、健は乾の象、中正は六二中正の象、應は二五相應の象、君子は乾と離との象、正は乾と離との象、

唯君子爲能通天下之志、

【釈】上章にて已に彖の辭の釈は了りたれども、其上章の末に、君子正也と云へる句を承け接人汎く同人の象意を説て、以て君子への教へを示し玉へるなり、凡そ人と同くすることの必竟は、天下の志に通ずるより大なるは莫し、さて天下の志に通ぜんことは、自己君子の德に至らざる時は能はざることとなり、故に同人の卦の同じくする所以は、君子にして而後に能く同くすることを得べしと云の義を、唯君子爲能通天下之志と云、通とは同しくするの精粹たるを云ふことなり、

【象】君子は乾の象、又離の象、天下は乾の象、志も通も共に乾と離との象、

【大象】天與火、同人、君子以類族

云、又は應₂乎上下₁などゝ云時は、これ臣にしては不忠を誨へ、妻に在つては不貞を誘びくの名教の大義に害有り、又これを應₂乎九五₁と云時には、一陰五陽に應ずるの卦象の實を誣ふることとなり、今應₂乎乾₁と云にて、乾は陽剛の宗たれば、五陽に應ずるの卦象の實を失はず、名教の大綱をも張り、臣と妻とをして、故さらに其君と其夫とに事へ上つること、貳心無からしめんと云の教へ戒めにしてこれ名教の本領を示し立て、又卦象の實をも蔽ひ隱さゞる所の聖人大苦心の大文章たり、それ立言の上に於て名教に害ある時には、聖人の立言に非ず、人卦爻の象の實を失ひ誣ひなば神易の係辭に非ざることとなり、こゝに聖人文章の神妙なることを仰ぎ歎じ上つるべし、然れども二千年間、誰か一人此文を讀み得たる人有ること莫ければ、易道の埋沒しぬること、最も宜なることとなるなり、

又案ずるに履の彖傳に說而應₂乎乾₁とあり、これ此彖傳と似たるが如くなれども、これ各別の義有り、履は內卦の兌を以て外卦の乾に應ずるなれば、これ卦を以て卦に應ずるの義なり、今此卦は、六二の爻を以て、乾の卦に對せるの文なるが故に、其義各別たり、又爻を以て卦に對せる者は、實の內卦の三爻を以て、上卦の坎に對せるの例、これなり、

【象】同人は卦名の象、柔は六二の一陰爻の象、得位は、六二臣の位なり、妻の位なるの象、又得とは乾の來往生卦の象、得中とは、六二中爻の象、應乎乾は外卦乾の象、又應は、二五陰陽正應の象、

同人於₂野₁亨、利₃涉₂大川₁、乾行也、

【釋】此章よりは彖の辭の解釋たるを以て句の首めの同人の二字も彖の辭の如くに人と同じくすることゝ作用にして讀むこととなり、さて此卦離を明とし智とし、乾を君子とし正とし健やかとし彊むとし行ふとす、凡そ人と同じくするの道先づ君子の正道なることを觀究めてこれを知り明らめ、私の情を撥ひ去て公けの正しきに麗き順ひ健かに彊め行ふ時は何事か遂げざることとあらんや、これ即ち亨るの所以たり、さて大川を涉るに利しきの象は、已に彖の辭の下にて釋し又尙これを人事に推す時には、假令へば大川を涉る如きの艱難勞苦有らんことも先づ君子の正しき

にして地上の地に位せり、これ於野の象、亨は乾と離との象、君子は乾の象、貞は乾と離との象、利は乾と離との象、乾を大川とし離を舟とす、利渉大川の象、又利も渉も大川も、皆乾の象、

【彖傳】同人、柔得位得中、而應乎乾、曰同人、

【訂】通本、曰同人下、衍同人曰三字、今删正、

【釋】此傳は、首めに卦名の義を釋し玉ふなり、故に此傳の首めの同人の二字は、名目にして卦名に讀ましつくることとなり、柔とは六二の陰爻を指して云、位とは臣の位、妻の位のことにして、內卦の中を得て成卦の主爻たり、以て上卦の乾の君なり、夫なりの象に應ずるを云、これ臣にしては君に應じ同じくし、妻にしては夫に應じ同じくす、これ此卦を同人と名けらるゝ所以なりと云の釋たり、以上は、卦名の釋なり、これ乃ち乾の來往生卦法を說けるなり、口訣、

○按ずるに同じ一陰五陽の卦にして小畜と大有との二卦の彖傳には上下應之と云、又此傳には上下とは云はずして應于乾と云へる者は、これ名敎の大綱領たるなり、其義を解き釋せば先づ大有の卦は一陰六五の君の定位に居れり、又小畜の卦は一陰六四執政一の人の位に居れり、これ共に宜しく天下の上下の化服し順從して應ずべき所の位にして其當任當職の最も當に然るべき所の道なり、又此同人の卦は、一陰の居り所、六二たれば、これ即ち臣の位なり、妻の位なり、固より臣としては君より外に應ずべき者無く、妻としては夫より外に應ずべき所の者有ること無し、故に上下應之とは、名敎の上にては謂ふべからざる所の大義有ることとなり、故に應于乾と云て、九五の君なり夫なりの爻に應ずることを見せり、然らば何ぞ直ちに九五に應ずとは云はずして迂く乾とは說きけることぞと推すに、これ九五と指して說くべからざるの義有り、固より二の五に應ずることは常例の應の位たれば別に說くことを須たず、今此同人の六二を直ちに九五に應ずと云時には、一陰五陽の卦象の德を闕如する所有り、故にこれを乾に應ずと云時には、所謂君とし夫とする所の九五の爻は、即ち乾體の中爻なれば也、是故に若しこれを應乎五陽と

り、いづれの卦にても、五陽より共に其一陰を望み求むることにて、これ陰陽の定れる情たり、然れども諸餘の姤、小畜、履、大有、夬の五卦には、同人と名くることを得ざる所の義有り、其故は他の五卦にては、一陰の居り處、妻の位、臣の位を得ざるが故なり、今此卦にては、一陰の居り處、即ち妻の位、臣の位を得たるを以て、同人の名有る所以たり、蓋し妻とは夫の必ず求むべき所の者、臣とは君の必ず求むべき所の者たればなり、故に此卦を同人と名けざることを得ざることなり、

同人於野、亨、利君子貞、利渉大川、

【訂】通本、君子貞句、錯在大川下、今復正、

【釋】野と云は郊外曠遠の地を云、これ廣く公にして隱蔽偏私有ること無きの喩へたり、凡そ人と同じくするの道に公と私との二途有り、公なることは、道に合し其事遂げ成りて、私なることは、道に背きて遂げ成ることを得ず、且つ私を以て同くすることは、其事狹く、公を以て同くすることは其事廣し、故に同人於野亨と云へり、

○按ずるに凡そ彖の辭の起首の卦名の字は、すべて名目として靜字に讀むこと通例勿論の義たれども、其中に就ても、履と噬嗑と艮と中孚と此同人との五卦にては、これを作用として、動字に讀むこと、これ讀易の秘訣たり、尚其他にも大有、大壯、大過、離等の卦にても、彖の辭の起首の卦名には、皆讀法に意味の有ることなり、各條下にて辨じつべきなり、

凡そ天下の事、一人を以て成すべきことは難し、人と同じくする時には、其事能く亨通す、これ定理たり、故に亨ると云、固より人と同じくするの道とても、小人の正しからざる道に同じくすることを忌み惡み、君子の正しき道に同じくすることを求め好みすることなり、故に利君子貞と云、又凡そ江河の險難を渉らんことは人命の大事に係ることにして愼しむべきの最一たり、苟も人心和同せざる時には渉るまじきことなり、今同人の義を以ての故に、利渉大川と云、

【象】野は、曠遠の地にして乾の象、又六二成卦の主

て喜び楽むなりと云の義を、先否、後喜と云、これも例の省文法にて、否の字にて通の字を知らせて省き、喜の字にて憂の字を知らせて省きたる者なり、故に具さに塡補する時には、先否塞而憂、後泰通而喜と云の互省文法たり、

【象】否は卦名の象、傾否は上九卦の極にして、否も已に盡きて泰將に來らんとするの象、喜は乾の象、又變體兌の象、

【爻傳】否終、則傾、〔否塞時〕何可長也、

【釋】それ往ては還らざること無く終りては始まらざること無き者は天運の循環にして、これ必然の大定理たり、假令へ一旦は否塞の時運に任し、天地も閉ち塞がり陰陽も交はらず、天下道無くして君子は遯れ去り小人は時を得たるが如しといへども、はやくも否の終りに至れば、忽ちに傾ぶき盡して泰通の時來ること、最速やかなる者は、これも亦生々を以て道とする所の天運の大定理たり、故にこれらの旨を釋して、何可長也と云、聖人世を祝し玉ふ所の微旨深意、係辭の中に含畜せり、玩索して得つべし、

【象】長は、陽爻の象、又乾の象、又巽の象、

【同人】䷌〔離下乾上〕

【音】同、徒紅切、會合也和也、人、如鄰切、人之爲言仁也、三才之一也、萬物中、至貴至靈、冠天履地、而立者之稱、詳見善工利器、

【釋】同人とは、人と同じくするの義なり、又止同しきの義のみともすることなり、此卦乾を天とし、離を火とす、天も升るの者、火も升るの者にして其上升の性は共に相同じ、故に同人と名け玉へるなり、大象に天與火同人と云、これなり、又乾を天とし離を日とす、日の天に在るや萬國同じく照し、萬國の人も亦同じく望む、これも亦同じきの義たり、又日も天も共に左遷し共に西に巡る、これも亦同じきの義たり、又日の天に在るや日日に運轉すれども終に天を離れず、これも亦同じきの義たり、又全卦を以て見れば、卦中に只六二の一陰爻のみにして、五陽の爻同く其一陰を求む、故に同人と名けられたり、

○按ずるに凡そ易中に一陰五陽の卦都合六つ有

休否と云、これ固より大人君子の志を得て功を成すべきの時たるが故に、大人吉と云、これ乃ち六二の爻の否中の否の時と反對せるなり、是を以て六二の爻にては大人否と云、今此九五にては大人吉と云、さて六二の時は否中の否なれども句の末に亨の字を下し置かせ玉ひつる者は、其傳の羣を亂さゞるの志行堅固にして此九五の時と此九五の撥亂の人とを期つけて否を濟ひ亂を治むべし、其時にして亨ると云の義なり、さて此の如きの時勢には向ひつれども、今直ちに否の全卦が終りたるにも非ること故に、其時の勢ひ一歩一行を履み錯る時には忽ち否中の否へ陷ることにして殊に危ふきの時なり、故に常に惧れ愼んで、其滅亡せんこと今にやある後にやあると戰々兢々として警しむべし、喩へば苞桑の細き條に、千萬斤の重き物を係げるが如くに、二六時中に危ぶみ省りみば、實に能く否を濟ひ得て泰通の時に至るべしと云の義を、其亡其亡係于苞桑と云へり、苞桑とは危きの喩へにして、これ猶書經に朽たる索を以て六馬を御すると云へると同意味の義なり、

【象】休否は五の爻に至つて、否將に盡きんとするの象、又九五剛健中正の象、大人は乾の象、苞桑は、巽木の象、亡は乾と坤との象、

【爻傳】大人之吉位正當也、

【釋】位正當とは、九五剛健中正の爻の德を釋し玉へるなり、

【象】位とは、九五君の位の象、正當とは剛健中正の象、

上九、傾否、先否而憂後通而喜、

【釋】此爻は否の終りにして否も已に傾き盡して將に泰通に至らんとするの時なり、故に傾否と云、然りとはいへども天下の否息自ら傾ぶき盡くる所の者には非ず、凡そ亂を治め否を濟ふことは全く天命を得たる所の大人に在ることなり、是を以て周公の係辭にも、否傾くとは宣はずして否を傾けよとぞ敎へさせられたり、これ人の力を盡し心を用ひて而して後に安泰に至ると云の旨を曉し告げ玉へるの文法たり、さて今までは否塞の亂世にて憂へ苦みつるが、今より後は、否已に傾ぶき盡して泰通安寧の世に向ふ

の時に出遇ひつるとなれば、宜しく否を濟ひ亂を撥ふて天下をして泰通ならしむべき所の任たれども、因循として其事を成し得ずして累世の家名を汚し、羞を後世に遺すことは、全く位の當らざるより起れることとなりと云の義を、位不當也と釋し玉へり、

【象】位不當とは六三陰爻にして陽位に在るの象、

九四、有命无咎、疇離祉、

【音】命とは、天命なり、疇は平尤の儔、匹類なり、

【釋】九四は、否中の否の時已に盡きて否中の泰の時に移れるの時なるを以て、又氣運の變遷を以て說き玉へり、此時に當つて天命を得たる所の英勇有らば、必ず亂を撥らひ否を濟ふても、咎なきことを得つべしとなり、故有命无咎と云、然れども已に天命を得るほどの有德者にして、何の爲にか咎の有り無しを論じ玉ふと云に、否を濟ひ亂を撥ふことには、必ず師旅を出し、干戈を動かさざることを得ざるなり、其師旅を發することは本咎有るの道たり、然れども今天命を蒙りて民を弔らひ否を濟ふの仁義の師たるを以て其咎を免るゝこととなり、これ猶師の彖の辭の、師貞、大人吉、无咎と云へると同意義たり、それ天下の否を濟ひ亂を治むること、豈啻一人の祉福のみならんや、其疇たる所の人倫、皆其祉ひに麗ることを得るとなり、故に疇離祉と云、

【象】命は天命にして、乾を天とし巽を命とするの象、疇は乾の三陽爻の象、祉は乾の象、離は乾の三陽爻相連るの象、すべては否中の泰に改革せしの意象、

【爻傳】有命无咎、志行也、

【釋】今九四は否中の否已に盡きて否中の泰へ移れるの時なり、これ上卦乾の體中は陽爻、已に其時を得たるなり、故に其志行也と釋せり、

【象】志も行も共に乾の象、

九五、休否、大人吉、其亡其亡、繫于苞桑、

【音】休、休息也、

【釋】九五は否中の泰の中位に在て否も殆んど將に盡きんとするの時に向へり、固より九五は剛健中正の德有て否を濟ひ亂を撥ふ所の英勇の君上たり、故に

に上に承け事へて、貞しければ吉なるの道有りと雖、其大人たるに至つては殊に處置にくきの時の勢と云べきなり、六二の大臣は中正の徳を得たるの爻なれば、忠信の志は切なりと雖、時は否中の否の時なり、爻は陰弱にして才力に乏し、是を以て天下の否を濟ひ、亂を撥ふこと能はず、又世祿社稷の重臣たれば遁れ去ることも能はず、惟り君子は固く窮め其亂を撥ふの時と、亂を撥ふの英勇とを討ね索め期つくるより外の道は無きなり、さて其人と其時とを期ちつくるの間に、羣を亂さざるの行ひ有らんことを專要の緊務とすることなり、故に文言には、上下无常、非爲邪也、進退无恒非離羣也と云へり、これ大人君子の否中の否の時に値ふて、泰通の時の至るを期ちつくる所の行實の訣なり、假令へ己躬と其時とは否塞しつるとも、其行跡には亨るべき所の實有ることなり、其實とは即ち不亂羣と云これなり、口訣、

【象】羣は乾の三陽爻竝び連なれるの象、訣、亂は坤の大陰昏暗の象、否は艮の象、又不亂は乾の象、

六三、包羞、

【音】羞平尤修、愧恥也、

【釋】六三は內卦の極に居れり、これ人臣の極位に居れば爵祿ともに輕からざる世祿の重臣たり、今天下否塞の時に遇ひぬることなれば、これ宜しく粉骨碎身して其否を救ひ亂を撥ふて宗廟社稷を安泰ならしむべきの任たり、殊には內卦の極に在れば、これ否中の否は已に終つて、漸やく否中の泰に向ふの幾しあり、此時に當つて爲ること有るの人、非常の大手段を盡して天下の亂を撥ひ否を濟ふべきの時たれども元來六三は陰柔不才にして不中不正の爻たるを以て因循模糊して其事を爲し得ざることなり、故に包羞と云、包とは數世朝家の恩祿を被ぶれるを云、羞とは、世祿の臣にして其職任に堪へざるを恥辱とするの義なり、

【象】羞は六三陰醜にして不中不正の爻象、又坤の大陰昏昧の象、包は六三人臣の極位に居る世祿の臣たるの象、又乾の象、

【爻傳】包羞、位不當也、

【釋】六三は內卦の極に居りて、人臣中の上等にして爵祿ともに輕からざる所の世祿の臣たり、これ否塞

と震との象、

【爻傳】拔茅貞吉、志在君也、

【釋】初六は下に在て無位の卑賤凡民たれば國の有道無道に即て進退取捨すべき所の大義の有るべきと云の分際にも非ざることなれば一に上に奉事りて同類の細民等を相率ひて稼穡の役に從事して貞正なる時には吉を得るとなり、且つ此傳に君とはあれども、これ君德の大義に係れることには非ず、汎く君民など云ふ義なれば唯上に從事すると云の意にして汎き辭なりと心得べし、これは次の六二の傳の不亂羣也と云の羣の字と韻を叶はせんとて、君の字を下し玉へるのみのことなり、

【象】光は震の象、君は乾の象、

六二、包承、小人吉、大人否亨、

【釋】六二は柔順中正にして九五の爻に應ずとはいへども、己れ陰柔不才たるを以て、今否の時に當つて天下の否塞を救ひ騷亂を撥ふ所の力量有ること無し、惟下は上に順ひ、臣は君に承け、陰は陽に包らるゝと云の義に據りて、一に上に承け順ふを宜しとす、故に包承吉と云へり、これ象に因て義を示し玉へるなり、さて今時は否中の否なりといへども小人卑夫の分際にしては中正の道に從ふて柔順にして上に承け事ふる時には吉の道たりと云の義を、小人吉と云、大人に至つては固より否を救ひ亂を撥ふべきの任たり、然れども時を以て云時には、否中の否の時にして、これ容易く通ずべきの時には非ず、又爻に就て觀る時には中正なりとはいへども陰柔不才にして亂を撥ひ否を通ずべきの力量無し、故に大人否と云、固より亂を撥ふ所の英勇の手段は此爻には無しと雖、六二は中正の道を守つて上に順ふて時を俟つ時には、自然に通ずるの時至るべしと云の義を、亨るとは云ひたるなり、

【象】包は乾の象、又九五陽爻の象、承は坤の象、又六二陰爻の象、小人は坤の象、又陰爻の象、大人は乾の象、又陽爻の象、亨は乾の象、

【爻傳】大人否亨、不亂羣也、

【釋】先づ六二は臣の定位に居れり、これ世祿の大臣なり、然れども此時に當つては無位凡下の小人は、一

小人は坤陰の象、君子は乾陽の象、道は、乾と坤と震との象、消長は消長生卦の象、

【大象】天地之氣不交否、君子以儉德辟難、不可榮以祿、

【音】辟も難も、共に去聲、

【釋】天地不交とは、これ天地の氣の交はらざるを云、さてこれを人事に當つる時には、君臣の志乖き上下の情和せざるの義にして、取りも直さず亂世無道の時の象義たり、これ宜しく君子の智を藏し、光りを韜んで小人の災害を辟べきの時にして、決して祿仕の顯達の地に居るべからざることなり、故にこれを戒めて其德の光りを儉約にして、敢て出すこと無く智を韜み愚を守て小人の害難を辟くべし、決して富貴顯榮の途に立て、光曜たること勿れよと云の教戒たり、

【象】天は乾の象、地は坤の象、不交は卦名否の象、君子は乾の象、德は乾の象、儉は坤陰の象、榮も祿も共に乾の象、難は坤の象、辟は震の象、

初六、拔茅茹、以其彙、貞吉、

【訂】通本、吉下衍亨字、今刪、

【音】貞、正也、

【釋】此卦も亦氣運の變遷を以て内外の時を分ちて說き玉へり、先づ下卦坤陰の三爻を否中の否とし、上卦乾の三爻を否中の泰とす、其義は已に泰の卦にて釋せるに同じ、さて坤の三陰相連なれること、猶泰の初の乾の三陽相連なれるが如し、故に拔茅茹と云、これ其象義泰の初と同じき故に、其辭も亦同じきことなり、然れども泰の初九は上六四の爻に陰陽相應ずるを以て六四執政の爲に擧げ薦めらるゝの義を帶びたり、且つ時は泰の時なり、乾の三陽爻の君子なれば、往て朝家に仕へて吉なるの道たればなり、又今否の初六は陰柔卑賤の凡下の小人なれば擧げ薦めらるゝと云の義は有る無し、元來坤の三陰柔の小人のことなれば其同類の卑賤者を將ひて、唯一に柔順にして能く上に承け事へて力を盡して己が分を守ること貞正なる時には吉たるの義たりと云の旨を、以其彙、貞吉と云、

【象】茅は巽の象、又變體の震の象、拔は艮を手とするの象、彙とは二と三との爻を指せるの象、貞は乾

り、
【象】內は內卦の象、陰は坤の象、外は外卦の象、陽は乾の象、

內柔而外剛、

【釋】これ人事行義の上に就て交はらざる所の罪責を示し、柔剛の內外を以て、否塞に至る所以の義を明し玉へり、
【象】內外は上と同じ象、柔は坤の象、剛は乾の象、

內小人而外君子、

【釋】これ國を治め人を用ふるの上に就て其交はらざるの罪責を示し、小人君子の內外を以て否塞に至る所以の義を明し釋し玉へるなり、
【象】小人は坤の象、君子は乾の象、內外は上と同じ象、

○按ずるに此傳も亦泰の傳と反對にして、以上の三句は上の天地不交也と上下不交也との天地人事交はらざるの二大體を釋せし所の再釋たり、故に此三句中には不交の字と也の字とをば省き玉へり、これ天地の道に即ては陰陽の內外を以てし、人事行實上に就ては柔剛の內外を以てし、國を治め人を用るの上に即ては君子小人の內外を以てして、各其交はらざるが故に、否塞するに至る所以の義を明し釋し玉へるなり、

小人道長、君子道消也、

【音】長は上聲、
【釋】これ交はらざるの二字の總釋にして一篇の斷結文たり、凡そ名教と云は人道を教訓するを以て宗旨とす、故に總結の句は必ず人道に說及ばして維括結局し玉ふとこれ大例たり、殊に此結局の一也の字は、上の三句をも概して總括して決著せる所の文法たり、又此一段は結局の文なるを以て、故意に道の一字を加へ下し玉へるなり、此道の字の中には、上文の天地不交も、上下不交も、天の陰陽も、地の柔剛も、人物の君子小人も、國家の治亂も、內外處置の得失も、其交はらざるの罪責までを、悉く皆概括して結落し玉へる所の文章たり、
【象】小人道長は小來の象、君子道消は大往の象、又

り此卦は小人盛んに時を得て君子は日夜に衰へ行くの氣運たるを以て、主として君子に戒め誨へて、必ず舊例先格などの常套に固執すること勿るべしとなり、若しそれらの義有る時には、必ず小人の害を引き起さんこととなり、唯須らく機に臨み變に應じて小人の害を避くることを旨とすべしとなり、故に不利君子貞と云、固より易の經文は、主として君子に教訓するの者たるを以て其辭の旨專はら君子に係けて說かせ玉へり、

【象】君子は、乾の象、又陽爻の象、貞は乾の象、其他は泰の反象、

【彖傳】否、大往小來、不利君子貞、則是天地不交、而萬物不通也、

【釋】此傳は別に卦名の釋と云ては擧け玉はずして、直ちに彖の辭を承けて解釋し玉へり、さて其卦名の義は、毎段毎句の中に具へて在るの釋たり、殊に此章は、天地不交と云所の大義を掲げ出して釋し玉へるなり、中にも不交の二字は、一篇の至腦にして即ち卦名の否と云字の通釋たり、それ天地の氣交はらざる時は物各其道を失ふこととなり、故に萬物不通也と釋し玉へり、

【象】天は乾の象、地は坤の象、不交は卦名否の象、不通も同象、萬物は乾坤の象、

上下不交、而天下无道也、

【訂】通本无道譌作无邦、今復正、

【釋】これ人事の大體に就て、交はらざるの總義を擧げて釋し玉へるなり、それ上下交はり和せざる時には、これ昏亂天道の至極たり、故に而天下无道也と釋し玉へり、而の字こゝにては、それではと訓して宜しきなり、天下无道きと說き玉ふ時には、彝倫綱常の大義、廢滅壞亂せんことと知りぬべきなり、

【象】上は君上の義にして乾の象、下は羣臣萬民の義にして坤の象、無道は否塞の通ぜざるの象、又道は乾と坤との象、無は乾と坤との象、

內陰而外陽、

【釋】これ天地の道に就て其交はらざる所の罪責を示し、陰陽の內外を以て否塞せる所以を明し玉へるな

の卦と同じ觀法たり、故に此卦の乾天の上に位せるは、天氣の上升せるなり、又坤地の下に在るは地氣の下降するなり、それ天氣は升り、地氣は降る時には陰陽の氣交はらざることなり、陰陽の氣交はらざる時には則ち雨を成すこと能はざるなり、雨を成すこと能はざる時には艸木百物由て生ずること有ること無し、これ否塞の義なり、故に此卦を否と名け玉へるなり、彖傳に天地不ㇾ交而萬物不ㇾ通也と云、これなり、又乾を君とし坤を臣とす、君臣志交る時は泰にして國よく治るなり、今君臣志交はらざるが故に否と名け玉へり、彖傳に上下不ㇾ交而天下无ㇾ道也と云、これなり、又乾は夫なり、坤は妻なり、それ夫妻相和し相交はれば子孫生じ育して家能く齊ふことなり、今此卦は夫妻和せず交はらざるが故に否と名けらる、又坤を柔順として内卦に居り、乾を剛健として外卦に在り、これ内柔順にして却つて外剛健なるの者とす、凡そ事物の道理、内に剛健の德を蓄へて外は柔順なる時は乃ち安泰亨通の道なり、然るに此卦はそれに反せり、故に否と名けらる、彖傳に内柔順而外剛なりと云、これなり、又乾を君子とし坤を小人とす、小人内に在つて國政を弄し、君子外に在て政に與ることを得ず、此の如くなる時には其國必ず傾ぶき敗るゝに至る、故に否と名く、彖傳に内小人而外君子也と云これなり、又陽を君子の道とし陰を小人の道とす、此卦小人の道長じ君子の道は衰ろへ消えぬ、故に否と名けらる、彖傳に小人道長、君子道消也と云、これなり、又此卦十二消長の一にして、陽消し陰長盛するの象なり、故に否と名けらるゝなり、

○按ずるにこれ本泰の反卦たれば諸事泰と互ひに照し合して、反對して以て其義を推すべきことなり、

否、大往小來、不ㇾ利君子貞、

【訂】通本、否下衍二之匪人三字一、是自二比六三爻辭一混錯、且大往小來句、錯二在貞下一、傳同、今共刪訂復正、

【音】貞固鄙之義、

【釋】大往き小來るとは、泰の小往き大來ると相反對の義にして、我より往き出し去る所の者は陽の大きく多き者にして、彼より來り入り得る所の者は陰の小さく少なき者たり、これ大凶兆の甚しきなり、固よ

徒らに己一人の情好嗜欲を逞しくせんと爲し玉ふより、そこにつけこんで、かの佞媚を事とする所の小人時を得て、先づ色と酒と田獵逸遊の類を以て、君上をして頻りに尊大驕傲ならしめて、上と下との分階を萬億の等級あるに至らしむることなり、これ治世の時の佞人姦臣の開卷第一義の手段たり、此の如くに君と下民との間を天と地との如く縣（ハルカ）に隔てさせざる時には其中間に在つて上を愚にし下を虐（シヒタ）ぐるの姦謀邪計を施すに難ければなり、それ上と下との間邈（ハルカ）に隔たる時には下の情は鬱蟄して上に通ずること無く、君の仁澤も中に滯つて下に惠むこと無し、是に於て姦臣賊士其中間に立つて法を弄し權を沽つて賄賂公行し聚斂刻迫なることとなり、凡そ古今の歷史の事跡を觀るに、國家將に傾ぶき亂れんとする世に、上み驕らざると云ふ無く、又收斂嚴酷ならずと云こと有ること莫し、これ其時の君臣ともに天より命じてこれが聖君とし、これが賢臣として萬民を撫育し敎化せよと云の天の嚴命を背き亂し、一に己が情好嗜欲を快くせんとするの橫逆暴行に由れることなり、此の如きの不善の所爲（シワザ）暴逆の行跡、積り聚つて天に屆くに至れり、是に於てか天も亦已むことを得ずして、萬民の塗炭の苦しみ、倒懸の厄を救はんが爲に、別に又聰明英智の君臣を生じ出して、亂を撥ひ民を安んぜしめざることを得ざることなり、既に此時に至つては、さしも威勢强く權柄盛んなりし、系圖格式の城も、忽ちに隍の深きに覆へり、卒には亂世騷忙の世とはなることとなり、此時に至つて歎げき悔まんことは、これ臍を噬むの及ぶべからざるにして、天も人も實に如何んともすること能はざることなり、故に其命を亂したればなりと釋し玉へるなり、命とは、天命なり、これ天命の亂れたると云の義には非ず、亂朝の君臣が天命を亂したりと云の義なり、

【象】命は天命にして乾の象、亂は坤の陰暗昏亂の象、

【否（ヒ）】䷋〔坤下乾上〕

【音】否は、部鄙の切、上音痞、閉塞なり不通なり、餘は善工利器に詳なり、

【釋】此卦も乾を天氣とし、坤を地氣とすることは、泰

小邑より、上國に向つて告命するに至れること、これ君徳の已に衰へ威權は廢れ失ひ、國脈殆んど絶せんとする所の大凶徴たり、然るに尚も固執に常例先格等の迂遠なる論を云ふべきの時ならんや、固より君上たらせ玉ふ方は、進退變通の幾を知るに非ざれば、吾身の滅亡するのみには非ずして、宗廟社稷をも覆へし萬古の後の世までも毀謗を青史に遺し止めて後日の談柄となること、これ鄙吝の極なり、故に自邑告命貞吝と云、これは孟子に、齊景公曰、既不能命、又不受命是絶物也、涕出而女於呉と云へるの義なり、

【象】城は乾の象、隍は坤の象、又城復于隍は泰の城、否の坤の隍に復へるの象、勿用師とは、泰の上卦の君、坤柔にして弱く、下卦の臣は乾の剛くして强し、坤の君の弱きを以て乾の臣の剛く强きを伐つこと能はざるの象、又師は乾の象、又坤の象、用は乾震の象、勿は艮の象、邑は坤の象、又自邑告命とは坤の卑賤より乾の尊貴を冒し蔑するの象、又告命は即ち命令にして乾の象、

【爻傳】城復于隍、其命亂也、

【釋】今守成の君として泰の至治安寧の時を得ながらも、終には城も隍に復へり、邑より告命するが如きの顛覆の極に至らんと云者は、これ全く其守成の君の萬民に君たる所の天の命を亂せる所の辜の報なりと云の義を、其命を亂したればなりと釋し玉へり、

凡そ守成泰平を承けさせらるゝの、君上の大憂患と云者は、逢迎足恭風を成し阿諛巽從俗を成せるが上に、固より其身は溫柔姑息の婦女の手に養ひ育てさせられ、面諂趨陪の師傅の敎訓に成長せさせ玉ふより、いつと无く自ら聖とし自ら哲とし、驕奢風靡に遷り尊大傲慢に至らせられて、下民の艱難勞劬は夢寐にも想ひやらせらるゝことは無く、劇しきに至つては君上の富貴衣食は、皆下民の辛苦艱難の中より絞り出せる所の膏液なると云ことさへも忘れ果てさせ玉ふに至れるに在ることなり、これ其本は天の一人をして富貴威權を有せしめて、これが君とし之が師として、天下の億兆を撫育し敎化して各皆其處を得さしめよとありつる所の、天の嚴命をして、忘却廢亂して、

の象、

【爻傳】以祉元吉、中以行願也、

【釋】六五は、柔中の德有るの君にして、よく九二の剛中の賢臣に委ね任して泰平の績を致し、泰平の治を保ち守らしめ玉ふこと、これ全く柔中の德有るを以て終に其願望の如くに行ひ遂ることを得たると云の義を、中以行願也と釋し玉へり、

【象】中は六五柔中の象、願も行も共に乾と震との象、

上六、城復于隍、勿用師、自邑告命、貞吝、

【音】城、平清成、內曰城、外曰郭、從土從成、築土所成也、告、音誥、貞、固執也、復、音福、顚覆也、

【釋】此文は泰の全卦の終りにして將に否に遷らんとするの時なり、故に又時運の變遷を以て說き玉へり、それ城は土を築きて成れる所の者、隍は土を堀つて成れる所の者たり、今泰の時運已に去り、否の氣運將に來らんとす、故にさしも高く堅かりつると仰ぎし所の城も、忽ちに却つて隍の低きと反覆變革することなり、固より事物の盛衰成敗は、實に交へる索の如し、故に其時運を曉し示して、城復于隍と云、凡そ時運已に衰へ、天命既に革まらんとする國家の證驗は、必ず上は政に怠り驕りに長じ其收斂は刻迫、下は諛ひ欺き、賄賂公に行はれ、官を售ぎ法を賣り、上下の情意は邈かに隔たり、絕して人情和せざるの至極より、逆亂忽ちに起る者たり、殊に軍陳師旅の要は、人和を以て第一とす、故に孟子も、天時不如地利、地利不如人和と云、孫子も無邀正正之旗、勿擊堂堂之陳と云へり、これ皆上下和して一致なるを云へり、今此時運人事を視るに、君と民と上下の情遠ざかれること殆んど世を隔てたるが如く、人心の和せざることは氷と炭との相背けるが如し、かゝる時節に當つて、强ひて師さを出し用ゆる時には、必ず堆沙の崩るゝが如く隕つる瓦の碎くるが如くに、大に敗績すべきことなり、故にこれを戒めて勿用師と云、且つそれ禮樂征伐は天子より出る所の者たり、さるに諸侯より出れば則ち道なきの政とす、又大夫より出れば則ち亡ぶるに幾しとす、況んや今瑣碎邊鄙の

に皆失實也と釋し玉へり、且つかの小人の姦利を謀り、亂を唱ふる時に、これに加擔し黨與する者即時に雲の如くに聚まり、蜂の如くに羣かる、これ小人の利に趨り欲に馳すること、皆同一たりと云の義を、中心願也と釋し玉へり、

【象】皆失實とは坤の卦中に陽實の爻無きの象、中心願とは坤を小人とし貧虚とし貪るとし孚とするの合象、

六五、帝乙歸妹、以祉元吉、

【釋】帝乙のこと、先輩等種々の說有て一定ならざることなれども、これは紂が父帝乙のことに違ひは無きことなり、其徵は、

左傳、哀公九年、晉趙鞅卜救鄭、云云、陽虎以周易筮之、遇泰之需、其繇曰帝乙歸妹、以祉元吉、宋方吉、不可與也、微子啓帝乙之元子也、宋鄭甥舅也、祉祿也、若帝乙之元子歸妹而有吉祿、我安得吉焉、乃止、

此陽虎が卜筮の拙劣なる、占判の迂鈍なることは姑らく置て論せず、春秋の代の人にして、乃ち泰の六五の繇文に引き當て、直ちに微子啓は帝乙の元子也と云からは、殷の紂王が父のことに決定たり、其他にも經文中に高宗と云、箕子と云、文王と云、帝乙と云、皆徑ちに事實を指て引據し玉へること〻見ゆ、必ずしも假設のことには非るなり、蓋し六五の陰爻尊位に在つて、九二の陽剛に陰陽正しく應せり、これ六五の皇女を九二の臣に降し嫁せしめるの象有り、故に帝乙歸妹と云、固より六五は、定位の主にして實に泰平の治を愛る所の君なり、又九二は成卦の主にして、下に在つて能く六五の君を補佐して天下をして泰平至治たらしむる所の大臣たり、是を以て九二の卑しきに降し嫁するの喩へを擧げ玉へることにして、其實意は、六五の君の善く此九二剛中の賢臣に應じて委ね任せて、其寵遇優待の篤くして信あらんことを敎へ示し玉へる所の微旨たり、それ賢良なるに降り、大臣に親しみ任せ玉ふこと、此の如きに至る時には泰平の功績致しつべく泰平の至治保ちつべきなりと云の義を、以祉元吉と云、

【象】帝乙は六五君位の象、妹は六四兌の主爻にして兌は震の妹たるの象、歸は二五陰陽正しく應ずるの象、又歸妹は中卦震兌の象、祉は乾の象、元吉は乾

【象】天は乾の象、地は坤の象、際は內卦の乾將に終つて外卦の坤將に來らんとする陰陽交際の象、

六-四翩-翩、不レ富、以二其鄰一、不レ戒以レ孚、

【音】翩、批延切、鳥疾飛往來貌、從羽從扁、羽、象飛揚、扁、諧聲、兼卑賤輕小之意、詩小雅有扁斯石履之卑兮、又小舟曰扁舟、是也、以其隣之以、猶將也、以孚之以如字、

【釋】此六四の爻に至つては、はや已に泰中の否に遷りしの時なり、これ乃ち氣運傾くの始めなるが故に坤の三陰其虛に乘じ連り飛んで下り來らんとす、固より其坤の三陰爻が下り來る時には忽ちに否の卦象義となることとなり、坤の三陰は卑賤の小人なり、今時運傾くが故に忽ち小人志を得て黨を結びて亂を起さんとす、其陰邪小人の時を得て志を逞しくせんと、羽づくろひするの形容を擬して翩々と云、其坤の三小人は、固より陰虛貧窮にして富まざる所の者たり、今六四其唱首と爲て、六五と上六との二つの隣の爻を將ひて亂を起さんと謀るとなり、故に不レ富、以二其鄰一と云、凡そ小人の姦を作し黨を起すや、其邪志姦情の比同合一なること印板の如く、百慮一致と云べき者なり、是を以て互ひに告誡を用ひざれども豫て信約有るが如くなる者たりと云の義を、不レ戒以レ孚と云、

【象】翩々は坤の三陰將に下り來らんとするの象、不レ富は陰爻の象、又坤の象、孚は坤の象、又乾の象、其鄰は六五上六を指すの象、以るは坤の三陰黨與するの象、不レ戒は坤の象、

【爻傳】翩翩、不レ富、皆失レ實也、不レ戒以レ孚、中-心願也、

【音】皆、古諧切、倶也同也、從比從白、比二人竝也、白自也、曰也、二人竝曰、皆之義、會意、

【釋】皆とは坤の三陰爻を云、即ち六四六五上六を指せり、實とは陰爻の義にして剛强充實なるを云、これ坤の卦の三爻純陰にして陽爻有ること無きを以てなり、凡そ小人の邪を爲し惡を作すや其本原を究むる時には、陽剛明實の德性は、日夜に融消失せて、陰柔暗虛に流れ行て廉恥の氣概は衰へ果て、情欲を制するに力弱く、德性の實を失ひしに由ることとなり、故

み自ら修むるの功を積み、戰兢警愼して自ら欺くこと勿きの德を盛んにして一に貞正にして道を踐み行ふ時には、これ即ち泰の時を永く持ち守りて、否の時に之しめざるの祕訣たり、是故に人事を將て一に天道にのみ委ね任すべからずと云者これなり、惟克く自己を愼む時には其咎を免るべきなり、故に艱貞无咎と云、さて此の如きの改革轉變の時運に當つては、自己正しき誠、丹き悃を盡すと雖、人必ず其孚を信せず應ぜざる者なり、固より其時に當つては必ず其人の我孚に信じ應ぜざることを覺悟して、憂へ悶ゆること無く、愈增す孚を盡し道を行ふべし、これ孔夫子の所謂、人不知而不慍、又孟子の所謂、君子必自反也と云へるの類これなり、假令へば日月の蝕せるが如し、姑くは陰晦なりと雖、其時過ぐれば必ず再び明亮なるの福佑を蒙ぶるべしと云の義を、勿恤于食有福とは宣へるなり、食とは日蝕の蝕にして、食祿の食には非ざるなり、日食する時には晦冥なるを以てこれを禍ひに譬へ、食も終れば光明なるを以てこれを福と喩へ玉へるなり、これは食と福との二字を揭げて、互文省畧文法を示し玉へる者たり、且つ日食の義を以て内外一泰一否の道を喩へさせ玉へるなり、

【象】平は陽爻の象、又乾の象、又卦名泰の象、陂は陰爻の象、又坤の象、又對卦否の象、无は乾と坤との象、往は陽爻の象、又乾の象、又泰の小往の象、復は陰爻の象、又坤の象、又否の小來の象、孚は乾の純實、坤の純虛の象、恤は乾と兌との象、食は乾の日、坤の月に蔽はるゝの象、福は乾の富實の象、

【爻傳】无平不陂、无往不復、天地際也、

【訂】通本脫无平不陂一句、據宋衷本、陸德明本補復、

【音】際、子例切、去音祭、疆域也、交際也、從阜、從祭、阜、疆界也、祭人鬼交接之道也、際限交接之義、會意、豐上六傳、天際翔也、謂際限也、坎六四傳、剛柔際也、此傳、天地際也、並謂交際也、

【釋】これ泰中の泰の時より、泰中の否の時に移り行かんとするの時なることを釋して、これが乃ち陰陽の消息、氣運の盈虛、天地の交際なると曉し示させ玉へるなり、交際とは、いりかはり、いりまじれると云の意なり、

也、

【釋】九二剛明にして中の德を得て泰中泰の時に遇ふて、よく六五の君に應じ輔け上つりて、知仁勇公の四大德を以て中行の道に符合して、以て泰平の功績を致し以て泰平の至治を守ることとは、これ其剛中の德行の光大なるを以てなりと云の義をば、以光大也と釋し玉へり、

【象】光大は九二剛中の爻象、又乾の卦象、

九三、无平不陂、无往不復、艱貞无咎、勿恤其孚（不通、日月）于食、有福、

【音】艱（校者云、艱原本作艱）古閑切、平山間、險艱也、從𡎸從艮、𡎸黏土難治也、艮（艮）山嶽難行也、艱難之義、會意、貞正也、恤、辛聿切、入術郎、憂患也、從心血會意、食、音蝕、

【釋】凡そ六十四卦の中にて內卦と外卦とを以て時を分つて其任運を論ずるの卦、四箇有り、乃ち泰と否と既濟と未濟とこれなり、これ易を讀んで、卦を觀るの一大事にして此內卦外卦を以て時運を分つと云ことを會了せざる時には、此泰否既未濟の四卦の周旋しは、解了ぬことどもなるなり、先づ此卦にては內卦乾の三陽爻の時をば泰中の泰と稱し、外卦坤の三陰爻の時をば泰中の否と呼ぶことなり、然る所以の義は、易の例陽を有餘とし實とし富とし、陰を不足とし虛とし貧とすればなり、さて今九三は內卦の終りなればこれ泰中の泰の時は將に盡きんとする所なり、又六四は外卦の始めにして、即ち泰中の否に移れる所なり、此故に三と四との兩爻に於て氣運時命の變遷を見させ玉へることとなり、是を以て泰と否と既濟と未濟との四卦の、三四兩爻の辭の義を克く熟讀して互ひに照し查へて其義を會意すべし、今此九三內卦の極に居れり、これ泰中の泰の時は已に盡て、將に泰中の否の時來らんとす、交代の際なるが故に、其氣運時命の變遷することと、譬へば平らかなりし者のこゝに傾ぶき、往る所の者のこゝに還り來るが如しと云の義を、无平不陂、无往不復と云、固より消長盈虛の義は天道の自然にして、人力の及ぶ所には非ずと雖、人能く天地の道に則り能く艱難勞動して、自ら省

く剛毅果決なるを云へり、今九二の爻は、成卦の主にして能く泰平を致す所の大臣たり、固より剛明の才德有て、しかも中を得て上み六五の君には冰應（校者云陰陽歟）正しく應する□□（校者云、二字不明）大忠信たり、先づ包容るの大度量有て荒服荒野の邊鄙の小民のことまでも、遺脫こと無くこれを撫育し、さて馮河をもすべき所の剛毅果決有て、かの徒文柔弱の風に流れず、是を以て勇威有て莊重の德を失なはざるの英勇たり、これらの旨を形容して包荒用馮河と云へり、固より今泰の時なるを以て四海は靜謐にして上下安寧たりとは雖、九二剛中の德有るを以て泰平の風化に怠らず遐き亂世の儆戒を遺れず、こゝに武備嚴重にして凜乎として犯すべからず確乎として搖すべからざる所の豫防儆戒あり、書の周官に若昔大猷制治于未亂保邦于未危と云へるも、乃ちこれなり、且つ九二此時に當つては、二五君臣の位、陰陽正しく應じ上つるによつて其恩寵値遇殊に隆盛にして實に一人の下、萬人の上たる所の者にして天下の富貴威權惟一身に集まれり、然るに九二の大臣は、一絲毫も其門を樹て其戸を張るなど云所の私意私情有ること無く朋黨偏比など云所の愛憎依怙有ること無く一に公明正大の中道を規則とせり、是を以て其心術躬行共によく中の道に符合することを得たりと云の義を、不遐遺朋亡、得尙于中行と云、中行とは、即ち中の道を云、

○按ずるに此爻の辭、包荒は仁なり、用馮河は勇なり、不遐遺は知なり、朋亡は私無きの義にして公なり、それ此知仁勇公の四德を具へ有することは、即ち中行圓滿の位にして、以て能く泰平の功績を致すべく以て能く泰平の至治を守りつべきことなり、

【象】包は乾の卦象、又九二中の德を以て包ね容るゝの爻象、荒は荒服荒野曠遠の義にして乾の象、又坤の象、馮は乾の剛進果決の象、河は乾の象、又兌の象、用は乾と震との象、遐は乾の象、不遺は乾の象、朋は乾の三陽爻竝び連なれるの象、亡は无にして乾の象、又坤の象、中は九二中爻の象、行は乾と震との象、得尙は二五正應の象、又尙は乾の象、

【爻傳】包荒、得尙于中行、以光大

象、彙は乾の三陽爻の象、征は初九より六四に應ずるの象、又震の象、又乾の象、以は乾と震との象、

【爻傳】拔茅征吉、志在外也、

【釋】凡そ士君子の道を學ぶや、已にこれを自己に修め得ては其時を待ち得て、天下の廣居に居り天下の正位に立ち天下の大道を行ひ、其君をしては堯舜の君たらしめ其民をしては堯舜の民たらしめんことを欲し願ふことは、これ吾聖門道を學ぶ者の志なり常經なり、故に論語の夫子の如或知爾則何以哉の問ひに子路が千乘之國の對へ、冉有が方六七十、如五六十の對へ、公西華が宗廟會同の對へ等見つべし、然りといへども天命佑けず時運至らずして志を得ざる時には肱を陋巷に曲げて人の知らざるをも慍らず、獨り其道を樂むのみ、これ天命を樂み時運の變に處るの道なり、豈始めより隱居放言せんとて道を學ぶなる君子の志なるべけんや、故に此初九下に居るの賢者今其時を得て六四の執政の大臣に薦め擧げられて同朋の賢者と共に往て仕へて、吉なりと云ことは、其在下市井の賢者の、初學よりの志の、外卦九五の朝廷に在りしが、今時を得て其志の達することを得たりと云の義を、志在外也と釋し玉へるなり、

【象】志は、初九陽爻の位に在るの爻象、又乾と震との卦象、外は、外卦の象、

九二、包荒、用馮河、不遐遺、朋亡、得尙中行、

【音】包、包容也、謂大度量也、荒呼光切、平唐肴、蕪也大也、又荒服邊鄙也、書禹貢、五百里甸服、五百里侯服、五百里綏服、五百里要服、五百里荒服、從艸從巟、巟、水廣大也、以爲遠方邊鄙、爲荒蕪不治、爲果穀不登、爲荒散、爲荒忽、馮皮冰切、平蒸凭、馬行疾也、從馬仌聲、仌、取冰寒北方、北地馬壯、因爲乘登馮陵之義、馮河無舟渡水、亦馮乘之意、馬壯、可依恃、因爲馮依字、爲憤恚、爲驕滿、遐、胡加切、平麻霞、遠也、從辵叚、叚、從皮從二、二、不眞也、以爲疎遠之義、會意、中行、共去聲、尙猶合也、

【釋】荒とは荒服荒野の義たり、包るとは、包容の義にして大度量なるを云、馮河とは徒涉りの義にしてこれ士君子の文事にのみ流れて委靡柔弱ならずして能

れを人事に施し用ひて各其宜しきを得せしめ、天地の道の義を輔け相けて以て萬民を左に佐け、右に佑けて、泰の時泰の治世とならしむべしと云の敎へたり、蓋し此大象は、天地の道義を裁成し輔相して以て萬民を左佐右佑すべしと云の互折文法たり、

○按するに大象の例は、大率二卦の象を呼び玉ふこと、成位に即て看下しに稱呼し玉ふこと通例たり、假令へば、雲雷屯、山下出泉蒙、雲上於天需、天與水違行訟と云の類見つべし、然るに此大象は地天交るとは稱し玉はずして天地交ると呼び玉ふことは、これ乾坤二卦の體の上下するには非ずして乾坤の卦氣の升降して交り和すると云ことを示し玉ひて、强く交ると云の字の勢力を見はし玉へるなり、否の大象の天地不交と云へると並べ觀て、其義を會得すべきなり、且つ地天と云の熟字成語少きを以てなり、禮記の宋に之て坤乾を得たりと云の、坤乾の稱のことは、別に其義の有ることなり、傳、

【象】天は乾の象、地は坤の象、交は天氣降り地氣升るの象、后は乾の象、道は乾と坤と震との象、裁成は兌の毀折と震の爲ること有るとの象、義は乾震兌の象、輔相は震の象、民は坤の象、左右は震の象、

初九、拔茅茹、以其彙、征吉、

【音】以は讀て將の如し、茹は平魚の如、相牽き連れるの貌、

【釋】初九は陽爻にして剛明の才德有て正位を得て最下に居れり、且つ六四執政大臣の爻と陰陽能く相應せるなり、これ乃ち市井民間に在る所の賢者にして、六四應の位の執政の大臣より薦め擧げらるゝ所の者とす、故に其象義を形容して拔茅茹と云、茹とは茅の根の相牽連せるの貌を云、さて乾の三陽爻の相與して進むことは譬へば茅の根の相連れるが如し、今初九の賢者を擧げ用ひらるゝに當つて其同朋の賢者、九二、九三をも相薦め相牽ひて、共に上に進め擧ぐるなり、故に以其彙と云、固より今泰の時たるを以て、同志の賢者と共に進み往て仕官て吉なりと云の義を征吉と云、

【象】茅は變體巽の象、又震の象、拔とは六四より初九に應ずるの象、茹とは乾の三陽爻、相連なれるの

内外の處置と云も即ち上下の義なり、其上下と云ひ、內外と云ひ、又處置の宜しきを得ると云も、畢竟は交ると云の一字の妙用を譬へ釋し玉ふの義なり、是故に交ると云の一字は、一篇一卦の命脈にして、交ると交はらざると云所が、即ち泰と否と二卦の分別する所なり、能く、此旨を熟得すべきことなり、

君子道長、小人道消也、

【音】長は上聲、

【釋】これ交るの字の總釋にして一篇の斷結の文たり、凡そ名教とは人道を敎訓するを以て宗旨とす、是を以て凡その總結の句は必ず人道を以て維括して釋し玉へることとなり、且つ此結尾の一の也の字は、これ上の三句をも總結して決著し玉へるの文法字例にして、大に力有りとす、殊に此一截は通篇總結の文たるを以て、殊に道と云字を加へ下し玉へり、此道の字には天地の交はれることも上下の交はれることも天の陰陽も地の剛柔も人の德行の健順も人位の君子小人も、すべて皆これを維括して釋し玉へることとなり、又此句の中の消長の二字こそ、これ即ち消長生卦法の字の、由て出る所たり、

【象】君子は乾の象、小人は坤の象、道は乾坤震の象、長も消も共に消長生卦の象、

【大象】天地交泰、后以裁成天地之道、輔相天地之義、以左右民、

【訂】通本裁を財に作り義を宜に作れり、倶に同音より譌まれるなり、今皆復正す、

【音】裁は、平哈の才、製裁なり、𢦏に從ふ、𢦏は、戈才に從ふ、𢦏とは剪裁の義、才は手運の意、相は息良の切、觀視なり、木に從ひ目に從ふ、上古穴居野處の時、木を觀て識と爲す、其義知りぬべし、蓋し觀視とは彼と我と相對するなり、因て物と物と交互の辭と爲る、又觀識とは遺忘を佐助するなり、因て賛相輔相等の義とす、又觀視の相を、相形相術の相とするなり、左右は並に去聲、猶佐佑の如きなり、

【釋】天地陰陽の二氣の、能く相交はれるは泰の卦たり、凡そ人に后たらせ玉はん者はよく此卦象を觀て以て其天地二氣の交り和するの道を善く裁成してこ

玉へるなり、

【象】天は乾の象、地は坤の象、交は天氣下り地氣上れるの象、萬物通は卦名泰の象、

上下交而其志同也、

【釋】これ人事の大體に即て交るの字の妙用を說き、以て泰の卦の泰たる所以を釋し玉へり、上下と云時には、君臣の大義は勿論にして、一人を以て萬邦を撫し四海より一人を仰ぎ立つることも又一國一郡一邑一家にての義をも皆統べ及ぼせるの義たり、其志同じとは是乃ち乾坤二氣の相交り相和せるの象義をば汎く人事の作用の上に說き及ぼし、君臣の令行より以て夫婦の唱和までも皆含蓄して釋し玉へるなり、

【象】上は乾の象、下は坤の象、交るとは乾氣下り坤氣上るの象、其志同は泰の象、

內陽而外陰、

【釋】これ天地の道に即て交ると云字の效驗を說き內外を以て泰の泰たる所以を釋し玉へるなり、

內健而外順、

【釋】これ人事德行上に即て交るの字の功用を說き、德性の作用の內外を以て泰通に至る所以の處置を示し玉へるの釋なり、

【象】內も外も上に同じ、健は乾の象、順は坤の象、

內君子而外小人、

【釋】これ治國用人の上に即て交るの字の功績を說き君子小人の內外の取扱ひを以て泰通に至る所以の義を示し釋し玉へるなり、

【象】內外は上と同じ、君子は乾の象、小人は坤の象、

○按ずるに以上の三句は上文の天地交ると云ひ上下交ると云へる二大體を釋せし所の餘意にして反復細密に交ると云字の功德を喩へ釋し玉へるなり、是故に此三句中には、交るの字と、也の字とを省かせ玉へるなり、先づ天地の道に就て釋し玉ふ時には陰陽の內外を以て其義を示し、人事德行の上に就て釋し玉ふ時には健順德性の作用の內外を以て其義を示し、治國用人の上の處置に就て釋し玉ふ時には君子小人の內外を以て示し玉へり、其

【釋】往とは我よりするの辭にして出るの義なり、又來るとは彼よりするの辭にして入るの義なり、小とは小く少きの義なり、大とは大く多き義なり、今此卦は消長の例にて、我より往り出し去る所の者は、陰の小く少き者にして彼より來り入り得る所の者は陽の大きく多き所の者たり、故に小往大來吉と云、吉とは得るの義なり、亨るとは通ずるの義にして、萬事の濟ひ成るを云ふ、これ吉の道たるなり、それ陰陽は交り和するを以て善とす、交る時には則ち百般のとも皆通泰安寧なることなり、若し交らざる時には、則ち萬のこと否塞閉隔することとなり、さらば其通ずると云も塞ると云も一に只交ると交らざるとに在ることにして、これ惟り泰と否との二卦にのみ限るの義には非ず、既濟と未濟と、損と益と、咸と恒との如きも亦皆同じきなり、

○按ずるに泰否の二卦のことは上にも説けるが如く、必ず卦の形體を以ては論ぜず、一に卦の志氣を以て説くべきなり、若し形體を以てこれを説く時には乾天下に在り坤地上に位せり、これ天地位を反覆せるにして乾の君下に降り坤の臣上に升り、乾の夫下に居つて坤の妻上に位せり、これ顚倒反覆の義にして綱維彝倫斷絕の兆たり、何を以て泰と名くることを得んや、故に泰否の二卦は志氣を以て觀るべく形體を以て觀るべからざること、これ觀卦の一傳たり、

【象】小往は陰消するの象、大來るは陽の長ずるの象、

【彖傳】泰、小往大來、吉亨、則是天地交而萬物通也、

【音】交(校者云、交原本作㸚)は平爻の郊、共合なり、彖作㸚、大に從ひ交るの形に象どれり、俗書六に從へるは非なり、

【釋】此彖傳は通例とは異體にして起首よく徑に彖の辭を承け釋して、卦名の義は全篇の句每に具し釋し玉へり、殊に此一章は泰の卦の總釋たり、則の字も此文にては、それはと云の訓の意たり、乾の天氣と坤の地氣と相交はり相和して而して萬物通ずることを得ると云の義にして、これ一の交ると云ふ字の義を天地に係け人事に係けて、大細再三に詳らかに釋し玉へるの體たり、先づ此一節は天地交るの總體を說き

【泰】☷☰（乾下坤上）

【音】泰は他益の切、去音太、通なり安なり大なり寛なり、詳らかなることは善工利器に見ゆ、

【釋】先づ此卦を觀んには一重の口訣有り、其訣と云ば、此卦の乾坤の二卦を、徑ちに天地の實體として觀る時には、これ天地反覆せるものにして其義を得ること能はざることとなり、故に此卦の乾をば天氣とし坤をば地氣と觀ることとなり、其天氣下降し地氣上昇する時は、乃ち陰陽二氣の交はり和することとなり、其陰陽の二氣交はり和する時には則ち善く雨の澤ひを成すこととなり、其雨の仁澤、能く草木百物を生育するが故に、此卦を泰と名付けられたることとなり、彖傳に天地交、萬物通也と云これなり、又乾は君なり、坤は臣なり、臣よく敬して服し順ひ、君よく信して愛し任す、君臣志交れば即ち國家能く治るなり、故に泰と名け玉へり、彖傳に、上下交而其志同と云へる考これなり、又乾を健かなりとす、これ内卦に在り、坤を順ふとす、これ外卦に在り、これ内健かにして外順ふの義たり、これ乃ち安泰なる所以たるなり、故に泰と名けらる、彖傳に内陽而外陰、内健而外順と云これなり、又乾を君子とし坤を小人とす、此卦君子内に在つて國政を執り小人は外に在て國事に服し順ふの象有り、故に泰と名く、彖傳に、内君子而外小人と云へるこれなり、又陽を君子の道とし、陰を小人の道とす、此卦君子の道長し小人の道消す、故に泰と名く、彖傳に君子道長小人道消也と云これなり、又此卦十二消長の一にして陽長し盛んなるの象有り、故に泰と名く、此卦は否と反對の卦たれは互ひに照し反對して以て其義を發明すべきこととなり、

○按ずるに此卦の天氣下り地氣上り、陰陽の二氣の相交り和するの義をば外に見せ示すべきの方無きが故に直ちに乾の卦を下に畫し坤の卦を上に畫して以て二氣の交はり和することを象どり玉へることとなり、是故に孔夫子の大象にも此卦にては天地交はると云、否の卦にては天地不交と宣へるを觀て、いよ〳〵二氣の交り和するものなることを會しつべきなり、詳には大象にて釋しつべきなり、

泰、小往大來、吉亨、

ことは歴史の載する所、枚擧するに勝へざることとなり、是を以て其履み行ふことの邪なる時には以て禍を招き、正しければ以て福を來すこと、必然たることを能く察して、能くこれを考へ鑑みて、其善なる者に從ひ服する時は善ならずと云ことと莫し、故に視履考祥と云、それ已に古來の善き跡を考へて、尚其上に即て周旋て時の宜しきに中して勉め勵んで、これを用ひ行ふ時は、大善最上の吉の道たるとなり、故に其旋元吉と云、

○按ずるに此爻は履の卦の終りにして、これ履み行ふことの終りなるに即て此敎へを設け示させ玉へるの義にして此上九の爻の德に元吉の禎祥吉瑞を具へ有せりと云には非ざることとなり、これ經文の義とト筮の占判との分別有る所以たり、

○再按ずるに此爻履み行ふことの終りの義を以て汎く君子への敎へを垂れ玉へることは勿論の義たれども、殊にはかの九五の君の、已が聰明を負み果決に任する所の英主に、第一に人に上たる所の道は、老成煉熟、寛仁溫和を旨として、此の如くに反復周旋して施し用ゆる時には、元吉の道たるなりと云の大敎戒の微旨を含蓄させ玉へることとなり、上文にして九五の君の爻の義を敎へ說かせ玉ふの例は、往々有ることとなり、熟說して自ら領會すべしとなり、

【象】視履とは履の卦の終りの象、又履は卦名の象、視は離の象、祥は乾の象、考は乾を老とするの轉象、旋は乾の圓轉の象、元は乾の象、吉は乾と離との象、

【爻傳】元吉在上、大有慶也、

【釋】上とは上爻の上たることは勿論の義たれども其中に君上と云の微旨深意を含蓄られたるのことなり、それ君上の古來より履み行へる跡を鑑みて、其中に即て善行ひを擇び取て、尚よくこれを周旋して時の宜しきを稽へ量りて、それを已身に履み行ひ玉ふ時は、これ大善の吉にして、天下の萬民皆慶び賀する所以なりと云の義を、大有慶也と釋し玉へり、

【象】上は上爻の象、又君上を指すの意象、大は乾の象、慶は乾の象、又變體兌の悅びとするの象、

○按ずるに元來此卦は九五君上の乾の剛く在して、威猛果決に過ぎたるが故に、其臣下たらん者の危ぶみ畏れて、奉仕難きと云を以て一卦の大義とせることとなり、故に此九五の君位の爻に、其中正の義を捨て、惟其聰明に任せ、果決に過るの義を主とし玉ふ者は、これ人君たる者の、聰明を負み威決に任せ玉はんことを、聖人の深く重く警しめ訓へ玉へるなり、尙上九の辭を照し合して聖人諄々の微意を察し上つるべきなり、

【象】夬は陽爻の象、又乾の象、貞も厲も共に乾の象、

【爻傳】夬履貞厲、位正當也、

【釋】此爻は乾の卦中に在つて、剛健にして威嚴果決の君なりとす、惟り寬容溫和の德量を闕き玉へり、然るに改めずして尙頻りに威嚴果決を是とす、主として固執にあらさせらるゝ時には、いよ〳〵臣民急迫に堪へずして遂に人情乖き離れて君德危ふからんと云の義を、位正當也と釋し玉へり、

○按ずるに此正當と云の文字、非德の義には非れども、道に正當なりとあれば從容自得の德たれども、位に正當なりとあるにて果決威嚴に過ぐると云の微意を含畜せり、是乃ち兌の九五の傳の、位正當也と云ひ、中孚の九五の傳の、位正當也と云へると、皆同意同義たり、照し合せて其義を見つべし、

【象】位正當とは陽剛陽の位に在るの象、

上九、視履考祥、其旋元吉、

【音】祥、平陽詳、善也福也吉也、篆作祥、從示、從美省、天垂象見休兆曰祥、考、上皓攷、壽考之稱、書洪範、五福、五曰、考終命、考成之人、履歷多、稽察熟、故爲稽考之義、以其德行之成、稱先人曰考、篆作耂、從老省、工聲、旋、平仙璿、周旋也、本旌旗之指麾也、篆作㫃從㫃從疋、疋、足也、人隨旌旗以周旋也、周旋者、相追逐也、

【釋】此爻は履の卦の終りにして即ち踐み行ふとの終りの義とす、凡そ人の踐み行ふ所、善なれば則ち福ひ有り、不善なれば則ち禍ひ有り、治亂も禍福も一に履行ふの跡に由て致す所の者たり、これ往古より履行ふことの邪正に即いて、禍福興廢忽ち道を殊にする

【釋】九四は九五の後へに在つて、踐行くの象有り、これ九四の臣、九五の嚴しき君に仕ふること、虎の尾を履が如きの危ふく愳しきこと有るなり、故に履「虎尾」と云、九四此時に當つて虩々として愳れ愼しむ時には、假令へ虎の如きの猛威なるの君たりと雖ども、復害を加ふることを得ざることとなり、故に終には危ふきを免れて、躬を全くするの吉有るべしとの義を、虩々終吉と云、

○按ずるに九四は、陽爻たりとはいへども、陰の位に居れるを以て、これ陽爻の才は有れども陰の位の志の弱き者たりとす、かの六三の陰爻の不才にして徒に陽の位の志のみ剛く強き者と相反せり、故に虩々として驚愳敬愼して危ふきを免るゝことを得る者たり、

【象】虎は乾の象、又九五の爻象、尾は九四乾の虎の後へに居るの象、虩々は九四の陽爻陰の位に居て志弱きの象、又乾の轉象、終は乾の象、

【爻傳】虩虩終吉、志行也、

【釋】九四は剛く強き威嚴の九五の尾の位に當つて勤侍す、これ履み行ふことの危ふきの時たれども九四其陰の位に居つて其志の弱きを以て平生に戰々兢々として敬み愳れ戒しむるを以て、其危ふきを免るゝことを得る者は、これ一に其志の弱さに由つて敬ひ愼むの實を踐み行ふことを得て始終全きことを得ると云義を、志行也と釋し玉へり、

【象】志は九四陰の位の象、又乾の象、行も乾の象、

九五、夬履、貞厲、

【釋】九五は剛健中正なるを以て乾の強きの卦の中に居つて、威嚴甚だ壯んにして履の時に遇ふて自ら行ふ所を能く決斷し、又能く人の行ふ所の事をも決斷するの君たりとす、故に夬履と云、それ人君たらん者は、決斷無くばあるべからざることなり、然れども又專はら決斷にのみ任さるべからざるなり、これ果敢にして窒するの咎有らんことを愳るべきことなり、特り君上たらんの道は、寛仁大度を表幟とし、温和を以て節するを宜しとす、さるに固執にして、一に己が聰明決斷に專はら任して、時宜の變通無きことは、これ危ふきの道たり、故に貞厲と云、

肅殺とし毀折とし、人とするの象、又武人爲ㇾ于ニ大君ニとは兌の賤者、將に變じて乾の尊貴と爲らんとするの象、大君は乾の象、于は乾の象、又眇より以下はすべて六三陰柔不才不中不正の象、

【爻傳】眇能視、不ㇾ足ㇾ以有ㇾ明也、跛能履、不ㇾ足ㇾ以與ㇾ行也、咥ㇾ人之凶、位不ㇾ當也、武人爲ㇾ于ニ大君ニ、志剛也、

【釋】それ道は謙遜退讓を以てこれを得、亢傲尊大を以てこれを喪ふことなり、殊に瞻視と云に係れることは皆心思の見識に屬する者なり、今此六三の爻は其身陰柔暗昧にして道を視ること甚だ暗しとす、これ全く明を得べき所の人に非るなり、故に不ㇾ足ㇾ以有ㇾ明也と云、又人の履み行へるの跡は躬行の操持に係れり、今六三不中不正にして其行跡邪にして曲れり、これ與に道に行くべき所の人には非ざるなり、故に不ㇾ足ㇾ以與ㇾ行也と云へり、位不ㇾ當とは陰爻陽位に在るの義を云、志剛とは、六三其身は陰柔不才たれども、陽の位に居るの志のみ剛なるを以て此の如きの凶殃に至れりと云の垂戒の釋たり、

【象】明は離の象、行は乾の象、兌金は乾金の一爻缺けたるにして不足の象、位不ㇾ當は、陰爻陽の位に居るの象、志剛とは陽の位の象、又志も剛も共に乾の象、

九四、履ニ虎尾ニ、虩虩終吉、

【訂】通本に虩を誤つて愬に作る今復正す、

【音】虩は迄逆の切、恐懼驚顧貌、説文易を引て虎の尾を履む虩々恐懼すと云、是漢代の易文虩々に作れることを見つべし、按に虎に從ひ𡭴に從へり、虎は恐惧の意、𡭴は細かに省察するなり、借て蠅虎の名とす、又愬は桑故の切、訴と同じ、詩の邶風に薄言往愬、論語に膚受之愬と見ゆ、經典中に愬を恐懼驚顧の義と爲せしもの有ること無し、本は謡訴に作り、或は譖愬に作れり、これ皆俗增の重文たり、又震の象の辭に、震來虩々、象の傳には、震來虩々、恐致ㇾ福也とあり、これ以て、虩字の愬に誤まりしを徵しつべきなり、

人、凶、武人爲于大君、

【訂】通本、于を譌って於于の于に作れり、語助の辭とす、字形の似より混ぜり、今復正す、

【釋】六三は陰柔不才不中不正の爻なり、然れども其居處は陽の位なるを以て其志のみ剛く亢ぶりて、自分には陰暗の眇なれども、內卦の極に居れると陽の位なるとを以て能く視るとし、又陰柔の跛なれども其內卦の極に居れると其陽の位に居れるとを以て能く履むとす、これを人事に擬する時には、其目は眇の偏視なれども自己は能く視ると意ひ其足は跛の偏廢なれども自らは能く履くと意ひ、其心の見識は下愚の鈍劣なれども自分には聰明にして才能有りと意ひ、其心術は、傲惰侮慢なれども自己は美善にして德行ありと自負自慢する者に比喩すべきなり、故に眇能視、跛能履と云へり、履虎尾とは其義彖の辭と同じ、然れども彖の辭にては不咥と云、爻の辭にては、咥はると云、其義如何んと云に、蓋し彖の辭は、兌を和悅柔和とするの卦象を取て義を示し玉へる也、故に兌の和悅柔和の道を以てする時は、咥はれずと云の義たり、又爻の辭にては、中正の義を主とするを以て此爻は陰柔不才不中不正なるが故に必ず虎に咥はるとす、これ卦と爻との殊別の大事たり、今こゝに人有て、眼前虎の尾を履むが如きの危ふく急なるの難に臨まんに、其身は陰柔不才不中不正の行ひにして、徒に其志のみ亢ぶりて强き時には、必ず虎に咥はれて身をも家をも喪ふべきとなり、故に履虎尾咥人凶と云へり、人とは即ち六三の軀を指して云、これ虎と云ふ物に對して人と云へるなり、又武人とは文官の對にして卑賤者を云なり、大君とは尊貴の稱なり、今六三の爻、武人の賤き身を以て大君の貴き位を干犯とす、これ不德不才不能にして、陽位の志のみ强く亢ぶるが故に大凶の道たり、是を以て武人爲于大君と戒しめ玉へり、

【象】眇は六三陰暗の象、又巽の象、能視は、陽位の象、又離の象、跛は六三陰柔の象、又巽を股とし兌を毀折とするの象、能履は陽位の象、又卦名の象、人は六三人位の象、又兌を人とするの象、咥は兌口の象、これは、中爻倒兌の象に取れり、又履虎尾は上卦の乾を虎とし、六三兌の人、其後を踐むの象、武人は兌を

【音】坦は上旱の償、寛也平なり、土に從ひ旦に從へり、土は道路なり旦は明なり陽なり、道路之險阻を昏陰之意とし平坦を旦陽之義とす、會意、幽は於糾の切、微なり深なり隱なり、篆𢆶に作る、重幺に從ふ、微の至りなり、或は山を加ふ、山亦深邃之義、今は幽に作る、

【释】九二は履の時に當つて剛中の德を得たれば、これ道を履み行ふこと平坦の道路を踐むが如きなり、故に履道坦々たりと云、幽人とは山林幽谷に遁れ、清潔の德操有て榮辱に意無く、世の累に關からざる者を云、今此九二の爻は剛中の才德有りと雖、上に應爻の助け有ること無ければ、これ乃ち時に遇はず世に知られずして人の擢んで用ることと無き所の者とす、故に我も亦榮達を求むるに意無くして、其心念恒に坦々然として寛にして平らかなることとなり、是を以て世間の風波の中に混じ處ると雖、榮辱に意無きこと猶幽人の世絆に羈さるゝこと無きが如し、これ其身の行ひも心術も共に皆貞正にして吉なるの者たり、故に幽人貞吉と云へり、

【象】履は卦名の象、道は乾の象、坦々は中爻の象、又乾の三奇一連にして凹凸無きの象、幽人は九二剛中の德有れども上に應爻の援け無ければ、兌の幽谷の中に隱れて天命を樂むの象、又幽は兌の象、貞吉は乾の象、

【爻傳】幽人貞吉、中不自亂也、

【释】それ道の要と云ことは究竟する所は時中を得たることを尙ぶとなり、時中と云は即ち天命なればなり、今九二剛中の才德有りと雖、上に自己を擢んで用ふべき所の應爻の援け有ること無ければ、これ己れ出でゝ爲ることと有るの時ならざることを察して、我も聞達を求むるの念無くして干し求むるの情無ければ、顏子の陋巷に在りしが如く貧を安んじ道を守つて善く貞正の德を全くせる者は、これ中の德の功なり、これ乃ち人不知而不慍、不亦君子乎と云へるも、これ自ら亂さゞるの義を云へり、故に中不自亂也と云なり、

【象】中は九二中爻の象、不自亂は九二剛中の象、又乾の純陽剛健の象、

六三、眇能視、跛能履、履虎尾、咥

君子此卦の象を觀て以て其君臣上下の位格を辨別して民の志を決定せしめて各其處に居らしめ其分に安んぜしむべし、これ禮刑の體なりと云の教へたり、故に此卦をば禮の卦と云なり、

【象】天は乾の象、澤は兌の象、上とは上卦の象、下とは下卦の象、辨上下とは即ち天を上にし澤を下にせるの象、定民志とは履を禮の卦とするの象、民は兌の象、又巽の象、志は乾と離との象。

初九、素履、往无咎、

【音】素（校者云、素原本作絫）は去暮の訴、生帛なり本なり樸素なり、糸に從ひ𠂹に從へり、潔白緻繒之意に取れり、俗省して素に作れり、

【釋】此爻は履の卦の初めなれば、これ踐み行ふことの始めとす、初九は陽剛の才德有て正を得たり、然りとは雖、上に應爻比爻の助け有ること無し、これ其人聞達を求むるの志無く、その道を履み行ふことは素より正しきの者たり、それ履み行ふこと正しき時には、邪曲有ること無く、又聞達を求めざる時は、則ち逢迎足恭の非有ること無し、それ已に邪無く非無き時は、何處に往き何事を爲すとてか善ならずと云こと有ること無くして固より咎無き所以たり、故に素履往无咎と云、素とは生帛のことにして、これ天然の潔白色、樸素にして飾采無きの義を云、これ其性質の美を稱し玉へるの辭なり、

【象】素は陽の白色の象、又乾金兌金の白色の象、又初九履の初めの象、

【爻傳】素履之往、獨行願也、

【釋】此爻は陽明の才德有り且つ正位を得たれども應爻比爻の助け有ること無きが故に、人の、助けて擧げ用ふること有ること無し、これ世に知られず時に用ひられざるの人たり、故に亦自らも聞達を求めずして獨り正しき道を踐み行ふて我志願を行ふの人とす、これ所謂狷介の君子なる者たり、故に獨行願也と云、

【象】獨は初九應無く比無きの象、願は初九正を得たるの象、又乾の象、行は乾の象、

九二、履道坦坦、幽人貞吉、

させられたるの體とす、これを主釋體の文法と云、これも亦一體たり、それ兌の柔弱の者を以て乾の剛く强き所の至嚴の君に仕へ上つらんこと、これ危ふく怖しく難み苦しきことは實に虎の尾を履むが如くなれども、惟り兌の柔和喜悅の愛敬の道を主として能く仕へ上れば終には其憂惧危險の地をも通り了せて其事成るべきとの義を、說而應乎乾、是以履虎尾不咥人亨と云、此句の說而應乎乾と云の句は、例の對體の象を說かせられしなれども其辭令は卦象卦名相對すると云の文法たり、これも亦一例なり、これ微旨の在ることとなり、訣、

【象】說は兌の象、乾は乾の象、應は兌の和悅を以て乾の剛く嚴しきに應ずるの象、

剛中正履帝位、而不疚、光明也、

【音】疚は音救、疾ひなり、

【釋】彖の辭の釋は、已に上文にて終れり、此章は汎く履の字の功用を人事に係けて君子への敎へを說き玉へり、これ凡そ彖傳の通例たり、剛中正とは九五の爻を指せり、それ九五の爻剛中正の德有つて、帝位を履で疚しきこと有ること無し、垂拱して能く治まることを得る者は、これ他無し、九五の剛健中正の德盛んにして光明なるに由ることなり、これ主として九五の君への敎訓たり、

【象】剛中正とは九五剛健中正の象、帝位とは九五の象、履は卦名の象、不疚は九五剛健中正の象、光は乾と離との象、明は離の象、

【大象】上天下澤、履、君子以辨上下、定民志、

【訂】澤（校者云、澤原本作澤）は澤の本字にして即ち兌の卦に象とれり、詳なることは善工利器に見ゆ、

【音】定は庭の去聲、安なり正なり決なり、六下の正に從へり、安正決定之義、會意、

【釋】凡そ宇宙の間に天より高きは莫く澤より低きは有ること莫し、高き者は尊くして上に在り、低き者は卑くして下に居ること、これ必然不易の大定理たり、今此卦天を上にし澤を下にす、これ高低尊卑、上下貴賤の等位、分明たるの象とす、それ尊卑上下の等殺、各公明正中なることは、これ禮の基本たり、故に

しきことと常に虎の尾を履むが如くなりといへども、兌の柔順和悅の道を以て愛敬ありて從容として仕ふる時には、假令へ剛强の嚴しき君たりとも、害を加ふるに忍びずして無事を保つことを得るなり、故に不咥人と云、亨るとは、其危ふく懊しき所をも、兌の和悅愛敬の道を以て勤め行ひ得て、而後に危ふき難みを免かれて、事の遂げ成るを云へり、これ履の全卦の總義を說けるなり、

○按ずるに此卦は危ふく懊ろしきの時運なるが故に、惟り兌の和悅の道を以てのみ、其危ふきことを免るゝことを得て而後に亨通することを得べきことなり、論語に禮の用和爲貴、先王之道、斯爲美、小大由之と云も、禮の中庸に、喜怒哀樂之未發、謂之中、發而皆中節、謂之和、中也者、天下之大本也、和也者、天下之達道也、致中和、天地位焉、萬物育焉と云へるも、皆此義たり、且つ亨の字他の卦にては、多くは、句の首めに在り、惟り此卦にては句の末に置かせらる、其意も亦想ひやるべし、

【象】虎は猛獸にして乾の剛强の象、人は六三成卦の主爻の象、又人位の象、咥は兌を口とし毀折とするの象、不咥は兌の和悅の象、亨は乾の象、又離の象、

【彖傳】履、柔履剛也、

【釋】此一句は乃ち卦名の釋なり、履と云ふ卦名の義は兌の柔弱なる者が乾の剛强なる者とともに後より踐行くの義にして、これ至つて危く怖ろしく苦しく難みなることにして、凡そ行き難く爲し難きのことの最上たり、それを以て卦名に立て玉へるが乃ち敎の道たるなりと云の釋なり、

○按ずるに此卦名の釋の一句は、對體竝起觀卦法を克く會得し得るに非ずしては、正面には讀得ること能はざることとなり、傳、

【象】柔は兌の象、剛は乾の象、履とは卦名の象、

說而應乎乾、是以履虎尾、不咥人、亨、

【音】說は入聲、悅に同じ、咥は入聲、

【釋】これよりは彖の辭の釋たり、蓋し此傳は普通の體とは異にして釋を主として彖の辭を賓として係け

し易きの道たり、さるに此卦はそれに反して、至て剛き者の爲し行ふたる後を、至つて弱き者の踐み行ふの義たり、これ至つて行ひ難く爲し難きの象義たり、聖人其行ひ難く爲し難きの道に即て、卦名を立て敎へ戒めを設け玉へるなり、これ即ち易の道たり、故に此卦を踐み行ふの履の卦と名け玉へることなり、彖傳に柔履剛と云者これなり、又全卦を以て觀る時には六三の一陰の柔弱なる者、五陽の剛く强き者の中に介りて踐行ふの象たり、これも亦行き難く爲し難きの義なるなり、故に履と名け玉へり、又乾を天とし兌を澤とす、凡そ宇宙の間に天より高きは無く、澤より低きは無し、今此卦乾天を上にし兌澤を下にせり、これ上下の分別明らかに正しきことなり、それ上下尊卑、各其位に當り各其正しきを得ると云者は、禮これなり、禮とは、人の履み行ふ所たり、故に此卦を履と名けらる、大象に、上天下澤履と云へる、これなり、

履虎尾　卦象　**不咥人、亨、**　敎戒、

【音】虎は上姥の琥、猛獸、狀猫に似たり、大さ牛の如く、黄質黒章、鋸牙鉤爪、人を食ふの獸、篆虎に作る、虎の蹲居正坐の形に象どる、小篆虎に作る、虎の踞つて而して回顧するの形に象どる、竝に象形なり、說文、虍と虎とを部を分ち、虎の足は、人の足に象どるの說、幷に非なるなり、咥は音姪、齧なり、口至に從ふ會意、

【釋】虎とは、猛獸にして人を咥ふの者たり、履虎尾とは、虎の後より踐行の義にして、これ爲し難く進み難く、至つて危ふく怖しきの譬へたり、書の君牙の篇に、心之憂危、若蹈虎尾涉于春冰と云も、これの意たり、それ兌の至つて柔弱なる者を以て、乾の至つて剛强なる者の後より履行くことは、假令へば至て弱き性質を以て至て剛健なる君に仕へ、又は剛く强き者の勤め行ひ置きし後を柔弱なる者の代つて勤むるが如し、即ち虎の尾を履むと一樣の憂へ危ぶみの艱難たり、故に履虎尾と云、さて人と云ことはこれ他の義に非ず、即ち我のことなり、これは虎と云ふ物に對するの文なるが故に人と云たるなり、それ虎の尾を履で、さて咥はざると云ことは、これ至て柔弱なる者の、至つて剛强なる君に奉仕んこと其危ふく怖ろ

るなり、これ上の尙德載と巽辭同義たり、君子とは學者を指て云、これ上の婦と同じ、婦とは陰爻の象を以て云ひ、君子とは道義に就て云へり、征凶とは、貞厲と同義たり、一旦は君と夫との過を諫め止むとはいへども其成功に乘じ屢諫め屢止めんとすることは凶を取るの道たり、故に征凶と云、征は往に同じ、爲ること有て捨ざるの義なり、唐の魏徵が良臣たらんことを欲して忠臣たらんことを願はざりしと云へるも、これらの意味を以てのことなるべし、此爻の辭、婦貞以下は、婦道と君子へとの垂戒にして二截の文たれども、其實は、一意義なるなり、

【象】雨とは上卦の巽を坎の半體とす、これ密雲して未だ雨ふらざるの象とす、今巽變して坎となる、これ既に雨ふるの象、又小畜の終りにして乘陽和し感じて止まるの象、處とは小畜の終り陰陽相和して、各其處を得たるの象、尙は上爻の象、德は坎の象、又乾の象、婦は巽の象、月は坎の象、幾望は巽の象、

【爻傳】既雨既處、德積載也、君子征凶、有所礙也、

【訂】通本に礙を誤つて疑に作れり、これ石旁闕けたるなり、今補復す、

【音】積、去聲、音孶、儲畜なり、礙、去代の閡、止る也、阻むなり、

【釋】既に雨ふり既に處ると云は、これ陰陽の交はり和するの義にして陰の德の畜積るの成功なり、故に德積載也と云、尙此上にも功に乘じて制止せんことを主とせば、道に於て礙はり塞がる所多からんと云の敎戒たり、故に有所礙也と釋し玉へるなり、

【象】積は小畜の卦極の象、礙は乾を觸れ犯すとするの象、

【履】☰☱（兌下乾上）

【音】履は、力几の切、利の上聲、踐也、又禮なり、詳なることは善工利器に見ゆ、

【釋】此卦乾の至剛なる者前に進み行けば兌の至弱なる者其後より踐行くの象有り、固より至弱なる者の後を至剛なる者の踐行はんことはこれ行ひやすく爲

貞厲、（就婦道垂戒）、月幾望、君子（固執）征凶、（就臣道垂戒）、

【音】雨は、去聲、貞は固執なり、幾は平聲、近なり、

【釋】此爻の辭は、大段三截として觀るべきことなり、

先づ此上九の爻の義は、小畜の卦の極にして畜むるの至極處と云の義を取つて爻の象をば取れるには非ざることなり、これ乃ち地水師、火天大有、地天泰、天地否等の上爻と同例たり、互ひに照し合せ觀て其義を察しつべし、已に上文彖の辭の下にして辨せし如くに、陰を以て陽を止むる時には、密雲はすれども未だ和せざるが故に雨を成し得ざりつるが、此小畜の卦の極に至りては、もはや畜め止むること極まり熟して陰陽の情よく相和して雨を爲せることとなり、これ彖の辭の首めに、亨ると云へるは、即ち此爻此時の事なり、既にとは、事の已に成り了りぬる言にして、既に雨ふるとは、衆陽爻の心解けて皆相和し止まつて、各其處に安んじ居ることなり、故に既雨既處と云、六四一陰の微弱なれども其孚信充實の德滿ちて衆陽爻相感じ相和して自ら止り處れり、故に陰の德を褒て、尚德載と云、以上は、第一截にして、これ小畜全卦の成功の象義を總べ明させ玉へることとなり、

第二截は、此卦一陰の德義を以て象を爲したるを以て、主として婦妻の道に係けて垂戒し玉へり、

第三截は、汎く君子への敎戒を示し玉へるなり、

婦とは巽の陰卦の象に就て云へり、陰の德は婦の德なることを知らしめんが爲なり、貞とは、固執の義にして固く執して改めざるを云、其意は假令へば一旦妻の夫の過ちを制し止め、臣の君の非を制し諫むるとも、これ元來夫なり君なり、固より其妻や臣の中心に孚有て其過ちや非義有るを視るに忍びず、已むことを得ずして道理を以て諫め止め上つるに由りて其夫や其君の其道理と孚とに感じ和して、自ら止まりしことなり、是を以て其妻や其臣の意には其過言苦爭の不敬無禮を懼れ畏み愼んで有るべきことなり、然るに其妻其臣として自ら功を成せりと伐り矜つて德とするの色有て、此以後も亦かくあらば又かく制し止めんなどゝ思ふ時はこれ危くして凶たるの道なり、と云の戒を、婦貞厲と云へり、月は大陰の精、望は滿月なり、月幾望とは、陰の德の盛んなるを喩へた

【訂】通本、戀を攣に作れり、これ同音より譌せるなり、今子夏傳本に據つて訂す、
【音】鄰(校者云、鄰原本作レ鄰)は平眞の鄰、近也親きなり比連なり、古文作レ厸、比連の象形、篆粦邑に從ふて鄰に作る、粦は鬼火なり、亦比連の義なり、俗鄰隣に作るは非なり、以は讀で助の如し、
【釋】九五は陽爻を以て六四の陰爻に比せり、それ陰陽の相求むることは、これ卦爻の性情たり、况んや今九五は六四と同く一卦中に連なり、鄰れるをや、これ九五の六四に信有つて、牽攣たるの所以なり、故に有レ孚攣如たりと云、固より九五は君位に在つて、陽實の富貴たるを以て、六四の陰虚貧乏の不足を助く、故に富以二其鄰一と云、鄰とは、比爻を云へり、
○按ずるに九五は、君位の爻なり、さるに六四の臣の爻を指て鄰と云へることは、これ九五の君德を貶しめて不滿とし玉ふ所の辭なり、それ君上は天下億兆の民の父母たれば其仁愛恩澤宜しく四海に周偏かるべきことなり、然るに今止六四の一臣にのみ攣如たらせ玉はんことは其仁愛する所局域有て狹しとす、これ乃ち偏私の毀りを免るゝことを能はざることとなり、君上公明正大の道に不滿なる所有るが故に、鄰と云て、徑ちに市井の人の如くして、其君德の闕如たるを戒しめ玉へるの微旨なりとす、
【象】孚は乾の象、攣如は九五より六四に比するの象、又離の心、巽の繩に係縛せらるゝの象、又富は陽爻の象、又小畜の薀畜たるの象、又乾の金玉、離の貝を畜め聚むるの象、以は助くるの義にして、九五陽實の有餘を以て、六四の陰虚不足を助くるの象、又變體の震の象、鄰は九五六四陽陰相比するの象、

【爻傳】有レ孚攣如、不二獨富一也、

【釋】九五の君、六四の臣に比して、其陽爻の富を以て、六四の陰虚不足を助け玉ふ、これ九五の獨り其富を有せざるの義なりと云の意を、不二獨富一也と云、此傳は爻の辭の中の、以の字の助くると云の義のみを主として釋し玉へるなり、
【象】不二獨富一とは九五陽實の富を以て六四陰虚の不足を比し助くるの象、

上九、既雨既處、尚二其德一載、婦

陽の衆の強きに敵してこれを止め制せんとす、最も六四は畜の時に遇ふて柔正の信を以て止むとはいへども、弱きを以て強きに敵し寡きを以て衆きを止むることとなるが故に傷害の恨れ無きこと能はじ、されども五陽の進むは道に背き、六四の止むるは義に合へり、是故に一旦は五陽も敵し爭ふとは雖、終には六四に止めらるゝこととなり、然ればとてこれ六四の力を以て能く止め得たるには非ず、六四の孚信を盡し誠實を致すに感じて、五陽爻の自ら止まりたるなり、故に有孚恤去り惕れ出と云、凡そ寡を以て衆に敵し弱を以て强を制し陰を以て陽に敵することは固より咎有るの道たり、されども今六四は畜むると云の時を得て自己眞實の孚信を盡し道理を以て止むること故に、五陽爻の剛強なるも自然に感じ和し止まることを得るなり、これ六四の咎を免るゝ所以なり、故に无咎と云、此章孚の字、字眼たり、孚有るが故に恤へ去り惕れも出で五陽爻も止まり、止めても亦咎を免るゝこととなり、

【象】孚は乾の象、又畜の象、又六四柔正にして成卦の主爻たり、離明の主爻たるの象、恤へは乾を秋とするの象、惕るは乾の轉象、去も出るも共に巽風乾天を行くの象、咎は乾の象、无も乾の象、

【爻傳】有レ孚惕出、與レ上合レ志也、

【釋】六四は陰柔不才にして卦中惟一陰爻たるの弱なるを以て、剛強なる所の衆陽爻に敵し、乾の健やかにして進み來るを制し止めんとす、これ最も憂へ惱ましきの道たり、されども六四は柔正を得て中心に孚有て今畜むると云の時に當つて、道義を以て其止むべきを止む、これ臣にしては國の爲にし、妻にしては家の爲にす、一絲毫の私有ることと莫きの者たり、故に恤去り惕れいづることを得なり、これは六四の大臣にしては九五の君と正しく比して國の爲に謀り、六四の妻にしては九五の夫と正しく比して、家の爲に謀る所以にして、其志は九五と相合せるを以てなりと云の義を、上合志也と釋し玉へり、上とは、九五君位の爻を云へり、

【象】上は九五の象、志は乾と離との象、合は六四九、五、陽陰正比の象、

九五、有レ孚、攣如、富以二其鄰一、

亦夫妻とす、應爻をば正配として、比爻をば私奔とすることゝなり、今三と四と陰陽相比せり、故に夫妻と云、反目とは六四の妻眼を怒らして夫の非を制し止むれば、九三の夫も亦眼を怒らして妻と相爭ふなり、

【象】輿は九三の象、又乾の象、輹は乾の車に巽の繩を以て艮の手にてかけはづしするの象、說は三四害比して爭ひ破るの象、又六四陰爻の象、又兌の毀折とするの象、夫は乾の象、又九三陽爻の象、妻は巽の象、又六四陰爻の象、目は離の象、反目とは、白眼の義にして、巽の象、又六四の妻、巽の白眼を以て反目するは、九三の夫も、中爻の兌倒巽と爲つて、反目して爭ふの象、

【爻傳】夫妻反目、不能正室也、

【音】室は入質の失、房なり宮室なり、宀に從ひ、至に從ふ、至とは止るなり、室の言は實なり、人物其中に實滿するなり、因て婦妻を謂て室とす、禮の曲禮に、三十を壯と曰、室有りと云、これ也、

【釋】凡そ人貴賤によらず其夫妻反目するに至ることは、其妻たる者の不良不敬たることは、論を須たざることなり、然れども其夫たる者に於ても全く其罪を遁るゝこと能はざることなり、其故は先づ其夫たる者の行義篤實にして、美色を好まずして德義を貴重し、禮と和と敬と恩とを以て、相待ひ、閨門の政正しく屋漏に愧づること無く威儀莊重にして、これを親しみ仰ぐべく、これを狎れ侮るべからざる所の行義たらば、何の反目することかあるべけんや、其反目の本は、夫の行義に缺くること有るに由れることなり、故に不能正室也と釋して、其罪の本は夫に在ることを示し戒め玉へることなり、

【象】室は變體の艮の象、正は乾と震との象、能の字は震の象、不の字は艮の象、

六四、有孚、恤去惕出、无咎、

【訂】通本、恤譌つて血に作れり、蓋其心旁闕脫せるより誤まれるなり、今正す、

【釋】孚とは忠信にして道有るの義たり、恤へと云、惕れと云、これ憂惧甚しきの譬へたり、又去ると云、出ると云、これ憂患恐惧を免るゝの義を示せり、それ六四は、成卦の主として、才に一陰の微弱なるを以て五

彼が進退去就を決定せしめ玉ふ也、これ勸進鼓舞の道たり、又九二は本より中の德を得たるが故に其進退自然に宜きに適へり、故に平常に就て吉と云へるのみなり、

【象】牽復は九二初九と共に進み、初九と偕に復るの象、牽は變體の坎の象、復は卦名よりの轉象、

【爻傳】牽復在中、亦不自失也、

【釋】九二は乾の進むの卦の一體中に居て陽爻たるを以て我同朋の陽爻進み行けば同く與に進み、又初と三との六四の爲に止められて本の位に復るを見ては九二は止められずと雖、中德有るを以て時を知つて、亦本の位に復り、從容として安んじ處れり、これ進むにも躁急ならず、復るにも狼狽せざる者は、その中德を自ら失なはざるなりと云の義を、亦不自失也と釋し玉へるなり、

【象】不自失とは九二剛中の爻象、

九三、輿說輹、夫妻反目、

【訂】通本、輹を譌つて輻に作れり、これ同音に由て誤れり、今改正す、大畜の九二に、輿說輹、大壯の九四に壯于大輿之輹、これ例し徵すべし、

【音】說は、音脫、去聲なり、

【釋】輿とは進み行くの義に喩ふ、輹とは車の軸の上に在る所の物にして、其形狀兎に似たり、これ車の輿と車の軸とを湊合せしむるの處にして韋皮を以て縛り束ねて車の行くことを利からしむるの者なり、今九三は乾の進むの卦の極に在つて、過剛不中にして進むことに鋭なる者たり、これを輿の轟ろき進むに喩へたり、されども、六四畜むるとの主爻に害比せられて嚴しく止めらる、六四は固より成卦の主爻、重陰不中にして畜の時を得たるを以て、九三進まんとして六四と爭ふと雖、九三爭ひ負けて進むこと能はざること、譬へば車の輹を脫されたるが如く決して進むこと能はざることなりと云の意を輿說輹と云、さて卦を以て云時には乾の夫、巽の妻に止めらるゝなり、爻を以て說く時は九三の夫、進まんとするを、六四の妻の制し止むるの義とす、何れにも陰陽相和せずして夫妻睦まじからざるの義たり、是を以て夫妻反目すと云、凡そ易の例、應爻を夫妻とし、比爻をも

【象】復自道とは初九將に進まんとして六四に害應せられて本位に復るの象、道は乾の象、復るは卦名の畜の轉象、咎は中卦離の伏卦坎の象、吉は離の象、又乾の象、

【爻傳】復自道、其義吉也、

【釈】初九の中途より本の位へ復れることを、周公の何其咎吉と、嘆美の辭を係けさせられしことは初九乾の卦陽剛の力を以て、六四巽從の一陰にて止むることを、強て犯し進まんには、何の難きことあるべきに、さるを能く反省て、其道理を明らかに辨じ、己を屈め過ちを改むるに吝ざしからずして、中途より取て復しつる所の初九の行義こそ、甚吉なる所以なりと云の意を其義吉也と釈し玉へり、義とは道の條理と云ふことなり、

【象】義は乾の象、又兌の象、吉は離の象、

九二、牽復、吉、

【音】牽は平先の幵、引前なり挽なり連なり、玄冖牛に從ふ、玄は、縻索に象とる、冖は、軛所に象とる、指事なり、

【釈】九二も、亦乾の剛健の卦の一體中に在りて、陽爻の性たるを以て、進む所の者たり、されども六四の畜むる所の主爻とは、應にも非ず、比にも非ざるが故に六四より畜むると云の義はなし、初九は六四の害應たり、九三は六四の害比の位たれば此初と三との二つの爻は六四の爲に嚴しく止めらるゝことなり、固より初二三は同じく乾の進む卦の同一體たるを以て、共に連なりて進むの者とす、今九二は六四の爲に制し止めらるゝことは無けれども、自己に剛中の徳有るを以て、初九が已に止められて、本の位に復るを見て己も自ら本の位に復れるなり、故に牽復と云、九二は剛中の徳を得たるが故に過剛の失なく、初爻進めば共に進み、初爻かへれば共に復る、故に吉と云、

○按ずるに初九には何其咎吉と云、九二にては單に吉とのみ云へることは、蓋し初九は固より過剛不中の爻にして妄りに進むに鋭なる者たり、今畜むるの時を犯して進むことは、咎有るの道たり、然るに正の徳を守りて、途中より取て反し、本の位に復るを以て、何其咎吉と云て、これを稱美して、愈

聰明睿知の聖德をば日月星辰の公明正大なるが如くにして、絕して地に隕つること有ること莫からしめ玉ふべしとの敎訓たり、これ日月星辰は天の文章たり、寬仁大度聰明睿知は人主の文章たればなり、故に君子以懿文畜德と云、懿とは專一に琢磨日親して光明美大に至らしむるなり、畜とは聚め積んで、盛大に至らしむるの義なり、

【象】風は巽の象、天は乾の象、行は乾の象、文は離の象、德は乾の象、又離の象、懿は、乾を光るとし大とし、離を美とし明とするの合象、畜は卦名の象、

初九、復自道、何其咎、吉、

【釋】復とは其本居りし位に復還するの義たり、初九は乾の進むの卦の初めに在つて不中の爻たるを以て、平生に進むことに專はらなるの者たれば先つ一番に進んで上卦に至らんとする者とす、然るに初九の應爻たる所の六四は即ち成卦の主爻にして正位に居つて、小畜の時を得たるの爻たり、是を以て能く天下の衆陽爻の妄りに進む者を畜め制することなり、殊に況んや初九の爻とは害應たるを以て、これ其勢ひ止めざることを得ず、又初九も亦止まらざることを得ざるの者たり、是を以て初九一旦は卦爻の情たるを以て、妄りに進めりと雖、上に六四の害應時を得て、手ぐすね引て待かけたり、其勢ひ止まらざることを得ざることを明らかに察して疾に中途より初九の本位にとつて復せり、これ初九の爻幸ひに正を得たるを以て能く省りみ察して、己が進むことの、時を犯して非なることを悟りて能く自ら止まり守れり、これ乃ち吉の道たるなり、故に復自道、何其咎、吉と云、何ぞとは、疑を容るべからざることを勸むるの辭にして、これ即ち初九の中途より復れることを深く嘆美し玉へるの辭なり、

○按ずるに此爻初九は進み行かんとして六四に畜めらる、初九は內卦乾の陽爻の力を以て、六四巽柔の一陰爻を排闥て進まん事には進まれざること無しと雖、初九は本陽剛にして正しき位を得たるを以て、其道理に明らかなれば、巽て爭ひ犯す所無く、事の宜しきに適して、中途よりとつて復して、本の位に復りたり、これ道に合ひたる者たるを以て、何其咎吉と云て、强く嘆美し玉へるなり、

【象】健は乾の象、巽は巽の象、剛中は九二と九五との爻象、志行は六四柔正の象、又志も行も共に乾の象、亨は乾の象、

密雲不雨、施未行也、自我西郊、尙往也、

【訂】通本、施未行也尙往也の二解釋文、上下に錯代す、今復正す、

【音】不は、未に同じ、施は去聲、惠賜なり、尙は、上なり、

【釋】それ小畜の時に當つて六四は成卦の主爻たり、止むるの主爻たりとはいへども一陰の弱きを以て五陽の剛きを止むること、これ容易く成し得つべきのことに非ざるなり、況んや畜むると云の道は陽の進んで爲さんとすることを、陰よりこれを畜め、君と夫との爲さんとすることを、臣と妻とよりこれを制し諫むることとなれば、元來は爭ひ忤ふの道たり、故に我志の陰の雲は布き滿ちぬれども彼が陽の情いまだ相感じ和せずして雨をば成し得ざることとなり、これ施のいまだ行はれざるなり、これ六四の勞劬を形狀せるの釋たり、然れども我西郊の陰の方より、次第に段々と陰雲の立ち重なれる如く、我孚の志、重なり積む時には、彼が情意にも遂には其孚に感し化して陰陽相和すべしと云の意を、尙往也と釋し玉へり、往とは此卦にしては柔順誠實を以て陰を感じ化せしむるを云へり、

【大象】風行天上、小畜、君子以懿文德、

【訂】通本、文の下に畜の字を脫せり、義例に據つて改正す、

【音】懿は去音饐、專一にして而して美なるなり大也、古文作𡔳、壹心に從ふ、專一美大之義、會意、籒文及び小篆次を加へて懿に作れり、其義も亦同、

【釋】風とは即ち天氣にして、此天氣の運り行つて、一息の間斷有ること無きを以て、故によく日月星辰を畜め止めて、以て地に隕つること有ること無からしむ、これ小畜の卦の象義たり、それ人主は人の天なり、人主の心念思慮は即ち天氣なり、これ天地間を運り行つて一息の間斷有ること無くして、其寛仁大度

云の義は牽合の曲説なり、

【象】亨は乾の象、密は乾の三奇一連にして缺隙無きの象、雲は六畫乾天の中に六四の陰雲覆ひ點ずるの象、又密雲は小畜の陰氣、陽氣を止むるの象、不雨は陰氣の陽氣を遏めて、いまだ和し交はらざるの象、又巽をば坎の卦の半體とす、いまだ坎の雨を成さゞるの象、西は兌の象、郊は乾の象、我は六四成卦の主爻の象、

【彖傳】小畜、柔得位、而上下應之、曰小畜、

【釋】此傳は生卦法を以て、先づ卦名の義を釋し玉へるなり、元來此卦は、本重乾より來れる所の來往生卦法たり、重乾の時には、内外ともに剛健にして、純陽亢旱の象たり、然る所へ六四の一陰の爻、内卦の外より上り往て、六四の正位を得て宰相の位に居り成卦の主爻と爲れり、一陰の雲を以て乾天の中に附點して仁水の雨の恩澤を施して天下重乾の亢旱を潤はさんとす、故に上下の五陽、皆此一陰に應ずることとなり、これ六四の宰相の、上は君主の不善を諫め不道を止め、下は天下萬民の非を制し惡を禁ぜんとす、これ才に一陰を以て上下五陽を止むることとなれば、小しくは畜むれども、大には畜むることを得ざるの義有り、これ此卦を小畜と名くる所以なりと云の釋なり、

【象】柔は六四の象、得位とは六四の爻、柔正を得るの象、上下とは五陰爻を指すの象、應とは、五陽一陰に應ずるの象、

健而巽、剛中而志行、乃亨、

【釋】これよりは彖の辭の解釋たり、さて小畜の卦の亨るとある所以を、人事に就て説く時には、先づ内に乾の健なる所の徳行有て、而して外は巽の柔順にして能く人に從ひ、二五内外共に剛明の才有て、中の徳を具へたり、故に終には六四柔正の志、行はるゝことを得るとなり、其志の行はるゝと云は即ち陰陽相和して雨澤降り下るの時を云、其志行なはれ雨澤下れる時にして乃ち亨るなりと云の義を、健而巽、剛中而志行、乃亨と釋し玉へるなり、これは全卦通篇の總義を擧示し玉へるなり、

けんや、若し配偶の者に非ずして相向對する時には、相交はる時には則ち寇敵し、相交はらざる時には、則ち相背き忤ふ、これ澤火革と火澤睽との象義を觀て察しつべきなり、今此小畜の卦は巽と乾と相對せり、これ其偶配に非ざること故に、其情固より相好まざる所なるを以て相爭ひ相拒まざることを得ざることとなり、これ一は進まんとし一は退かんとす、陽は進み陰は退くの性情たればなり、故に此小畜の卦には、畜の義、畜の名有るべくして、益と泰は皆其配偶たるを以て、畜の義、畜の名有るべからざることを領會すべきこととなり、

小畜、亨、密雲不雨、自我西郊、

【音】密、(校者云、密原本作宓)入質の密、靜なり深なり、祕密なり親近なり疎の對なり、本宓に作れり、宀に從ひ、必に從ふ、必は疆界分定也、宀は深邃なり、必定の物を將て諸を深邃の處に藏す、靜深祕密の義、會意、或は山を加へて密に作る、山も亦靜深之義なり、不は未に同じ、雨は去聲、これを雨ふらすなり、自は由なり、

【釋】此卦は、畜め止むるの卦なるが故に能く心を盡して畜め得て、陰陽の情相和するの時を以て亨通するのこととなり、故に亨の字は一卦始終の義たりとす、さるに章の首めに掲げ出し玉へる者は、これ勸進鼓舞の大慈悲の係辭たり、經文中に往々此例有り、以下これに效ふべし、密雲とは陰雲の隙間も無く覆へるを云、不雨は未だ雨ふらずと云の義にして不の字を未の字として觀るべし、經文中に不未の兩字往々互ひにして用ひ玉ふことなり、此卦は巽陰上に在つて乾陽の進むを止む、それ陰氣の陽氣を止むる時は、密雲すると雖いまだ雨を成さゞることとなり、然れども間無く陰陽の氣相和して雨ふるべしとの意を、密雲不雨と云、郊と云は曠遠の義なり、西とは陰の方位、雲は陰氣の結べる者たり、凡陰陽の氣、交はり和する時は必ず雨を成す者なり、今已に蒸騰の氣は結んで密雲はするといへども、いまだ交り和せざるが故に雨ふらざることとなり、されども西郊の陰の方位より陰雲盛んに起り來ることとなれば、終には雨を成すべきとなり、故に自我西郊と云、我とは他を親しむの辭なり、

○按ずるに、先輩等の此彖の辭を實景實象なりと

に小しく止めて、大に止むること能はざる所以なりとす、故にこれを小畜と名け玉へるなり、又乾を天とし巽を風とす、これ巽風乾天の上に在つて能く日月星辰をして、これを止めて地に隕さしめざるの象義有り、故に小畜と名けらる、大象に風在天上小畜と云へるこれなり、又全卦の象に就てこれを觀れば六四の一陰柔、宰相執政の位に在つて上下の五陽の進むを止む、それ宰相の任たるや下は萬民の罪惡に進むを制し止め、上は君上の不善に進み玉ふを諫め止めんとす、これ一人を以て億兆を制し臣下を以て君上の過ちを諫むること、これ小しく止めて大に止むること能はざる所以なり、故に小畜と名け玉へり、彖傳に柔得位而上下應之曰小畜と云へる、これなり、

○或人問て云、大畜の卦象は艮の止むるの陽卦を以て乾の進む者を畜む、これ宜しく畜と名くべきことなり、今小畜の卦象にては巽の柔順微弱なる所の陰卦を以て乾の剛たる純陽の卦の健やかに進まんとするを畜ると云を以て、畜の名を立てんこと如何ぞや、若し上釋の如く柔順にして、なだめしづむると云を以ての故に、畜の名を立つると云ことならば、風雷益の巽從を以て震の動き進むの卦に對し、地天泰の坤順を以て乾の進むの卦に對するが如きも、亦畜と名づくべきに似たると云へるなり、

答て云、これ無くてはならざる不審にして、相似て大に異なる所以有ることなり、凡そ天地陰陽の道理にて物として其對偶あらずと云こと無し、故に物相對偶する時には其情相同じきを以て相悖り相迕ふ所有ること無し、若し其對偶に非ざる時には其情異なるを以て悖り迕はざること無し、さて其對偶と云ものは、先づ卦を以て說く時には乾と坤と相對し震と巽と相對し坎と離と相對し艮と兌と相對し、又物に於て說く時には天と地と相對し雷と風と相對し水と火と相對し山と澤と相對し、又人倫に於て說く時には父と母と相對し長男と長女と相對し中男と中女と相對し少男と少女と相對したることとなり、此對偶の者相交る時には相助くるなり、若しいまだ相交らざる時には、只相助けざるのみにして、豈相敵害すると云こと有るに至るべ

【釋】之とは九五を指せり、首めとは始めと云の義なり、上六は陰柔不中にして比の卦の極に居れり、これ九五の君に阿諛佞媚して比同する所の小人たり、それ小人の君に奉仕や、一に君を要し祿を利するを旨とす、始めより道義と云者有ること無し、故に其終り凶ならざること有らざること無し、是を以て比之无首凶と云、

○按ずるに上爻は本無位の地たり、これ陽爻たる時には、君の師とも視ること多し、風地觀の上九、火天大有の上九の如きこれなり、又陰爻なる時には君邊に阿諛巽從する所の小人と觀ること多し、夬の上六、咸の上六の如きこれなり、これ陽剛を賢明の君子の爻とし陰柔を昏暗の小人の爻と觀る所の經傳の通義たるなり、

【象】比之とは上六より九五に比するの象、首は上爻を首とするの象、无は坤の象、凶は坤と坎との象、

【爻傳】比之无首、无所終也、

【釋】上六は重陰不中にして高く卦の極に居れり、これ巧言令色足恭して以て君邊に比し近く所の小人なりとす、固より其君に事ふること、阿諛比同を旨として始めより其道義と云者有ること無きを以て其終り焉んぞ全きことを得んや、故に无所終也と釋し玉へり、

【象】无所終は上六重陰不中にして高く卦の極に居れり、これ無所終の象、又終も无も共に坤の象、

【小畜】䷈〔乾下巽上〕

【音】小は私兆の切、物之微なり、大の對なり、畜は音蓄、畜止なり畜聚なり蘊畜なり畜養なり、餘は善工利器に詳なり、

【釋】小畜とは其止むることの小なると云の義にして、小を以て大を止むると云の義には非ざることなり、元來此卦は、巽の柔順微弱なる者を以て乾の剛健にして進む者を止む、これ豈力を以て能く彼が進むを制し止むべきのことなるべけんや、只一向に巽順にして以て彼をなだめしづめて止むることとなり、故

り、故に師の六五にも田獵を云ひ、比の九五にも田獵を設けり、師は師を出す所の君たるを以て、田獵に由つて義の道を明させ玉ひ、比は親比和睦の君たるを以て田獵に由つて仁の道を示し玉へることなり、これ聖人卦爻の象義に由つて、辭を係け玉ふことの精密なることを仰ぎ歎ずべきなり、

【象】顯は九五陽剛の爻象、比は卦名の象、王は九五の爻象、三驅は倒震の象、用も震の象、禽は坎の象、又坤の象、失は坤と艮との象、邑は坤の象、人は艮の象、不誡は坤の象、

【爻傳】顯比之吉、位正中也、失前禽、舍逆取順也、邑人不誡、上使中也、

【訂】通本、前禽を失ふの句、倒錯せり、今郭京本王本を引くに據て訂正す、

【音】正中、使中の中、共に去聲、逆は進むなり、順は退くなり、

【釋】位とは九五君位を云、正中とは、正中と云の訓にして道の至極に正中りなるを云、これ強く九五の君德を稱歎し玉へるなり、逆の字こゝにては進むの義にして、これ道に進むなり、故に王憲の罔罟を觸れ犯さずして、生路に進み趨むくのことゝす、順の字、こゝにては退くの義にして、これ道を退くなれば、不善に馴れ安んじて罪惡に陷つて、三驅の王法の罔に觸れ罹るの義に喩へたり、故に失前禽、舍逆取順也と云、固より君德已に禽獸にだも及べり、其仁澤の德化、四海に盈ち溢るゝことは、言を須たずして知りぬべし、故に天下の億兆警戒防御の機械の心有ること無くして路に遺たるを拾はず、實に戶ざゝぬ至治の風化盛んなりと稱しつべし、これ只君上の道の至極に正中りなる所の、盛德を使ひ玉ふが故の義と云ことを、上使中也と釋し玉へり、中とは即ち正中の道にして、これ比を顯らかにし玉へる所の成功至德たり、

【象】中は九五剛健中正の象、位は九五君位の象、逆は中卦倒震の象、舍は艮の象、順は坤の大陰の象、又艮の象、取は震の象、使は震の象、上は九五の爻象、中は九五中正の象、

上六、比之无首、凶、

しむと云を、一に九五君上に比するとする時には、以從上也と云の句、同義同意にして再重衍複の拙劣至極の文となることとなり、賢とは九五陽剛の賢者を云也、上とは九五の君を云へり、此の如くに一爻を二様に用ることと易象の秘事たり、後進の君子等克く熟く思惟工夫あるべし、

【象】外とは外卦の象、又九五の爻象、又朝廷のみに非ず廣く天下を指すの象、賢とは九五剛中の象、上は九五の象、從は六四と九五と陰陽正しく比するの象、又坤と巽との象、

九五、顯比、王用三驅、失前禽、邑人不誡、吉、

【音】顯、呼典切、明也、著也、篆作顯、從㬎從頁、㬎、微抄也、從日中視絲、頁、大也、顯著之義會意、驅、平虞區、奔驅也、軍前鋒曰先驅、次前曰中驅、田獵習軍禮、故曰驅、

【釈】九五は、剛健中正の德有て、尊位に在すなり、これ一人を以て萬邦を撫で恤む所の大公至正にして、偏無く黨無く、實に唐虞の位に在すが如く、至明至仁にして天下の人を親比し玉ふ所の君たるの道に於ては以て尙ふる所無きの聖德たり、故に顯比と云、これ親比和睦の道を以て克く天下に顯明にし玉ふと云の義たり、固より農圃の稼穡の爲に禽獸を佃獵するとは、これ王政の大禮にしてして、絶して逸遊荒樂の設けには非ることなり、それすら猶一面の圍みを解き去て、自から遁れ得る攸有ることを、得せしめ玉ふこと、これ天物を盡さじと云の大仁心の至りなり、故に王用三驅失前禽と云、三驅とは、三面より圍み驅つて、一面を除き缺くの義なり、それ是の如くなる時には、これ全く君上の仁德、四海に盈ち溢れて、禽獸にさへ及べり、是故に天下の風俗篤實敦厚にして、耕す者は畔を讓り賈ふ者は價ひを二つにせず、風雨時に隨ひ百穀豐饒にして家々衣食足り戶々泰平を樂む、故に饑寒の民有ること無ければ、盜賊の起ること絶して無し、實に戶ざゝぬ治世の盛德なりけると云の義を、邑人不誡吉と云へり、不誡とは、風俗敦厚の至りにして、警戒防虞の苦惱勞心有ること無きを標せるの辭なり、

○按ずるに師と比とは、顚倒賓主一體の卦たるな

云、六四よりは外と云、これ共に九五の位を六爻中の表幟として係けたる所の辭なり、

【象】外は外卦の象、之とは九五の爻を指すの象、比は卦名の象、

【爻傳】外比於賢、以從上也、

【釋】此六四の爻、近君の位に居つて親比の時に當りて正比の位に在るを以て、九五の君に比み輔け上つる、これ貞しくして吉なる所以なり、上に從ふとは、九五に正しく比し上つるを云へり、

○按ずるに上文の釋の如くにしても、爻の義一應は通ずと雖、尚も熟ら此爻の辭、爻の傳を觀上まつるに、先づ周公の外と云の一字を下し置せられて、已に少し其頭角を見はし玉へるを以て、孔夫子は直ちに其意を推し究めて、外比於賢と釋し玉へり、此の如く兩大聖人の微旨を含蓄させらるゝこと無くして、此辭を下し玉ふべけんや、先づ此六四は攝政の大臣鹽梅股肱の輔弼たり、これ宜しく陰陽を燮理し風化を斡旋すべきの任にして、孟子の所謂能く君の心の非を格す所の大臣にして、豈職掌有り官守有る所の諸司等の、君に親比することを旨とするが如きの類なるべけんや、然りとはいへども卦は比の卦なり、時は比の時なり、爻は六四九五正比の位なり、固より卦中に比すべき所の爻は、九五の一陽剛のみなり、これ六四の爻九五に比せざることを得ざるの者なり、是故に周公は、六四正比の爻に於て、九五の爻を君とのみ取らずして、汎く天下の賢德者とするの意を外と云の字に包含て置き玉ひつることなり、これ乃ち其君にのみ比するとする時は、其道狹く且つ巽比佞媚に近ければなり、又天下の賢德なる者に比親んじて以て君德を補佐すると觀る時には、其道廣く其德盛んなるなり、周公は躬親から實に此六四の位を履せられたり、故に吐哺握髮して天下の士に降り、賢德者に親比し玉へり、故に孔夫子克く周公の微旨を逆へ知らせ玉ふて、外廣く天下の賢德者に親しみ比で以て己が及ばず足ざる所を補ひ充しめて、此盛德を以て九五の君を補翼し上つるべし、これ輔弼の大臣の親比輔和の道なりと云の義を、外比於賢、以從上也と釋し玉へり、若し然らずして外賢に比

六三陰柔不才、不中不正にして、應に非ず比に非ずして、强て九五に比せんと欲し、人道を喪ひ、坤の暗昧にして迷へるの象、

【爻傳】比レ之匪レ人、不ニ亦傷一乎、

【音】傷、(校者云、傷原本作レ慯)平音商、創害也、痛憂也、本作レ慯、後加レ人作レ傷、詳見ニ善工利器一也、

【釋】凡人其貴賤尊卑の等級、上下高低の位格、千差萬別なりと雖、其天稟の性善にして、人たるの道に於ては各皆一なるの者たり、孟子の、舜も人なり我も人なりと云へるこれなり、然るに此六三の如きは利を貪るの情欲盛なるよりして遂に天稟の性善の德をさへ毀ひ傷りて今此極に至りて匪レ人の呵責を蒙ぶること、これ實に痛傷哀歎すべきの甚しき者と云つべし、故に不ニ亦傷一乎と釋し玉へるなり、

【象】不ニ亦傷一乎とは六三陰柔不中不正にして貪利の情欲盛んにして遂に天性の德を毀ひ傷れるの爻象、

六四、外比レ之、貞吉、

【釋】外とは外卦を云へり、元來此卦は比を以て名と爲せり、さて五陰爻の中にして九五一陽剛の君の爻と陰陽正しく比する所の位を得たるものは獨り此六四の爻のみなり、これ外卦に在つて正しく比しむの主爻たることを示し曉すの義にして、かの六二の中正を以て九五の一陽剛の正應として內卦の主たるに對せるの文なり、之とは九五の爻を指せり、これ言ふ心は外卦に在つて正しき比の位に當れる者は、六四の爻なりと云の義を、外比レ之と云也、固より六四は宰相執政の位に居つて今親比すべきの時に當つて柔正の德を得て正比の位に在りて九五の君と正比和輔し上つること、これ悔吝あるべきの義は更らに無し、然れども比の時にして比の位に遇へり、六四は執政の大臣たれば比親せんことをのみ主として其蔽巽與足恭に流れ至らんことを愼れて、尙も貞正せよと云の戒めを下し玉ふ者は、これ聖人垂戒預防の至れるなり、故に貞しくして吉なりと云、

○按ずるに水山蹇の上六の傳に志在レ內也と云、此內とは九五の爻を指せり、今又此爻にては外と云へり、これ共に九五の爻を指して云へるなり、蓋し九五は定位の君主の爻なるを以て上六よりは內と

吉なるとの義なり、固より初六の爻は無位卑賤の者とす、其卑賤の小人たらん者は律義篤實を以て上に親比し上つるを以て自然に上よりの恩惠の吉を被ぶることなり、これ卑賤陰柔の者は、一に上の恩澤の下に身を立ることゝ、これ定理たればなり、故に初六の爻の辭の中には、孚の字をば兩所までに下して、深く孚あるべきことを誡しめ誨へ玉へるなり、又六二は臣の定位に居れり、これ其正應の位に當つて、自己中正の徳を得て以て、上み九五の君に親比し上つること、これ固より其當然の義にして咎有ること無きの道たり、然れども尙阿諛足恭に流れんことを惧れて貞しくして吉たるの誡めを示し玉へるなり、又六四の爻は、これ執政の大臣の位にして、實に九五の君の爻とは、陰陽正しく比する所の位に居つて、且つ柔正の徳を以て、九五の君と正しく親比和合せり、これも亦咎有ること無きの道たれども、尙も面柔巽與の惧れ有るを以て、貞しくして吉たるの警めの辭を下し玉へり、又上六の爻も亦比の位に當れり、これ九五の一陽爻と陰陽相比し、咎無かるべきの者たり、然れども其爻不中にして且つ全卦の極に居れるを以て、無首凶と云ふ責讓の辭を係け玉へり、然るに今此六三の如きは、先づ內卦の極に居れり、これ人臣の首に居れば、其身分有り、職守有る處の者たりとす、固より九五とは應の位に非ず、比の位に非ることなり、さるに强ひて九五に親比まんとすること、これ比の正しき道を失へることにして、大に咎有る所以たり、且つ六三の爻の心術躬行を觀るに陰柔不才にして不中不正たり、殊に內卦の坤の純陰暗昧の卦の極に居れる者たり、これ徒に人と親比して利を得んことをのみ貪る所の者にして其親比すべき所の正しき道を知らず、中に一點の孚と云者有ること無くして、實に巧言令色足恭佞媚して强て親比を貪り、比して周ねからざる所の小人奸賊たり、故に聖人徑ちにこれを斥ぞけ責て、匪人と云へり、これ呵責罵詈の極、醜陋汚辱の至りにして、これより大なるの恥は無き所の辭なり、是故に後進の君子、此親比の正しき道をよく愼み擇びて、原ね筮つの語を肝に銘じて決して匪人の責を受けざることを勉むべきなり、

【象】之とは九五の爻の象、比とは卦名の義、人は六三人位の象、又艮の象、匪は艮の象、又匪人とは、

有孚吉也と釋し玉へり、これ若し孚無き時には凶なりと云の義、亦言外に含畜ことを察しつべきことなり、

【象】孚は坤と坎との象、有は艮の象、吉は意象、

六二、比之自內、貞吉、

【釋】之とは九五の一陽爻を指せるなり、自內とは卦象を以て說く時には、內卦より外卦に應ずることゝなり、又爻象を以て說く時には、六二の中正の臣、九五の中正の君に陰陽正じく應じ上つることとなり、又義理を以て說く時には、自己よりし又中心よりすると云の謂にして、丹悃赤心の至りなりと云の義なり、又六二中正を以て九五の君に正しく應ず、これ今親比すべきの時に當つて臣を以て君に正しく應じ和し親しみ上つること、これ何の不可なることか有るべけんや、故に比之自內と云、然れども一に親比和順をのみ旨とせん時には、其阿諛足恭に流れんことを畏れ警めて、貞正くする時には愈吉なりと云の義を、貞吉と云、

【象】內は六二中正にして、內卦の主たるの象、

【爻傳】比之自內、不自失其道也、

【音】自內の自は由なり、自失の自は躬親なり、

【釋】六二中正の德を以て、其正しき應爻たる所の九五の君に親比和輔し上つる、これ其當然の道を失なはざるの謂なり、故に不自失也と、

【象】自らは艮の象、失は坤の象、不は艮の象、又不自失は六二中正にして九五と正應の象、

六三、比之匪人、

【音】匪は平聲、非に同じ、

【釋】之とは九五の爻を指せり、匪人なりとは六三已に人たる所の道を失へりとなり、故に比之匪人と云、元來此卦は一陽五陰の卦にして、其五陰爻は、共に各九五の一陽爻に親比まんことを希ひ求むること、これ五陰一陽の卦の定まれるの情たり、然れども其應ずるにも比するにも六爻の位に於て各其道の大義の存することと有り、是を以て中正應比承乘の六の道を爻象の六大綱と云なり、故に今此五陰爻の中に即て、其道の義を割論する時には先づ初六は比の卦の初めの義にして、九五の爻とは應比の位には當らずといへども朴素正直の孚信を以て親比する時には

親比し服順し上つることとなり、故に君子宜く此義に則とり效ふべしと云の敎への旨を、先王以建萬國親諸侯玉へりと說き訓へ玉へるなり、

初六、有孚比之、无咎、有孚盈缶、終吉、有他吝、

【訂】通本、吉譌つて來に作れり、吝譌つて吉に作れり、今義例に據つて改正す、

【釋】此爻は比の卦の初めにして、これ人と親比和睦の始めたりとす、凡そ人中心に孚無くて妄りに人と親比まんとする者は、これ必ず利欲の爲の阿諛足恭にして道義に於ては甚だ以て咎有りとす、初六は元來九五の爻の應の位には非ることなり、故に孚無くして比を求むる時は、咎有ることを免かれざるなり、缶とは上古土器にして飾り無きの物にして、これ人の質朴正直にして僞り飾り無きの義に喩へたり、凡そ人と交はり親しむの道は孚を中心に充しめて其外を飾らざるを善とす、故に有孚盈缶と云、それ已に此の如くにして親比む時には終には吉あるべしとなり、然るに若し初六の爻他の意有て、其孚有らざる時には、利欲の爲の親比となりて鄙吝せらるべしと云の義を終吉、有他吝と云、

○按ずるに九五は、初六の應の位には非ざることなるが故に、孚無くして他の志有る時には、鄙吝せらるゝの辱めを受くることを他有れば吝しと云へり、元來比の卦は親比和睦の象にして、卦中の五陰爻、皆九五の一陽に親比し和順せんとするの義なるを以て、孚だに有る時は應の位に非ざるとても親比むことを得るの義あればなり、

【象】孚は坎の象、又坤の象、之とは九五の爻を指すの象、比は卦名の象、坤を土器とし、坎を盈りとす、缶に盈るの象、終は坤の象、他は初六九五非應位の象、有は艮の象、

【爻傳】比之初六、有孚吉也、

【訂】通本、孚譌て他に作る、今改正す、

【釋】凡そ人と親比和睦するの道は、一に孚信あるを尙ぶことにして其佞辯虛飾を惡むことなり、今此初六の爻は元來陰柔不才にして才辯利口を用ふること能はず、一に只朴素正直の缶に盈るのみなり、故に

つり、これに比しみ輔け上つると云の義を、柔輔レ剛也と釋し玉へり、これ乃ち卦名の釋なり、

【象】比とは、卦名の象、輔也とは九五の一陽爻、五陰を輔くるの象、柔輔レ剛也とは五陰一陽に親しみ應じ輔け上つるの象、

比、吉、下順從也、原筮、元永貞、无レ咎、以二剛中一也、不寧方來、上下應也、後夫凶、其道窮也、

【釋】これよりは彖の辭の釋なり、先づ此彖の辭の首めに吉とある所以を釋し玉へるなり、此卦は一陰五陽の象にして其一陽爻は九五至尊の位に在つて、定位の主爻、成卦の主爻、坎水仁澤の主爻たるなり、故に天下の五陰爻、其恩雨の德澤に感じ、化し順ひ比びて、これを仰ぎ戴きて、親しみ輔け上つると云の義を、比は吉なる也とは下順從するなりと釋し玉へり、剛中とは、九五剛健中正の仁澤の君德を、剛中の二字を以て總べ括りて釋し玉へることなり、又上下應也とは、九五の一陽の德を以て、徧ねく天下の衆陰を撫育し親比し玉へば、天下の衆陰も、亦九五の一陽の仁德に親比し服順し上つるを云、其道窮也とは、今親しみ比ぶの時に遇ふて、唯獨り後れて親比和順せざる者は、其後るゝの人、固より人たるの道に困窮せる者にして、頑愚にして移らず善を見て遷ることを知らざるの廢物たり、これ假令へ知ると雖、改め遷ることを爲し得ざれば、これ道に困窮せるの人たりと云の義を、其道窮也と釋し玉へるなり、

【象】下とは五陰爻の象、順從とは坤の象、剛中とは九五の爻象、上下應也とは九五の一陽剛、五陰柔を撫恤すれば五陰柔も亦九五の一陽剛に服し順ふの象、道も窮も共に坤の象、又窮は艮の象、

【大象】地上有レ水、比、先王以建二萬國一親二諸侯一、

【釋】地上に水を居く時は毫髮の間隔有ること無く忽ちに親比和順する者たり、先王此比の卦象を觀て、以て萬國を竝べ建て、王室の藩屏とし輔佐とし、一仁水の恩澤を下して、以て天下の諸侯に親比み仁澤せらるれば、萬國の諸侯も、君の仁水恩澤の厚く辱なきに

の事と親比べきの友とを擇び分つこと肝腎たりとす、凡そ損益の岐路職として朋友に由つて分るゝことなり、故に孔夫子も益者三友損者三友の誨へあり、是を以て苟も不善人と親しみ比ぶ時には久しからずして彼が誘引浸潤に馴れて遂に災害に陷ること滔々たる天下皆是なることとなり、これ所謂鮑魚の肆に入て其臭きことを知らざるに至るにして、習ひ性と爲る所の者たり、孟子の母の三たびまで居を移せしことも、此浸潤の殃を防がんとの用心たり、これ豈原筮たずしてあるべけんや、故に務めて其始めに親しみ比ぶべきの事と友とを原ぬ筮つて、而して後に親比和合すべしと云の義を、原筮と云へり、さて已に原ぬ筮つて其人を得たるの上は、大に長く交りを結びて、始終其情誼を變せざるを善とす、殊に守り持つと云の道は、永く常有て正しきを以てする時は咎無きことを得るとなり、かの晏平仲が善く人と交り久しくして而してこれを敬すと、稱歎あらせられしも是なり、故に元に永く貞ば咎無しと云、さて此の如くに親切に比睦和合して交はれば、曏昔はさしも不和疎意にして事からざりし者も、其德行道義に感じ化して將に來りて善事に和し集まり、親しみ和せんとする者たり、故に不寧方來と云、今此親しみ比の時に當りても、其風教にも和せず服せず、獨り愎戾しくして、人に背き時に戾りて、來り交らざる者は、これ頑愚の人にして凶なるの道たり、故に後夫凶と云、凶とは其親比和合の善風に背きて、後れ來らずして交り和せざる所の者の凶にして我に於いては、關係ざることなり、

【象】原は水の源の義にして坎の象、筮は中卦倒震の象、後は坤の大陰の象、又艮の象、夫は坎と艮との象、

【象傳】比、輔也、柔輔剛也、

【訂】通本此彖傳、錯脱頗る多し、今義例に據て補ひ正せり、

【釋】比は輔なりとは、これ字釋の例にして、比とは親しみ輔くると云の義なるとなり、其輔くると云は九五の一陽剛、坎水の仁澤の主爻たるを以て、これ仁の雨の恩澤を以て天下の億兆を潤ほし輔け玉へば、天下の乘陰の億兆も亦九五一陽剛の仁君を仰ぎ戴き上

害を生じ起すこととなり、古今和漢の例、青史に顯然たることとなり、故に小人勿用、必亂邦也と釋し玉へり、

【象】功は、震の象、正も震の象、邦は坤の象、亂は坤の大陰昏昧の象、

【比】☵☷〔坤下坎上〕

【音】比は毘至切、去音鼻、輔なり親なり和なり樂なり、餘は善工利器に詳なり、

【釋】比とは親しみ輔くるの義にして其卦坎の水坤の土の上に在るなり、それ水を地の上に居く時には、少しの隔て無くして和合するものなり、固より水は土の輔けを得て居處を安んじ、土は水の潤澤の輔けを得て、以て生育の功を成す所の者にして、これ互ひに親しみ輔け和し比じうして、相輔け親しむの義なり、故に此卦を比とは名付け玉へるなり、これ大象に地上に水有るは比なりと云、これなり、又六爻全卦にて觀る時には九五の一陽爻君の位に居りて、五陰爻に親しみ比し、又五陰爻は一陽の君の爻に比し順ふ、これ相比み、相比るの義なり、故に此卦を比と名け玉へるなり、又上より下に比するの道を以て說く時には、これ一人を以て萬邦を撫するの義なり、又下より上に比するの道を以て云ふ時には、これ四海より一人を仰ぐの象にして、これ上下相比し、相親み、相輔くるの義なり、故に比と名け玉へるなり、

比、吉、原筮、元永貞、无咎、不寧方來、後夫凶、

【音】不は未に同じ、方は猶將の如きなり、後は去聲、夫は男子の通稱、

【釋】比とは親和輔睦するの道たれば五倫の中何れの道に施すとても善ならずと云こと無し、故に比は吉なりと云、原筮とは本を究め擇み分つと云の義たれば其五倫の交際中にても、君臣父子兄弟夫婦の四倫は、向對の位たれば、各其大義有て、大綱大倫、必定の道理顯然たることとなり、特り朋友の一倫、其對する所廣博にして、貴賤少長、親疎賢愚、千差萬別にして、凡そ四海の內は、皆朋友の位なり、是故にこれを能く擇び分けずばあるべからざるの者たり、固より人と親しみ比び和合せんの道の要は先づ第一に其親比べき

時には、これ虎狼をして民を殘害せしむるが如きにして、其貪暴殘忍の苛き政に困苦て、又再び亂を起すの憂患立所に來ることとなりと云の義を、小人勿用と云、これ近くは我近古の佐々陸奥守成政、肥後六十餘萬石の地に封ぜられしも、間無く滅國に及び又福島左衞門大夫政則、安藝七十餘萬石の主たりしも、間も無く配流沒收に及びたるの類なり、

○按ずるに此師の上六の爻の德に、大君より命令下りて國を開らき或は家を創むると云の象義有るには非ず、惟師の卦の終りにして師旅のことの終りたるの義を、此爻にて取れるのみにして、此爻の辭は實は六五君位の爻の餘事なり、餘意なりと會得すべし、これ經文中に往々有る所の一例たり、各條下にて辨じつるべきなり、

【象】大君は六五の爻象、命は君命にして震の象、これ中爻の震には非らずして今上爻變ずれば艮となる、艮は倒震の象、有は艮の象、國は坤の象、開は震の象、これは中爻の正震の象、家は艮と坎との象、承は坤の象、小人は坤の象、用は震の象、勿は艮の象、

【爻傳】大君有命、以正功也、小人勿用、必亂邦也、

【釋】大君より命令有りて、此般の軍陣中の功績を評議あらせられて、其勳功の莫大なるには、國を錫ひ郡を與へ、其次なるには家を賜ひ祿を與へらる、此の如くに恩賞加增行はるゝことは、これ其功績を正しく爲し玉ふこととなり、正の字大に斤量有ることとなり、それ賞罰明らかに正しきことは、これ國を治むる所の大經大本たり、故に以正功也と云、それ郡邑州縣邦國、其功德の大小に從ふて、これを封じて其土地を治めしむることは、これ其人を寵愛して獨り富貴の福を享させんとて、これを封ずることには非ず、元來其人賢德なるを以て、これに其土地を治めしめ、其人民を撫育し敎へ化せしめんが爲の設けなることとなり、是を以て假令へ其軍陣の間に、小人の不賢不德の者に功有りとても、或は俸給を賜ふか、金帛の類を與ふるかして、これを賞し玉ふて可なるなり、決してこれに封土を得せしめて、民人を治めしむべからざるべし、これ必ず邦を治めずして、却つて邦を亂す所の大

べしとなり、必ず先例格式などに固執して、大事を誤まるべからず、固執は大凶の道たりと云の義を、貞凶と云、此貞凶の二字は一章三段に總冒して包括せるの文たり、

【象】田は坤の象、禽は坎の象、有は艮の象、執は艮の象、利は震の象、言は坎の象、長子は九二の爻象、又震の象、師は震の象、弟子は、六三及び六子(四)の爻象、又坎と艮との卦象、貞は固執の義にして艮の象、

【爻傳】長子帥師、以中行也、弟子輿尸、（君之）使（命）不當（道）也、

【音】長は上聲、行は去聲、

【釋】以中行也と云は、これ九二の長子、中行の才德を以て文武の道兩ながら全く具へ知仁勇の三德兼備はれるを以て克く不順の逆賊を征伐して服し順がはしめ、全軍を帥ひて凱旋して、以て君命を辱しめざることを深く歎稱し玉へるなり、又六三の弟子の敗北せる所以は、元來陰柔不才にして知無く勇無く、輕卒に躁き進むに由れることにして、これ全く君上の將帥を撰み玉ふことの、其道に背き違ひ、其使令し玉ふこと其器に當らざる所の罪なりと云の義を、使不當也と釋し玉へるなり、不當とは其道に當らざると云ふことなり、

【象】中行は九二剛中の象、使は震の象、不當は六三陰柔不中不正の象、

上六、大君有命、開國承家、小人勿用、

【釋】此上六の爻の義は師旅のこと已に畢りて、天下平治し、其軍陣の功勞を議して恩賞を行はるゝ時の義を說き示し玉へるなり、大君とは天子のことを云、即ち六五の君位の爻を指せるなり、今天子より命令下つて、軍陣中の功の大なる者は郡國に對して、これを諸侯たらしめ、其功の小なるは、家を予へて卿大夫たらしむ、故に大君有命開國承家と云、此時に當つて假令へ小人不德者に軍中の功有りとも必ず封土を與へて民の上たらしむることと勿るべし、惟これを賞するには俸給又は金帛等を予へて可なるべしとなり、若し過つてこれに土を食しめ民の上たらしむる

て又擒制の義を兼たり、固より右の如きの殘賊は田獵してこれを執獲するの義を、利執言と云、言は助字にして銜言と協韻し玉へるのみなり、无咎とは人を以て人を殺戮しても生生の天意に背かず公道の大義に悖らざるを云り、以上は、王者仁義の師をば出して人民を殘害する所の賊徒を誅伐するの道を教訓し玉へるなり、これ乃ち彖の辭の、師は貞しかるべしと云へるの者たり、

第二段は六五の君、仁義の師を出さんとならば先づ第一に其元帥總大將たらん者を擇ばんことは至極の一大事たり、若し能く九二の如き者を撰び擢んでゝ、これを拜して將帥とし、これに委ね任して疑がはず、狐疑掣肘の政無き時は則ち能く賊を討じ國を治むるの吉あるとなり、故に長子帥師と云、これ六五の君上將帥を撰らみ擢んづることと其方に當り其人を得たることを、九二の大人を引き證據として說き述べ玉へるなり、

第三段は、君上將帥を撰み擢んで玉ふこと、其道に當らず其人を得玉はざることを證して、若し六三の如き知無く謀無き所の粗忽の人を用ひさせ玉ふ時には、必ず屍を輿せ全軍覆沒の敗衂大凶有りと云の義を、弟子輿屍と云、これ君上の撰み擢んで玉ふこと其人を得ざる所の凶徵を演べ戒め玉へるなり、

凡そ易の大例、五を君の位とし、父の位とす、故に臣を指て長子と云、弟子と云へるは、これ君の臣を撰み任ずること、其情の親切慈睦ならしめんことを誨へ示させ玉へることなり、固より二も三も四も、皆各其に一軍之將たるの爻なりとす、然るにこゝにては九二の長子と、六三の弟子とのみを云て、六四の爻に云ひ及ぼさゞる者は、蓋し九二は大吉なり、六三は大凶たり、其失得の大なる者を擧げたるなり、且つ弟子と云ふ二字の中に、六三も六四も包括して有るの文たり、さて長子以下、屍を輿ると云に至るまでは、これ將帥を撰み擢んずるの要道を教戒し玉へるにして、彖の辭の大人を用ふれば吉なりと云と正に同意味たり、蓋し此六五の爻は、將帥を撰み命じて師を出さしむるの主爻たれば、其爻の辭、適に彖の辭と同意たるなり、固より其將帥を撰び元帥を拜するに當つては、必ず年齡の少長位格の高下にも拘はらず貴賤名望をも管はず、一に文武兼備へ、知仁勇全き者を擧げ用ふ

一軍に將たる者とす、固より陰柔にして才知無く志も亦柔弱たれども其柔正を得たるを以て、輕卒に躁き、妄りに進む所の失は少し、今各對陳するの時に當つて、六四の營壘の地理利しからざるを以て、引き退ぞきて要害の地に據つて不虞の戒めに備へ、以て警衛防禦怠り有ること無し、此故に六三の大敗軍の時も六四は守り備へ有るを以て陳營を堅く守つて敗れざることを得たり、これ進んで敵に勝つの吉は無しと雖、亦敗喪の凶も無きなり、故に无咎と云、

【象】左は退ぞくの義にして六四重陰の象、次は坎の爻、

【爻傳】左次无咎、未失常也、

【釋】此六四の爻は、敵に克つの吉は無と雖、又屍を輿る所の凶も有ること無し、一旦は陳營を退ぞきぬれども、又能く全軍を固め守りぬ、故に釋して未失常也と云、

【象】未失常とは六四柔正を得たるの爻象、又常は坤の象、未失は變體震の象、

六五、田有禽、利執言、无咎、長子帥師、弟子輿屍、貞凶、

【釋】田とは、佃畋と同じく田獵するなり、禽とは鳥獸の總名なり、又戰ひ勝て執獲せるも亦禽と曰なり、其文今に從ふ楷聲、離の省きに從へり、鳥獸網罟に離るの義なり、さて六五の爻は君上の位なり、此爻の辭は三截三意の文なり、

先づ首めの一段は、九五の君、今不庭の逆臣、害民の亂賊ありて、天下の人民を殘害すること有んずる時には、已むことを得ずして將帥を撰み擢んでゝこれに命して王者の仁義の師を出さしめて、これを征伐あらさせらるゝの義を敎へ玉へる也、それ人として、貪暴殘忍を事として、蒼生を傷害せん者はこれ已に人に非るを以て、これを禽獸に喩へ玉へるなり、凡そ禽獸の稼穀を食らひ害して民の患へを爲すが如きをば、此殘忍貪刻の賊徒に喩へ玉へり、故に田有禽と云、田とは人命を保ち續かしむる所の稼穀を生ずるの處なり、其田畠を害する所の禽獸を獵り捕つて田畠を守護するの義たるを以て、徑ちに田の字を獵狩の敎とす、禽とは即ち其田畠を害する所の禽獸にし

【象】天寵は二五陰陽正しく應ずるの象、承るは坤の象、懷萬邦とは九二の一陽剛を以て天下の五陰柔を撫で恤むの象、又萬も邦も懷も共に皆坤の象、

六三、師或輿尸、凶、

【音】尸は升脂の切、終主也、從尸從死、會意、本作尸石經省文尸に作れり、今復正す、

【釋】六三の爻も內卦の極位に居る者にして即ち一手の大將とするなり、さて六三の居り處、內卦の極たれば、これ外卦の敵と鋒尖を交ふるの地なり、さるに六三は陰柔不中にして知もなく勇もなし、惟り陽の位に居れるを以て其志のみ强く、且つ內卦の極に在るを以て妄りに躁ぎ進むの爻なりとす、それ此の如きの志行にして豈一手の大將となるに堪ふることを得んや、これ大に敗喪せる所以なるなり、と云の義を師或輿尸と云、尸とは我の兵卒の尸なり、凶なりとは、敗北して士卒を亡なふを云、

【象】師は卦名の象、或の字は陰位の位に在るの象、又變體の巽の卦の象、震を輿とし乘するとし坤を尸とす、これ尸を輿するの象、凶は坤の大陰の象、又坎の象、

【爻傳】師或輿尸、大无功也、

【釋】大无功也とは猶大に敗績すと云が如し、これ九三知勇無くして徒らに志氣のみ亢ぶりて、輕しく敵を侮り犯して無謀の戰をしかけて、散々の大敗北に及ぶことなり、故に大无功也と釋し玉へるなり、大无功と、無大功とは其義少しく異へること有り、

【象】大は坤の象、功は震の象、无は坤の象、

六四、師左次、无咎、

【音】左、佐上聲、右之對也、人手便右、以左爲僻、故非正之術曰左道、謫官曰左遷、畫策不適事曰左計、軍禮固尙右、故謂右爲進、謂左爲退也、○按左右、本作𠂇又、兩手象形、不便手楷書、故以左右爲𠂇又手之文、蓋左右者、左扶右扶也、書益稷曰、予欲左右有民、易泰大象曰、以左右民、左、工手相助、右口手相助、協助之義、會意、後因手義助義相溷、復加人爲佐佑也、

【釋】次を左ぞくとは、軍營を退ぞくるなり、六四も亦

ざる所の英勇の爻なりとす、殊には衆陰の士卒、九二の元帥に服し從ふの象有り、故に在レ師中吉无レ咎と云、在師とは軍陣中に居ると云の義なり、吉とは敵に克ち國土を治め得るを云へり、无咎とは乃ち彖の辭と同義にして人を以て人を殺しても道に違はざるを云、今九二より隊伍を齊へ正して敵に克ち國を得るの勳功あるを以て、六五の君上より數恩命を錫ひ其功勞を御感賞有て、種々の褒美を錫はることを、王三錫レ命と云へり、三とは多數の義にして其恩賞の厚く多きを云なり、

【象】師は卦名の象、中は九二剛中の象、王は六五君位の象、三は坤の三爻の象、又坤を衆多とするの象、錫は坎の象、命は君命にして二五陰陽正しく應ずるの象、

【爻傳】在レ師中吉、承二天寵一也、王三錫レ命、懷二萬邦一也、

【音】懷は平皆の褱、念思なり、之に歸くなり、本褱に作れり、衣に從ひ眔に從ふ、眔とは目相逮ぶなり、衣の中に藏し挾さむ而して心此に在るなり、故に心之思念藏め貯ふ所、亦褱と曰へり、隸書心に從ふて懷に作れるなり、

【釋】天寵とは君上よりの恩遇優禮を被ぶることを云、萬邦とは萬國と云の義なり、九二は剛中にして成卦の主爻たり、知仁勇の三德を兼ね備へ、文武の道兩つながら全くせることなり、是故に軍陣中に在つて寬と嚴と中を得て、威と和と雙び行なはれて、令すれば從ひ戰へば克つことなり、是を以て拔群の感賞を蒙ぶり不時の恩惠數下し賜ふことなり、

○按ずるに此王三錫レ命の傳の釋辭、或は大有レ功とか、又は敵に克つとか、土地を開くとか、國を得るとか、不服を討ずるとか有るべきことなるに、今萬邦を懷しむればなりと下しつるなり、此懷かしむると云の字には、千萬鈞の力量有ることなり、これは敵に勝ち國を得る等の殺伐克勝を以ては主意とはせずして一に德を崇し恩を推すの道を主張し玉ふことにして、實に王者の民を弔ふ仁義の師と稱しつべきことを見はし示し玉へることなり、こゝに聖人の、字を下し玉ふことの精微なることを觀上まつるべし、

り、又軍律法令嚴正なる時には士卒我を畏れて敵を怖れず、其果敢の氣強く盛んなるなり、故に必ず能く勝利を得ることとなり、然らば其勝敗の機は、一に法律の善惡に係れることとなり、故に師出以律と云、若し其師節制度無く法律違ひ亂るゝ時には、假令へ仁義の師にして將帥智勇なりと雖、進退指麾心に任せず敗喪を免るゝこと能はざることとなり、故に深くこれを戒めて否臧凶と云、此爻に凶と云て、吉と云はざることは、假令へ我師能く法律を整のへるとも彼も亦能く法律を正しくして相對する時は、これ預めに勝つことを言ひ難きこととなり、況んや律を失ふに於ては、身を亡ぼし家を破り國を滅する所の凶有ること必定たり、故に吉とは係けさせられざることとなり、亦恐懼愼戒の微旨たることとなり、

【象】師出は師を出すの義にして初六師の卦の始まりの象、又出すの字は震の象、律は軍律のことにして坎の象、又坤の象、又坎を笛とす、亦律の象、

【爻傳】師出以律、失律凶也、

【釋】兵は凶器にして危ふきを行ふの道たり、三軍の生死は元帥の指麾に由れることなり、又元帥の威は全く法律に由れり、律の存する處、即ち勝敗の出る處たり、故に失律凶也と釋し玉へり、これは爻の辭に否臧とあるは乃ち律を失なへることなりと云の義なり、

【象】失は坤の无の象、凶は坤の大陰の象、

九二、在師中吉、无咎、王三錫命、

【音】命とは君命なり、錫命とは寵恩を被ぶるを謂なり、三は去聲なり、

【釋】九二は剛中の才德有て成卦の主爻たればこれ能く元帥總大將の任に堪へたる所の者なりとす、乃ち象の辭に大人と云へるこれなり、元來此九二の爻は陽剛たるを以て知德有り陽剛なるを以て威嚴強し、且つ陽剛を以て陰の位に居れり、これ威嚴有て而して溫柔の德有るの義とす、尚中和の德備はれるが上に又剛中なるを以て、よく六五の君と陰陽相應せるなり、これ乃ち才知と云、德量と云、忠信と云、すべて皆具足したるが上に、寛仁と威嚴と相中することを得て威と和と竝び行なはるゝことにして其任を辱め

これ即生を厚くし養ひ育つる所の仁愛の至りたれば、天下の億兆の民も、此危ふき險のことに悦んで從ひ服することとなり、これ所謂王者仁義の師なる者にして大吉の道たるなり、又更に何の咎と云ことが有るべきと云の旨を、剛中而應、行險而順、以此毒天下、而民從之吉、又何咎矣と釋し玉へり、

【象】衆は坤の象、正は震の象、又坤の象、以は將るの義にして震の象、王は六五の爻象、剛中は九二の爻象、應とは二五陰陽正應の象、險は坎の象、行は震の象、順は坤の象、天下は震を天とし、坤を地とするの象、毒は坤地を生ずとし母とす、即ち毒の字の象、民は坤の象、從も坤の象、

【大象】地中有水、師、君子以容民畜、

【釋】固より地中は水の會同し畜聚するの所たり、故に君子たらん者は、此地水の二卦の象を觀て、水は土に據るに非る時には其居り處有ること無く、又土は水の潤澤を得るに非る時には其生物の功德妙用を施すこと能はざると云ことを能く會領して、先づ自己が德量を弘く大にすること、大地の疆り無きが如くにし、其衆民を己が德量の中に包ね容るゝこと、地中に水を容るが如く、これを畜め養なひ敎へ化することは水の大地を潤澤して萬物を生育せしむるが如く有るべしと云の大敎訓たり、是を以て此章の畜の字には、止め聚め積み養ひ育て敎へ化すると云の衆義皆兼備はれるの字と心得べきことなり、

【象】地は坤の象、水は坎の象、容は坤の象、民は坤の象、畜は坎の象、又坤の象、衆は坤の象、

初六、師出以律、否臧、凶、

【音】出、去聲、出之也、否は不に同じ、臧は、則郎の切、善なり、

【釋】初六は師の卦の始めたれば、乃ち師を出さんとするの時の義とす、それ三軍の勝敗生死は全く元帥の指麾に在ることとなり、其元帥の威權利害は一に軍律の臧否に在ることなり、さらば軍律と云は、士卒を使ふ所の柄なり、故に軍律法令正しからざる時には將帥の威令行なはれずして士卒我を侮どつて敵を怖る、故に其勇鋭の氣折け萎む、これ敗軍に及ぶの兆な

と無く身を殺して以て仁を成すこと有りとも有り、又孟子の先聖の異同を論ぜるにも、其同じき所は一の辜あらざるを殺して天下を得ることは爲さずと云へり、さらば人を以て人を殺すの道は、豈生生を旨とする天地の心なるべけんや、已むことを得ずして天に代りて民を弔するの師を出すことなれば、これ勝て咎無きことを得るのみ、故に吉无咎と云、吉とは師に勝つことなり、咎なしとは道に違はざるを云、

【象】貞は正しきの義にして震の象、又坤の象、大人は九二剛中の象、又震の象、咎は坎の象、无は坤の象、

【彖傳】師、衆也、貞、正也、能以衆正、可以王矣、剛中而應、行險而順、以此毒天下、而民從之、吉、又何咎矣、

【音】以は將るなり、王は去聲なり、

【訂】通本、毒譌つて毐(校者云、毐)に作る、今復正す、毒は、徒篤の切、又余六の切、育也、生に從ひ母に從ふ、會意、老子に、亭之毒之、註に亭以品其形、毒以成其質、○按ずるに唐の代宗の詔書に、中孚及物、亭育爲心、又張說姚崇が碑を撰して云、亭育之功成、是皆以亭毒爲亭育、可見毒育音義通也、又毐藥之毐、從屮從毒、說文以下、毒毐相溷作毒、不可不辨、

【釋】此傳の體は始めに字釋を下して以て卦名の義を釋し徑ちに彖の辭の釋を爲し玉へり、先づ師と云ことは衆多と云の義にして兵卒の衆く羣がり聚まれることなり、貞とは貞正の義にして、たゞしかるべしと云ことなりと云の意を、師、衆也、貞、正也と釋し玉へり、これ字釋法を以て卦名の釋を爲し玉へるなり、以下は彖の辭の總義の釋なり、それ人能く衆の兵を將ゐて其心術と躬行と共に貞正ある時には其德應に以て王たるべきに足れるとなり、故に能以衆正、可以王矣と云、今此卦九二は卦中唯一陽の爻にして剛中の才德有り、上六五の君の爻とは陰陽正しく應じ助く、且つ兵革の危ふき險の道を行ふといへども、元來天に順ひ人に應ずるの仁義の師たるを以て克く天人に順なるとなり、故に此金革干戈のことを以て天下億兆の人の倒懸の苦み塗炭の險を濟ふの道にして、

の農夫より登庸せしが如きの類なり、これら皆其人に大人の徳有て能く將帥の任に堪へたるが故なり、これ豈敢て其貴賤少長に拘はり名望門閥に泥んで辜無き所の兵卒を非命に殺すべけんや、故にこれを戒しめて大人を用れば吉にして咎無しと云、これは其仁義の君に其元帥を撰ぶことの愼み戒めを下し玉へるなり、さて吉と云は亂を定め民を安んじ土を開き國を治むるを云へる也、又无レ咎とは人を以て人を殺すの道は固より咎有りとす然れども暴逆者が人民を殘害せし時には仁者これを視るに忍びず天に順ひ人に應じて此仁義の師を出して人を以て人を殺しても天の生生の正しき道に違ふこと無くして咎無しと云の義なり、これ兵は本詭道凶器にして仁者の好む所のことには非ず、故に衞の靈公の問に孔夫子の未だ學びずと云て行り玉へる、又孟子の善く戰ふと云者は、上刑に服すと云へるもこれなり、然ればとて聖門絶して武備無しと云には非ず、文事有る者は必ず武備有ると云、齊の陳成子が其君簡公を弑せる時に、孔夫子のこれを討たんと請ひ玉ひつるに、其時哀公も三子者も、共に惰弱にして果さゝればこそなれ、若しこれを許して即ち夫子に命じて討手の總大將として、これを討せしめ玉はゞ孔子必ず三軍に將として大國の齊を討て其弑逆の罪を正し其君を安んじ定め其國を治め玉ふ所の手段なくして、爭でかこれを請ひ玉はんや、故に夾谷の會に、孔夫子の武威の凛然たることは史を閲て見つべし、又衞の亡びざることを論じ玉ふては王孫賈が軍旅を治むることを稱し玉ひ、又善人、民を敎ふること七年、亦以て戎に即しむると云、又敎へざる民を以て戰ふ、これを棄つと云とも宣へり、又子貢が政を問ひしに、食を足し兵を足し民はこれを信ぜしめんと曰へり、又子路が三軍の問ひには、必ずや事に臨んで懼れ、好く謀つて成さん者なりとも宣へり、又易萃の大象には君子以除二戎器一戒二不虞一とあり、又冉求が善く戰かへることは、これを夫子に學びたりとも云へり、これ聖門の軍旅の修め、武備の御て何等の嚴律なることぞや、後世窮理を唱ふる迂儒の、國家の變に臨んで徒らに木偶人の如くなるとは年を同じくしても語るべからざることどもなり、

孔子の語に志士仁人は生を求めて以て人を害するこ

據て改正す、
【音】貞は貞正なり、
【釋】それ干戈を動かし師旅を出すことは所謂王者の仁義の師を尚ぶことなり、固より兵は好んで用ふべきの道に非ざることなり、故に衞の靈公の軍陳のことを問ひ玉ひしに、孔夫子の軍旅のことはいまだ學びざるなりと曰ふて其明日遂に行き玉へることこれなり、然りと雖、今暴逆者有て大に天下の人民を殘害する時には則ち必ず已むことを得ずして征伐の起る所以なり、これ乃ち易の師の卦の有る所以にして、天に代つて民を哀れみ弔ふの義なり、これを王者の仁義の師と云なり、かの舜の有苗を征し殷の湯王の葛伯を征し周の文王の黎國を征せるが如きこれなり、これ名正しく令行はれて能く克つことを得て咎無きの道たりとす、然るに若し不義にして師旅を起し干戈を動かす者は、これを貪れる兵と云、暴なる師と號して天も人も共に與せず助けざる者故に、其師必ず敗るゝことなり、かの元の世祖の我日本を襲ひ侵せしが如きこれなり、數十萬の兵、再び其國に還れる者は些かに三人のみなりと云へり、故に先づ其師を出すの根本に即て大なる戒を下して師は貞しかるべしと云、貞とは貞正の義にして正しかるべし正しくなすべしと云の意なり、これは師を出す攸の君上に對しての教へ誡しめなり、又大人を用ふべしとは、これ總元帥を撰ぶ所の一大事にして、大人とは君子の稱にして、知仁勇の三德具足の人を云、こゝにては三軍を統べ率ふる所の大元帥を指して云なり、言ふ心は假令へ君上は寬仁の德量在して民を弔ぶ所の仁義の師を出さんと云の心なりと云とも、其元帥を擇ぶことも苟も其器に當らざる時には其師必ず敗北すべし、敗北する時には忽ち罪無き所の兵卒を非命に喪亡すことにして、これ罪惡の至極と爲ることとなり、故に軍旅の最も重きことは其元帥を撰ぶに在ることなり、さて其元帥を撰み擢んづる所の要道は先づ第一に貴賤少長を限らず名望門閥に拘はらず一に其人に知仁勇の三德兼備はり文武の道兩つながら全く具へたる所の人を撰らみ擧るに在ることなり、假令へば殷の高宗の傅說を傅巖の野の築者より引き揚げ周の文王の太公望を渭濱の漁者より登揚し、漢の高祖の淮陰侯を執戟郎より撰み擧げ、季漢の照烈帝の諸葛臥龍を隆中

る、これ不足の象、

【師(シ)】䷆（坎下坤上）

【音】師は疏夷の切、平音獅、衆なり、詳らかなることは善工利器に見ゆ、

【釋】古へには、兵を農に寓せることなり、今此卦は坎を險みとし坤を衆とし順ふとし又村邑とす、これ衆の民の險みの事に順ひ従ふの象有り、故に此卦を師と名けられたり、又六五は君の位なり、九二は臣の位なり、今此卦九二六五陰陽能く相應ぜり、これ君能く臣に委ね任して師を出(ヒキ)すの象有り、故に師と名けらる、又九二の元師、五陰を以ゐて行伍を正しく排列すれば五陰の衆兵も亦九二の元師を圍繞して指麾に從ふの象有り、故に師と名けらる、又坤を地とし坎を水とす、凡そ水の地中に會するや羣かり聚まること衆多なりとす、其衆多なるの義よりして此卦を師と名けられたり、これは大象に地中有水師と云これなり、又坎を謀略とし隱すとし、坤を至つて靜なりとし、藏むとす、それ謀略を、至つて靜なるの中に隱し藏む、これ兵機の良善なる所の者たり、故に師と名けられたり、

○按ずるに隊伍の法、五人を伍とし五伍を兩とし五兩を卒とし五卒を旅とし五旅を師とし五師を軍とし皆五數を以て而して起れり、今此卦一陽を以て五陰を統ぶ、これも亦將帥衆を以ゐるの象とす、且つ五伍の法に據つて算する時には、師とは三千百二十五人の當りなり、然るに說文及び周禮の註にては二千五百人を師とすと云へり、これは大數を擧げたるの稱なるべし、又詩の大雅六師の疏には春秋の時は累萬の衆なりといへども皆師を以て稱すと云ひ、又易の疏にては多くは軍を以て名とし次は師を以てし少きは旅を以てす、師とはこれ中を擧げたるの言なりと云へり、顧ふに軍も師も旅も相互ひに通じて用ひたることなりと見ゆ、强(アナガ)ちに多寡の數には拘はらざることなり、

師、貞(タヾシカルベシ)、大人(ヲ用フレバ)吉、无(シ)咎、

【訂】通本、大人を譌して丈人に作れり、今子夏傳本に

【音】錫、音析、借爲賜予之錫、鞶、平桓盤、鞶帶也、張氏曰鞶帶、命服之飾、吳艸廬曰、革帶、所以係鞸係佩、凡命服先束革帶、乃加大帶、禮曰男鞶革、即、此帶也、先儒以鞶帶爲大帶、蓋未詳耳、從革般聲、帶、去秦帶、紳也、男子鞶帶、婦人帶絲、象係佩之形、佩必有巾、故帶從巾、卌、其帶上連屬固結處、朝、陟遙切、旦也、從卓從舟、卓、日光射上下也、舟運轉也、朝旦之義、會意、終朝、從旦至食時之間、暫時之義、詩作崇朝、三、去聲、褫、音豸、奪也、

【釋】上九陽剛を以て訟の卦の極に居る、又乾剛の卦の極に當れり、これ己が才力を負んで訟へを起し、必ず勝たんことを貪る者とす、これ是非を顧みずして、勝ちつめんことを貪る者は必ず他の眞を假とし、直を曲と欺むき是を非と誣ひ善を惡と爭ふて、其姦猾邪黠至らざる處無きの徒たり、さて一旦は己が邪知姦才を以て上を誣ひ人を窒きて勝を取りたる故に上よりも命服を錫ふて、恩寵を被ぶれるなり、故に或錫之鞶帶と云、然りと雖、元來上九の爻の勝ちを得べき所の道理無くして、一旦邪知姦才、佞辯利口を以て上を誣ひ人を欺むきて僥倖して取りし所の勝なる故に、終朝の間にして、其邪謀露顯して、忽ち又前の錫へる所の命服をも奪はるゝの辱めを蒙ぶることとなり、故に終朝三褫之と云、三は多數の義、其辱めを受ることの數々なるを云へり、

【象】或は陽爻陰位に在るの象、又巽の象、錫は上の恩惠にして乾の象、帶は坎の象、終朝は乾の三爻の象、三は乾の三爻の象、褫は兌の象、

【爻傳】以訟受服、亦不足敬也、

【釋】上九邪知姦才を以て上を欺き人を誣ひて一旦は僥倖して命服を得るの寵遇を被ふると雖、其富貴威權共に皆訟への姦計より得來れることとなり、それ姦計佞便を以て人を窒き己を利することは其心術躬行已に人には非ることとなり、それ已に人に非ずして富貴威權ありともこれ豺狼の衣冠せる者にして何ぞこれを敬重するに足らんや、人已に敬重せざる時には、かの富貴威權果して何の爲の者ぞや、故に以訟受服、亦不足敬也と釋し玉へり、

【象】服とは乃ち鞶帶の義にして其帶は坎の象、敬は乾の象、不足は上九動けば、乾變して兌の毀折とな

るはこれ九四のいまだ道を失はざればなりと云の意を不失也と釈し玉へるなり、

【象】失は、變體艮の象、不も艮の象、又不失は乾の象、又變體の震の象、

九五、訟元吉、

【釈】九五剛健中正にして能く天下の訟へを聽く所の明決の主爻たり、それ訟へを聽定むる所の君は先づ剛ならずば有るべからず、剛ならざる時は、威嚴輕く又中ならざれば偏私の弊生ず、正ならざる時には邪曲に覆はれ暗まさる、然るに今此九五の爻は已に剛中正の三德は具足したり、且つ陽爻たれば明にして、乾の卦の中に在るを以て、決斷敏利たるなり、且つこれに加ふるに變體離明の德を得て聰明にして文德盛んなるなり、これら皆宜しく訟へを聽くべき所以たり、故に訟元吉と云へり、元吉とは、大善の吉と云義なり、

○按ずるに此九五の爻の義、訟の一卦全體の義を以て說く時には上卦の乾の剛彊にして嚴威嚴格の主たるを以て、下のこれに奉事し奔走するに困んで、已むことを得ずして訟への起る所以の主爻なりとすることにして、彖の傳に上剛下險と云者これなり、又六爻の義を以て說く時には、剛健中正の德有て、能く訟へを聽斷むる所の公正文明の君上とす、彖の辭の利見大人と云者これなり、これ卦爻の分別の一大事にして活眼讀易の大關鍵たり、後進の君子熟慮すべし、

○祕訣に云、卦は陰陽の交り和するの德を以て論じ玉ひ爻は中正の德を以て主とし玉ふことなり、これ卦爻の別の訣たり、

【象】元吉は、九五剛健中正の象、又乾の象、

【爻傳】訟元吉、以中正也、

【釈】これ中正の二字を以て元吉と云の釈を下し玉へるなり、蓋し中正の德の中には、上に陳たる所の諸般の盛德妙用どもを悉くに具足したるを以てなり、故に爻の德の最上無比なるには必ず中正の二字を以てこれを稱讃して釈し玉ふことなり、篇內竝に同じ、

【象】中正は九五の爻象、

上九、或錫之鞶帶、終朝三褫之、

象、又巽の象、

九四、不克訟、復〔道〕即〔天〕命渝、安貞吉、

【釈】九四も亦九五の君に訟へんと欲すること有る者たり、然りと雖九四は上卦乾の一體中に在つて九五の君に切近たる爻たるを以て朝夕觀面に九五の君の剛健中正にして威嚴莊重なるを看て己が不中不正にては、畢竟其訟への利あらざることを怖れて訟へを止めたり、故に不克訟と云、九四こゝに於て道に復つて天命に即て志を正しきに改め變じて、一に君上に從ひ順ふべしとなり、故に復即命渝と云、さて九四志を改め道に復るの上も愈變革無き貞恒の臣子の大道を安んじ守ることを吉の道とす、故に安貞吉と云、安とは順守の極を云なり、

○按するに此爻の不克訟と、九二の爻の不克訟と、其文字は相同じく、其象義は大に異なることとなり、これ卦爻の象義に、其吉なる所以と逋竄する所以と共に顯然たるを以て、同じ辭を係け玉へども、其吉凶は判然たることなり、然るに象に暗くして、强ちに文字を以て易を讀まんとする者は、實に木に緣て魚を求むるよりも、亦甚しきの痴人にてぞ有りける、

【象】不克訟は九四の爻、九五に勝つべからざるの象、即命は巽を命とし從ふとす、乾を天とし、君とす、乾變巽となる、これ命に即て從ふとするの象、又命は、乾と巽との象、即は乾の象、渝は乾を變とするの象、安貞は乾の對卦にして坤の象、

【爻傳】復即命渝、安貞、不失〔道〕也、

【音】不、未同、

【釈】九四も亦九五に訟へんと念ひ立つることの有りしかども、四は五の至近にして旦夕觀面に九五の剛健中正にして威嚴莊重の君たることを見聞しつ、己身を省みれば不中なり不正なり、さらば所詮は此訟への利無きことを知て念ひ止まれるなり、尚此後も己が分際の常道を安んじ守りなば、終りは吉なりと周公の敎へを垂れ置き玉ひつる者は、此九四も一旦は過つて非分の望みごとをも起しつれども、其終始の勢ひを計り知つて、非を改め望みを止め、道に復れ

從王事、无成、

【釋】六三は、內卦坎の險みの卦の極に居れり、これ其躬に險みある者とす、さて其險みとは何ことぞと象を以て觀る時には、坎を食祿とす、これ食祿費用に不足にして險困たるを以て九五に訟へ歎かんと欲する者たり、然れども六三陰柔にして才力無きを以て進み犯すことを憚り且つ己が無能なることを省りみて訟への意を止めしなり、故に食舊德と云、舊德とは舊祿のことにして祖先より承け傳へたる所の世祿たり、然るに祿と說かずして德と云へる者はこれ深く重き制戒の意を寓せたるなり、凡そ昇平の世の祿と云は、本は其先祖の功德有て其德に酬ひ賜はりし所の俸給世祿たり、然るにそれを打忘れて、今六三の爻己躬には德も功も無くして妄りに加增を望むの意を制し警むるの義なり、故に食舊德と云、もし此六三尙も其志を改めずして强て加增を望み訟へ出し時には、これ危き道たり、故に貞厲と云、貞とは貞固の義なり、六三加祿を求め望むの志を改め變じて、能く愼みて舊職を守る時には、殃に至らざることなり、故に終に吉と云、且つ六三或は君命を蒙ふり上つて、事に任ぜん時には出て其役に從事すべし、假令へ能く其事を勤め得るとも、決して自己成功なりと意ひ、賞を乞ひ望むなどの念、絕て有ること無く、一に君命を畏み忠勤を抽んずべし、故に或從王事無成と戒しめ玉へり、

【象】食は坎の象、舊は乾を老父とするの象、德は乾と坎との象、厲は六三人位危地の象、或は陰爻陽位に在るの象、又巽の象、從は六三陰爻の象、又巽の象、王事は九五の爻象、又乾の象、成は乾の象、無は乾の象、

【爻傳】食舊德、從上吉也、

【釋】上とは君上の義にして九五の爻を指せり、それ臣子の職たる、己身すら己有ともせざること、これ當分たれば、臣の道たる一に君上に從事し上つるを以て主意とする時には、凡そ諸般の過失も皆免るゝことを得て吉の道たりとなり、故に從上吉也と釋し玉へり、

【象】上は九五君位の象、又乾の象、從は六三陰爻の

云、これ衆多の義を見せるなり、九二は坤中の主にして一邑一縣の長たり、今强て進んで九五と諍ひ訟へ、其訟へに克ずして歸り且つ逋亡せり、故に其一邑の人も亦訟へを止めしごとなり、固より訟へは下として上を冐すの道たるを以て其眚の來らんこと、測り知るべからざることなり、今首無ければ蛇も行くこと能はず、謀主逋亡せるを以て其訟へを止めたるが故に眚を免るゝことなりと云の義を、其邑人三百戸无眚と云、

【象】不克訟とは九二九五に敵應せられて其力克つこと能はざるの象、歸へるは、九二九五の所より本位に還へるの象、逋は九二の一陽の人、坤の三陰中へ逋亡するの象、邑人は坤の象、三は坤の三爻の象、又坤の衆多の象、百は坤土を十數とし、又極數とするの象、戸は民數にして即ち坤の象、又坤の三爻陰虚にして、即ち戸の書象、眚は坎の象、又无眚は坎の主爻逋亡す、これ坎の眚ひ變じて、坤の無と爲るの象、

【爻傳】不レ克レ訟、歸逋竄也、自レ下訟レ上、患至掇也、

【音】竄、去換反、匿也、逃也、從レ穴從レ鼠、會意、掇、綴同、憂患之至、連綴不レ斷也、

【釋】これ竄の字を以て逋の字を釋せるなり、九二の訟主、九五の所に行て訟へ諍へども克つこと能はざるが故に、本位に還れども、其本位にもたまりかねて又逋亡を爲せしとは、逃竄せると云ことなりと云の義を、歸逋、竄也と云、今幸ひに九二の訟主、訟へに負けて逃竄せるが故に其邑人も皆訟へを止めしことなり、若し九二が逃竄せずして邑人も尙連つて訟へを遂げんとせば、これ下として上を訟ふること故に、其患への至り來らんこと聯綴して已む時無からんとなり、九二の逃竄こそは實に邑人の大福と云つべし、故に自レ下訟レ上、患至掇也と釋し玉へり、

【象】竄は九二一陽の人、坤中へ竄るゝの象又坎の象、下は九二の象、又下卦坎の象、上は九五の象、又上卦乾の象、患は坎の象、至は彼より此に來るの辭にして二五害應の象、掇も亦二五害應の象、

六三、食二舊德一、貞厲、終吉、或

小有言、所以終吉者其辨明也、

【音】辨、符蹇切、判別也、分明也、從辡從刀、辡、人相訟也、刀、決斷也、

【釋】先づ此傳は爻の辭に事とあるは即ち訟へのことなるを明さんとて訟の字を以て事の字の義を釋し、又長の字を以て永の字に代へて其義を見はし玉へり、固より小しく言ひ有と雖、終に吉と云の辭を係け玉ふことは、これ其利害得失を辨することの明らかにして、速かに訟へを止めし故に、吉とあると云の義を其辨明也と釋し玉へり、

【象】訟は卦名の象、長は乾の純陽の象、辨は乾を決斷とするの象、明は乾の純陽の象、又中爻離の象、

九二、不克訟、歸而逋、訟主己逋亡、故其邑人三百戶无眚、

【音】邑(校者云、邑原本作邑)入緝挹、人聚會之稱、都邑也、從口象四境、尊卑大小有等、故從巳、會意、俗從口巴訛、眚(校者云、眚原本作書)、生上聲、災也殃也、天孽曰災、自孽曰眚、從生從自、會意、書大甲曰、天作孽、猶可違、自作孽、不可逭、是也、通本譌作眚、蓋自字上書闕脫、因與目病眚字溷耳、故諸字書無收眚字者、字彙補生部、始載眚字、註古文姓字者、亦譌、

【釋】此九二の爻は訟の主謀、成卦の主爻、亦内卦の主爻たり、これ黨を結び衆を聚めて訟へ出る所の張本人たるなり、剛中の才を以て進み行て九五の爻と諍ひ辨ずと雖、元來九五は上なり、君なり、中正にして乾の剛健嚴律の主爻なり、又九二は下なり臣なり、不正にして坎の險難陷沒の主爻なり、これ詮する所九二を以て九五に克つこと能はざる所の者許多有り、故に不克訟と云、これ力の不足なることを知つて、初めより訟へに克ざる所の者とは大に同じからざることなり、此九二は其勢ひも其才力も、九五と敵對すべきなりと意ふて强て冒し進んで訟へ諍ひたりし上にて、其義は立たず其理は屈して散々に敗北せしことなり、九二一旦進んで九五の所に行て、對敵して訟へ爭ふと雖、克つこと能はずして、九五の所より本位の二の位に歸り、其本位にも、たまられずして又其所を逋亡せしなり、故に歸而逋と云、三とは多數の義、百とは極數なり、戶とは民籍編戶なり、三と云、百と

初六、不レ永レ所レ事、小有レ言、終吉、

【釈】先づ此訟の卦と云は九五の君位の爻を除くの外は五爻ともに皆訟へを爲す所の者とす、事と云は、即ち訟へのことなれども、其事の情意小なるを以て、これを事と云へり、初六は、坎の險みの底に陷つて、其身困窮艱難なる者たり、是を以て哀しみ歎きて訟ふるの意はあれども元來陰柔不才の卑賤たるを以て上を畏れ官を怖れて、强て訟へを遂ることをも成し得ざるの爻なり、故に不レ永レ所レ事と云、此爻元來其訟ふる處輕微の小事たり、其小事なるだにも尙永くせざると雖、小しにても訟へ出ると早、自ら小しきの傷み有ることとなり、故に小有レ言と云、小言とは、傷みの小なるを云、これ需の九二の小言と同じ、固より小しきの傷は有と雖、訟を遂げ終らざるが故に終には吉なりと云へり、

○按ずるに凡そ爲ること有るの卦は、すべて陽剛を貴びて陰柔を賤んずることなり、山風蠱、坎爲水、澤水困の如きこれなり、これ易の通例たり、然れども其中にて、澤風大過、雷天大壯、重離と、此訟との卦の如きは、卻つて陽剛を嫌ふて陰柔を以て善とすることなり、且つ此卦は、九五訟へを聽くの主爻を除くの外は、五爻ともに皆訟へを爲す者たりと雖、其中にも九二と九四と上九とは、陽爻なるを以て、其才も逞ましく、其志も强しとす、是故に能く訟へを遂げ終り、必ず勝たんことを好む者とす、是故に其辭にも皆訟への字を下し玉へり、又初六と六三とは陰爻にして才も無く志も弱き所の者たれば訟ふること有りと雖、遂げ終らざる所の者たり、故に其辭にも訟の字を除きて、初六にては事と云、六三にては舊德と易て、以て其義を見はし玉へるなり、これ凡そ人の訟へを遂げ終り、必ず勝たんことを貪る者は皆其剛彊なる姦才を負んで健やかなるの勢ひに乘ずる者たればなり、故に此卦にては陽爻に嫌ふことなり、

【象】不レ永レ所レ事とは初六陰柔にして九四に害應せられて陰は陽に克ざるの象、又不レ永は天水違行くの象、言は坎の象、小は初六陰爻の象、終は、乾の象、

【爻傳】不レ永レ所レ事、訟不レ可レ長也、雖ニ

不レ利レ渉二大-川一、入二于淵一也、

【音】淵（校者云、淵原本作レ㴊）平先弸、深也、回水也、顏回字子淵、其義可レ見、左右、岸也、中、象二水貌一、後重文作レ淵、

【釋】此卦は天水違行の象義にしてこれ人情不和なるの時なりとす、凡そ江海大川を渉らんことは、これ人命の大事に係れることとなり、然るに今人情和せず天水違ひ行くの時にして、此危く險ましきことを犯す時には、必ず反覆溺沒の患へに係ることとなり、故に入二于淵一と釋し玉へり、入二于淵一とは、溺沒すると云の義なり、

【大象】天與レ水違行訟、君-子以作レ事謀レ始、

【音】違、平微韋、背也、作レ韋、篆作レ𢓊、中、從レ口、上下從レ舛、口、即圍字、蓋獸皮之韋、可二以束一二枉戾違背者一、故借以爲二皮韋一、借義專用、因加レ辵爲二違背之違一、謀、平尤矛、議慮成熟曰レ謀、從レ言從レ某、言、議度討論也、某從レ甘從レ木、果之成熟也、會意、古文作二𧦝𢘻㖼一、母亦成熟之意、

【釋】此卦の象、上卦の乾天の氣は、いよ〳〵上升し、下卦の坎水の體は益す下降す、これ其性已に相背き、且つ天は西に行り水は東に流る、其行ひも亦相和せざるの義なり、これ訟の起る所以たり、君子此二卦の象を見て、以て此卦の訟へとなり、諍ひとなる所の本は其事物の行ひ違ひ、情意背けるに由れることとなるを知るべし、さて其行ひ違ひ、情背けるの本は、これ全く其事を作すの起首に克く終りを謀り後を慮らざるに由ると云ことを洞察して天下萬般のこと克く其始めに遠きの憂へ、終りの險みを謀り議して其行ひ違はず其情意背かざるやうを熟慮して而後に處置くべしと云の敎へ戒めたり、故に作レ事謀レ始と云へり、

書仲虺之誥に、愼二其終一惟其始、

大甲に謹レ始終、

傳曰、子曰、聽レ訟吾猶レ人也、必也、使レ無レ訟乎、

これらの語も、亦此章の義を發しつべきなり、

【象】天は乾の象、水は坎の象、違は坎の象、行は乾の象、作は乾の象、事は乾の象、始は乾の象、謀は坎の象、

訟と云卦の名の義は、上の下を制し取すること、乾の剛彊にして嚴刻に過ぐるより下は坎の險みに困苦んで上に奉ずることと能はず、是を以て已むことを得ずして訟へとなることとなりと云の義を、上剛下險と云、又全卦を以て一人の上に推し當てゝ說く時には、內に坎の險ましき姦謀を藏して、外は乾の剛彊にして上をも畏れず人を欺むき誣ふるの者、これよく訟へを起す者たりと云の義を、險而健訟なりと解釋し玉へるなり、

【象】剛とは乾の象、險は坎の象、上は上卦の象、下は下卦の象、健は乾の象、

訟、有孚窒、惕中吉、剛來而得中也、

【釋】此一章は、生卦法を以て彖の辭を釋し玉へるなり、此卦は來往生卦法有て本は天地否より來れりとす、否の上卦の乾は中實の象、下卦の坤は中虛の象にして、これ共に孚あれども元來否は塞がるの卦の時なるを以て、これ有孚窒げらるゝの象たり、然るに今九二の一陽剛、卦の外より來つて成卦の主と爲て中を得たり、これ惕中吉と云の象にして即ち剛來つて中を得ると云の義たり、

【象】剛來は九二を指す即ち否の來往生卦の象、得中は九二中爻の象、

終凶、訟不可成也、利見大人、尙中正也、

【釋】それ訟へと云ことは本君子の好む所のことには非れども今已むことを得ずして訟へとなれり、是を以て其事の義理だに明白たらば速かに訟へを止めんこと、これ道の大義たり、必ず十分の勝ちを爲すべからざることとなり、俚しき諺にも理の長じたるは、非の百倍惡しと云へり、故に君子たらん者、豈訟へを遂げ勝ちを十分に求むべけんや、故に訟不可成也と釋し玉へり、固より其事の義理を明白に折中せんとならば必ず明らかにして決斷あるの大人を期て訟へ出づべし、大人とは剛健中正の德有るを云、此大人の德有るに非ずしては、訟へを斷つ時には、愛憎好惡偏聽固執の私有て、理非曲直、必ず顚倒反覆することとなればなり、故に尙中正也とは、釋し玉へるなり、

窒げられて、其義伸ぶることを得ざれば已むことを得ずして上に訟へ出づることなり、故に有孚窒と云、訟とは其本諍ふ所有に起る、諍ひ辨して强て遂げ終らんとすることは、これ君子の愧づべき所なり、才に其事の理非曲直だに明白たらば速かに訟を止むべきことなり、故に惕中吉と云、惕るとは上を惕れ天命を畏るゝのことと云、又來往生卦法有り、本は天地否より來れりとす、其否の卦の時は、上は剛にして下は柔弱なり、外は剛にして內は柔弱なり、君は剛にして民は柔弱なり、彼は剛にして我は柔弱なるの象とす、又天は陽にして升り地は陰にして降る、これ彼と我と互ひに乖き違ふの義たり、此虛に乘じて九二の一陽爻、上卦の外より來つて、今此訟の成卦の主と爲り、謀主とはなれることとなり、これは本人情の乖き上下の心和せざるよりして、諍論の起りて訟へとなるの象義たり、又否の內卦は坤にして中虛の孚とす、外卦は乾にして中實の孚たり、さて否は塞かるの卦たれば、これ有孚窒るの象義とす、又九二來つて中を得るは惕中吉の象たり、それ已に訟への理非曲直の分りたる上に猶必ず勝たんことの利を貪ることは、これ凶の道たり、故に終凶と云、大人とは位に在す有德の明決の君子を云、此明決の大人に非ずしては決して訟への理非曲直を明からに斷わること能はざることなり、故に宜しく其人を擇んで訟ふべきとなり、故に利見大人と云、不利涉大川とは、これ別象別義たり、凡そ江海を涉るには風波の穩かに順なるに從ふ時には、過失少く、風波を犯す時には必ず溺沒の患へ有り、今此卦は天と水と違ひ行くの象たるが故に、不利涉大川と云、これ需の卦の涉るに利しと云と、互ひに照して其義を會しつべし、

【象】孚は乾の中實の象、又坎の中實の象、窒は乾を以て坎の穴を覆ひ塞ぐの象、惕は乾の象、中吉は九二成卦の主爻にして中を得るの象、終凶とは上九卦の極に在るの象、大人は九五剛健中正の象、又乾の象、利見は中卦の離を目とし、見るとするの象、大川は坎の象、又乾の象、不利涉は、天水違行の象、

【彖傳】訟、上剛下險、險而健 者克起 訟、

【釋】此傳も亦最初に卦名の大義を釋し玉へり、それ

比の九五の傳に位正中也、
否の九五の傳に位正當也、
巽の九五の傳に位正中也、
節の九五の傳に居位中也、
○又按ずるに、此卦の象を取り玉ふこと、曰險、曰難、曰敗、曰寇、曰血、曰穴、曰陷、曰小言、曰孚、曰入、曰酒、曰食、曰宴、曰樂、曰川、曰涉、曰衎、曰聽、これ惟坎一卦の象なり、爰に聖人觀象の自由自在なることを閲て、活用の微妙を法象し上つるべし、

【訟】☰☵（坎下乾上）

【音】訟似用切、去音頌、爭也、辯也、不親也、徐詳善工利器、

【釋】此卦上は乾の剛强にして下を制馭すること嚴刻なるに過ぐれば下は坎の險みにして苛政に困しめり、故に止むことを得ずして、これを上に歎き訟ふることなり、これは訟ふることの是なる者と云べし、故に此卦を訟と名け玉へり、彖傳に上剛下險と云者これなり、又上卦の乾天の氣は升り、下卦の坎水の性は降る、これ上下乖き去るの義たり故に訟と名けらる、又天は西に行り水は東に流る、これ天と水と行くことを違へ人情和せざるの象たり、これ訟への由て起る所以たり故に訟と名けらる、大象に天與水違行、訟、と云これなり、又外卦を彼とし内卦を我とす、彼は乾の剛彊にして我を凌ぎ、我は坎の險難にして苦しみに堪へず、已むことを得ずして訟へとなるなり、故に訟と名けらる、以上は、彼と我と對體の義を以て說きたるなり、又全卦を一人として說く時には、內に坎の險みの姦ましき謀りことを有て外は乾の剛强にして上を畏れざる者、必ずよく訟へを爲す者なり、これ後世に所謂集覇唆訟なる者たり、故に訟と名けらる、彖傳に險にして健かなるは訟と云へる、これなり、

訟、有孚窒、惕中吉、終凶、利見大人、不利涉大川、

【音】窒、入質挃、塞也、

【釋】凡そ訟への道たるや必ず一は實にして一は虛、一は正にして一は邪なる者たり、固より君子は正實なる者たれども、一旦小人の虛妄姦詐なる者に誣ひ

中に、生卦法の爲に位と云こと有り、これは六爻の正位を說き玉へることなり、又爻傳の中にて位と云ことには數義有り、其一は六爻正不正を云、

履の六三の傳に位不當也、

否の六三の傳に位不當也、

豫の六三の傳に位不當也、

臨の六三の傳に位不當也、

臨の六四の傳に位當也、

噬嗑の六三の傳に位不當也、

晉の九四の傳に位不當也、

蹇の六四の傳に當位連實也、

解の九四の傳に、未當位也、

震の六三の傳に位不當也、

豐の九四の傳に位不當也、

旅の九四の傳に未得位也、

兌の六三の傳に位不當也、

中孚の六三の傳に位不當也、

小過の九四の傳に位不當也、

未濟の六三の傳に位不當也、

以上は六爻の正不正を以て釋し玉へるなり、其中にも必ず六三か九四か、此三四の兩爻に限れり、其故は二五の爻にては不正たれども中の德有り、初上の爻は、無位の地たれば、位と云字を係け玉はざることなり、是を以て位當るは、吉なり、不當は、凶なり、

又位當らずして吉とするの一例有り、

大壯の六五の傳に喪羊于場、位不當也、

萃九四の傳に大吉無咎、位不當也、

困の九四の傳に、雖不當位、有與也、

又位に當るを以て吉とせざるの一例有り、

履の九五の傳に夬履貞厲、位正當也、

兌の九五の傳に、孚于剝、位正當也、

中孚の九五の傳に、有孚攣如、位正當也、

又正を得て位に當らずの辭を係け玉へるの一例有り、

需の上六の傳に、雖不當位、未大失也、これは陰爻陰位に在つて、正位を得たり、然るに不當の辭有る者は、これ正不正を以て論ずるには非ずして位と云は、君位のことを謂へるなり、困の九四の不當位も、正不正の位にてはなくして、五の君位のことを云へるなり、

又五の爻にては、專ら君位のことを說き玉ふの例、

濟ひ助くれば、初二も共に連り進んで相助く、故に上六此三人を敬へば吉を得ることとなり、故に敬ㇾ之終吉と云、

【象】穴は上六陰爻の象、又坎の卦象、入は上六坎の險に陷れるの象、不ㇾ速は須ざるの義にして需の卦の極は須の時も終つて上六須つこと無きの象、客三人來は乾の三陽剛連り進み來るの象、敬ㇾ之は陰を以て陽に應ずるの象、又乾の象、

【爻傳】不ㇾ速之客來、敬ㇾ之終吉、雖ㇾ不ㇾ當ㇾ位、未ㇾ大失ㇾ也、

【音】未は不に同じ、

【釋】上六は陰柔不才にして坎の險みの極に陷つて自ら振ひ出るの才力無くして實に如何んとも爲べきやうも無く進退維谷まるの時なり、然るに今需の時將に終らんとす、此故に內卦の乾の三陽剛を須得て進み來る、幸ひに九三は上六の應の位たるが故に陰陽相應じて上六を助く、初九と九二とは、九三と同一體の乾の卦たるを以て、相共に力を加へてこれを濟ひ出す、上六は思ひがけ無く助けを得るが故に此三人を敬し崇むる時には終に吉を得るとなり、此の如くに內卦の乾の三陽爻の來つて濟ひ助くることは全く九五君位の爻に有るべき所のことなれども九五は陽爻たるを以て、九二九五と應じ難く、且つ九五の時にては、いまだ需の時盡きざるを以て、內卦の乾の卦進み來ることは、時を犯すの險み障は有り、今上六に至つては、陰爻たれば相應もよく且つ需の時も已に終らんとするが故に、三陽爻思ひのまゝに進み來つて、上六の思ひがけ無くも助けらるゝことは、九五の位には當らざれども、上六陰陽正しく應じて、且つ柔正を得たると、殊に需の卦の終りの時を得たるとを以て、これ大いに失はざるの義なりと云ことを、雖ㇾ不ㇾ當ㇾ位未ㇾ大失ㇾ也と釋し玉へり、

【象】位とは九五君の位を指すの象、

○按ずるに位と云ことは六爻六位の事にして、位當ると云は、正を得たるの義、位不當と云は正を得ざるの義たり、これ易文の通例たり、其中に又別義の在る有るなり、彖傳に位と云ことは多く九五の君の位に限れることとなり、これは乾の彖傳にて其徵を引きつるが如し、これも亦一例たり、又彖傳の

【訂】通本、愼作順、自古音通用謁、今正、

【釈】六四は、我身已に坎の險みの中に陷りたれども陰柔不才にして自ら拯ふこと能はず、重陰たれば已むことを得ざるより、自ら爲すことも無く躁き進むことも無く委頓して自然に需つの時の義に適ふて、應爻の初九の陽剛進み來つて、終に險みを出さしむ、これ六四己が陰柔にして自ら爲すこと能はざるを知つて一に愼んで初九の誨へに從ひ聽けばなり、故に釈して愼以聽也と云、

【象】聽は六四初九に從ひ聽くの象、又坎の卦象、

九五、需于酒食、貞吉、

【釈】酒は宴樂の義に喩へたり、食とは身を養ふの義を云、九五は至尊の位に在て剛健中正の德あれども、坎の險みの主爻にして其時いまだ至らず、故に下民を撫で育んずること、十分心の如くなることを得ざるなり、故に其能く食を以て民を養ひ育て、酒を以て民を燕樂せしむることを得るの時を需つと云の義を、需于酒食と云、さて其時を須つと云ことは、必ず貞正たらんことを要とす、故に貞吉と云、

【象】酒は坎の象、食は坎の象、

【爻傳】酒食貞吉、以中正也、

【釈】中正の二字を以て釈を下し玉へるは、これ九五の君の德の厚く仁心の深きを稱譽し玉へるなり、中正とは爻の德の最上位たるなり、

【象】中正とは九五の象、

上六、入于穴、有不速之客三人來、敬之終吉、

【釈】上六は、坎の險みの極に居つて、不中にして重陰たり、故に入于穴と云、然れども上六は需の全卦の終りたれば需の時の義は、はや已に盡きんとす、故に內卦の乾の三陽剛、其時を須ち得て進み來れり、故に有不速之客三人來と云、それ上六は重陰不中にして坎の險みの極に陷つて陰弱不才にして出ること能はずと雖、幸に九三に應ぜり、故に九三今時を得て進み來つてこれを救ひ出す、固より初九と九二とは上六の爻の應にも比にも非れども、初二三は共に內卦乾の一體たるを以て、今九三進んで應の位の上六を

九三過剛不中にして乾の進の卦の極に居て需の時を犯すの象、

【爻傳】需于泥、災在外也、自我致寇、敬愼不敗也、

【釋】九三の居り所、坎の水の險みに切近したれば殊に勝れて身を愼み德を守りて靜かに時を待つべきことたり、然るに九三妄りに動き躁き進んで需の時を犯せば、忽ち六四の險みに陷ることとなり、故に此義を戒めて災在外也と釋し玉へり、外とは外卦の義を云さて此外の字に甚微意の有ることとなり、すべて九三の爻、坎の險みに隣れる故に、種々の災殃に罹れることもこれ我に具はり有る所の災害には非ず、固より災害とても、彼より意有て犯し來つて我を惱すには非ず、これ皆我より求め致せしことなり、故に災在外也と云、右の如く九三の居り處坎の險み災害に切近したれば、此時此處に當つては一味に戰々兢々として薄き氷を踏み深き淵に臨むが如く、敬ひ愼んで身を守らば、假令千百の坎の險災害これを圍繞むとも、それこれを如何んともすること能はざることなり、故に敬愼不敗也と釋し玉へり、孔夫子の桓魋其如予何と宣まへるも亦これらの意味たるべし、

【象】災は、六四害比の象、又坎の象、外は外卦の義にして即ち坎の象、我は九三人位の象、又艮の象、敗は坎の象、不は艮の象、又不敗は九三敬愼んで難みを犯して行ざるの象、敬も愼も共に乾の象、

六四、需于血、出自穴、

【釋】血とは直ちに傷害を被ぶるの地を云、六四已に坎の險みに陷り、己躬直ちに傷害を被ぶれり、故に需于血と云、六四は固より陰柔不才にして坎の險みを遁れ出づべきの才力無し、然れども重陰にして志も弱き故に躁き動かんともせずして坎の穴の中に委頓して時を需つの者たり、幸ひに初九の陽剛應じ來つて、これを拯ふて險みを出さしむ、故に出自穴と云、穴とは險惡の地を喩へしなり、

【象】血は六四陰爻の象、又坎の象、穴は六四陰爻の象、又坎の象、出は初九應じ來つて相助くるの象、

【爻傳】需于血、愼以聽也、

を以て能く需の時を知れるが故に終に吉と云へり、居り處にては初九勝れたれども、九二は中の德を得たるが故に終に吉と云の辭を得ることなり、

【象】沙は坎の水に近き處にして九二の象、これも亦爻を以て卦に對するの象、又沙は坎の象、言は坎の象、又九二坎の險に近くして傷害有るの象、

【爻傳】需于沙、衎在中也、雖小有言以吉終也、

【訂】通本、衎作衍、自字畫似譌、衎、音看、和樂自適之籤、漸六二、飲食衎衎、是也、

【釋】九二は、剛中の才有て妄りに難みを犯して進まず能く需の時を知つて從容として和樂して自ら時の至るを須つ者は、これ他無し、其中の德有るを以てなり、故に衎在中也と釋し玉へり、九二の居り處稍坎の水に近きを以て時々少しく驚き傷むこと有りとは雖、よく中の德を以て自ら守るが故に終には吉を得るなりと云の義を、以吉終也と云、終の字眼目たり、

【象】衎は九二剛中の象、又乾の剛勇の象、又坎を樂しむとするの象、

九三、需于泥、致寇至、

【釋】泥は水際の地、今九三の爻は直ちに坎の水の險みに竝び鄰れるなり、其居處の險惡たること、九二より又一等超過せり、故に需于泥と云、寇とは、害の大なるを云、九三は乾の進むの卦の極に居つて、過剛不中たり、これ進むに躁しきの爻とす、且つ才に一歩を進むれば忽ち六四の坎の險みに陷ることにして、これ至極の危きの爻とす、且つ才□□□□□□□□□□(校者云、原本十字脫)きの時たり、然りと雖、其六四害惡の寇も事無きに彼より衝き來つて我を犯し惱ます者には非ず、すべて九三の需と云の時の命を守らずして我より進み犯して六四の寇を誘ひ來すことなり、故に致寇至と云、九三六四陰陽相比すれども親しみ助けずして卻つて寇害を爲すなり、これを害比と云、比の變例たり、

【象】泥は九三坎の水に鄰れるの象、これも亦爻卦相對するの象、又泥は兌澤の象、寇は六四害比の象、又坎の象、至は六四より害比し來るの象、又乾の象、致は九三進んで六四を犯すの象、又變體震の象、又致寇至は

險みを惧れて妄りに動き進まず常を守り時を需つの象、

○按ずるに此卦内卦三爻の間にては外卦の坎の水の遠きと近きとを以て吉凶を定めて内卦乾の象を言はざることは、これ爻卦相對するの象なればなり、

【爻傳】需于郊、不犯難行也、利用恒无咎、未失常也、

【音】難、去聲、艱難也、未、不同、

【釋】初九は陽剛にして乾の進むの卦の初めに居れり、且つ不中なるを以て進まんとするの志壯なれども進めば忽ち六四の害應の難みに陷ることとなるを以て、これを制し停めて、不犯難行也と釋し玉へり、難みとは、六四の陰邪險難なるを云、此時に當つては只變動すること無く常を守りて動かざるを善とす、故に利用恒無咎、未失常也と釋し玉へり、常の字を以て恒の字に易て釋し玉へり、未の字は、不の字の義にして、こゝにては垂戒の下知の辭なり、

【象】難みは六四害應の象、又坎の卦象、犯は乾の象、行も乾の象、未失常は初九正を得て險みを怖るゝが故に妄りに動かずして、よく常を守つて時を需つの象、

九二、需于沙、小有言、終吉、

【釋】沙は郊に較ぶれば稍水に近しとす、九二は初九より一等上りたればなり、故に需于沙と云、今九二漸く坎の水に近づけるを以て小しく傷み有り、故に小有言と云、凡そ易文の例、患難傷害の輕く小なるを言と云、訟の初六に小有言終吉、漸の初六に小子厲、有言无咎と云へるの類これなり、固より此九二の爻は中の德を得たるを以て乾の進むの卦の體中に居ると雖、進むに專らならずして能く時を需て殃ひに至らざるの者たり、故に終吉と云、

○按ずるに初九は坎の水に遠くして其居り處に於ては、最も勝れたりとす、然れども過剛不中なるが故に其妄りに進まんことを戒めて用て恒あれば咎無しと云へり、これ恒あらざれば咎を免かれざるの義必定たり、又此九二の爻は其居處は稍坎の水に近きを以て、小しく傷みあれども剛中の德有る

入、音洛、

【釋】雲と云は、地氣の升登る名なり、雨とは天氣の下降る稱たり、地氣升り天氣降れば則ち雨と爲ることなり、これ陰陽の氣の交り和して雨となるなり、然るに今此卦は地氣は已に升りて雲と爲ると雖、天氣はいまだこれに交り和せざるが故に單に雲とのみ云ふて雨と云はざるなり、然れども久しからずして二氣交り和して雨となるべし、其二氣交り和するの時を須を以て、此卦を需の須と名け玉へることとなり、故に君子此時を需と云の卦の象を觀て、能く飲食して身を養ひ酒宴して心を樂しましめて以て時を須べしと云の誨へなり、凡そ易文の例、食と云は身を養ふの喩へ、酒と云は心を養ふの喩へたり、內並に同じ、

【象】雲は坎の象、天は乾の象、上るは乾の象、君子は乾の象、飲も食も宴も樂も共に坎の象、

初九、需于郊、利用恒、无咎、

【釋】需は、須と云の卦たり、然るに內卦の乾の三陽剛は卦爻の性情たるを以て各共に進まんとすれども、外卦に坎の險み有て、進むことを得ざるが故に堪忍て其時の至るを需の義たり、其中に就て此爻の義は外卦の坎の險みの卦を對敵として初爻二爻三爻、各其居り處の遠近を以て象を取て辭を係けられたり、これを爻卦相對するの例と云、郊とは曠遠の地にして水に遠き處の義とす、これ初九の居り處、坎の險みの水に遠ざかり居ると云の義なり、故に需于郊と云、初九は乾の進むの卦の一體に在て陽剛にして且つ不中たり、今需の時なれども尙妄りに輕しく進まんと欲する爻の情とす、若し進む時には必ず應爻の六四の險みに陷るなり、故にこれを制し戒めて、利用恒と云、恒とは、變動せざるの義たり、今初九能く恒を守つて漫りに進み動かざれば險みに陷ると云の害を免るゝことなり、故に無咎と云、初九は六四と陰陽相應せり、これ常例にては相助くるの義たり、然るに此卦此爻にては相助けざるのみには非ず、卻つて險みに陷し入れてこれを害せんとす、故にこれを害應と云、害應の例は象變辭占に詳なり、

【象】郊は初九坎の水に遠ざかれるの象、又初九の象これ初と上との二爻をば國外とするの義に取れり、又乾を曠遠の地とするの象、利用恒とは、初九坎の

正中也、

【音】中發去聲、當道之極處曰中、

【釋】これより彖の辭の釋なり、故に章の首に再び卦名の字を揭げ出して文章の改端の義を示し玉へり、天位とは九五の君位を云、正中の二字を以て一段の義を總べ釋し玉へり、正中とは、まあたりと云の訓義にしてこれ道の至極處に中れりと云の意にして、中正と云とは少しく異なるの旨有り、中正と云は爻の辭の六大綱の首にして、中を得て正を得たりと云の義たり、今正中と云て、正の字を上に冠する時には中の字は去聲に發して中ると云の義となりて中の字の力ら至つて重くなることなり、これ乃ち彊く九五の爻の德を稱美し玉へることなり、經傳中にて正中の例を徵せば、

比の九五の傳に顯比之吉、位正中也、

隨の九五の傳に孚于嘉吉位正中也、

艮の六五の傳に、艮其輔、以正中也、

巽の九五の傳に九五之吉、位正中也、

今此傳とを合せて五个條なり、其中に就て輕重淺深の用舍は每卦の德性勢力に因て進退異同なることなり、

【象】天位とは九五君位の象、正中とは九五の爻象、

利涉大川、（須時而）往、（則）有功也、

【釋】凡そ大川江海を涉らんことは人命に係る所の大事たれば須らく能く時を須ち得て往く時には、危うきこと無くして其事成り遂ることなり、故に往有功也と釋し玉へり、往とは爲ること有りと云の義にして此卦にての爲ること有るとは其涉るべきの時を須ち得ることを云、有功とは涉り了れるの義を云、これも亦彊く時を須つの成功有ることを示し喩し玉へるなり、

【象】往は乾の象、有功も乾の象、

【大象】雲上於天需、君子以飲食宴樂、（需須時、）

【音】上發上聲、自下而上也、飲於錦切、音上聲、歠也、凡可飲者皆曰飲、以飲飲之亦曰飲、從食從欠、欠、氣也、以氣引而咽之也、或作歓𩚬衾、並同、樂、發

て渉る川の如きは水勢の減ずるを須て渉るを吉とし、又江海の如きは必ず船と筏とを須ち、且つ風波の穏順なるを須て渉る時には、必ず過失寡きことなり、故に利レ渉ニ大川一と云、然ればとて此卦の此時に直ちに渉つて吉と云には非ず、其卦名の需と云ことをよく〳〵肝に銘じつべきなり、其卦名の需と云は須べきと云の時を告玉ふなり、時と云は即ち天命たれば須得て而後に渉る故に利しとは告げ玉へることとなり、固より川を渉ることは人命に係る所の一大事にして動もすればかの輕卒苟且の徒の、容易に馮河して以て一命を喪ふ者少きに非ざるを以て、經文中に往々川を渉るの利不利を以て告げ玉へることなり、さて其象を取り玉ふの義は、卦毎にて異なりと雖、其垂戒の旨は一なり、よく愼戒すべきことなり、

○按ずるに此大川を渉るの句は、これかの所謂繇文なる者にして、上古以來卜筮家に取り傳へ來りし、四千九十六卦の下に係りたる所の辭にて有りけるを名敎上にも其道理の係りぬるを以て、文王の加へ置き玉ひつる所の古語たるなり、經文中皆同し、此繇文のことは、左國易解の傳を得て會領しつべし、

【象】孚は乾の中實坎の中實の象、元も亨も貞も吉も皆乾の卦象、渉は乾の進行の象、利は乾の象、大川は坎の象、又乾の象、

【彖傳】需、須也、險在レ前也、剛健而不レ陷、其義不レ困-窮一矣、

【釋】此傳は首に卦名の義を釋し玉へり、需須也とはこれ字音釋の例にして、需と云卦の名の義は須と云の義なるとなり、さて其須と云のわけは内卦の乾は、卦の性情進むことを主どるを以て、進み行かんとする所に、前に坎の險み有るが故に進まれざるなり、然れども乾は純陽圓滿にして剛健勇力なるを以て、能く堪忍の德量有て、彊めて險みを犯すこと有ること莫し、是を以て坎の險みに陷ること莫し、是を以て其道の條理困窮すること莫しとなり、故に此卦を需と名けしなりと云の義を、需須也、險在レ前也、剛健而不レ陷、其義不レ困-窮一矣と釋し玉へるなり、

需有レ孚元亨、貞吉、位二乎天-位一以二

む、其象義甚近く似て而して其名に命する所の義は大に異なる者は何如んと云に、それ外を坎にし內を震にせるは屯なり、其震の卦たるや一陽剛の貴き者二陰の賤しき者の下に屈し抑へらるの象たり、是を以て其一陽剛憤激して、震ひ出るの象義たり、故に其進むこと乾より甚だ鋭きなり、故に險みに出遇ふといへども堪忍待つこと爲し難きなり、又外を坎にし、內を乾にせるは需なり、其乾の卦たるや三奇一連、至剛至健の體にして純陽たるを以て一陰の閒襍有ること無し、故に少しも激し憤ほるの情無きこととなれば、自然に震の卦よりは寛裕なることとなり、且つ至剛純實の勇力有餘なるが故に能く事理に體認して堪忍ことを爲し得るの象義なり、凡そ險難に出遇ふて時を須つこと能はずして妄りに犯し進まんとする者は、其難み愈甚しくなることとなり、これ屯の卦の屯と名くる所以にして、此需の卦の如きは險みに遇ふては至剛勇實たるを以て能くこらへて時の宜しきを須つ、これ需の卦の需と名けらるゝ所以にして、彖傳に、剛健而不㆑陷、其義不㆓困窮㆒矣と云者これなり、

需、有㆑孚、元亨、貞吉、利㆑渉㆓大川㆒、

【訂】通本、元亨作㆓光亨㆒、自㆓字體疑似㆒譌、今訂正、彖傳竝同、

【音】川、平仙穿、本作㆑巛、流水象形、川之爲㆑言穿也、穿㆑地而流也、通流之名、作㆑巛爲㆑正、渉入葉攝、渉㆑水也、從㆑水從㆑步、會意、

【釋】此卦に元亨と云るは、これ能く其時を須得て而後に其事遂げ成るを云なり、然れども其孚無き者にては必ず其事に退屈して、時の至るを須つこと能はざるの者とす、惟り孚ある者にして、而後に能く時を須得て大に亨通するの功を成就することを得べきことなり、故に有㆑孚元亨と云、然らば孚無き者は、亨らざることと亦知りぬべし、凡そ須つと云の道は一に貞正なるに非ずしては、決して須得ることは能はざる者たり、正しからずしては己身すら守ること能はざれば豈天命を畏こみ時を須得ることを得んや、故に貞しくして吉なりと云の敎へ戒しめを下し玉へり、又乾を進み行とし坎を川とす、それ進み行て川に遇ふの象有り、故に川を渉ることを云へり、さて徒步に

と速やかなることは有るとも、豈師弟寇仇の意を爲しむるに至らしむることと有べけんや、故に不利爲寇と云、これ乃ち師範たる者の過失有んことを豫じめに防ぎ戒め玉へるなり、それ師傅たる道の要は、主としてかの童蒙の暗昧なる者の、舊染の惡習敝風を除き去り、これより以後の外誘の邪蕩淫佚を禦ぎ止めて、日日に善に遷らしむるに在ることなり、故に利禦寇と云、

【象】擊は上九卦極に在て嚴厲に過ぐるの象、又艮を手とし震を擊とするの象、寇は坎の象、爲は震の象、不は艮の象、利は震の象、禦は艮の象、艮を手とし、震の木を以て禦の象、

【爻傳】利用禦寇、上下順也、

【釋】上下順也とは上九の陽爻、上卦の六五の爻とは陰陽正しく比し輔け上つり、又下卦六三の爻とは、陰陽正しく應じて、これを敎へ道びく、且つ上九の爻より、六三の爻に至るまで、其正應正比の爻の間には、一陽剛の障はり隔てを爲すこと有ること無くして、柔順の至極なるを以て、上下順也と釋し玉へり、

【象】上とは上卦の六五と、上九と正比なるの象、下とは下卦の六三と、上九と正應なるの象、順とは坤の柔順の象、

【需】䷄〔乾下坎上〕

【音】需、相俞切、平音須、須也、詳見善工利器、

【釋】需とは、須と云ふ義なり、卦の象乾を天とし坎を雲とす、これ雲の天に上れるの象有り、それ雲の天に上る時には必ず久しからずして雨の降り下ることとなり、其雨の澤ひの下る時を須と云ふ義なり、故に需と名け玉へるなり、大象に雲上于天と云者、これなり、又乾を進むとし坎を川とす、これ進み行て川に遇ふ時には其水勢の平かなるを須ちて渉ることとなり、故に需と名けらる、又乾を進むとし坎を險難とし陷るとす、これ進む時には、忽ち險難に陷るなり、故に進むこと能はずして、時を須て進み行くことなり、故に需と名けらる、彖傳に、險在前と云者これなり、

○按ずるに屯は險みの中に動き需は險みの中に進

【釋】六五は定位の主にして柔中の德有て九二に陰陽正しく應じて、上九には陰陽正しく比せり、其九二は賢明剛中の才德有て成卦の主爻たるなり、これ能く六五の君を輔佐する所の賢臣たり、又上九は剛明の才德有て王者の師の位に居れり、これ能く六五の君を敎道輔弼する所の者たり、六五の君此時に當つては、かの富と貴きとを挾むの俗情無く、克く己を虛くして賢臣に委ね任じ、賢師に降り服して純心精一なること、實に童蒙赤子の天眞自然心の如くなれば吉たりと云ふ義を童蒙吉と云、

【象】童は艮の象、蒙は卦名の象、

【爻傳】童-蒙之吉、順以巽也、○再考作二愼以巽一

【釋】六五は、柔中の君にしてよく柔中の德を愼み守りて、其正應たる所の九二剛中の臣に政を委ね任じ、其正比たる所の上九剛明の師範に巽ひ服して敎へを受け益を請ふ時は吉の道たり、故に順以巽也と云、巽ふとは、九二と上九とに從ひ順ふを云へり、

【象】順は六五陰爻の象、又六五柔中の象、又坤の象、巽は六五陰爻の象、又變體巽の象、

上九、擊蒙、不利爲寇、利禦寇、

【音】禦、去御、扞拒也、從御從示、御、進退之方、示、守也、扞拒之義、可會、

【釋】此卦四陰二陽にして、四陰は皆蒙昧なるの者たり、二陽は共に剛明にして能く蒙を發き明を導くの者たり、殊に九二の爻は剛中の德有る故に、その寬嚴節に當り宜しきに適るの者とす、又上九は剛明の才力有れども卦の極に居り、且つ不中不正たり、故に嚴格に過るの失無きこと能はず、故に其係辭にも擊蒙と云、此擊の字、初六の發蒙の發の字、九二包蒙の包の字等と較べて看ても其圭角嚴厲に過ぎたるの意現然たり、本より師たるの道は嚴律を主とすとは雖、至つて嚴刻に過ぐる時には童蒙の益を請る者、其意擗んで愛し慕ふの純一心消えて、其敎を受け納れざるのみには非ずして、卻つて其嚴刻を辟け逃れんとて、遂に欺誑詐譎を生じて卻つて寇仇の意を釀すに至る者なり、これ其師たる者の寬と嚴との中を得ざる所の過失なり、例令へ敎へ道びくことの工と拙と遲き

而大、食猨、猨性羣、獨性特、猨鳴三、獨叫一、是以謂之獨也○按蟲之單孤者曰蜀、獸之單孤者曰獨、故謂物之單孤者曰獨、又爾雅、獨山、蜀、疏、蟲之孤獨者名蜀、是以山之孤獨者、亦名曰蜀、方言、一蜀也、南楚謂之獨、其文從犬從蜀、孤獨之義、會意、遠發去、遠離之也、

【釋】此卦は、蒙昧無知の者を發き道びきて明を得さしむるの象義たり、故にこれを師資授受敎化の卦とし道とすることとなり、さて卦中にてこれ敎道するの爻は、九二と上九との二陽剛なり、又これが敎道を受け被る者は、初六六三六四六五の四陰爻たり、其四陰爻は共に暗弱不才にして或は不正有り、不中なりとは雖、先づ初六は九二に比せり、六三は上九に應じて九二に比せり、六五は九二に應じて上九に比せり、これ各應比の師範や、善友や有りて相責め相輔くるの象義有り、然るに卦中にて唯此六四の爻のみ、三陰相列なれる中に陷つて獨り應も無く比も無し、九二上九の賢師友二陽明實の爻に遠ざかれり、これ蒙に困みて且つ吝に終れる所以なり、故に獨遠實也と云、實とは易の例陽剛堅實の義に取れり、經傳中にて其例を徵せる時には、

泰の六四の傳に翩々不富、皆失實也、皆とは坤の三陰爻を指して云、

蹇の六四の傳に、往蹇來連、當位實也、實とは、九三九五の陽爻を云、

鼎の六五の傳に鼎黃耳、中以爲實也、これ六五は陰爻たれども五は君の位なると陽位なるとを以て實と云へり、これ噬嗑の六五に黃金を云へると同義たり、凡そ五は尊位たるを以て、爻は陰柔にても陽爻と同義の象を取り玉ふこと、これ諸餘の爻と異にして尊位無比の義を見つべし、

歸妹の上六に女承筐無實、これ上六陰爻にして其應の位の六三も亦陰爻たれば相應せず、故に無實と云、

既濟の九五に實受其福、これ九五陰剛たればなり、

【象】獨は六四應無く比無きの象、實は、九二上九二陽剛を指すの象、遠は六四九二上九に遠ざかれるの象、

六五、童蒙、吉、

噬嗑の六五に得₂黄金₁、これは陰爻たれども、五は君の位なり、陽の位なるを以て金と云へるなり、さて金夫と云は丈夫と云が如し、

○又按ずるに九二は剛中の德有るを以て九二より六三に比せんとするの不義有るには非ず、これは六三の不中不正なるを以て、六三の女子より、九二の男子に比せんことを意ひ比せんとすることなり、其證據は六三の爻に此辭を係けて、其罪の六三に在ることを明に示し玉へり、

【象】女は六三陰爻の象、又巽の象、用は震の象、勿は艮の象、金は九二陽爻の象、又坎の象、夫は九二陽爻の象、又坎の象、見は六三より九二に比せんとするの象、躬は艮の象、有つは震の象、又艮の象、不は艮の象、又不有の二字は坎水流れ下るの象、又不レ有レ躬は六三不中不正にして九二に比せんとす、これ不レ有レ躬の象、

【爻傳】勿レ用レ取レ女、行不レ愼也、

【音】行、去聲、

【訂】通本、愼、作レ順、自₂愼順古通用₁而譌、今復正、

【釋】六三の女子、陰柔不貞、不中不正の行ひにして、上九正應の夫あれども遠く隔たりつるに疎くして、近く九二に愛て、我より比せんとす、これ女子の行ひの愼謹ならざるの極たり、故に行不レ愼也と云、

【象】行は震の象、愼は坤艮の象、不は艮の象、又行不レ愼は六三陰柔不中正にして、正應を忘れ九二に比せんとする不貞の象、

六四、困レ蒙、吝、

【釋】六四は、陰柔不才にして且つ應も無く比も無し、これ性質暗昧惰弱の人にして其上に賢師範も無く善朋友も無きの義なり、是を以て一生涯其蒙を發くに由無くして萬般の事、行當りがちにして面に墻するの苦しみ多きことなり、これ困窮せざること能はざる所以なり、故に困レ蒙吝と云、應無きは、賢師傅無きなり、比無きは、良友無きなり、これ人の困するの本なり、

【爻傳】困レ蒙之吝、獨遠レ實也、

【音】獨、入屋韻、單孤之稱、埤雅曰、獨、獸名也、似レ猨

此爻の妻の位なるを以ての故なり、それ女とは未だ嫁せざる者の稱たり、此爻に能く家を治むるの象有り、其位は妻の位なるを以て納婦と云へり、

【象】包は坤の承け納るゝの象、包蒙は九二臣位に居つて羣陰の蒙昧を包容るの象、又變體益の包卦の象、婦は九二妻の位の象、又坤の卦象、納は二五陰陽相應ずるの象、又坤の象、子は九二の位の象、又艮の象、家は艮の象、克は震の象、又克家は九二羣陰を治むるの象、

【爻傳】子克家、剛柔接也、

【音】接、入葉切、交合也、接續也、從手從妾、會意、

【釋】剛とは九二剛中を云、柔とは六五柔中を云、これ九二六五陰陽相應ず、故に剛中の子、克く父の業を承け繼ぎて家道を治むるの義を剛柔接也と云、

【象】剛は九二剛中の象、柔は六五柔中の象、接とは九二六五陰陽正應の象、

六三、勿用取女、見金夫、不有躬、无攸利、

【音】取、去聲、娶同、

【釋】今蒙昧無知の卦にして、六三は陰柔不才、不中不正の志なり行ひなるの爻なり、これ女子にしては不貞節の者とす、これ娶るべからざるの者たり、故に勿用取女と云、先づ此六三の女子の爻は、上九に應じ、九二に比せり、それ應と云は、正夫の義にして、比は私昵の夫とす、今女子の不貞なるや必ず近きに愛て、新しきになれ、遠きと疎きとを忘れ易き者たり、此六三の近き九二に愛比して、遠き上九の正應を忘るゝが如きこれなり、故に見金夫不有躬、無攸利と云、無攸利とは、これ反語法にして、徑ちに凶と云より甚强き戒めの辭なり、

○按ずるに九二を指して金夫と云ことは、これ上九の應爻たる正しき夫に別たんが爲なり、金の字は、易中すべて堅剛の義に取て陽爻に係けられたり、

噬嗑の九四に得金夫、
姤の初六に繫于金柅、これ九二を指て云、
困の九四に困于金車、これ九二を指て云、
鼎の六五に黄百金鉉、これ上九を指て云、

者に非れば已むことを得ずして姑く罪に由て桎梏を施し、小しく懲して過失を改めしむ、これ一人の罪有るを罰して、億兆のいまだ罪を犯さゞる所の小人をして懲しむるの方なり、それ刑と云、法と云、本は大公至正の規則にして準則限畫する所有て少しもこれを過越違犯せしめざるの義なり、故に曰禮法、曰常法、曰憲法、曰刑法、曰軍法、曰法度、曰法象など云も、其義は一なり、故に以正法也と釋し玉へり、

【象】法は坤地の象、大傳に、崇效天、卑法地、又法象莫大乎天地と云、これなり、　正は震の象、

九二、包蒙吉、納婦吉、子克家、

【釋】九二を臣の位とす、此九二の臣、剛中の才德有て、六五柔中の君に應じて、天下羣陰の蒙昧を包容れて善く治むるの象義有り、故に包蒙吉と云、これ君上の能く大臣に委ね任して國家を治めしむるの義を說けり、又九二を妻の位とす、此妻剛中の貞德を以て六五の夫に事へ、羣陰の侍婢を統べ帥ゐて其家政を齊ふるの象有り、故に納婦吉と云、これは夫の婦を納れて家を治めしむるの義を說けり、又九二を子の位とし、此子剛中の才德を以て六五の父に事へて克く家業を繼ぎ治むるの象有り、故に子克家と云、これは父の子をして家を繼ぎ治めしむるの義を說けり、凡そ爻の象例、二を臣とすれば五を君とし、二を妻とすれば五を夫とす、二を子とすれば、五を父母とす三義異なるが如しと雖、其象義は一なるなり、故に爻の傳には臣と婦との二條を略して惟子の一事のみを以て釋し玉へるを見て、同爻同象たることを察しつべし、

○按ずるに此九二は、陽爻たるを以て、先儒等多く六五を以て婦として說を爲す、迂泥の至極たり、最も九二は陽爻たれども妻の位なるを以て婦とし玉へることなり、故に經文中陽爻を以て婦女とし玉へるの例往々有り、其一二を徵せば、小畜の上九に、婦貞凶と云、これは上九の爻象に巽の卦象を兼せて取り玉へるなり、歸妹の初九と九二と九四と共に陽爻たれども皆これを娣とせり、これは歸妹と云卦名の義と、六五尊位を嫡妻とせるに由りて諸餘の陽剛を娣の女子と見たる義なり、又女を取ると云はずして、納婦と云者は、これ

下賤蒙昧者の、險難困苦に遇ふて罪を犯せる者にして、其爻の辭は還つて其罪囚を發し治むるの道を說き玉へば、これ即ち官廳の有司とす、これは爻を以て賓主の爲すと云ふ法とす、篇中には往々此例有り、凡そ人の過咎罪責を犯すことは其本は心の鏡の垢汚て陰暗なるに由ることとなり、故に先づ蒙を發くと云、蒙を發くとは此爻の如き蒙昧なる者を發き治めて明らかなるに向はしむるの義たり、さて下賤の至愚なる者の罪を犯せるは、これを敎へ曉すとも聽うくべき所の耳の穴塞がりつれば、言敎訓辭の功有ること莫きなり、故に古聖人も已むことを得ずして刑を施し桎梏を用ひて痛くこれを懲して其者をして先非を悔ましむ、それ已に罪を知り非を悔んで自ら新めんといふ善心萠芽時は速かに其桎梏を脫ぎ去らしむべしとなり、故に利用刑人用說桎梏と云、これ例の互文省略法也、故に平滿にこれを說は、利用刑人加桎梏、利用舍之說桎梏と云が如し、人と云は自他の對文にしては他に當るとにて即ち初六の如き小人を指せり、これ治罪者の君子に非ることを別ち示せるなり、然るに其罪を治むる所の君子、法を執ること嚴酷に過ぎて、かれ已に善に復り自ら新めんと云ふ志萠すと雖ども、猶刑を舍ずして桎梏を脫しめざる時には、これ罪囚其過失を改めざるのみには非ずして卻て悍邪の魁首と成り果る者たり、これを瀆刑とも滯獄とも呼ぶこととなり、これ君子の恥辱にして罪愆たるなり、故に聖人これを誡めて、以往吝と云、以往とは發蒙の君子の、其職任に堪ずして鄙しめ辱しめらるゝを云、易の大傳に、小人不恥不仁、不畏不義、不見利不勸、不威不懲、小懲大誡、此小人之福也と云、これは噬嗑の初九の辭を引て敎訓を垂れ玉ふことなれども亦此爻の義をも併せ發しつべきなり、

【象】發は震の象、蒙は卦名の象、下同、刑は坎の象、人は艮の象、桎梏は震を木とし足とし坎を輪とし穴とし陷るとし險みとし、艮を手とし、止むるとするの合象、脫も利も往も共に震の象、

【爻傳】利用刑人、以正法也、

【釋】それ初六の爻の如きは陰柔不才、不中不正にして其身は下賤にして且つ坎險の困苦に逼り、蒙昧なるを以て遂に罪を犯せる者は、これ言敎の曉すべき

は、必ず行ひを果すに在ることなりと知るべし、行と云は先づ士に百行と云て其條目の員數多しと雖、其最要を擧る時は心に道を學び得てそれを實に身に履み行ふの義なり、道とは即ち孝悌忠信仁義禮知、彝倫綱常の大道これなり、凡そ人の性に孰か善なき者有らん、誰か善を好まざる者有らんや、故に德行善事は誰も皆美良ことゝ知り、德者善人とは、孰も誰も稱譽んことを好めども、惟其志を立つることの堅固ならざるが故に情欲の私愛に引き仆されては終に再び立上ること能はずして欲と惡とに陷り沈むことなり、これ其本は行ひを果し遂げざるの故なり、果と云は本は木の實のことなり、其木と云は春陽發生の氣を得て、芽を生じ葉を出し次第に花開き枝茂り秋に至つて實熟して、果成了る、これ艸木の功業成就し行ひを果せるなり、故に結果の稱有り、此果の中の實を植て又艸木を生ずべきなり、故に此果の中の實を仁と稱す、これ大に意味有ることとなり、これらの義有るを以て天下の萬事萬務、すべて作爲了せ成就畢りぬることを果すと云、果毅果敢果決果斷等の語、此義より轉せるなり、佛氏の因果果毅果報結果正果等も亦皆同義たり、育の字には生じ養ひ長ぜしめ敎へ化すると云ふ義を兼せ具へたりと知るべし、是を以て克く行ひを果す時には自然に天德を養育す、克く德を養育する時には德行必ず果さるゝことなり、行は德に對し果は育に對して、これ相互ひに相助くることなり、故に果行育德と訓へ玉へり、

【象】山は艮の象、出は震の象、泉は坎の象、果は震の勇敢の象、行は震の象、德は坎の象、育は二より上に至る頤の卦の象、又坎の象、

初六、發蒙、利用刑人、用説桎梏、以往吝、

【音】説音脫、入聲、

【釋】それ蒙昧の卦に在て、初六は陰柔不才、不中不正たり、且つ六爻の最下に居れり、これ下賤卑夫の象にして且つ坎の險みの底に陷りて、其身艱難困窮の爻とす、凡そ世間の下賤卑夫の蒙昧なる者の、其志も行も不中不正にして且つ己が身に必至と險難困窮の逼れる時には必ず罪咎を犯さゞる者鮮し、即ち此初六の爻これに當れり、さて初六の爻の象は此の如きの

云を以て義を立てられたるなり、因て蒙の字を轉じて敎へ道びくの名目とし玉へり、故に此傳の瀆レ蒙、蒙以之蒙、皆訓蒙之道と訓じて其義始めて通融なることなり、養の字には養育敎化の義を兼具へたり、正とは貞正の義にしてこれ師弟共に貞正なるべしと云ふ勸戒にして即ち彖の辭の利貞の釋なり、凡そ天下の道、蒙昧無知の者を養育敎化して正大公明に至らしむるより、勝れたるの勳績あるべけんや、堯舜の道も亦唯此の如くならしめんとするのみ、これ大聖人の大功績なり、故に蒙以養レ正、聖功也と釋し玉へり、

○按ずるに經文卦序の義、乾の卦にて天の道を開發し坤の卦にて地の道を承け作し屯の卦にして乾坤の天地に次で人位人界を創建せり、故に首として侯を建て、統一の大義を示させ玉へり、これ乾坤屯にて天地人の三才具し、人界成就しては、首として師資敎化の蒙の卦を次でて其孝弟忠信仁義道德の倫綱名敎を訓道すべきことを敎へ曉し玉へり、これ人界草創しては一日も敎へ無き時は禽獸に同じきを以てなり、噫聖人卦序の微旨克く熟察し克く銘肝して人たらん者は豈學びざるべけんや、

【象】剛中は九二の象、養は此卦二より上に至て頤の卦の象、正は二五正しく應ずるの象、又震の象、功は震の象、聖は九二剛中の象、又震の象、筮は、震の決斷の象、又震を竹とし、艮を手とし、坤を數とし坎を疑とし震を決斷とするの合象、

【大象】山下出泉、蒙、君子以果レ行育レ德、　○再考作二育レ德果一レ行、

【音】行は去聲、

【釋】泉とは、水原の義にして、これ高山峻岳より出づ、其原泉は一なりと雖、流派に至つては百千に汎濫注疏して、其至る所と其終る所とを知ること難きの者たり、これ人の天より稟受する所の德性の泉原は、一脈なりと雖、其情欲の馴れ習はせに誘引せられて遂に百千に汎濫すると同じ、これ孔夫子の性相近也、習相遠也、と宣へるの義なり、是故に人として學ぶこと無く道を明らめざるをば蒙昧と云、蒙と云も特り童蒙幼稚のみを稱するには非ず、白髮の老翁にも蒙昧なる者は、至つて夥しければなり、故に君子此山下出泉の卦象を觀て、當にこれを學ぶべき所の要と云

なり、故以₂行時中₁也と云、
【象】行時中とは九二剛中の象、又行も時も共に震の象、

匪₃我求₂童蒙₁、童蒙求ㇾ我、志應也、

【释】六五柔中の德有て九二剛中の爻に應じて其輔佐を請ひ求む、これ弟子の誠敬有て篤く師の道を信じ懇ろに請ひ學ぶの義とす、又九二は剛中の才德有り、方正の行實有て六五の柔中の爻に應じ助く、これ師の道方正にして、善く弟子を訓道して蒙を發らき明を得せしむるなり、故に志相應也と云、
○按ずるに應とは答ふるの義にして彼れに誠信有て我に問ふ時には我も誠信を以てこれに應じ教ふることなり、其應答ことの淺き深き輕き重きことは、一に問者の信心力の淺きと深きと輕きと重きとに由ることとなり、さらば問はざれば應ぜざること勿論たり、これ師資問學の一大事たり、
禮學記曰、善待ㇾ問者、如ㇾ撞ㇾ鐘、叩ㇾ之以ㇾ小者、則小鳴、叩ㇾ之以ㇾ大者、則大鳴、待₂其從容₁、然後盡₂其聲₁、不₂善問₁者、反ㇾ此、又曰、幼者聽而弗ㇾ問、學不ㇾ躐等也、又曰、力不ㇾ能ㇾ問、然後語ㇾ之、又曰、善問者、如ㇾ攻₂堅木₁、先₂易者₁後₂其節目₁、及₂其久₁也、相說以解、不₂善問₁者、反ㇾ此、
彼我邦の橘廷尉楠公の、南都大佛の鐘を一人の力を以て動搖されしことなど、信力不退にしてこそ、學業は成就すると云ことの、善き模範にぞはなれ、信は諸道の基本たりと云こと、いと宜なるかな、
楠公の鐘を動せしことは、これ飯も不ㇾ食して一日其鐘を動かし推したれば後は少々づゝ動き大に動きたる也、
【象】志は震の象、應は二五陰陽正應の象、

初筮告、以₂剛中₁也、再三瀆、瀆則不ㇾ告、瀆₂〔訓蒙之道〕蒙₁也、〔訓蒙之道〕蒙以養正聖功也、

【音】養、上音痒、育也、畜也、從ㇾ羊從ㇾ食、頤養之義、可ㇾ見、功、平東公、勳也、績也、從ㇾ工從ㇾ力、爲₂事物₁曰ㇾ攻、事物成曰ㇾ功、
【释】それ蒙の卦と云は元來童蒙の如くに知ること無き所の暗昧なる者を訓へ道びきて明を得さしむると

従はんことを教へ戒めて利貞と云、利貞の二字は一章に係るの義にして師へも弟子へも教へ戒しめ玉ふの義なり、

○按ずるに此初筮告、再三瀆、瀆、則不告と云の十字は、これ古昔より傳へ來りし、易道と筮の口訣の傳授語にて在るべし、此訓蒙の卦の義に、比喩恰好なるを以て、文王の此卦下へ取り來つて係け玉へることとなるべし、書大禹謨の卜不習吉、禮の曲禮の卜筮不相襲などゝ云と、同語氣の文たるなり、

【象】我は師を指て云、九二剛明にして中を得たるの象、又震の象、童蒙は弟子を云、六五柔暗にして中を得たるの象、又艮の象、求は震の象、又匪我求童蒙の求は中卦の震の象、又童蒙求我の求むるは、上卦艮の倒震の象、匪は艮の象、又求我は九二より六五に應じ求むべからざるの象、求我は六五より九二に應じ求むべきの象、初筮以下は教戒の意象、

【彖傳】蒙、山下有險、險而止、蒙、

【釋】此傳も亦首に卦名の義を釋し玉へるなり、これ凡そ彖傳の通例なり、さて山下有險と云は大象の文例にして、其實は險みの外に止まると云ふ意なり、其險みの外に在りながら尚も自ら好んで險みに係り止るは、これ此卦の蒙昧無知とする所以なりと云の意を險而止蒙と云て、卦名の蒙の義を釋し玉へるなり、

【象】山は艮の象、險は坎の象、止は艮の象、有は艮の象、

蒙、亨、以行時中也、

【音】行去聲、中去聲、通本以下衍亨字、今刪正、

【釋】これよりは彖の辭の釋に移れり、故に文章の端を更めて卦名の蒙の字を提げ出して改轉法を示し玉へり、さて此蒙の卦の亨ると有ることは、一卦全體の中に當に亨るべき所の德性有て時に中するの道を行ふが故に終には亨ることとなりと、一卦の畢竟する所の大義を引き擧て釋し玉へるなり、さて其亨るべき所の德性有りと云は、六五の爻柔中にして、是能く教へを請け納るべきの德有るを云へり、又其六五を教へ導きて正明を得さしめ時中の道を行ふ所の師範たる者は、即ち九二の爻にして、これ剛中の才德有て寛と嚴と宜しきに適ひて、能く訓導の方を得たるを云

天命を逆へ知つて、嫌疑を決するの大道たり、これ最も至誠至敬を以て體とし、無二の至信を以て義とす、傳、是を以て師資諮問の道に喩へ示させ玉へるなり、凡そ弟子の師に學び問や、先つ純一誠敬を竭して其師の教訓を信じ受け服し從はんことを肝要とす、さて師も亦謹嚴莊重にして篤實親切に敎へ授くべし、これ弟子の師に事へること君と父とに齊うすれば師の弟子を敎訓慈愛すること、弟の如く子の如くすると云ふの謂なり、故に初筮告と云、初筮とは、これ至誠至敬、至信純一心の、滿ち盛んなるの義に喩へたるなり、告るとは訓導敎授のことなり、若し弟子輕忽慢侮にして其志純一誠敬ならずして師の誨へを信じ從かはずんば、これを呵責り夏楚して訓導すべし、尙も怠惰慢侮の情狀ならば宜しくこれを絕して弟子の籍を削りて其列を除くべし、これ不仁不慈なるには非ず、彼れ已に慢侮にして師資の正しき道を汚瀆せばなり、故に再三は瀆と云、此再三の二字の中には、其生徒の不敬無利にして純一信心無く輕慢にして天命を狎れ媟るの罪狀盡くに見はれたるなり、禮學記曰、大學法、禁於未發之謂豫、當其可之謂時、不陵節而施之謂孫、相觀而善之謂摩、此四者、敎之所由興也、」　發、然後禁、則扞格而不勝、時過、然後學、則勤苦而難成、雜施而不孫、則壞亂而不修、獨學而無友、則孤陋而寡聞、燕明、逆其師、燕辟、廢其學、此六者、敎之所由廢也、君子旣知敎之所由興、又知敎之所由廢、然後可以爲人師也、

孟子曰、樂正子、從於子敖之齊、樂正子見孟子、孟子曰、子亦來見我乎、曰先生何爲出此言也、曰、子來幾日矣、曰、昔者、曰昔者、則我出此言也、不亦宜乎、曰、舍館未定、曰、子聞之也舍館定然後求見長者乎、曰克有罪、

此孟子の樂正子を責むること至て深き者は別意の在ること有んなれども、其師資の道は此の如くに謹嚴なるべきの義たるを以て、故に瀆則不告と云、不告とは弟子の籍を脫して破門するを云、然るに其師たる者、慢侮傲惰の弟子を含垢隱忍して、これを其まゝ敎授する時には、これ正を養ふの義に違ひ、衆弟子に慢侮傲惰の心を啓き誨ふるにして純一專進の路を塞き大に訓蒙を瀆す所以たり、然る時には師も弟子も共に罪を同くす、故に師も弟子も共に貞正の道に

也、從手戈、愼戒之義、會意、三、去聲、

【釋】蒙は亨ると云へるは蒙の卦の今直ちに亨ると云には非ず、これ蒙昧なる者の先覺せる所の明師に即て事理の明らかなる路を會得て、然後に亨ることを云へるなり、故に亨ると云は、一卦通體の總義を引き上げたるの義にして以下の文は其亨る所以と亨らする所以とを教へ示し玉へるなり、經文中に此文法往往有る體たり、我とは師たる者を指て云の辭、童蒙とは弟子たる者を指て云、先づ蒙昧無知なる者の、明を得んとするの道は學問より勝れたるはなきなり、其學問をせんとには須らく善師に從ふに在ることなり、さて善師を尋ね得ては、至誠と至敬とを以て親切に道を請ひ益を求むべし、これ弟子たる者の學問の順たり義たるなり、元來師より弟子に請ひ求むると云の道理は決して有ることなきなり、其故は師より弟子に求むるの情少しにても有る時には、弟子の情必ず傲惰不敬と爲つて其道輕忽になりて其教導を信ぜず威令行なはれざるが故なり、それ師の尊嚴たることは、君父に次げるの道にして、心喪三年の大義有るなり、

禮學記曰、凡學之道、嚴師爲難、師嚴然後道尊、道尊、然後民知敬學、是故君所不臣於其臣者二、當其爲尸、則弗臣也、當其爲師、則弗臣也、大學之禮、雖詔於天子、無北直、所以尊師也、

曲禮曰、先生召、無諾、唯而起、

檀弓曰、事師無犯無隱、左右就養、無方服勤至死、心喪三年、

それ師弟の道には、これらの大義有るを以て、故に匪我求童蒙と云、これは其師範たる者に教へ戒しめ玉へるなり、さて弟子たる者より至誠至敬を竭して請ひ求むる時には必ず能く其師を尊敬して其誨へを信受す、是を以て訓導能く心肝に納り染て、教化大に行はるゝなり、故に童蒙求我と云、これは弟子たる者に教へ戒しめ玉ふの義なり、さて初筮以下は師資應酬の道を總べ誨へ玉ふの譬へたり、これ最も緊要の義たるなり、

〇師資と云ふことは、老子に、善人者、不善人之師、不善人者、善人之資と云の語より出て、師弟の義と爲せることなり、

先づ筮と云ことは、神易の道、蓍を揲へて卦爻を得、

【蒙】䷃〔坎下艮上〕

【音】蒙、莫紅切、蒙昧無知也、詳ニ見善工利器一、

【释】此卦艮を山とし、霧とし、坎を雲とす、これ艮の山の腰より雲霧を生じて峯をも谿をも覆ひ隠して、幽暗なるの象有り、故に蒙と名け玉へり、又艮を山とし阻とし、坎を川とし険みとす、それ山川険阻の地は、其東西の方位だも失ひ易くして、羇旅の行客も多く途路に迷ふことなり、故に蒙と名けらる、彖傳に山下有険と云、これ也、又艮を山とし、坎を泉とす、これ山より泉の出るの象有り、それ泉の山より出るや其源脈は一にして其始めは觴を濫べしと雖、其流派は、百千に汎濫注疏して其到る所と發る所とは、預めに辨へ知ること能はざることとなり、其辨へ識り難きと云が、即ち蒙昧の義なり、故に蒙と名けらる、大象に山下出泉蒙と云、これなり、又坎を険みとし、艮を止むるとす、さて易の例、上卦を外とし下卦を内とす、今此卦は内卦の坎の険みの外に出て艮止まれるの象たる也、それ険みの中に止まる者は、水山蹇の卦の象義たりとす、又険みの外に止まる者を、山水蒙の卦の象義とす、さて其険みの中に止まるを蹇の卦象とする者は、これ假令へば人の臣たり子たらん者の、君父の爲の故に艱難窮困するが如し、これ逃れ去ること能はざる所の険みたれば、骨を粉にし身を碎きて、奔走勞苦すべきことと、これ臣たり子たる者の職たり任たり綱常彝倫の大經たるなり、これ猶蹇者の山岳険阻の中に在るが如し、故に此卦を蹇と名付けられしこととなり、又険みの外に止まれるを蒙と云へる者は、これ譬はゞ少年子弟の輩の己が情欲の私の爲に財を喪ひ身を亡すが如し、これ最も疾く逃れ速かに去るべき所の険みなり、然るに情欲の私約を重んじ、溺愛の邪信を違へじとて、かの臣子の大義大任を忘卻し、情欲に絆縛て、其険みに我よりひっつくことなり、これ蒙昧無知の最一にして、履の下の道路だに見へず識らざるが如し、故に此卦を蒙と名け玉へるなり、彖傳に、険而止と云、これなり、

蒙、亨、匪我求童蒙、童蒙求我、初筮告、再三瀆、瀆則不告、〔師資共〕利貞、

【音】匪、平聲、非同、我、上音騃、施身自謂也、己稱

して務め行はるべきことには非ず、是れ百官百司の由て起る所以たり、然るに此九五の君は、我身は先づ坎の險みの主として屯難の時に遇ひ、さて我を助くべき所の股肱と頼むべき所の六四の鼎臣、六二の大臣、共に陰柔不才にして所詮屯難を解き濟ふの才力無く卻つて六二は初九に比し、六四は初九に應ず、是を以て君上の當職にして急務たる所の膏澤恩雨の施し、大に艱澁にあらせらるゝなり、故に施未ㇾ光也と云、光とは、光大と云の義なり、

【象】施は震の象、未ㇾ光は坎の險みの象、又未は艮の象、光は震坤の象、

上六、乘ㇾ馬班如、泣ㇾ血漣如、

【釋】上六は、坎の險みの卦の極に居て、又全卦の極に在り、且つ己が身は、陰柔不才にして應援有ることなく、又九五の陽剛に乘れり、これ屯難の至極たる者なりと云べし、是故に其眉を燃が如きの屯難に苦しんで救ひを求むることの急なること、馬に乘つて驅るが如きの意ひなれども應の助けを求むべき所無きを以て進退意決せず、故に乘ㇾ馬班如と云、漣とは涙の漣なり下つて絶ざるの貌たり、泣ㇾ血とは、憂患困苦の甚しき、血の涕を流すと云の義にして、險難の至極を形狀せるなり、

【象】馬は坎の象、乘とは上六坎の上畫に在つて坎の主爻の九五の陽剛に乘れるの象、班如は六二六四と同じ、泣は坎の象、血は陰爻の象、又坎の象、漣如は、坎水の下降するの象、

【爻傳】泣ㇾ血漣如、何可ㇾ長也、

【釋】屯難の時に當つて上九外卦坎の險みの極且つ全卦の極に居つて陰柔不才不中たるの上に應爻の助け有ることなし、これ實師友無きの義たり、且つ妄りに躁ぎ動きて止まらず、其凶たると知りつべし、故に何可ㇾ長也と云、これ家を破り身を喪すの急なるを謂るなり、

【象】何可ㇾ長也とは上六卦極に居る、往くべき所なきの象、

同じく千載の恥辱を得、毀謗を免ること能はざることなり、故に苟も道に志さゝん士はよく熟慮すべきことなり、此傳は主釋體たり、

【象】求めらるとは初より四に應ずるの象、往は中卦倒震の象、明とは六四柔正を得たるの象、又震の象、又中卦頤の似體の離の象、

九五、屯其膏、小貞吉、大貞凶、

【音】小貞之貞、貞正也、大貞之貞、貞固也、

【釋】九五は屯難の世に當つて君の位に居れり、これ定位の主爻たり、然れども此時に初九成卦の主たる者は、內卦震の爲ること有るの主爻にして、下に在て大に勢ひを得たり、六二はこれに比し六四はこれに應す、是に於て天下の勢ひ二つに分る、然るに九五の君は、坎の險みの中に陷つて屯難殊に甚だしく膏澤を民に施すこと能はざるに苦めり、故に屯其膏と云、固より此爻に恩雨の膏澤のことを說き玉へる者は此卦に雷雨の盈滿るの象を具へ、且つ此爻は坎水の主爻たる等を以てなり、且つ今屯難の時なれども日用の小事の如きは正しきを守つては、通じて吉なるとなり、故に小貞吉と云、これ小事は貞正にだにあれば吉なると云ふ義なり、若し夫れ賊を討じ、不庭を征し亂を撥ひて、天下の屯難を解き濟ふ如きの非常の一大事に臨んでは時宜に通ぜず權變に達せず徒に舊例先格をのみ固執して苟且妄行すれば民人和せず覆つて大に事を誤ることとなり、故に大貞凶と云、これ大事には貞固なる時には大凶なりと云ふの義たり、

【象】膏は坎の象、屯は卦名の象、又九五は屯難の時の君にして、坎の險みの主爻、初九は下に威權を逞ましくして、時の勢ひ兩つに分る、九五恩澤を施すに艱しむ、これ屯其膏の象、貞正の貞は震の象、貞固の貞は艮の象、

【爻傳】屯其膏、施未光也、

【音】施は去聲、光は大也、

【釋】それ君上の職任たるや、萬民を以て赤子として、これを生じこれを撫しこれを敎へこれを化し、其恩澤の膏雨、四海に盈滿て各泰平至治の德化に醉ひ飽しむるに在ることとなり、然りといへども此事一人に

輕重の係る所なり、
【象】乘馬は震の象、これ内卦の正震には非ず、中卦の艮は倒震にして、初九に向へるの馬たり、これ出馬入馬の習ひことなり、傳、又乘は六四倒震の卦中に居るの象、又六四九五の陽剛の馬に乘て初の方に向ひ進むの象、班如は六二と同象、求は震の象、婚媾は初九より六四に應ずるの象、往は倒震の象、又六四初九に應ずるの象、
○按ずるに、凡そ經傳中に往來と云ことに、卦象爻象の二个の例有り、其一は全卦の象義を以て說く時は上卦を外とし彼とし、下卦を內とし我とす、故に外卦の彼へ往を往と云、內卦の我へ來るを來ると云、これ卦に就て稱するにして往來の通例たり、來往生卦法等は、全く此例を主とせることなり、又其一は、これは爻に就ての往來を云例にして上下をも內外をも卦の例には拘はらず一に其爻の自よりするを往と云、他よりするを來と云、これ爻に說く所の往來の例なり、近く此爻の往と云は、外卦の六四より、內卦の初九へ往くを往と云が如きこれなり、四と初とは、應の位たれば、往來することなり、これ卦爻殊別中の一例たり、

【爻傳】求而往、明女子之道也、
【釋】凡そ臣と妻とは陰の道たるを知るを以て自ら主たることなく自ら沽ることなきの者たり、今六四の女子、其應爻たる所の初九より、禮を以て求められて而して往くことは、これ甚だ道理に合ひ禮に適へり、故に明也と釋し玉へり、明とは六四の女子、能く貞節の道に明らかなると云ふ義たり、若し又求められずして往く時には、これ女子にては自ら媒ちするなり淫奔なり、臣下にては君を要するなり干求なり、これ汚鄙醜辱の至極とす、故に孔夫子の此傳の、而と云の一字に、千萬觔の斤量あることなり、これ六四の爻象を女子に取り玉ひたるを以て女子へ教訓の辭を以て係け玉へども其實は君子の道を喩へ曉し玉へる也、凡そ道に志す者、孰か仕官を望まざらんや、其學び得たるの道を以て、天下の廣居に立て、其君をしては、堯舜の君たらしめ、其民をしては、堯舜の民たらしめんと欲することは固より君子の情願たり、然れども惟求められて、而後に仕官ことなり、其求めらるゝとは禮備はりて道に合へるを云、否らざる時には、これ君を要すると云て、女子の自ら薦め自ら媒ちすると

往吉、无レ不レ利、

【釈】六四は、陰柔不才にして今坎の險みに陷るの君を救ひ上つり天下の屯難を解き濟ふこと能はざることは勿論にして、己身の屯みをだに、初九在下の應爻に求む、故に執政近君の位に在れども、これを股肱の大臣とは爲さずして象を女子に取り玉へり、さて六四を女子とする時には柔正を得たるを以て貞靜の女子とす、此爻の象を女子に取ることは六二と相同じ、然るに六二には、屯如邅如等の艱難辛苦の辭多く、且つ十年の久しきを期つに非ずしては、字ゆるすことをだに得ざるに、今此爻にては、卻つて難み少き者の如し、其異同輕重の義如何んと云に、これ甚だ意味有ることとなり、先づ六二は剛に乘れり、且つ屯難の時の初めに居れり、これ將來の難み最も深しとす、又六四は、剛に承くると雖、屯難の世も早內卦をば歷て、過半は過ぎ去れり、故に將來の難み已に輕くして淺し、故に屯如邅如の辭有ること無し、又承くると乘るとは、乘るの難み甚しきなり、

○これ同一卦中にして、其輕重淺深を辨別するの大事にして、殊に卜筮の上にては、至極必用の祕訣たり、

然れども屯の難みの時なる故に、六四の陰爻其應爻の助けを求むること至て急切なり、これ猶六二の九五に往かんと欲すると同じ、故に乘レ馬班如と云、されども六四は屯難の時も已に半を過ぎたり、六二の難み深くして十年を期つが如きには非ず、故に初九の正應より親しく婚媾を求め來らば、往き歸ぎて吉なるとなり、故に求二婚媾一往吉、無レ不レ利と云、

○祕訣に云、六二と六四との難みの淺深の義は已に上文にて其概略は辨じつれども、尚其上に深重の義有り、其故は六二の正應の夫は外卦の九五坎の險みの主爻たり、これ內卦震の爲ること有の處を去つて外卦坎の險難の處へ嫁し往くこと故に十年の久しきを待つに非れば能はざることとなり、又六四の正應の夫と云は、內卦の初九震の爲ること有るの主爻たり、これ六四は坎の險みの處を去つて內卦震の爲ること有るの處へ嫁し往くこと故に、利しからざること無きなり、これ人事の暗を去て明に即くと、正を捨て邪に往くとの義に喩へたるなり、外卦坎へ出ると內卦震へ入ると、これ淺深

は震の象、舎は艮の象、往は震の象、吝は坎の象、

【爻傳】即レ鹿无レ虞、以レ從レ禽也、君子舍レ之往吝、【往則】窮也、

【釋】禽とは鳥獸を總べたるの名にして、こゝにては即ち鹿の義を云へり、さるに先儒等の、二足而羽謂二之禽一、四足而毛、謂二之獸一の說に拘縛せられて、遂には禮記の猩々能言不レ離二禽獸一の語をば、覆つて病語なりと云ふ僻說だに有るに至れり、拘泥無知の極と云ふべし、

水地比の九五に、王用二三驅一、失二前禽一、

恒の九四に、田無レ禽、

屯の六三の傳に、以レ從禽也、

これら皆飛鳥に限れるの義に非ず、卻つて獸に屬するの義多分なりとす、其文今に從ひ、禼省に從ふ、禼は丑知の切、山獸なり、今は諧聲なり、これ獸の屬たることを知りぬべし、鹿とは祿と同音相通じて財祿利欲に從ふと云の義たり、窮は、困窮厄窮の意にして、如何んともすること無きの地に至れるを云へり、決絕大凶の辭たり、

○按ずるに從レ禽とは、猶利欲に陷れりと云が如し、此卦中に四陰爻有り、其中にて六二の爻は、初九に比し九五に應ず、六四の爻は初九に應じて九五に比す、上六の爻は、九五の比有り、此三陰爻は皆各陽爻の應比有り、惟り此六三のみ應も無く比も無し、それ應爻は賢師範の義とし、比爻は善朋友の義とす、然るに此六三は、自己は陰柔不才不中不正たり、故に平日に道義善方の道も敎訓も聞くこと無く、徒に己と同類の二四陰闇の小人の中に交り居て、これと進退し、これと寢食す、故に見ることは利欲のこと、聞くことは利欲のこと、思念ことは利欲のこと、爲ることは利欲のことのみなり、是を以て卒に身を亡すに至れることなり、宜なる哉窮せりと曰へることや、

【象】禽は即ち鹿の義にして艮の象、從は坤の象、又從レ禽は利欲に陷るの義にして坎の象、窮は困窮の義にして坤を無とし貧虛とするの象、又卦名屯難の象、

六四、乘レ馬班如、【自二初九一】求二婚媾一、

舍、上聲、音捨、

【釋】六三今屯難の時に當つて其身は陰柔不才にして其志と行とは不中不正なり、且つ内外の極に居る、これ人位改革の危地にして才かに一歩を進むれば忽ち外卦坎險の中に陷ることとなり、故に日夜に戰々兢々と愼れ愼むべきの時なるに、今六三は内卦震の動き進むの卦の極に居るを以て、妄りに進み動きて止まらざるの性情たり、殊には應爻比爻の援助けも有ることなし、凡そ卑賤匹夫の唯利欲のみに急にして妄りに動き進みて危ふき地をも顧りみず、其上に己を誨へ導き己を責め佑くる所の賢師範、善朋友も有ること無きが故に終に罪愆に陷つて、身を亡ぼし家を喪ふに至る者は、これ即ち此六三の爻の義なり、故にこれを鹿を逐ふ者の、虞人の鄕導介抱無く、危き地をも省みずして、惟鹿をのみ獲んことを念として、險難に陷り終身も家をも亡す者に喩へられたるなり、故に即鹿無虞、惟入于林中と云へり、鹿とは、鹿と祿と同音にして、財祿利欲のことに喩へしなり、さて此六三、實は坎の險みに陷るの義たれども經文は本象に由て辭を係け玉ふこと故に此卦内卦の正震と、三より五に至るの倒震と相向へり、震を木とし蕃るとす、これ正震倒震相向て蓊欝たる樹林の中に、六三獨り迷ひ行くの象に就て入于林中と云、君子とは汎く學者を指せり、若し此爻の時と位とに遇ふ人は、此卦此爻の象義を觀て此時にしては決して其財祿利欲を遂げ得ること能はざることは勿論、卻つて大に己が身を害すると云のことを察し知て、疾く改革めて退き守るを宜しとす、若し舍てずして欲を遂げんとせば、辱しめられ吝しきに至ることとなり、故に君子幾不如舍、往吝と云、往とは爲ること有るの義にして其非命の義を止まり舍ずして、尙も進んで利を貪るを云、吝とは、鄙吝貪吝の義にして鄙醜汚辱の至極たり、故に其語意凶と云より甚しき所有り、即ち此爻の如きこれなり、

【象】鹿は艮の象、即も艮の象、虞は震を壯士とし官とするの象、無は艮の象、又無虞は應も比も無きの象、惟は應比無きの象、入于林中は、正震と倒震と相向ひ對す、震を樹木とし蕃鮮とす、これ林の字の象、中は六三兩震の中間に當るの象、入は坎を陷るとするの象、君子は六三人位の爻象、又艮の卦象、幾

と相應ずるの象、又字は、滋なり、蕃滋の義にして、震の象、

【爻傳】六二之難、乘剛也、十年乃字、反常也、

【音】難、去聲、險難也、反復也、

【釋】六二の女子は幽靜貞節にして中正の德有れども今屯難の時に遇ふて、思ひがけ無き初九より婚媾を求めらる、我正應の夫は遠き外卦の他國に隔り在て速かに從事すること能はず、種々の艱難憂苦の絆ひ來つて惱める者は、これ六二陰柔にして初九の陽剛の上に乘れるに由ることなりと云の義を、六二之難、乘剛也と釋し玉へり、剛とは初九を云、乘とはこれ爻の辭の六大綱中の一例なり、これを經文に徵すれば、

豫の六五の傳に、六五貞疾、乘剛也、

震の六二は初九に乘り、六五は九四に乘れり、困の六三は、九四に承け、九二に乘れり、これ承ると云も、乘ると云も、共に陰爻の難みなり、其辭に云、困于石、據于蒺蔾、

解の六三は九四に承け、九二に乘れり、其辭に曰、負且乘、致寇至、

これ其例たり、さて十年の久しきにも、其貞節の操を更改めずして能く正く守る時には屯難の時運も過ぎ去て正應の夫に從事し上つることは、これ女子の常道を得たるなり、故に十年乃字、反常也と云、

【象】難は卦名の象、又坎の象、乘剛は六二の爻初九陽剛に乘るの象、反とは初より四に至つて復の卦の象、常は坤の象、

六三、即鹿无虞、惟入于林中、君子幾、不如舍、往吝、

【音】即、(校者云、即原本作卽)入聲、稷、今也、近也、就也、從皀從卩、皀食也、卩、節也、亨熟也、即今成就之義、可會、惟、平聲維、惟獨也、又有是惟思惟之二義、幾、平微機、辨析精微也、預備不虞也、大傳曰、幾者動之微、吉凶之先見者也、又曰、惟幾也、故能成天下之務、書皐陶謨曰、一日二日萬幾、樂記曰、知樂則幾于禮矣、從丝從戍、丝、幽也、謂戍守者、省察于物色幽微之間、會意、因轉爲近也、期也、危殆也、希望也、許多也、希少也、

の爻、臣の位に居て、九五に應ずとは雖、元來陰柔不才にして、今天下屯難の厄を解て、九五坎の險みの主を救ふと能はず、天下の苦患を脫せしむるの才力無きを以て、臣たるの義を含て、陰爻の象に就て女子と爲せるなり、さて此六二を女子と爲る時には中正を得たるを以て貞正の女子なりとす、已に九五正應の夫有りとは雖、屯難の時なるが故に往て從事し上つることを得ず、其思ひ慕ふの情切にして進み從はんと欲すれども、屯難の時に障へられて行くこと能はざるなり、故に屯如邅如と云、さて其進み行かんと欲するの情、愈急迫なること馬に乘りても馳り行かんと欲するが如し、されども屯難の時にして往くこと能はざるなり、故に乘馬班如と云、此時に初九の男子より、其比爻たるを以て六二を娶つて配偶にせんとす、然れども六二の女子は中正の德有るが故に、其節操正しくして敢て初九の男子の求めに應ぜず、卻つて初九を忌み辟くること寇仇の如き思ひを爲すことなり、されども初九固より寇を爲し害を加へんとには非ず、其意に婚媾を求むるのみなり、故に匪寇婚媾と云、凡そ不貞節の女子ならば必ず近きには馴れ易く、遠きは忘れ易き者なれども、此六二の如きは、中正の德有るが故に初九の比爻を忌み辟けて、一に九五の正應を須つこと其貞操堅く正しきなり、故に女子貞不字と云、字とは嫁を許すの義なり、不字とは初九に嫁を許さゞるなり、十年とは屯難の障り解けて正應の夫に嫁せらるゝの時を云、凡そ數は一に始まり十に終る、十年は數の極を云へり、時至れば邪なる者去りて正なる者道を得るの理なり、屯難の時も盡き去らば乃ち九五の正應の夫に歸ぐの時を得となり、故に十年乃字と云、

【象】屯如は卦名の象、邅如班如は、これ正震進み行けば正艮これを止め、倒震進み來れば倒艮之を止む、進退決せず、共に旋回るの象とす、馬は初九陽爻の象、又震の象、乘は六二初九の馬に乘るの象、又六二震の卦中に在るの象、又屯如以下は六二の情態を形容するの象、寇は坎の象、匪は艮の象、婚媾は初九六二に比せんとするの象、女子は六二陰爻の象、又變體兌の象、貞は六二中正の象、又震の象、不字は六二初九に比せざるの象、十は艮土の成數の象、又四隅は二奇に合して十數あるの象、乃字とは二と五

利しと訓は爻の辭の義なり、これを卦爻の別と云、
【象】盤桓は下震將に進まんとして、中艮に止めらるゝの象、又初九六四に害應せらるゝの象、貞は坤の象、居は艮の象、建も侯も利も共に震の象、

【爻傳】雖二盤桓一、志行正也、以レ貴下レ賤、大得レ民也、

【音】志、（校者云、志原本作レ志）音誌去、心之所レ之曰レ志、從レ心之、作レ志爲レ正、下、去聲、自レ上而下也、行、去聲、
【釋】此初九の爻は、陽剛にして、震動の主たるを以て、將に動き進まんとするの爻象たり、然れども今妄りに進む時には、忽ち必ず六四の坎の險みの穴に陷るなり、故に進まんと欲して進むこと能はず、盤桓としてたちもとをると雖、卒に險難に陷らざる者は、初九正を得て其志も行も、共に正しきを以てなり、是を以て君子此の如きの時に當らば、一に貞正を主として、志も、行も、共に正しかるべしと云の敎へたり、故に雖二盤桓一志行正也と云、固より、此爻剛明の才德有り、且つ正を得て成卦の主たり、震の爲ること有るの卦の主爻たり、かゝる衆德の貴きを以て今六爻の最下に下り居れり、是を以て大に民の心を得たるなり、と云の義を以レ貴下レ賤、大得レ民也と釋し玉へり、これは此初九の爻の陽明の才力有り、且つ謙遜の德量有て、能く天下の衆心を得、能く蒼生の屯難を解て、撥亂經濟するの手段有るを以て、此の如きの稱歎の辭を係け玉へるなり、
【象】志は陽位の象、又震の象、正は陽爻陽位に在るの象、又震の象、行は震の象、貴は陽爻の象、又震の象、賤は陰爻の象、又坤の象、下は初九最下に居るの象、民は坤の象、得は坎の象、

六二、屯如邅如、乘レ馬班如、匪レ寇婚媾、女子貞不レ字、十年乃字、

【釋】屯如とは屯の難みの時と云のことなり、凡そ三百八十四爻辭中に句頭に卦名の字を提出せるは多くは其卦名の時と云ふ義たり、今ここにては屯難の時たれば進み難きと云の義を屯如の二字にて示せるなり、邅如とは轉り回るの謂なり、班如とは物の二つに分るゝの義にして、一半は進んとし一半は退かんとす、これ猶豫踟蹰して決せざるの意なり、さて此六二

故にかの陰陽の雲雷を以て天地を經緯するの象を観て、君子宜しく綱常彝倫の道を以て天下を經綸すべしと云の教へたり、

【象】雲は坎の象、雷は坎の象、經綸は雲雷二氣の動作妙用の象、

初九、盤桓、利居貞、利建侯、

【釋】盤桓とは、進まんとして進み難く、たちもとをるの貌たり、貞は常恒の義たり、此初九の爻は、今屯難の時に當つて、内卦震の動くの主爻たり、これ妄りに動き進む時には、必ず六四の坎の險みの穴に陷ることとなり、進まんとするは震の主爻たる卦爻の情たり、進み難きは上卦に坎の險み有るを以て、故に盤桓としてたちもとをることとなり、且つ外は坎の險みの卦たれば、妄りに應じ往く時には必ず其險難に陷ることとなり、故に此卦にては應の位は相助くるには非ずして、却つて傷ひ害するの仇讐とす、これを害應と稱す、其害應とは應の位の十五變例の一たり、詳なることは、象變辭占に出せり、此卦の初九と六四とは害應たるを以て、初九一に常を守りて妄りに動かざるを宜しとす、故に利居貞と云、然れども固より此初九は、成卦の主爻にして、陽剛の才力有り、尚も能く衆陰爻の最下に居れり、これ謙遜の道を用て能く民の心を得たり、殊には震の爲ること有るの主にして、且つ正位を得たり、これ能く世間の屯難を解き脱き、天下を經濟するの才徳力量有るの豪傑の爻たり、是を以て六五の君より禮を以てこれを優待有て、建てゝ國の侯と封ぜんとならば辭し拒むこと無くして、宜しく建つて侯たるべしと云の義を、利建侯と云、

○按ずるに此卦全體の義に就て說く時は九五の君より宜しく初九の英勇を取り建て、以て國の侯として、天下の屯難を解かしむべしといふの、九五の君へ敎へ勸むるの義たり、又初九の爻に就て說く時には、今九五の君上より封じて國の侯とせんと云の命下らば、異義なく命に順ひ上つて、宜く建ちて侯伯と爲て、九五の君上の坎の險みに陷らせ玉ふを救ひ輔けまいらせ、又天下の屯難を解き濟ふべしと、初九剛正の爻に誨へ勸るの義たるを以て、建ちて侯たるに利しと讀むことなり、故に侯を建るに利しと訓は象の辭の義なり、建ちて侯たるに

【釋】上文は主として初九成卦の主爻の才德を說き、其屯難の時を凌ぎ涉るの道を敎へさせ玉へるなり、又此章よりは、專ぱら九五坎の險みの主爻たる君上へ、敎へ戒しめの道を說き釋し玉へるなり、先づ雷とは陽氣の運動するの稱にして、卽ち初九其主爻たり、又雨とは萬物を潤澤する所の者にして、卽ち九五定位の君其坎の主爻たり、今此卦に震雷坎雨の象義有るに由て、天地の大作用に係けて、雷雨之動滿盈と云、これ九五坎の主爻と初九震の主爻と相背きて敵害すべからず、相助けて大作用を爲すべしと云ふ微旨を含ませられたるなり、天造とは經文の卦序の次でに就て說く時には、從前乾天の道、坤地の道は、已に開けつれども、人道いまだ肇まらざれば、三才の義具足せざるを以て、こゝに天造の自然に、中位の人界を造建し玉ふと云の義たり、尙も深甚の祕密義を說く時には、天造とは天命の義にして、今九五は、坎の險みの主爻にして其世は屯難の時なり、こゝに初九は天造の天命を得たる英勇の主爻たれば、其艸昧に在る所の初九の英勇をば宜く禮を以てこれを優待して、建て封じて侯伯として、以て屯難の世を經濟せしむべしと云ふ義を、天造艸昧宜建侯と云、建侯とは初九の英勇、艸昧の民間にあるを、これを封じて國の侯とし、天下の侯伯として、撥亂經濟せしむるの義たり、且つ建侯と云の文は、豫の卦の建侯と云も同義にして、皆九五の君上に誨へて國の侯を取り建てよと云の義なり、これ水地比の大象に、建萬國親諸侯と云の旨なり、故に屯も豫も、皆侯の字を下し玉へり、決して天子と云の義に非ず、故に豫は九四の爻に係け、屯は初九の爻に係け玉へるなり、然れども屯難の世の艸業の時、殊に九五の君は、坎の險みの主たれば、これ大平守成の君上の如く、安樂なる所の者には非ず、九五の君も種々の艱難苦辛を嘗て、德行を修め積み玉ふべしと云ふ義を、而不寧なりと、戒しめ策うち玉へるなり、故に雷雨の句より以下は、一に九五の君へ指し誨へ玉へるの辭なり、

【大象】雲雷、屯、君子以經綸、

【釋】經とは機杼の縱の糸たり、綸とは緯の糸にして、これ綱常彝倫の道を以て、天下を經緯すべしと云ふ義たり、今此卦の雲雷は、陰陽二氣の動作妙用たり、

て、其身は險難の中に陷りて、憂患は蜂の如くに羣がり、蠅の如くに聚まれる中に襍はり居つて、能く正を守りて濫れず、毫忽の懈怠有ること無く、能く勉め彊めて卒には其憂患險難を解脫するの時を待得て、其道大に亨通することを得るなり、それ此の如きの成功有るに至る所以の本は、全く正を以てするの德に由れることなりと云ふ義を、動乎險中大亨以正と云へり、これ象の辭の元亨利貞の釋にして、大の字を以て元の字に易へ以正の二字を以て、利貞の二字に易へて釋し玉へり、これ臨象傳、說而順、剛中而應、大亨以正天之道也、无妄彖傳、動而健、剛中而應、大亨以正天之命也、革象傳、文明以說、大亨以正、隨彖傳、大亨以正、故无咎、而天下隨之、これら皆同文例たり、これ專はら初九成卦の主爻の才德を說せ玉へるなり、

○按ずるに屯を險みの始首とし、水山蹇を險みの最中とし、澤水困を險みの至極とす、故にこれを六十四卦中の三難卦と稱することなり、是を以て其に其屯難蹇困たること何れも皆千辛萬苦たること知りぬべし、然れども其三卦中に就て其具へたる所の德性象義勢力、又各同じからざることなり、故に文王の係辭にも、亦各其旨を異にせることとなり、

屯彖曰、屯元亨利貞、勿用有攸往、利建侯、
蹇彖曰、蹇、利西南、不利東北、利見大人、貞吉、
困彖曰、困、亨、貞、大人吉、無咎、有言不信、

困と蹇とには貞吉とのみ說き玉ひ、屯には元亨利貞と說かせ玉へり、其卦象の德性勢力察すべきなり、且六十四卦中に元亨利貞と係け玉へる者は乾、坤、屯、臨、隨、无妄、革の七卦のみに限れることなり、

【象】險は坎の象、動は震の象、大も亨も利も貞も共に震の象、

雷雨之動滿盈、天造艸昧、宜建侯、而不寧、

【音】滿、(校者云、滿原本作滿)莫旱切、盈溢也、從𠕁水、𠕁、音瞞、平也、從廾從冂從水、廾兩手也、冂器也、水平器中、而又加水、滿溢之義、會意、六書家、從水從二人從兩者、汪泥、宜、平支儀、所安也、合當然也、從宀之下、一之上、多省會意、不、未同、

【音】始は去聲、難（校者云、難原本作難）奴按切、去翰韻、患也、險難也、本荊干切、不易也、從堇從隹、堇、黏土、不易耕種者、隹、鳥之短尾、難飛翔之意、以爲難易之難、轉爲艱難之義、

【釋】此傳の體は起句に先つ卦名の義を釋し玉へるなり、さて先づ易經文の卦の序を以て次第して、これを說く時には、乾の大陽の純卦にて天の道已に始まり、坤の大陰の純卦にて地の道已に成ぬるの上にして、陰陽交はり合して、人界の危き地將に開けんとするの時に當れり、其艸創の屯難たることを見つべし、これ三才の中位たる人界を危き地と號する所以にして故らに乾坤に次でゝ屯の卦を列し玉へることとなり、これ經文卦序の位に就て說く所の一重釋たり、

又卦象の實に即て說く時には、此卦は本水地比より來れる所の來往生卦法と觀ることなり、先づ其順生卦水地比の時には、九五一陽剛の君德に、天下の衆陰柔の爻、悉く皆親しみ比び服し從ひ上つるの所に、泰平治世の弊生して、其九五の君は、坎の色に溺れ、坎の酒に亂れ、驕りを事とし私情を肆いまゝにして、陰爻の中に陥り沈ませ玉ふより、下卦の坤の萬民は坤の貧乏缺虛に苦しみ號ぶ、是故に初九の一陽剛外卦の外より內卦の下に來りて、二陰爻と交はりて成卦の主爻と爲り、震の主爻と爲りたる也、固より震の才力有て、よく爲ることを有るの英勇の爻たるを以て、天下の勢ひ忽ちに二つに分れて、屯難の世とは爲りたりと視ることとなり、故に剛勇始交、而難生と云、これ生卦法を以て卦名の釋を爲し玉へる所の深重の釋義なり、以上は卦名の釋なり、

【象】剛は初九陽剛の象、交は初九外より來つて二三の兩陰爻と交はつて成卦の主爻と爲るの象、難は卦名屯の象、又坎の象、生とは生卦の象、又震の象、又剛柔始交而難生とは乾天の剛卦と坤地の柔卦と相交はつて人界屯の卦生ずるの象、

動乎險中、大亨以正、

【訂】通本、亨下脫以字、正譌つて作貞、今共補正、

【釋】此章の動の字は妄りに動き躁ぎ進むの義には非るなり、艱難勞劬して進退周旋して孜々伋々と勉め勵みて、動作と云の義にして、甚だ力有りとす、故にはたらき得ると訓べきなり、初九今屯難の時に遇ふ

れは一卦の終始の義を引き上げて係け玉へる所の元亨の二字にて、今屯の時に出遇ふを直ちに元に亨ると云ことには非るなり、其屯の時に當つて能く辛苦を堪忍し、策うち勉むる時には、後日其屯難を解脱して元に亨ることを得ると云の義なり、固より人屯難の時に當つては須らく其貞を守ること至つて貞正堅固たるべきこと第一たり、其貞正堅固に身を守ると云が、即ち速かに屯難を解脱するの術也、若し貞正堅固ならざる時には、小人窮すれば斯に濫すると云の罪責を増し加へて、愈以て解脱の期は無きに至ることとなり、故に深く警めて利貞と云、

又勿用有所往と云は、往とは往て爲ること有の義たり、さて其爲る所と云は、毎卦毎爻にて其義各異なることとなれば各條下にて辨じつべし、先づ此卦にては初九成卦の主爻は乃ち內卦震の爲ること有るの主爻と、震の動き進んで爲ること有んとすれば上卦坎の險みに陷るの象有るを以て、これ屯の屯たる所以なれば能く正しきを守つて時を待つべしと云の義を、勿用有所往と云へり、今屯難艸昧の時たれば、宜しく君を建て、以て屯難を解かしむべしと云ふ義を利建侯と云へり、此の如くに解釋するは、卦象の表一通りの義なり、其深重の秘密義を說く時には、勿用有所往より以下は、九五の君に敎へ戒しむるの辭也、今全卦中止二陽剛にして其一は九五の爻なり、其一は初九の爻なり、九五は坎の險みの主爻なり、初九は天命を得て剛正にして、震の爲ること有るの主爻たり、故に初九下に勢ひを得たるを以て、九五よりこれを征伐せんとする時には、却つて國家の敗亡を招くこととなれば、これを優待するに德を以てして、先づ初九を封じて國の侯とし諸侯の伯とし天下の執政として今の屯難の世を濟はしむべしと云ふ義を、勿用有所往、宜建侯と敎へ戒しめ玉へるなり、勿用有所往とは、九五坎險の君を以て、震の爲ること有るの剛正の英勇を討つこと有るべからずと云ふ戒めにして、利建侯とは德を以て、これを懷柔すべしと云の敎へたるなり、

【象】元も亨も利も貞も共に震の象、往も用ゐも共に震の象、勿は艮の象、震を公侯とし、建るとす、これ侯を建るの象、

【彖傳】屯剛柔始交而難生、

にして、これ天地の屯難の時にして艸木萌芽の候たり、それ雷は地より上つて欝蟄の氣を解散せしめ、雲は天より下つて雨の澤ひと爲つて陰陽の交はりを調理する所の者たり、然るに此卦にては、震の雷は下卦に在つていまだ升らず、又坎の雲は上卦に在つていまだ降らず、これ屯の難みたる所以たり、故に屯と名け玉へるなり、大象に雲雷屯と云、これなり、若し震雷は已に上り坎の雨は已に降る時には、かの欝蟄の氣も解散して雨の澤ひの艸木百物に充ち及ぶことなれば、これ即ち雷水解の時なりとす、固より屯と解とは相反對の卦象たり、故に屯と解との二卦は互ひに照し合せて其義を觀つべきことなり、又易の例下卦を内とし上卦を外とす、坎は險みなり震は動くなり、これ坎の險みの中に震の動きて、いまだ出ること能はざるの義たり、故に屯と名けらる、彖傳に、動乎險中と云者、これなり、若しこれも險みの外に出る時には、即ち雷水解なり、又震の動き往て坎の水に遇ふて渉ることを得ざるの象有り、故に屯と名けらる、これも渉り了る時は即ち解となることなり、又合體の象を以て見る時は、九五の君は險みの中に陷り、初九の侯は下に在て勢ひを得たり、これ其時の勢ひ上下二つに分れたり、さらば屯難の世たること知りぬべし、故に屯と名けらる、又來往生卦法、本は水地比より來れりとす、これは初九の一陽剛、比の上卦の外より來つて初に居つて、二陰と交はりて成卦の主爻と爲れり、比の時には天下の衆陰、皆九五の君の陽剛の德に歸服し、親比せしに（口訣）今一陽剛外卦の外より來つて、內卦初爻の位に下り居つて、二陰柔と交はる時には、忽ち天下の時勢兩つに分つて、屯難の世と爲れり、故に屯と名けらる、彖傳に剛柔始交、而難生と云、これなり、剛とは初九の爻を云、柔とは六二と六三との爻を云、始めてとは初爻の象をも兼て云へり、

屯、元亨、利貞、勿用有攸往、利建侯、

【釋】屯は難みの卦象たり、凡そ天下の事物、皆其事の始の艸業屯難の時に當つては、能く辛苦に堪へ忍へ、勉强して息まざる時には、必ず其屯難を解脫して、大に亨通するの時節有る者たり、故に元に亨ると云、こ

てなり、
此用六の爻の辭も、乾の用九の例に同じく、大陽坤の卦の象の辭と稱し上つるべきことなり、
【象】利も永も貞も、共に坤の象、

【爻傳】用六永貞、以大終也、

【釋】大とは、用六の爻、皆變して、忽ち乾の純陽ならんとするの、時運の勢ひの大なるを云へり、終ると云の字、大眼目たり、それ終りと云ふことは、從一の道をば、永久常恒に變動せずして、其德を全くして終ることを云なり、若し其中に少にても變動する時には、終り有りと云ことを得ざることなり、今此卦六爻共に皆變じて、忽ち乾の卦と爲んとするの勢ひを得ながら、尚も自己が從一永貞の順德を固く守つて、陰の道、臣の道、妻の道を全くすること、これ即ち大を以て終るの義なり、蓋し乾の用九は、其勢ひ純陽熾盛なるを以て、其速かに變じて柔順の坤陰の德に即くことを尚び玉へり、故にこれを勸めて、速かに變ぜしめ玉へることとなり、又此坤の用六は、其道純陰にして、靜かに守るの德たるを以ての故に、從一永久にして變ぜざることを尚べることなり、若し變動する時には、忽ち陰を以て陽を侵し、臣下を以ては君上を犯し、妻を以ては夫を凌ぐの義たれば、是非共に彊く制し嚴しく止めて、これをして變ずること莫らしめ、變ぜざるを以て貴しと勸め玉へるなり、これ聖人名教の大綱領にして、其勸め導びき玉ふと、其制し戒しめ玉ふとの旨、深微にして且つ鄭重たることを仰ぎ歎じ上つるべきことなり、
此用六の傳も、乾の用九の傳の例に同じく、大陰坤の卦の象の傳と稱し上つるべきことなり、
【象】大は、坤の象、終も、坤の象、

【屯】䷂〔震下坎上〕

【音】屯は株倫の切、平音迍、難なり盈なり、詳なることは善工利器に見ゆ、
【釋】先づ此卦をば、屯と名け玉へる義を、これを卦象に稽ふるに、八卦の象例、坎を雲とし雨とし、震を雷とし艸木とす、それ雷雨の作起や即ち發生艸創の幾

の非義無道、百惡千罪たるは勿論たり、さて又其君に於ても、其臣をして此の如きに至らしめ玉ふと、これ全く其君の罪咎たるを、亦免れさせ玉ふと能はざる所たり、易大傳に、上慢下暴、盜思伐之矣、慢藏誨盜、冶容誨淫、易曰、負且乘、致寇至、盜之招也、これ雷水解の六三の爻の辭を引て、君子への教戒を垂れ示し玉ふことなれども、亦此傳の微意をも併せ發しつべきことなり、それ臣下をして此の如きの時勢に至らしむることの其本は、君は君たる所の道に貧窮し、臣は臣たる所の道に貧窮して、君臣共に道義に貧窮困厄せりと云の意を、其道窮也と釋し玉へるなり、其道とは、君臣の兩道を指せるなり、

【象】其とは剝の一陽の君と、五陰の臣とを指すの象、道は坤地の象、窮は坤の大陰の象、

用六、利永貞、

【釋】用六と云は、これ乾の用九と云の對にして、用とは、變動作用の義たり、六とは、大陰にして變數の名たり、これは重坤の卦の六爻大陰皆變の名目たり、それ坤は、純陰の重卦にして、全體の義は、臣の道なり、妻の道たり、固より臣と妻とは、柔順純誠にして、己が從一の順德を固く守りて、其志を變じ革むること無きを以て、第一の德とし、緊要の道とすることなり、然るに今此用六の卦爻の象にては、全卦六爻ながら咸く皆變じ動かんとす、これ其志の變り、其守りの更まらんことを恐れつべきことなり、故に深く警しめて、利永貞と云へり、永とは、永長の義にして、永久に變動せざると云の義なり、貞とは常恆の義にして、常久に更革らざるの謂なり、これは其陰の道、臣の道、妻の道は、止從一の順德を常恆不退永久に固く守るが、大善の道にして、少しにても、變動することは、大凶惡の道たると云の大警戒たるなり、

○按ずるに乾の用九は、剛く猛きに過るを以て、速疾に變じて柔順の德を得て、首無きの道を以て吉とせり、又此坤の卦は、臣と妻との道たるを以て、今用六と爲て六爻皆變せば、忽ちかの柔順の德を失はんことを恐る、故に其變革せずして、永貞常恆の德を尙び玉へることとなり、これは乾の大陽の君上と夫との道と、坤の大陰の臣下と妻との道と、其主る所其守る所の、各竝びに相同じからざるを以

【釋】龍野に戰ふとは、これ二つの龍の野に鬪ふの義なり、固より龍と云へるにして、其陽たるの義を示し、野と云へるにて、其陰たるの義を示し、戰ふと云へるにて、陰陽の相敵し鬪ひ薄り擊つの義を示せるなり、其の字は、陰陽の二つを指せるなり、血と云は、これ其傷害の甚しきを明せるなり、玄黃と云は、天地の色にして、これ陰陽の兩つながら傷害を被ぶれるを示せるなり、固より、此卦は純陰の重なれるの卦象にして、此爻是又卦の極に居れり、これ陰陽の勢ひの盛大至極なる者と云べし、かの初六の爻にて其霜を履むの時に、聖人の諄々と恐れ戒しめ置き玉へる所の、堅き氷に至れるの時なり、凡そ陰の勢ひ盛大に至れば、必ず陽を剝し盡さんとし、臣の勢ひ彊く壯んに至れば、必ず君を凌ぎ侵んとす、妻の夫に於るも其義相同じ、それ已に剝し盡さんとし、凌ぎ侵さんとするに至る時には、其勢ひ必ず戰かはざることを得ざる者たり、さて已に戰ふに至つては、盛んに大なりといへども、陰なり、臣下なり、衰微せりといへども、陽なり、君上なり、之を以て陰陽君臣兩つながら傷害を被ぶらざることを得ざることなり、故に龍戰于野、其血玄黃と云、

【象】龍は、變體の艮の象、又上九の一陽剛の象、

○按ずるに、凡そ八卦中にて、龍の象を取れる所の卦三つなり、乾と震と艮とこれなり、乾は龍の德の能く雨を成すに取れり、又震は龍の性の怒れるに取れり、又艮は龍の形ちの其頭の剛く猛きに取れり、これ觀象の訣たり、

又龍は坤の對卦の乾の象、野は郊外にして上爻の象、又坤土の象、戰ふは、剝の一陽と五陰と相戰ふの象、又坤と乾の戰ふの象、血は陰爻の象、又坤の象、玄は天の色にして乃ち剝の一陽天位の象、又乾の象、黃は、地の色にして、乃ち剝の五陰の象、又坤地の色の象、

【爻傳】龍戰于野、其道窮也、

【音】窮、平東の窮、極なり、竟なり、困窮なり、厄窮なり、貧窮なり、穴に從ひ從躳、其義會すべし、

【釋】其とは、陰陽君臣の二つを指て云、窮とは、困厄の意にして、貧しく乏しきと云の義なり、それ龍の野に戰ふが如く、君臣相鬪ふに至ることは、其臣たる者

臣にして忠信篤く、臣節固く、克く國家を輔弼して、臣たるの道を守れる所の者とせり、故に黄裳元吉と云、こゝを以て君子若し此位に臨み、此時に遇ひ、此黄裳の忠信の道を守らば、大善の吉たること勿論たり、若し此位に居り此時に遇ふて、黄裳ならず、忠信ならざる時には、大惡の凶たること、亦勿論たり、左傳の昭公十二年に、南蒯が此卦此爻の動きを筮し得て、此黄裳の忠信の義を守らざること故に、邪つて身も家も敗走せしことを見つべきなり、固より此卦純陰にして、陰の勢ひ盛大なるなり、且つ此六五の爻は、君の位に當れるを以て、此時此處此位に當らん人の、其威福を負み、其權勢に乘じて、臣下たるの道を失ひ、或は君家を蔑視せんことを深く惧れ憂へて、聖人諄々の親切を盡して、黄裳なる時は、元吉なりと云へり、この黄裳ならざる時は、大惡の凶なりと云の深重の警戒たり、

【象】黄は中爻の象、叉坤土の正色の象、裳は坤の象、

【爻傳】黄裳元吉、文在中也、

【釋】先づ此爻に、黄裳元吉の歎美の辭の係れる所以の者は、先づ坤の黄色の忠信にして、坤の文章の文德を具へ、坤の純陰の德性たるを以て、衆德の美を内に含光して妄りに發露せず、且つ柔中の德有て、克く人民の大道を守れるなり、此の如きの衆義有るが故なりと云の義を、文在中也と云の四言一句にて釋し玉へるなり、文とは、文德有るを云、中とは、中外の中にして、内の義なり、叉中爻の中德の義を兼せたり、さて其至極の微妙の義は、去聲に發して、道の至極の中れると見ることなり、倣、

【象】文は坤の象、中に、中爻の象、叉坤土の本位の象、

上六、龍戰于野、其血玄黄、

【音】戰は去聲顫、鬥也、戈に從ひ、單に從ふ、單は、盡也、戰鬥之義、會意、血は、入屑の況、陰精の生ずる所、皮肉間の津汁、人と物と皆これ有り、氣の對なり、禮の中庸に、凡そ血氣有る者と云、これなり、一に從ひ、皿に從ふ、一は、血なり、皿は、器なり、祭祀の薦むる所の牲血なり、

れざるの義とす、此時に當つては、唯囊の口を括れるが如く、口を杜ぎて言論ふことなきは、咎もなく譽れもなくして、災ひには至らじとなり、これ邦道無き時は愚なりと云の義なるべし、故に括囊无咎无譽と云、無咎とは道に違はずして、災難なきの謂なり、無譽とは、爲し行ふことなくして、功名なきの謂なり、且つ文言には、此六四の爻の義を、天地閉、賢人隱と云へり、其時運時勢を想ひ觀て、君子覺悟有るべし、

【象】囊は陰爻の象、又坤を受け納るとするの象、括は陰爻陰位に在るの象、又坤の大陰の象、咎は坎の象、譽は震の象、无は坤の象、

【爻傳】括囊无咎、愼不害也、

【釋】此卦は、臣の象たり、此爻は、宰相大臣の位たれども、六五の君に信用せられざる所の者とす、文言には、天地閉、賢人隱と云へる如きの氣運時節たれば、一に囊の口を括つて、時を見合すより外の道なし、其囊を括るの道は、嚴しく內外を謹み戒しむるに在り、故に愼不害也と云、愼は謹肅の極にして、口と身とを謹むのみには非ず、內一念の萌動をも愼むの義たり、

【象】愼は陰爻陰位に在るの象、又坤の純陰重卦の象、害は坎の象、又坤の象、不は艮の象、

六五、黃裳元吉、

【音】黃（校者云、黃原本作黌）音皇、中央の土色なり、田に從ひ炗に從ふ、田は百穀を樹ゑ生物を養ふ、土地の善美なる者、炗は古の光の字、地德の光燿盛大なるに象どる、故に黃を土色とす、黌に作るを正とす、

【釋】黃は中央の土の色たるを以て、即ち中の義とす、其中とは即ち忠信の忠の字たり、裳は下の服にして乃ち臣下の象義たり、元は始善六の三合の義たり、然るに此卦は、初六より六四に至るまでは、六五の位を君上として以て說き來れり、これ五は定位の主たるに對して、說きけるなり、今直ちに五の爻に至りては、元來坤の卦は、純陰の象たるを以て、全體臣下の卦德たるを以て、六五を直ちに君とは爲し難きを以て、これ臣下にして高位厚爵にして、重職に在る所の大臣とせり、且つ柔中の德を具へたるを以て、これ大

ることなり、これ猶士君子の平日に文武の兩道、共に講習修行して、才能を磨き置くと相同じ道理なり、假令へ其佩刀が吉光正宗など、云所の名劍なればとても、これを日日に脱放ちて玩弄ぶべきの物には非ず、故に士君子の文武講習して才德を磨き置くとも、平生に拔き放ちて人に觀せ示すべき所のことに非ず、深く心の鞘に納めて、其鯉口はしかと止て置くべきとなるなり、故に含章可貞、以時發也と釋し玉へり、さてかたの如くに修煉琢磨して祕藏し貯へ置きつる處に今時來つて王事に從ひ上つることと有らん時には、忠信を主として、臨機應變、時宜的中の務め、涯分に粉骨碎身して、少も成功自負の意無く、能く其事の終始を完く備ふべし、これ其知明の光大なるなりと云の義を、或從王事、知光大也と釋し玉へり、此知の字は、上文の時の字と相對せり、これ其才能の文章を、平日に含みて露さゞりしが、今時を得て發見することにして、其平日に文事武備修煉せるも知なり、又其發露まじき時を知つては、深く韜み藏せるも知なり、其時至つてこれを見はし出して、王家の公事に服役するも知なり、其進退取舍、光に時の宜きに的中するの取扱ひを褒め稱して、知光大也と釋し玉へり、

【象】時は震の象、以も發も共に震の象、光大は坤地の象、

○按ずるに此卦爻の象に、知に取るべき所の象なし、故にこれを觀象至極の傳とす、これは即ち吾門範圍圖中の圍の偶に在る所の四祕生卦中の、伏卦法にして、離の象に取れり、今六三動きて中卦に變體の坎を得たり、其坎の伏卦の離の象に取りたるなり、故に元來此爻の章と云も、含と云も、時と云も、知と云も、光と云も、皆此伏卦の離を觀て、象に由て係け玉へる所の辭たり、これ吾門伏卦法を創起せる所の徵據たり、傳、

六四、括囊、无咎无譽、

【音】括(校者云、括原本作搭)音括、絜なり、昏に從ひ手に從ふ、昏、音括、口を塞ぐなり、手を加へて結括の義とす、俗に舌に從て括に作るは非なり、

【釋】坤は、臣の卦にして、此爻は近君の位に居りて柔順にして正を得たり、然れども陰爻なるを以て、六五の君と親しみ比せず、これ大臣にして君に信用せら

不中なり、不正なり、然も內卦の極に居れば、これ其心術躬行も、亦不中不正ならんと云の恐れなきに非す、こゝを以て人知らざるを慍み忿るの行履有らんことを戒しめて、可貞と云へり、貞常と云ことは、臣下の君上に事へ、子の父に事へ、妻の夫に事ふる所の常の道のことにして、これ彝倫の大綱たり、是故に其遇不遇には管はずして、一に忠信を主とし、誠實を盡して、變革こと有ることとなしと云の道たり、且つ此六三の爻は、內卦より外卦へ、將に遷り轉らんとするの場處にして、人位の危き地たれば、殊に丁寧謹篤に、惧れ愼しむべきの位なり、然る時に若し君上より命令あらせらるゝこと有らば、一に精忠を抽んでゝ、公事に從ひ上つりて勉め勵むべし、惟克く己を愼み、命令を守りて、少しも自家が成功にせんとするの私の意有ることとなく、一に其事の終り有らんことを主とすべしと云の義を、或從王事无成有終と云、王事とは公事のことなり、成とは成功とて、己が成し得たるの功なりと云の義にして、自慢し矜り伐るの意有るを云、無成とは、自己成功なりと云の意有ること勿れと云の箴たり、書の大甲の篇に、臣は寵利あるを以て、成功に居ること罔れと云へるも此意なり、

【象】章は六三陽位の象、又坤を文章とするの象、含は六爻陰爻の象、又六三陰爻にして陽の位に居るの象、貞は坤地の象、可は變體震の象、王は六五の爻象、又坤の對卦乾の象、事は震の象、從は坤の柔順の象、又陰爻の象、無成は、坤の柔順にして承け載するの象、終は坤の象、有は艮の象、

【爻傳】含章可貞、以時發也、或從王事、知光大也、

【釋】坤は、純陰にして臣下の卦とす、此爻も亦臣たるの爻なり、然れども六五の君位と、應も無く比も無きを以て、これ君に遇知ざる所の臣下とす、それ人の臣たらん者は、君の遇不遇は、天命に任して、自己は一に忠信を主として常によく才能を修練し置て、時を須ち得て、機に臨みて用ふべきこと、これ人臣の常道にして、所謂君は君たらずとも、臣は臣たらずばあるべからずと云へるこれなり、譬へば武士の佩刀の如く然ることなり、自己が身の分限に應じて、いづれ斷骨だけの利刀を收めて、平日に磨厲してこれを佩ぶ

の位なり、習ふと云の字は稚鳥の羽を使ひ效ふの義にして、始めて學びしことを、再三再四復習するのことなり、無不利とは、反語の文法にして、利しきことの至極なるを云へるなり、

【爻傳】六二之動、直以方也、不習无不利、地道光也、

【釋】此爻は柔順中正にして、成卦の主爻たるを以て、其動作周旋、咸く規則に的中せることとなり、抑も是の如きの功德有る所以の本は、其順直の德義有て、方正の勤功に由れることとなりと云の義を、六二之動、直以方也と釋し玉へり、又不習无不利と云の功德有る者は、これ即ち陰の道、地の道、臣の道の、德行の光大なるに由れることとなりと云の義を、地道光也と釋し玉へり、

【象】動は六二中正の象、又變體震の象、地は坤の象、道も坤の象、光は六二中正の德の象、又坤地の德の象、

六三、含章可貞、或從王事、无成有終、（自居成功之意而克）

【釋】章とは文章なり、事を成し文を成す、共に章と云なり、音に從ひ十に從へり、音とは、五音なり、十とは、數の終りなり、五音相和して、而して其義を終るなり、故に樂の竟るを一章と曰ひ、語辭終るも一章と曰ひ、五音相和し、五色相交り、品物彰明にして、作事功成るを、皆文章と曰ふなり、故にこゝにては、人の才能有るに喩へしなり、これ雷火豐の六五に、章を來すと云へると同じ、此卦は、本六爻純陰にして、臣下の卦象たり、故に此爻も亦臣下にして柔順なりと雖、六五も亦陰柔にして、殊に三と五とは、應の位に非ず、比の位にも非ることとなり、これ臣下にしては、其君に遇知ざる所の者なりとす、それ時と位とを得ずして、其君上に遇知ざる所の臣下は、假令へ自己才能器量有りとても、深く葆み藏して、卷てこれを懷にして、能く時を待つべきとなり、若妄りに其才能を發露する時には、還つて其君に忌み嫌はるゝ惧れ有り、故にこれに敎へ戒めて含章と云、含むとは、これを內に有ちて、外に出さゞるの義なり、且つそれ此爻は、

堅氷の罪惡に至らしむることなれば、須らくこれを制戒して、始めに痛く禁止せよと云の警策たり、

【象】陰は坤の純陰の象、始は初爻の象、凝は坤の純陰の象、馴は坤の柔順の象、道は坤地の象、又變體震の象、

○按ずるに、凡そ六十四卦中に、陰陽の字を以て釋し玉へる者は、乾坤泰否の四卦に限れり、其他は皆剛柔を以て稱し玉ふなり、傳、

六二、直方大、不習无不利、

【釋】直とは、順直の義にして、六二柔順中正にして、少些の斜み曲り有ること無く、圭角だつこと無きの義を云へるなり、これ内德に就て稱し玉へり、方とは圓の對なり、圓とは陽の象にして天の義體を圓と云、方とは陰の形にして地の理體を方と云、固より圓なる者は動て靜かならず、これ陽の道たればなり、又方なる者は止つて能く常を守る、これ陰の道たればなり、又方とは方正にして義の道とす、これは外德に就て云へり、又大とは廣大の義にして、坤地の生育の功德の廣大なるを云、又直とは順直にして德を以て云、方とは方正にして形を以て云、大とは廣大にして功を以て云へり、さて此卦は、純陰にして地の道なり、臣の道なり、妻の道たり、又此爻は、六二なれば、地の位なり、臣の位なり、妻の位なり、中の德を得、正しき道を得て、又成卦の主爻たり、

成卦の主爻と云は、是六爻全卦中の肝要の爻にして、其一卦を成落、其全卦の德性を具へたるの爻を云、凡そ六十四卦中皆有り、さて成卦の主爻を觀ること至つての傳なり、

且つ此重坤の卦の六爻中にて、初と三とは、不中なり、不正なり、又上と四とは、正は得たれども不中なり、又五は、中を得たれとも、不正たり、獨り此六二の爻のみ、柔順中正を得て、坤陰地道の全德を具足したるの爻なりとす、故にこれを歎美して、直方大と云、凡そ天下の事理、其復習する所有る者は、本これを自己に識らず、記へず曉らず、達せず、熟慣せざる所有るに由れることなり、今既に順直方正廣大の全德、具足せるの位に至つて、又曷をか復習せんや、故に不習无不利と云、これ所謂入るとして自得せざることなく、心の欲する所に従へども、則を踰へずと云

これら皆惡は長ずべからず、又長ぜしむべからざるべしと云の、重鄭嚴肅の教戒たり、然りと雖、此爻の義を、若し善事に用ひたる時には、其善も亦堅き冰に至ると云の成功有るべきなり、故に學者宜く其善惡の岐を豫識ることを急務とすべし、然れども惡と云ことは、假令にも游戯にも、馴れ致すことを愼み戒むべしる、

○按ずるに此爻の象義に姤の卦象の義を攝たるの意味有る、これ共に陰邪の始めて萠すの時の義たればなり、故に絶して地雷復の卦の象の義は有ること無きなり、これ經文の爻の動きを、經ちに之卦として觀るべからざるの徴たり、

【象】霜は初六陰爻の象、又坤の象、これ坤を大陰とし、斂多しとするの象に取れり、故に霜霰雪の類、皆象を坤に取れる事なり
履とは、初爻の趾の位の象、堅は純陰凝結の象、冰は陰爻の象、又坤の大陰凝結の象、至は坤の象、

【爻傳】初六履霜、陰始凝也、馴致其道、至堅冰也、

【音】始發去、始爲之也、

【訂】通本、初六履霜を譌つて、履霜堅冰に作る、今王昭素本に據て復正す、

【釋】初爻は、卦の初めたれば、即ち事の始めとす、固より此重坤の卦は、純陰の象にして、初爻は、其始めなれば、これを陰邪の始め罪惡の指を染むるの時の義とす、故に陰始凝也と釋し玉へり、設し此時此處にして、痛くこれを悔ひ、彊くこれを改むる時には、これ善に遷るの幾にして、吉の道たるなり、然るに尙懲ずして其陰邪の道に馴致す時には、卒に身を亡し家を滅するの大凶に至ること也と、深く戒め玉へるなり、故に馴致其道、至堅冰也と云、

○按ずるに周公の爻の辭は、卦爻の象に就て、霜と冰とを以て、陰寒の次第に至ることを取て比喩し玉へるなり、これ霜も冰も共に人爲の致すべき所の物に非ずして、自然に至る所の物なるが故に、其語辭穩當にして、至の字、句の下に在ることなり、又孔夫子の傳は、徑ちにこれを人事に係けて教戒し玉ふ故に、馴致其道、至堅冰也と、語辭緊切にして、彊く人爲の作惡を制戒し玉ふことなり、故に至の字、堅冰の上に置かせ玉へり、これ人爲を以て

にして形有る物の中にて德の厚きことは、地より厚きは莫く、又能く物を負ひ載することも、地を以て最大の極と謂つべし、故に君子此重坤の卦象を觀て、以て德を厚くすることは、坤地の如く、物を負ひ載することも、亦坤地の如くにすべしと云ふ敎訓たり、且つ凡そ大象の以の字は、上を承け下を起すの辭にして、こゝを以てと云の義なり、篇内の大象皆同じ、

【象】地は上卦の坤の象、勢は下卦の坤の象、これは共に八卦の坤の象なり、坤とは六十四卦の坤の象、厚は重坤の象、德は坤地の德の象、載は坤地の象、物は坤の象、

初六、履霜堅冰至、（始履霜之時、宜察終而繫之、）

【釋】六とは、大陰にして變數の名たり、凡そ陰の動變する所は、必ず皆六にて起るなり、故に陰爻を呼ぶの名目とす、これ陽爻を九と呼ぶと同例たり、蓋し三百八十四爻は、皆大陽大陰にて起り、變動するに因て係けたる所の辭なればなり、霜とは、陰氣の始めて結るなり、これに次では、雪霰となり、又凝つては氷となることとなり、この卦純陰にして初爻は、其純陰の始まりなり、故に霜と云へり、初は、趾の位なり、故に履霜と云、

初を趾とすると云ことは、凡そ人の一身を全卦六爻に象を配する時には、初爻を趾の位とし、二を腨とし、三を股とし、四を腹とし、五を結喉とし、上爻を首とす、咸の卦、艮の卦等に其義見ゆ、これを近取諸身の例と云、

それ初めて、霜を履むの時に於て、其霜の次第に增長せん時には、終には堅き氷に至らんことは、これ必然の定理たれば、宜くこれを前つかたに知り明らめて、豫めにこれを禦ぐの備へを爲すべしとなり、固より、陰邪姦惡の萌芽ことや、其始めは微弱にして、薄き霜の消へ易きが如くなれども、尙も相續きて、改ためざる時には、終に堅き冰の大惡に至らんこと、必定たることとなり、故に爻の傳には、初六、履霜、陰始凝也、馴致其道、至堅冰也と云、又文言には、積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃、臣弑其君、子殺其父、非一朝一夕之故、其所由來者、漸矣、由辨之不早辨也、易曰、履霜堅冰至、蓋言愼也と云、

【釋】西南は陰卦の方たり、今陰卦を以て陰卦の方に往くことは、これ己と同類の陰朋と行ふなり、東北は陽卦の方にして、今坤の陰卦を以て陽卦の方に行き向はんことは、一旦は我陰類の朋を喪ふ如くなれども、乃ち終に我從一の配主を得て慶喜あるの吉なりと云の釋たり、慶の字、喜の字に較ぶれば、悅びの物に見はれたるにして、少し重き意有り、これ慶の字を以て利の字を釋し玉へるなり、

【象】西南は坤の方位の象、得朋とは二坤重れるの象、類は二坤重なれるの象、東北は坤位の對方の象、喪も終も共に坤の象、

安貞之吉、應地无疆、

【音】貞は、常恒の義なり、

【釋】貞とは、常の訓義とす、其常と云が、乃ち陰の道にして、これ臣たる者、妻たる者の宜しく一に從ふて、終るべき所の大道たり、是故に其常の道に安住し安樂する時には、吉の道たることは言を須ざることなり、さて其臣たる者、妻たる者の、坤地の陰の道の常の德に能く安住する時には、吉たりと云の所以は、それが直ちに地の道の疆り無き處の功德に相應ずることなりと云の義を、安貞之吉、應地無疆と釋し玉へり、

【象】安は坤地の安く靜なるの象、貞は常恒の義にして坤の象、地は坤の象、无疆は地の德にして坤の象、應は坤の象、

【大象】地勢、坤、君子以厚德載物、

【音】勢（校者云、勢原本作勢）は舒制の切、形勢なり、權力盛なるなり、坴、丮、力に從ふ、坴は土地也、丮は手持なり、地形の便利に據つて以て威力を盛んにせるなり、

【釋】此大象の地勢の勢の字は、乾の大象の天行の行の字と相對せり、天行乾とは、氣を以て說き、地勢坤とは形を以て說き玉へるなり、行字と勢字とにて、無形と有形との別を見つべし、坤地は、有形の魁物たるが故に、勢の字を以て其象義を見し玉へるなり、凡そ君子の道に志し學ぶや、先づ第一に其厚篤からんことを主とす、其厚きと云も、德を厚くするより大なるは莫し、さて其厚きことの行事の上に顯著なるは、能く物を負ひ載することを最上とす、凡そ天地の間

の如く、其勉强服事することは、地德の疆り無が如くなるべしと云の教諭たり、さて上の如くの莫大の大功德有ることも、畢竟は柔順の二字より出ることとなり、其柔順の道も、一に貞正を以て肝要とす、假令へ柔順なりと雖、不貞正なる時には、其柔順の德も、皆阿諛佞媚と變じ成ることとなり、故に聖人深く敎へ戒めを垂れ示し玉ふて、柔順にして、貞しきに利しと說き玉へるなり、これ彖の辭の利貞二字の解釋たり、

【象】牝馬は坤の象、地は坤の象、無疆は坤地の象、柔も順も利も貞も皆坤の象、

君子攸行、先迷失道、後順得常、

【音】先も後も倶に去聲、

【釋】君子とは、汎く學者を指すの辭たり、凡そ易文中に往或は征とあるは、これ共に如て爲し行ふこと有るの義たり、故に例して爲ることと有りと訓ずることなり、以下皆これに倣ふべし、是を以て孔夫子其義例をこゝに著はさんが爲に、經文の往の字をば、傳には行の字を以て釋し玉へり、これ往も征も行も皆相通用すべくして、共に行て爲ること有るの義を示し玉へるなり、故に易文中の往征の字は、皆行て爲ること有るの義と觀るべし、さて其爲すことは、毎卦毎爻にて其義は異なること有るなり、故に各條下にて釋すべし、さて君子行ふ所有る時には、かの坤の道、陰の道、地の道、臣の道、妻の道たる所の、柔順にして後れ承る所の旨に違ひ背きて、少しにても先ち進んで、行ふ時には、忽ち必ず迷ふて其道を失ふことにして、又後れ承る時には、これ順にして常道を得ることとなり、常とは則ち主なり、陰は陽に從ふを以て常とし主とし、臣は君に承るを以て常とし主とす、故に己が主たる所を得るを以て、常の道とすることとなりと云の義を、後順得常と釋し玉へり、

西南得朋、乃與類行、東北喪朋、乃終有慶、

【音】慶は邱正の切、卿の去聲、善なり、福なり、賜ふなり、行て人を賀するなり、心に從ひ久に從ふ、夊は行なり、吉禮は鹿の皮を以て贄とす、鹿の省に從ふ者是なり、甕牖間評を云、古來慶賀には必ず物有り、慶の字鹿に從ひ、賀の字貝に從ふ、

こと有ること莫し、故に其德化の廣大無邊なることは、即ち大地の界限有ること無きに能く相合せるとなり、無疆とは、疆界際限無しと云の意にして、廣く大いにして、限り無きの比喩たり、以上は彖の辭の元の字の釋たり、

【象】地は坤の象、厚は坤地の象、載も坤地の象、疆は、界域の義にして坤の象、又无疆は坤地の際限無きの象、又無も坤の象、

含弘光大、品物咸亨、

【音】含は平咸の切、音函、銜也、包容するなり、今に從ひ口に從ふ、今は現存なり、吐ず呑ざるの義、會意、弘は胡肱切、大なり、含容の大なるを弘と曰ふ、又之を大にするなり、弓に從ひ、ムに從ふ、ムは手なり、充擴弘開の義、會意、

【釋】含とは、包ね容れていまだ露さゞるの義なり、弘とは、其含容の至つて、大なるを云へり、含弘とは、坤地の德の能く天に順ひ承けて、自ら主たること無く、能く一切の物を化生し、養育し、負載し、成就せしめて、自らそれを功德なりとせざるが故に、其德いよ〳〵光明廣大にして、一切の品物、咸とく皆性命の正しきを得て、亨通することとなり、其坤地に此の如きの莫大の功德有る所以の原は、主として此含弘の順德を守るに在ることとなりと云の義を、含弘光大、品物咸亨と釋し玉へるなり、これは彖の辭の亨の字の釋なり、

【象】含弘は地德の包容るの義にして、坤の象、光は大の義にして坤の象、大も坤の象、品は坤の數多きの象、物は物體形質の義にして坤の象、咸は坤を衆多とするの象、亨は坤畫の中虛にして塞り碍り無きの象、又柔順の象、

牝馬地類、行地无疆、柔順利貞、

【釋】馬は其性能く人に馴れ服する所の獸たり、これ柔順の性質たればなり、況んや牝馬は、これ柔順の至極なりとす、故に柔順にして坤地の類なりと云へり、これは牝馬の體性に就て說き玉へるなり、又行地無疆とは、これは馬の德能に就て說き玉へるなり、凡そ重きを負ふことは、牛より勝れる者無く、遠きに行くことは、馬より勝れる者は無し、故に君子能く坤地の臣の道、妻の道を行はんことは、牝馬の柔順の性

せ、自然天性の如くなるに至ると云の義にして、これ柔順至極の功用を說き玉へるなり、此彖の辭の義は、元に亨ると云は、坤の卦の象義を總べて直說し玉ひ、牝馬より以下の文は、其元に亨る所以の道を反復して說き曉して、深重の教訓を垂れ玉へるなり、

【彖傳】至哉坤元、萬物資生、乃順承天、

【釋】至れる哉とは、猶大なる哉と云はんが如し、これ坤元の一氣より、萬物出生する所の功化の德を讃歎し玉へるものにして、至も大も、ともに輕重有ること無し、乾の卦に大なる哉と云、坤の卦に至れる哉と云、これ至大の二字を分析して、乾坤二卦に分けて、用ひ玉へる所の、析文法たり、凡そ萬物は、皆坤の土地より生育せずと云ことなし、これ天は氣にして、始め施すことを主どり、地は形ち有るの最にして、生じ出すことを主どれば也、此生の字、乾の彖傳の始の字に對し看て、陰陽變化、天氣地形、乾始坤生等の義、粲然として明白なる也、故に萬物資生と云、さて此坤地の能く、萬物を生育する所の、其廣大無邊の功化の本はと云に、これかの乾天の元氣より、雨の澤ひの仁德を始め施せるをば、此坤地の克く順ひ承けたるに由ること也、と云の義を、乃順承天と釋し玉へる也、

已上は、坤順の卦德を總べ說て、以て卦名の釋を下させられし也、

【象】至は坤の象、元は坤地の生育の元氣にして坤の象、萬物は坤の數多しとし、坤を有形の最とするの象、生は坤地の德にして坤の象、順は坤の象、承は坤地萬物を承るの象、天は坤地の對卦乾天の象、

地厚載物、德合无疆、

【訂】通本には、地を謬って、坤に作れり、蓋し同義よりして、混錯せるなり、今改正す、

【音】厚、(校者云、厚原本作厚)上有の切、重大の意にして、薄の對なり、本は㫗に作れり、反亯に從ふ、亯(校者云、亯今之高也)は上に進むるなり、上に進むるの具を以て、これを下に反す時は、則ち厚の意會すべし、後加厂、山陵の厚とす、隸書厚に作るを正とす、中庸に博厚配地と云ふ者見つべきなり、

【釋】それ坤地の德たるや、重なり厚くして能く萬物を生じ育て、能く萬物を負ひ載せて、少些も遺すと云

の類と共に居ること故に、最馴れ睦びて意易きが如くにはあれども、これ益を得るの道には非ることなり、又陰を以て陽の方位に往き居らんとは、其陰類の朋を喪ひ離れて、心便り無きが如くなれども、其己が配主を得ると云の大利有ることなり、これ假令へば女子の父母の家に成長して、其慈母姉妹と馴れ睦びて、最心便り有には似たれども、これ女子の終身の安住處には非ることとなり、一旦夫家に歸嫁するに及んでや、昨日までも今日までも、其馴れ睦びたりし慈母姉妹の朋類に立ち別れて、止一人嫁し行くことと、これ意便りを喪ふが如くなれども、終には自家從一の配主を得て、終身の安住處を得るが如し、故に利西南得朋、東北喪朋と云、此利の字は、宜の字の義にして、得朋喪朋の二句に冒せるなり、これは本省文法にして、西南には朋を得べくとも、東北に朋を喪ふの利しきには如ずと云へるの意にして、利の字、朋を喪ふの句に係れること重しとす、故に彖傳には、西南得朋、乃與類行、東北喪朋、乃終有慶と云、これ利の字の意を有慶の二字にて釋し玉へり、且つ有慶の二字を西南の句に係け玉はずして、東北の句を釋し玉ふを觀て、孔夫子の主意の在ます所を察しつべきことなり、これ文章の賓主法にして、西南は賓にして輕く、東北は主にして、重きことゝ知るべし、

【象】西南は坤の方位の象、利は坤地の發生利益の象、得朋は陰卦を以て陰卦の方に往くの象、東北は坤位の對方の象、喪は坤の陰虛の象、

安貞吉、

【音】貞は常恒の義にして、つねと訓ずべし、

【釋】貞は、常恒の義とす、其常と云ことは、日を積み、月を經、年を疊ねて、終には一生涯變じ更むること有ること無きの義を云、凡そ人の臣と爲り、人の妻とならんの道は、唯能く承け順ふて、其道の守りを常恒にせんことを主とし、務めとす、此故に臣の君に後れ承け、妻の夫に後れ承ること、共に克く柔順の道に安住するを吉とすることなり、故に安貞吉と云、安と云の字は、靜に止り定まると云の意にして、其文女の宀の下に在るなり、宀は、即ち夫主のいへのことなり、これ會意の文字にして、女子の一たび歸嫁てより、其夫の家を安住、安樂處として、服し從ふ柔順の習は

生ずる利益莫大の象、牝馬は坤の柔順の象、貞は坤地の方正の象、

君子有攸往、先迷後得主、

【音】先も後も共に去聲、

【釋】君子とは、此章にては、即ち臣なり、妻なりと云の義にして、汎く學者を指すの辭たり、有所往とは、爲す所有り、行ふ所有りと云の義たる也、凡そ臣たり、妻たるの道は、かの陰の陽に後れ、地の天に承るに則とり傚ふの者たり、故に秋毫の末ほどにても、先だつ所有る時には、かの天命の承け順ふべしと云の道を失ふこととなり、道を失ふとは、即ち迷ふの義たり、故に君子有所往、先迷と云、又後得主とは、これ即ち臣の君に後れ事ふべく、妻の夫に後れ順ふべきの道を誨へ玉へるなり、主とは、即ち陽を云へり、これ陰の主たるは、陽たればなり、故に文言には得主而有常と云、家傳には、後順得常と云、それ常と云は、陰の陽に後れ承け、地の天に後れ承け、臣の君に後れ承け、妻の夫に後れ承るの義にして、これ定理必然の彝倫綱常の大義たるなり、さらば孔夫子の有常と云、得常と宣へるも、これ共に主を得ると云の義にして、陰の主とは、即ち陽たること的然明白たることなり、然るに、漢以後の學者、鹵莽杜撰の臆說妄註を下して、大に後進を惑はしむ、故に吾門にて漢以後の書は禁じて讀ざらしむることは、これらの爲の故なり、其神易大道の明らかならざることは、勿論にして、義學文字上の取り扱ひだに、正直に讀み得ざること、此の如きこととなり、

【象】有所往は坤の地を道とする象、先つは坤の對卦乾の象、迷は坤の大陰暗昧の象、後は坤の大陰退虛の象、主は乾の象、

利西南得朋、東北喪朋、

【釋】西南に朋を得ると云は、坤の陰卦を以て、同朋の陰卦の方に往くを云へり、蓋し巽離坤兌の四卦は、皆陰卦にして、西南方に居れるなり、又東北に朋を喪ふと云は、坤の陰卦を以て陽卦方の東北に往くを云へり、蓋し乾坎艮震の四卦は、皆陽卦にして、東北方に居れるなり、

凡そ陰を以て陰の方位に往き居らんことは、其同陰

【坤】☷☷〔坤下坤上〕

【音】坤は、食閏の切、去音順、順がふなり、說卦に、坤は、順なりと云、これ音と義と俱に併せ釋し玉へるなり、尙詳びらかなることは、善工利器に出しぬ、見合すべし、

【釋】それ坤の卦たるや三偶六斷にして、其性は至つて柔らかに、其德は至つて順く、其體は方にして、正しく、其用は厚くして載る也、光りを含み、退き虛しくして、承け化することは疆り無く、純陰の象義たりとす、故に坤と名け玉へること也、

坤、元亨、利牝馬之貞、

【音】牝毗忍切、上軫牘、畜母也、牝牡也、○按 詩詁曰、禽獸飛曰雌雄、走曰牝牡、然、詩、雄狐綏々、則走獸也、又雉鳴求其牡、則飛鳥也、易離彖曰牝牛、書牧誓曰牝雞、詩詁分屬亦泥、之、音芷、出也、篆作㞢、左低右高、足步象形、又是也、往也、語助辭、○按止、篆作止、兩足併一之象形、以爲停駐之義、蓋足之體也、之、兩足高下之象形、以爲步走之義、乃足之用也、

【釋】元に亨ると云は、大に通ずると云のことにして、其義は乾の釋に同じ、然れども、乾の元亨るは、至て剛く至つて健かなるを以て、大に通じ、又坤の元亨るは、至て柔かに至て順しきを以て、大に通ずることなり、固より乾は天なり、君なり、夫なり、蓋し此三つの者は、皆共に剛く健やかなるの德を以て、よく亨通するの道たる者なり、又坤は、地なり、臣なり、妻なり、蓋し此三つの者は、皆共に柔らかに順なるの德を以て、よく亨通するの道たる者たり、利貞は、正しきに宜しと云の義にして、これも、亦乾の釋に同じきなり、牝馬とは、陰馬の義にして、柔順の物たり、元來馬は、其性柔順にして、克く人に馴れ順ふ、故に坤の柔順の屬とせる者たり、殊に況んや又牝馬は、これ柔順の至極たる者たり、固より臣と云、妻と云、共に此の地の道の柔順に法とりたるの者なり、故に其道は一に貞正を以て宜しと云の義を利牝馬之貞と誨へ玉へるなり、

【象】元は大の義にして、坤の大地の象、亨は坤書中虛にして、塞り碍ること無きの象、利は坤地の物を

悔は敎戒たると、皆同一意義の文法たり、

凡そ此用九の時也處也位也勢也に出遇はんの君子は、假令其身に勇有り、智有り、威權福祿有りとも、決して其威福に亢ぶること莫く、才能に伐ること靡くして、龍の首を藏せるが如く、謙退韜光の德を守る時には、大に吉なりと云の勸諭警敕たり、吉と云は、得ること有るの謂にして、道に於て得ること有りと云の義たり、且此用九の係辭、六爻の次ぎに在るを以て爻の辭の如くに意はるれども、實に周公の大陽の乾の卦の象の辭と稱しつべきなり、

【象】見羣龍とは六爻皆九を得たるの象、無首は乾の六爻皆變じて、坤の柔順となるの象、又首は、乾の象、无も、乾の象、

【爻傳】用九、天德、（其天德者、以）不可爲首（爲道）也、

【釋】それ用九とは、乾の六爻皆大陽を得て、純奇剛實、至健至進、彊め行ふて息ざる所の象たれば、即ち是天德たるなり、

これ一重の釋にして、直ちに卦象の體を說けるなり、

さて其天德たる者は、晝夜の交代、寒暑の往來、四時の轉序、變化動通、盈虛消息、間斷有ること莫く、轉遷せざること莫し、克く萬物を發生し養育して、而して其成功に居らざることを主とし、道とせる者たり、今此六爻大陽の乾の卦は、乃ち直ちに天の象たれば、これ宜く天德に傚ふて、速かに坤の柔順に變じて、富貴威權に居るべからざるべしと云の警戒たり、

これ二重の釋にして、卦象の作用、名敎警策の眞諦を說き玉へるなり、

文言に、乾元用九、乃見天則、又乾始能以美利利天下、不言所利、大矣哉と云へり、これらの文を互ひに照らして、周旋して以て其義を發明すべきことなり、

且つ此用九の傳も、前後の例に傚らひ從ふて、姑らく爻の傳とは名目しつれども、其實に就て云ふ時には、大陽の乾の卦の、象の傳と稱しつべきことなり、

【象】用は、作用變動の義にして、乾の健に進むの象、九は大陽の數にして、乾の象、天は、乾の象、德も乾の象、不可爲首は、天德は成して居らざるの義にして、乾の象、

用九、見羣龍、卦象无首吉、敎訓

【釋】此用九の用の字、漢以後の學士等の、すべて讀み得ること能はざるより、種々の妄說を爲せり、其讀み得ること能はざる所以の本は、他に非ず、神易の起本する攸の、卜筮象義の道を、一切に會領せざるに由れることなり、固より、易文は、象を以て活讀すべく、字を以て死讀すべからざるの者たればなり、

先づ九と云は、大陽にして變數の名なり、故に九の字に大陽變動と云の義を具へたるなり、又用の字は、作用運動と云の意にして、悉く皆作用と云の義を具へたり、これ乃ち重乾の卦の六爻皆變ずる所の名目たるなり、それ重乾の卦たるや、皆奇純陽にして、六爻共に至剛至健の象義たり、是を以て小陽にて積み起れる所の乾の卦にても、猶剛く健やかなるに過ぎんと云の、恐れ少なきに非ず、

小陽の重乾の卦と云は、筮法、四八八、八四八、八八四、此三つの中にて、六畫起り成りつるの卦を云なり、

況んや六爻皆大陽を以て創め起りつる者に於いてをや、

大陽の重乾の卦と云は、筮法、四四四、と云のみを以て、六畫ともに起りつるの卦を云なり、且つ經文卜筮上の取り扱ひにても、彖の辭の係りつる乾の卦と、爻の辭の係りつる乾の卦と、用九の辭の係りつる乾の卦と、三乾の卦中に小陽の乾と、小陽大陽相雜はれるの乾と、大陽の乾との差別有ることとなり、傳、

故に此用九の象は、六龍の羣かり動いて、現はれ出で、各雲を起し雨を作すの勢ひたり、これ殊に恐愼戒して退き守るべきことに非ずや、固より、龍の威猛は首らに在り、今六爻皆變じて坤の柔順と爲る時には、これ羣龍の威猛盛んなりし者の、忽ち首を藏して順德を守るの義たり、それ人此羣龍の威猛强盛たるが如きの時に出遇ふて、忽ち速かに能く天道に則り準ひ、龍の首を隱せるが如くに、重坤の柔順の德に退き守ることとは、甚だ吉の道たるなり、と云の敎へ戒めなり、故に見羣龍、無首吉と云、且つ此句、見羣龍は、卦象を說き、無首吉は、敎戒の辭たり、これ彖の辭の元亨は、卦象、利貞は、敎戒、上九の亢龍は、卦象、有

上行之義、以爲任上高極之義、

【釋】亢とは、進み上ることとの過極なるを云、上九陽剛にして、乾の健やかにして進むの卦極に居つて、退き守るの道を知らずして、尙も進まんとす、故に亢龍と云、凡そ人其進むことのみを知て、退くことを知ざる者ば、必ず悔吝に至ること、これ必然の定理たり、故に亢龍の如くなる時には、必ず後悔に至ることとなりと云の義にして、有悔の二字、殊に丁寧親切の深き戒めたり、故に文言にも、亢之爲言也、知進而不知退、知在而不知亡、知得而不知喪と云へるは、これ汎く悔吝に至る所以を明させ玉ひて、いづれにも希ねがはくは、學者の能く進退存亡の幾を察し明らめて、咎過ち有ること無からしめんと云の、大慈悲の垂戒たるなり、蓋此爻の辭も、亢龍は、卦の象、有悔は敎戒の意味たり、故に亢龍の如くにせずして、退き守る時には、悔無しと云ふ敎訓の微意を含蓄たり、

【象】亢は、上九の爻象、又乾の象、又亢龍は、上九陽剛の龍、乾の進むの卦の高き極に居るの象、

【爻傳】亢龍有悔、盈不可久也、

【音】可、口我切、不の對にして、肯がふなり、許すなり、口に從ひ、丁に從ふ、丁は、當なり、言ふて而して當るなり、

【釋】乾は純陽剛實の卦にして、健やかにして進むの象たり、況んや上九至卦の極れに居つて、急流勇退の道を知らず、尙も進み行かんとす、これ盈ち溢るゝの義たると知りぬべし、固より盈ち溢るゝの害たるや、これ天地人鬼の共に惡み忌む所たり、故に謙の彖傳に、天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙、又豐の彖傳に、日中則昃、月盈則食、天地盈虛、與時消息、而況於人乎、況於鬼神乎と云へり、こゝに盈ち溢るゝの道の、以て久しかるべからざることとは、天地の定理必然たることを觀つべきことなり、故に其意を解釋して、盈不可久也と、深く戒しめ玉へるなり、

【象】盈は上九卦の極に在るの象、又乾を圓滿とす、重乾の象、乾を天とす、天は積氣にして實形無く、晝夜四時、變遷を以て主とす、これ不可久の象、又久の字は、乾を老陽老父等とするの象、

君の大急務緊要至極の義と云は、一に能く九二の如き、剛中の才德ある所の、下に在るの大人君子を擧げ用ゆるに在ることなり、今此九五の爻にて大人と云へるは、九二剛中にして、下に在る所の賢者を指せり、九五は剛健中正にして定位の主爻たり、これ即ち九二剛中の賢者と、同德を以て相應じ相助くる也、故に利見大人と云へり、

○按に此爻は九五の尊位に即く至尊の義を以て辭を係け玉ふとはいへども、必ずしも尊貴のことのみに限るべきことに非ず、蓋其物其事に就て、亦各宜しく此の如きの時有べきこと也、故に學者各其分に從ふて時に中するの處置き有るべきこと也、且つ特り此卦此爻にのみ、是の如きの活用有と云には非ず、凡そ六十四卦、三百八十四爻皆然り、易は本變易の道にして、活變活動活通活用を尙びて、死執拘滯を忌み惡むこと也、故に其一隅をこゝに擧げ見して、其三隅を類推せんことを曉さしむ、況やト筮上にては、事物象相照し相軋り、推變轉遷して、時中活潑潑の妙用專一たる也、

【象】飛は陽爻陽位に在るの象、又乾の象、又變體の離火の象、龍は陽爻の象、又乾の象、天は三才の配當、五上天位の象、又乾の象、大人は九二剛中の象、又乾の象、見は、九五變じて離の目となるの象、又二五同德相應ずるの象、利は、九五中正の象、又乾の象、

【爻傳】飛龍在天、大人造也、

【音】造、昨早切、作業也、制爲也、從告從辵、告は、言敎也、辵は、躬行なり、制作の義、會意、

【象】飛龍天に在りとは、これ九五大人の仁雨の恩澤の周ねく四海に充ち施すに喩へし也、其恩澤の盈ち洽ねきが、乃ち大人の當職作業也、故に大人を大人と仰ぎ崇むことは、此仁雨恩澤の作業ましますによつて也、若し大人にして此仁澤の作業無くしては、大人と云の稱號當り難しと云の、大警戒の釋たり、此傳の大人と云は、九五在位の大人を指せるなり、

【象】大人は九五の象、造とは乾天の進み動き始め施すの象、又乾の彊めて息ざるの象、

上九、亢龍有悔、

【音】亢、音剛、人頸也、篆作亢亢、象形、轉去音抗、爲

【爻傳】或躍在淵、進无咎也、

【釋】乾は健やかにして進むの卦たるが故に、進まんとする者は、卦爻の情たり、然れども四は本陰の位なるを以て、其志氣溫柔安靜なるが故に、又退き守らんとす、これ陰位の志なり、是を以て進退ともに決せずして、躍るの象とす、然に此時此位に當らん所の君子は、終に其志を一決して、虎口に一歩を退きて深き淵に退き安んずべしと云の教訓たり、これ所謂急流勇退にして、德の高く盛んなるの者たり、然りとは雖、乾は健にして進むの卦たり、今乾の時なり、時は即ち天命なり、さるに九四退きて深き淵に安んじ守ることを善とし、咎無しとする時には、これ乾の九四の爻の象に、決して進むの義有ること無きかと云の疑ひ無きにも非ず、故に孔子のこれを解釋し發明して、躍ること有るの時に當つて、決然として一歩を退き、深き淵に安んじ守ることは、これ其身は退くに似て、卻つて其德は盛んに進み行くなり、凡そ德に進むとは、人事中にて咎無きの最たり、故に進無咎也と云、それ威焰天を焦すが如きの、富貴權勢の時運に當つて、克く一步を退くことは、これ德に一步を進むるなり、論語に未如貧而樂道、富而好禮者也と、夫子の宣まひつるも、これらの義なるなり、

九五、飛龍在天、利見大人、

【釋】飛とは、地を離れて、天を行くの辭なり、それ龍の飛で天に在る時には、能く雲を起し雨を成すの德有るなり、固より天の德は、雨を成すを以て最一の功とす、河圖の天一の水と云も即ち雨のことなり、是故に彖傳には、雲行雨施と云て、天德の雨に在ることを曉さしめ玉へり、固より萬物の中にて、能く天に代つて雨を成さん所の者は、龍より外に更らに無し、故に乾天の象に龍を取れり、然りといへども潛み躍りて徘徊する等の時は、いまだ雨を成すこと能はざることなり、今九五の時を得て、天を飛ぶに至つては、雨澤を施す所の功業自由なることなり、これ聖人位に在して能く仁澤の恩雨を、四海に滿ち洽ねからしむるの時の義に喩へたるなり、故に飛龍在天と云、固より其飛と云の字には、其時を得、勢ひを得たると云の義を兼たることなり、殊に此時に當つての九五の

【音】淵（校者云、淵原本作㴊）烏玄切、音㴊、深也、回水也、顏回字子淵、其義可見、作㴊爲正、左右、兩岸也、中、象水貌、後加水作淵、俗増、

【釈】此爻に龍を云はざることも、亦人位たるに憚りてなり、然れども前後の爻に龍を云、且つ躍ると云ひ、淵と云ふ、これ龍たること明白たるなり、これ猶大壯の九四に羊の字は無けれども、藩決不羸と云へるにして、羊たること顯然たると同例たり、或とは設造の辭にして、疑て未定の義とす、淵とは水の深き所を云、九四は陽爻にして陰の位に居れり、且つ近君の位に在り、其陽爻なるを以て進まんとし、其陰の位なるを以て退ぞかんとす、是を以て疑ひを抱いて未決なり、故に或躍と云へり、躍るとは進まんと欲して足を上げ、退かんと欲して、又足を下す、これ一所に在て、足を上下するの謂にして、進退ともに果さゝるの義を形容せり、若し果して尖鋭進めば、忽ち君の位を犯し凌ぐの咎有るなり、故に退いて淵に安んじ守る時には、咎無きの道とす、是を以て在淵無咎と云、蓋し初は、未仕の時、二は、出て仕るの時、三は、仕へて公事に勉め彊むるの時、四は、人臣の極位、所謂一人の下、萬人の上と云者にして、威權富貴殆んど君の位に逼るの時なるが故に、君子此上に喜んで躁ぎ進む時は、咎有ることを免かれず、惟退き守りて、龍の淵に安んずるが如くにして、道に安んずる時には、咎無きとなり、

文言曰、上下無常、非爲邪也、進退無悔、非離羣也、君子知至至之、可與言幾也、知終終之、可與存義也、是故居上位而不驕、在下位而不憂、順時以進退、故無咎矣、

又曰、或躍在淵、自試也、

これらの時こそ、これ學者の宜く深く思惟工夫すべき所の一大公案たり、

【象】或とは陽爻陰位に在るの象、又巽の象、躍とは陽爻陰位に在るの象、又乾の象、又巽の象、淵とは乾の水氣とする象、又初二は地の位にして、淵の底とし、五上は天の位にして、淵の上の虚空とす、三四は、中の位にして、即ち水の位とす、然れども三は陽位なるを以て、直ちに水とは取り難ければ、四の陰位を以て水とす、これ九四を淵とするの象、又九四陽爻の龍、陰位の水に躍るの象、

【爻傳】終日乾乾、反復道也、

【釋】反復とは、自修自省の義にして、丁寧鄭重の意を含蓄たるなり、反身と云も、自反と云も、皆同意義たり、

蹇大象曰、君子以反身修德、

孟子曰、有人於此、其待我以橫逆、則君子必自反也、我必不仁也、必無禮也、此物奚宜至哉、其自反、而仁矣、自反、而有禮矣、其橫逆由是也、君子必自反、我必不忠、

震大象曰、君子以恐懼修省、

これらの語を熟覽して、互ひに其義を發しつべきなり、曰反復、曰反身、曰自反、曰修省、其意義は皆相同じきことなり、道とは、宜為之方と云の義たり、

○按ずるに初九は、潛龍の時なれば、いまだ出現はるべからざるの時とす、故に隱れ潛んで居るの義にして、これ即ち無位無祿の卑夫なりとす、又九二は、出見はるの時たれば、これ仕官て人臣と為るの者とす、今九三は、九二より又一等上に進めり、これ立身加增して爵祿衆に擢んで、富貴威權有るの時とす、固より乾は、純陽圓滿の卦にして、剛く健やかにして、彊て行ふの性たり、且つ九三の爻は、內卦乾の極に居れり、これ人臣中の上等、升進發達の盛んなる者にして、實に嫉妬蝟の如く起り、毀謗蠅の如くに集まるの秋なり、故に此時此位に處らんの君子は、一に只終日乾め乾めて、晨朝には星を戴きて出で公けの事に服し從ひ、夕には、星を戴きて私邸に歸りても、かの終日の公事勤務の中に就て、云為動作の上に、過失怠慢は無りしや、不敬怍犯は有ざりしや、同僚衆人に對して傲慢侮易たることは無かりしや、且つ翌日の公務作事は、如何に處置すべしと、雨に浴し、風に櫛けづりて、一息の間斷休暇有ることとなく、終夜らも惕れ愼れて、反復自省すべきの時なりと云の、深く重きの警策の辭たり、

【象】反復とは、內卦の一乾終り、又外卦の一乾へ將に遷らんとす、改革の危地の象、又二乾相重なれるの象、道とは、天の道にして、乾の象、

九四、或躍、在淵无咎、

へて、さて九二の如き時を得たらば、乃ち九五の如き上に在す有德有位の大人に見へ上つりて、其德業を天下に施すべしと云の義たり、固より吉と云の辭は無けれども、其吉たることは著明たることとなり、

【象】見龍は、初九地下の潛龍、今九二の地上へ現はれ出たるの象、田は地上の位にして、又內卦中爻の美德を、有益の地に喩へたるの象、大人は、九五剛健中正の爻象、利見は、二を以て五に應ずるの象、又見の字は、九二變ずれば離と爲る、離を目とし、見るとするの象、又利の字は、乾の象、

【爻傳】見龍在田、德施普也、

【釋】今九二の君子、是の如きの德を具し、是の如きの時を得て、九五の如き大人に見へて、其德業を普ねく天下に布き施すべきの時なりと云の義を、德施普也と釋し玉へり、

【象】德も施も普も、共に皆乾の象、

九三、君子終日乾乾、夕惕若、厲无咎、

【釋】君子とは、學者を指て云の辭、蓋し此爻は三才に配する時には、即ち人位たり、故に龍と云はずして、直ちに君子と稱せるなり、乾々とは、猶健々と云が如し、勉め彊めて息ざるの義なり、夕とは、讀で終夜の如くなるべし、これ終日に對せるの省文なり、惕とは、畏れ敬しむの義なり、蓋し此爻陽剛を以て陽の位に居て、正を得たり、且つ內卦乾の極位に在て、進むことに尖銳なる所の者たり、是を以て終日勉め彊めて、須臾も休息せざるの義なり、故に君子終日乾め乾むと云、然れども此爻過剛不中の闕德有て、且つ內卦外卦の改革遷轉の地に居れるなり、これを人位改革の危ふきの地と云、是を以て其過失多からんことを懼れ戒しめ玉ふて、夕惕若厲無咎と云へり、これ深重の戒しめの辭たり、

【象】君子は人位の象、又乾の象、日は、大陽の精にして乾の象、終日は、初爻を朝とし、二の爻を晝とし、三の爻を晩とす、これ終日の象、又終は內卦終れるの象、又乾の象、乾々は內外卦二乾重なれるの象、惕は、乾の轉象、厲は九三人位にして、且つ改革の危地の象、咎は、乾の象、无は、乾の象、

否の象の傳と、只四條のみに限れり、其佗は皆柔剛を以て解釋し玉へることとなり、これ陰陽と云、柔剛と云、其義の一たることを示し例し玉ふといへども、尚割密にこれを叩く時には、徵旨の在すことなり、傳、

九二、見龍在田、利見大人、

【釋】九二は、地上の地の位たり、これはかの初九の爻の潛龍が、今九二の時を得て、地上へ現はれ出たるなり、故に見はるゝ龍と云、田とは、地の上面にして百穀を發生し、人命を養育し、功德利益莫大なる所の美地の稱たり、大人とは、九五の爻を指て云、蓋し其九五の爻は、君の定位にして、二の爻は、臣の定位たり、此卦は二五君臣の爻、ともに剛中の德有るを以て、同德相應ずるの義とす、凡そ易の例は、陰陽相應ずるを以て、相應じ相助くるとすること、通例たり、然るに此卦は、二五ともに同陽剛にして、卻つて相應じ相助くるとする者は、今先づ卦を以て說く時には、乃ち乾の純陽剛健の卦たり、又時を以て云時には、乾の圓滿進動の時たり、又爻を以て說く時には、二五ともに剛中の德有り、右の衆義衆德相合せるを以て、同德を以て相應じ相助くとす、故にこれを兩剛相應ずるの例と云て、應門十五變例の一例とすることなり、且つ此變例を經文に徵する時には、

乾の九五、九二と相應ず、九五曰、利見大人、大人とは、九二の爻を指て云、

大畜の九三、上九と相應ず、九三曰、良馬逐逐、

困の九二、九五と相應ず、九二曰、朱紱方來、又九五曰、困于赤紱、乃徐有說、

豐の初九、九四と相應ず、初九曰、遇其配主、配主とは九四を指て云、又九四曰、遇其夷主、夷主とは、初九を指て云、

其佗、巽の九二九五、兌の初九九四、又九二九五、渙の九二九五、節の九二九五、中孚の九二九五等これなり、尚詳らかなることは、象變辭占に見ゆ、

且つ此乾の九二の爻には、三才の義を具足し得たることなり、先づ見龍と云は、これ天の時を得たるの義なり、在田とは、これ地の利を得たるなり、利見大人とは、これ人の和を得たるなり、是故に凡そ世に處するの君子、先づ己身に、能く九二の如き才德を具

象、又乾の大陽の數の象、潛とは、初九の爻、地下の地に潛むの象、龍は初九の爻象、又乾の卦象、用は乾の進み動くの象、勿は、乾は氣にして形ち有ること無し、故に乾を無とするの象、

【爻傳】潛龍勿用、陽在下也、

【釋】これは孔夫子の係辭にして、即ち上の周公の爻の辭を、解釋し玉へるなり、漢人より、これを小象傳と云へり、亦无稽の稱呼たり、故に吾門にては、直ちに其義に就て、これを爻の傳と稱し上つるなり、蓋し彖の辭は、全卦一體の象義、陰陽の德義を以て、敎へを建て玉へることとなり、又爻の辭は、其全卦一體中に即て、六爻六位の道、內外改革の道、時運轉遷の道、三才の道、中正應比承乘の道、三百八十四の時の進退の道等までを、細密に割析して、以て敎へを垂れ玉へることとなり、此故に彖の辭は、譬へば猶經の道と曰はんが如く、爻の辭は、譬へば猶緯の道と曰はんが如し、是を以て三百八十四の爻、何れにても之を卜筮して卦を得たるが如くに、徑ちに其爻を變じて、何の卦の何の卦に之りと觀る時には、大に其旨を失ふこと多かるべきなり、先づ開卷第一の此爻の如き、これを乾の姤に之として觀る時には、孔夫子の此傳とは、黑白氷炭の相違たることとなり、これは乾の卦の始まりにして、陽氣の動く所、地下の地の位に在りて、いまだ出見はるべきの時ならざると云ことを敎へ釋して、陽在下也と宣へり、若し姤に之として看ることぞならば、陰下に生ずるなりと曰はざる時には、通せざることとなり、故に此乾の初九の象義には、經文上には、姤の象義は決して莫くして、還つて復の意味は有りと觀ることとなり、傳、これ經文名敎の取り扱ひと、卜筮占事の斡旋しとの分岐する所にして、讀易の一大事こゝに在ることとなり、傳、然ればとて易は本變を主とせるの道たれば、決して變動せずと云には非ず、故に經文中に往々變體の象を取り用ひ玉へること最も多しとす、傳、

【象】陽は初九陽剛の象、又乾の象、在下とは初九最下に在るの象、

○按に孔夫子の六十四の彖の傳、三百八十四の爻の傳中にて、陰陽の字を用ひ玉へる者は、乾の初九の爻の傳と、坤の初六の爻の傳と、泰の彖の傳と、

初九上六など〻、九六の字を下に履しめて呼び玉へる者は、これ蓋し初上中を分別し玉へるの文法たり、若し之も九初六上など〻呼ぶ時には、中爻と混ずるが故に、初と上との別を見はさんとて、初九上六と呼び玉ひ、中爻の疆域を分別せんとて、九二九三六四六五など〻云、二より五までは、すべて中爻なるを以てなり、これ初中上三等分書の交換文法たり、其初中上分別の名目を徴せば、易大傳曰、其初難知、其上易知、本末也、若夫雜物撰德、辨是與非、則非其中爻不備、

又筮して卦を書する時は、下よりして初めて次第に書し上る、故に最下の爻を初と云へり、又九と云ふことは、大陽にして變數たり、夏殷の易法は不變を尚とびて、七八を用て占せり、周易は、變を主とせり、故に六十四卦中に有る所の、百九十二の陽爻を、すべて九と稱することとなり、これは其爻の大陽に起りて、變動するの義に據て辭を係け玉ゆればなり、故に百九十二の陽爻を、皆九と呼び玉ふこととなり、是を以て百九十二の陰爻を、六と呼び玉ふことも、類推して其義を見つべし、六は、大陰にして變數たればなり、

龍とは、陽物にして、大小自在に變化し、地に潜まり、水に躍り、其飛んで天に在る時は、雲を起し雨を成す、實に靈變不測の神物たり、故にこれを乾の卦の六爻に喩へて以て、君子の德に比し玉へるなり、潜とは、隱れ伏するなり、六畫卦の三才の例、上五を天の位とし、四三を人の位とし、二初を地の位とす、蓋し初は地下の地の位に當れり、これ初九の龍の、地下の地に潜み隱れて、未だ出づべからざるの時なるを以て、初九の君子も亦身を立て名を顯はす等のことには、用ゆべからざれよとの敎へなり、故に勿用と云へり、龍を乾の六爻の象に取り玉へる者は、先づ乾を天とす、天の德は、雨を以て主とす、さて物がらに就て、能く雨を自由に爲して、天の德にも比し擬すべき所の者は、龍より外に更らに有ること莫し、故に龍を以て比喩し玉へることなり、殊に此爻の辭、潜龍とは、乾の卦の初九の爻の象なり、勿用とは、これ聖人初九の時の人に、敎へ戒むる辭なり、これ猶彖の辭の元に亨ると云は、乾の卦象にして、利貞とは、敎へ戒むるの聖人の微旨たると同文例同意味たるなり、

【象】初は初九乾の卦の初めの象、九は初九陽剛の

卦六十四卦の乾の象、君子は乾の象、自らは、乾を始め施すとするの象、傳、彊は乾の剛健にして、彊むるの象、不息は乾氣の運行して息ざるの象、

初九、潛龍、勿用、

【釈】これを爻の辭と云、即ち周公の係け玉ふ所の者たり、さるに先輩等異説紛紜として後人を迷倒せしむ、其中にも卦の辭も、爻の辭も、共に文王の係け玉へる所なりと云者は、司馬遷、鄭康成等が徒説なり、又卦の辭は文王、爻の辭は、周公の係け玉へると云者は、馬融と陸績となり、固より爻の辭を周公の係け玉へることは顯著なる中にも、升の卦の六四の爻の辭に、王用亨于岐山吉无咎と云へり、王とは、周の先王のことにして、乃ち殷の諸侯たり、岐山とは、周の封内の山なり、亨とは、祭り享するの義なり、これ殷の諸侯方伯たるが故に、六四に於て其辭を係け玉へり、王とは、武王の紂に克つて、天命を得玉ひて後に、先祖を悉くに追王し玉ひし故に、周公の辭にては、禮に於て王と稱し玉はざること能はざることなり、然るに此爻の辭を文王の係け玉ふこととする時には、文王は殷の諸侯たり、さるに其先祖を稱して王と云時には、不敬僭上の亂臣賊子にて、何のこれを聖人と尊仰せん、奚のこれを經文と崇重せんや、亦思はざるの甚しきなり、故に漢以後の諸儒の浮說に頓著することと莫し、凡そ經文中の三百八十四の爻の辭、及び乾の用九、坤の用六とを併せては、皆周公の係辭なりと會得すべし、初と云ことは、六畫全卦の最下の爻の名なり、其最上の爻を上と云、其二三四五の爻を、中爻と云なり、さて最下の爻を初と云ては、其上爻の終りなることを知しめ、上と云ては、其初爻の下なることを知しめたり、さて初と云、上と云て、其二三四五の爻の、中爻なることを知しめたり、さて初と云、上と云て、其二三四五の爻の、中爻なることを知しめつゝ、且つ二三四五と、中爻の四爻に數名を以てこれを呼で、其初と云は一の爻にして、上と云は、六の爻なることを知しめ玉へるなり、これ聖人の微妙の互文省略法にして、實に聖才聖筆に非ずしては、夢想にも企て及ぶべからざる所の、神箇の大文章たるなり、是を以て二より五までは、九二六三など、陰陽數の九六の字を上に冠らして呼び玉ひ、初爻と上爻とにては、

以て、汎く君子への教訓を說き、萬古に垂訓し玉へる所の名教にして、決して彖爻の辭の解釋にては無きことなりと知るべし、固より教訓文と解釋文とは其體裁判然として各別たることとなり、傳、且つ此大象と云者、六十四卦每に皆有ることとにして、其旨往々卦名義を以て教訓し玉ふこと許多なるを以て、經文義の羽翼たること最も多きが故、今彖傳の次にこれを按置せり、之は易文を讀み解くの便宜の爲に序せるのみなり、さて大象の大の字は、去聲に發して、尊尙貴重の義とすべし、かの漢儒の爻の傳を小象と呼び、これを大象と稱して、大小の義とせることとは、例の易知らずの漢儒の謬りなり、固より易の大傳の篇目は、多く皆漢人の意想追加に出でゝ、一つとして其稱の其篇の義に的中せる者有ること莫し、意ふに孔夫子の下筆せさせ玉ひし時には、別に篇目の號は立て玉はざりつることとなるべし、故に此大象も外に義理相當の稱すべきなきを以て其舊きに從ふて、これを大象と呼て、尊崇の義とせることとなり、

天行乾とは、先づ上の天の字は、即ち上卦の三畫八卦の乾の象なり、又行の字は、即ち下卦の三畫八卦の乾の象なり、又乾の字は、乃ち六畫重卦の六十四卦の乾の象を指して云へるなり、故に以下の六十三卦ともに皆此例に傚ふべし、それ天とは、氣の積めるにして、其本は形ち無き虛空の者たり、故にこれを行と云、此行の字には、めぐる、すゝむ、をこなふ、ゆく、みち、と云等の義、皆訓ずべきなり、これ天氣の運行、至て剛く、至て健やかにして、一息の間斷有ること無きの妙義を說かせ玉へるなり、これは乃ち坤の卦の大象に、地勢は坤と云て、地は形ち有る者の積める所の體なると相對して、其氣と形との分別を互ひに見はし示し玉へるなり、それ乾天の運行は、至つて剛く、至つて健やかにして、一日に一周天して、尙も一度を進み餘すの者なり、凡そ宇宙の間、運り行くとの迅速捷疾たることと、天氣の運行と、歲を同じくしても語るべき者有ること莫し、故に君子此卦象を觀て、天行の至て剛く至て健にして、敢て間斷休息することなきに則り準ふて、自ら孜々汲々として、鞭うち勉强て休息することと莫く、道に進むべしと云の教訓たり、

。自の字著眼すべし、

【象】天は上卦の乾の象、行は下卦の乾の象、乾は重

醇するの妙用を說けり、斯に天地陰陽生々發育の義具はれるを察すべきなり、其次段には陰陽變化の妙用、百物各其性命の正しきを賦予する所の功德より、遂に人道利貞の敎へを兼せ說き玉へり、斯に天地人三才の六義全く備はれることを知るべし、其末段にては乾の卦及び爻の德用を說くを、主として人事君子への敎へを建立し玉へるなり、固より卦名の釋は通篇の句々字々中に具へ在せるなり、是を以て初段は大哉乾元と起首し、次段は乾道變化と起首し、後段は大哉乾乎と起首せり、此の如くに三段の首め每に、咸く乾と云の卦名を掲出して文章の端を改むるの義を徵せり、固より六爻と云、六位と云、六龍と云、これ互換の文法にして其義は同じと雖、六爻に發揮と云を以て、六爻に係て彖の辭を下し玉へると云の義を示し、六位時成と云を以て六爻成就し了り、彖の辭も亦成就し了れることを曉さしめ、時乘六龍と云を以て乾の卦の六爻は一爻每に龍の象有て各其時中の道に由て進退し、或は潛み或は見はれ或は乾め、或は躍り、或は飛び或は亢ぶる等の義を敎へ戒しめ玉へるなり、且つ大哉乾元と云、乾道變化と云、大哉乾乎と云、これ互換文法を以て讚歎の辭を下し玉へるなり、又萬物資始と云、品物流形と云、首出庶物と云、これ亦互換文法を以て功德妙用を稱美し玉へるなり、又六爻發揮と云、六位時成と云、時乘六龍と云、これも亦互換文法を用ひて六爻の變化妙用を示し玉へるなり、此の如くの微妙の深義有るを以て、今ここに文言中に錯在せる所の文を復正して、其文氣語脈、貫通聯續し、敎訓比擬、次序齊整し、前後の關鍵、首尾の照應、眞に聖文の舊に復せり、これらの旨は、實に天縱の神眼を具へし所の英勇は、これを閱て自然に點頭すべきことなり、

【彖】首も出も共に乾の象、庶物は對卦坤の象、萬國咸寧は坤土の象、又萬も咸も乾の象、

【大象】天行乾、君子以自彊不息、

【訂】通本乾を健に作れり、按ずるに五韻集韻に乾一に⿰阝建に作ると云、蓋し⿰阝建は乾の異文たり、本は乾を⿰阝建に轉じ⿰阝建を又健に譌れり、故に今改正たるなり、

【釋】これは孔夫子六十四の卦象を觀玉ひて庖皇の卦に命じ玉ふの義に由れり、又は二卦對體の象に取て

盛んに九五君位の爻の德を讃美して剛健中正純粹精と說て、以て九五の君上へ敎へ示させ玉へるなり、

【象】大は乾の象、明は乾の陽明の象、終始は乾の卦の初より上爻に至る終始の象、六位は六爻の六位の象、時成は筮法、三變一通、六畫、十八變、七十二營畢て、一卦成るの象、乘は六爻の六龍、時中の勢ひに乘るの象、六龍は乾の六爻の象、天は乾の象、御は馬を使ふの方にして、乾を馬とし進み行とするの象、

首出庶物、萬國咸寧、

【音】庶、商署切、去御恕、衆多也、從𠆢广從廿從𠆢灬广、居室也、廿、衆多之義、灬、庶子別而居之也、會意、

【釋】此一章は一篇の結尾たるを以て、反復して乾の卦德、及九五君位の爻德を歎美して以て敎へを垂れ玉へり、これ天道に說き始め、人道に說き成れる、聖人名敎の本色たり、庶物とは猶萬物衆物と云が如し、一切の物を統ぶるの義は勿論、斯にては主として天下の億兆の民を指て云、先づ乾は陽なり天なり君なり、其陽と天と君との道は、初め施すに在ることなり、故に陽始むれば陰順ひ、天始め施せば、地承け成し、君始め令すれば臣從ひ奉行す、これ陰陽天地君臣の大綱領たり、然る時には君上の言行は天下の規則模範たること亦勿論たり、是を以て殊に此首出の二字には、類を出で羣を絕しぬると云ふ意味を含めることなり、言ふ心は、それ天下億兆の人民に天と戴かれ君と仰がれ玉ふことは、全く此乾の卦の剛健中正純粹精たるの、絕倫拔羣の聖德を高く盛んに爲せ玉ふに在ることとなりと云の義なり、今此の如くにこれが君とならせ玉ひ、これが師とならせ玉ふて、億兆の人民を養ひ育て敎へ化し玉ふが故に萬國咸く皆安寧なることとなり、此乾の卦は天道君道の象義たるを以て、主として九五天位の君の道の義を以て、一篇の結尾を括り玉へるなり、

凡そ此象傳は、三段落の文法たり、其第一段は大哉乾元と云より、品物流形と云に至つては、これ元亨の二字の釋たり、第二段は乾道變化より乃利貞に至つては、これ利貞の二字の釋たり、第三段は大哉乾乎より萬國咸寧に結尾せり、これ君子への敎訓たり、さて其初段には乾天純陽の剛く健やかにして彊め行ふて息ず、始め施すの德體より、二氣絪縕として、萬物化

萬物の終始を、大いに克く明察洞觀することを得る所以の者は佗に非ず、即ち此乾の卦の六爻六位が時成れるを以てなりと云の義にして、其六爻六位と云が、即ち乾の卦の終始、陰陽變化の終始、天地萬物の終始なるなりと云の義たり、六龍とは即ち乾の卦の六爻に比喩せしことなり、其比喩せるの義は、下の初九の爻の辭の下にて辨ずべし、

さて其六爻の六龍に、共に各其時に中するの要道有ることなり、乘とは駕すると云の義にして、其六爻の時中の道に乘じて、其爲すべきの時ならばこれを爲し、止まるべきの時ならばこれを止め、退くべきの時ならばこれを退き、進むべきの時ならばこれをすゝむ、これ即ち六龍の時の宜しきに乘ずるにして、其時の宜きに乘ずると云が、即ち天命に時中するの要道たるなり、御と云は馬を使ふの方にして、こゝにては天の道に則とりてこれを進退するの義とす、故に則り治むと訓ずるなり、凡そ此孔夫子の乾の彖傳は、大哉乾元より乃利貞に至つて乾の卦名の釋、及び彖辭の元亨利貞の釋は、已に說き終り玉へるなり、然るに聖人の天に代つて、極を建て、辭を係けて敎へを設くる所の主意は、一に人道を建立し人位に敎訓し玉ふに在ることなり、是を以て易の卦爻の象義に由つて、これが經傳の辭を係けて時中の道を說き示し玉へることにして、其究竟の旨は一に皆君子への敎へ戒しめに非ずと云こと莫し、是を以て此傳も專はら乾道の始め施して發生せしむるの道を說き、各正性命と云に至つて乾道の終始、天地陰陽の功德、變化稟賦の妙用を說き盡し玉ふて亦餘蘊有ること莫し、

さて保合大和乃利貞と云の句は、乾道の功德を說き玉ふ中に、已に人事の名敎に轉じ入らせ玉ひつるなり、故に大哉乾乎の句より已下は、先づ乾の卦象德性を說き、又乾の爻象德性を說きて、主として人事君子への敎へを說き演べ玉へり、これ實に名敎の本色にして、殊には此轉折處こそ文章の一大事たり、故に大哉と讃歎の辭を以て文章の端を改め、首句の大哉と云句に遙接顧應し、又乾乎と卦名を提げ起して再び卦を說きて、これを人事に推衍して名敎の本領へ說き入らせ玉へることなり、且つ固より一卦六爻に天地人三才の位有り、乾は天の卦たり君の卦たり、九五は天位の爻たり君位の爻たり、故に先づ

旅彖傳に、柔得中乎外、而順乎剛、
巽彖傳に、剛巽乎中正、而志行、
兌彖傳に、剛中而柔外、
渙彖傳に、王假有廟、王乃在中也、
節彖傳に、剛柔分、而剛得中、　又當位以節、中正以通、
中孚彖傳に、柔在內、而剛得中、

これらの類、すべて皆五の君位の爻象を說かせ玉へることとなり、然るに特り乾の彖傳に九五君位の爻の德を擧げ說き玉はずしては、何を以てか飛龍在天の爻象、龍の天に代りて雨を成すが如く、九五の大君が天位に在して天に代つて仁德の雨の澤ひを四海に布き施し玉ふことを說き示さんや、殊に乾の卦は君の卦なり、九五の爻は君の爻なり、これ最も九五君德の爻の象義を說き玉はずしてはあるべからざるの者たり、故に此所にて大哉乾乎、剛健中正純粹精と云て、彊く盛んに九五君位の爻の德を讃歎して、以て六爻六位六龍の義に說き及ぼし玉へることなり、斯に文章の布置斡旋、照應關鎖の法則有ることを見つべし、先づ剛健中正純粹精とは、乾の九五君位の爻德を讃歎し、且つは乾の六爻の功德をも兼せて稱美し玉へることとなり、故に其中に就て細かにこれを論ずる時には、剛健純粹精の五德は乾の六爻に皆具はりつるなり、獨り中正の二熟字の德は九五の爻にのみ限れるの德なりと知るべきなり、六爻發揮とは彖の辭に說ける所の妙用功德を、六爻に表顯なすと云の義たり、是故に乾の六爻は、即ち周遍く天下の事物之情意に能く通達せりと云の義を、旁通情と釋し玉へるなり、

【象】大哉は乾の象、剛健中正純粹精は共に乾の九五の爻象、　又乾の象、　六爻とは乾の六爻の象、　發揮は、乾の純陽を、進むとし行とするの象、旁も情も皆乾の象、

大明終始、六位時成、時乘六龍、以御天、道

【釋】明とは、明亮洞察するの義なり、終始とは乾の一卦、初爻より上爻までの六爻の終始を云、さて其乾の卦の六爻の終始は、即ち天地萬物の終始にして、變化の終始本末たるなり、固より其陰陽變化の本末、天地

爻發揮旁通情、

【訂】通本、大哉乾乎、迄通情十八字、錯在文言中、今復正、

【音】剛、平唐岡、堅也、勁也、乾之性曰剛、 健、渠建切、彊建也、彊行不息也、乾之德曰健、 純、常倫切、皆也純一無雜也、 粹、雖遂切、全也、絕類羣拔之意、 精、子盈切、擇也、一也、精密熟煉之稱、

【釋】上文にして、已に卦名の釋も彖辭の釋も、共に皆解釋了れり、それ乾の卦は六十四卦の最首たるを以て、今此に六畫卦爻の義を說き示し玉へるなり、然るに此處に文言より復正せるの文無き時には、大明終始の一句突出と爲て、一篇の文脈語路斷絕することなり、蓋し其故は一卦六爻の義を說き起さずしては、六位のことには說き及ぼすべからず、六爻六位の義を說かずしては、爻象たる所の六龍の義には說き及すべからざればなり、今此文を復正する時には、六爻六位爻象の六龍の義等の序次順正にして、文脈貫通せることとなり、大哉乾乎とは、これ乾の卦の九五の爻德及び六爻の德義を深く歎美し玉へるなり、大哉とは乃ち起句の大哉乾元と云の句に遙接せり、乾乎とは乾の卦爻を歎美する辭なり、乎とは疑の辭に非ざるなり、且つ凡そ六十四卦の中、彖傳の例を觀るに多くは九五の爻德を說き演べ玉へり、これ君位の爻にして人道名敎の大綱たるを以てなり、

需彖傳に、位乎天位、以中正也、
訟彖傳に、利見大人、尙中正也、
比彖傳に、原筮元永貞無咎、以剛中也、
履彖傳に、剛中正履帝位、
大有彖傳に、應乎天而時行、
觀彖傳に、中正以觀天下、
无妄彖傳に、剛中而應、
遯彖傳に、剛當位應、
家人彖傳に、家人有嚴君焉、父母之謂也、
蹇彖傳に、貞吉、當位以正邦也、
姤彖傳に、剛遇中正、天下大行也、
困彖傳に、貞大人吉、以剛中也、
井彖傳に、改邑不改井、乃以剛中也、
鼎彖傳に、柔進而上行、得中而應乎剛、
漸彖傳に、當位剛得、進以正、可以正邦也、

保㆓合大和㆒乃利㆑貞と云、これ彊く天德の利益の廣大なることを說き玉へり、これ乃ち彖辭の利の字の解釋たり、凡そ此條の大意は、乾道變化の句は、天道の生々變化の妙用を說き示し、各正㆓性命㆒の句は、其生育の萬物、各皆禀受する所の性命、公にして正しき所以を說きあかして、貞の字の德を現はし、保㆓合大和㆒の句は天德の利益の廣大無邊なることを說て、利の字の德を示し曉し玉へるなり、是の如くに天德に說き下すこと、これ一重の公案たり、

さて其深重の微旨を闡き示す時には、先づ此彖傳の首めの句、大哉より統㆑天に迄るまではこれ專ら乾天純陽の大德を直ちに說かせ玉へり、雲行より流㆑形に迄つては、天地陰陽、交り和するの妙用を說き示し玉へり、乾道變化より正㆓性命㆒に迄つては、其天地陰陽の生々變化の功德、以て萬物各其禀受せる所の性命を正しくすると云に至つて、天地の妙用功德已に盡く說き釋し了り玉へり、さて保㆓合大和㆒の句に至つては、これを人事に推して、敎戒の義を說き釋し玉ふなり、固より人は天地に則り傚ふて、これが道とし、これが敎へと爲すことなり、乾は天なり君なり夫なり剛なり勇なり、其天の道は、公にして正しき者なり、故に君と父と夫との道は、全く公正利貞にあると云の旨を演べて、かの天地の生々大和の元氣を保ち全くせんことは、一に貞正なるに利しと云ことを、保㆓合大和㆒乃利㆑貞と云て、文王の彖の辭の利㆑貞の戒敎の義を釋し玉へることなり、斯に於てか三才の義、全く具はれるの妙義を察しつべきことなり、

論語の六言六蔽の章に、好㆑仁不㆑好㆑學、其蔽也愚、好㆑知不㆑好㆑學、其蔽也蕩、好㆑信不㆑好㆑學、其蔽也賊、好㆑直不㆑好㆑學其蔽也絞、好㆑勇不㆑好㆑學、其蔽也亂、好㆑剛不㆑好㆑學其蔽也狂、

此語を以て此條の義をも發しつべし、論語に學と宣へるは、即ち此條の利貞のことなり、口傳

【象】乾道は乾の象、變化も乾の象、性とは天性なり、命とは天命なり、これ共に乾の象、正は一に從ひ止に從へり、一は、天の公道なり、これ天の公道に止るの義にして乾の象、保㆓合大和㆒は二氣の交感和合の象、利も貞も共に乾の象、

大哉乾乎、剛健中正純粹精、六

とは合口呼法、陰の道にして即ち妻の國讀たり、是に知るべし、遏蔑の二音は、萬音の父母にして、陰陽交り和して萬物生育の妙用を具へつることとなり、故に聖人雨澤仁恩の功德を讚美して、品物流形と云、品物とは、猶萬物と云が如し、且つ物の字、形の字、共に坤地の德に屬する所の象なりとはいへども、今天地陰陽の二氣の升降交和せるを以て、故に品物流形と云、これ即ち生生息まざるの妙用にして、亨通成就の義たり、故に此一段は、專ら彖辭の亨の一字の解釋義たるなり、

【象】雲行雨施とは天氣降り地氣升り陰陽の二氣交り和するの象、又雲も雨も共に乾を水氣とするの象、行も施すも、共に乾の象、品物流形とは二氣交り和して亨通するの象、又品も物も形も共に乾の對卦坤の象、流は乾の行くことと徧きの象、

乾道變化、各正二性命一、保二合大和一、乃利貞、

【釋】乾道とは即ち天道のことなり、蓋し乾の卦の德性象義を説き釋し玉ふことなる故に、これを乾道と曰ふなり、變化とは即ち生々して息ざるの妙用にして乾天の道たり亦神易の道たり、大傳に、天地之大德曰レ生、又生々之謂レ易と云へる、これなり、それ變とは將に動て變革せんとするの機にして、化とは既に更まり轉りて、物各其時其處を得たるの義なり、固より乾道の妙用に、是の如きの生々して息まず、能く變化して物各其時其處を得せしめ、さて其賦予して稟受せしむる所の性命、公にして正しき所以の者は、これ全く乾天の德の貞正なるに由ることなりと云の義を、乾道變化、各正二性命一と云、これ彖辭の貞の一字の解釋たり、

大和とは、かの天地陰陽の二氣の絪縕和合し交り感じて、生息養育して以て今日の萬物に至るまで、各自ら云爲動作して存在する所以の命根たり、保合とは保ち全くし養ひ育つと云の義にして、これ易の大傳に成レ性存レ存と云、禮の中庸に致二中和一天地位焉、萬物育焉と云へると、同意味の旨にして、此天地大和の元氣を以てこそ、萬物生々養育の大功德を成し得ることにして、凡そ宇宙の間、利益の廣大至極なる所の者は萬物を生育するより勝れる者有ること莫し、故に

至つて大にして比類有ること無きの義を讃歎し玉ふ所の辭なり、乾とは即ち卦の名なり、元とは即ち乾天の一元氣と云ことにして、陰陽の二氣をも包容總括せる所の稱たり、凡そ天地間の事物、共に皆此一元氣の至て剛く至つて健かにして、運り行きて間斷なきに資て以て始まらざること莫しと云の義たり、固より此乾の卦の元氣に、是の如きの功德を具へたり、此功德が即ち天德たり、故に乃統天と云、統天は天德を統ぶると云ことなり、斯に明らかに乾の卦と、天と、同一の妙德たるの義を釋し玉へるなり、是を以て此傳の起首の一章は、專はら乾天純陽の一元氣の、始め肇むるの妙德を主として說かせ玉へるなり、さて次の章よりは、漸やく說て天地德を合し陰陽交り和するの作用に說き及ぼし玉へることなり、故に此一章は乾天純陽の實體の總釋にして、これ即ち彖の辭の元の一字を釋し玉へり、さて卦名の釋は、句每に含蓄して有ることを了會すべし、

【彖】大哉は乾の至大なるの象、乾とは卦名の象、元とは乾天の元氣にして乾の象、萬物は乾の象、又乾の對卦坤の象、資も始も共に乾の象、天も統も共に皆乾の象、

雲行雨施、品物流形、

【釋】此章雲行くと云よりは、乾天坤地、陰陽二氣の交り和するの功德を說て以て釋し玉へるなり、固より已に天と云時には、地は早其中に攝れること、これ必然の定理たり、これ猶陽と云へば、陰を攝ね、君と云へば、臣を攝ね、一日と云て、一夜を攝ぬるが如きの類たり、是即ち神易陰陽の斡旋しの祕訣にして、豫て審らかに辨じ置かずばあるべからざる所の一大事たるを以て、今乾開卷第一章乾の卦の彖傳の首めに、孔夫子の其一隅を見はし玉へることなり、雲行とはこれ地氣の升るなり、雨施すとは、これ天氣の降れるなり、天氣降り、地氣升り、陰陽交り和して、而後に雨澤偏く施すことなり、固より天の天たる所の妙用功德は、雨の恩澤より先なるは莫く且つ大なるは莫きなり、是を以て吾が皇國の上古に、天をば日とも照とも訓じ玉はずして雨と訓せ玉ひつる吾神聖の深き旨ある國訓をば、最恐感歎上つるべきことなり、按ずるに遏とは萬音の父にして、開口呼法、陽の道たり、蔑

云へり、是故に元亨の二字は、乾の一卦の全體の德性象義を說かせ玉へることとなり、

又利貞の二字は、これ殊に聖人の親切に敎へ戒むる所の微旨を、深く含蓄置せ玉ひつることなり、其故は、先づ貞とは貞正の義にして、道の正しきを行ふに利しと云ことなり、道の正しきを行ふとは即ち禮を行ふことなり、禮とは謙遜辭讓を本とす、今此乾の卦は六奇一連にして純陽圓滿の象、盈奇充實の時にして、人事に當てゝこれを說く時には、至つて剛く至つて健やかなる人の、專はら進み動き、彊め行て息むこと無きの義なりとす、固より、人此の如くなる時には其勢ひ必ず勇毅果決鋭進に過ぐるより動則ち佗の柔弱を侮り輕んじ、人の暗昧なるを凌ぎ犯すの失無きこと能はざるなり、故にこれを深く警めて、貞しきに利しと宣へるなり、

○按するに元亨は乾の卦の象義を說けるなり、利貞は乾の時の道義を敎へ警しめ玉へるなり、故に元亨と讀し利貞と句して、二句の意に觀ること、これ讀易の大口訣なり、宋の程頤が說の如く、元亨利貞を乾の四德と讀むことは、文王の彖の辭と、孔夫子の彖の傳との旨には非ることとなり、

【彖】元も亨も利も貞も共に皆乾の象、

【彖傳】大哉乾元、萬物資始、乃〔此卦〕統天、〔德二〕

【釋】これ孔夫子の係け玉ふ所の文にして、其大義は文王の彖の辭の解釋訓註たり、さて其通篇の體裁を歷覽すれば、凡そ首には庖皇の卦に命じ玉へる所の象義を明し釋し、次には文王の彖の辭の象義を解釋し、結尾には其卦名及び卦象の義を取て以て、汎く天下の道を說き以て君子への敎へを垂れ示し玉へるなり、間或は首めより彖の辭を釋し、庖皇の卦名の大義は每句中に帶び說き玉ひ、又は卦名の釋の、末尾に在るも有るなり、其體一律ならずと雖、其中に就て重き義を取つて、これを彖傳とは稱し上つることなり、然るに世間通行の印本には、此章の首每に彖曰の二字を冠ぶらしむ、妄謬の甚しき者たり、故に今彖傳と改正す、加之通本には錯亂脫誤甚多し、今皆これを訂正す、各條下にて註明すべし、傳と云は、こゝにては解釋訓註のことたり、大哉とは天元の一氣の功德の、

義とす、然れどもこれは其槩略を擧げたるのみにして、尙これを精細論ずる時には、貞正にして固の義を帶び、常の義をも兼せたるも有るべく、又は貞固にして、正の義を帶び、常の義を含めるも有るべく、或は貞常の義を主として、正の義を合し、固の義をも併せたるも有るべし、各條下にて推敲琢磨すべし、

【釋】此庖皇の畫卦の下の係辭は、乃ち周の文王の係け玉へる所にして、これを彖の辭と云なり、大傳に、彖也者、材也、又彖者、言ニ乎象一者也と云へる者にして、これ乃ち六畫全卦の體材象義を說き演べて萬古名敎道義の標幟を樹てさせ玉ひつる者たり、

先づ乾の卦と云は、其體は至つて剛く、其用は至つて健やかにして、彊め行ふて休息こと有ること無きと云の象義たり、それ天下萬般の事の務め、其體は至つて剛く、其用は至つて健にして、彊め行ふて息むこと有ること無くば何事か遂げざらん、何の行ひか通せざることとあらんや、これ元いに亨るの所以たり、先づ其卦の象を說く時には、乾を天とし、君とし、夫とし、坤を地とし臣とし妻とす、乾天は陽德にして大に始むることを主さどれり、其始め生ずるの德は雨を以て先とせり、故に天は施し地は承く、其天地德を合して而して後ちに草木百物發生することとなり、彖傳に、雲行雨施、品物流レ形と云、大傳に陰陽合レ德、而剛柔有レ體と云、これなり、是を以て凡そ人に君たらせ玉はんかたの、乾天に則とりて天下を御め玉はん道は、仁の雨の潤澤より先きなるは莫し、故に人君能く仁に體り玉ふ時には天下其恩澤に潤ほはざること莫し、是を以て君令すれば臣奉行し、上唱へ玉ふ時には下和して服し順ふ、是乃君臣德を合し、上下志を通じ、四海靜謐にして、天下升平たる所以の者にして、文言に、君子體レ仁、足ニ以長一レ人と云者、これなり、

然りとはいへども、これ獨り君上尊貴にのみ限れる所の卦象にも非ず亦道義にも非ず亦敎訓にも非ることなり、匹夫匹婦の上にても、夫唱ふれば妻順ふてこれを和す、其卦象、其道義、其敎訓の義、皆相同じ、すべて類推活用に在ることとなり、又大象に、天行乾と云、それ人能く天の行ひに則りて乾々として彊めて息まずば、何の道か成らざることとあらんや、今此乾の卦象に、以上の衆義を具足せることとなり、故に元亨と

健なりと云、これ音と義と倶に併せ釋し玉へるなり、尙善工利器に詳なれば、見合すべし、

【釋】それ乾の卦と云は、三奇一連にして、其性は至つて剛く、其德は至つて健やかなり、其體たるや圓滿にして、其用は進み動き、精粹盈實の至りにして、彊めて行ふて息ざるの德ありて純陽の象たりとす、故に乾と名け玉へり、これ本三畫八卦の名義たりとはいへども、今六畫重卦の六十四卦の乾にても、其卦の德性象義相同じきを以て、聖人三畫卦にても六畫重卦にても、同名を以て相命じ玉へることとなり、故に以下重坤の卦、重坎の卦、重離の卦、重震の卦、重巽の卦、重艮の卦、重兌の卦も、其名其義、三畫八卦と相同じことなりと領會うべきことなり、

且つ固より三畫八卦も、六畫六十四卦も、共に皆羲皇の畫し玉へる所にして、其卦の名も亦皆倶に庖皇の命じ玉へることなりと知べし、然るに漢人に至りて、例の臆造杜撰の說、紛々蜂起せり、殊に此重卦のことに就ては、かれこれと四說有り、○三畫八卦も、六畫重卦も、共に皆庖皇の畫名なりと云者は、王輔嗣等なり、○神農の重卦なりと云者は、鄭康成等なり、○夏の禹王の重卦なりと云者は、孫盛等なり、○文王の重卦なりと云者は、司馬遷等なり、

乾元亨、利貞、

【音】元は、愚袁の切、平音原、始なり、善なり、大なり、亨は、許庚の切、平庚の脝、通なり、成就なり、利は力至の切、去音涖、宜なり、吉なり、貞は知盈の切、平音楨、正なり、定なり、常なり、固なり、

○按に貞、悔、卦、占、繇、用等の文、其卜に從へる者は、皆是卜筮のことに由て、制創せる所の字にして、これ易道中の用字たればなり、殊に貞の字には、易文中にて三等の義の傳へごと有り、

其一は、貞正と云の義にして、國讀たゞしきと訓ず、曰利貞、曰貞吉、曰艱貞、曰小貞、曰女貞、曰可貞等は、皆貞正の訓義とす、

又其一は、貞常の義にして、國讀つねありと訓ず、曰永貞、曰安貞、曰居貞等は、皆常恆の訓義とす、

又其一は、貞固の義にして、國讀かたくとも、かたいぢとも、かたくなとも、訓ずべし、曰大貞、曰貞凶、曰貞厲、曰不可貞、曰貞吝等は、皆固執野鄙の訓

一千五百二十と云、此二篇と云は、即ち今の上下經のことなれば、經と云ことは漢人の追稱たること知りぬべし、然りとはいへども、これ尊び崇むるの義たるを以て、今これに從へり、さて此易の經文を上下に分てること、朱氏は其簡帙の重大なるを以て、上下兩篇に分けられたりと云ひしは、餘り粗鹵なる所の說なり、先づ上經は乾坤に始まり坎離に終り、さて泰否の二卦を以て其中位に鎭在せり、固より泰否は天地の一交際にして、乾坤は天地の大體、坎離水火は陰陽の妙用たるなり、是故に乾坤坎離を以て上經を維括せるなり、これ上經は氣化を主として、而して其體たるなり、故に純卦を以て一篇を首尾せるなり、

又下經は形化の義にして、而して其用たるなり、故に交卦を以て一篇を終始せるなり、是を以て咸恆に起首し既未濟に落成す、損益の二卦を以て其中間に安置せり、それ咸とは男女配偶の始めにして、恆とは夫婦家を治むるの道たり、さらば咸恆は人道の大本にして、即ち乾坤の天地に相應ずる所の道にして、既濟未濟は、坎離の水火の熟く相交れる所の者にして、即ち坎離水火の用を成し了せたる所のものたり、又損益は人事の盛衰にして、これ遙かに上經の泰否と照應せり、是に由つてこれを觀れば、先聖上下篇の分別、卦序の按排、其深重の微旨仰ぎ察しつべきことなり、是故に序卦の文、上經には有天地、然後萬物生焉と云、下經には、夫有天地、然後有萬物、有萬物、然後有男女、有男女、然後有夫婦と云、此文を閱ても、上下兩篇の辨別は、明白たることなり、且つ上篇は乾坤より坎離に迄つて三十卦を收め、下篇には咸恆より既未濟に迄つて三十四卦を載せられたり、其上下兩篇卦數の分配、多寡平均ならずといへども、これを顚倒しこれを反覆する時には、上下二篇の卦數共に同じく十八卦づゝに約り收まることとなり、

以上の衆義を玩索して觀る時には、これ豈微旨深意の存在こと有ること靡しと云ことを得べけんや、上下二篇の卦數約納のことは、別に圖有り、

【乾】䷀〔乾下乾上〕

【音】乾は渠建の切、去音健、建やかなり、說卦に、乾は

周易釋故上

眞勢中州𠔃創　松井羅州修飾

上經并彖傳爻傳大象

【釋】周とは三代の代の名にして乃ち姫周のことなり、さるに其姫周の代の名を以て易の上に冠ぶらしめたる者は何ぞ、蓋し易の作れることは上古庖皇に創まり、それより殷の末、周の開基の頃に至るまでは、凡そ幾數千歳を歷たることにして、其間歷代の聖人これに則り玉ふことなれば、世を逐ひ時に隨ふて、其取捨する所、無きこと能はず、今世に言ひ傳ふる所にても、夏の代にては連山と名けて艮の卦を主張し、殷の代にては歸藏と號して坤の卦を尊尙せしとなり、此夏殷二代の易法は周の代までも遺り傳へて流行せしが故に、其夏殷の代の名に對して、これを周の代の易と云へることにして、其實に就て逆へ言ふ時には、猶古易と云の義たり、孔夫子は常に易とのみ單に稱し玉へるなり、然れども左傳國語等の書に、周易と稱せる者は、多くは彖爻の辭を指せり、これは卜筮に別たんが爲の稱なり、又或は卜筮の時にも周易と稱せること有り、これは夏殷の卜筮法に別つ所の稱たり、故に家語に孔夫子の自筮して賁の卦を得玉ひつる時にも、周易に在ては、山下火有る、これを賁と謂と宣まひつるは、夏殷の筮法にては、賁の卦は吉凶相半するの象たるを以て、離の卦有るを以て吉とせることとなるべしと、夏殷の筮法に對しての言なるを以て、周易と稱し玉へることとなり、又聖人の書を經と云、賢人の書を傳と云と云こことも、これ漢儒の創說にして、周室の頃までは、典謨誥命邱索篇簡策等の稱は見へつれども、經と稱せることとは見當らざることとなり、もつとも孝經と云書有れども、これは後人の贋作にして絕えて孔夫子の作にては非ることとなり、其巨細の義は、別論あれば略せり、大傳に、二篇の策、萬有

周易釋故上目次

麗　丽
疆　畺
難　難
懷　褱

【二十畫以上】

嚴　嚴
辯　辯
變　變
襲　襲
黷　又は瀆　黷

【附　　言】

本書の著者が、特に古字を用ひたるは、作字の根本に溯りて之を正さんと試みたるものに外ならず、淵はもと、両岸の間に回水あるの象形文字なれば、更に水偏を加へて淵に作るは後世の俗增なりと云ふが如き、其一例たり、

上記の文字は、校正者が必要と思ふ限りを掲げたるものなれども、茲に漏れたるものも尠からざるべし、但し、省字俗字等の、今尚、廣く使用せらるゝものは之を省き、偏旁の例を以て推すべきものも概して之を省きたり、

【十三畫】

暉 輝
亂 亂
器 噐
筮 簭
皐 皋
辟 辟
雷 靁
傷 𠆮
意 薏 忈
義 羛
業 𤕼
道 衜

【十四畫】

盡 盡
撰 撰
厲 厉
發 癹
境 竟
遠 逺
豪 豪
賓 賔
養 飬
粹 粹
寧 寍
需 需

【十五畫】

稺 稺
漁 澒
震 震
隣 鄰
德 悳
履 屨
暴 㬥
憂 惪
緝 緝
融 蝠

【十六畫】

錯 鍇
遺 遺
輹 輹
澤 澤
樹 樹
優 億
撫 抚
靈 灵
彊 弜

【十七畫】

謙 謙
濡 渜
聰 聦
應 𢉖 𢊘 𢋽 応

【十八畫】

豁 豁
繇 繇
顧 卬
龍 竜
雜 雜
離 离 離
爵 爵
歸 帰 歸
薰 熏
霧 雺

【十九畫】

辭 辭

恒 亙
飛 飞
昨 䎺
秋 烋
勇 勈

【十畫】

時 旹 峕
索 索
脈 衇
益 謚
美 羙
兼 蒹
家 冡

恆 恆 㮓
泰 泰
郭 郭
晉 晉
衰 衰
差 差
浸 浸
素 素
旅 㫃
弱 弱
桓 桓
厚 厚
悔 悔

原 原

【十一畫】

乾 乹 乹 乾
終 終
執 執
假 假
魚 奐
莫 莫
瓶 瓶
眼 眼
場 塲
習 習
淵 㴊

密 宓
惕 惕
陰 侌 阥

【十二畫】

散 𢿱
復 复 夏 夏
善 譱 善
渙 渙
敢 敢
黃 黄 黄
勝 勝
揚 揚
衆 眾

貴 貴
棄 弃
辜 辠
萃 萃
須 須
過 过
傑 傑
然 然
喪 喪
巽 巽
強 弜
陽 昜 阦
責 責

變體文字

【三畫】

于　亏

【四畫】

不　丆

父　夊

升　廾

斤　觔

厄　戹

夬　叏

【五畫】

以　叺

右　各

失　先

【六畫】

有　育

地　坔

光　炗

共　芇

羊　芉

衣　亣

戎　戒

艮　𥃩

曳　曵

【七畫】

災　災

亨　享　亭

志　恚

夷　夸　夤

角　甪

朵　朶

兵　𠒇

良　㫐

尾　屍

告　吿

矣　吳

我　𢦏

宣　亘

【八畫】

易　昜

沛　渿

罔　囧

庚　康

幸　㚔

表　衰

昔　笞

育　毒

金　金

近　这

戾　戻

承　丞　氶

居　凥

【九畫】

若　苦　菩

柔　𣏾

往　徃

拱　拚

毒　毒

洪　淇

春　旾

革　草

括　搭

面　靣

思　恖

前　歬

眞勢中州、及び其高弟なる松井羅州、谷川祐信等の著書には、古字又は省字を用ひたるもの頗る多きを常とし「釋故」亦其例に漏れず。故に其原本は、頗る謹嚴の寫本にして、他の幾多の寫本と、全然其趣を異にせりと雖も、校正者が之を讀下するに方りては、幾多の困難を感じたり。著者が、通行文字を用ひずして、特に變體文字を用ひたるは幾多の理由あることなれば、之を通行文字に改むることは、著者の本旨に反すべし。然れども、之を印行するに方りては、櫻版を用ひざる限りは、之を通行文字に改めざるを得ざるなり。故に此國字解書に在りては、全然之を通行文字に改め、只、其必要ある個處には細字を用ひて、原本の字體を示す事となしたり。然しながら、原本に如何なる字體を用ひたるかを知るは、必ずしも無用の業に非ざるを以て、校正者が手錄しおける文字を、通行文字の下に列記して讀者の參考に供す。

小人 否二觀初剝上指下陰遯四壯三皆反說革上
君子 坤同人彖屯三謙初解五革上未五
宮人 剝五
不富 泰四謙五
血 坤上屯上需四小畜四渙上指三
魚 剝五姤二四

公 解
老婦 大過五指上
項 大過
首 既濟
前禽 比五指上
終 復又需夬

大君 臨師上指五
國君 復上指五
王 師二離上並指五
王母 晉三指五
婦人 蒙二指五恒五
輔 艮
黃 坤噬鼎
金 噬鼎
乾肉 噬
來章 豐

妻 小畜三指四
身 艮
出門庭 明夷
括囊 坤
中行 復四指五陰中益四
指卦中

公 益三
武人 履
女 蒙
墉 解上指三
腊肉 噬陽位
含章 坤陽位
中行 益三卦中
終 坤睽下卦上

臣妾 遯三指二
女子 屯觀
婦 既濟
中饋 家人
鼻 噬
腓 咸艮
宗 同人
黃 離

子 蠱
童 觀
小子 漸
武人 巽
妾 鼎
趾 鼎艮
拇 咸解四指初
臀 困
尾 遯未濟
豕 姤
茅 否大過
瓜 姤五指初

變體文字の大要

陰爻 通稱	○乾三小畜上謙三觀初反說爻五上剝上遯四壯三明初夬三 ○君子亦有取於陰爻無稱小人 朋 復彖○泰二咸四蹇五解四 富 小畜五	小 泰否貞遯睽旅巽小過既濟彖辭
上六	郊 同人 耳 噬 王鉉 鼎 角 晉姤 何 噬	野 坤
六五	渙蹇二指五訟三觀四井三並指五 夫 隨二丈夫指五大過士夫指五 夫子反說 脢 咸 國 觀四指五 朱紱 困二指五 杞 姤 含章 姤 中行	天子 有三指五
六四	金矢 噬	公 益
六三	高陵 同人 公 大有 夫 小畜 頄 夬三 股 咸 夤 艮 墉 同人 莽 同人 終 乾三謙三	從王 坤訟
六二	大人 升困彖乾 丈人 師彖 子 蒙 夫 蒙三金夫指二大過老夫 幽人 履歸妹 門庭 節 机 渙 金柅 姤初指二 赤紱 困 黃矢 解 中 師泰	臣 蹇
初六	元夫 睽四指初 女妻 大過二指初 屨 噬 趾 噬賁壯夬 徒 賁 門 同人隨 戶庭 節 尾 既濟 茅 泰	霜 坤

			☱兌　歸妹 兌遇震象
			八月 臨兌遇坤全體取象　西郊 小畜互兌　女 咸　號 夬　言 困　二簋 損遇艮全體取卦名義　豚魚 中孚叉巽象
豶豕 大畜五強艮義　鼠 晉四鼫鼠互體	虎視 頤四　碩果 剝上	雨濡 夬上鼎三互體　西郊 小過五互體　女 歸上指下體　臀 夬四　眇跛 履歸妹　虎 履三四革五上	西山 隨上升四岐山互體　史巫 巽二互體　涕洟 離五互體萃上　涉滅 大過上　羊 大壯似體夬四歸上
木 堅多節	果蓏	地 剛鹵　少女　巫　毀折　羊	澤水 革彖傳　妾　口舌　附決

爻象圖

陽爻 通稱	大 泰否彖	君子 泰否謙彖
上九	天 大有	天衢 大畜
九五	天 乾姤	王 夬萃豐渙象○家人
九四	丈夫 隨三指四	乾胏 噬
九三	日夕 乾	日昃 離
九二	田 乾	沙 需遠坎取
初九	郊 需遠坎取	小子 隨二三指初

明 明夷
光 需互體
南 升南征朱子曰坤巽拱離
女 家人
獄 噬上離初至四似離
牝牛 離

南 夷三
焚 旅上火也
婦 既二漸三五朱子曰互體
股 夷二
征 離上
伐 晉上
牛 睽三互體无妄初四似體又互艮旅上革初既五脂下體大畜似體
隼 解上指三互體
雉 鼎三指上體旅五
鳥 旅上
鶴 中孚二指互體
飛 夷初
龜 頤損益似體

火
電
中女
目
大腹
甲冑
戈兵
鼈
蟹
蠃
蚌
龜
雉
木 科上槁
乾卦

☶ 艮

旅 艮遇離爲旅

童蒙 蒙
背 艮
飛鳥 小過艮遇震全體取象

大川 頤五不利涉艮象頤上利涉陽爻象又全體虛舟象
丘 賁五頤二脂上爻渙四互體
石 豫二
人身 艮卦全體取象
童蒙 蒙
童僕 旅三二
廬 剝上全體似艮
牀 剝似艮
牛 大畜童牛又三上似體童艮象无妄三係牛互體係艮止義遯二黃牛執革艮止義

山
徑路
小石
少男
手
指
門闕
閽寺
狗
鼠

☵ 坎

大川 需訟取坎兼乾行象渙取坎又取巽木在坎上象
濡 未濟
心 坎心亨
廟 渙取坎有幽陰象亦取上體巽木象
狐 未濟

雨 睽上五指下互體
濡 賁三互體既初近互既上未初
大川 訟初近互體未三
泥 需三又震四互體
塗 睽上指下互體
穴 需
窞 坎初三
幽谷 困
石 困
弟子 師五指三
寇 蒙上指下體賁四互體需三指上體解三
血 需
酒 需五困二酒食坎樽酒未上飲酒下近坎體
車 賁初近互體困四指坎
輿 睽三互體
輪 既初未二
弧矢 睽上指下互體
刑桎梏 蒙初
徽纆 坎
馬 屯賁互體明夷渙睽變體
狐 解二
豕 睽上
株木 困
蒺藜 困
叢 東坎上東

月　雨
雲　泉
水　溝瀆
中男　加憂
心病　耳痛
血卦　盜
弓　輪
輿 多眚　馬 美脊亟心下首薄蹄
豕　木 堅多心
赤　隱伏
矯揉　通

☲ 離

日 晋革豐

日 離豐
光 未五

日　明

頤　口也震遇艮象以全體取後同

七日　復全體取象
大川　益震巽木象
侯　屯豫建侯屬震又坤上象屯互坤
口　頤震遇艮全體取象

九陵　震二
侯　屯初
長子　師五指互體
馬　屯乘馬中孚馬匹互體

長子　足
龍　馬　善鳴馬足作足的顙
竹　萑葦
稼　玄黃
旉　健
決躁　蕃鮮

☴ 巽

井　巽遇坎象
鼎　巽遇離象

雲　小畜巽一陰在乾天上象
大川　蠱下巽又互震中孚上巽又互震
女　家人女正姤女壯漸女歸
棟　大過棟橈巽遇兌全體取象
豚魚　中孚又兌體只取陰物象

月雨　小畜上陰象
號　渙五號令也
婦　小畜上
臀　姤三
棟　大過與彖同
牀　巽二上木象
資　旅四互體巽上財也
翰音　中孚上
木　漸四
楊　大過二五互反體

風　長女
寡髮　廣顙
白眼　股　雞
工　市　利
木　白　臭
長　高
繩直　進退
不果　躁卦

伏羲 卦	文王 彖	周公 爻	孔子 大象文言說卦
☰ 乾	大川 需訟取乾健兼坎險同人取乾健兼互巽大畜取乾健兼互震	龍 乾六爻 馬 大畜九三良馬 輿 大畜二 大壯四 車 大有二	天 圜 寒 冰 玉 金 君 父 首 馬 良老瘠駁 木果 大赤
☷ 坤	康侯 晉坤土象 行師 豫坤衆象 廟 萃坤土象又互巽體木在土上象 馬 坤牝馬晉錫馬 大牲 萃	王母 晉二 師 泰謙復並上爻 邑國 國家 謙上 城隍 泰上 龍 坤上 腹 夷四 征伐 謙上 邑 泰上比五指下體升三指上體 國 益四互體 輿 剝上指下體 玄黃 坤上	地 臣 母 妻 腹 衆 輿 釜 柄 牛 文 布
☳ 震	震 驚百里即雷也	七日 震二	雷 大塗

卯辰　巳午　未申　酉戌　亥子　丑寅　以一日十二時言一年十二月推之

北　中　西　南　中　東　以地之方位言

郊　國中　國中　國中　國中　郊　以國之內外言

㊅　王天子　君公公　同卿大夫　臣士　民　以一國之人言

愚按古人闕王上一畫者皇位上無可處者之義也然六爻中一爻無用者此是太皇位際遁致仕者去帝都人又無位士庶人無預世事者類通廣

父　母　夫　妻　子　女僮僕臣妾　以一家之人言

首　晦　身　股　腓　趾　以人身言

首角耳　前足　身　身　後足　尾　以獸身言

卦象圖

雙湖胡氏曰易大傳曰庖犧氏仰以觀天文俯以察地理鳥獸之文地之宜近取諸身遠取諸物始作八卦卦即象也至文王周公孔子象益著焉而其所謂象亦不過天文地理人事鳥獸草木數端而已朱子嘗謂四聖之易各有不同不可作一例看故今別為此圖天地人物之象畢異而彝文周孔取象之同異皆於此可見

は先づ其爻卦が何物の象なるかを知らざるべからず。乾を天とし父とし、坤を地とし、母とし、九五を至尊の爻とし、六二を臣妾の爻とするが如き其一例なり。是等は易の經文、及び十翼中に散見すれども、此以外の物は、類を推して之を求むべきは、言を要せざるなり。白峨の「廣易學必讀」に載せたる「爻象一例」、「卦象圖」、「爻象圖」は、初學に便なるを以て、左に之を掲ぐ。卦象圖、爻象圖中の細字は、易經に就きて、其所在を示せるなり。

爻象一例

爻象一例。初學或ハ不レ知。故ニ今與ニ古說一而示レ之ヲ焉爾。

上陰	五陽	四陰	三陽	二陰	初陽	
天之上	天	人之上	人	地	地之下	以六畫之位言
天	人	地	天	人	地	以三畫內外體分言
陰	陽	義	仁	柔	剛	以三才之道言

書の繫辭傳の釋義と、下卷附錄の「本筮指南」とに詳なれば就て見るべし。

○易の爻卦を示すに四・八・八、八・四・四、八・四・八など云ふことあり。これもと、筮竹を數へて得たる數をいふものなり。筮竹を數ふるには、四本宛數ふるものなるが故に四を以て奇數、即ち陽爻(⚊)と定め、其倍數なる八を以て偶數、即ち陰爻(⚋)と定めたるなり(其說「啓蒙」及び「本筮指南」等に詳なり)。故に下より數へて、四・八・八と云ふ時は☳にして震なり。八・四・四は☴にして巽なり。八・四・八は☵にして坎なり。而して震は陽卦なるが故に、之を⚊とし巽は陰卦なるが故に、之を⚋とし、坎は陽卦なるが故に、之を⚊とし、之を下より記し☲を得て離の卦と爲すなり。

○卦象及び爻象

易の爻卦は、もと天地萬物に象りたるものなれば、爻卦を觀るもの

ば之を陽比といひ、兩爻ともに陰なれば、之を陰比といふ。

○陽爻は光大、賢明、剛健、充實、富貴、男子、君子等の象にして、陰爻は陰暗、愚昧、柔弱、空虚、貧賤、女子、小人等の象なり。

○初め筮して得たる卦を本卦と云ひ、再び筮して得たる卦を之卦といふ。變じ之く卦の義なり。「遇觀之否」など云ふは、初筮の得卦なる觀が、再筮の時に變じて否となりたるなり。初筮と再筮とは、其得卦の異なること多けれども、又、二回ともに、其得卦の同じき事あり。得卦の同じき時に、之卦なきは勿論なり。

○生卦法、及び筮法は附錄の「階梯附言」に詳なれば就て見るべし。

○筮法に於て、諸家其說を異にせるは、繫辭傳の解釋を異にせるより出でたるなり。眞勢中州は繫辭傳の「大衍之數五十、其用四十有九」とある四十有九を四十有八の誤となしたるを以て、其師白峨が、朱子の「啓蒙」を遵奉せしに拘らず、別に一機軸を出せるなり。其說は、本

爻の位置を示すに、下より數へて一（初といふ）二、三、四、五、六（上といふ）となす時は、一、三、五は奇數なるが故に、之を陽位とし、二、四、六は偶數なるが故に、之を陰位となす。而して陽爻は陽位に在り、陰爻は陰位に在るを以て、正しとす。

○應爻といふことあり。初爻と四爻と應じ、二爻と五爻と應じ、三爻と上爻と應ずるを云ふなり（六畫重卦を上下に分つ時は、六畫卦の初爻、四爻は、共に三畫卦の下爻なり。六畫卦の二爻、五爻は、共に三畫卦の中爻なり。六畫卦の三爻、上爻は、共に三畫卦の上爻なり）陰と陽とは互に和合すれども陰と陰、又は陽と陽は、互に反撥するの性を有す。故に應爻が一陰一陽なる時は、之を相應ずと云ひ、又は正應といふ。應爻が何れも陰のみなるか、又は陽のみなる時は、之を不應（敵應又は害應とも云ふ）といふ。

又、比並と云ふことあり。初と二、三と四、五と六が、兩爻ともに陽なれ

けるものなり。大象は、此卦象を觀ては云々すべしとの教訓にして、爻傳は爻辭の解釋訓註と見るべきものなり。

○易は陰陽の變化なれば、爻に陰陽あり、八卦に陰陽あり、爻の位置にも亦陰陽あり。⚊を陽爻とし⚋を陰爻とせる事は、前に之を言へり。純陽より成れる乾(☰)が陽卦にして、純陰より成れる坤(☷)が陰卦なることは言を待たず。乾を父とし坤を母として他の六卦を生ず。乾の初爻を得たる震(☳)を長男とし、乾の中爻を得たる坎(☵)を中男とし、乾の上爻を得たる艮(☶)を少男とす、これ皆陽卦なり。又、坤の初爻を得たる巽(☴)を長女とし、坤の中爻を得たる離(☲)を中女とし、坤の上爻を得たる兌(☱)を少女とす。これ皆陰卦なり。今左に之を圖示す。

(陽卦)　乾父☰
- 震ハ長男☳
- 坎ハ中男☵
- 艮ハ少男☶

(陰卦)　坤母☷
- 巽ハ長女☴
- 離ハ中女☲
- 兌ハ少女☱

といひ、次を二、次を三、次を四、次を五、最上にあるを上といふ(第一位を一といはずして初といひ、第六位を六といはずして上といふなり)。即ち䷀なり。又、稱呼の上にて爻の陰(⚋)陽(⚊)を分つには、奇數の九を以て陽爻に名け、偶數の六を以て陰爻に名くるなり。故に陽爻が第二、第三、第四、第五の位置に在る時は九二、九三、九四、九五と稱す。これ陽の第二、第三、第四、第五の義なり。若し陰爻なる時は六二、六三、六四、六五と稱す。其義陽爻に同じ。但し初と上とに在る時は、之を九初、九上、又は六初、六上と呼ばずして初九、上九、又は初六、上六と云ふなり。されば䷑の卦に就て其爻を呼ぶには、之を下より唱へて初六、九二、九三、六四、六五、上九と稱するなり。

○彖傳は彖辭の解釋訓詁と見るべきものにして、孔子の書けるものなり。

○大象と爻傳とは、共に通本の象傳中に在るものにして、孔子の書

り、極て剛健なるを以て、大に亨通すべき象なることを記せるなり。然れども放縱自恣は、事を敗るの基なれば「利貞」の二字を掲げて、乾の境遇に在るものゝ敎訓となせるなり。

○爻辭は彖辭の次に記せる經文なり。爻辭は爻に對して周公の繫けたる辭にして、爻象と敎訓とを記せり。乾卦の最下の一爻(之を初九と名く)に就て云へば、「初九潛龍」は、易に於て、龍を陽物とせるを以て、最下の陽爻なる初九を潛龍の象となせるなり。龍は性剛健なれども、尙、潛龍にして未だ其地位を得ざる間は、意の如くに、事を爲し得べきにあらず。故に斯る境遇に在る者は、謹愼を以て主と爲すべくして、妄に事を用ふべからざるなり。故に「勿用」の二字を以て其敎訓と爲せるなり。

易は逆數なるを以て、下より數へて上に昇るを法とす。「乾下乾上」と云ふも、下を先づ唱へたるなり。故に卦の最下にある爻の位置を初

或は悔といふこととあり）上卦下卦とともに三畫卦の舊名を用ひて、乾、坤、震、巽等と稱す。文例中の畫卦の下に〔乾下乾上〕と細書せるは、乾下乾上と讀み、下卦を乾卦と爲し、上卦を乾卦と爲すといふ事にて、上下兩卦の卦名を示せるものなり。「釋故」の原本には、此細書無けれども、便宜の爲に、校正者が、通本に據りて之を補ひたるなり。

三畫卦の乾と乾とを重ね、坤と坤とを重ねたる類、即ち重乾、重坤、重震、重巽、重坎、重離、重艮、重兌の八種は、其重卦も亦、舊名に因て、乾卦、坤卦、震卦、巽卦、坎卦、離卦、艮卦、兌卦と稱す。然れども、上下卦の異なる重卦には新に名稱を附して屯（䷂震下坎上）蒙（䷃坎下艮上）需（䷄乾下坎上）等と稱す。

○彖辭は易の毎卦の劈頭第一に記せる經文なり。彖辭は卦に對して文王の繫けたる辭にして、卦象と敎訓とを記せり。乾卦の彖辭に就て云へば「乾大亨」は卦象を示せるものにて、此卦が六陽爻より成

にして陽を示せるものなれば、之を陽爻といひ、⚋は偶數にして陰を示せるものなれば、之を陰爻といふ。

三畫卦は陰陽二爻を重ねて、三重となせるものなれば、如何に其位置を變更すとも、八種以上の變化を爲すこと能はず。二の三乘なる八變を爲すに止まるものとす($2\times2\times2=8$)。此く八變化せるものを八卦と云ふ。即ち左の如し。

☰(乾)　☷(坤)　☳(震)　☴(巽)　☵(坎)　☲(離)　☶(艮)　☱(兌)

六畫重卦は陰爻陽爻を重ねて、六爻と爲せるものなれば、如何に其位置を變更すとも、二の六乘たる六十四種の變化を爲すに止まるものとす($2\times2\times2\times2\times2\times2=64$)。故に易の六畫重卦には六十四卦あるなり。

○六畫重卦は二の三畫卦を重ねて成れるものなれば、之を上下の二に分ちて、上卦、下卦となし(下卦を内卦或は貞と云ひ、上卦を外卦

【爻傳】潛龍勿用。陽在下也。○見龍在田。德施普也。○終日乾乾。反復道也。○或躍在淵。進无咎也。○飛龍在天。大人造也。○亢龍有悔。盈不可久也。○用九。天德。不可爲首也。

○術語の例

○〔乾〕と記したるは、先づ卦の名稱を示せるなり。卦名は通本には揭げざれども「釋故」には欄外に揭げたるを以て今は〔〕を加へて、之を本書の欄內に移せるなり。

䷀は卦の一種にして六直線より成る。これ即ち乾卦なり。易經中には乾卦の外に䷁(坤)䷂(屯)䷃(蒙)等の卦六十三ありて合せて六十四卦なり。卦は此の例を以ても知り得る如く、⚊又は⚋の六線を組合せ、又は⚊と⚋とを組合せて六線と爲したるものゝ名稱なれば、之を六畫重卦と名け、以て☰(乾)☷(坤)等の三畫卦と區別す。

○卦の要素となれる⚊又は⚋の一つを指して爻と云ふ。⚊は奇數

○易經の文例

今「周易釋故」に基きて、易の乾の卦と、其彖辭と爻辭とを掲げ、次に彖傳と象傳（「釋故」にては象傳を分ちて、大象と爻傳との二とす）とを掲げて、必要なる術語を例示すべし。

【卦】〔乾〕 ☰☰ 〔乾下乾上〕

【彖辭】乾元亨。利貞。

【爻辭】初九潛龍。勿用。○九二見龍在田。利見大人。○九三終日乾乾。夕惕若厲无咎。○九四或躍在淵无咎。○九五飛龍在天。利見大人。○上九亢龍有悔。○用九見群龍。无首吉。

【彖傳】大哉乾元。萬物資始。乃統天。雲行雨施。品物流形。乾道變化。各正性命。保合大和。乃利貞。大哉乾乎。剛健中正純粹精。六爻發揮通情。大明終始。六位時成。時乘六龍。以御天。首出庶物。萬國咸寧。

【大象】天行乾。君子以自彊不息。

にあらず、十翼を讀みて初めて理解すべきもの尠からざれば、反覆通誦を要すべきは、固より言を俟たざるなり。(但し「階梯附言」に詳說せるものは概して之を省く)。

○易經の成立

易の卦は、伏羲の畫きたるものにして、彖辭は文王の繫けたるもの、爻辭は周公の繫けたるものなり、之を易の經文といひ、上經、下經の二篇あり。經文の解釋訓註たる上彖傳、下彖傳、上象傳、下象傳、繫辭上傳、繫辭下傳、文言傳、說卦傳、序卦傳、雜卦傳の十傳は、孔子の述べたるものにして、易の十翼と稱せらる。傳とは解釋訓註の稱なり(易の大傳といふは、特に繫辭傳を指せるものとす)。古は、經二篇、傳十篇、各、別に存せしが、漢魏の諸儒、之が註解を作るに至り、經文の次に、其傳文を掲げて閲覽に便せしより、後世の易を說くもの、概して之に從へり。

論なし。故に「釋故」に據りて、卦象の變化運用を究めんとする者は、中州の高弟なる著者が、其師說を祖述したる「本筮指南」に據らざるべからず。此書も亦、玆に附載する目的より云へば、無用の記事、固より尠からずと雖も、其紙數の少きが上に、卜筮家の至便となせる書なるを以て、削除を加へずして、其全部を掲ぐる事となしたり。

專用の術語に就きて

「周易釋故」は、もと、初めて易を讀む者の爲に著せるものに非ず。故に其術語の如きも、其何物たるを示さずして、直に其術語を用ひて講說したり。是れ蓋し、初學の不便とする所なるべし。故に校正者が通讀中に心附きたる二三の事項を摘錄して、本書講讀の津梁と爲さんとす。而かも易は、其意義高深なるを以て、一讀の直に解し得る所

○易學階梯附言（谷川祐信著）　「周易釋故」を讀む者は、先づ本書專用の術語を知らざるべからず。此書は、もと、中州の遺著「易學階梯」を讀む者の爲に、中州の高弟なる著者が、入門の道標として著したるものなれば、術語の解釋書に非ざることは勿論なれども、本書專用の術語を見るべきもの、此書を措いて、他にあることなし。故に附載の目的より云へば、無用の記事、尠からずと雖も、僅に數十頁に過ぎざるものなれば、削除を加へずして、其全部を掲ぐる事となしたり。

○周易本筮指南（谷川順祐著）　易文を講じて其哲理を捜らんとする者と、之を卜筮に應用せんとする者とを問はず、卦象の變化に通ずるに非ざれば、易理の妙を解すべからず。朱子の「易學啓蒙」を著せるは、蓋し之が爲めなり。而かも中州の易説は、朱子の易説と同じからざれば「啓蒙」を以て「釋故」を運用すべからざるは、固より

第三卷は過大となり、第四卷は過小となりて、分册上に便ならず。若し經文の一部と其彖象とを割き、之を六翼に合するときは閲覽上に便ならず。加之、本書を講ずる者の爲には、下記三書の附載を必要と爲すを以て、上經及び其彖象を以て第三卷となして「易學啓蒙諺解大成」(刊本四册)「易學階梯附言」(刊本二册)の二書を之に附載し、下經及び其彖象と他の六翼とを以て第四卷と爲して「周易本筮指南」(刊本二册)を之に附載し、以て分册上、閲覽上の便を圖りたり。

○易學啓蒙諺解大成(梅原箕洲講述)　眞勢中州の易學は、其創見に出でたるもの固より尠からずと雖も、其基く所は新井白峨の易學にして、白峨の易學は、朱子の「易學啓蒙」に出でたり。故に其源委を搜らんには、必ず「啓蒙」に遡らざるべからず。加之、「啓蒙」は易學者必讀の書たるを以て、其學派の如何を問はず、必ず一讀を要するものたり。

先哲遺著 漢籍國字解全書 第三卷凡例

本書の分册、附錄、術語、用字等に就きて、先づ讀者の一讀を請ふべきものあるを以て、本卷に限り、特に凡例を設けたり。

分册及び附錄に就きて

本書の第三卷第四卷には「周易釋故」(寫本二十五册)を分載する豫定なるを以て、何れの部分より之を分册すべきかを決せざるべからず。素讀本に據れば、周易は上經下經を合して上卷一册と爲し、十翼を合して下卷一册と爲したれども、十翼中の彖傳(上彖傳下彖傳)と象傳(上象傳下象傳)とは、經文(上經下經)の、直接なる解釋訓註たるを以て、經文と併せて之を講ずるを便とす。「釋故」に在りても亦之に從ひたり。今、經文及び四翼(彖象各二)を合せて第三卷と爲し、殘餘の六翼を以て第四卷と爲すときは、

九月、播磨龍山谷川順祐信甫、謹題於阪陽含章書堂とあれば、文化文政頃の人なるは明なり。

變化を述べたるものなり。故に此書は象數派に重要視せらるゝに反して、理義派の排斥を免れざるものなり。今玆に之を收めたるは、占筮の故實を記せるが爲に非ずして、象數の變化と、象數上の術語とを併せ見るの便に供せんが爲に外ならず。蓋し釋故以外には、多く用ひられざる象數上の術語は、此書を措きて他に求むべからざるを以てなり。

【著者の小傳】谷川順祐は播磨龍山の人にして信甫と字し龍山と號す。尾張の儒者眞勢中州の門に遊びて易占に通曉し、中州沒するに及び、中州の說に基きて幾多の易書を著したり。左國易一家言(三冊刊本)周易本筮指南(二冊刊本)易學階梯附言(二冊刊本)等は何れも順祐の著せるものにして、中州の易說を窺ふの津梁となすべきものなり。順祐の生死年月未だ詳ならざれども、附言の序には「文化甲戌之冬十一月穀日、谷川順識」とあり、本筮指南の序には文政庚辰秋

と稱す、後ち玄輔を以て通稱とす、和泉の人。少時京都木下順庵の門に遊び、又從て江戸に學び、業大に進む。新井白石、室鳩巢、雨森芳洲等と、木門の俊秀を以て稱せらる。順庵薦めて紀伊侯の文學と爲す。篁洲は經説に門戸を樹つることを喜ばず、漢唐の訓詁、宋明の理義、皆兼取する所たり。謂ゆる折衷學は、篁洲蓋し之が開祖たり。又法律制度に精しく、嘗て侯命を奉じて、明律譯解三十卷を撰す。寶永三年正月三日歿す、年五十一。易學啓蒙諺解、老子經諺解、古文前集諺解大成等の著あり。

易學階梯附言　谷川順祐著

【本書の解題】此書は、著者の師なる眞勢中州の著せる易學階梯（刊本二册）を讀む初學者の爲め、緊要なる事項を輯錄して入門の表識と爲したるものにして、刊本二册あり。主として占筮の故實、象數の

相待ちて啓發すべきものなれば、象數を離れては經義を說くべからず、經義を離れては象數を解すべからざるものたり。然るに經義派は象數を外にして經義を語らんとし、象數派は經義を外にして象數を談ぜんとす。是れ何れも讀易の法を誤れるものとす。故に朱子は、啓蒙の序に於て、讀易者の弊竇を指摘して曰く「其文義に專らなるもの、既に支離散漫にして根着する所なく、象數に涉るもの、又皆、牽合傅會して、以て聖人の心思智慮の所爲に出でたりと爲す。是の若(ゴト)きもの、予竊に病ふ。因て同志と與に舊聞を輯めて、書四篇と爲し、以て初學に示して其說を疑ふ毋らしむ」と。以て啓蒙撰述の趣旨を見るべし。蓋し易學上亦必讀の參考書なり。今玆には、榊原篁洲が假名文にて本書を講明したる易學啓蒙諺解大成(刊本二冊)を收む。

【講述者の小傳】榊原篁洲、名は玄輔、字は希翊、篁洲は其の號、小太郎

等十餘種あり。又、正續文章軌範、讀書作文譜を校刊し、世に行はる。周易釋故は中州の講說を潤飾して之を大成したるものにして所說精緻を以て稱せらる。

附錄

易學啓蒙　榊原篁洲講述

【本書の解題】易學啓蒙は宋代隨一の大儒なる朱子の名著なり。朱子嘗て言ふ「易は最も讀み難し。開卷の初を以て、先づ一重の象數あり。必ず象數を明にして而して後に、易は讀むべし」と。故に朱子は周易本義を著して、之を訓注解說したれども、尙、初學の象數の意義を解せずして、經文を誤らんことを恐れて易學啓蒙を著せるなり。易の書たるや、其解題にも記せる如く、象數と理義と、互に

堂と號す。通稱を彥右衞門と云ふ、尾張の人なり。少より易占を喜びて、新井白峨に從ひ學び、又自から硏究して得る所あり。後大阪に徙り、專ら易學を講ず。又象著を作り、爻卦を製し、經文の錯簡譌誤を正し、本文を錯綜して復古易經と唱へ、其占驗の群に秀逸たること、時人或は精義入神にして二千年來の一人と稱す。文化十四年二月四日歿す、年六十四。易學階梯、周易象徵、周易講義、周易諺解、左國占話、復古堂一家言等の著あり。中州の占筮奇中の多きは、浪華人傑談(政田義彥の著)に見ゆ。國書刊行會編輯の續燕石十種第一の卷にあり、今其の文甚長ければ略す。

【講述者の小傳】松井羅州、名は暉辰(又、輝星ともいふ)字は苗賁、通稱は甚五郞、羅州は其の號、又讀耕園と號す、大阪の人なり。眞勢中州に從ひて、筮法を習ひ、專ら易學を修め、竟に此を以て家を成し、文政五年二月年七十二にして歿す。著書に周易象徵音義、象徵樞機

王弼は老莊を以て易を說き、程子は儒敎を以て易を說けり。皆謂ゆる理義派に屬す。朱子は象數理義を兼ねて易を說けども象數に傾く者の如し。今茲に收むるは、松井羅州が其師眞勢中州の講說を潤飾したる周易釋故（寫本二十五冊）にして、象數に依て經義を尋ね、徵を穿ち細に入り、之を人生百般の事に適應せしめんことを期したるものなれば、應用倫理の敎訓とも見るべく、處世の活指南とも見るべきものたり。蓋今日より平心にして之を論ずれば、中州の說は、時に武斷に失するの嫌なきに非ずと雖も、其獨創の卓見中、讀者をして、自から歎服せしむるもの隨處に散點せるを見るべし。されば單に此の書のみを以て未だ盡く易義を包羅して遺す所なしとは云ふべからざるも、亦敢て得易からざるの珍書として紹介するを躊躇せざるなり。

【講述者の小傳】眞勢中州、名は達富、字は發貴、中州は其の號、又、復古

として有名なるは、馬融、鄭玄、其の外兩漢諸儒の説、もと成書ありて傳はりしも、今は亦皆散亡して詳かならず。隋書經籍志に、子夏傳二卷ありて、孔門子夏の著と稱すれども、後世の僞作なることは前人已に之を辯ぜり。今傳存するものは、魏の王弼の注、尤も著はる。唐の李鼎祚の集解は子夏以下唐代に至るまでの諸説を輯集して、頗る便益の書と稱せらる。而して宋の程子の傳、朱子の本義は宋元以後制義士を取る教科書となりて、又尤も大に行はれ、延きて我が邦に及び、德川氏の世、幕府列藩亦多く程傳朱義を以て周易を説けり。されども易の書たるや元來高大深遠にして、容易に測るべからざるを以て推されし者なれば、其の象數と云ひ理義と云ふも、亦是れ易書に自から其の奧旨を論じて、仁者見レテ之ヲ謂ヒ二之ヲ仁ト一、智者見レテ之ヲ謂ヒ二之ヲ智ト一、百姓日ニ用キテ而不レ知ラと云へるが如く、其の注釋者の見解によりて、固より大小深淺の異同あることを免れず。

本、周國の名を取りて、他の時代の書と區別せし者なれども、學者或は周を普と訓じ、易道周普にして偏からざる所なきよりして謂ふと爲すに至る。されば後世に在りて、東洋に於ける哲學、倫理の本原神髓を研覈せんとするに當りて、最大必讀の經典なると論を待たず。然れども本書は意義深遠にして、其本義を窺ふこと容易ならざるを以て、諸說紛起して、注釋書の如きも、實に汗牛充棟の多きに達すれども、之を大別して、象數、理義の二派と爲すことを得べし。象數派は漢代儒者の古說にして、象數に依て判斷を下し、理義派は哲理を主として立論するものなれば、其說自ら異ならざるを得ず。されども易の書たるや、前述の如く、象理二者の具備を以て其成立を告げしものなれば、其實は象數を離れて易理を說くべからず、理義を外にして易象を解すべからず、必ず二者を攝取して而して始めて與に易を言ふべきなり。易の解釋書

先哲遺著 漢籍國字解全書 第三卷

解題 附 著者小傳

易經上

眞勢中州艸創　松井羅州修飾

【易經の解題】易學の書、夏に連山あり、殷に歸藏あり、周に周易ありしことは、周禮に見え、杜子春、鄭康成等諸儒の說く所なれども、連山歸藏は旣に亡佚して、後世僅に周易一書を傳ふるのみ。是れ即ち今の易經なり。蓋し上古伏羲が始めて☰乾☷坤等の八卦を立て、之を重畫錯互して六十四卦と爲し、陰陽消長の理を推し人生吉凶の事を測りしに、周代に至りて、文王之が卦辭を繫け、周公之が爻辭を述べ、孔子其說を尋繹敷衍し、因りて天人一貫、物理同致の旨を明にせしを以て、其義始て備はれり。其の周易と稱するは、

第三巻

易經上

眞勢中州艸創
松井羅州修飾

（附）

易學啓蒙　榊原篁洲講

階梯附言　谷川順祐著

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書